收容書目

本佐錄
豐年稅書
盍徹問答
大學或問
孟子井田辨
恆產記
民間省要

日本經濟叢書

卷一

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷一目次

一本佐錄	本多正信著	一頁
一豐年税書		四九
一盍徹問答	山崎闇齋述	一一一
一大學或問	熊澤蕃山著	一一九
一孟子井田辨	毛利貞齋著	一七七
一恆產記	山中某氏著	一八三
一民間省要	田中丘隅著	二二九

解題

本佐録

本書の著者、本多正信は三河の人なり、佐渡守と稱し、德川家康に仕へて創業の功臣たり、室鳩巣本書に序して、「佐州君以經濟之才、常爲帷幄謀臣、其撥亂反正致太平、雖職由神廟之英武、佐州君亦與有力焉」と云へり、以て著者の爲人を知るべし、本書の著者が果して本多正信なりや否に就ては、古より疑議を容るるもの多しと雖、木下順庵、新井白石、室鳩巣等、皆正信の撰する所となせり、乃ち本叢書は編者の收藏せる平安讀書室藏版本を底本となし、序跋考證等を附したるまゝ、此に收載し、且二三の寫本に據りて、板本の誤脫を補へり

本書は世上に種々の名稱を以て傳寫せられ、治國大概（福田博士の藏本）、治國平天下（編者別に此題名あるものを收藏す）、天下國家の要錄（農事參考書解題に藤原惺

窩の作とせり)、藤原正信論治道書、正信記、正信集等(以上國書解題)の名稱あり、中には內容に多少の差異あるものあれども、大同小異なり
(參考)本書に「一年の入用作食をつもらせて、其餘を年貢に取べし、百姓は財の餘らぬ樣に、不足になき樣に治る事道也、」とあるは、德川創業以來の政策として、後來の諸學者が、其誅求を是認したる、最も恐るべき學說の淵源なり

豐年稅書

本書は著者不明にして、原本亦甚だ不完全を極め、啻に文字の誤謬多きのみならず、目錄と內容と符合せざる所あり、又卷數も闕如せりと雖も、德川時代地方の事を記せる、最古の記錄の一にして、而も書中大に參考に資すべきものあるを以て、特に之を採取せり、本書は貞享二年の序文あれば、同年頃の著作なるべし

盍徹問答

本書の筆者は何人なるや詳かならざれども、元祿年中土佐の藩士某が、其師山崎闇齋に、藩の財政を匡救する方法を尋ねたるに、答へたる顛末を、筆記したるものなり

本書は嘉永年間、藤森弘庵の編纂出板したる、如不及齋叢書に收め、又明治の初年松浦武四郎が出板したる單行本ありと雖、是等の板本却て誤脫多きを以て、天保十五年三月、大林正敬と云ふ人が、謄寫せる寫本を以て底本とせり

著述者、山崎闇齋は朱子學派の碩儒にして、名は嘉、字は敬義、京師の人なり、少時土佐の吸江寺に遊學して、佛學を修め、谷時中、野中兼山等の知る所となり、其勸誘提撕に因て、遂に儒學に歸し、古今有數の大家となる、元和四年生れ、天和二年歿す、著す所、大學啓蒙集七卷、孟子要略四卷、孝經詳略一卷、中和集說一卷、神莫朕議一卷、日本書紀注十五卷、中臣祓風水草一卷、神代卷風葉集十卷、會津風土記一卷、文會筆錄二十九卷、垂加文集十六卷、其他數十部あり

大學或問

著者熊澤了介、（又了海に作る）名は伯繼、本姓は野尻氏、息游軒と號す、父一利、京師に寓し、熊澤氏に娶り、三男三女を生む、了介は其長子なり、了介幼時、左七郎と稱し、故ありて熊澤氏を冒す、十六歲の時板倉重昌の薦に因て、備前岡山侯（芳烈公）に仕ふ、備前に在る七八年、去て京師に遊びて、師を求む、其人を得ず、翌年近江に至り、中江藤樹の門に入り、孝經、大學、中庸等を修め、略〻其大旨に通ず、居ること僅か一年、京師に歸りて、益〻其學ぶ所を研磧し、更に名を治郎八と改め、再び往て岡山侯に仕へ、祿三百石を賜け、側役となる、是れより大に其經濟の才を伸ぶるの機會を得、三十二歲にして番頭となり、藩政に參與し、祿三千石を加へられ、更に名を改めて助右衞門と稱す、了介重職に在る八年、治水、植樹、墾田等、藩の爲めに賛劃經營する所、尠なからざりしは皆人の知る所なり、致仕の後、食邑寺口村（此の時改稱して蕃山村と稱す）に退隱して悠々父母

を待養す、時人之を稱して蕃山先生と云ふ、後復た京師に出でて、蕃山了介と稱し、道を講じ書を著はして、其志を高尙にす、幾もなく、又去て大和芳野に隱れ、又去て明石に赴き、松平信之に仕ふ、信之封を大和郡山、及下總古河に移さるゝに當り、又從て之に移る、貞享四年、幕府了介を召さんとす、會〻門人、其著書を寫傳する者あり、執政牧野某、見て以て處士橫議の罪に擬し、命じて古河城に禁錮せしむ、或人曰く、所謂その著書なるものは、即ち本書大學或問なりと、編者未だ其然るや否を知らず、元祿四年八月、古河に歿す、年七十三、本書は別に經濟辨、一名大學或問、治國平天下之別卷と題し、活字本三卷にて流布するものあり、又了海書、又は經濟活法要錄と題する寫本五册あり、皆大學或問の別名なり、著者は本書の外に、大學小解一卷、論語小解七卷、孟子小解七卷、孝經小解一卷、中庸小解二卷、孝經外傳或問二卷、集義和書十六卷、同外書十六卷、夜會記八卷、(夜會記は別に交會夜話と題するものあり)三輪物語十五卷、其他十數種あり、此等の書中、往々經濟說に涉るものあり、就中集義和書、同外書(本叢書附錄に抄

錄すこは、經濟學上見るべきの所説多し

孟子井田辨

本書は元祿五年の出板にして、內容は表題に示すが如く、孟子に掲げたる、井田の事を解説敷衍したるものなり、著者毛利貞齋は、名は瑚璉、字は虚白、香之進と稱す、浪花の人にして、貞享元祿年間、京師に出でて講説せり、著述は本書の外に頗ぶる多し、概ね國字解にして、所謂俚諺抄の類、是れなり、四書、古文、蒙求、易經、莊子等皆俚諺抄あり、其他經子史詩文等諸書に渉り、注釋考證等を附して、上木したるもの數十種あり

恆產記

著者山中某は伊勢の人、惜らくは傳記詳かならず、本書に寛文二年の序あるを見れば、或は德川初代に近き一儒者なるべきか、然れども書中の文體に就て、之を

推測するに、序文に寛文とあるは、或は寛政か何かに誤寫にして、著者は其前後の儒者にあらざるかを疑はるゝ廉なきにあらず、安永天明の頃、江戸に山中天水（名は恕）と云ふ儒者あり、元と伊勢の人にして、農家の子なり、此人は寛政二年、三十三歳にして歿したるが、或は此等の人の手に成りしものにあらざるか、且らく記して世の博識を待つ

民間省要

本書は幕吏、田中丘隅右衛門の著はす所なり、丘隅右衛門（單に丘隅又邱隅と云ひ、或は休愚とも書す、閭書と題する書には休藏と稱せり、晩年養父の名を襲ぎて兵庫と改名したる由）、字は喜古、冠帶老人と號す、武州八王子の人にして、本姓は窪島氏なり、幼少の時、兄祝道と共に、瀧山の大善精舍に學び、夙に神童の聞あり、後川崎の里正、田中兵庫の知る所となり、養はれて其後を嗣ぎ、田中氏を冐す、養父の歿後、其職を襲ぎ里正となり、循吏を以て稱せらる、正德中江戸

に出でて、物徂徠の門に遊び、又成島道筑に從つて經義を受く、然れども丘隅右衞門の志す所、素と經濟にありて、訓詁詞章の末に齷齪たるを好まず、專ら心を民政に注ぎ、曾て幕府の爲めに、荒川及酒匂川を治めて、永く水害の患を絶つ、道筑石に銘じて其の殊功を表彰せり、後自ら其實驗せる民政上の事實、及意見を詳悉記錄して、一書を成し、題して民間省要と云ふ、本書即ち是なり、道筑之を見て、當世最も有用の大著作となし、幕府に獻ず（一說に大岡忠相に依りて其著はす所の治民篇を幕府へ上れりと云ふ、恐らくは道筑に依りて本書を上りたる誤傳なるべし）將軍大に之を嘉みして、三十人扶持を賜ひ、支配勘定並に拔擢し、多摩埼玉二郡に於て數萬石の地を支配せしむ、實に享保十四年九月なり、其年十一月を以て俄に家に病歿せり、遠近皆之を惜むと云ふ、著はす所本書の外に治水要方、冠帶筆記あり、編者未之を見ず

本書原本の寫字、頗ぶる粗惡にして、魯魚焉馬の誤多きのみならず、脫字衍文等、亦鮮からずして、往々通解に苦しむ所なきにあらざれども、本書は從來史上に有名の著作なるに拘はらず、傳本甚だ稀れにして他に對照すべき良書に乏しきを以

て、止む事を得ず、不完全ながら此の儘之を收採せり、校正の精確ならざるは、編者の遺憾とする所なり

（參考）本書は民政上の重要問題、即ち賦稅、治水、驛傳等の諸項に就き、最も精細に論述して、吏治の參考に資すべき事多々なりとす、殊に當時幕吏の下役等が、上意を解せずして、猥りに邪惡の行動あるを忌憚なく非議し、或は入札請負の惡弊、役人と御用商人の結托等を指摘し、或は時としては、邪神などに托言して、之を攻擊したるは、頗ぶる痛快なり、例へば「御代長久目出度に隨て、下へ遠くなり、聖賢の君と雖も、不能及、況や九萬八千の邪神、貪、瞋、癡の三毒を帶て、其職役に付添廻はるに依り、法を犯し民を貪て止む事なし」などと云へるが如き文字あり、傳に「諱を避けず懇々忠言して皆時情に切なり」とあるは、其實を得たるものと云ふべし

大正三年五月　　瀧本誠一

解　題　終

本佐錄

本多正信著

本佐錄序

三代以後興王之佐、漢曰、蕭曹張陳、唐曰、房杜王魏、是其盛者也、皆雄才英略、曠世偉人矣、然其所下以佐二其主一、而截レ亂致上治之術、蓋亦可二窺而知一焉、唯我佐渡本多侯之於二東照公一、其所三以馮二翼謀謨一者、皆目語領頷而成、未三嘗見二其辯爭論疏、顯然之迹一焉、豈密機秘策、外人不レ可二得而知一乎、抑亦道同氣合相投之機、冥會默契者乃爾也、世有二本佐錄一、云侯所三手錄以告二台德公一者、其言一出二於王道之正一、而無下雙辭涉二權詐一詭譎上、蓋三代之後、佐命之臣、未レ聞レ有二此議論一也、蓋此其所下以佐二東照公一、而開國成治上之道也、夫以高祖太宗、神武寬仁、而資二秦隋嗷嗷厭亂之民一、據二天子之位一、用二四海之富一、以御二元從攀附之臣一、而戢レ戈未レ幾、內亂外寇、相踵而起、喋二血京師一者數矣、今東照公位未レ極二人臣一、富不レ盡二天下一、上奉二天子一、下撫二列藩一、以臨二前朝懷恩之人一、而安二反側一彌二釁隙一、一散二戎馬一、天下怙然于レ今百有餘年、生靈享二太平之逸樂一者、雖三固出二于其至誠仁義、感レ天動レ人者一、然亦未下必不上レ由三侯之暗贊默輔、以二此道一也、豈漢唐諸子所二能企一哉、雖レ曰下其言可中以與二三代謨訓一表裡上可也、宜乎先儒木下直夫、論レ之謂二王道寂中一矣、不レ誣也、但人多疑二其所一レ受、是不レ難レ辨也、今兵家所レ傳、甲州流者、其學出二于山本道鬼一、道鬼惟曰、受二諸京都靑侍一、而其姓字不レ傳、蓋隱士知レ兵、鬼谷黃石之流也、然則侯之所レ受二此道一、所謂唐人者、安知レ非下一隱士知二正道一、伊尹太公之徒上哉、室町氏之季、潰亂否塞、賢者晦レ迹、當

時必用之器、如兵家者流、猶尚甘心下位、而不屑爲凶逆姦賊之用、剏知天道王道若人矣、宜乎其自重遠引高擧、而道必待其人、而後授也、然則不可謂藤惺窩數子之外、無其人而致疑也、友人山本蘭卿篤信此書、校以數本、繕寫成帙、一日出以乞序、乃書邦彥平生所持論、以置諸其首

阿波國儒員柴邦彥書

題本多佐渡守藤正信論治道國字書

世傳、本多佐渡守藤正信論治道國字書一卷、題云本佐記、有後人跋、蓋慶長中佐州君以老成奉事台廟于江府、執政柄十年、此時所奉敎旨、錄以上進也、近世贋書多出、往々有矯名賢之作、以售其說者、雖此書亦爲輿論之所疑、唯頓庵木先生、白石新君美、皆以爲出於佐州君之手無疑也、佐州君次子安房守政重、號大夢者、始仕乎加賀爲國老、子孫承襲、以至今安房守政昌已四世矣、其家藏先世舊物、中有簡牘文書、此書居其一焉、於是始知此書爲佐州君之所撰、而成於當時啓沃之餘也、頓庵白石之監定、亦可謂信而不謬者矣、大夢君二世安房守政長、號素立軒者、嘗手寫此書、以授其幼子政寬藏之、素立君卒後、其本始出、今茲夏、今房州君族人靑地齊賢、別寫

其本、遞送示直清、且致房州君之意曰、此以政長親書之本寫之者也、正與舊物之本兩出、今取兩本校之、舊本雜以漢字、大抵與俗間所傳之本相類、但無題號跋語而已耳、至於政長親書之本、則其用漢字者悉從國字、書中亦有小異、疑當時上進之日、便於乙覽、而取易讀、故更以國字錄呈、且其語亦稍經改置、而政長以其本寫之也、吾子幸題數語、以記此書之經由、則將與政長親書者、並傳于家、以示後昆、此政昌之願也、夫光昭祖先之美、孝子慈孫之事也、房州君之用意、亦近於厚矣、惟昔東都創業之初、佐州君以經濟之才、常爲帷幄謀臣、其撥亂反正致太平、雖職由神廟之英武、佐州君亦與有力焉、今觀此書之言、惓々以畏天命收人心爲本、非若後世惟近效小利之是務、則其所以輔台廟於守成之日、亦可知矣、其嫡子上野介政純、自父時已在神祖左右、贊大政論事、謇諤有父風、及佐州君相台廟之時、父子分居駿江兩府、並爲輔弼之臣、其後神祖晏駕、佐州君尋卒、上野君召至江府、與聞政事、四年賜城邑于宇都宮、居無何、不幸君臣有隙而讒入之、卒以曖昧、得罪貶謫以死、至今莫能辨其寃者、君子深悲之、嗚呼佐州君有功於社稷如斯也、而其子孫僅至二世忽焉亡矣、不得與國家同休於永久命也、夫今大夢君之子孫、棟梁大國、累世赫奕不墜家聲、旁族姻戚繁衍國中、豈天之報施佐州君者其在斯耶、其在斯耶、直清謂治道一也、用之於國則足以利國、用之天下則足以利天下、此書也、佐州君既用之於天下矣、房州君亦宜務思所以用之於國可也、豈特奉揚其書而已哉、直清既重青地之請、又嘉房州君之意、遂爲之

書、時享保十年也、鳩巢室直清

本佐錄序

この書の趣は、神祖の御家老本多佐渡守正信本作なり、台廟台徳院殿ある時、天下治亂國家の盛衰、人君の存亡萬民の苦樂、如何なる所より起るぞと、工風したる事有やと御尋のとき、年來此事のみ、晝夜工風仕、賢才の人にたづね聞き、又世上の人のうへにてためし見て、ひとつの道理を、心に得ると御返答ある時、其道理を書きみせよと、重て上意有の時、御覽たやすきやうにとて、假名書にして差上られ候なり、上覽の後、殊に勝れて、奇特に思し召され、御秘藏に被ㇾ爲ㇾ遊、折々御披見有ㇾ之、然るに此書の下書、本多佐渡守次男安房守、松平加賀守家老に被ㇾ遣、他の見分もなかりし、安房守家老戸田靱負助、七十餘後號二雲齋一、京二條下村木町東側に隱遁し居られたるとき、予が友三宅玄賀、法名慶雲、佛道の友達なれば、折に觸れ興に乘じて、此書の物語ありし時、玄賀強く懇望致され、寫置て子息孝伯へ送られたり、予ひたすら所望申に依て、辭するに言葉なく借たまへり、尤他見可ㇾ有二用捨一もの也、本多佐渡守子息兩人、兄は上野介、次男は安房守、戸田靱負助は佐渡守內儀方の甥也、此書を本佐錄

と號する事は、後に玄賀名付られたり、献上の時は尤外題無レ之、
或人謂、正信は駿州に久しく閑人にして、本は神祖の御鷹匠なり、次第に御奉公つのり給ひて、後に
は神祖御家老職に成給ひぬとなり、

天下國家を治むる御心持の次第

一　天道を知る事
二　身を端する事
付　我身の行、國の政のあしきを前廉に知る事
三　諸侍の善惡を知る事
四　國持の心を知る事
五　家を繼べき子を選び付後見の人
幷おとな役の人えらぶ事
六　百姓仕置の事
七　異國と日本との事
右治要七條の目録也

本佐録

本多正信著

天道を知る事

天道とは神にもあらず、佛にもあらず、天地の間のあるじにて、然も體なし、天心は萬物に充滿して、至らざる所なし、たとへば、人の心は目にも見えずして、一心のあるじとなり、天下國家を治る事も、此心より起るがごとし、彼天道の本心は、天地の間太平に、萬人安穩に、萬物生長するを本意とす、又天下を持人を天子と云、天下を治むべき、其心器量にあたりたる人を撰び、天道より日本のあるじと定る也、此天道の理を日本の物知と云程の人に心を盡して尋聞ども、神道は天台、眞言の佛法を天道に引合せ、禪は達摩の教を取合せて極意とし、又今日本の儒者佛法をばこなせども、奥意は禪法と一つになりて、終に天道の理に明ならずして數歲を送る、唐の治を聞に、太刀かたなをも用ひずして、四百餘州を治て、代々子孫に傳へたる事多し、日本も神代の時より、代々天下を治め、子孫に傳へたり、然るに近年天下終に治らず、一代二代にて亡る事不レ審、更にあきらかならず、唐人の物知と云人、日本へ來る時、此不審を問たれば、唐人答ていふやうは、日本も唐も、上代も末代も、人の心に替はなし、

天道を知らずしては、心を勞し形を勞しても、天下治らず、天道を知りて天下を治る時は、心を勞せず、形を勞せずして、自然に天下治り、子孫さかふる也、唐人に傳てこの天道の理を得たり、私の工夫を以申にあらず、然ども口傳にあらざれば、眞の妙所には至りがたし、唐にても學文高上の人さへ、天道の理の明なるはまれなり、大かたを書付侍れ共、言語に述られぬ一段あり、但天也理也、又權道といふ事あり

身を端する事

天下を持人は身を端し、心を誠にして、天下泰平に、萬人安穩に政を行時は、天道に叶ふ、若し、私欲にふけり、身の榮花を極め、萬人恨をふくまば、天道に天下をとりかへされ、先祖の名を失ひ、人民にうとまれ、子孫長く亡べし、堯の舜に天下を讓り給ふ時の語に曰、「咨爾舜、天之曆數在二爾躬一、允執二厥中一、四海困窮、天祿永終、」とあり、天地ひらけてより以來、堯舜にましたる聖人はなし、また天下を讓るほど大事はなし、代々の聖人此語を以て天下を讓るなり、此語の意は、天道より天子に、天下をあたへ給ふの心は、天子より天理を行ひ、天下の萬民を安樂に治むべし、天下の萬民困窮し、苦しみつかれば、あたへ給ふ所の天下、悉く亡べしとなり、此語をよく行たる人を聖人といふ也、執二厥中一といふ一語、あぢはひ深ふして筆にものべがたし、日本に皆義理を惡く付たり、四百餘州を治るも

此中の一字也、堯舜の心も此中の一字也、中の一字則ち天理也、日本に佛法わたらざる以前、神武帝堯舜の掟を守りて天下を治る時は、二千年に及んで代々天下を子孫に傳へたり、その後佛法を堯舜の道に取合せて、神道と名付て日本をしばらく治たり、道といふは、天理の一つよりおこるに、佛法を取合たるに依て、道次第におとろへて、神武帝の掟にそむき、王法おとろへて天下を失ひたり、五百年以來猶以道といふ事を知ずして、程なく天下を失ひ侍ぬ、唐も天子たる人、堯舜の道を行ひ、天下を治る時は久しく保ち、又老子、莊子、佛法、禪法を信じて、堯舜の道を忘るゝ時は、久からずして亡又呉子、孫子、六韜三略の謀を以、天下を得たる人あれ共、是又久からずして亡、或はしばらく治といへども、動亂止事なし、此故に、今唐に堯舜の道の外に諸法を用ひず、故に天下久しく治て代々子孫に傳る也、唐も日本も道を以て治る時は久しく、道を失ひたるときは亂る、目前の證據也、百姓は天下の根本也、不飢、不寒、困窮せぬごとく養べし、侍は君の一命に替るもの也、日本は道をとなへ失つてより以來、廿年、卅年の內外には、一度は大亂あり、大將敗軍の時に、諸侍一人も心替らず、同枕に討死をする樣に、情を以てつかふべし、威勢を以て、あだかたきのごとくつかふ時は、其恨骨髓に徹して、折を待て一類をも捨、謀反をおこし、まして敗軍のときは、主をそむきとらへていだす、敵よりこはきものは味方也、勝に乘ときは女も武にへんずる例あり、侍をば自然のおちめの時は、一心に忠節をなすやうに情を以て使ふべし、一類を捨て謀反をするも、また一命を捨て忠節をするも、君一人の

心にあり、内の者さへ二心なくおもひ付なば、何ぞ軍に勝ざらんや、三略に主將の法は、英雄の心を取るとあり、又我得かたに心ひかれて、我身の善惡知らぬもの也、我心の惡なるをしらんと思はゞ、天道の掟にそむき、萬人安穩にする政を忘れ、高慢の心出來、或は利欲に耽り或は華麗を好み、或は亂舞或は好色、或は棊双六或は諸藝遊樂に心をうつして天下國家の政を失ひたらば、天下やがて亡べしと知べし、また學文は聖人の天下を治むる法度也、政に隙あるときは書物をも見、又よませて可レ聞、しかれども、學文に心を入れて、徒に書物をもて遊び、一日も政におこたる時は、天命に背き只理斗を聞べし、弓馬、鐵砲、兵法の類は、一人に敵するものゝわざ也、天下國家の主人は、是にも心を不レ可レ入、古の聖人は、一藝もなくして名は萬代に殘り子孫長久なり、それ知恵はみがゝずしては明かならず、其磨に智あり、堯四百餘州の天子となりて、丹朱といふ子あれども、民をやしなふ智なしとて、天下を讓らず、大臣卿相の中を察しても、民をやしなふ智なしとて不レ讓して、歷山といふ所に田を作りて居る舜といふ人の賢人なるを聞て、天下を讓る、智恵の廣大なるを聖人といふ、天地はじまりて今に及ぶまで、堯舜ほど智恵の廣大なる人なし、その舜の智恵のみがきやうは、中庸に、「舜好レ問而察二邇言一」とあり、此心は、我廣大なる智恵をば智恵ともせずして、諸人いやしき者にも、天下の爲に成べき事を問ひ、又目の前のあさき事をも問聞て、さて諸人の善言の内にて、すぐれたる善言を、舜の廣大なる智恵を以て察て、さてそれを我智恵として天下を治めたり、是聖人の智恵の磨樣也、日本は智

惠あさくして、賤き者にもものを問ふ事を恥とす、然らば、大臣に智惠深く正路なる人を撰び、又奉行に能者を撰び、近習によき者を撰びて、少の事をも一人〳〵によび出し談合して、智惠の上下を察して、よきをとり惡敷を捨べし、又心かしこくても、辯說のたらざるもの有て、口にていふ事聞入がたくば、其事を一々に書き付けさせて見、其中のよき事を取て、我智惠として用ゆべし、如ㇾ此ならば、君臣共に智惠明にして私なく、聖人ともなるべし、四百餘州さへ、智惠あれば一人を以て治むる、況や日本は小國なれば安く治べし、少しも私の智惠を自慢しては、小家を治ることもなるべからず

我身の行ひ國の政の惡敷を前廉に知る事

國亂れ天下亂んとする時は、或彗星、或大地震、大火事、大洪水、飢饉、或は好色、或は嘉み深き能臣下多く死する事あらば、天子の政惡敷に依て、人民の苦しみ天に通じ、天下國家を亡す事を、天道より告と知るべし、時をうつさず天子の心をあらため、大臣奉行の行の是非をたゞし、また正路なる横目を國々へ遣し、萬民安穩の政を施すべし、政を改る時は、災は程なく消るもの也、むかし殷湯王天下を治めし時、天久しく旱して萬人困窮す、湯王天子の位をすべり、御衣をぬいでかやのこもを身にまとひ、桑林野と云所へ出て、六ヶ條を以て天に祈りて曰、一、我天子といへども、年貢の外、民より草

つとをもとらず、二、政に私あらず、三、民の職を失なはず、四、家に金銀をかざらず、五、内緣を以て政をきかず、六、讒言する人を愛せずとおぼゆれども、もしいま、我に誤あらば、我一人をとり殺して、萬民安穩にすくひ給へと祈れば、聖人の心天にや通じけむ、その詞いまだ終らざるに、大雨降りたり、聖人の祈禱みな若ㇾ斯、唐にても無智なる王は、老子の道を信じ、又天理を知らざる儒者を信じて道に迷ひ、又佛法を信じて護摩をたき、經をよみて祈る、みなこれまいすの身すぎのために、しおきたる事也、不ㇾ可ㇾ信、佛の心にもちがひたり、但伊勢天照太神をば可ㇾ信、則天理也、道にかなふたる神也、今學文して、心の迷ひをはらさんとおもはゞ、師匠の無欲にして、正路なる人を能撰びて、四書五經、通鑑、史記、漢書の内の理斗を先可ㇾ聞、いま日本に天理を得道したる人なし、師匠のおしへに隨て學文をして、心あしくなりたる、多く見及たり、これは師匠の教様あしきに依てなり、師匠と大臣とを撰ぶ事、天下の大事也、古今、源氏、伊勢物語の類、高上に云なしたれども、國政の爲とはならず、却て戀のなかだち、あそびのたよりとなりて、徒に心をうごかす類なるべし、皆道に迷ひ、惡く天下を治るに依て、天より災を下すと知るべし

侍の善惡を知る事

君の爲に深く忠をおもひ、節にあたりて、一命を可ㇾ奉とおもふ者は、折にふれて天下のあしきをそし

り、時として耳にさかふ事をいさめ、出頭の者のあしき事をそしりて、にくまるゝ者あり、又君の爲を次にして、身を立んとおもふ者は、緣を求て上の聞へよく御心に入る行ひ斗りを嗜者あり、身を立んとおもふ故に、君の心に合やう斗を嗜て、君の惡をいさめざる也、忠節を思ふ者は、君の惡をやめんとする故に、かならず君の心に背事有、君の心にそむくをもかへりみず、いさむる程の忠心のものは、君獨身に成事あれども二心なき者なり、義理を知らず身を立んとおもふものは、きみの大事に及ぶ時は、身を立ん爲斗にこそ主と賴たれとおもふて、忽心を替て、又先にて身を立んとおもひて、折を見て大成謀反をする者也、明君たりと雖、忠臣佞人を見知がたき者有り、況中智の人は當座機嫌をとりて、君の詞に付てやり、君のすくことをすゝむるものを善人とおもひ、君のために忠をおもひていさむるものを惡人として、我身の亡ぶることを知らず、惡人君の傍に有る時は、（イ善）賢人退き、賢人君側に有る時は惡人退者也、賢君は賢人とあひ口成もの也、愚なる君は、愚なる者とあひ口成もの也、その友を見て、其の人の心根を知るもの也、善惡の人を撰ぶに法あり、近臣譽るとも不ㇾ可ㇾ信、大臣譽とも不ㇾ可ㇾ信、國の人譽めば信じて、また直ちに心をためして信ずべし、また近臣そしるとも、大臣そしる共、不ㇾ可ㇾ信、國の人そしらば、其の上にまた直ちにためして、惡人ならば忽に信をさるべし、又心は惡人なれども、譽らるゝ行を嗜者有、賢臣なれども、直成事斗を云てそしらるゝ者有、一應をもつて善惡を定むべからず、是れ聖賢の人を撰法也、周文王、武王、天下をたもつの時ほど、世の盛成

事はなし、其時だに才愛徳と兼たる臣下は、九人ならではなし、その内に女に一人有、世にありがたき者はよき人也、天下の治も亂るゝも、近臣二三人の間にあり、其人を撰事、君一人の心にあり、一人正しきときは、聖人賢人自然にすゝみ、一人邪なるときは、小人佞人自然にすゝむもの也、賢君賢臣とは智有、仁有、勇有て、無欲なる人也、君と臣と邪の財寶を好む時は、天下の萬民困窮して、天道に背き人民に疎まれて、其身必亡ぶ、財寶に天下をかへ、財寶に名をうしなはんや、名と利と二つながら取事はならぬ事、古より定れる法也、大學曰、「財聚則民散、財散則民聚、」と有、孟子曰、利はまことに亂のはじめなりとあり、萬の惡事此利欲より起也、物十分なる時は、必衰ふるもの也、月圓滿成時は必かくる、また春夏秋冬のうつりかはりて、草木にはなさき、實のることと天道自然の理也、故に財寶をあつむるに心持有、聖人の語に、「君子周レ急不レ繼レ富、」と有、此心は萬民困窮せぬやうに養て、其外自然に聚る財寶は、たくはへ置て、鰥寡孤獨、貧窮の者にあたふべし、貧窮の者に財を與ふる事、此慈悲必子孫にむくふ也、「文王發レ政施レ仁、必先二此四者一」と也、此こゝろは、聖人天下を治給ふ第一のはじめの政には、鰥寡孤獨の四者に慈悲を加へ給ふ、此慈悲天に叶ひ、八百年天下を治給ふ、子孫のためを思はゞ、此所に心を付て、萬人をはごくむ事肝要也、又今、日本に引合せては萬人を苦めず、自然にあつまる金銀は尤財也、我身の榮花につかふべからず、能たくはへ置べし、或は飢饉等の時、萬民に與ふべき也、又逆心の者有レ之、長く在レ陣の時、金銀米錢なくしては、軍勢の兵粮を送るべき便

もなし、また忠のあるものをいさめん爲に、はうびにも遣すべし、又知行は末代のものなれば、とらせにくき事も有、左樣のときは先づ金銀を遣して、當座の心をいさましむるためにも成者也、此時の用に能たくはへ置べし、この財寶を忠なく富貴なる者にむざとあたへ、又諸道具に費やし候事、天理にそむくの第一也、又臣下の惡を知らんとおもはゞ、先驕たる者、欲ふかき者、分に過たる體をする者、才覺の過ぎたるもの、主に邪欲をすゝむる者、辯說聞て誠すくなきもの、右の六は私欲の一より生ずる物也、此覺悟有ものは天下第一の覺有とも天下にはゞかる物知成とも、惡人と心得て近所には不ㇾ可ㇾ置、近代才覺なる人と云を見れば、口には無欲を語りてひとをたらし、內心は欲深く、忽道に違ひたる事をも、詞に品をあらせて、聖人の道を我得かたにとりなし、君の本意をそこなふ者多し、近邊に不ㇾ可ㇾ置、人をたらす邪智深に依つて、能人をたぶらかす者也、巧言令色の者は、仁ある事すくなしとて、詞をつくろひて君の心に入る事をたくみ、笑はれざることを笑ひて、機嫌を取者は、誠少なき物なり、大臣奉行に善者あれども、近習のあひ口の者に佞人あれば、大臣奉行も君の心根の善人かあしき人かわきまへかねて、いさむる事ならぬもの也、近習の人を撰事肝要也、唐にも日本にも、近習の佞人君の心を損じ、天下を破る其例多し、また論語に、「剛毅木訥近ㇾ仁、」と有、此心は言葉をかざらず、形をがざらず、ものをとへどもさし當りは鈍にして、理に當りたる事をいふ者は、無ㇾ僞誠ある者也、又、通鑑曰、可ㇾ諫を見て諫は頓にして易く、不ㇾ可ㇾ諫を知ていさむる、是を忠臣といふ、伍子

胥、屈原が類是也、日月と光を同して、萬代の忠臣の手本也、又、人の氣方を知る事、何ぞ用所（マヽ）の時、第一、日の内、第二、五音、第三、顔の色なり、この三色常の行跡にちがはゞ、その者は中智のひとと知るべし、又本心たゞしからずして、作り行跡をする者あるもの也、いづれも智恵の眼にあらねば、見へかぬるのみ

國主郡主の心を知る事

國々へ横目をつかはし、天下亂れたる時、むほんすべき者か、忠を致すべき者か、此心根を種々にあしらひ、又手をまはして尋知る事肝要なり、國主の國を預る事は、天子の天道より天下を預ると同じ、是又萬民安穩にして、天下の爲めに忠をおもふべし、その國の治りたるを知は、先百姓のありつきよく、家居能くし、次に國主おごらずして、公儀を恐れ、臣下は二心なく、國主に忠をおもひ、國中の人民子は親に孝を盡し、夫婦兄弟和合して、邪なる政なくば、國主たゞしくして、下萬民治たりと知るべし、また國中の人民を困窮させなやませて、金銀財寶を蓄はへ、身の榮華を極め、城の要害を堅くし、大名と盟を深し、公儀を輕ずる者は、道を知らざる故也、道を知らざる者は、後必謀叛すべしと可ㇾ知、大臣近臣取合せを云とも不ㇾ可ㇾ信、正路なる横目を取替〳〵、三年も五年も遣し、其國の風俗を能ためし聞て、其つて〳〵を以て、一往も二往異見を加へて、夫にても心なをらずして、右の行つのらば、難

題を言懸、急に取ひしぐべし、兩葉不レ斷、則將レ用ニ斧柯一、實子兄弟親類たりとも、ゆるかせにすべからず、天下に替先祖子孫の名をうしなはんや、天下の大事是にあり、智惠の眼にあらずば見がたし、能行跡に心を付て可レ見、また横目は正路にして、智惠ある者にあらずんばつかふべからず、邪なる横目は善惡をわきまへず、言聞せて善人を惡敷言なし、惡人を善人ときかせて能人を失ふ事多し

家をつぐべき子を撰幷後見のひとおとな役の人撰ぶ事

先祖の名をあらはし、子孫の繁昌は天子一人の心にあり、人は上中下の智惠あり、上智と下愚とは稀にして、大略中の智惠の者也、中智の者は敎へやう次第に上智にもうつり、下愚にもうつる者也、世をつぐ者は、庶子の内なり共、其智惠を能ためして讓るべき也、先幼少の時より傍に可レ置人は、律義にして智惠ある人、又正路にして輕薄いはざる物知、また近習の者には、正直にして智惠才覺ある者を見立置べし、武勇の覺有者なり共、分別なく驕たる者を不レ可レ置、扨不斷の物語は、古今の天下の治やうの善惡、又國持の善惡、上中下の人の品々の善惡、公事の理非、決斷、又弓馬、軍法、兵法のさたなどを可レ致、一藝をもおしへべからず、女雜談遊びばなし、あきなひ咄しなどする者あらば、横目を付て近所へはよすべからず、賢君たりと雖ども、輕薄をいふ者あい口となる者也、殊に幼少のひとは、引入樣大事也、當座の間に合せ、能き口を言ひ、輕薄を言者一人あひ口となれば、主の心にあひ度ま

また、諸人皆輕薄を習者也、天下の亂るゝ端なり、故に佞人又は輕薄を云者を深く戒たり、又猿樂舞町人座頭の類のあそびもの不ㇾ可ㇾ近、この者どもは、ひとをたらし、身を立てん事斗を晝夜工夫して、その類々相集りて互に取合せをいひて、君のすく心根を能見付て、惡道へ引入て我利を取樣にするもの也、上智の人も移りやすきは心也、種々おそろしき工夫を以てたらすに依て、不ㇾ覺してたらさるる也、かりにも近所に不ㇾ可ㇾ置と也

後見に付る人の事

後見は小身にては成るべからず、國大名の中を能く撰びて、其器量に當りたる人あらば、嘉みを深くすべき爲、又は人のおもんずるためにもなる間、縁者にして後見と可ㇾ賴、又大名の中にも憶成者なくば、家に忠ある者の内の憶成者か、また一類の内の能者かを見立て、國を與へて後見と定むべし、此後見といふものは、時世うつりて天下四方みな敵となり、大臣卿相皆謀叛するの時あるべし、其時に少も心を不ㇾ動、君と一所に謀をめぐらし、君と一所に打死すべき者を撰也、其撰樣は、第一に律義、第二に智惠、第三に武勇也、其人の知樣あり、其人我家に居て、公界の人なきときに何事をすくぞ、何たる者あひ口ぞ、何事をすきて物語するぞ、取わきて心を付べき事は、內の者の仕置百姓の仕置を見べし、是にて眞實の本心あらはるゝもの也、是聖人の人を知樣也、され共わが才覺にて奥に惡心有者は、二

ねん、三年にても、心根知れぬ者也、辯說に利發なる者有、作事普請に利發なる者有、物ずきに利發なる者有、諸藝に利發なる者あり、又無能無藝にして算用に利發なる者有り、又物をも云兼て、天下國家を治るかたに利發なる者あり、心を付ていづれの道に智惠有といふ事を知て、智惠の高下を可レ知、諸道にわたる智惠は不レ可レ有、人には利發あまりて諸藝に達し、辯說聞てちいさき智惠の者多し、無調法にしても大成智惠ある者有、まれ也、尤能人也、此段によく心を付べし、大工の木をつかふごとく、其智惠〳〵にあてがいつかへば、事かなふもの也、又侍をば情を深くして、君の大事に及時二心あるまじき樣に親み、我身の榮華を忘れて大息をついて、主人の事を大事におもふ者、千人に一人は有者也、如レ此人あらば、おもて內儀に橫目を付て、心根を能ためし、又直に其人を呼出し、いかにも心をくつろげさせて、物事に談合を切らして、智惠の輕重を察して、さて國郡を與へて仕置を可二申渡一、一、賢人を親しみ佞人を退べし、二、忠節の心ある者を賞し、罪あるを罰べし、三、公事の理非を明にすべし、四、百姓を撫育すべし、五、天道をおそれて我身を端すべし、此五ヶ條唐の國の治樣也、又日本近代の侍は、義理を知らざるに依てつかひやう大事也、窮て愛過る時は驕る、おごる時は主を殺し又なさけなくしては恨る、恨深けれ共其家をさらざる者は、折を待つて謀叛す、是主人一人の心にあり、心を正して國の風俗をすなほに可レ致と、如レ斯申渡て、其國の風俗を、五年も七年もためして、おこなひよくば後見を可レ賴、またよき人も大名になりて、大略心替る者多し、國の政事を忘れ、百姓

をせたげ、侍を不㆑愛、金銀財寶を蓄へ、猿樂遊びもの丶類を友として、遊樂に心を移し、國の政を忘る丶者有、如㆑斯なるに依て、聖人も人の善惡を見る事、一往二往にてなり兼ると也、故に能心を付、ためし見る事肝要也

百姓の仕置の事

百姓は天下の根本也、是を治るに法有、先一人〳〵の田地の境目を能立て、扨一年の入用作食をつもらせ、其餘を年貢に收べし、百姓は財の餘らぬ樣に不足なき樣に、治る事道なり、毎年立毛の上を以納事、古の聖人の法也、如㆑斯收時は過不及なし、又九月十月の間に、國の中の道橋を造營して、往還の煩なき樣にすべし、入用は公儀より扶（イ持）助すべし、此外に少も民をつかふべからず、又田地になき米をとり、横役に懸て、百姓つかる丶時は、田にこゑをする力なく、田畠をかへす事も半作成に依て、物成あしく、此故に國つかれ民亡び、天下國家の費一倍二倍にあらず、其上に民の恨天に通じ、つみ天子一人の身にせまる、天子は百姓を安穩に治る役（イ故）に、天道より定られて、却て我身の榮華に百姓をつからかし、驕を極て天道にそむき、人民にうとまれて、後に必其身亡ぶ、古の聖人賢人も美女を愛し、食に七珍を調、玉樓金殿を好まざるには有るべからず、然れども天道の掟にそむかば、我身の亡ぶるのみならず、親類妻子まで路頭に立せ、先祖の功をむなしくし、恥を萬代に殘す事を恐れて、心を盡し

民をやしなひ、榮華をやめて國家を治むるは則天の道也、又萬人を撫育して、民君に思ひ付こと父母の如くならば、其後は美女を愛し、食に八珍を調へ、玉樓金殿を好ても、天に不ㇾ背して子孫さかふる也、孟子曰、古人與ㇾ民偕ㇾ樂、故ニ能樂也」とあり、天の理を不ㇾ知しては、百性を養といへども心とゞかず候也、天道の掟を守りて天下を治、又常に軍法に心をかけて英雄の心を取り、又萬民を撫育し、子孫に天下を傳んと思はゞ、日々夜々に工夫する共、心隙有べからず、然に浮世の狂言綺語に月日をうつし、我すく事に心を移し、又茶湯と云事を高上におもひ、歌、連歌を古びたる事とおもひ、（イ人）侍のなげきをも不ㇾ知、萬民餓死に及とも不ㇾ聞也、天道より是を見給はゞ、天罰當座に當るべき事なれども、天の德廣きに依て、大惡人は一代にて亡、小惡人は子孫亡ぶ、盜人の類斗を惡人と云に非ず、萬民を苦しむる者を大惡人と云也、孟子曰、暴ニ其民ニ甚則身弑國亡、不ㇾ甚則身危國削、名之曰ニ幽厲一」と有、天地の間に人ほどの寶はなし、又金銀は水火に入てもおぼれず、人につぎての寶也、しかれども道に背たる金銀を蓄好時は、人を損るに依て、君子は財を集めず、然に近代は、君の一命に替り、大事におよびて二心あるまじきとおもふ侍をば、あだ敵のごとくつかひなし、百姓は妻子をはなれてかつゑに臨むごとくにせたげ、金銀をばつちくれのごとくにして、茶入反古のきれなどを寶とす、國の政の爲にさはりと成者也、天道の理あらば、茶湯の師匠する者子孫必亡べし、天下の主人の數寄は、日本の國土山川をよく作事して數寄屋と定め、其中の萬人を客と請じ、其人の心に合樣に亭主ぶりを致したらば、

天下第一の數寄者たるべし、又堯の家居をいはゞ、地形の高事三尺、たるきをけづらず、かやを以て家根をふきて、金銀をかざらず、御衣も破れざる内はかへずして、唯天下の萬人を撫育する心の外に、別の念なし、天地の間に生ずる金銀米錢は、天地の間の萬人を養はん爲に、天道より與へ給ふを、萬人をかつゑにのぞませて、君の藏に納置、一人の榮華をするは、天地の物をぬすみたる成べし、天其咎をゆるさんや、天下を有ち國をたもつ人の早くほろぶるは、此罰をかうぶるといふ事を、人知らず候也、心道（イ天）に背て亡るをば不ㇾ知して、我身の運の盡たるとのみおもふ事愚なることなり、天下の萬人のよろこぶ心を、君のたのしみとしてこそ誠の樂しみにて候へ、萬人をくるしめ一人たのしみ、子孫をはたし候事、智惠あさきたのしみなり、日本の延喜帝は民をあはれみ、寒夜に御衣をぬいて、寒苦を民と同したまふ、此心を以て民を養ふに依て、名は萬代に殘り子孫榮へり、後白河法皇智惠なくして、天理を知らざるに依つて天下を失ひたり、是みな天道を知りて天下を治るときはさかへたり、天道を不ㇾ知して民を苦しむる者は亡るしるし也

異國と日本との事

唐の治を聞くに、堯、舜、禹王、湯王、文王、武王、成王、康王などは、天道を恐れ衣食をかざらず、家居をそそうにして、天下の萬人を安穩に治たる時は、四百年、六百年或は八百年天下みだれず、子

孫さかへたり、其ののち周の世の末より、君たる人驕を極、さしも智惠深き國なれ共、天道の理をとなへ失ひ、仁義の道を知らず、衣食に金銀を盡し、家居に玉をみがき、萬人の苦みを不ㇾ知して、一人のたのしみをなせしものは、一代二代にて亡びたり、秦漢の代よりは學問の教もあしくなり、面には君に隨ひ、內には虎狼野狐の心ざしをふくむ、是聖人世に出て、道を以天下を治めざる故なるべし、如ㇾ此惡世の時分に天下を治るには、文武の二を兼ずんば治る事なりがたし、されば漢の高祖の世を治めしは、武勇と心ざしの大きなると、臣下のいさめに隨ふ事、流水のひきゝに行ごとく成心を以、四百年に及て天下を持てり、又唐の世にも太宗皇帝は、仁義の道を專らとし、萬民安穩に治る事古の聖人に似たり、又其上に武勇の威勢强故に、曾て下たる者法を不ㇾ破、かりにも君を背きあなどる事なく、天下泰平に子孫に傳へたり、誠に亂れたる時代を治るには、先武を以國をたいらげ、後に文を以萬民を撫育し、しぜんに道を知りて、無道なき樣に治る事肝要也、故に文武は車の兩輪のごとし、一つもかけては、亂たる世は治めがたしとかや、漢の世も、唐の世も能く天下を平にするといへども、天子天道の道をよく會得せず、身の行不ㇾ足に依て合戰さらに止む時なし、これ謀にて天下を奪ひたると、天理にて天下を得たるとの違なるべし、其後宋の世と成て、天道の理を知る者有て、天下へ教弘め合戰をすれ共、我身を忘れて、萬人を安穩に治めんと思て、戰に依て天道に叶、小勢を以大敵に勝、又國を治れ共、仁義を以政をするに依て、宋の世三百年に及び得たり、元朝大明、天道の理を知て天下を治る

に依て、代々天下長久なり、如レ斯以レ道治といへども、天子一人惡君にして諫めをもきかず、天理をとなへうしなひたれば、宋の世も元朝にとられ、元朝も大明王に奪れたり、是は唐人の物語にて聞し也、又日本の昔を尋ねきくに、神武天皇は天照太神の掟をうけて、衣食をかざらず、家居を麁相にして、萬民を安穩に治たる時は、代々子孫に相傳して天下泰平なり、末の世と成て賴朝天下を奪取り、口には仁義を以萬民を治といひて、內心は欲深く、天下を我爲にして萬民を苦しむるに依つて、其身死期を不レ全、又賴家は弟に殺され、實朝は甥に殺され、程なく天下を失ひたり、北條天下を取て、泰時、時賴と云者少し道の心を知て、我身の欲を忘れて萬民の爲めに心を盡す此故に九代其法度を以て治たり、相摸守高時入道一人遊樂を好み、萬民安穩の政を忘れて、先祖の功をむなしくして一朝に亡びたり、また尊氏天下を取て、二代は天下を治むといへども、動亂兵亂不レ止、三代に及て細川常久と云者、少し道の心を得て天下の爲君のために心を盡してけるが、誠に常久一人の法度を以て十四代治たり、皆天道の理を以て治る時は久、又天道の理に背て治る時は一代の內に亡ぶ、其後三好、松永、信長、太閤などいふ人、武勇は古今にまれなる大將也、此勢にては子孫も長久成べきに、君臣ともに道といふ事を不レ知、花美を極め、むごき心根有、私欲にふけり、驕を極めて萬人をくるしましめて、天道にそむく故に皆一代にて亡びたり、天道の理をあきらかに知れば、天下を治むる事たなごゝろをさすごとしと、聖人もいはれたり、前にもいふごとく、種々の諸法の教に心まどひて、皆天下國家を失也、先釋

迦佛といふは天竺の人なり、天竺の人の心すなほならずして、國おさまらず、釋迦佛檀特山と云山へ引こもり、天竺の風俗を工夫して、國を治る手だてに、極樂地獄といふ事をかりにたてゝ、此世にて善をなせば極樂へ往生し、惡をなせば地獄におつると教たり、誠の極樂地獄有にあらず、此世を治めん爲也、尤佛の心は殊勝なり、國を治るの理にもかなひたり、是則權道也、愚なる人は誠の地獄極樂あると心得て、此世はかりの宿、後生こそ大事とて、妻子を捨て出家遁世する事大にひが事也、佛の心にもかなはず、又宮寺を立、神に祈れば惡事消、善事來ると吉事を誠にして、財寶を費事、是又大にひが事也、民を困めて宮寺を立る事、神佛の內證に不レ可レ叶、すぐれて道に叶ひたる人を神といはひ佛と申すなり、この神佛の心は萬民安穩にとこそ守り候へ、其人民を苦しめて、宮寺へ金銀を捧るを滿足と思ふべく候や、却て罰は當り候とも神佛の御心に不レ可レ叶、慈悲正直なれば、祈ずして神の內證にかなふ也、出家と神主にたらされば本心をそこなふなり、又達摩といふ人出て、心もなし、佛もなし、神もなし天道もなし、死してはやけば灰埋れば土、昨日は今日の夢、生のはじめをしらざれば、死して後をも知らず、ひとり來て獨歸るものをといひ、又此我の心は五體の有間のつきもの也、五體やぶるゝ時は則空也などゝ、云心を奥意にして教へたり、梁の武帝と云ふ王、達摩を信じて國の政を忘れて、國を失ふて餓死す、日本にも此法傳て種々辭をかざれども、極意は心もなし何もなきものぞと落着也、或老者（イ長老）に、何もなき物ならば、何ぞ佛を禮し經を讀ぞと問へば、今日の上の身すぎの爲

なりと答へたり、然ば只日本の盜賊は出家也、又或旦那に、何を殊勝におもひて、僧を尊み金銀を遣と問へば、何もなき物ぞと云一念の心を、しらせられたる處が、有難侍ると答へたり、人の心の愚なるとて如レ此までは可レ有事にあらず、又曰、四書、五經よみ、儒者をたつるひとあれども、傳受久しく日本にたへて、文字まかせによむに依て、おく意は又禪法と一になる也、此故に今の儒者の行跡を見れば、人の氣に入やうに斗物よみをして、身をすぐる便に學問する故に、無學の人より心立あしく、巧言令色して人をへつらひ、大名をたらし、同朋猿樂遊びものゝ行跡と一なる心根にくし、諸人もの知のする事とて、此行跡を習、一人の心を以て萬人の心を迷する也、道を說人如レ此あるべきや、是又國賊の頂上成べし、眞の妙所を得たるひとは、君を堯舜の君のごとくになして、天下の萬民を救ん事を願ひて、折を見て君を諫て、聞ざれば其祿をうけず、其所におらぬもの也、佛法、禪法、今の代の儒者、皆堯舜の道の妨と成て、天下の亂の本と成事を人知らず候也、其いはれ如何にと云に、釋迦の法も詞高く、理にちかく候へども實なし、經に寂滅と說、如ニ薪盡火滅一と說て、死してのちなにもなきものと落着也、禪法猶以如レ此、又今の儒者は、禪法と奥意一つなり、然ばいづれも心もなし、天道もなき物と落着也、諸人のまよふも尤也、われも年來此心おもしろくしてまどひしが、然ども上代末代といへども、人に替はなし、然に日本の上代は二千年に及て治りたるに、近年一代、二代にて亡事は、何たる事ぞといふ工夫出來て、此心よりもとめ入て、日本の學者に道といふ理を問ば、一里程

のへだてに云まはしぬれ共、道には千里萬里の大成遠と成て、二千年天下を治たる工夫にいたらず、さて唐國の治を聞、唐人に逢て天道の理明らか也、さて今説所の諸法の如く、心はなき物ぞと見れば、天道もなき物也、後の世もなきもの也、親に孝行をすると言もうはべ斗也、君に忠を盡すと云もうはべ斗にして、心より發らず、然ば主を殺しても、取たるがましぞといふ内心に打付也、今、日本の人の心皆是なり、君一人道を知らば、天下の人道を知べし、上一人道を不㆑知に依て如㆑此也、しかれば天下の治るべき理に非ず、又儒者の道といふは、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友、此五の道を能行たる人を道を得たるひとゝいふ也、此心は臣下と成者は、晝夜君に忠節を盡す事斗を思案して、大節にのぞみては、一命を可㆑奉と、毛頭心に不㆑僞也、一生の間、妻子けんぞくを養たる替也、是を理にかなふ人と云也、心に毛頭僞あらば、忠臣にはあらず、又子は親に孝行を盡す也、つくすと云は、唯大方にやしなふにてはあらず、我身則親の體をわけたり、是をおろかにすべき理にあらず、又夫婦の間は天地のごとし、天と地と和合して萬物を生ずる也、故に女は夫を天のごとくいたゞき、夫は女を深くあはれみ恨なき様に和合すれば、家の內和合して其風俗天下へひろまる、中にも夫婦の間肝要也、然共年老ては氣力もおとろふ故か、內緣より惡事を言事を用る事も有者なり、又女といふ者は、ひいき強くおごりがちに、邪欲深く遠き智惠なき物也、必女の物言事を思案もなく用ゆべからず、又能友にあらざれば、我身の善惡みがきがたし、友は他人なるに依て、少も心に僞ありては交がたし、故に信を盡

とあり、又兄は弟を愛し弟は兄を敬ひ、少しも心に僞ありては愛するにあらず、敬にあらず、是を五倫と申也、此五の内に盡といふ字肝要也、心に無レ僞所を盡といふ也、此五の道を能行盡すを聖人といふ也、佛法には經をよみ、佛を禮し、神をうやまふ、儒者には此五の道を能行て、天道をもいのらず、學文に隙を盡して、此五の道に懈怠あるは天道に不レ叶、我心則天道の心と一也、しかれ共人間と生れ來て、人心といふ者心にそなはりてあり、此人心は聖人にも有、人心とは私の心也、此人心かつときは天心亡、天心かつ時は人心ほろぶ、一念に善事をおもへば、一念天に通じ、一念に惡事をおもへば、其念天に通ず、大學曰、君子愼二其獨一」とあるも此事なり、獨とは人も不レ知、我おもふ一念なり、一念の起所をつゝしむと也、其獨を愼むといふ事、尤肝要也、私欲のかたぬやうに、天理に叶樣にと愼也、君の一念の大事は慈悲也、一念に慈悲あれば、天先知、天知れば地知る、地知ば人知、天地人の三才君をまもらば、天下獨治る也、君の一念を天地の人天下の人の知る事理也、妙也、人の智恵の及所にあらず、右の五の道を能行盡せば、死して後此心もとの天に歸り、子孫をまもるに依て、子孫長久也、五つの道をおもて斗に行、心に惡心あれば、此世にて身の亡るのみならず、此心うき世の間に沈淪して天にかへらず、鳥獸などの性とひとし、此故に五の道を行ふ事を儒者の大事とする也、又先祖の心天に歸て歷々として、天にあつて子孫をまもる故に、先祖親をまつる事を大事とする也、若僞を以て祭らば、神是をうけんや、先祖の心天にあつてわが心に通じて、善惡の起る一念を知る也、此段は筆に

ものべ盡がたきに依て傳授有、是佛法に、心はなきものといふと、儒者に、心は有物と云とのわかち也、日本は久敷佛法に熟し來りたるに依て、此道へ入事かたかるべし、我は前に云がごとし、いにしへ、天下の久敷治たるは何事ぞ、今叉、一代二代に亂るゝは何事ぞといふ工夫より道に入たり、爰に至ては、天下國家の主人は心を盡べき事なり、叉唐に于公と云ふ者、身不肖にして、四馬の車の通る如くに門を立てたり、或人、似あはぬことゝおもひ、あざ笑て問樣は、何の爲に其門を立けるぞといへば、于公答て曰、我人の爲にあしき事を思はず、人の爲に善事を願事骨髓に徹す、是人の不ㇾ知所也、此心天に通ぜば、我子孫必四馬の車に乘じて、通る者有べしといふて門を立しが、程なく其子孫高官に至て、四馬の車に乘じて、此門を出入すと有、天の德は如ㇾ此あらた也、此天理にさへ叶樣にと、能く常に心掛たらば、上は天子、國司、郡主、其の下々に至るまで子孫長くさかふべし、かりそめの事にても、邪欲私欲に心をまげなば、大人は云に不ㇾ及、いやしき下賤に至まで、一代二代の內に必亡べし、さて天道のみち有か無かの二つの間に無㆓心元㆒ば、先いたらざるうちは、有物と定て行べし、憐にある物をなき物と定てはあぶなき事也、日本の物知に道を開て、似たる事をいふを誠とおもひ、心は道に趣きたれ共、師匠惡敷に依て、久しく我も人も欲におぼれたり、道を開とも能心を付べし、さて今の世の人心は恩をも知らず、情をもしらず、主を殺し、親をころして、身を立ん事斗を望む、面は人にして心は畜類よりおとれり、今の世を治るには仁義の道斗を以ては、おさまらざる世なり、

主の恩を忘れて國を傾け、又子は親に不孝をなし、道に背惡人あらば、智惠と、威光と、武勇とを以て、かさおしに亡すべし、善人あらばたつとむべし、善人惡人一つに用ゆる時は、惡は長じ安く、善はほろぶる物なり、今の君天道の理を守り、我身の欲を忘れて、天下國家の爲に心を盡し、智仁勇の三德をかねて、天下を治めたまはゞ、後は百歲まで子孫永く榮べし

右七ヶ條の肝要は、君一人の本心に、利欲私欲ふかくして、遊樂を專らとし、萬民困窮する時は、人の恨天に通じ、子孫かならず亡ぶるなり、君一人人欲の私をはなれ、天理のおほやけに心を盡し、天下の萬民を安穩に治る時は、その德天に通じて、子孫必ず長久也、唐人に、異國の治樣と天道の理を尋問、故實の人に、日本神代より末代までの事を、數年問ひ置き侍し、しかるに只今御尋に付て、古今の善惡をかんがへて、自然に當代の御爲にもなるべき儀にも候はんと、我等得心仕候事を、存出次第あらまし書付候也

此一冊無二題名一無二作者一、出レ自二故本多豐前守正貫家一、傳稱、正貫伯父佐渡守正信、爲二幼君輔佐一時、侍二惺窩先生筆一獻レ之也、幼君者台德公也云、今按惺窩文祿年中東遊、則正當二台德公幼少時一也、然此冊中有二秀吉一代而亡之語一、則非二台德公幼少時一也、關原戰後、大阪亂後之作也、冊中說理通徹、述詞不レ滯、雖レ爲二惺窩作一不レ爲レ誣乎、故借二源尙舍本一寫レ之、名曰二治要七條一、延寶五年丁巳五月十四日、林學士跋（本佐錄）終

本佐錄附錄

本佐錄の事につきて御考問一々奉答候、毎件盡言の懼なきにあらず候へども、思召寄にて蒙レ仰る御事によりて、其嫌を不レ顧候、只老者の耄言、御採用に足らず候事、慙愧少からず候

安房守阿波守の事、御不審の條、是等の類、古今に多き事候、いづれにも佐州御息と申事候はんには、政重の御事たるは一定に候

慶長十七年の比には、政重の御事を阿波守と申候を、其後安房守と書改められしが、酒井雅樂頭忠世の男忠行、阿波守に任ぜられし事、武家補任等に其年月見へず候へども、慶長十八、九年の間の事と見へ、大阪陣の時には、阿波守と申候べき、政重の御事も、元和二年の日記には、たしかに安房守としるし候、其所見か、されど御家系に載られず候事とみへ候へば、いかにとも申がたく候

但し佐州御筆記に、阿波守殿へと有をもつて先所存をこゝに注し候

又此書もと、上州へ傳られ候を、上州より一岳へ傳られ、又一岳正之へ傳られ候說の事、上州と申も、房州と申も、彼御息に候へば、わかち傳へられ候事と見へ候、正之の傳られ候本には、定て上野介殿へとしるされ候はん、某本は戶田の傳へられし所を、うつして候へば、他說の事は承も傳へず候事

本田家葵紋の事、當時本多の諸家に申され候事も、各同じからず候、或は當家御紋は、本多の家より參らせし所とも申し、或は本多の紋は、當家の初に賜りし所とも申候、又それらの說によつて、新田

の家紋、もとより葵を用ひ候など申す事も出來候歟、すべて是等の事の如きは、記さゞらんは、記したらんよりはまさるべき事にやと存候、枝葉の事によりて、其根本をあはせて世の疑をいたすべきが故に候事

佐州鷹工より起られし由の事、前書に辯じ候き、然るに御筆記の如きは、其出所を奇にせんが爲、是等の説も候にやとなされ候、某所存の如きは、當時の事情を盡されず候御ことばにやと存じ候、むかしの事のごときも、伊尹の割烹、傅説の版築、百里奚の五羊皮の類、戰國策士自分賣べきの説に出る事に候、殊に佐州の御事は、當時の人に、其遇を妬むの言に出たる事に候、もしやむ事を得られざらむには、伊、傅、百里奚の事にひせられ候半、可レ然候かの事

上州の事、時持に羽州に命ぜられ、所領の地賜られ候由の事、しるし被レ下候によりて始て承り候ぬ、大久保相州の事候時、其孫にて後に加賀守と申せし、いまだ幼稚に候に、萬石の地を賜ひし御事候へば、佐州の家を絶れず候はん、まことに可レ然御事にや、いかさまにも父子同じき配所と申事共、旁例存じ合せず候へば、賜召候所の如き、其實を得られ候はん歟、わづか百年の今、文獻の徵なき、毎事如レ此に候事

此書の作、近世好事の贋本にも出しものゝ如く、世の疑はむ事を慮られ候やうの事しるされ候、都てこれらの事中入れにくき事に候へども、管仲の智なる道をふみわけ候事は、老馬に及び候はぬ事の如

く、學の道は學に老たるにあらず候ては、わかちがたき所もあるべく候、先師に候もの丶、王道の最中と申候も、さだめて見る所もこそあるべく候、某其人にあらず候へども、佐州におはしまさずしては、其思のいたるべからず候、世のつね、學者など申沙汰候もの丶いふ事、あたふまじき事條々と、存じなし候き、よりて天下第一の書にもやと申候き、世の悠々の論の如き、いかに候とも、其見る人に任せられ候はゞ、御過慮には及ぶまじく候かの事

佐州唐人に逢れ候て、治道の要を得られし由の事につきて、しるされ候所の事ども、某所存のごときは、是等の事强て辨ぜられず候にしくべからず候歟、小人の學をこそ、「隔ニ其學ニ而疾ニ其師ニ」學記など申事候へども、佐州いかでかそれらの事の候べき、「君子不ニ以レ言擧ヲ人、不ニ以レ人廢ヲ言、」とは、孔子の言にも見へ候、佐州其名を擧られず候ば、必其謂有べき御事に候、初め神祖駿河に御座の比ほひ、或人の諫言を呈せし、其事皆取にたらぬ事どもに候ひしを、特に悦び仰下されし御事ども、佐州の上州にかたられしを、上州其人の名を問はれ候ひしに、佐州氣色損じて、其人の名を聞て、なにの用にかせらるべきと申されし、此事を以て、父子の事を論じ定めし由の事、當時の人しるし候ものを見及び候き、これによりて見候時は、佐州其名をあらはされず候はんを、今に至て其人をさし定められ候をはむは、御家法にはあるべからず候歟、鳩巢申され候由の事にて、某が申せし事とて、しるされし事のみへ候ば、定て鳩巢申され候所のまゝにこそは候べけれども、少したがふ所も候やうに見へ候へば、

事長く候へども、こゝに記してまいらせ候、先師にて候もの丶申候ひしは、此の程池田勘兵衞の家に秘せしもの也といひて、借されしもの、佐州撰呈の所也、其書に、唐人に間しと云事のあるを、池田は惺窩の事にこそといひしかど、其書には、本朝儒家の説のごときはよしともおもはぬよし、爰かしこに見たり、さらば池田のいひしごとくにはあるべからず、若某世を論ぜんに、朝鮮の李文長が如き、道の藴奥究めしなどいふことは聞へざれども、天の命など云ひ沙汰せむほどの事、あるまじきもあらず、と申されしかば、某龍の水を取る事一滴に過ざれ共、能天下に雨降するは、其神なる也、管子に「思ㇾ之思ㇾ之、思ㇾ之不ㇾ已、必通ㇾ之、非二神之通一、思ㇾ之精也、」とも承候へば、佐州年比の思ひ精しきが故に、堯舜授受の一言を聞て、自分得る所ありて、其功を天下に致されし、なを龍の水におけるごとくもや候はんと申せしを、誠に然るにこそと、先師は申候き、此事の問對は、池田の申されし所によりし所にて、佐州の學の淵源など申す事を、論じ定めし事にはあらず、毫釐によりて、千里の差謬ある事に候故に、其事を爰にしるしたるに候、又内藤飛州の事をもしるされ候、此人の時事世の人申沙汰候事、いまだ承も及ばず候に、某存る旨にて、年來親しく申むつび候によつて、言のつゐでに、復菴丈にもらし申候ひしを、復菴御申の事も候て、聞召されしとぞんじ候、しるされ候所のごとき某が本意には異なるやうに見へ候へば、是又ついでに申述候、むかしは孔子の、「吾之於ㇾ人、誰毀誰譽、如ㇾ有ㇾ所ㇾ譽者、其有ㇾ所ㇾ試矣、」と御申しに候き、某飛州の事を論じ候は、少しく試る所もある故に候、子貢の士

たるの事問申され候に、孔子の「使ニ於四方一不レ辱ニ君命一可レ謂レ士矣、」と答へられ、「又使ニ於四方一不レ能ニ專對一雖レ多亦奚以爲」とも御申候き、勝國の世、朝鮮宗社の存亡、人民の死生、呼吸の間に係り候及び、日本大明の和を議すべき使を撰ばれ、飛州單身を提て專對の任に當り候き、元明以來、東西の行李僧人を用ひられ候事、其例も年久しく、玄蘇宗逸のごときは、當時異邦にも、其名稱せし人に候へども、此時の事の如きは、古の遣唐使、後の進貢の使の如く、文事にのみ備ふべきにあらず、其要もつとも武事にある事に候故に、此人を以て其選に充てられ候ひしに、大明の諸書に見へし所も、堂堂たる大朝の君臣、此人の言によりて、大議を決せられ、又其氣を論ぜし所のごときも、我國命を辱めしとは見へず、もし孔子の言によりて、其人を論じ候はゞ、天下の士などゝ申すべく候やらん、本朝開國以來、武人の身として、かゝる事の如き、聞召およばれてもや候半、某が如きは、いまだ承りもおよばず候、大元の世に、この國に使し候、趙良弼、林世忠、王積翁が如きをも、この間におゐては其人とし給も、申沙汰候はねども、元史に見へ候所の如き、世のつねならず候ひし歟、凡そ古今の人物を論じ候はんには、わが身をして其世にあたらしめて、其事を處置候はねば、事の難易も人の才否も、おもひしられ候はぬことの由は承候へば、其談容易なるべからざる事候、かくて秀吉薨ぜられき、程もなく東西の兵起りしに及び、此人肥後國宇土城に候ひしは、朝鮮の役よりして、行長に親しかりし故と見へ候、關原の事終り、行長既に亡び候後には、京畿の間にきたり寓して候ひしが、此時又西學

の徒、沙汰の事により、つゐに我國をさりて、遠く海外に赴き、其終る所を知らず、又飛州の事によりて、西學の事におよばれ候、此事の如き、當時は天下の大禁にて、憚る所なきにあらず候へども、其大略を述ず候ては、事の始末詳ならず候故に、事又長く候へども、あら〳〵こゝに申すにて候、某所存のごときは、本邦古今の大弊、天學に過ぎたる事あるべからず候歟、初永祿中、此教我西鄙に來りて、いくばくもなく、其法六十州にみち行はれ、其の化のすみやかなる事、水の卑きに、火の燥けるに就くよりも、猶甚しく候ひしは、其故一朝一夕にあらずして、由りきたる所、既に久しく候故と見へ候、後漢よりこのかた、佛氏のおしへ盛に行はれ候こと、本朝の如きなる未曾有の事どもに候き、しかるに彼教のごときは、元より佛氏と共に、皆是西胡の俗による所にて、且はまた凡そ新らしきをこのむ事は、天下の情相同じく候へば、此を轉じて彼に易ふる、其力をも勞せずして、其效もつともすみやかなりし事と見へ候、物甚だ盛なるは必ず衰へ、物又二つながら盛ならざる理りに候ゆへにや、關白筑紫の陣の比より、彼蕃人を特ににくみおもはれし、時に乘じて世の人多く彼教の邪なる事を申沙汰候は、佛氏の徒その奉ずる法を以て、みづから正となし候て、兩家相爭ふ事始れるとみへ候得ども、もし吾道よりこれを論じ候はんには、佛氏の所謂正のごときも、吾いはゆる正には有べからず、しかるに又阿蘭陀の互市の事によりて申むね候事によりて、彼法を禁遏せらるべき議定候へども、當時にありて、彼學に勝べきの教、また其餘法なきが故に、邪を以て邪を禦がれて候はゞ、なを古に

夷を以て夷を改めし、策のごとくとも申すべき歟、是よりしてのち、六十州の中、生歯より以上、一氏として佛氏の徒ならずといふものなかるべき、世の大法とはなり來候、此時に當りて、たとひ吾儒に志ある者共、當時天下の大禁を犯して、佛を奉ぜざる事かなふべからず、たとひ又陽には天下の大禁を守り、陰には吾好む所に從ひ候共、純にして王、雜にして覇とこそ申候へ、内外表裏一つに出る事あたはずしては、いかにしてかは、純正の君子にして、聖の至誠を庶幾し候べき、もしはまたそれらの中、其行ふ所、其得る所、古の君子に恥る所なき人々ども、わづかに其身を善くするまでの事にこそ候べけれ、其道を家に國に天下に推して、行ふ事のかなひ候べきにあらず、たゞ其一事を擧て、其餘を例し候半にも、凡死は人の終にして、古者聖特につゝしみ給ひし所にも、其禮制の如きも、布きて、牙策に見へ候歟、當時のごときは、天下の人を擧げて、選佛場の外には、其棺を蓋ふべき地なきに至り候ひぬ、慶長より寛永に及びて、彼法の事に坐して死せし者ども、二十五萬餘人とは申傳へ候へども、これはかれをさして邪とし候へども、かれはまたこれを視て邪となし、其所謂正にして斃れて候はんには、これら慘毒の痛ましかりし事は、姑く置て論ずべからず候

天下の大憂大慮のごときは、古の聖人の大經大法、長く我邦行はるゝ事を得べからざる、これに始りけるは、此人の大弊、彼學のおこなはれしに過たるはあるべからずと、存じなしたるにて候、又飛州海を踏て去り候事のごとき、百年の今に據りて論じ候はんには、當時の事情、盡し得ざる所あるべき

事に候、ふるき人の申せし所を承覺候事も候、彼禁の行はれし始にあたりて、天下の名士、多く其禍に罹り候事、ことごとく皆其性の愚なるが至りて、其法を信ずるに過たりといふのみにあらず、士たらむものゝ死に臨むが爲に、其常を變じ候はんを、深く自ら愧たる類もすくなからずと聞へ候歟、もしそれらの事によりて、飛州父母の邦を去りし事も候はゞ、其道とする所の異同、其去る所の近遠こそは、同じからずとも、佐州の初三河の國を立られ候御志に異なりとも、申すべからずや、申すも恐ある事に候へども、某ひそかに憲廟の御事、吾道におゐて、功ありし候事と存候は、此御代よりして儒と云ふ道も、世の中にその一すじのある事とは、ほとりのいやしきが類も、心得候事には成來り候、それより先の代々にはしかるべき人々も、儒の事中沙汰し候ものをば、天學の徒となされ候、某がもの覺へて候初まではしか候き、是等の說の行はれ候も、佛氏の徒、事のすでに勝つの勢に乘じて、吾儒をあはせて駈り除くべきの計に出候歟、されど吾儒のごとき、彼敎に似るべきもあらじと、年來疑しき事の第一に候を、前代の時、某特命を奉り、西藩の人に過ひて、其事を鞫問し候によりて、疑を決し候き、大抵敎のごとき、たとへば吾楚の際、佛氏老莊の緒言を竊みて、其論を尊くし候事の如く、天學も亦詩書の要語をかりて、其說を飾る事ともに候、もし然らば飛州のごときも、吾黨の人にも候ひしを、時人さして天學の徒ともなづけ候にや、今はた其事を詳にすべからず候、況や當代によりて論じ候はんに、其西に黨せし罪免るべき所も候はず、殷の義士、周の頑民など申す事も候へば、たゞいづれに

も最惜しむべき人に候とは存候、これらの事ども、復花にもらし申せし、聞召されてや候はんと存候へば、其要を爰に附し申事に候事

秀吉より佐州所領の事申され候事の由、聞召及ばれ候事、むなしかるまじきにや、某承及候事のごときは、初め東西和平の後、當家の老石川、國を去りて關白に附しを、十萬石の地賜ひ、筑紫の陣に水野とともに、軍奉行命ぜられ候き、其後、又南明院殿御輿の入候事によりて、榊原をして迎られ候に、從五位下の式部少輔に被ㇾ成候、當家の人々官途のこと、關白執奏の初例に候、また其後、北條亡び、關東の地を以て、當家の御領に替られし時に、井伊本多榊原の所領の事、關白申され候事には、世にも申傳へし歟、此等の外、當家の人々所領の事、彼沙汰に出候事は、承りも不ㇾ及候、官途の事の如きも、鳥井彥右衞門、本多作左衞門のごときは、對面の事申され候にも、辭して關白に見えられず、事によりて一階をも歷られず候は、時の人も稱し、其家にも申傳へ所に候、また名古耶にて、太閤を謀られ候事候由、これも承り及ばぬ事に候へ共、此事におきては、必無の事と存候、當時六十州の軍賦を定められ候、法地の遠近によつて、多寡ありし事によりて關東の兵特に其數も多からず候き、當家僅に萬にみつべき勢を以て、數百里の海を阻て、十餘萬の軍にむかひ、もしそれらの謀も候はんは、犬羊の肉を以て、饑虎の蹊に投ずるにこそは候はんずらん、その必無の勢、智者を待たずして、明らか成べく候、又其時の事ども承り覺へ候所は、安藝の宮島にて、上杉の前陣と當家の前陣と、あらそふ

事起りて、事既に難儀に候を、藤田能登守がはからひにて事平ぎ候、此事藤田が筆記に見へ候、聞召及ばれて候はん歟、又名古耶の陣にして、加賀の雜人と當家の雜人と、井の水を諍ふ事によりて、事又難儀に及びしに、仙臺の一勢のみ、當家を援候べきに候か、やうやくに事平ぎ候由、政賓が日記に見へ候、此事その御家の事に候へば、さだめてしろしめさるべき事に候、當家當時の勢のほど思召はからるべき事歟、若其似たるを論じ候はゞ、小牧の陣に我兵西軍を長湫に敗候時、秀吉龍泉寺に來り陳せられしを、夜討し候はんと、すゝめ申す人々候を用ひられず、後に彼の人々に、其時の如きかならず勝べき所を、見てや候と問はれしに、龍泉寺より樂田に奔られし候はん、中路のほどには、いかで秀吉擊て候べきと答へ申せしを、さればこそ危き謀に候ひしと、仰有しと申す事候、もしこれらの時に佐州申さるゝむねも候ひし歟、又我兵の勝に乘じ候時にだに、彼人々の謀にしたがはれず、名古耶の陣に秀吉を謀られ候よしの事、必無の事、ますく明らか成べく候、凡は世の人、佐州の事につきて、或は譽め、或は毀り候事ども、古に所謂小人の腹を以、君子の心を量り候事のごとく、わづかに一二の小節目を擧て論ずべきにあらず候、匹夫匹婦の諒のごときは、其人にもこそよりて論ずべく候かの事

房州の事、内々の仰として老中の職に召され、十萬石の食祿を賜るべき奉書下り候を、城州に示され候て、焚棄られ候由、聞召し及ばれ候所、むなしかるべからず候歟、是等の事を承知し、歎てもなを

餘りある事ともに候、其事を推し論じ候はゞ、坂崎の家人に下候奉書の事のごとくに候て、それを焚棄られ候は、上州彼奉書に連署なかりし事のごとく、美事一家に集り候事共に候、初此奉書を下せし人々、其かならず成られまじき事をしりて、下されし本謀とは見へて候、實に房州して佐州の後たらしめられんには、安房守すみやかに參らせらるべきよし、その事の子細を、藩府に仰下されんに、房州何の詞ありてか辭し申さるべく候歟、石川當家を去りて關白にしたがひ、其宗を覆し候は、近き間の事に候、もし其覆轍を履むごとき、昏愚にして貪冒ならん、奴隷にだも用ゆるにたるべからず候、いかにしてかは、天下の輔佐とはなさるべく候ん歟、渠がかならず來るまじきを知て、下せし奉書とは申す所に候、しかるをこれらの事には、上には佐州保傅の恩を忘れられず候由を示し、下には房州少しく其心を慰められ候はゞ、北顧の憂、長く絕ふべき事を謀られしとは見へ候へども、愈巧にして愈拙しとは、是等を申すべく候歟、三代の古のごときは、申すに不ㇾ及候、漢唐の盛なりし文帝、太宗の君のごときも、太甲成康の治に及ばれず候は、是を輔佐し候大臣、伊傅周召のごとくなる人を、得ざりし故と見へ候、天下喪亂の世に生れて、長じて目に觸れ耳にふれ、習ひて性となり候所、權詐智數の外に出る事なきが致す所にもや候はん、日また一日その此世に至り候をや、それまた何をか論じ候べき、房州其書を焚棄られ、世をしてそれらの事、しるものもなからしめられし御事は、實に其父の子にして、天下の忠臣とは存じなされ候、多かる息の中、この流のみ長く久しく候は、天の報ま

たむなしからずとも申べき歟、然るをまた其死を怖れて、其命に應ぜられず候など、申す論も候由をしるし下され候、世にはまたそれらのごとき事を思ひもよられ、言葉にも出され候人もこそは候はんずらめ、某が頑に愚かなる心には、疑はしき事に存じなされ候事

享保癸卯仲秋　　　　筑後守源君美

天明七年丁未冬十一月　　　越中　山本中郎謹校

佐渡守藤原正信は、豐後國の住人本多助秀が後胤なり、助秀が男助定、尊氏將軍に仕へて、尾張國横浪、粟飯、原等の地を給はる、其六代の孫忠正三河國に移りて、其男正定初て安祥二郎三郎殿につかへ、正定が子俊正、岡崎の贈大納言家につかふ、正信は此俊正が嫡男なり、正信はじめ、彌八郎と申て童なりしより、徳川殿につかふ、（徳川殿より、年長ずる事四年、）御軍初の日より、所々の軍に隨ひ參らせずといふ事なし、永祿六、七年のあはひ、一向專修の門徒叛き參らせし時、正信舍弟三彌正重と共に、上野の城に栖籠る、七年二月廿八日、諸寺の門徒等つみゆるされてこと〴〵くに降る、正信國を去つて都の方に赴く

松永彈正忠久秀、正信を見て、かたへの人に語りけるは、久秀、德川の家より來る侍を見る事すくなからず、多くは是武勇の輩なり、獨此正信はつよからずやはらかならず、又いやしからず、かならず世の常の人にあらずと感じける、（正信、松永が許に仕へたりしにや、詳ならず、）其後また、加賀の國に赴き、小山の邊り山中といふ所に至りて、とゞまり住む、天正十年春、武田四郎亡びし後、德川殿より仰ありて、正信を召る、織田殿にともなひ給ひ、御上洛有と聞へしかば、正信、加賀國をたつて、大津の宿にいたり、殿は和泉の堺におもむかせ給ふと聞て、やがてかしこに參らむとせし程に、信長明智が爲にうせ給ひ、畿內悉く亂る、正信が計ひにて、宇治路ひらけて、德川殿事故なく、終に三河國に歸り入せ給ひぬ

初正信、累代一向專修の門徒にて、双なき其方人なりければ、人々は罪ゆるされしかど、正信は終に國を去りてけり、是よりさき、畿內、東海、北陸の國々、一向專修の門徒等爰かしこに蜂起して、世には是を一向の一揆とこそいひけれ、加賀の國は殊に其徒の多かりし程に、正信をむかへて、一方の大將とはあふぎたるなり、またふたゝび德川殿に參りし初、明智が亂に畿內の道ふさがりしを、正信がはからひにて、宇治の上林かたらひて、鄉人等を驅催し、御供にさむらひしといふ事あり、某むかし、峯順が云し事ども聞しに、此時某が祖なるものみづから百人斗をひきゐて、木津川のほとりにむかへまいらせ、多羅尾が館に入まいらせ、はせ歸りて、德川殿爰に入來り給ふべきなりといひて、川の上下にかゞり火たきて守りしかば、光秀が此所を守らせし兵も、此所に入らせ給べし

と心得て在りし程に、事故なく伊賀の國を過ぎて、三河の國に歸り入らせ給ふ、これらの事ども、正信のはからひによれり、此時の賞によりて、此所の事、某が家代々此所の事承りぬと申き

是よりして後、徳川殿の御覺大方ならず、常に御側に伺候して、軍國の議にあづかる、關東に移らせ給ひし時、上野國八幡の地を給る、（一萬石○家忠日記には、相州耳縄（タマナハ）といふ、）太閤薨じ給ひ、大阪の奉行等が、徳川殿失なひ參らせんとせしより、關ヶ原の戰終てのち、天下こと〴〵く徳川殿に歸し參らせしこと、正信が功莫大なり、右大將家將軍の宣旨蒙らせ給ひしより、正信は關東の執事として將軍家に隨ひ、嫡男上野介正純は、大御所の執事として駿河に在り、父子相ならびて、天下の權をとる、はじめ大御所正信をめされ、所領の地くはへ給りしに、正信承りて、年頃御恩にうるほふて、家富ずといへども、又まづしからず、一生の斗筲に足りぬ、若かりし時だにも、弓箭打物取つてさせる高名もなし、よはひすでにかたむきぬ、この後又功名の間に望む所さふらはず、夫軍國の備、士を養ふより先なるはあらず、今正信に給らん所をもつて、勇力の士に充行はれ四海のうちうこぎなく、正信心しづかに老を送り候はん事、今の身にては大殿の御恩、是にしく事や候べきと、かたく辭し申て給らず、（地を領する事、わづかに二萬餘石と云、）元和二年四月十七日、大御所薨じ給ひて後、わづかに五十日と申すに、六月七日正信七十九歳にて卒したり

大御所正信を見給ふ事、朋友のごとくにて、將軍家は長者を以てまたせたまふ、正信も、又常に大御所をよびて大殿といひ、將軍家をば若殿と呼ぶ、軍國の機事に至て、其はかる所言葉多からず、

一言二言にて諡せり、よく諷喩に長ぜる人と見へし、はじめ大阪にて大名七人、石田治部少輔三成をうたんとす、德川殿人々を制し給ひしによつて、事たいらぎぬ、其時伏見の御館にて、正信御前に參りしに、其夜はいまだ亥の半なるに、はや御殿でもりあり、正信打しはぶきしく參り、此夜ははやう御寢ならせ給ふと申上る、德川殿も何事かありて參ると仰られしに、正信別の事も候はず、石田が事いかにや思召すと申す、されば今も其事をこそ思ひはかれと仰らる、正信さては心安う成て候その事思召はかられん上は、正信何事をか申すべき、御いとま給はるべしとて罷出づ、德川殿また仰らるゝ旨もなし、其時に土井大炊頭利勝、御かたはらに在て承りきと、後に石谷將監にかたりし也

又石川丈山の物語に、正信大御所の仰られし所、我が心に得ざる時は、打眠りてのみ居て申す旨もなし、又の給ふ所よしと思へる時にや、ほめ參らする事限りなし、我大御所に仕へ奉りし事、年多きうちに、正信と事をはからせ給ふと見えし事、わづかに二度ならでは見ず、世の人の事はかるとは、やうかはりてめづらかなり、先一度は大御所、正信が座せし所を通らせ玉ひしが、立どまらせ給ひ、三と四と密に仰せらるゝ事在りしに、正信大に答へ參らせ、よく候くと申せし、今一度は、初め大阪の軍起り、程なく御中直りありて後、大御所京にいらせ給ひ、何某を召て、汝大阪に行向ひ、將軍に申さんよな、某はいづれの日、駿河に歸らんとおもふなりと仰られて、正信が方を御覽

じ、佐渡守はいかにや思ふと仰ありしに、例の如く打ねむりて申するもなし、大御所大きなる御聲にて、やあ佐渡守と仰られしとき、眼ひらきてまづ物をば申さで、右の手さし上て指をかゞめ、物かぞふると見えしが、大殿よ、大殿、幾年の前に伏見の御舘にて、正信が申せし事をば、わすれ給ふなと申せしかば、大御所はしばらく案じゐさせ給ふ御氣色にて、御使仰蒙りし人に、まづけふは使をば參らせまじきなりと仰ありて、うちに入らせ給ひしなりといひしなり、それを今世に傳ふの る所は、正信やゝもすれば、古を引き今を證とし、理義をはかつて毫末に入るやうに云ふは、皆後の辯をこのむもの、そら事にや

又正信の死しなんとせし時に、大相國家に申せしは、正信が奉公の勞をわすれ給はで、長く子孫の絕ざらん事を思しめさば、嫡男上野介が所領、今のまゝにてこそ候べけれ、かならずあまた給ふべからずと申せし、いかにおもふところやありけん、其後所領多く給ひしが、はたして其家絕ぬ、正信或時に嫡男上野介に語りしは、昔大殿濱松の城にましませし時、ある夜外樣の侍三人、御前にめして、仰かうぶる事ありて罷出、其中に一人とゞまりて、ふところより、一封の書さし出して、みづから封をきりて奉る、それは何ぞと仰られしに、これは某年頃いさめ奉らんと存ずる所を、書つらねたるに候、能つゐてなれば奉る所なりと申す、誠に御心地よげにて、それにてよみ候へと仰らる一條を讀終るたびごとに、申所ことはりにこそあれと仰ありて、十餘條を讀終て後に、我をいさめ

んこと此度にかきるべからず、此後もおもふ事あらんには、はゞかる所あるべからず、汝がこゝろざしの程、神妙の至也と、感じ仰下されしかば、彼人悦びに絶ずして罷出る、正信御前にありしに、唯今の申條いかにや聞しと仰有しに、事皆細砕にして、國家の大務にあらず、殿の用ひさせ給はん事一條もなく候ひしと申せるに、御手をふるはせ給ひて、いや〳〵彼が智を盡して、思ひはかりし所なり、其智のつたなきはいかにせん、彼が年比時を得て、我を諫んとおもひし事こそ難レ有けれ、世の人みづから我あやまちしる事多からず、あやまちとしりなば誰かあやまつべき、よしと思ひあやまれるより、あやまちはある也、品卑しき人は、親族、朋友たがひに、いさめあらそふ事あれば、あやまちをも知りて改めぬ、これいやしきが一つの益なり、位貴き者は親族も交はりうとく、まして朋友といふものもあらず、朝夕日夜、我前に伺候するものは、いかにもして主の心にたがはざらん事をこそ思ひはかれ、いかで其あやまちたゞさんとおもふにいとまあらんや、たとひけうにしていさめんと思ふものあるも、其あやまちの大ならん事をこそいはめ、すこしき事のならんにいかでやみなん、およそはすこしきなるつもりてこそ、大なるあやまちともなれ、あやまちすでに大なるに至りては、いかにくゆとも及びがたき事もある也、されば我聞ほどの事皆耳に逆ふ事なくて、一生我にあやまちありといふことをしらで過る、これ高きが一つの損也、いにしへより家ほろぼし、國うしなふ、皆いさめを聞事なくて、我あやまちを知らざるが故にあらずや、此事をおもふにたと

へいかなるひが事ならんにも、我をいさむる事ならんには、皆忠言とぞ思ふべけれと仰ありき、難レ有御心なりけりと、しきりに泪を流し語りしに、正純聞て其人誰なるらん、またいかなる事をや申けんと云、正信聞て氣色を損じ、其申せし事も、其人をも、汝の聞て何の益かあるべきとこたへしと也、此問答にて父子のあひ遠きことはかゝり知るべきにや

正信男子三人あり、嫡男上野介正純〻二男安房守政重は加賀の國に在り、三男大隅守忠純といふ

平安　讀室書藏

本佐錄附錄終

豐年稅書

豐年稅書序　上中下

古昔神農氏種五穀、有熊氏垂衣服以降、無非租稅、蓋四民外至儒釋醫巫、俱以衣食保命者、恐依農功也、然而其農輩、薄衣而堪寒苦、微食而忍飢渴、慈而可悲里民、愛而可貴田園矣、今書所以由來舊、客一日謂予曰、頃日任郡邑令、曾未知所治法、庶幾翁之受說爲助、答曰否、不到其切磋、況於琢磨哉、客曰、我不離一郡、翁有廻國功、且壯與耆如何、於是不得止諾、舊弱比、控令袖而問之、押農鉏而尋之、記牢楮以卷而懷有年、當時披之改其多闕、象五日十日風雨春夏秋冬時候不違代、成四帙號豐年稅書、以附與于客矣、疑從四境可有適不適、後者哲、於被削辟補闕者、予幸甚矣

于時貞享貳乙丑曆三月

目錄

第一卷

領分請取時之事　同可二請取一帳面之事　同日上ニ而可レ承之事附諸事意得　公事訴訟意得之事

役人身持意得之事

第二卷

當御代御代官衆に御條目之事條々　五人組帳之事附公儀御制札與書　人別帳之事　宗旨改帳之事　村々割附高取反別取認樣之事　川除普請品々仕樣之事　溜井仕樣其外意得之事　堰用水上樣之事

第三卷

檢地可レ入子細之事附檢地認樣前方就二檢地一可レ承品々之事　發足前可レ承條々　同役人數幷棹入樣之事　地面上中下之御出之品々極事　高之盛付樣其外意得之事　檢地帳之事（日本國之有高之事）

第四卷

毛見品々見樣之事　取に付色々意得之事　納方品々心得之事　斗升桶大小幷升搔寸法

以上

右此四卷は無レ之故、三卷上中下に記す

豐年稅書(二卷之內)上

領分請取之事

一其所之代官になるべき者に、郡奉行の類并一家の重き役人差添て、可ニ請取一之人數は、分限所の多少によるべし、兼而可ニ請取一日限を、先役人と申合、又領地に於ても、何所如何なる宅へ可ニ參着一儀を、承置參會あるべし、新規御加增拜領地には、家老用人之内よりも、相越請而可レ替所替等の時は、輕き役人にてもくるしかるまじきか、扱いまだ請取ざる以前、領地にて食物等は、自分にて用意してよし、請取以後は其役所か庄屋敷又寺社を借歟、其日は郡中のまかなひ、或は重而地頭より入日を可レ有ニ勘定一歟、其以後のまかなひも、其所の例もあるべし、又は地頭先規の例にも任すべし

引渡之節可ニ請取一帳之事

一去年の取帳之寫附小物成帳

一水帳是は檢地帳也、村々に在レ之取集て、引渡の節相渡るもの也、一覽以後、村々の名主へ渡し、證文取置可レ然、是は地面を引渡す心持也、或は地頭方に前々より古來檢地帳も有レ之處あり

一新田帳、是は水帳之外に、先役人開發改帳面、仕置可レ有レ之

一村々人別帳、是は其村々の百姓壹人々々の持高、家内人數わけの帳面也、先地頭に可レ有レ之、是は百姓より年々仕立差上る間、去年分斗は渡して、所により貳三年に一度づゝ改る所もあり、一圖無レ之處もあるべし、村々に其控は在ものな

り、此帳面を其所の役人、常々見置、百姓どもの分限もかねて知ㇾ之、物の僉議之時分可ㇾ用帳なり

一五人組帳、是は諸法度の箇條を前書にして、百姓五人づゝ、最寄次第組合たる帳なり、此五人づつ組合する事は、其中壹人公事沙汰六ケ敷事仕出て、病死の上抔出入有ㇾ之時、殘る四人相談の上、庄屋等へ披露のため、或は諸普請人足觸のため、其働中にもよし、軍陳等之時、如ㇾ此日比仕おかねば、足もとみだらにて、用に難ㇾ立

一宗旨改帳、是は其村に居住之者、百姓に不ㇾ限何人にても、老少不ㇾ殘載ㇾ之、何宗旦那寺の印判取ㇾ之たる帳也、其前書奥書仕樣有ㇾ之、或は五人組帳に、直に宗旨改、寺々の判形有ㇾ之處もあれども、それには少不ㇾ宜事多し

一鐵砲改帳其外、武道具改たる帳も在べし

一酒屋作名改帳

一寺社領帳

一右之帳共の認樣、別紙に有ㇾ之、但所により地頭役人によりて、右之外にも、色々の小帳有べし、右之内にも無ㇾ之もあるべし

引渡之節口上にて可ㇾ承事

附諸事意得

一公事沙汰捌殘り有ㇾ之趣之事

一他領と出入有ㇾ之趣之事

一鐵砲赦免のもの之事

一諸役除のもの之事

一庄屋名主給有ㇾ之趣之事

一俵は何斗何升入之事、はかり樣所によりて色々

あり、杉盛、中切、前搔などとて有、升搔のふとさも壹升入は、縱壹寸貳分なれども、太さを用來る所もあり、又斗升歟斗桶を用來るかの事

一年貢米を城下又は、江戸屋敷迄運送の入用、百姓より出レ之か、地頭より被レ下而幷津出し舟運賃其外船請負杯有レ之趣、其品々によりて猶可レ尋事有べし

一成箇金相屆申道中入用、此金子取立申次第、其取立時分の事

一毛見其外川除等に付、役人其前に往來之道中、入用幷村々に逗留之間、食事、雜用、先規如何候事

一地頭山林、又關所地有レ之趣、其儀唯今迄被レ致候樣之事

右之外、所によりて可レ承事、猶可レ有レ之、右之內にも不レ入物も可レ有、扨て公儀より御書出之村々、庄屋名主罷出、其役人江一禮可二相勤一、此已後先役人同道にて、見分可レ仕地於レ有レ之は、立會を乞可二見置一、大境はかさねて、村の者をも同道にて見べし

一引渡し相濟村々江至り、所々樣子見もし聞もし、其上に拾ヶ年歟、五七年の割附、指紙共云請取べし、村々におゐて進退よき百姓、與頭、年寄呼出し、對面之節、寺社、山伏從者牢入穢多之類迄、何軒有レ之哉承、覺書に記可レ置、其內穢多は一々名を書付、年頃または物いひなど、人の達者不達者、善惡を覺書に致置、入用之時分、此方より名をさし、可二呼出一爲なり

寺領社領有レ之面々は、定而其村に逗留の時出て對面有べし、其外のものも可レ出レ之也

一其村々景氣、家居、山林、竹木の大小地面等有増見て覺書に可ㇾ記、別而何か此村に澤山有ㇾ之と覺てよし

一村々廻り仕廻次第、役人居所先規之所のよしあしを考へ、扱逗留すべき所に、一兩日も有ㇾ之品品、大繪圖を仕立、其近所の城下名所舊跡、盛なる市町(街カ)大海道之馬次等に、道法何程とあらましを書付、又隣郷他領たり共、地領之名、村々の名、領分の近所の分は不ㇾ殘可ㇾ記、領分の内の圖には、神社佛閣山伏迄書載持歸り、領主の御覽に可ㇾ入なり、是は大繪圖なり、重而百姓隙の時分を以て、村々の小繪圖をいださせ取置べし

一右之後、早々公儀之御制札を先立替べし、地頭相替るゆへなり、御制札之文言不ㇾ殘書ㇾ之、其奥書に領分々々によりて、文言相替候也、別紙に記ㇾ之

一村々に有ㇾ之鐵砲を取上ゲ、札を付させ、萬事仕置定りて以後、可ㇾ相渡ㇾものを僉議すべし、夫は山近くて鹿猿の類、田畑をあらさるゝもの、山守か林守か、又は進退よきもの、或は人倫離れ成るもの、類へ渡すべし、或は獵師、又外に其上手なるものにも、品により渡るべきなり、鐵砲に不ㇾ限、弓、鑓、馬具、道具部中に何程有ㇾ之趣と、記し置てよし

一年中日帳を付、請取日よりの品々、毎日の風雨晴天曇水旱を付置、其年の作毛を考へ、日々の用事に勤ㇾ之品々記してよし

一第一公事訴訟を疎にとふべからず也、小百姓杯の公事訴訟願事有といふとも、身の多少なるをもつて、遠慮いたし不ㇾ申出ㇾものもあるべし、

か様のものはたとひ、名主等迄訴ても名主、庄屋むづかしがり、或はその相手を贔負して、奉行代官にも披露いたさず、中にておしかすめ置ものもあり、然る上は此小百姓は、思ふ事不レ達して、胸を焦すは不便なる事也

如レ此の義無レ之様に、五人組帳の前書に記レ之

一證文慥成る公事は、わくる事安し、證文に寄り、難レ用もあるべし、證文なき公事は、双方たゞ辯口を以て、僞を構へ、難ニ聞分一證人に證據に出すものも、共に僞を申に寄りて、たとひ評判一旦落着したりとも、又一應も二應も重ねて様子可レ聞事也、棠陰比事にも、拷問つよくせられて、身に誤なくして科に落たる者白状すれ共、其役人科に落さずして、思案の中に外より科人出來て、始めの白状僞になることおほし、爰以縦令日數經るとも卒爾に裁許すべからず、日本にも盜人とて、斬罪の後本盜人出來て、其始斬罪人の親罷出、その奉行へ何科に而我子は御殺被レ遊候趣と、度々罷出難儀被レ致、于レ今人口に此捌の非なる事殘りて有らば、不僉議之至なり

一强盜殺害人の族は落□之内なれば、白狀紛無しとも、隨分其上にも、可レ遂ニ僉議を一事也

一奉行代官によりて、公事をむづかしくおもひ、訴訟人をむざと不レ入、おもく仕懸、訴訟を不ニ取上一、或は公事役として金銀を出させ、又訴訟人より物の入様に定置之類、心底の狭き事也、如何樣成尼童の身なり共、心安出申樣に兼て定てよし、昔後漢の陳仲弓と申人は、下司の者申けるは、訴入は六ヶ敷事に有間、禁止して可レ然

と申、仲弓被レ申は、訴といふは、人を直くせん爲なれば禁じがたしといふ、此一言によりて正直なる奉行なりとおもひ、終に無理なる方より身を退て、訴なしと云々

一他領より訴訟に來るものゝ宿をも取次とも、其領分之内にて仕べからずと、觸置處も有レ之由、縱令其趣一旦聞屆て、上に其方の支配人より添狀を持參すべし、其村某町の名主、問屋同道いたせ抔といひて、おもく仕かけ申ものもあり、如レ此いひかけても、内所よき傳便を以て申込れば、心よく請引取上るなり、贔負内意を用て捌は、世の毀草也、聖德太子の憲法にも「絕レ餮、棄レ欲、明二辨訴訟一」と記し給へり、他より申し來るに於ては、樣子聞レ之、此方の者僉議の上可レ申と申渡、可レ返レ之、さて我かたの者越度有レ之ば、早々可レ爲二埒明一、然るに此方の者、内意にて、樣々の僞りを申、誤なき樣に申立る、其我方は贔負心も有レ之、聞違有べし、如レ此の時は、双方對決を以て、彌我方の利に究たるにおゐては、何れとも自分の了簡に及ばざるよし、訴訟人に可二申渡一、爰におゐてその者、公儀までも可二申達一、自然公儀にて此方の者非に落たるときは、その役人大なる越度なるべし、公儀沙汰になりては、双方物入、一々村の騷動なれば、隨分心を碎き、内證にて埒明しかるべし

一堺論等は、公儀より御檢使を取事なれば、双方役人不レ殘二心底一、前廉うちより相談いたし、互に不足を堪忍仕、和談可レ然事也

一旱魃之年、水論なきやうに、役人堰口へ切々罷越、前々有來る樣可二申付一事

一對決之時、又は其者の實否を糺すに、其者の詞を以さとり、顏色を以さとり、息づかひにてさとり、人の物いひ、雜談にも心を附、耳をたて、聞たるを以てさとり、日色目づかひにてさとり、是を五聽といふよし、まことにその功者に至りては、其わけしらるべき事なり、近年御評定人の內にも、さとき御方おはしましき

一評定人の嗜べき心得五つ品あり、科人に見るに、高人、貴人、出頭人の內の者などをば、主人をへつらひめすを官といふ、理の在ものを、日頃にくければ非になし、非なれども、何ぞの恩返しに理にするを反といふ、女房方內證より賴れ、道理を背く捌を內と云、音物に心を取られて、非を理にするを貨といふ、常々出入して念頃なるものを贔負するを來といふ、尙書と云本に記しをかるゝよし、是を五過といふ、大方世に如ㇾ此人も有ㇾ之、外より見聞して人口に乘物なれば、よく〱嗜むべき事也

一賞はおもくし、罰は輕くすべきよし、古來より申ふらしたる詞なり、震旦も太古よりうつ杖の數もへり、泰時の被ㇾ成たる式目の趣もかろし、公儀も去戰國の時分よりかろし、信長秀吉公之御代には、牛割釜煎などとて有ㇾ之よし、拷問にも闕問、又は脊を割、鉛をわかし入抔したるよし、此時分は敵方、又謀反人などはさも有べし、科によりて糺樣品々有ㇾ之

一他の田畑を心ならずあらしたる者は、價（アタヒ）を以て贖（アガナフ）べし

一打擲の科、輕きは籠舍計、重きは籠舍の上に金銀を以、出籠たるべき歟

一双傷の科は、輕重によらず、平癒之間、籠舍の上に爲㆓養生㆒、金銀にて可㆑贖也

一竊盜の者は、籠舍の上、一つの以㆓證文㆒所を追放すべし、他領よりとらへ來り、斷ある者をば斬罪にも可㆑及か、品に寄るべし

一口論之上にて、殺害の科は斬罪なり

一斬罪といふは、頭を切斗也

一斷罪は頭を切、獄門に梟る也

一逆心、夜討、强盜は町中引渡し、磔㆑之

一祖親兄伯父等之逆罪に殺たる者は、其身於㆓市町㆒七日竹鋸にて首を引斬罪也

一主人を殺する逆罪右に同じ行、其上親子兄弟猶僉議之上、從弟舅迄にも可㆑及歟、此趣大法也

一借金公事不㆑絶者也、或は利を元にあげ、證文仕立たる抔は僉議の上本金斗を以て多少より年賦を切り、幾度にも濟させべし、田畑書入たり共、卒爾に田地渡さすべからず、但借米より一圓利分も出さず、數年打なぐりに仕る徒者には、急度濟させべし、或は濟す了簡も在ながら、貸人をにくみ、骨を折せて濟べくと、おもふ徒者も在るべし、人別帳を以、其分限を考へ、田畑の持樣を以考るに則其實否はしらるべき也、田畑の書入たる分樣により、まし金を以て貸とらせてもよかるべし、但此了簡ともによりて、金銀の貸人一圓無㆑之樣に仕なしては、成箇の時分指猪もの也

一召仕取逃缺落の辨金、又は年季明たる返金等の事、自領他領に不㆑限、訴訟申來次第、早速請人人主より出すやうに可㆓申付㆒なり、猶豫すべからず

役人身持心持之事

一郡奉行、代官、下代に至る迄、田畑を質に取、或は買の手作いたし、小作に入幷金銀錢米をかし、利をとる事堅く停止してよし、借人を不便に思ひ、損負も出來、毛見等之時心ひかれ、主人のためもあしく行には、百姓困窮之基たるべし、利を不レ取、救のために貸は、百姓も思ひ付、外分もよく、仁の道なり、若他領との出入等に付、金銀可レ出時、一圓調成がたき、其者籠舍にも可レ及に至ては、身上能ものより貸させ、其證文に役人裏判を加へなば、かし人も可レ有レ之

一支配の者方より、金銀米錢をかり取申事、隱密たりといふとも、其かくれなきもの也、其外の物、脅て以て受用するは、卑劣の至なり、自分の分限に應じ、有に隨ひ、世渡る意得有べし、侈あれば、不足の物おほし、もし野菜を調ふ市町遠くして、不自由成處は、百姓の內にてすなほなるもの、五三人定置かれて、てもとより取寄申候、重ねて帳面を以、代物可ニ相拂一、進退よろしき百姓町人よりの音物は、役人は追從ならても、是は珍敷物なりとて、おくる事も可レ有レ之、是は留置重而其返報をしてよし、初物等眞實の心を以、日比氣の直なる者の送るは、留ても可レ然、又物さへ進ずれば、行々身の爲にも可レ成、或はかやうの御用も、近日可レ申と思籠て、物くるるものも有り、必後むづかしかるべし、一圓受用すべからず、餘り堅く偏なるも、心に一物有やう見へてあし、柔和成をよしとす

（權現樣甲州御手に入候節、少々物は受用仕不レ苦の由、役人衆に被ニ仰渡一よし、甲陽軍鑑に有レ之）

一下代下人を日比堅く申付、百姓を貪ざるやうに仕置すべし、主人を權にして、供の先などにて錢を借、色々の用をいひかけ、百姓をむさぼるもの也、自然百姓賄の食事に、少菜數すくなく不料理なれば、それとなく腹立し、たゝみをさき、百姓を叱り、色々の不行儀をする、然共百姓遠慮して、主人に不二申聞一、其下人共は一味の上しらせず、主人曾てしらずして、百姓の難儀になる物なり、能々可レ致二勘辨一事也

一在々役人逗留之內、食事の事重き役人は、自分の調菜可レ致、輕き役人は自分に成がたきゆへ、村賄たるべし、兼而一汁貳菜、所の有物にて可レ仕旨申渡、外料理有共、手を付べからず、其日の入用を名主に記させ、その奥書をして致二對顏一相渡、是を以村中割合申樣に意得べし、如レ此不レ仕時は、名主によりて、料理にせぬものを書出し、直段をまし、村中より取物なり、惣百姓も恨なし、惣て一夜泊成とも、料理の外に水風呂、菓子、茶、油等の入用を加へ、積りよりおほく入用有物也、依レ之名主と惣百姓との出入も、ヶ樣の事より出來る事なれば、對決之時分、一圓此事は不二申出一わけをしらず、且成箇等夫錢役錢を、名主おほく取込有樣に斗申也、名主と百姓との物いひあらば、如レ此の所へ早く氣を付るよし

一自分の入用は不レ及レ申、公用なりとも、村々の人馬を勞かして、おほくつかふ事可レ隨二時宜一、何ほどの人馬入用申付ても、名主は心よく請負申なり、是は名主といふ者は、大方諸役除にて、己にはかゝらぬ故、先請合、村中へ申付也、惣

て金銀の入用も、同前如レ此所に氣を付、諸役可二申付一也、道の近き所は、歩行にて可レ然、白分の馬格別也

一月に一度宛用なしとも、支配所の分は廻りて道橋申付、作り物體何分に有レ之趣を見分して、百姓の精不精、荒畑等僉議すべし、但前日其村村に一左右を致し廻り申はわろし、一圓沙汰なしに廻り可レ然、百姓共にしらすれば、其一日は村々さわぎ、仕事も不レ仕なり、尋べき事あらば、誰にても呼出可レ承

一公用に村へ口上、使、手紙、廻狀遣す人夫は、常々百姓の中より輕き者を定置、役所の近所に置てよし、給分は何方も惣郡の賄也、所により定使として、地足輕、中間の扶持人を定置所も有、此者村々にて我儘いたし、百姓の難儀おほし、縱手前者なり共、急度可二申付一者也

一少々の儀ならば、名主呼申事わろし、手紙、廻文にて可二申遣一、其廻文には、村々にて名主印判いたさせ、廻文すべし、公儀よりの御條目などの時は、少々の儀なりとも、呼寄寫させ可二申渡一也

一主人の御爲を大切に存、又百姓も恨無レ之樣に仕度者、御爲を奉レ存ものに二樣有、年々取箇を上げ、百姓の困窮にも不レ構、己褒美に預んと思ひはげむもの在、又是は我役と斗り意得、御爲可レ成事の外は隙に不レ成事をば、精を出す者あり、是は忠の道なり、右の侫人は高免に割付、譴責（ケンセキ）以（ハタリセイ）（マヽ）やさがし、手かね、足かね、水籠、閉門申付る、日比の心入惡敷故なるべし、百姓の科には有べからず、江戸にても當番には、門外小百

姓枕をならべて、訴訟人有し屋敷もあり、御爲にてはなかるべし、然共未進之者に品々在、常に大酒いたし、作毛に精をも不レ入、分限に過て子供養ひ置、博奕、振廻、遊山にかゝりて、未進有者は、人別帳を以て穿鑿之上、日比風聞わろき者をば、田畑をうらせ、其者を追つぶしても、皆濟可二申付一、又取付も大體なれ共、未進の者に病人、盲目、年寄、幼少成子供ありて、田畑持高之分を作取にしても、食たらざるも在、又かやうの役介(厄カ)もなけれども、其者の持來り畑も、田も上々位にて、下よりおとり、持程の地面麁田なれば、一圓穀を不レ取而未進するものもあり、又下人を殺し馬をおどし、盗人に作物をとられ、不仕合打續き、未進する者もあり、かやうのもの、僉議のうへ申達而、少々免す共、延引する共、了簡有べし、世に禿(ツブレ)百姓おほく有所も皆此類也、其所の高免なるにも有べからず、たとひ免あいひきくわり付たりとも、右の如くの小百姓には、米なれば五升、壹斗、永なれば五拾、百文ほどならではへらず、是にて右(マヽ)の損毛、大勢の喰方のた足にもならず、只身體能者ばかり、田畑大分有レ之、以少ゆるされても、其者は大きなる徳なり、爰元むざと下免にも不レ可レ致物歟、しかありとて、銘々不二進退一之者計ゆるくも難レ取、如レ此之事を考へ、兼而人別帳を見て、分限過たる人數の者、又は農に不精成者、麁田斗持たる者には、僉議の上能々教戒すべし、農事の隙には、草履鞋を作り、莚、疊、菰抔を織、繩をない、かねて仕ため、市町にて拂の薪等、その外何に而も請賣致、身命つ

なぎ可㆑仕由、常々おしへて置、其上にも油斷有て成箇さしつかふる物は、急度可㆓申付㆒、不㆑敎して科に落すは、役人の越度也、其外所に有來り、名物、紙、綿、絹、たばこ、麻、木綿、漆、蠟、疊表等皆農人の仕出物也、此分は無㆓下知㆒共、男女共に無㆓油斷㆒相勤也、只の隙に、浮仕事可㆑仕旨可㆓申付㆒、孔子も民の事は、不㆑可㆑緩とも仰られしよし也

一何程に、百姓に柔和にあたり、情詞をかけて不便に思ひても、取箇の上りては、代官をあらく思ふなり、ある代官常々に、心柔和にて不便に思へ、少々の罪科はゆるし、情をかけ、遠方來る者には、食事をくれ、茶、酒を振廻、情ふかく、百姓も悦ぶやうなれども、御爲第一に取箇を年年上げ、未進も出來、其後其代官所替にて、他所へ引越時、百姓共その所より、二三里も罷出並居て、急度したる體を見て、代官申やうは、日比目を懸け不便に思かたれば、其恩をわすれずして、見送りのため、遠路何も出たるは、奇特千萬といふ、百姓共のいわく、一圓左様にて御座候はぬ、此者は夫様の、年々上免に御取被㆑成つまり〳〵て、皆乞食に出候者共うらめしさのまゝ、道路にて貧乏神を見送りに出申といわれて、代官返答なく通りたるよし也、是を以て萬事心をくだき申付べき事也

一百姓の中にも、惡人はおほく、善人は稀也、惡人の懲様に仕度とて、法度稠しく致ても、跡より出來るなり、是を村々百姓を、一年に一度づつも、其村の名主宅に呼寄、五人組帳の前書を讀爲㆑聞、其上にて只意見のごとく申聞せて敎訓す

べし、第一親祖父へ孝行なるものを直にほめ、何ぞ褒美らしき事抔を致候得ば、惡人もおのづから能なり、孝行の道より行儀作法もなをるもの也

一上々樣より下萬民に至る迄、進退不勝手に、頃年成來る事は、當御代御長久御安全故、次第に物事花麗に成、御知行取は、家中の子供も、二番三番目迄被召出、御加增取ものも多く、昔より人多に成、賣買も高直成來、奧方へ物入多、音物振廻等迄も事繁く、遊山がち成を以て、御手前うすくなる、當時欠略になされても、猶寬永比より侈おほし、爰において領分の百姓を責取、未進有の時は、代官の不精の樣に被思召ば、其主人を去べし、唐土周の代に、井田の法とて、貢田を中にして、其東西南北四隅の八つの田をば民作り取、中の田を八田より耕作して、貢米とするよし、今案るに、闔如此かこひの中に、井有ゆへ成べし、然れば九分一を年貢に上る積り也、當代は四分六分とわけて四分を地頭へ取、其上も取處あり、弘仁式曰、上田壹反、地子十束、中八束、下六束、下々三束、是稻束付壹駄なれば、纔の事也、日本仁德顯宗の御代には、課役を免されて、民夫々饒にして、銀錢壹文に籾壹石賣たるよし、地頭より民を不便に思召せば、其下の奉行下司迄、猶大切に民を扱也、年貢は年々高下雖有之、金高に積ては大方增減なし、豐年には納米おほけれども、穀類下直也、水旱の年は、貢米少々といへども、穀物高直也、金高に積りて同じ收納成べし、然上は凶年には、外の所務不求也、尤以下免な

るべし、「爰以量ㇾ入爲ㇾ出則用之舒也、」といへり、仕置悪敷地頭は、領分の有德人より、無理に金銀をかり取、無二返濟一所替等之時は引渡の節、御目付衆に血の涙を流し歎入る、寔に痛しき事也、是主人の御心より出る事に有べからず、御爲ずきの侫人より申上、後には世の中の流言と成て、悪人の御名をひろむる、下々は逆心より甚し、如ㇾ此の領分には、臨時の課役浮役をかけ、所替の跡迄も、其通りに出し、民困窮の基なるなり、但軍役の公儀役等の時は、臨時の課役なくてはならぬもの也、是も重而可ㇾ返歟

一飢饉の年の事、大方其前の年よりしる物也、六、七月の時分より、長雨降て稲實入らず、又能實の可ㇾ入時分、大風雨いたし、田畑ともに穀類損毛し、右之時分長く大旱なれば、其年の暮より飢渇に及ぶ也、依ㇾ之收納之時分、籾にて在々の藏に分限に應じ、少々宛なりとも詰置、困窮の者に貸渡すべし、惣じて豐年の時分一年如ㇾ此仕置、秋々に詰替置てよし、是は只一年のかこひにて、末世迄も殘る事なれば、不勝手なりとも詰置度事也、民の爲斗にも不ㇾ有なり、急用にも可ㇾ立物也、麥作の時分、天氣宜からず、麥作不ニ出來一、又は冬春大に寒し、麥苗氷(イラ)ぬけ抔どすれば、麥の實入なくして、米の出來る其中、夫食につまる物也、金銀を拜借する時は、一度に大分も今時かし難き間、先當分餓死に可ㇾ及き百姓を家内に男女何人と、能々其者の手數(年カ)迄記しよせ、先一々村の内にも能くつまりたるを僉議し、三十日或は四十日之間、稗粥を以て命も

つなぐやうに、盛なる物には男壹人一日に稗三合、四合、老幼少の子共女には、二三合宛成り共、勘定を以直段を積り、金高程可ニ貸渡一、此上に猶つまりたる物あらば、又日數を考へ、麥の出來る迄幾日、粟稗迄は幾日と積り借べし、若地頭に金子無レ之時は、領分の町人百姓の內に進退宜者を召集、此度之儀に候間、一精出し、何程也とも一人〳〵より分限に應じ、金銀米穀出し可レ申趣と、帳面に記し、利足はかろくして、名主、與頭(クミ)、借人の判形、役人と裏書を以、借出し可ニ相渡一、如レ此すれば憐成を以て、有德の者はかす物なり、在々飢饉の體を見るに、不便なる事、詞にも述がたし、取わけ鰥寡孤獨の輩は、田畑も多く不レ持故、常に身代能者に最寄に日傭を取、其日暮しするもの、飢渴の年は手間

取に爲レ致べき穀物少きまゝ、賴みてもなし、依レ之木の葉草を喰、顏相蒼く、腫り、歩行も不レ叶、草もつみ難し、飢饉は冬より春に至りて、入物なれば、木の葉も草も稀なるにつみ手は多し、終に餓死する也、去に依て如レ此年は、氣力おとろへざる前より救を致し、命つなぎ仕る內に、草木もなく、萠出麥も出來、秋は粟稗も實入よる物なれば、是より助命も可レ有レ之、聖人も民養なり、惠有とのたまひ、又倉廩を開き民に配分すとは此時なり、早々救をせねば盜人多くて、六ヶ敷事段々重り、役人も苦勞重る也、前漢の龍女少卿といふ人、渤海と云ふ所の飢饉に盜賊おほく有、此政道に其大守となりて居れり、其前の樣子を聞ば、下司のものを大勢方々へ遣し、盜人を捕へ、穿鑿區々成よしをきゝて、必盜人

を捕べからずと廻文を遣し、扨藏を開き、有たけ拜借米を出し、其上鋤鍬等の農具おほく持たる者は、良民なりとて、譽め不便を加へ、又刀鎗を持たる者は、盗賊たるべきよしを以僉議をなす、爰に至て刀鎗を賣り、悉く農具をもとめ、其所治りたるよしなり、又後漢の戴平仲といふ人、西花といふ所の司なる或時、大旱にて民の難儀により、雨祈其外色々祭事をすれども、一圓雨降らず、爰において平仲、身をもつて數多薪をつみ、其上にのぼり下より火を付させ、既に燒死んとす、其時俄に大雨降る、火を消し百姓ども歡たるよし在二蒙求一、能々天道に請られたる人なるべし、此人科人を成敗する前に、囚人を呼出し、幾々日に可レ切の問、それ迄を（虫食ヒ）□歸り、可レ切日に參り候へと申放しやられれば、其

日急度己方より參りたるよし、寔能々德にかなひたる人にて有べし、今時の人ならぬ事なり、世の人仕合能時は手に携るほどの者に利有り、不仕合になりては、下り坂の丸かしの如し、爰を以郡里を思ふに、地頭より民をあはれび給へば、所も賑ひ繁昌し、天災もすくなし、取（マヽ）續分れたる所は、日損、水損、火事等餘の所おほし、是困窮の至たる所なり、且其地山林、竹木、浮仕事の有無にしたがひ、取箇付肝要なり

一大風雨の時は、滿水するものなり、其所の役人たる者は不レ及レ申、小百姓迄も罷出、堤の蛇穴抔より、もし水洩る所あらば、急ぎ可レ塞、少間あらすべからず、欠ゆく所、堤を水越所は、少間有りても、俄に大事にならず、水防よき物なり、洩水は間もなくふとり、留がたき故、とや

かくする内に堤押切れ、田畑宅は不レ及レ申、溺死の者も可レ有レ之、兼而堤大切に思ひ、折々常に可二見廻一、又土俵に可レ成明き俵を兼而百姓一軒に何程づゝ拵置、急成時繩共に可二持出一旨申付てよし

一川増の則、材木薪等ながれ來らば、取上させ置、帳に記し、御用木は其源へ可レ渡、商人木は取上置、それとも上賃出す時は可レ渡、他領の用木は、取上賃川並に定り可レ有レ之、其通被レ下、材木は可レ歸、海手破船の荷物、公儀も商人も、其沈荷物は廿分一なり、川筋は所々に依て相替、そのうへ作法制札も無レ之海邊は、御條目濱に有レ之、破船の刻、水主船頭を助候にかこつけて、百姓共荷物船具を盜取ものなり、兼而可二申付一なり、船頭は命の助るを悦び、外の事には不レ構故なり

一地頭林立る事は、其村の畑にもならぬ山の腰などなり、然れ共秣場、又は田畑の樾(コサ)にもなるべき處は、林にすべからず、新規に仕立るには、松杉漆、扨は地面により桑楮(カウズ)竹拵成べし、竹は雪國にては生長しがたし、下草は運上を取り、村にからせてよし、下枝は、三年に一遍も村へ賣渡する、城内入用家中へ下さる事も可レ有レ之か、いづれの道にも、百姓の隙を入、費無樣にいたすべし

一百姓居村くねの木、むざと不レ剪樣に申付、萬百姓自普請入用の時は、指圖いたし可レ爲レ剪なり、或は殊の外繁り、田畑の樾(コサ)にも成候はゞ、見分の上見つもり、此内何程剪らり可レ申由申付、百姓の勝手に可レ爲レ仕、竹も同前也

一林山大分有レ之所は各別、一二ヶ所有レ之林を御爲に貢拂、金銀差上候事不レ宜、替の林の體によるべし、若し剪盡、堤川除橋掛簞に事を缺、百姓林を剪、屋作もならぬ樣に民をいためるは、役人の越度なり、惣て林を仕立おく事は、自然の時逆茂木に引、矢來を結び、小屋掛萬事入用の爲なり

一年々新田新畑の開數を改め、別帳に仕立、三年めに取箇を輕く付け、次第に取增べし、よき處は本田に開來る間、今時分の開は大方下田下々畑なるべし、高をもらずして見取場と定るよし、高を上ること、百姓迷惑するなり、乍レ去年年高を付、本高へ加へ上げ、自然所替の時、得替の爲にもといふ處もあり

一諸勸進の事取次いたすべからずと觸置てよし、所により年貢皆濟の以前、當村へ諸勸進不レ可レ入と札有の處も有、是には不レ及、右の申渡にて勸進不レ來なり、乞食非人は制にも不レ及、山伏は童子女斗居たる家にては、おどして取と、か樣の徒者は立札も用まじきなり

一遊民なきやうに僉議すべし、士農工商の外、儒佛醫抔はありてよし、禰宜神子、占師、其外町にも百姓にもむざと方々ありき廻り、何わざするとも不レ見者、惡事を仕出し、百姓をせぶらかし、博奕をすゝめ、村々衰微の基なり、神主抔の有來候は不レ及二是非一、醫者は何人もよし、無レ之はまねき置てよし

一馬次の町にて、奉公人は馬も人足も無レ滯、或は出家、町人、百姓抔に幕かゝりては、一國人馬を不レ出、若出候得ば駄賃の外に、馬差馬士何か

といひかけて、錢をねだり、其道遠ければ歸り候を氣遣して、馬出かね大方其宿に逗留するなり

一所により、町に市の立つ事、月に四度より六度迄有、盗人餘多入込、町人百姓をたぶらかし、酒を振廻て爲レ醉、道にて取、市場人込にて何也ともはづし取なり、但町人も其町の者には、手も不レ付、奉行より足輕等付て吟味もあれども、足輕も見のがし、聞のがすなり、盗人捕候ても、他領の者はむづかしき故、下司へ申付、若惡人見候はゞ、棒を持ち其者の跡に付廻らせてよし、如レ此の時は盗人なし

一公儀渡しならで私に船を調、增し水の時錢を取、旅人を渡す處あり、是に殊の外なる錢をとられ、行先の路錢なきやうに飛脚抔はなるよし、武士をもねだるなり、大方渡守損無レ之樣に、地頭より東海道のごとく定置度事なり、勿論船のなきにはまし、道中急用にはよし、然共船賃高直ゆゑ人難儀し、前の宿に泊りても錢は入り、只川を越たるがましとて、一層有切を出し通る者もあり、不レ及二是非一事なり、能々定置度事なり

一先規の引付にて、他領より私領に用水堰を用ひ來る所有り、其堰海道（街カ）をながれるに、我領分には橋を掛け、他領の內には道を流れ、往來難儀なれども橋もなし、是は水を用る地頭より、他領たりとも、冬斗は橋を掛、夏には橋道具放し置、其所へ頼み置可レ然なり

一春秋井田記曰、人年三十にして受二百畝一以食レ吾云々、吾は父母妻子我以上五人なり、是は一

町を作り取の積也、殊更其時分は三千六百歩、昔如レ此、當代は三千歩一町にて、家內は九人、十人も生產、其上にて年貢を出す、爰を以て成箇に差痞るなり、外の挊を可レ仕旨可ニ敎訓ーなり、田畑共壹町に人工男女四五人懸り、貳町には八九人、參町には拾貳人斗も入積りなれ共、下人にても處により、人により、作出田地の廣迫(マヽ)善、男女精不精、年の老若を以、少々多少は可レ有事なれども、大方は見及び如レ此

一凡壹町の作人四人、子壹人ともに五人の入用、有增積り見るに、飯料拾貳石、內三石は晝食、馬壹疋に貳石、此外は糠藁秣等を飼べし、五人の內夫妻子共に三人、此衣類金三分、此の外二人は下人、此給金貳兩、又馬代金貳分、是は代貳兩貳分の馬を五年遣ふ積り、三分は農具、馬道具、義理帶紙抔の雜用の積りにして、金合四兩、此石但し雜石共に壹石五斗がへ、惣石合拾八石、一ヶ年入用也、こやしと薪には、馬持故除レ之、隨分わびたる暮の積り也、扨又田より生るゝ一町の穀類、田半分にし米七石五斗、是は一反に籾三石、壹歩に壹升、米にして五合積なり、半分は畑方夏作秋作二毛にて、雜石拾五石、菜大根も穀に積り入てなり、是は上畑の積也、有穀貳拾貳石五斗、此內にて入用引殘而四斗五升ならでは無レ之、此內にて種を殘して取毛とすれば、一町の高拾五の盛にして、三つ取の內にあたる、まして四つならしにすれば、壹石四五升も不足なり、去程に今年は喰ひあまりたるの金も遣ひ、あまりたるのいふ事は、十年に一年も有るまじ、況や其內に作毛出來損じて、又飢渴の

年にあひ、田畑を書入、借金出來、此利拂さへ成がたく、請返すといふは十人に一人も有か無の事也、大分高持たる百姓は、少しづゝも餘計有べし、一町二町より以下の作人は、大方は有の通也、爰を以取締付も考べし、如何樣なる處にも、浮處の務有、是にて又も身のうへ續也、去程に浮役等も思慮して可ㇾ取事也

一山近き百姓は馬を持也、秣を取、薪取、眞木拵を付出し、賣て耕作にも、馬牛を第一として遣ㇾ之、山なき所は、馬持は少し、但し江戸近くは、瓜茄子、其外商賣のかゝる故馬持なり、馬なき所は大方海邊等、依ㇾ擁（コヤシ）も、干鰮（ホシカ）下、糞拵を、肩の上にて運取、海草を取也、馬の入用なし、大方船の自由なる故成べし

一百姓持高すくなくなるは、つぶれ百姓の基なり、畑を賣事は停止し難し、有德者に子供を不便に存、いくたりへも田地を分くれ、其子供又分け渡す、如ㇾ此等之は壹人して漸と五反七反の至り、其内壹反にも不ㇾ及ものも有、それにて子供大勢喰事故つぶるゝ也、かやうの者をば子供も奉公致させてよし、分限に過て口の多きも考へず、只ならべ置、田地をうり、喰つまりつまりて、扨子供をうる也、不便返て寇となる、爰を以、五人組帳の前書にも出して、新屋敷構べからず、所帶も拾石以下は分けべからず、若田畑の外、金銀商もとてなど讓歟、外の生産のた足にもなるべき事あらば、下知のうへ可二申付一と、兼而法度立て可ㇾ然事也

一五人組を又二組にも、三組にも最寄次第組合、それに與頭を付、何與と銘を付る、大水、火事、

普請等の時可ㇾ遣、俄事に混亂なくして遣能也一夫役夫錢等小百姓には、割合おほき樣に聞ゆる也、高にて割付る處あり、反別に割付所も有、如ㇾ此の時は、百姓の持高拾石を壹軒共定置て、かけさせてよし、たとへば貳拾石の高は貳人分、拾五石の高は壹人五分、七石五斗の高は七分半と、百姓の屑書にして、人足わり課役もかけて恨なし、此內名主は役除き、與頭或は鍛治、大工、夫役抔の用たす者にも、持高の內了簡次第、役除して可ㇾ然也、正月、二月は、百姓も隙の樣にあれば、冬落し殘の麥をまき、川除普請に掛り、去年の年貢の殘を付出し、三月より苗種を蒔おろし、段々植苅こなし、又同じ畑を二三返づゝ折を切、草も度々むしり、其內にかりたる跡をうなひ、擁を運び、出來次第俵をあみ、地頭へ運び、何角拾二ヶ月の間、一日も隙といふ事はなき也、凡瓜、茄子、蕓薹、大豆、麥、荏、稗、粟、大根如ㇾ此、米の外、段々蒔、旬有內に天氣あしく、一旬ものびては其作毛宜からず、如ㇾ此の境を能々考へて、百姓のつゞくやうに意得て可ㇾ然也、民を扱事小魚を煮るが如しと、孔子も被ㇾ仰し由、是は餘せゝれば、小き肴は崩ることとの心なるべし(三卷之內上終)

豊年稅書(三卷之內)中

當御代御代官衆に

御條目之事條々

一民は國の本也、御代官の面々、常々民の辛苦を能察、飢寒無ㇾ之樣に可二申付一事

一國寬なる時は、民奢る者也、奢時は日々の事業に懈り安し、諸民衣食住所、無レ奢樣に可ニ申付一事
一民は上遠ゆへ、疑有もの也、此上に上も又下を疑ふ事おほし、上下疑無レ之樣に、萬事念を入可レ申事
一御代官の面々、其身を愼み奢なく、民の業細に存預り、念入宜樣可ニ申付一、惣而諸事不レ任ニ手代一、其身勤儀肝要に候、然る時は手代末々迄、私有レ之まじき事
一面々の儀不レ及レ申、手代等に至迄、支配所の民、私用に不レ遣、并金銀米錢民より借用、又民へ貸不レ申樣、堅可ニ申付一事
一堤川除道橋等、其外諸事、常々心に掛ケ、物殊に不レ及、大破時支配所に達し、加ニ修理一、并百姓爭論ヶ間敷儀有レ之節は、輕き內に聞屆、內證にて可ニ相濟一儀は、依ニ恨無ニ贔負一、不レ及ニ僉議一、樣、可ニ申付一事
一面々代官所諸役替、又私領に相渡候節、路々末末迄、其外無ニ油斷一常々念入、第一御勘定無レ滯樣可レ懸レ心事也

延寶八庚申年八月三日

五人組帳前書の事

一幾利支丹宗門の儀、毎年御改の時、寺請狀差上申候通、鄕中壹人もうろんなるもの無ニ御座一候一公儀御制札之通、堅く相守申事御座候、召仕の者も、寺請狀取置申候、御用の時分差上可レ申候事
一五人組の儀、家並又は搓寄次第、五軒宛組合申、子共前地借地借屋下々に至迄、家內不レ殘吟味仕

惡事無㆓御座㆒樣に可㆑仕候、若不吟味にて惡事出來仕候はゞ、組中ゟ御懸り可㆑被㆑成候事

一御割付出申候はゞ、村中立會免割引方等、明鏡に可㆑仕候、御年貢納候はゞ、庄屋方より則請取、切手遣し可㆑申候、勿論庭帳に念入付置、銘銘判致置可㆑申候、不念仕手形無㆑之、後日に出入仕間敷候事

一萬御普請人足、其外下され物候はゞ、當座に割渡し證文取置可㆑申候、惣而次合勘定仕間敷候事

一御藏米御座候時分、番等無㆓油斷㆒可㆑仕候、若火事盜人逢、御米不足仕候はゞ、村中として辨へ、皆濟可㆑仕候、番之者不念仕候はゞ、御穿鑿の上、曲事に可㆑被㆓仰付㆒候、寄藏又は川岸迄、附送り申時、御米不㆑濡樣、與頭、年寄、百姓相添、道中無㆓油斷㆒、諸事可㆓念入申㆒候事

一村中火事出來仕候はゞ、有合火消道具を持、早速火元へ駈付可㆑申候、御藏近所の火事は、御藏を大切にかこひ可㆑申候、若出合不㆑申者は、御穿鑿の上、曲事可㆑被㆓仰付㆒候事

附縱令他領たり共、隣村の火事は、駈付消可㆑申事

一火事、殺害人、其外不慮の儀出來候はゞ、早々御注進可㆓申上㆒候事

一怪敷者に一夜の宿をも借申間敷候、たとひ往還の海道にても、逗留の者御座候はゞ、庄屋、問屋迄申斷、吟味の上留可㆑申候事

一他所より牢人者參り、所に有度由申候はゞ、吟味の上、御斷申上、御指圖任可㆑申候事

一堂宮、山林に不審成者からまり居候はゞ、村中

寄合、其者僉議仕置申、まして若惡黨人に究候はゞ、からめ取御注進可二申上一候事

一他所より參り候年貢は不レ及レ申、鄕中にて怪我にても出來候はゞ、當座可二申上一御帳に付可レ申候、幷行衛しらざる者、路次にても相果候はば、番を附置、致二披露一、御指圖次第に可レ仕候事

一家借、地借の者御座候はゞ、其出所に行、無レ構慥成者に御座候はゞ、請人を取、差置可レ申候事

一佛神詣、商買、何事によらず、遠所へ參り候はば、五人組幷庄屋へ斷可レ參候事

一男女商買、一切仕間敷候、年期に抱、質物に入候共十年期外は仕間敷候事

一他領に奉公に成共、罷出候者は、御斷可二申上一候事

一男女衣類、布木綿の外着申間敷候、組庄屋々身上宜者は、御斷仕絹紬迄は着可レ申候事

一聟取、嫁取の節、一汁三菜、所の有物にて可レ仕候、仲ヶ間へ知せ呼申共、名主は與組斗、與組は仲ヶ間斗、平百姓は五人組斗、吸物の上、酒三獻、此外は何にても仕間敷候事

一庄屋百姓共に、身に過たる屋作、美食仕間敷候事

一自分の居林に而も、御斷不二申上一、猥に竹木剪申間敷候、自分の屋作仕候はゞ、木數申上御差圖の上に而剪可レ申候事

一御普請等に付、人足御觸の節、無レ滯可二罷出一候、若俄に虛病仕不二罷出一候はゞ、曲事に可レ被二仰付一候

附御用の御觸狀、先々に時付、無二相違一早々相

屆可レ申候事
一道橋の儀被ニ仰付一無ニ御座一候とも、其近所百姓より少々の儀は修理可レ仕候、大分の儀は早々可ニ申上一候事
一掛堀落堀道を狹め、他の田地下堀田畑仕出し、切ひらき仕間敷候、缺落可レ申處は土を寄當、他の田畑不レ缺樣可レ仕候事
附新道を付申間敷候事
一田畑年期を定、質物に預け申候はゞ、庄屋年寄加判手形を、双方より取替し可レ申候樣、年期の外は入申間敷候、若加判可レ致者、私曲を構加判不レ仕候はゞ、其上可ニ申上一候事
一田畑賣買右同前、永代賣仕間敷候、年貢諸役等賣主より勤申筈に究候共、其田畑の主無レ力レ仕、年貢等濟み不レ申體に極候はゞ、村中僉議の上、買手より出し可レ申候事
一不審成賣物質物、一圓買取申間敷候事
一鐵砲の事御赦免なくして、曾て撃ち申間敷候、若左樣の者御座候はゞ、庄屋五人組より可ニ申上一候事
一自今以後、新酒屋仕間敷候事、并作來候はゞ、御公儀江書上の外は、作申間敷候事
一寺社替目、或は百姓退夫仕、又は身上禿（ツブレ）申者供御座候はゞ、可ニ申上一候事
一獨身の百姓煩申歟、或は他所へ參候歟、何も耕作不ニ相成一候はゞ、庄屋五人組相談の上、田畑荒不レ申候樣に可レ仕候事
一持高わけあたへ候に、壹人前拾石より内に分申間敷候、若拾石内にわけ不レ申候而不レ叶儀候はば、申上御差圖を請申べき事

一田畑をつぶし、新屋敷を取立申間敷候、并他の田畑の樾に成申樣に、竹木植出し申間敷候、樾に可レ成竹木は有來候共、枝を斬可レ申候事

一御家中衆押賣押買被レ成、其外非分成儀被二懇致一候はゞ、可二申上一候事

附御家中へ音物、馳走がましき儀仕る間敷候事

一印判替申歟、又落し申候はゞ、庄屋は御斷申上、平百姓は庄屋に爲レ見、替可レ申候事

一博奕、かけの勝負、一切仕間敷候、勿論、宿に而も仕候者、無二御座一樣に、仲ヶ間吟味可レ仕候事

一何事によらず徒黨を企、神水をのみ、一列仕間敷候、常々心立あしく、或は人の妨をなし、或は切々喧嘩口論、夜あるき仕、又は惡敷者と伴ひ、盜心有レ之、耕作、商にも不レ入レ精、庄屋五人組意見も不レ用不屆成もの、仲間其外一門の内にも、自然御座候はゞ、急度可二申上一候、御僉議の上、外より被二聞召出一候はゞ、庄屋五人組越度に可レ被二仰付一候事

一常々農業を精出し、身代も持立候樣に心がけ、上たる方へ慮外不レ仕、親兄弟に不孝不義不レ仕、一門の間睦敷心立直に相嗜み、御公儀御法度御條目通堅相守可レ申事

右の趣村中寄合申時分、切々讀聞せ、少も違背仕間敷候、以上

北谷組拾五人

五左衞門印　六左衞門後家　六兵衞印
八平次子七十郎　七右衞門印　加兵衞印
五郎兵衞印　兵九郎印　加郎兵衞印
吉左衞門印　八左衞門印　太右衞門印

與左衛門印　甚兵衛印　九右衛門印
權兵衛印　太郎左衛門印

南原組貳拾三人

藤左衛門印　藤九郎印　藤兵衛印
――印　――印　――印　――印
――印　――印　――印　――印
――印　――印　――印

總人數合三百五拾人

年號月日　庄屋印
　　　　　與頭印

右は二年に一度づゝも五人組を組み替へてよし

公儀御制札奥書品々の事

右之通被二仰出一之間、於二當領一堅可二相守一者也

年號月日　領主御名
（但御名はなし）

右之通り公儀御制札の趣、於二當領一も可二相守一者也

右公儀御條目之寫如レ此、於二當領一堅可二相守一之旨、仰付らる者也、仍下知如レ件

年號月日　家老衆苗字名

家老衆の格判有レ之處も在、何れも公儀御制札の趣、御書出之通、月日奉行所有レ之迄、前に書立、其奥に右之通奥書有レ之、又公儀御書出しに奉公と無レ之、奥書に奉行と斗有レ之所在、是公儀之通にて、奥書無レ之處も有レ之、御一門様方國持城主無官少知の衆、何も所により違有レ之也

人別帳認樣之事

（毎年可レ致事なれども、大分の帳故隔年にてよし）

一高三十五石　内五石、當時十左衛門へ質物に入、外七石、何村へ出作替地　年五十一　長右衛門

女房　誰様御知行、何村之誰娘　歳四十五

惣領　手前に罷在候　年廿七　長兵衛

同女房　誰様御支配、何村誰娘　歳二十三

同子　長兵衛一所に罷在候　年三　辰之助

次女　誰様御知行何村之誰へ縁付申候　年廿五　まつ

三男　江戸何町誰所に奉公に出し申候　年廿二　五郎助

妹　病者にて手前に罷在候　年四十　つな

下男甚九郎普代　歳二十三

三之丞何村之者、丑年より三年季　歳二十五

下女

つた　普代　歳

かつ　誰様御知行所、何村之者、一ヶ年季　歳

人數合拾人内五人男五人女　外弐人別家

馬壹疋

牛壹疋

抱之者

前地之者

借屋之者

一無高　誰様御領分、何村之者、何年以前より罷在候買仕、日傭取罷在候　年　何右衛門

當村誰娘

惣領　何方に何をして罷在候　とし　何兵衛

次女　手前に罷在候　とし　まつ

人數合三人内一人男一人女

高合五百石

内何石何斗は何村何村何村より入作　何村
外何拾石は河内村泉村之内　出作
惣人數合三百何拾人内　男百五拾人女百何拾人
外七十人別家
家數七十何軒　高持百姓
外何軒高なし
馬五十疋
牛　十疋
右之通吟味仕、紛無ニ御座一候、仍如レ件
年號月日　名主印
年寄印
與頭印
外長吏穢多　とし何兵衛
高何石　とし女房
何村之長吏誰娘　とし　たれ

長吏合何人内男何人女何人

右之通、百姓年寄名主の奥に、長吏穢多は記レ之、扨右のごとく、何軒も百姓其村に有程の村之者、町人諸職人共に可レ記レ之、町屋抔は間口も記す、職人は檜物師、鍛冶、大工、紺屋等名の上に可レ書、商人は不レ及レ記、又旅宿斗する者も有、是も商人内なるべし、右人別取置事は、其者自然悪事仕、一類抔にも可レ及ニ僉議一ため、公事等出來して、君の爲め身上つぶれ候子細も、此帳にて其譯を知る、或拜借等の時も、僉議之上可レ借者も有り、不了簡にて分限に過たる暮し抔仕者には、不レ可レ借ためなり、人に寄、家の間數抔棟數抔記す人も有レ之、右百姓壹人の書様斗記レ之、其村に在程之人を不レ殘順々に記させ、扨右之通奥書に村高人數高を上てよし

宗旨改帳之事（是は每年也）

一 天台宗　松壽寺　寺印　吉左衛門印
法華宗　蓮光寺　同斷　女房右印
天台宗　松壽寺　同斷　子 吉兵衛右印
同宗　同寺　同斷　子 吉三郎右印
淨土宗　西念寺　同斷　下人 才藏右印
禪宗　法光寺　同斷　同 たつ右印

〆六人

右之面々名之上に、拙僧共判形仕候通、代々其寺の旦那にて御座候、若御法度のきり支丹宗門と申者御座候はゞ、何村迄も拙僧共罷出申分可ㇾ仕候、爲二後日一與書判形、仍而如ㇾ件

年號月日

宛所

天台宗百三人　何國何郡何村 松壽寺印
法華宗貳百人　同斷 蓮光寺印
淨土宗八拾人　同斷 西念寺印
禪宗百拾七人　同斷 法光寺印

人數合五百人

右之通村中吟味仕宗旨改其寺々に拙者共罷越、直に判形取て指上申候、幾利支丹宗門壹人も無二御座一候、若以來御法度の宗門たる者御座候はば、村中不ㇾ殘何樣之曲事にも可ㇾ被二仰付一候、爲二後日一仍如ㇾ件

年號月日

何國何郡何領之内何村
名主印
與頭印
年寄印

御代官樣

右年號月日は一方に可ㇾ有ㇾ之、但寺々の末之年號は除ㇾ之、百姓之所斗にて可ㇾ然、此奥に其村々

若穢多等於レ有レ之者可ニ相改一、但穢多長吏は江戸檀左衛門方より、諸國關東筋相改候由なれども、地頭よりも改而可レ然也、扨帳面の仕立樣、前に記す通、百姓壹人其家內は不レ及レ申、地內借屋之者迄も、其百姓の次に記レ之、其名の分は不レ殘地主亭主之判形可レ取レ之、是は妻子下人も、借家にも、亭主より判致事也

高取割付之事

何國何郡何村、當丑御年貢割付之事

村高辻

一高貳百石者

此取百貳拾五石　　但高に六つ貳分五厘

米八拾五石　　田方

永拾六貫　　畑方

此取米四拾石　　但貳石五斗替

外

米貳石五斗五升　　口米

永四拾八文　　口米

米貳石　　夫米

永貳百文　　夫錢

永百文　　糖藁代

永五貫文　　海運上 川舟役

永六拾文　　林下草錢

永三百文　　山役

米合百貳拾九石五斗五升

永合貳拾貳貫百四拾文

右之通名主惣百姓立會面々相違無レ之樣に割付、當極月何日迄之內、急度皆濟可レ仕者也

年號月日　　誰　印

誰　印

名主 惣百姓中

右浮役小物成等有次第記ㇾ之、所により、但書それ〳〵のあたりを書事も可ㇾ有、たとへば高壹石に付、何程抔と有事もあり、役人は用人代官、何も片苗字よし、輕役人斗の事ならば兩苗字も可ㇾ然歟、人によりて居判に印形押所もあり、名の書所は例よりも少し高し、宛所は役人よりひきゝ也

取帳郷帳も右村々をよせ、次第は割付の順に可ㇾ在ㇾ之、惣〆は米惣都合、永都合などゝ有べし

反別取割付之事

何領何村午の年御成箇割付之事

高何百石

此取米何百石
永何拾〆文　田畑辻

此譯

上田何拾何町何反何畝何歩

内壹町何反何畝歩　當小檢見引

殘る

上田何拾何町何反畝歩

此取米何拾何石何斗

殘る

中田、是も毛引方有ㇾ之時は内何反歩　早損引

此取　右之通壹反の當り可ㇾ書

下田内何程堤敷引として、別に殘ると一かふ立て取米を可ㇾ付

此取米　同斷

下々田

此取米　同斷

見取新田

此取米　同斷

上畠何拾何町何反何歩
此取永何程　　但壹反に付何文づゝ
中畠内何反何歩藏敷引など、引方有村は差引、相
殘可ㇾ書
此取永　　壹反の當可ㇾ書
下畠
此取永　　同斷
下々畑
此取永　　同斷
屋敷
此取永　　同斷
外
米何程　　口永
永何程　　口永
永何程　　何役

奥書前之通
右之通の處、毛有ㇾ之小物成は、所により品々有ㇾ之、小物成に毎年同米永高の者は、定納と云、年々相替物は其下に年々高下は書べし、有説に定納之者は小物成と云、高下有物は浮役と云由、然ども口米等は、物成高に應じ、村高に從て出るものは浮役と云、高下有ㇾ之、年きれする物をば、臨時といひ可ㇾ然也

川除堤之事

一石川除には、石にて堤を築立る、川の中へ出す石出しは、長は所によるべし、幅は廣がよし、然れども石も多くなく、人脚も費なれば水增の時を考へ、高さによりて根置を極むべし、高き出しほど幅も廣くすべき也、扨又石の大小によ

り、幅も廣迫有べし、勾配も石により、大きなる石は壹寸かうばいになる、一つは二三寸勾配、壹人して三つ四つも持つ石は三四寸行倍よし、勾配早きは破れ易し、根置には川上と頭の方には、大石には積立、中には手に當り次第なる石を詰る也、扨川上の方出しの根には、貳人持程より大き成を敷ならべて置候へば、出しの根を水不ㇾ掘もの也、小石斗ならば蛇籠を伏べし、蛇籠取二年ならでは、水に不ㇾ絕浸所は、三年もこたへる也、依て能石さへあらば、根に捨石をして、水のほらざる様に意得べし、根を水の□隨ひほれたる時は、何程丈夫なる堤も崩るゝ也、小石にて積爲ㇾ堤ば、水面には芝貳枚重ね、上には土を置、芝を伏てよし、惣じて芝にて包候得ば、水越しても不ㇾ崩也、此時は勾配ぬるきがよし

一右川中へ石出し、又は芝堤道羽口にて堤をしいだすには、出しの頭を、少し水下へふり下げてよし、根を水不ㇾ掘なり、然共大水の時は、其分にては掘ものなり、依ㇾ之蛇籠伏べし、此仕様にては、おほく水掘兼る也、又一字かねの手に出し、又は川上へふりて頭を出し候へば、水除は遠くて堤下もよし、埋能候得共、堤こらへかね破れ易し、依ㇾ之頭を川上へふり出すには、頭に少し樣(ワク)をふせ、水面には蛇かごを二つ三つ重ねて置、川岸と出しとの杭の角には、丸めをあらせ、捨石多く入てよし、左様になければ岸際より、うら崩する物也

一出しの頭を川上へふり出すには、水も大廻りしてよく雖ㇾ有ㇾ之、その向のきしへ、又水あたり

向岸損るゆへ、他領なれば又向よりも長く出しをいたし、防串出、此方の水下にて、また此方の岸へあたるによりて、行々は公事の本となる、依レ之長く川中へ出し難し、かねの手又は川上へ頭を振には、存處よりもみじかく可レ出、長は破れ易し

一蛇籠は五尺廻り、長四五間目のあらきがよし、細なれば石入にくし、然れ共小石ならば細なるべし、竹は四五寸廻り八九寸十本も入なり、扨籠をふせて籠の竹朽ざる時、滿水あれば其堤の川下へ、石をこと〳〵く水にて掘埋おほくなし、扨年々籠を見廻り朽ざる分は、其分朽れたるを仕直し、如レ此年々入念時は堤破損無レ之、次第に河岸の方高くなりてよし、水も遠くの方へ廻り行もの也、籠くさりても打捨置ば、其堤出し滿水の時崩れ、石をながし、土手破られ、重て普請も難レ成様に可レ成、棧（ワク）も同事也（棧エンワク）

一棧は柱四本、横貫八本、大小高さは水によるべし、柱は柱の間には細木か竹か、是もふときがよし、堤の高さよりひくゝいたし、棧の上にも、堤と同じ高さに石をつむべし、棧の表には蛇籠捨石有べし

一河の幅、とりわき狹處も有、此所より四五十間も上の岸へは、滿水の時水わきかね、上る水乘物なり、余の所より岸除の長堤は高くすべし、惣じて川幅せまき所は、兩方の河端をいひあはせて、出張たる所を切かき川にしてよし、一方他領なれば、其段成がたし、小利大損の事も有べし、前方より分別すべし

一末川になりては、大石はなき物也、小石斗あら

ば渇水の時分、土手を築、水面に籠の目を細かにして小石を入、三つも四つも土手高さに應じ、かさね置、土手の鼻にも籠を重ね置、川下の方土手をばなざへにして、上迄芝をふせ、芝杭も重々さして、芝能置付ては、少々の水にもくされざるもの也、籠竹腐候はゞ、又仕直ししてよし

一石の無レ之川筋の堤は、芝堤又は羽口堤也、芝堤は小水の時分、水を脇へ除置すべし、此水だけ根は川を見はからへ、土俵にてなりとも築切、上水を少々同脇へ廻し、扨堤すべき所の岸端にて、水底より薄萱を把ばねて、其上に芝くれを重ね、如レ此水除まで仕上、扨土にて築上るなり、如レ此にして川中へは段々にながさば、いか程にも仕出す也、水面にはしがらみをしてよし、扨如レ右の芝をふせべし、しがらみもくさり候はば早々仕直してよし、打捨置ば筛の處より、不レ殘滿水にほれて崩るゝ也

一砂川羽口堤は、岸を扝(ナツヘ)へに切上、土手を上へ上置、岸儀坂(ガンギザカ)に作り、川端へさがり、葉竹を一間に四五本づゝ岸に横へ差ならべ、段々縄をもつて幾所もあみつらね、其縄あまりを川上へいづれも杭抔に拵置、其竹は川に浸りて有レ之、其上に薄か萱か或は小篠か其に有物を取よせ、竹の上に厚さ一尺斗り、川の中の方へは三尺斗も敷ふせ、是も縄にてあみつけ、其上に又土を六七寸も敷かけ、其上に又萱を四五寸兩端を小口を揃へて敷、細き竹を壹間に二三本宛、土迄おし立折ひしぎ、其竹にて萱を組合〳〵あみつけ、其上にまた土を敷、萱を置、竹を立折ひしぎ、

萱をあみ、如ㇾ此川の中へも仕出し、上も築上るにしたがひ、段々水底に堤もしぢむ也、是は水のふかき所をいたしやう如ㇾ此、堤水底へ沈かたまりたるにしたがひ、滿水をつもり、高さを極め、其上に土手にて築立芝を伏べし、凡萱ぶきの屋根の勾配に築てよし、然れ共此萱羽口も萱のくされざるとき滿水あれば、土手の上下へ土砂埋り岸もひきくなりてよし、萱不ㇾ朽間は滿水もなく、朽て以後水增には其徳（カ）破ㇾ堤るなり、する程ならば幅の廣がよし、又堤の高さも萱のくさりに隨ひひきくなる物なり、岸に引付川端斗長百間も付堤するには、右の心にて勾配は成ほどぬるくして芝を付べし

一當分淺川の水を脇へ廻すには、杭を三尺に壹本宛、間を置打立、葉竹松枝等をしがらみにかく、扱て芝くれにて水の面に留（マヽ）を切、或は土俵もよし、是は新川を掘、古川を脇へ堰廻す時なり

一田畑の岸、滿水に茂（マヽ）らにかけくるには、水少々の時岸際に壹本引付て杭を打、又間を三尺斗明て、川下の方より岸よりも一尺も置て打、如ㇾ此に川下程、岸より遠く段々に杭を四五本も打、また四五間、五六間も水下へ下りて、右のごとく杭を打ても、水やはらかになり、岸かけざる物也、是は土も取所なく、石芝も無ㇾ之處は、是にて成とも水をやはらぐる也、然れ共其岸垣土にて無ㇾ之砂斗なれば、杭にては中々岸こらへざる也、且なきにはしかじと意得べし、他領入相の處は、他領より杭木をぬすみ、榱を切取、薪にする故、其心得可ㇾ有ㇾ之

一棧瓦といひて、岸際に川除しやう有、岸根より仕はじめ、川下へ筋違ひに四五間も堤面を仕出し、下にては岸へかねの手に、一文字に一、二間もおくびなりに仕出して、中には石なりとも、土にても入て仕るなり、是は丈夫なるもの也、乍レ去其堤の端の方廻りをなし、かく物也、是に念を入籆(ワク)か籠か仕りてよし、是は水にさのみ不レ叶、うけながらに水をよくる也、水面には亂杭を打てよし

一河の瀨を替る時は、新川にすべき所は、水落の早かるべき所を、河原の内にて見定、其所を人夫おほく不レ入樣に、幅も深もせまく掘置て、扨古川を堰上げ、水をしかけてながせば、水にて新川を掘せべし、中水程にては、よく深くひろくなるものなり、其新川の流れ樣ぬるく在レ之時は、石砂をおしかけ、埋て又新川埋る也、是も古川能堰留れば、新川埋れざる也、古川を留る樣前に有レ之、しがらみは高からぬ樣に、二重も三重もすべし、亂杭斗にても水をせく物なり、此簖杭朽ざる内に滿水すれば、新川水乘後は思ふ川筋水廻る也、古川築切所、たとへ新川へ水乘共、古川一圓水乘思ふやうにするは、あさ滿水の時は、古川へも新川へも水乘樣に可レ意得、新川廣くなりては、古川はおのづから石砂にて埋る也、新川廣く深くならざる内に、古川の堰口やぶれなば、年々修ふく有べし

一川除をするに、水を强く除べき心得はあしゝ、末々は向の岸へあたり、向より又川除つよくすれば、此方へ川筋來り、川筋曲りてあたる所おほし、行々川もすへになるやうに心得てすべ

し、大方岸に引付、榱瓦にて除るに、同じくは、岸へ引付可ㇾ致事なり、川筋直になれば、杭打にても水は除る物也

一川端せばき處は、川ほれて深く、岸も高くなりて、川除も仕にくゝなる物也

一岸の高所に出しをすれば、水面の岸際滿水の時ほれて、出しの裏よりかけ入る物也、依ㇾ之岸際の水面の方にて、田畑を少し切かき、なぞへにして芝を付れば、大水の時もなぞへに水乘るなり、巻返さぬやう堤もうら崩せざる也、惣じて岸高なるところは、田畑の損をして高き通切下げ、玓(ナゾヘ)にして芝を伏てはかけぬもの也、地面のおしみ、後々には小利大損の事可ㇾ有ㇾ之、其岸高成處にても能堤を仕課(ナナヒ)、長堤に石垣にて水防付る事なれば、切さくるには不ㇾ及、如ㇾ此の瀬もなりにくき所はなぞへにして、前々よりしてよし

一石川に簗(ヤナ)を構るに、川廣き所はくるしからず、せまき所に簗をすればその簗の脇、ことの外ほれて深くなる也、簗の方は次第に石かさなり、淺くなるにより、場所に善惡有べし

一石川大分有ㇾ之領分には、鶴嘴、鐵突、又唐鍬、手子木、日比用意してよし、普請のはかゆく物也

一大風雨の節、滿水俄に來り、岸も缺損し、畠へも越水流れ來らば、葉の繁たる木を切、其根に太繩細引付、よくひかへて流ざるやうに、幾所も轉じ入れば、岸崩れおほく無ㇾ之、川筋も瀬替る事も在、田畑の乘水も、木にても逆茂木に引き、葉竹にて防べし、川の岸へおろし置木は、

大きなるほどよし、其木を流れざるやうに岡にて控るには、立木へつなぎ、又は大なる杭を打て控也、土手を水越には、土俵を以て防くべし

溜井之事

一新溜井を構には、山か岡の野にても、三方高き所の其大廣場を見立、其窪き所を堤にて築切れば、兼て涌水の所は不ㇾ及ㇾ申、山岡より雨の度度水たまりて、池となる、然れども涌水事なく、山の岡の狹き所は雨水も流もすくなき故、涌水すくなし、其上の山も岡も砂抔なれば、雨の度ごとに水は不ㇾ溜、砂土斗流れ來て、池埋るなり、其高き所、いづれも畑ならば、其下に溜井すべからず、是又土にて埋るなり、芝野か林下抔はよし、井の深すぎるは大水の時、水門破れ堤もあやうし、若あまり深井には、外に水はますべし、堤も厚くきづいて芝を伏べし

一水門の樋口は大方は一ヶ所、もしふかき井には水底際に一ヶ所、又二三尺も水底よりあげて壹つ、此樋口よりも又二三尺もあげて一ヶ所、以上三ヶ所にも樋口あけ、水一ぱいの時は、上の口をあけ、半水の時は中をあけ、小水の時下の口をあくるやうにすれば、水門損じざる也、其二ヶ所三ヶ所の水門も、同じ所にすべからず、材木は檜よりも栂よく、樋の板木厚さ四寸にして、檜は二拾年、栂は三拾年も朽ざるなり、但若木抔はそれ迄は忍べがたかるべし、水門の笠木、手木、鉾木、關木、板等はいだし直すも易、男柱、樋木、戸木等は成程丈夫なるがよし、樋の下には土やはらかなるは、栗丸太を何本もな

らべて、其上に樋を仕るべし、樋口水落の處も、ほれざる心得有べきなり、樋木も両方へ杭を打て樋木をしめ、樋の繼てく\に念を入、扨土にて埋立る也、水澤山なる井には樋はいらず、雨方石にて築、立敷等にて常々水ながるゝ樣に、廣く口を明てよし、石の不自由なる所は、雨脇關板にてよし

一龍骨車を以揚る事も、有水の落所の溜りには、石を敷菰莚をしきてよし、是には下ほれずして、脇も崩れざる也、直用水にかけるとも、溜の心得有べし、或は溜にため置、又ためより龍骨車にて、二段にも三段にもあぐれば、高き田ゝも水かゝるなり

一高き所へ不ㇾ斷水取事、箱樋を以て何間もあぐる也、たとへば樋口の廣さ四寸にして、長さ拾間程

くだり來水は、樋の先を一尺につき壹分半勾配にさげて、樋口の通より四五尺も高く水騰る、其四五尺の樋をも、八寸勾配にさきを上てよし、如ㇾ斯何ヶ所にも繼立にてすれば、何程高くも取なり、其折めく\の繼樣に口傳有べし、又池にても川にても、其水を樋の中へ仕懸樣口傳有り、勾配高ければ水の騰樣も一ぱい高くあがり、晝夜水の來樣も多く來なり、乍ㇾ去勾配早きは樋早損る也、是には物入多く有ㇾ之故、田抔へ仕かけても、田もおほくは水かゝらぬ事なれば、家居村の呑水され、井戸にても難ㇾ成時抔も、自然に入儀も可ㇾ有ㇾ之歟

堰用水水上樣の事

一新堰を仕立る事、所により一二里遠くの川より

も、用水引來る物なれば、有增山の隈々に水のもりて樋道を見渡、其水筋に山の欠べき危き所有レ之歟、又は此水ゆへに田畑冷立、不作すべき歟、山の土も白きあらき砂まじりは、山の腰がけ崩れ安き所か、石まじりの粗砂(アラ)は下へ水くぐりぬけべき所か、如レ此の場所無レ之所を水筋をよく〳〵土を掘、所々にて相改、扨堰を掘り、水を段々仕かけて掘引すべき也、堰口は川の廣き所よし、狹き所は大水の時ほれて深く成、水乘りがたき事も有べし、廣所は又瀨の替る事も可レ有レ之、能々可レ考レ之、水を堰上やうは、石川は石を堰口へ水乘樣にせぐ、石の無レ之川、大川抔は、杭を四五尺斗にして、三本づゝ端をからげ水上へ、壹本貳本は水下へ、堰より川中如レ此にして、打込にはしげく立ならべ、杭と杭との間を繩を以て何段にもつなぎ立、是にて大方みづ乘なり、其杭のならべ樣は、堰口より川上の方へ、川中迄もならべてよし、それにても水乘かぬる時は、松の葉、かや、何にても水を杭をたよりに堰あぐる也、しがらみの如し、杭壹本づゝ立てば、滿水にて杭打返し流るゝ也、三つあしにして杭かへらぬ也、不斷の乘る樋口は、水門をして常には戶を立、入用の時分戶明べし、水門の兩脇は羽口堤也

一他領より水引來らば、渴水の時は他領は堰をはづし、或は山の腰の切かき能所を切かきて水を盜也、堰口は人二三人にても、四五人にても繕ひ易し、水道の山の腰抔切かゝれては、修覆に手間入、其繕する隙、四五日も有レ之時は、自分の田地枯行也、かれずとも四五日日干にしては、

實入甲斐なく、旱を以て渇水の時分は、堰口共外、危き道筋に番を晝夜付べし、自領の堰口も小水の時分は、役人見廻り、論も無レ之様に分(マヽ)(マヽ)木を水かけさせてよし、日替り二日替りにも所によるべし

一川中水に入り候普請は、正、二月までは人足さむがり、普請のはかもゆかず、つかるゝなり、三月比、四月比麥も大方折(サク)を切り仕廻はし、或は植物も仕寄せたる時分に然るべし、正二月は水に不レ入所を致し、または寄せ石寄せ土、抔致させ置き、三月時分になり、それを以てすれば普請はかも行也

以上

(三巻之内中終)

豊年稅書(三巻之内)下

檢地可レ入子細之事

一檢地を入る事は、古檢繩つまりにて、百姓困窮仕候由を以、百姓方より訴訟致、繩之入事有べし

一古繩のとほり、地面は之れ有りといへども、水帳紛失する歟、または帳面ふるくなり、見へかねるかのとき、百姓よりのぞむことも之れある可し

一水帳數年になり、曾父、祖父、親の名付けにて、すゑずゑ、幾人にもあひわかれ、孫、彥、玄(ヤシヤゴ)之代になり、そのものどもの名、帳面にこれなく、末世に、物いひにも成るべきところを、思

案のうへ、惣百姓より望む儀も有るべし

一古檢相違無レ之といへども、領主の繩なれば、重て何方へ渡りても、繩入がたき樣に御仲居領抔は公儀の御繩を請、末世の高に極たくおもひ、繩望も有べし

一境論歟何ぞ、公事に付繩入事も有べし、右のごとく百姓より繩願有候時は、其國郡鄕村の名主年寄をよせ、銘々に樣子を尋ね、村中、郡中一同に望歟、其中にもさのみ不レ望村も有レ之か、其多少をわけ、半分以上も望有レ之ば繩可レ入、又檢地して能道理あらば、半分の內なりとも可レ入歟

一地頭より繩入る事は、秀吉公御代之繩歟、其後の領主の檢地にても、新田、新發の譯、帳面に無レ之時歟、帳面あしくしれがたき村か、或は見分にも高より大分に見へ、檢地於レ有レ之は、出高大分可レ有との考歟、又は出高可レ有もしかと不レ見付、如何樣出高可レ有と、御爲を存る役人申上るか、貧民地頭の心よりおこりて、繩入事も可レ有レ之なり、少々の儀にては、百姓より繩は願ふべからず

發足前可レ承條々

一御朱印地は勿論、村々の藏敷其德差置可レ申趣之事、一、寺社方其外御用之中、町人百姓或は穢多の類從二古來一繩除地如何可レ仕趣之事、一、名主居屋敷之事、一、開捨之田地荒地之事、一、百姓屋敷居數之事、一、御林繩入置可レ申趣之事、一、木數改可レ申趣之事、一、役人道中駄賃、幷賄之事、一、同村之檢地逗留中賄入用扶持米之

事、一、筆墨紙等入用金之事

役人數并棹入樣

一壹年に役人五六人之内、二三人は地面之上中下之位を見定、帳付に申渡す、壹人は帳付、二人は、棹取之内、壹人は常に縦を打、壹人は常に横を打、帳付也、呼かけ間數を申きかする也、役人すくなき時は、帳面も地面の善悪を、棹取も壹人にて縦横をも打也、帳の付樣たとへば、山ノ下上田 二十五間三十間 貳反五畝歩、何右衛門、谷ノ上中畑 五間六間 壹畝歩、何兵衛

如ㇾ此上中下位間數を書、又其田之畦名(アゼナ)も山の下と記し、田主の名も書付、如ㇾ此銘々其日打たる帳を晩に宿へ歸り次第算を入、貳反五畝歩と銘銘に其日切に記し、可ㇾ成事ならば上中の位寄も仕たる歟

但此帳面世間大方如ㇾ此なれども、田畑の位極らぬ内は、間數記しがたき故、又 五間六間 山ノ下上田、貳反五畝歩、何右衛門

如ㇾ此帳面を付れば、一きははか行也、繩打間數きかせても、位極らぬ内は書にくき故なり

一年寄百姓與頭の内にて、貳人も三人も壹手へ召つれ、案内可ㇾ爲ㇾ仕、此者共に依怙贔負も隱田も不ㇾ仕、位付も僞り申間數之旨、誓紙可ㇾ申付ㇾ者也、是は其田畑銘々以前は上か中かと役人も聞候故、了簡も仕りよし

一役人誓紙之事、蟠り有ㇾ之役人は、たとへ誓紙何枚仕りても不ㇾ可ㇾ用、然共役人よりは誓紙可ㇾ仕旨申達可ㇾ然、正路にして儉なる役人、不ㇾ書共貪るべからず、秀吉公御代天正十七年の御檢地

には、位有仁御撰み、誓紙不レ被ニ仰付一、地高昔よりへり候由申上候得共、有體に可レ致旨被レ仰といへども、餘りへり候故重て如何可レ仕の旨、吉田修理亮被ニ申上一候處、にくどい事を申との御意成よしなり

一食事は役人方より、前宿にて自分調菜可レ然、人夫は請取遣し、秀吉公の御繩には、薪斗村賄、其外は自分賄、當御代は御扶持方被レ下レ之也、村賄ならば日々の入用帳面に判致置べからず、一說に、百姓より望の檢地は村賄、地頭よりの檢地は入用被レ下の由

一棹は篠竹のふとく能かれたるを、長壹丈貳尺、木末に貳分程の餘斗すべし、から竹は惡し、朝は棹取は腰も跼み、檢地もすなほなれ共、夕に及ては草刈て立たるまゝにて打故、大方棹詰り也、棹の眞中を持、手斗さげて六足あゆみ、棹の先地へ附處に、棹先にて目印を附、一つ、二つ、三つと高聲に呼、其目印に棹本を立、步みながら棹をふせ行、腰も少しかゞみ行也、足ふみは六足といへども、男の大小にてちがひ、くたびれては小足なるべし、只棹に氣を能く付べし

一繩は十間を限るべし、跡先壹尺宛よけい有て持所とす、麻を筆の軸に少ふとき程になひて、引わりこき立て、荏油を引ほして遣ふ、ぬれてはちゞむもの也、壹間〳〵に白き鳥の羽なり共、印を付くべし、紙は日々に損する也、或は公事等大事なり、檢地には繩よし、是はなよ竹を一間宛に切、二つにわり、ふしを取り、繩を入れ、押合せて三ヶ所も四ヶ所もしかと結合、十本にて十間に仕立、繩を引時竹の間すく時は、端壹

木を押よせ、兩端よりおせば間すかぬ也、控へては畦ぎわに立ち、手をむねに引付させべし、棹取無レ之時は、繩にて百姓に打すべし、ちゞみ無レ之樣に能引はりて、疑所なし、但もの上にて繩はおもくて用ひがたし、深田抔には畔にて棹も打といへども、眞中にて打時は繩も入べし

一毎日野田へ出る朝々、棹なりとも繩なりとも、間尺可二相改一、棹抔も久敷打候檢地には、棹に燒印いたし可レ然也

一棹入の時、南の方は畔の高さ程地面を除き、東西は其畔の半分程よし、古より申來り也

一縱繩は緩くとも、横繩ゆるめずと、古來より世話なり

一田畑のなりによりて、壹枚を貳枚に分るも繩入なり、三角、四角、小頭形、片挾、縱横いづれもたてよこの二繩なり、廣迫候はゞ見合、讓り合て打べし、如何樣の形に成共、二繩と心得べし、此見立惡しければ損徳多し、故に能算者壹人、棹取のそばにて繩の打樣を指圖してよし、以前水帳を以、其田畑を改め見るに、名前などが相違有事おほし、古へより廣くなりたるは、切そへの事も有べし、せまくなりたるも多し、廣田畑にも四方田畑にて切そへすべき空地なき所も、ひろく有レ之、如レ此の處は皆繩の入所惡しき也

一檢地可レ入處と、兼て百姓共考へては、新田、新畑に可レ成處も、一圓不レ開して捨置、扨檢地廻候より悉く新開をいたし、又田畑のそばに有レ之芝原、沼地、砂場などもきりそへする物也、去により檢地の時、其傍に有芝原等の空地も、田畑の主に尋ねて繩可レ入、若迷惑なるよし訴訟

いたさば、繩を入空地帳に付置可レ然なり

地面の事

一土は赤へなに砂黒土ましたる樣にて、それに小石有レ之垣(子ベ)土を一の上といふ

一右四色の内白垣(子ベ)まじりは二といふ

一へなに砂まじり石まじり、三といふ

一垣に砂ばかりまじりたるを四といふ

一黒土斗は五とす、谷田は大形如レ此、然れども日當りの谷は出來能もの也、又干たる土の赤色なるは赤へな雜り故上土なり

一砂斗を六とす、石斗まじりたるはあしし

一砂のあらき田畑はわろし

一へなまじりは田畑ともにねばき故、水持能して上地なり

一青土、赤土を陽氣の土としてよし、白土、黒土を陰氣としておとり也、黄なる土は砂斗にてよろしからず、元來黄は土の色、中央にして作もよかるべき事なれども不レ宜

一上の土なりとも、水もとにて冷立所歟、水末にて水屆かぬる歟、物陰か、餘り高き所か、ひくき所か、何ぞ差合有レ之田は、中位にも不レ可レ及、畑も其際は有レ之儀も考へ位を付べし

一中下の地たりとも、居屋敷廻りは人脚も切々見廻りよく、作り能、手廻し能故、一位もあげてよし

一山峡之田は、日當り能所は出來もよし、是は谷より水來り、左右の山腰の畑の攤など、雨の時分流れ入、又常々冬水をかけ、田を肥し置故也、但麥田にはなるべからず

一二毛作りの田は、掛水の處也、田を苅、仕廻水はらへ方よく、濕氣無レ之處なり、ねばき所の濕氣有レ之處は、田の内に幾筋も溝を立、雨水等を拂ひ、麥作仕ればよし

一谷峽など片さがり成る所は、幾段にも畦を立、鴈木にしたる所は、大方出水を用ひ、淸水にて仕付る故也、冷立下々の位なるべし

一川原田石たくさん有レ之を取のけて田にすれども、一かわは土にて、其下は石砂斗にて作毛よろしからず、下の位なるべし、日照の年柄は出來能地も有レ之

一河原には、空地おほき物也、少々の滿水には水乘まじき所、川幅の障りにならぬ所は川除にて、以來田地に可レ成地も記置てよし

一畑は其近所高き所に、用水、堰通り、溜井、池抔有レ之所は、大方作毛よからず、但處に寄べし、砂畑はかわく故下地なり

一畑の目利、土を以も善惡を大方しらるれども、先は其畑の通に有レ之桑、楮、卯木、桃、苅漆、藍(カ)薄等の生立の肥疲を以、上中下を知べし、其村の景氣も四壁等、右のもきの物を以、地面を辨へべし、冬春抔検地の時分、草木の生立見へ兼る時は、右のものどもの切かぶにても考べし

一古來の水帳又は百姓の申分をも聞、其上にて自分の了簡を以、位を附べし、昔の上もあしくなり、下も又能なりたる所も可レ有レ之

一毛の上の検地の事、其作毛能出來たるを見て上とし、毛の惡敷を下とし、地面にも不レ構、毛にて位を付る事、大方はよろしからず、勿論究にてよからぬ地は、不作たるべし、然共進退能百

姓は下地にも壌を能入れ、人脚をかけ、入レ念故能出來る也、不進退の者の作毛は、上地もよろしからず能はまれなり、爰を以地面を能考へ、下位を可レ定、一町二町の田畑の內に、一反二反、或は三畝五畝出來能作毛有レ之共、大方は右之子細成るべし

一古檢の高より新檢高のへるを、不氣味に思ひ、中をば上になし、下々は下にもなすたぐひ、正路にあらぬ事也、たとひ減石有共、又高の出る所も有べし、百姓は末世の子孫迄をおもふゆへ、無理成檢地は後々に至るも、何十年以前御奉行は、誰樣繩手は誰々殿なり、檢地如レ此、繩つまりにて迷惑仕よしにて、名を立る物なり、古檢の繩入の時分、役人佞人にて高の出るを悦び、溝堀迄も一繩に打込、或は狹き畔小頭形りの處も、横繩はひろき方によせて打、位も一位上たる處は、必ず〳〵出高有まじきなり、以前奥州之內有ニ領分一繩入候時分、主人より神文を役人に申付、何分にも出高有レ之樣に、最負がましく百姓をすべからずと緊しく申付けられ、扨二三ヶ村棹入に其心底なれば、打出しも有レ之、扨外の村々に至り、居檢地見檢地なる故、大分上りたるよし、百姓申に付、樣子聞レ之に、此村は古高五百石の村也、如何八百石の高にして、請負可レ申趣、然る上は村々永々役人逗留なく、百姓も勝手に可レ成などゝいはれて、漸々訴訟いたし、七百石にも請負たる所を居檢地と申、又野に出て山に登り、見渡して、あれから是迄は、大方古高も百可レ有レ之、百八拾石にて請負申せなどゝて、百五拾石にも究りたる所を見檢地と

中、百姓難澁ながら繩を望めば、中々大分に無理成仕掛にあひ、高も出べきもしれず、只請負たるがましとて、極たる處の跡の檢地を、代替に成て被二仰付一に、殊の外へりたる也、兎角大切にすべきものなり

田畑盛付之事

一盛の付樣古法を考へ見るに、たとへば春法を以田壹反に米壹石五斗あれば、十五の盛といひ、壹石貳斗あれば十二の盛と云成べし、其盛程米有ㇾ之田もあり、それ程無ㇾ之も有、それより多きもあり、是は其時の盛付不調法にても有間敷なれども、數十年作り來り、用水の增減廣迫、又其盛付の時分出米攤の多少等にも、相違有ㇾ之と見へたり、若新規に盛を付ならば、其年の作毛中分の出來ならば、滿作の時は如何程米可ㇾ有ㇾ之趣と推量にて、盛を付べきか、しかと被ㇾ知がたかるべし、盛高き迚、高免にも取がたし、ひくしとて可ㇾ取程を可ㇾ不ㇾ免、然る上は厘付にて年年意得あり、高にはさのみ搆はぬ事なれば、古檢の盛を用べし、天正年中秀吉公の御代の盛を、于ㇾ今用來るよし承りぬ、然共其後領主の檢地に、盛を高くして知行高を登せ、國替の時のためにも成されたる所などは、地面より盛はたかく、取箇は下免なり、賴朝公の御代迄は、何百丁ある町の大名といひて、北條家迄其通、此時の取箇は、田畑共に何貫文取と究、年々取ㇾ之、足利の御家東山の御代に、細川右馬頭殿執權の砌、天下の法儀諸事改ㇾ之るゝ時より、大名も何千貫取と申來り、應仁の比天下大亂に成、大

名銘々の持々の國々に引籠、檢地入永積りも有り、石積りの所もあり、一樣に無ㇾ之故、秀吉公御代天下一同になり、大方は石高に極たるよし、古功者の物語なり

一畑の盛、上畑は中田の盛と大方同事也、中下の盛是に准ずべし、世間大方如ㇾ斯、上より中は二つ下り、三つ下りの所はまれ也、然るに下々に至りて、下位より三つも四つも下りて、位を付べし、是又世間如ㇾ斯、但處によるべし、たとへば上田壹反に米壹石五斗、上田の二毛の物を米にしては、壹石三斗に成積り成べし、昔は雜穀下直にて如ㇾ此の積り歟、如何樣雜穀は米の一ばい下直なればこそ、荏、大豆、小豆納來る所は、米の一倍にて上納致す也、然れば畑も田も同盛成べけれども、畑方の盛り少しひきゝは、田の穀より畑一毛の物、穀目大略少き故成べし、畑の畦に桑、楮、荊漆等雖ㇾ有ㇾ之、檢地入候事故、餘りつよき檢地なり、如ㇾ此の類は取箇付にて見込可ㇾ有ㇾ之

檢地帳の事

五間 八間　山ノ下　上田壹畝拾步　何右衞門

三十間 廿五間　山ノ上　中畑壹反六畝貳拾步　何兵衞

十二間 三十間　谷ノ堂　下田壹反貳畝步　何左衞門

六間 二十間　原山　下々畑畝步　何右衞門

右之寄

上田何拾何町何畝何步　盛十三

此分米何百何拾何石

中田何拾何町何反步　盛十二

此分米何百何石

下田　盛九勺
　此分米
下々田　盛六勺
　此分米
中畑　盛九勺
　此分米
下畑　盛七勺
　此分米
下々畑　盛四勺
　此分米
屋敷何程　盛十一
　此分米何程　盛六勺
茶畑何程　盛六勺
　此分米
萩畑何程　盛三勺

　此分米
田方合何百何拾何町何反歩
　此分米
畑方合何百何町何反歩
　此分米
分米高都合何百何拾石　何村
案内　當村年寄　誰印
同　同断　誰印
同　同断　誰印
棹取　誰内　誰印
同　同断　誰印
帳付　同断　誰印
吟味　同断　誰印
同　同断　誰印

一検地帳面大方如レ斯、若し公儀御検地は、奥書に

右之通吟味の上か検地如レ此御座候と成共被レ成其役人の主人御名御印可レ有レ之、或は公事等の時は、私領にも他領より別て縄入事も可レ有レ之、是も主人御印可レ然、地頭より領分へ縄入時は、家老衆奥書奥判有てもよろしかるべし、若又空地、除地、寺社領、百姓居林、地頭林等も検地於レ有レ之は、右村高合之末に可レ記レ之、但御朱印地抔に縄入事は、不レ可レ有レ之事也

大閤様御代日本國中有高の覺

五畿内五箇國

貳拾貳萬五千貳百五石　山城
四拾四萬八千九百五石　大和
貳拾四萬貳百五石　河内
拾四萬千五百拾石　和泉
三拾五萬六千七拾石　攝津

〆百四拾壹萬三千七百九拾五石

東海道十五箇國

拾萬石　伊賀
五拾六萬七千百五石　伊勢
壹萬七千八百五拾四石　志摩
五拾七萬千七百三拾七石　尾張
貳拾九萬七千百拾五石　三河
貳拾五萬五千百六拾石　遠江
拾五萬石　駿河
六萬九千八百三十二石　伊豆
貳拾貳萬七千六百十六石　甲斐
拾九萬四千貳百四石　相模
六拾六萬七千百五石　武藏
四萬五千四拾五石　安房
三拾七萬八千八百九拾石　上總

下総　三拾九萬三千二百五拾石
常陸　五拾三萬石
〆四百四拾六萬九千九百拾三石

東山道八箇國

近江　七拾七萬五千三百九拾石
美濃　五拾四萬石
飛驒　三萬八千石
信濃　四拾萬八千四百五拾石
上野　四拾九萬六千三百八拾石
下野　三拾七萬四千八十石
陸奥　百六拾七萬二千四百六石
出羽　三拾一萬八千九拾五石
〆四百六拾二萬二千八百八石

北陸道七箇國

若狹　八萬五千石
越前　四拾九萬千六百拾石
加賀　三拾五萬五千五百七拾石
能登　貳拾壹萬石
越中　三拾八萬三百石
越後　三拾九萬七百七拾石
佐渡　壹萬七千四拾石
〆百九拾三萬二百九拾石

山陰道八箇國

丹波　貳拾六萬三千八百八拾七石
丹後　拾貳萬三千石
但馬　拾壹萬四千貳百三拾五石
因幡　八萬八千五百石
伯耆　拾萬九千四拾七石
出雲　拾八萬六千六百五拾石
石見　拾壹萬千七百七拾石

四千九百八拾石　隱岐

〆百萬貳千六拾九石

山陽道八箇國

三拾五萬八千石　播磨

拾八萬六千拾七石　美作

貳拾貳萬千七百六拾貳石　備前

拾七萬六千九百貳拾八石　備中

拾八萬六千百五拾石　備後

拾九萬四千百五拾石　安藝

拾六萬七千八百貳拾石　周防

拾三萬六百六拾石　長門

〆百六拾貳萬千四百八石

南海道六箇國

拾四萬三千五百五拾石　紀伊

六萬貳千四百四拾石　淡路

拾八萬三千五百石　阿波

拾貳萬六千貳百石　讃岐

三拾三萬七千二百石　伊豫

九萬八千貳拾石　土佐

〆九拾五萬九百拾石

西海道九箇國

三拾六萬五千七百八拾石　筑前

貳拾七萬五拾石　筑後

三拾萬九千八百三拾五石　肥前

三拾四萬千貳百石　肥後

拾八萬石　豐前

四拾壹萬八千三百拾五石　豐後

拾貳萬百八拾七石　日向

拾七萬五千五拾七石　大隅

貳拾萬三千四百八拾八石　薩摩

貳萬石　　　　　　　　　　壹岐
貳萬石　　　　　　　　　　對島
〆貳百四拾貳萬三千九百拾貳石
高都合千八百四拾三萬五千百八拾四石
今五割倍に〆貳千七百六拾五萬石餘の積
右之高は秀吉公之御代也、其以後台徳様御代日本惣繪圖之高都合有レ之、是を中繩と云、其以後領分〳〵に新高出來、今有高不レ知レ之也

（三卷之内下終）

寶暦九卯十二月寫　　山内登英
明和元甲申年九月寫レ之　　山本玄棟

盡徹問答

山崎闇齋述

盍徹問答

山崎闇齋述

元祿中ノ事ナリシガ、四國ノ大家ニ仕ヘシ門人何某ナル人、山崎闇齋先生ノ家ニ來リテ申ニハ、吾國ノ大守國用足ラザルコト年久シク、上下困窮ニ迫ルコト甚シ、年々役所〳〵ニ儉約ヲ申付、家中ノ食祿モ漸半知ニ至ル、去トモ詰レバツメル程、益借銀殖行ナリ、カクテ後ニハ如何成行ラント思ヒナガラ、爲ン方無ク民ニ用金ヲ申付クレバ、城下モ亦次第〳〵ニ困窮シ、終ニ離散スルニ至ルコト、居ナガラ見ニ忍ビス、如何シテ此弊ヲ救候ハンヤト問、先生ノ答ニ、論語讀ノ論語不レ知トハ、足下ノ事ナド申ベシト有ケレバ、仁義ノコトコソ承リツレ、未論語ノ中ニ大名ノ勝手直シノコト不レ承ト申ケレバ、先生大ニ笑ヒ、人アレバ道有トハ此事ニテ、才智ノハタラカヌホド是非ナキコトハナシ、抑不學無術ノ人ノ國用足ラザルヲ歎クハ、唐モ、大和モ、古モ、今モ、一ニ同ジ事トコソ申ベケレ、夫故ニ論語ニ、哀公有若ニ年饑テ用足ラズ、如何セバ可ナラント問玉ヒシカバ、有若ノ答ニ、只一口ニ盍ンゾ徹セザルト、申サレシカバ、哀公膽ヲツブシ、是迄十分二ノ年貢ヲトリテサヘ足ラザルニ、今更十分一ノ徹ノ法ヲ用ヒテ、何トテ國用ノ足ルコトノアラント有リシカバ、有若又對テ曰、百姓足リナバ、君誰ト共ニ足ラザラン、百姓足ズンバ、君誰ト共ニ足ラント申サレケレバ、哀公オロカニマシ〳〵テ、

再ビ問玉ハザリシ故、是切ニテ止シカドモ、此一章ニテ、大家ノ勝手ナホシハ事足レリト申ベシ、トアリケレバ、門人拍掌シテ、只今初テ此義ヲ承レリ、願ハ此章ノ餘意ヲ委シク示シ給ヘト申ケレバ、先生曰、夫徹ハ通ナリトテ、三代共ニ名ハカハレドモ、皆十分一ノ稅法ナリ、シカレドモ吾國ハ土地豊饒ニシテ、大抵四分六分ノ稅法ニシテ、殊ニ國初ヨリ深キ神慮マシ／＼テ定メ玉ヒシ法ナレバ、今更此日本ニ十分一ノ徹ノ法ヲ用ルニハ不レ及、此章ノ主意ハ、只下ヲユルムレバ、上ガクツログト云フ所、第一ノ肝要ニテアル也、君ハ民ノ父母也ト云ヘバ、子富テ親ノ貧シキコトワリヤ有ベキ、サレドモ是聖賢ノ大智ヨリ出シコトニテ、不學無術ノ人ニハ云テ聞セテモ、更ニ合點セヌコトナレドモ、幸ニ足下ノ大守仁君ニテマシマセバ、能說ナバ用ヒ玉ベシ、歸國ノ後此術行ナハレテ、一國皆安堵ノ思ヒヲナスト聞バ、余モ大慶ナラン、今ツブサニ語ルベシ

凡日本ノ大名、百年來土ヲ領シ玉ヒ、初ハ質素ナリシカドモ、イツノ比ヨリカ物事華美ニナリ來テ、室町殿ノ惡弊行レ、入ルヲ計テ出スコトヲスル政ナク、マシテ三年耕セバ一年ノ食アリト云フ仕置ナドハ絕テナクナリシカバ、イツトナク國用足ラズナリ來テ、吉凶ニ付民ニ課役ヲ申付、金銀ヲシヘタゲ取バカリニテ、返スト云コトナケレバ、後々ハ民モ出サネバセンカタナク、京、大坂ノ町人ニ、出來秋ノ米ヲ引アテテ、金銀ヲ借リ出シテ用ヲ足スコトトナリタレバ、始ハヨキ樣ナレドモ、利ニ利ヲ添テ引ル、故ニ、遂ニ家中ヲ半知ニシテモツグノヒ足ラネバ、後ハ領分ノ米ヲ殘ラズ銀主ヘ取ラ

レヽ大守ヲハジメ一家中迄皆銀主ノ扶持人ノ樣ニナリテ、漸ニ衣食ヲタシテ年月ヲフルウチニ、吉凶火災ニ逢テ、又々銀主ヘ借テ用ヲタスコトヲ求レドモ、不時ノ入用マデハ出サネバ、年々困窮ニ至ラデ叶ハヌイキホヒナレバ、兎角ニ銀主ノ仕送リト云フコトヲサツパリト離レネバ、再ビ國用足ルト云フコトニ至ラズト知ベシ

凡銀主ヲ離ルヽニハ、先領分ノ用金ヲ返シテ、百姓ヲユルメルコト第一ナリト知ベシ、大抵十萬俵取ル大家ナレバ、家中半知ニシテ、四萬俵ニテ事足リヌベシ、殘ル六萬俵ハ、年々銀主ヘ送リ、其中ニテ元利引落サレ、ヤウ〱ニ暮ス程ヅヽ送ラレテ有ルナレバ、今年ヨリ取ナホサント思フ春ノ末ノ比、領分ノ大庄家ヲ招テ申渡ニハ、皆々存知ル通リ、上ノ勝手ヒシト困究ナレバ、此分ニテハ萬一飢饉ナドノ節、救ヒ玉フベキノ手當モナク、甚心ナラザルニ付、上ノ了簡ニテ何トゾ勝手ヲ直シタク思フニ付、當秋ノ十萬俵ノ内、家中ノ入用四萬俵引取、殘リ六萬俵ハ是迄年々差出シタル用金ノ方ニ、百姓町人ヘ給フベキ間、縱ヒ何萬兩是アルトモ、不レ殘受取分ニ仕リ、皆濟仕リクレヨトアラバ、在町共ニ思ヒガケナキ事ナレバ、皆アリガタク畏リ奉ルハ必定ナリ、外ノ借用ハ差置、先ヅ領分ノ借ヨリ片付タク思フ也ト申セバ、皆々心腹スルト知ベシ、右ノ通在町領掌ノ上、今一ツ申談ズル事アリ、此分ニテハ來秋迄上ノ暮方ナケレバ、大儀ナガラ來秋迄、二萬俵先納仕リクレヨトアレバ、百姓己ガ懷ヨリ出サズ、今給ハリシ米ノ中ヨリ出スコトナレバ、是又カシコマルハ必定ナリ、民百姓共此二ヶ條

ヲサヘ畏レバ、モハヤ勝手ハ直ルモノト知ベシ、サテ一年ノ入用ハ、右先納ノ二萬俵ニテ、イカ樣ニモ省略シテ暮サルベキコト也、此一件濟ナバ、京大坂ノ銀主方ヘ領分ノ借用多ク、ヒシト手廻ラヌ故、三ケ年勘定待クレヨト斷リ置ベシ、是迄年々何十貫目ト云フ利銀給リシ上ナレバ、カクアリシトテ格別ノ難義モセヌコトト知ベシ、(二年目)ノ秋ニ至リ、又六萬俵殘ル中、二萬俵ハ去秋ノ先納ニ返シ給リ、上ノ暮シニ二萬俵引、殘ル二萬俵ハ糶ニテ上ノ庫ヘ不時ノ入用ニ備ヘ貯フベシ、(三年目)ノ秋ハ、六萬俵皆上ノ物トナレ共、ヤハリ二萬俵ノ暮シヲユルメズ、殘ル四萬俵ノ内二萬俵ハ、家中ノ諸士ニ救ヒトシテ頒チ給フベシ、殘ル二萬俵ハ不時ノ入用ノ備ニ糶ニテ貯ベシ、(四年目)秋銀主方ノ元銀何ホド、年年出セシ利銀何程ト云フコトヲ勘定スレバ、大方ハ利銀ニテ、元銀ハ濟デアルモノナリ、サレドモソレ切ニテ置ケバ不義ナレバ、今年ヨリ四萬俵ヅヽ殘ルナレバ、是ヲ以テ元銀ノ十分一、又ハ二十分一給リテ、殘銀ヲ高次第ニ十年カ廿年ノ年賦ニ申談ジテ、元銀ノ高ニ五分程過銀アルト思フ年ニ、サテイツマデモ限リナキ事ナレバ、今年切ニテ皆濟ニ仕レ、サナクバ當年ノ賦銀モ給ハルマジトアレバ、元モスミシ上ニ利モアレバ、皆カシコマルト知ベシ、(五年目)ニハ二萬俵上ノクラシニ引テ、今年ヨリ年々一萬俵ヅヽ糶ニテ貯ヘ、十年目ニハ都合十萬俵ノ貯トナル、殘ル三萬俵ノ內、一萬五千俵ホド年賦銀ニ出シ、殘ル一萬五千俵ハ家中ヘ頒チテ、當年ヨリ一二分ヅヽユルメ給フベシ、古ハ一年ノ銀ヲ四分一貯ルヲ法トス、今ノ世ニテハ十分一タクハヘテ、不時ノ用ニ備フベシ、古穀ト新穀ト年々積カ

ヘ、凡三十萬俵ヅヽ不レ絶貯ルヲ法トスベシ、是迄ハ家中ノ米ノ外ハ皆京、大坂ヘ出セシニ、四年コノカタ皆々城下ニテヒサゲバ、民其利ヲ得テ城下イツトナク潤ヒ賑ヒテ、後々ハ五萬ヤ十萬ノ金ハ、城下ニテ出ルト知ベシ、爰ガ有若ノイハレタル百姓足リナバ、君タレト共ニカ足ラザランノ所ニテ、小知ノ人ノ知ラザル處也、後ニ小ザカシキ役人、城下拂ヒハ損ニテ、京大坂ヘ出セバ益アリト申共、取上給ハヌコト也、民ハ利ニカシコク皆々貯ヘル者ナレバ、何時モ上ノ用ニ立ツ故、上ノ府庫中ニ有ヨリハ增レルト云フコト知ベシ、古ノ政ニテ民百姓心服ノ上、家中ノ知行モ少ヅヽユルメ、其上ニテ民ニ信ヲ示スベシ、百姓ヲ召シテ據ナキ事アリ、用金出スベシ、秋返シ給フベシトテ、五、六百カ千金ホド申付、本ヨリ入用ナケレバ、上ノ庫ヘ收メ置、秋ニ至リ約ノ通リ返ス時、速ニ出セシコトヲ稱美シテ、民ニ癖ヲ付置ベシ、此一件、申セバ革命ニテ、國法ヲ新タニスル事ナレバ、トヤアラン、カトヤアラント疑ヒテハ事ナラズ、何卒シテ民、百姓、臣下ヲ安樂ニ養ヒ給ント云フ仁心サヘ立テバ、天必祐ケ玉フト云フコトヲ、慥ニ決斷シテカヽルベシ、凡勘定方ニハ、不才ニテモ廉直ナル人ヲ撰ブベシ、近キ比ノ風トシテ、利ニカシコキ人ヲ用ル故ニ、多クハ銀主ノ賄ヲトリ、小利口ニカヽリ、大義ヲ忘ルユヘニ、上ノタメニ誠ノ忠ハセデ、己ガ身バカリ利スルコト多シ、サリトテ又臣下ヲ皆々盜人アツカヒニスルハ、固ヨリヒガゴトナルベシ、撰ブコトノ明ト不明トニ依ルベシ、初此一件評議ノ時ニ、銀主ノ手ヲ離レテハ、大金ヲ出ス人ナケレバ不レ宜ト云フ人ハ、小量ノ人ニアラザレバ、町人ト合

體シテ利ヲ貪ル人ナレバ、速ニ表役ニ轉ズベシ、凡家臣ノ役所ニハ、一ヶ年ニ何程ヅヽニテ仕上ルヤウニト申渡シ、財餘レバ役德ニサセ、不足ナレバ越度ト定ムベシ、町人ノ樣ニ分厘ヲ改メ、帳面印形ナド取ルハ、士ノ風俗ヲ傷リ、尤詮ナキコトヽ知ルベシ、申セバ盜人アツカヒト云ベシト語ラヒタリ、右先生ノ說ニ隨ヒ、主君ニモ能々用ヒ玉ヒシカバ、吾大國ノ勝手三年ニ小功ヲ立テ、七年ニシテ大功ヲ立タリ、今記シテ子孫ニ遺スモノナリ

附記

十萬俵の身上の家道をとりなほす提要

初年目

四萬俵　家中の俸祿にあたる、六萬俵　是迄借金皆濟のため、領分百姓町人に給ふ、但此内二萬俵を來秋まで先納させ、是を勝手用とす

二年目

四萬俵　家中俸祿、二萬俵　去秋先納返濟、二萬俵　勝手用、二萬俵　不時の備の貯蓄とす

三年目
四萬俵　家中俸祿、二萬俵　勝手用、二萬俵　家中へ救米に給ふ、二萬俵　儲蓄
四年目
四萬俵　家中俸祿、二萬俵　勝手用、四萬俵　是迄三年勘定待くれと、賴置たる他所の借金、十分一、廿分一返濟し、殘金は年賦に示談す
五年目
四萬俵　家中俸祿、一萬五千俵　家中增扶持、二萬俵　勝手用、一萬五千俵　他所借用年賦、一萬俵　儲蓄
六年目
同上、七年目　同上、八年目　同上、九年目　同上、十年目　同上、
十年目に至て儲蓄十萬俵の他所年賦十三萬俵

（原本は天保十五年三月、大林正敬なるものゝ寫本に據る）

盍徹問答　終

大學或問

熊澤蕃山著

大學或問

【先生の學偏因ならず、修身齊家五倫五常の外、聖人の道なしとし、堯舜の道を取て、時處位の發明あり、其經濟に達し給ふ事、世の知る所なり、此書一に經濟辨と云、是王侯より士庶に至るまで、常に左右に置て熟讀して、大に裨益ある所也、因て家に刻して謄寫を助と云】

梓大學或問序

余自少好典籍、雖貧藏書至于數千卷、蓋天下有有用之書、有無用之書、夫文學之於人也、譬乎藥善服有濟、不善服反爲害、古人曰、聖人之道猶坦途、諸子之道、猶斜徑、坦途無不之也、斜逕亦無不之也、然適坦途者有津梁之、斜徑者苦荊棘、豈可不辨知哉、備藩熊澤伯繼之大學或問二十二章、所謂天下有用之書者非耶、讀此書可以想見其爲人、然此書用國字者、欲俾吾邦士大夫、不嫺異國文辭者、易曉也矣、用心之至亦可知焉、惜矣哉不使斯人得國家之大用矣、大凡士之處世、有出處之二道焉、其處也一絲可衣也、一瓦可居也、長竿可釣也、和酒可醉也、詩書可樂也、父子兄弟妻孥交友可游衍也、絕意聞達、烋影息跡、而適吾所自適、以閑身世、是卓然高

士之志也、其出也出ニ其頭角一、施ニ其才能一、樹ニ勳烈一、銘ニ鼎彝一、休聲巍々、以服ニ天下後世一、是毅然タル大丈夫之志也、嗚呼如ニ伯繼ノ一、可レ謂下有ニ丈夫ノ志氣一者上也、治世出仕之士、讀ニ此書一則庶幾ハン有レ補ニ於政治一乎、余因授テレ梓ニ而家藏ス云、

天明戊申夏四月　　隨心王府芝龍書ニ於赤城凌霄閣一

大學或問　治國平天下別卷

和漢に通ずべからず、古今にわたるべからず、今をすくふ活法なり、其人を待て行はるべし、故に秘して不レ傳

時務之目錄

一　人君天職之事

二　人臣天職之事

三　拜ニ昌言一事

四　富有大業之事

五　諸國水損のうれへなく日損すくなかるべき事

六　北狄の備其外不意のたくはへ、凶年のすくひも富有大業の一事なる事

七　公儀の御藏に、金銀米穀充滿し、國守城主共に五穀無ニ置所一やうに澤山に可レ成事、附五穀如ニ水火一にして、不仁者なく盜賊なかるべき事

八　世間借金かし主迷惑せず、殘らず相濟、天下無ニ借銀一になるべき事

九　諸浪人不レ殘在付、遊民幷產なきものかたづき、困窮人盡くすくはるべき事

十　諸國山林茂り、川深く可レ成事、附民困窮故山川荒る事

十一　上の御冥加損益之事（已下分テ爲ニ下册一）

十二　農兵の昔にかへるべき事

十三　地なし高をやめ、幷新知加增に仁政ある事

十四　異國の絲卷物地能く下直に可レ成事、附十年十五年の間には、本邦に絲綿多くなり、よき絹可ニ出來一事

十五　吉利支丹之法斷絕之事

十六　佛法再興之事
十七　神道再興之事
十八　賢君仁政中興之事
十九　學校の政之事
二十　學校の師となすべき人之事
廿一　小惠ながら益あるべき事
廿二　諸國米穀捨たり候事

已上

大學或問　上册

熊澤蕃山著

一　或問、人君の天職は何ぞや、云、人民の父母たる仁心ありて、仁政を行ふを天職とす、一國の君には、一國の父母たる天命あり、天下の君には、天下の父母たる天命あり、今人君の諸役を命じ給ふが

如し、故に天命常なし、衆の心を得るときは國を得、衆の心を失ふときは國を失ふといへり、衆の心は仁により不仁にはなる、是天職を修るときは天命を得、天職を廢するときは天命を失ふ所なり、天命は常に仁善に與す、是常なくして常ある所也、人君仁心ありといへども、仁政を不ㇾ行ば徒善なり、仁政を行ふ事は、其人を得るにあり、賢者を位に置、本才ある人に國政をとらしめ、能者を諸役に命ずる時は、君の仁心ひろくなりて、仁政行はる、問、賢者を位に置くとは何ぞや、云、君は天下の剛なり、剛にして剛に居るときは過たり、亢龍の悔ありて凶なり、故に柔を以て剛を濟ふ、師保の職を置、諫議の官を立、德を好み、文武の藝をすゝめ、風清き人を卿大夫として士の上に置、是賢者を位に置なり、問、本才とは何ぞや、云、才智品々ありといへども、必ず天下の政に達する才を本才といへり、孔子の才難しとのたまひし人なり、有がたき人なる故に、いにしへより有道の君は、陪臣民間匹夫をきらはず、あげ用ひ給へり、伊尹は有莘の野より擧られ、傅說は版築の中より擧られたり、中古より宰相の職を立て、貴賤をきらはず、才次第に擧用ひられたり、祿を世々にせず、一代切に用ひられたり、一度宰相の祿を置て、十世百世の外までも、天下の賢才を遺さゞる法なれば、後世の時勢にあたれり、問、祿を世々にすと聞しに、一代切とは何ぞや、云、自分の領地家中ありては、其仕置に精力もれて、公用に害あり、殊に匹夫より擧られて、俄かに士民多くては、それのみ心を用ひざれば不ㇾ治、此故に宰相の祿、拾萬石なれば、米麥金銀にて賜はるなり、人馬は其身の生を養ひ、身を助

くるばかり也、公用には公儀の人ありて、家來のごとく使はるゝなり、拾萬石の祿、一萬石ばかりにて、自家の用達す、九萬石は餘計となりて、親類知音近付の貧乏のものすくはれ、子孫永く富有なり、其身もし病氣となり、又は老衰するときは、職を辭して故鄕にかへり、故鄕なき者は、在所を賜りて休す、執政の人に領地を給りて、子孫に傳ふる時は、十人かはれば百萬石の領地出るなり、公儀の地も、さやうはつゞかざれば、後にはひろくえらび擧る事あたはずして、大身の中よりえらばる、大身は數すくなければ、本才の人有がたし、其上才德其位に叶はずして、代々大祿を受る事は、天の廢する所なり、故に子孫によき人生れがたし、さればいにしへは、賢をあぐる事野に於てすといへり、（書ノ大禹謨、野ニ無ニ遺賢ニ云々、野ハ民間ナリ）此故に言路を開て天下の善言を來し、誹謗（諷諫、落書等ヲ云歟）の言までを取、明智を先ぜずして、問ことを好む、（中庸ニ、舜好レ問而好テ察スニ邇言ヲ一云々）是人君の民に父母たる第一なり

二　或問、人臣の天職は何ぞや、云、君を助て仁政を行はしむるを臣の天職とす、或は君の心をたすけ、或は言を補ひ、行を補ひ、善を君に歸し過を己に歸し、身の威權を欲せず、盡く君の權威に歸す、臣道は地に則とる、柔に過べからず、利の爲にまがらず、君不善あれば諫爭す、其柔を救ふ所なり、天道は下濟し、地道は上行す、（易ノ謙卦ニ天道下濟メ而光明云々、濟ハ相助ルナリ）上下交て其志通ず、君臣の正理也、若し君剛に一に、臣柔に一なれば、驕亢暴戾の勢ひ行はれ、卑諂阿曲の態生じて、君臣の理亂るゝといへり、庸暗の君は優柔に失し、明察の君は辨急に傷らる、此二つは天下の通患にて、遂に亡る道なり、故に君上は智を尊て聰明を不レ

尊、明智の君は深沈寛洪の量ありて、下優柔和易の樂みあり、天道は偏覆包含を以て德とすといへり、或問、國天下の、治亂存亡吉凶の先知ありや、云、有、古今和漢のためしを考ふるに言路開通ずるときは治、ふさがりとづる時は亂る、言路は君王愚にしてはふさがるゝ事なく、智ありては皆塞るものなり、故に云はく、睽(易ノ卦名)の上九は離なり、離は諸卦にありては明とす、ひとり睽に於て變じて惡となれり、其故は陽を以て上に在ときは亢とす、剛を以て在ときは狠とす、明を以て上にあれば、變じて察となる、狠を以てし、察を以てするは、睽の極なり、離火は上行し、兌澤は下行す、言路とぢて上下の情通ぜざるの象なり、上下の情通ぜざる時は、天下の心はなるゝ也、天下の人心はなるゝは、君なきの象也、是大亂の本なり、君上自己の察に任して、國天下の謗をいみ、諫言をはゞみて致す所なり、諫臣を殺せば必ず其國を亡す、切直の言は、人臣の理にあらず、國家の福なりといへり、故に誹謗を罪し、忠良の切言胸中に欝するは、秦の天下を失ふ所なり、高祖(漢天子)は善を納れ諫にしたがふ、天下の智を合せて、天下の威を合す、孝文(高祖ノ中子前漢第三主)加るに恭儉を以てして、天下平なり、孝武(孝文ノ孫前漢第五主)忠諫を好み至善を悦ぶ、これ四百年(前後漢ノ世凡四百年)の久をたもつ所の基本なり、君上明察なるときは罰多し、是天道にあらず、陽は常に大夏に居て生育を以て事とす、陰は常に大冬に居て空虛不用の所に積るといへり、是を以て天道は仁德に任じて刑罰に任ぜざるを知るべし、天人の際甚だ恐るべし、國家道を失ふの敗あらんとする時は、天災害を生じて譴告、災害とは風水等の難なり、いまださとらざる時は怪異を出して驚懼せしむ、怪

異は神人非常の變なり、猶いまださとらざる時は、傷敗至るといへり、是天道人君を仁愛して禍亂を止んとする所なり、賞罰を嚴にするは、道もとより行はざればなり、道行はるゝときは、衣にゑがき、章服を異にして、民禁を不レ犯といへり、禮樂は人民の服する所なり、直をあげてまがれるをすておく時は、恥る心生じて、まがれるもの直からしむるとは、王道の寛仁なり、問、人君の德は至明より大なるはなし、しかるに明察を戒むるは何ぞや、云、至明姦を照せば百邪蔽ことあたはずといへども、自智をくらます、天下の智を用ひ、よく諫を納、謗を聞ば、身安く心樂み、國治、天下平にして、令名後世にあらはる、是其至明なる所也、故に君道は天に則る、剛に過べからず、用九首なくして吉なる是也、威武を耀さず、刑罰を峻くせず、心を降して言を受け、溫恭にして下に接す、其剛を濟ひ、其明を和する所なりといへり

三　或問、「禹拜昌言」といへり、昌言は何ぞや、云、昌言は道德學術の言に非ず、聖人に道德の言を下よりをしふべきやうなし、國家天下の政事の可否を告る也、上の人令する所善なれども、人情事變に全く當らざる事あり、其可否を聞てあらたむるときは、今の時勢に叶て在位の人はゆたかに、庶民は其所を得て其利を利とし、其樂をたのしむなり、其中昌言にも大事小事あり、大水の勢ひは河邊のものゝ知るごとく、下の人情は下に居ものこれを知れり、故に其言の政に益ある事を悅び給ふなり、拜し給ふは知給はざりし事を告るは一事の師なり、故に拜し給ふなり、聖人の心體無我にして、虛中

に天下の益を來し給ふ事を知るべし、問ことを好み、諫を受、謗の言をもあげいれて政事の可否を考ふる、是を言路をひらくといへり、天下の吉凶の先知は、言路を開くと閉るとにあり、故に天下の智を合するものはゆたかなり

四　或問、富有大業をなすべき事如何、云、仁政を天下に行はん事は、富有ならざれば不ㇾ叶、近世無告の者多し、無告とは、誰をたのみ、何方へよらむ便なく、何をして父母妻子ともに一生をおくるべきやうなきもの也、仁君の政には先此無告の者をすくひ給へり、今の無告の至極は浪人なり、度々の飢饉に餓死せるもの數をしらず、豐年にして米下直にても、勝手盡果ぬれば益なし、毎年人しらず餓死するもの多し、此本は國主郡主不勝手にて、家中を扶持はなし、其上に家中の物成少くなれば、又家中の家來をも扶持はなす故也、其外眼前多く出來る諸浪人は、人の知る所なり、諸大名諸家中身上不相應の借金にてすべきやうなければ、つゞきと思ひながらも、民に取事年々に多し、此故に民間の借物分に過て多し、すべて今の世の中は貴賤共に借金のおひ倒れといふもの也、武士百姓つまりたれば工商も困窮す、是天下の困窮也、公儀の御藏の金銀米穀不ㇾ殘出してすくひ給ふとも、百分が一にも及べからず、いかんとなれば、今借銀高は天下の有銀の百倍にも過べし、しかれども政を以てすくひ給はゞ、亦易かるべし、いにしへにもきかず、後世にも有べからず、今にあたりて甚だやすき大道あり、問、政とは何ぞや、云、富有也、世間の富有は己を利すれば人を損じ、己よろこべば人うらむ、國君

富有なれば國中うらみ、大君富有君れば天下恨む、小富有なればなり、大道の富有は、國君富有なれば一國悅び、大君富有なれば天下悅ぶ、大富有なれば也、天長地久にして子孫福祿を受、令名後世に傳へて、身安く心樂みあり、武家の代となりて五百餘歲このかた、其器にあたり給へる大樹出給へども、其言を聞給はざりし事を惜む也、大匠ありて目力つよく、工(タクミ)上手なれども、規矩を得ざれば、家屋を作る事あたはず、名君出給ふといへども、先王の法を得ざれば、天下を平治して永久ならしむる事あたはず、問、先王の法は經傳にあり、其器にあたれば君何ぞこれを用ひ給はざるや、云、先王の法中に時處位の至善あり、筆紙にあらはしがたし、生れながら國君大君に備り給へば、生知の聖は知らず、此至善をひとり得る事難し、下に生れて事變人情に通じ、學力あり眞忠ありて、本才あるものこれを知るべし、是を知るものは王者の師たるべし、問、近年ほど高免なる事は古來不レ聞事にて、民至極困窮せり、何方より取て富有なるべきや、云、天下の高免をゆるし、諸國の武士富足るやうにして、公儀の御藏幷に諸侯の藏共に、米みち〳〵て、置所なき樣にすべき政あり、今は誰が有にもならですたる米限なし、しかれども今の勢は其すたる故に世間立事也、百姓は年貢を納め、武士は物成取て已後は、多くすたるほど、貴賤ともによき勢となれり、此勢を變ぜずして、すたらぬやうにせねば、世の中ます〳〵困窮すべし、すたりを取あげたらば、米亦下直(ゲヂキ)なるべし、近年豐年故、武士も民もますます困窮す、士民つまりたればあきなひなし、工商も亦困窮す、浪人は米下直にてよきやうなれども、

大身小身詰りたれば、合力も成がたく抱へらるゝ事も稀に、浪人するものは多し、其日過の者はよき樣なれども、士農工商ともにつまりたれば、やとふ者少なし、此惣詰りは、米少し多く成たる故也、問、民は豐年を不ㇾ願や、云、民も近年の豐年にて借銀ますく多く成て至極つまりたり、七八拾目の時に借たる銀を、三四拾目の米を賣てかへせば、元銀ばかりも一倍なり、其上に利足をかくれば一倍の上なり、豐年とても田に一倍は出來ざる也、江州にて糴を買に、先年は米壹荷持行て貳荷取來りたり、近年は米貳荷持行て糴壹荷取來れり、米下直なる故也、萬事如ㇾ此なれば其餘は推て知るべし、民は凶年の高直(カウヂキ)なるには、賣べき米なければ用にたゝず、豐年には米の價よからねば、息をつぐべき樣なし、故にすたる米を取あげ、新田などおこす事も、今の勢にはよからず、問、此勢を變ずる政ありて、すたる米は何々ぞ、云、大すたりあり、是をすて給はずば、公儀も諸侯も大富有に成給ひて、今の藏々にては置所なかるべし、諸侯の分にては不ㇾ叶、公儀に大道の御志あれば、今の節は易かるべし、此勢少も變ぜば、御志出來とも叶ふべからず、試に少ばかり記すべし、こゝに眼前小事のすたりを記すなり、川堤の普請の仕樣、其地理を不ㇾ得してすたる米、六十餘州にて水年には大凡高百萬石はあるべし、又池所あれども無功にて用すくなさすたり、旱年に多し、第二には、江戸の大廻船、九州四國西國北國より大坂への米船、破損のすたり數しらず、第三には、昔の粟(モミ)納變じて米納となり、藏々にて蟲に成てすたる米數しらず、第四には、酒屋昔に百倍して水に成てすたる米

數しらず、第五には、たばこ地のすたり、第六には、田に綿を作るすたり、第七には、民力よわく、田に出來べき米のすくなきすたり、第八には、南蠻菓子、昔に百倍するすたり、如レ此のすたり此外に多かるべし、今は此すたりなくては、武家米を賣て公儀をつとむべき樣なし、近年世の中あしからで賣米多ければ、天下の困窮となりたるにて知るべし、問、すたる米をすてずして、米は下直ならず、貴賤とも悦ぶべき政は何ぞや、云、今は金銀錢の通用なる故、米を賣らでは公役も何も調らず、此故に大坂江戸の津にては、賣米のみち〳〵て買ふ者少なければ、下直に成て諸人困窮す、根本國々の米は思ひの外にすくなし、米の直段を錢のごとく定て、京大坂江戸諸國共に諸色を米にて賣買し、呉服所をはじめて、米にて渡さば其下の職人にも米にて渡し、諸物米にてかふべし、東國衆の京の買物、西國衆と米爲替にもなるべし、少づゝさしつかへる事はあれども、それは時にあたりて解こと易かるべし、米を賣らでも事のかけざるやうにして、彼すたる米を取あげ、粟にて諸國に積置なば、飢饉にも饑る者なく、北狄來るとも（北狄ノ事下ニ出）兵粮に事欠べからず、問、金銀錢はすたるべき歟、云、是も其まゝつかはるべし、米金銀錢きらひなく取遣りする時は、いづれも用に立なり、問、米の直段はいかゞ、云、一石銀五拾目、今の中なるべし、其後は勢次第にて時の中あるべし

五　或問、川堤の地理を得て、水損やむべき事は何ぞや、云、諸國今の川堤の普請は、俗に飯上の蠅を追ふといふが如し、今の地理の勢に不レ叶、永久の道は山林茂り、川深くなるにありといへども、大君

大道の眞志おはしまして、仁政を行ひ給はざれば成就する事かたし、たとひ仁政にて永久のはかりごとおはしますとも、五十年六十年の間には其しるしを見るべからず、業をはじめ統をたれて、永久をはかり給ふべくば、しばらく五六十年の間、水損のうれへなかるべき仕様あり、諸國の川々の地形を見て知るべきなり、昔にしるしがたし、しかりといへども、淀川にて此法を行はれば、諸國の手本とも成べき歟、是を行ふに先づ仁政有、今の川ちがへ水よけは、多くの人の歎となれり、平清盛十人餘の人柱をとりたるだに、數百歳の人心をいたましむ、後世は直にとりてうちはめぬばかりなり、數千百人地をとられ産を失ひて流浪し、終には飢饉にあひて餓死す、是人柱にあらずや、是故に事はよくても成就せず、況や凡人の小智にてする事なれば、時の地理にあたらず、昔或人予に問、三十年已前に古地の上田三萬石餘、水入て沼と成れり、此水を海へぬきて、三萬石の古地を興し、又下に三萬石餘の新田出來る積りあり、此水ぬきの新川堤に、古地壹萬石許の費あれども、壹萬石失て六萬石出來ればば、人を養ふ事多し、よき事ならずや、予云、壹萬石を失て六萬石得といふは利也、沼と成たる所の民は流浪し餓死し、殘たるものも今はとかくありつきて居住せり、殘たる者ども昔の地を得ば悦ぶべきのみ、昔の事なれば、今は得ざるとてもくるしからず、一萬石の上田に、昔より在付たる民妻子ともに大凡千人餘ならん、此者俄に所を失ひ、上田を取られて流浪し餓死せん事は不便なる事也、六萬石壹萬石の利をのけて見れば、仁者のせざる事也、それよりも大きによき事あり、長雨大水の年ごと

に、毎年十五萬石餘水損の國あり、外に五萬石許沼と成たる古地あり、此沼の水をぬき流し、拾五萬石の水損もなき普請の仕様ありといへども、是にも壹貳萬石上田つぶるれば、又一二千人の人柱有んことを恐れて人にかたらず、もし仁政を以て此普請をし給はゞ語るべし、上田の水底にある五萬石を再興せば、今の間すくなく共、五つ物成はあるべし、水ぬきにつぶれたる田地壹萬石の五つ物成を給はり、再興の地にて替地をつかはし、屋敷を取り家を作り、田畑に立毛付までは、右の物成賜らば古地をとられて却て悦ぶべし、利を以て云ても、上の得分四つ物成五萬石あり、其上拾四五萬石の水損やむ時は、上下の得米あげてかぞへがたし、世の習となりて、如レ此の仁政はすべき事ともしらず、かたりても奉行人同心せず、其道理上に達せず、水所の水をぬきて、洪水の水よけするばかりには、よくしたらば壹萬石の古地は損すまじ、下に新田を發し水をかけんとする故に、多くの古地を損ずるなり、新田の多きは國の爲よろしからず、おこさゞるにはしかじ、諸國の川々仁政を本として普請せば田地の水損なく、民屋の憂なかるべし、西國にて大川の下に城あり、士屋敷町家城下にあり、度々の水破にあへり、川どこいよ〳〵高く成たれば、重ねての洪水には人も死すべし、家中町ども流ん事を憂ふ、これによつて、予川よけの道ををしふ、予がいひたるやうに全くはなけれども、大形にはしたりし故、其後數度の大雨にて水出たれども、城下恙なし、此跡を見ば其道に器用なる人は、心付事も有べき歟、世間の水ふせぎの普請は目の付所違たり、たま〳〵暗にあたりたるも、仁政に本付ざれば成就

せざるなり、問、旱の備は如何、云、日損所には大かた池所ありといへども、是は猶以仁政ならではなしがたし、西國にて日損所に大なる池數多普請したり、仁政にてなしたれば成就す、今は三十年餘になれども、度々の大旱に日損せず、洪水にも堤やぶれず、よき池所をなしても、仕樣あしければ洪水に堤破れて、其下の古池永荒になるものなれば大事也、其あらまし少許こゝに記す、堤は自然の山のごとく、土をかたくし、岩根は天然の流のごとくする時は、いかなる大雨洪水にも破損する事なし、先池の底を入るといふ事あり、谷深く水溜るべき所を見立て、爰に堤をせんとおもふ所を根切すべし、砂沙礫地（ジャリヂ）ならば、其下は眞土と知るべし、眞土（マツチ）にあたるまで砂を掘除、かねて近所に眞土を見立て、其砂をのけたる所を埋むを底を入といふなり、其上に堤を築んとするに、常は水なき谷なれども、三町も五町も奥より水うきて流るゝもの也、それは底をくゞる水をとめられたる故なり、故に樋をふせんとをもふ所をあけて、此水を通す也、又石河原なれば、底は多く一枚岩なり、石を不レ殘のけて眞土にて埋む事前のごとし、大體の池堤ならば、根置十間ならんと思はゞ二十間にすべし、世間には堤の上に繩張し何間に何間、高さ何尺何人役として土をもたする故に、堤堅固ならず、大事の堤は、土取所に繩張し、何間に何間、深さ何間何人役として土をもたせ、堤の上にてはかさの上りかぬるやうに見ゆるがよし、堤の中に竪に繩張し、一方へかたづけてもたせ、一と持籠（モッコ）だけ一通り持て後、又一方へもたす、其内に鍬取の者、持たる土をくだきならし、石竹木茅の科（カア）までもはねのけ、是を取除る

役人あり、何にても土に雜るものあればよわみになる故也、さてならしたる上へ、又土をもたする時、東の土は西へもたせ、西の土は東へもたせてよし、役人は一倍多く入れども、堤を自然と山のごとく堅固にせんとなり、惣じて役人はよのつねなれば、三萬入べきといふ所には、九萬も拾萬も入るべし、然らざれば堅からず、又役人はかろくつかふものなり、一人一日に米一升五合扶持を下とす、朝五つ時よりはじめて、晩は七つ時に仕廻すべし、其内一時は休なり、是も仁政の一つ也、荒手は堤の兩方にて岩を切ぬき、小川のごとくにして餘る水を通すべし、近所に山のたわみあらば、まはりて山のたわみを切ぬきてもよし、是大數なり、問、よき事はよけれども、役人殊外多く入れば、今の人情に合ざる事歟、云、其已前予が拾萬入れたるほどの普請をば、三萬にて輕く仕廻たれども、十年の間には四五度ほどづゝ破損して、國中の役人大形破損にかゝれり、其上に池下の田地損じたるも有、予が役人多く入たる池は、三十年餘になれども、一つも破損したるなし、是にて損益格別なる事を考らるべし、予が普請せしめたる數々の大池ども、昔より諸奉行目論(モクロミ)たる事なれども、山谷長くて大雨の時、水の勢强ければ、切たるときは其下の田地三千石五千石、永荒になる事を恐れてせず、切れざるやうにする事は、吾子の云ごとく人情のゆるさぬ事なる故得せず、數十年日損にあひて、士民共に困窮せり、予は諸奉行の望む所をゆるしてなさしむ、それより三十年餘に至れども、今まで日損のうれへなし、功は諸奉行に讓りたり、今大和ノ國の日損水損をやむるには、河內ノ國の古地のすたりを發(オコ)すべき事あり、其

事ばかりいれて、仁政行はざる時は、予も亦民の罪人となるべければ、人にかたらず、仁政を以て滯なく行はれば、水損日損なからん事は、富有の一事なり、しかれども今の勢にてこれをなさば、愈士民の困窮となるべし、たとへば水に入て衣服を失たるものには、小袖をあたへんに、川より取あげ、浴衣にて身をふき、其後にあたふべき事なるに、川中にて小袖を着せばいよ／＼重みとなりて沈むべし、先士民共に米をうらでも借金の返辨諸遣ひともに、事の缺ざる樣にして後の事也、問、世間米遣ひとならばつかへる事あるべき歟、云、かやうの事は、つかへあるものなり、しかれども其事に當りてつかへを解ん事は易かるべし、問、世間に人多く成たる故に、田にも木綿を作るなるべし、米を作るよりは木綿にては百姓の勝手もよし、木綿をやめ、米を作りては、愈年貢不足せん、云、近年は儉約の法きびしく、士已上歷々迄も木綿を着す、農工商の富有人も木綿を着する故に、木わたを多く作るなり、木わたを作りて年貢出しよくば、いよ／＼高免になつて畢竟民のためにもならず、給人も免は少し高く取ども、米下直なれば、昔の少し下免なりし時よりも勝手あしく、田木綿やめて、免少し下るとも、仁政にて武士の勝手よき事多ければ、つかへにはならず、十年の間には、諸侯并に家中ともに借金皆なく成べし、其上士已上の木綿着物は費なり、木綿は糊こはくつけ、表は色紙あてゝ、むしろの上にて着する者の爲にはよし、五十年已前迄は士已上の者は綸子、縮緬、紗綾、羽二重を着したり、歩(カチ)若黨も絹紬を着たり、人によりては卷物も着たり、中小姓已上も人により絹紬を着たり、其時は今

の様にすり切て、借金多きものはなかりさ、政道によりて、昔のごとく成べければ、田に木わた作らずとも木綿澤山にて、下々事缺ことあるべからず、其上庶人の富人も、昔のごとく卷物を着すべし、家屋も富る百姓町人は、小身の武士より格別うるはしく、小袖も同前の物なり、貴賤は色を以て分ち、高直下直の物にてはわかたざるものなり、先急用の大事多ければ、唐物幷に我邦の物の事は、末に論ずべし、問、酒屋をやめん事、世間の事缺なり、其上多くの酒屋産業を失ふべければ如何、云、世間にも事かゝず、酒屋も迷惑せざるやうあり、米遣ひになれば、米にて賣り、其利米を以て、一家の用をなし、あまる米にて酒を作るなり、船にて方々する事をせざれば、海に入てすたる費なく、海陸にて盗取すたりなし、他所の酒を通ぜず、處々にて作る時は、多く不レ作、其すたりなければやめずしてくるしからじ、但北狄の備か、大飢饉にて急に米をたくはへ給ふ事あらば、一二年はやめらるゝ事もあるべし、問、たばこには大に利あり、やめて他の作物にては、年貢にも産業にも大に不足すべし、いか。が、云、此一色は急にはなしがたし、後には自然とやむ勢ひ出來なん、公儀幷に諸侯の藏々に米穀みちみちて置所なく、つかはん事もさのみなき時節に當て、たばこをやめて、しばし作取（ツクリドリ）にさせんも安かるべし、十分一の貢を取ても成べし、たばこ刻、其外たばこ道具によりて産とするもの多し、富有の後、別産に有付間の扶持米人口をかぞへ給はりてやむべし、南蠻菓子同前也、粟（モミ）納粟（モミ）づかひは米のすたりなきのみならず、人の生を養ふ事格別なり、是にも當分は少しづゝのつかへあるべけれども、解通

ぜん事易かるべし、米船破損のすたりなからん事は、大君眞志立給はん後とゞめん事易かるべし、其處に論ずべし

六　或問、北狄の備ながら、諸人の困窮くつろぎゆたかなるべき政は何ぞや、云、文事あるものは武備ありといへり、文事は治國平天下の政なり、武備は內堅固にして、外恐惧す、武威の備なり、內堅固なる第一は、道ありて和し、兵粮多なり、外國のおそるゝ第一は弓馬兵法のたしなみふかく、士民共に達者にて、武國の名に叶ふ也、今の急務は兵粮多く貯るにあり、北狄唐土を取て本邦に來りし事度々なり、今已に唐土を取れり、よも來はせじとおもふたのみは武備にあらず、今北狄來りなば彼と合戰までに及ばず、內虛にして人心散ずる事あらん、今の諸侯一國の人數を出して、兵粮あらん事は、二十侯に一二侯もまれなるべし、大坂に出したる賣米の殘りは、皆國々へ戾すべし、其上に用銀あらば、米を買ふべし、十日廿日の間には、米は壹石銀百目貳百目の賣買になり、廿日三十日の間には、四五百目とならん、然らば諸浪人諸町人、民間の一日過のもの、諸宗の坊主忽ち餓死に及なん、其時は世間さわがしく、諸人うは氣になり、虛說のみ多ければ、無事の時の飢饉のごとく、居ながら餓死する者はすくなからむ、みな强盜と成て少きは五十人百人、多きは五百人千人組て橫行すべし、軍法者歷々の浪人など、大將に取立て、いかやうなる事をせんも計がたし、吉野熊野其外の山中の杣に、强力の者共にて幾千人もありなん、彼等は材木を切て米にかへて食とす、其時は材木を米にかへるものあ

るまじければ、みな强盗となりて國中に出んより外の事あらじ、昔は吉野を世のうき時のかくれがといへり、其時は諸國山林多くて吉野の杣すくなき故也、今は第一居がたき所ならん、今用銀持たる人人の積りも違ふべし、昔は農兵にて年貢すくなく、其上米遣ひにて在々處々に米澤山なりしかば、金銀持ゆけば、先々にて扶持米とゞのほりたり、今は在々處々に米なし、國々も米すくなけれども、勢にて多きやうなり、其時米のなき事驚くべし、たとひ少し米を求るとも、百日の扶持方米とあてたるものは、米高直にて、廿日にも足るまじ、先に北狄あり、路次には飢あり、とにもかくにも、進退きはまりたるをおもはゞ、下々はぬけ〳〵に逃かへるべし、恥をおもひてとゞまるとも、馬取もなく、鎗持具足持なく、朝夕の飯たき水汲ものもなく、己と馬とばかりありとも、共にうゑて用に立べからず、ことわり中て國にかへり、重ねて用意せんより外の事あらじ、五十人百人の走り人ならばこそ法(ハツ)度(ト)も行はめ、一國の者の逃かへりたるはいかんともする事なからん、彼等に餘儀なき道理もあり、しひて法を立んとせば、國中一揆起り、亂に亂をかさぬべし、一旦は武命のおもきに人數を出すとも、重ては出す事あたはじ、それに又見ごりする人も有べし、扶持米なし、路銀なしといはゞ、公儀にも貯なければ强て下知し給ふ事かなふまじ、これより武威かろく成初(ソメ)ては、貯へある人もなしといひて、出さゞる人もあるべき歟、弊(ツヒエ)に乘て北狄大に侵す事あるべし、若彼おかす事を得ずして引てかへりたりとも、跡は戰國となるべき歟、公儀に向て敵する人はなく共、粮盡、力盡て是非なく下知にしたが

はずば、上よりも下知し給ふ事不ㇾ叶して、諸國我々持の漸なるべし、是上々の始末なるべし、其外いかやうの變あらんもしるべからず、此難を思ひ給はゞ、今無事の時備をなし給ふべき事也、其時に當ては張良孔明を師とすとも、いかんともする事なからむ、强盜どもは諸侯の兵の粮につかれて働きがたき弊に乘、要害の地をとり、彼は盜人なれば方々運送の米をおさへ取、民間を押領し、却て富有に成て勢つよく廣大にならば、是によつていかなる變あらんも知べからず、北狄來て騷動せば、今の勢とは格別相違して、後悔し給ふとも甲斐あるまじ、問、今本邦にて諸流の軍法を聞に、此國の内にて中間取合に用ふべきのみ、北狄に敵する軍法あるべきか、云、彼下策を以て來りなば、すみやかに合戰すべし、然らば今の軍法者の中、將の器ある勝負の利にさとき人あらば、少しは用に立事もあるべき歟、彼若上策を以て來らんには、今の軍法者の及ぶ所にあらず、北狄の上策の軍法に負まじき上策あり、國家の御爲と思ひたる故に、先年某侯其外へも語りたれども、其人々皆なく成給へり、もしは其人々の傳へおかれし人もあらんか、然れども其所までゆきたつ事にてもあるまじ、兵粮を澤山にする軍法なくては、今何事の用に立ざる事なり

七 或問、兵粮を澤山にする法は、前に示る八ヶ條のみか、云、前にいひたるは大體也、そればかりにては數年せでは成就せず、急なる用には間にあはず、來年の春夏北狄より寄來らんには、當年八九月より用意せでは、十二月正月に至ては遲くして爲がたし、速に令を出し給ひ、在府の大名不ㇾ殘歸國

せしめ、來年參府の大名も、來年御免の上、借金當暮の返辨を相延し、當秋の納米は粟にて諸國に積置なば、兵粮の氣遣ひなくして、軍法のみはかるべし、扨かし銀の者どもにも、當年の利分はとらず、元銀の內にて一石五拾目にして、人々の家內の來年中の入用ほど、國々よりつけ遣すべし、諸々のあきものゝ代も、米にてつけつかはすべし、富人幷に諸職人諸商人皆米を澤山につけさせて、それに付たる職人に遣し、小買物在京の公家武士にも米を遣はし、出家も米を取て遣ひなば、大方充滿すべけれども旅人幷に銀錢を持たるもの、米なくてかふものもあるべければ、よきほどに米屋を置、京にて五拾目に賣て、其米屋の產あるべき程に、大坂にて直をさげて買はすべし、諸侯藏入の米積りに應じて、何程づゝと定て、大坂へ上せ置、公儀の御藏米と諸侯の米とめぐりて、米屋に賣給はゞつかへあるべからず、それにても一二年酒屋を止給はずば、國々の積米、來年の北狄の備に不足すべし、北狄來るときは、上方飢饉强盜の出來ざる備にも足るまじ、酒屋は大元手あるものなれば、すきと止ても困窮はせじ、たとひ迷惑すとも大事の前の小事なれば、用捨に及ばず、其國所の大小によつて十分一歟二十分一の酒屋はあるべし、法の出しやうにておのづから多くは作るべからず、三年の間は、酒を人に贈るべからず、客に出すべからず、祝儀には樽代たるべし、神事婚禮には、昔の風に濁酒を作るべし、家內の用には手酒たるべし、手酒作る事ならざる者、幷に藥の用ばかりに酒屋あるべし、いにしへは士已上の人は酒屋の買酒を不ㇾ飮、手酒を作りて貯はへ置、年に二三度良友をまねきしな

り、花月雪霜の折節なるべし、如ㇾ此ならばさのみつましからで、酒米の費止べし、三年かくのごとくし給はゞ、北狄來り、其上に凶年飢饉ありとも、内亂あるべからず、我邦の今の三年のたくはへは、いにしへの三十年の通(ツウ)よりは多かるべし、如ㇾ此ならざれば國其國にあらずといへり、問、何を以てか、今の三年のたくはへ賢君の時代の三十年より多しといふや、云、生民よりこのかた、唐土にも本邦にも、近年ほど年貢多く取事なし、昔農兵の時は、本邦も異國も年貢十一なりき、今三拾萬石の國守家中の知行扶持切米を貳拾萬石にて仕廻(シマヒ)、拾萬石藏入となさては、公用私用不ㇾ調體なり、昔拾萬石の物成は壹萬石なり、今拾萬石の物成は中分にて五萬石なり、昔壹萬石の藏入を四つにして、三つを以て公私の用を調へ、一を除て不時の貯とす、一年に二千五百石也、十年に貳萬五千石なり、それにては高拾萬石の國、北狄の備にも凶年の貯にも足ざる故に、三十年積て七萬五千石なり、これにて漸く不時の患難を防ぐべし、今在國の大名、拾萬石の國守、五萬石の藏米、壹萬石を以て用を調へ、四萬石を備とせば、二年には拾貳萬石なれば、昔の三十年より多きにあらずや、五年には貳拾萬石也、粟(モミ)にては四拾萬石のかさなり、今西國にて拾萬石の國、城下大坂の藏ともに中分にて五萬石入べし、それに四拾萬石出來なば國々置所なきにあらずや、五萬石の上下はおして知るべし、國により拾萬石の藏米あるも、貳拾萬石有もあるべし、三年の後貯用なければ、何をか先にすくひ給はん、諸浪人を在付給はんか、天下の借銀すまし給はんか、北狄の備用なくとも、本邦中興の主と後世によばれ給はん

何を以てかすくひ給はん、云、鎌倉の時代の如く、諸大名三年に一度の參勤、在府五十日六十日に定給ふ式あらば、三十萬石の國守米五千石にては餘りあらん、鎌倉の時代は器量ある大名あり、氣遣ひなる大身も多かりしだに、人質もなく、三年に一度五十日の在府にて、何事もなかりき、北條は九代までつゞき、足利家は十四代なり、十代已後は名ばかりにて流寓所なしといへども、誰も公方に向て敵する人はなかりき、況や御當代天下一同にして、江戸に諸大名の母儀奥方子達あり、其上氣遣ひなる人はなし、何を憚りて天命の大吉を取給はで、居ながら大凶をまち給はんや、その上公儀より在府を少くし給はゞ、御恩惠と成て忝く思はれ、心服の本とならん、諸侯の勝手詰り參府ならずして、下より申てゆるされなば、あしき事なかるべし、如ㇾ此の世間あまたの善行は江戸詰をゆるし給ふ所、仁政の大本なり、問、諸侯の餘米幷に家中の餘米はいかゞ、云、諸侯のたくはへ米上へ取給ふ事はなければ、其家中の借銀も其主人より下知あるべし

賢君ならば、この仁政を行ひ給はざらんや、問、三年の後、諸大名の參府在江戸本のごとくならば、

八 問、城主國守は、江戸の入用を御免ありて餘米多し、家中の小身者は、知行の物成にて家内の用も足がたきものあり、何の餘米ありて借銀を返辨すべきや、云、城主國守の餘米は、左樣のものゝ借物をすまさん爲なり、其上仁政行はれ、式定る時は、今までの遣ひ用は入らず、今迄なかりし物は

出來る事なれば、思ひの外に小身のものまで心安くなる事なり、しかれば主人家中共に公儀の下知なり、是尤役人あり、京大坂にも役人あり、諸國へ金銀かしたるものをしるし、多きは年をのべ、少きは年をしゞめて、彼には百石貳百石、彼には三拾石五十石と分ち、多くかしたるものにも、一度に過て遣はさず、十年二十年にて濟もあるべし、甚だ多くして年數にかゝはらざるは、永代の知行のごとくして、其用を達せしむべし、大名三人五人にかしたるは三五人より集れば、遣はす所は多からじ、かし主共手前不足等もなく、奢もせで心安くおくるやうに、奉行よりはからひあるべし、かくのごとくならば、たくはへ米四萬石づゝある國守も、借金多くとも貳參千石にては、借金の埒あくべきか、扨百姓の借銀すまし遣はすには、米多く出べけれども、三年も五年もかゝりてすまさば、四萬石の積米の給人は、年々に貳萬石づゝ出して、郡切に裁判せしむべし、今の高免にても年貢ほどは大方あれども、借銀の元利に引れて不足すれば、いよ／＼借銀多くなりて、今は至極困窮に及べり、借物さへ濟し給はゞ、所により一寸の免のさがりたるにあたるべきか、在々にて裁判の仕形多けれども、長々しければ大數ばかりいひて殘すなり、右の通なれば、いまだ餘米多く、諸浪人の在付も一度になるべし

九　問、諸大名家中の人餘りあり、其上に此大勢の浪人に本知遣はし、本知なきにも父母妻子養ふほどの祿をあたへば、遣はすべき知行なからん歟、云、しからず、浪人の間、公儀のめぐみなれば本知にかゝはらず、各浪人の家口をかぞへて、十人の家人あるには二十人扶持の積りにして、浪人百人に

貳千人扶持なり、米四千石餘か其中千石已上、或は格よき浪人名ある歷々は人口によらず、家内十五人ありとも、貳十人有とも、五七拾人扶持も給はるべし、小身の浪人家口五六人のもあるべし、外に男一人女一人の給分宿賃など遣はす共、米五千石餘ならん、右の積りにて事たらずとも、萬石餘にはさのみ出すべからず、四萬石の積米ある諸侯には、六七千石壹萬石の扶持米を出させて預け給ふべし、此積りにて他は知べし、其中呼出し度と思はるゝものあらば、本知をあたへるか、又は親の跡知行ならば、相對次第に知行遣はして抱らるべし、浪人自分に在付あらば斷を云、扶持をあげてゆくべし、かねて貯ありて引込居る浪人、又はよき親類知音ありて、合力あるものは其通りたるべし、國々へ呼給はん事は、屋を作り引越騷動なれば、今迄宿かり居たる所に其まゝさし置、其中には歷々なる人一貳人惣名代に禮に行て目見し、其外は江戶參府の往來近き所にて目見致すべし、ゆく〳〵は勢次第にて、其主人の國所へも引越事もあらんか、是大數なり、くはしき事は、其時所に隨ふべし、今天下貴賤共に困窮難儀は借金なり、是を盡くすまし下され、已來借金なき樣ならば、諸人のくつろぎ大慶是に過べからず、無告の諸浪人飢寒の氣遣ひなくならば、此二つはさしあたり仁政の大なるものなり

十　或問、山川は國の本也、近年山荒れ川淺くなれり、是國の大荒なり、昔よりかくのごとくなれば、亂世となり、百年も貳百年も戰國にて人多く死し、其上軍兵の扶持米難儀すれば、奢るべき力もなく材木薪をとる事格別すくなく、堂寺を作る事もならざる間に、山々本のごとくしげり、川々深くなる

といへり、亂世をまたず政にて、山茂り川深くなる事あらん歟、云、戰國にて昔の山川とならんは、百五十年貳百年を經べし、仁政にては百年の間には本の山川に歸るべし、仁政はじまりて五六年せば、天下の借金なくなるべければ、此米多くあまれり、是を以て山川の政をせん事易し、吉野熊野木曾其外山々にて材木を伐事をやめて、杣の產なきをば、國々にて餘米を以て扶持すべし、近邊に山ある在所にては、山にかゝりて草を刈、薪を採者、田畠の作物のからを燒、山にかゝらざる仕樣あり、渡世なりがたき故にわらを賣て用を達し、薪なければ山にかゝるなり、是には米を遣はし、わらをうらせずば山にとらざるものあるべし、里中に山はなけれども薪もかはずして、朝夕をとゝのへるは作物のからのみなり、又山近き在所、田畠よりは人多くて作物のから、薪に不足なる所は、たとへば家數五拾の村ならば、二十を他へ出し、其田畠を殘る三十家に合せ、其上に免を五分か一寸さげて、山をからて薪の用達するもあるべし、他へはぶくといふ事は、九州は地廣く人少し、他領より五千人一萬人迯來りたるものをさへ馳走して隱し置く習なり、かくのごとき所へ、五十人百人づゝ一與(くみ)にしてつかはさば、九州は上田畠にて年貢やすし、先にて屋を作り在付までの用は、餘米を以て澤山に遣すべし、此方にて一ト在所の者一所に行ふ事なれば、さのみうひ〳〵しき事もあらじ、在付ては此方よりは勝るべし、又古地のかまひにならぬよき新田もあるべし、古地のすたりを取立るも有べし、池川の普請の仕樣にて餘地出來もあるべし、いづれに山を留て民の難儀せず、却て悅ぶべき事いかほど

もあるべし、草木なきはげ山を林となす事あり、山の廣さを積り、一度にならずば、一峯一谷づゝもはやすべし、谷峯の廣さによつて稗を三拾石五拾石百石貳百石づゝまかせ、其上にかれ草萱などをちらし置なり、諸鳥來て是を拾ふ、鳥のおとしにまじりたる木の實はよくはへるものなり、上に槁草(カレクサ)を置事は、拾ひにくきやうにして、鳥を久しく來さんとなり、其上雨に流れず、稗山土に生付てもよし、かくのごとくすれば、三十年許には雜木のしげりとなるものなり、雜木茂りては、其近所の村里薪に事はかゝざるなり、法をよく立れば、次第に山茂りて永代薪澤山なり、此しげり出來るまでは、松山を伐て作物のからに足して用事の足る所もあるべし、松山は山土田地ともに惡し、白地の草木のそだゝぬ所にも松は生付ものなり、當分のよきに目付て後年の害をしらず、右の政行れば、小松は根深くならぬ前に引すてゝよし、今の松山自然に雜木山と成べし、松にかゝりたる雨露毒なる故に、下木下草も生ぜず、田畠に落入てあしゝ、其上松山には夕立雨もおこらず、吉野金剛山(コンガウセン)其外の太山どもの、切あらしたる峯谷には杉檜の實をまかすべし、東國北國其外にも杉檜の實多き所ありといへり、其道に器用なるものに命じ給はゞ、かれにつき是に付、山はほどなく茂りなん、杉檜并に雜木山々に多き時は、夏は神氣盛になりて、夕立たび／＼すべければ、池なくとも日損(ヒソン)なかるべし、山茂りて山谷よりも土砂を出さずば、川は一水／＼に土砂海に落て深く成べければ、洪水の憂へもなかるべし、富有の大業を生ずる事あげてかぞへがたし、問、木曾熊野土佐などの材木は、其國守田畠の物成に並び

たる公用なり、やめがたからんか、云、大道行はるゝ時は、今の公用私用の諸遣ひは、十が九やむべし、富有大業の代には、今おもふさしつかへはなきなり、又山のうき物成は他のうき物成とかへる事もあるべし、今は山のうき物成皆出しても、借金の利にも足らず、借金をすまし給ひて、今の諸入用止まばうき物成なくとも事足ぬべし、問、諸國にも山川の法度は備れども、山はます／＼あれ、川はいよ／＼淺くなるは何ぞや、云、山あらす事法度とあれども、三日の食物さへ貯なきもの多ければ、薪を買て焼べきやうなければ、たとへ明日首をきらるゝまでも、今日はぬすみて山をからではならず、庄屋年寄もそれを知れば、見のがしにせんより外の事なし、問、山々の杣をやめて、材木を出さずば、神社佛寺の建立、國々の城、士屋敷、江戸の諸屋敷、諸國の在鄉町等の作事はいかゞせん、云、大道行はるゝ時は、山の木を伐らでも材木事欠ざる積りあり、何事も前に分別ありていへり、去ながら事長ければ其所にては略せり、先原廟を作るとて、同じ神を方々に社を建る事は非禮なれば、いにしへはせざる事なり、神の威もこれによつて輕くなれり、天照皇は伊勢の山田ばかり、八幡宮は宇佐ばかり、春日は奈良ばかり、素戔烏は雲州ばかり、大己貴は三輪ばかり、其外皆かくのごとくして、山の昔にかへらん間は、諸神社あらたに作り直す事をやめて、其末社のたゝみたる木を以て修理のみせば、材木擧て用ふべからず、問、我邦は神國なり、士民の産宮(ウブスナ)はいかゞせん、云、大和國ならば則春日三輪龍田生駒などを産宮とせん、原廟のみにて本社の神なき所には、一國の社稷の神をたてゝたゝ

みたる原廟の神をうつしよせ、社のごとくするもあるべし、くはしき事は其時の勢によるべし、邪神亡て正神の威増るべし、問、男山はいかゞ、云、是ばかりは唯一に改りて殘る事もあるべし、問、佛寺はいかゞ、云、是は急には成べからず、急にせば坊主の難儀なるべし、昔の得度の法を再興して猥に我と出家する事を禁じ給はん、何の國何の郡何の村何がしといふもの出家を願ふ時、其村中外村の親類までも寄合、戒定慧の三學をかねて、出家をとぐべきものなれば、其郡の奉行に達し、奉行吟味して國君に申す、國守より公儀の奉行所に達し、御朱印給はりてはじめて出家す、其僧不律の事あれば、僧正是を糺明して公儀へ申す、公儀より國守にかへし給ひて不吟味の過怠あり、國君又其郡奉行所の庄屋一類に過怠あり、其在所并に親類として還俗せしめて一生養ふなり、かくのごとくなれば出家する者稀なり、出家するものは戒律正し、寺は里を去事十五町なり、町はいふに及ばず、少の在家までも十五町を隔る法なり、町家在家と軒をならべたる、堂寺は佛の法にあらざれば、あき次第にたゝみ置て、山寺の堂寺を修理せんに餘りあるべし、觀音も淸水長谷の靈地ばかり殘りて他は勢ひ次第たゝまるべし、藥師も因幡藥師など名あるばかり山寺のあき地に引るべし、其餘はおして知るべし、わざとさへ在所を隔る山寺に、寺内などゝて上田畠を公儀へ申て取、在家を引寄置事は甚だ法にもれたる事なれども、習ひにてかくなりたれば、仁政は急にせず、自然に昔にかへすべし、律義を守る僧と相談したまはゞよかるべし、くはしき事は略す、問、武士屋敷修理作事はいかゞ、云、大道行はれば程な

く農兵の昔にかへるべし、其時は城も今の樣にはあるまじ、士屋敷今の十分一も入らず、是亦餘る屋をよくたゝみおきて修理せんに事欠べからず、近年公儀作事の神社佛閣を見聞に、修理してよきをうちくづしあたらしく立直せり、其あたらしきは木の性あしく、工匠の請取にて切くはせ、麁相なれば、程なく破損せり、此故に公儀御建立の間もなく、いよ／＼山澤もあれ、川も淺くなれり、木のまゝにて修理せば新らしくしたるよりは、三五倍も久しくかゝらんと思ふ所多し、公儀の財用も入らぬ事に多く費、山川もあれまさるのみなり、達摩も無功德といへり、凡僧凡俗却て功德とす、故に神社佛閣ともに大かた修理にて取つゞくる事なり、後世は火事しげし、仁政にて此火しづまれば、是亦大なる山の爲、諸人の爲によき事なり、問、出家は得度の法にて戒律正しくならば、次第にすくなくなり、町屋寺はあき侍らん、神社すくなくならば禰宜は妻子ありいかゞすべき、云、在々の神社にしかとしたる禰宜あるは稀なり、大かた百姓の中に、かれは神主筋といふものあるばかりなり、是に社跡の地をあたへても可ならん、社家禰宜などゝてあらば、公儀より扶持給はり學問させ、學校の役人ともなすべし、民屋には木多く入らず、大かた村廻りの木にても事足る體なり、其上何かたにも松山多ければ、町在の修理は事足るべし、土よき山の松は自然に用木に伐て、其跡雜木となすべし、又松ならではそだゝぬ赤ざり山あり、是は後までも松山たるべし、近年は男女共に積氣多し、此故にせんじ茶を好めり、國々の茶園むかしに百倍せり、是に薪を盡す事亦かぎりなし、仁政にて積氣はれ、學校のをしへ

にて人無病にならば、昔のごとく、冬日には湯をのみ、夏日には水をのみて足るべし、茶園多くは五穀となり食物增のみならず、薪すくなく入べし、彼是貴賤ともに所帯ゆるやかに、無用のいそがはしさやみて、男女ともに家職のつとめよかるべし

大學或問上册畢

大學或問下册

十一　或問、諸大名困窮すれば勢ひなくして、公儀の御爲却てよしと申說あり、しかるに諸國ともに富有なるべき政はいかゞ、云、諸侯不勝手にて、武士困窮すれば、民に取事つよくて、百姓も困窮す、士民困窮すれば工商も困窮す、しかのみならず浪人餘多出來て飢寒に及びぬ、是天下の困窮也、天下困窮すれば上の天命の冥加おとろへぬ、天命おとろへてはいかんともする事なし、堯曰、四海困窮天

祿永終ゝこと、しからば諸大名の困窮は、上の御爲あしき第一なり、しかるを御爲よしといへるは伯術にしても分別あさき事なり、右大將家北條足利は伯者(ハシャ)なり、中にも北條をすぐれたりとす、諸大名の在鎌倉三年に一度五十日と定めて、それさへ鎌倉にて費多からぬやうにと戒しめられたり、諸國の潤澤を鎌倉にてからさん事を恐れてなり

十二　或問、かくの如く農と兵と分れたる事久し、昔にかへさん事かたからずや、云、其道を得ざれば甚だ難し、其道を得れば易し、若し仁心仁聞ある君出給ひても、あしくゆるめ、あしく施し給はゞかへさん事難かるべし、前にいふ所の仁政も行はるべからず、問、あしく施しあしくゆるむとは何ぞや、云、諸大名在江戸三年に一度五十日の古法にかへし給ふとも、たゞにかへし給はゞ、國々にて私の奢生じ、東に減じ西に生ずるごとくならば、何の益もあるまじ、親の子の所帶を下知するごとく、公儀より下知せられば、前に云所の仁政行はれ、事調て後又餘りて置所なき米穀を以て、農兵に返し給はん事易かるべし、是は士も民も悦ぶやうになくてはかへしがたし、先民間の借物返したまはり、質の田地取返し、賣たる田地も上より元銀にて買戻し給はるべし、是買たるもの田畠多くは、賣たる者はすくなき方へ給はるべし、若し賣たる者田畠猶多く、買たるもの少なきは、其まゝ買たるものゝ地と成べし、其上に士を民間に入させに成て、民に免(メン)一寸ゆるし給ふべし、如ㇾ此自然に高免に成て、民の悴(カジケ)たるは、士とはなれたる故也、士の在々に在付やうにすべし、又士の心得にも、此後子々孫々

生死を共にする譜代の民なれば、民の爲あしからぬやうにたしなむべし、軍役は民をつれて出る事なれば、常に人を多くはかゝへ置かず、二つ成にても三つ成にても足るべし、使番もなく公用の勤もなし、同村隣里の士と往來するにも、臺所へ入てかたる樣に成なれば、客に人つかはるゝ事もなく、少づつの手作りすれば、菜園の草を取やうなる事、愍の養生に下人の手傳ひし、山野に獵し、川澤に漁し、風雨霜雪をいとはず、文武の藝をつとめ、君の干城となるべき武夫ならん、くはしき事は其時にあたりて制法あるべし、高知のものゝ、子多きは、子供にわかちて、よきほどのなみ出來ぬべし、子々孫孫に至りては士共に作人となりて、十一の貢に歸すべし、其時は郡奉行代官の役おもし、今の代官にては治むべからず、士大將（サムラヒ）與（クミ）頭といふもの、村里をわけて預り、眞の君の御代官なるべし、問、今高拾萬石の城主、中分の知行にすれば五つ物成にて、五萬石納れり、十一なれば壹萬石なり、五分一にて足べき歟、云、五萬石の納米を家中の知行四つ物成につかはし、其外扶持切米に出せば、漸く藏入は壹萬石許なり、それにて在江戸の用にあつれば不レ足、借銀すれば又利分に出て愈足らず、後には家中の物成を借、或は暇などを出すなど、さま〴〵の不仁の仕置出來るなり、仁政行はれ、在江戸三年に一度五十日の昔にかへれば、一年に千石づゝ餘し置、三年目に三千石にては參府の用餘りあり、一年に九千石の藏米はさのみ入べき事なし、在々より其器にあたる役人を城下に呼出し、役料賜はるばかりなり、城にも今の樣に物入るべからず、本丸二の丸にて足るべし、士屋敷は猶以て今の十分一なる

べし、大かた田畠とならん、此田畠はうきものにして、上下の爲になる事あらん、城下に出る役人は、屋敷廣く給はり、表は竹をうゑて生垣にし、隣の界は桑をうゑて、妻子蠶(コカヒ)すべし、問、關内侯はいかが、云、是は直に江戸の地にて農兵のごとく成てもあらんか、仁政行はれ、諸侯心服の上は、母儀妻子みな〳〵國許へ引せ給ふべし、江戸に大名の屋敷も一所にて足るべし、町も今の十分一にて足るべし、旗本衆も大身は各の領地にひかるべし、御藏所の士(サムラヒ)、大將となして遣はさるゝも有べし、江戸の屋敷跡おびたゞしき事ならん、本來水がゝりもよければ、大分田となるべきか、地形平かなれば井田の法も行はれんか、農兵となりての安樂長久を見及では、小身の旗本衆知行所〳〵にゆかん事を願はるべし、學校の政ありて、上下道を知る時は、今の心とは格別なるべければ、相談にていかやうとも宜しくなるべし、役人ばかり御城の四方に廣く屋敷を賜はり、是も表生垣、裏の界は桑を藝(ウヱ)て住する時は、長久なる風景ならん、番頭與頭は組を引つれ五里十里の外より出て、五十日か百日の番を勤めて、御城の四方を警固すべし、弓鐵砲の類も同じ、番中一入(ヒトシホ)、武藝を習はし、學校に入て道をきけば、出番を樂みとせん、城下に妻子ある武士千人よりは、遠方に妻子を置て、男のみつとむる武士三百人は增(マサ)るものなり、仁政行はれて無事なれば、何の氣遣ひはなけれども、文事武備の業をわすれず、其上道藝の爲なり、問、萬事調て後、十一の貢に歸せば、公儀の藏入天下の用に不足ならんか、云、今は諸侯に給て諸侯の益にもならぬ事あり、又上に奉りて上の益にもならで、下にて財の費る事あり、かやう

の事は、上下ともやめ給ふべければ、公儀の不足あるべからず、若不足ならば古法のごとく、在國二年に五十分一の貢を取給はゞ、いかやうの事も調ふべし、納米壹萬石より、米貳百石の貢物なり、拾萬石に貳千石なり、外にうき物成の貢あり、京大坂駿府等の在番もやむべし、神佛の寺社も數すくなく、修理にて調べければ、公儀の入用多くはあるまじ、其上有道の代は道ある入用なれば、萬一公儀御不足の事あらば、諸大名の相談にて、いかやうにも足給ふ樣になるべし、諸大名大分の公用をゆるされ給へば、貢少し多く奉り給ふとも不足あるべからず、上より諸侯を子のごとくし給へば、諸侯も上を父の如く思ひ給ふべし、問、富有大業財用置所なかるべしと承れば、いつとても上の不足はあるまじきか、云、富有は天下の爲の富有なり、置所なき穀物も文事武備の用なればいつとても不足なし、四海の困窮くつろぎ、萬事調て已後は餘財用なければ、農兵の昔に返り十一の貢に成つて、財散じ人心あつまり、足る事を知て富有淳厚の風俗と成て、人民足らざる事を知らず、農兵とならば、本邦の武勇格別つよく、眞の武國の名に叶ふべし、武士農を別れてよりこのかた、身病氣に手足弱く成ぬ、心ばかりいさむとも、敵にもあはで疲るべく、病死すべし、其上若黨小者共も一年居にて主をおもはず、是は軍用の損也、平生も農兵ならざれば風俗あしく成て長久ならず、農兵の昔に返すべきは此時也

十三　或問、諸國に地なし高といふ事あり、民の困窮地頭の損也、無理なる事にあらずや、云、然り、檢地とはか樣の無理を除くべき爲也、給人にも其地なし高を高に結びて給れば、除くべき樣なし、地

なし高を持たる人に加増給はる時、高加増、或は物成を加増にして給へば、則地なし高は除るゝ也、公儀の藏所の地なしは、多くは除かれて同じ事也、其外も仁政の餘慶を以て除かるべき事易し、又運上を高に結びて給はりてあしき事あり、若狹の小濱より近江の湖水へ、米を附越(ツケコス)駄賃の運上を高にむすびて有故、國主より許す事あたはず、是によつてかゝり物多ければ、連々(レンレン)船を乘得て大坂へ廻る故、大津衰微す、小濱の主も損あり、如此類諸國に多かるべし、諸國の運上うき物成は公儀へ取給ひ、國主郡主には甲乙なく、田畠ばかりを給ひ、うき物成は天下の爲、下てよきは下げ、許てよきは許し給はば、日本國中の爲よかるべし、古は名山大澤を封ぜず、別に大守あり山澤をあらさせず、故に炎旱には夕立雨起り、大雨には山茂て水を含み、川深して水損の患なし、又古は加增新地共に三年用捨あり、勝手富有にて末長く務めしめんと也、親の跡賜るもおなじ

十四 或問、異國の絲卷物渡らず、本邦にて出來べき政はいかゞ、云、本邦にて蠶(コガヒ)し絲取事は、民間のいそがはしき中にて農業と取まぜてする故に、よき綿よき絲出來がたし、其上少なくして用るに足らず、武士の妻子、大身は無用の遊びに日をくらし、小身は益なき事に勞して暇なし、道行はれ、式定る時は、小身はいとまありて勞せず、大身は道藝を樂みて女事を思ふ、この時にあたりて、人々の屋敷の垣並に空地に桑をうゑて蠶(コガヒ)すべし、よき人の手に出來のみならず、隙にあかせてせは〲しからざれば、年をかさねて女事くはしくなり、いかやうの絲織物も出來べし、今綿にて糸を取に、よき人

のよるは色白くうつくし、同じ綿なれども其下の人のとるは格別おとれるにて知るべし、然れども今より桑をうゑて盛に出來る間、十年十五年は異國より渡さては事缺べし、昔のごとく長崎平戶兩津にして、地よき物渡り下直にもなるべし、後とても藥種に取交て今の五十分一許づゝは渡す事もあるべし、日本國中に絹綿澤山にならば、士已上幷に農工商の富有なるものは、絹を着るべければ、田の木綿やみ、昔のごとく畠のみに作るとも、貧者幷に下々はもめん澤山に着すべし、問、異國もの下直になりて、地よき事いかゞ、云、道行はるれば事明らかになり、奉行の心も、商人の心も改るものなれば、其節に臨て事改るべし、平戶の津止、長崎一津に成て後、如ㇾ此あしくなりたれば、此所事の改るべきはじめならん、扨異國人に財寶を遣はせ、日本に金銀の留るやうにとする事あしゝ、財寶をつかへばそれほど卷物の地あしく、又高直にして費を取かへすものなれば、却て我邦の費となれり、此方の津にて隨分財寶をつかはせぬやうにして、異國人の手より買たるもの再び賣らせず、直に京の吳服所へ渡し、其身の渡世程に少し利を取る制法あらば、綿卷物は下直たらんといへり、紗綾綸子縮緬數すくなく、高直にして地よきものを渡すやうにせば、異國へわたす金はすくなくして、本邦の爲によかるべし、異國人の手前は高直なるとも、本邦にて再賣などの手くろなくば、京に着ば下直にあたるべしといへり、異國人を買殺す樣にせしかば、其の後は地をあしくしてわたり、其あしきは習と成て、今は下直にもなく、双方共に習あしき事多しといへり

十五　或問、吉利支丹の法を斷絶せん事はいかゞ、云、吉利支丹は人心の惑と民の困窮によりて法を廣むるものなり、天下文明の教ありて、人心惑解け仁政行れて困窮止ば、弘めよといふ共あたはじ、其證據には唐土は聖賢の國にて、文明なれば、制禁はなけれども弘むる事あたはず、蛇のみちはへびがしるといへる諺のごとく、吉利支丹ならては吉利支丹は知らずといへり、今の寺請は何の用にも立たず、殊の外なる國々の費也、九州にてさし來るものをとらへに行たる者のいへるは、常人よりは佛寺を信じ、後世願ひと見ゆる者也、よもかれにてはあるまじと所の者共も思ひ、其身も申わけして歸らんといひて出れども、奉行所にゆきては證據ありて陳ずる事あたはずといへり、其上此吉利支丹請にて、不義無道の出家漫り、佛法の實は亡びたるといへり、斷絶の仕置くはしき事は、長々しければ略す、仁政行はるゝ時を待つのみ

十六　或問、佛法は其國西域にも、唐土にも、我邦の今の樣に繁昌なる事なし、しかるに佛法再興とは何ぞや、云、堂寺の多きと、出家の多きとを見れば、佛法出來てより已來、今の此方の樣なるはなし、佛法を以て見れば破滅の時至れり、出家も少し心あるものは、今の僧は盜賊なりといへり、眞實に佛法によりて出家したるものは、萬人に百人ならん、其次は其身かたはなるか、士農工商の一人の働きならざる者は、是非なく出家したるもの萬人に千人もあらん、其外は皆渡世の爲に姦謀をなして、婬欲肉食に飽たる事在家に勝れり、同宿諸化江湖抔とて、大寺に寄居者多くは惡人盜賊なりとい

へり、在家の者知て指しいへり、北狄來るは大飢饉にて盜賊となるものは、此數十萬人の出家ならん、今吉利支丹の寺請に貧なるものは迷惑し、貧にあらねど、少し目の明たる者はきのどくに思ひ居れり、其故は貧なるものは出家に金銀をあたへざれば、寺請に不ㇾ立事を迷惑し、目のあきたる者は、不義不作法の出家なれども、是非なく檀那とする事をきのどくにおもへり、北狄の騷ぎか、亂世の時至りなば、吉利支丹の改めする人もあるまじければ、出家をたのみ、金銀あたふるものすくなからん、愚癡(グチ)にして信じたるものも、信ぜざるもの丶多きにひかれ、且亂世の不自由なるによりて、寺の務おろそかならん、萬人に百人の眞の出家は、其時とても法力にて今日の飢はすくはるべし、千人の人たらざる出家も、人のあはれみにてかつ〳〵乞食し暮すもあるべし、餓死するもあるべし、其外は盜賊と成て亡ぶべし、堂寺は一度燒れなば、二たび建事あらじ、殘たるも狐狸の栖と成べし、出家の無道にて盛なるは亡ぶべき天命ならずや、此必然の理をしらで、いづまでもかくのごとく繁昌ならんと思へるははかなき事なり、山林は荒たり、人の信はなし、亂世の兵粮に迷惑して、公儀並に諸侯も堂寺建立の力あるべからず、吉利支丹請の益なき事に、貴賤退屈しぬれば、兵亂の紛れに寺請取人もあるまじ、今富人名聞まじりに、出家に大分の金銀をあたへ、堂寺建るも、金銀は皆盜賊にとられ、一命をも失ふべければ叶ふまじ、山林如ㇾ此あれ、川々かくのごとく淺くなりては、世の中つゞかず、出家如ㇾ此無道の奢も續くべからず、此二の爲にも大變遠からじ、亂世となりて、一二百年せば、山林もと

のごとく茂り、川々昔の如く深く成べし、其間佛法の無道の繁昌亡び、眞の道心のみありて、佛法も亦再興せんか、天これを格(タヾ)す時は、一たび兵亂を以てす、其中間一二百年いたましき事多かるべし、人道より仁政を以て格すときは、貴賤ともにさかしまにかへれるものをとくがごとくにて、悦樂中に昔にかへるなり、問、今寺請(ウケ)を止めて、天下の人の信不信に任せば、檀那寺持ざるもの大分ならん、然らば僧は飢に及びなんか、云、是故にまづ仁政を先にして餘米を以て粮なき僧を養へり、みだりにみづから出家するものを禁じ、前にいふ所の得度(トクド)の法行はれば、出家するもの千分が一ならん、三十年の間には、出家も死てすくなくなるべし、渡世の爲に是非なく出家したる者多ければ、還俗せしめて、渡世だにあらば、還俗するもの多かるべし、文字達者なるものは在々所々にて小學の役人ともなるべし、昔は佛法の精進日も一年に一度、其月日ばかりなりき、毎月忌日(キニチ)の道理なければなり、出家の作法正しく、僧になる者少き時は、在家一日の忌日にて、僧の齋米(トキマイ)足りぬべし、出家の作法壞れ、僧になるもの多かりしかば、一年一度の齋米にて不足故に、毎月精進といふ事始れり、佛法昔の樣に正しくならば、毎月忌日もやみて、佛在世の昔にかへるべし、僧少く作法正しくば、不貪して法力を以て日を送るべし、樹下石上麻衣草坐(ジユゲセキジヤウマエサウザ)の昔に返り、戒定惠(カイヂヤウエ)の三學全くば、佛法の再興にあらずや、問、王子の多き比丘比丘尼となし給はてはせらるべき樣あるまじ、攝家公家(クゲ)の庶子も同じ、是は外より押てなさでもかなふまじ如何、云、道行はるゝときは、王子諸公家の庶子男女ともに多くとも、出家に

なさてせらるべきやうあり、諸國の風俗の爲にもよかるべし、其事末の條にいへり

十七　或問、神道の再興すべき事いかゞ、云、今世間に神道といへるは、昔の社家(シャケ)の法なり、神道にはあらで神職の人の心用ひの作法なり、それを潤色して、神書とし、神道とす、日本紀を第一とすれども、漸く陰陽大極の皮膚をいへるのみ、其外の祓(ハラヒ)などは、神代上下にも及ばず、本邦の神書とすべき書は見えず、唯三種の神器のみ、此國の神書なり、上古は文字もなく書もなし、心の智仁勇を三種の象によりて示し給へり、玉の溫潤にして光明なるを仁徳にかたどれり、鏡の靈明にして、よく善惡をわかつを智の靈明に象り給ふ、劒の剛にしてよく斷制するを以て、勇の神武に象り給へり、易の八卦六十四卦の象の如し、智仁勇は天下の達徳なり、此三種の象を注解して經傳とせば、これに過たる神書あらじ、三種の注解は中庸にしくはなし、唐土の聖人、日本の神人その徳一也、其道不二なり、故に其象其書、符節を合せたるが如し、天下を知る人は神の主也、何れの時にても、天下の主たる人、智仁勇の徳を明かにして、時所位に叶ひ、人情事變に應じて、天下を治め給ふ、徳行は神道となり、其跡をしるしたる書は神書となるべし、天照皇の御代は徳治なり、今其徳治を述て、文明の國となし給はゞ、神道の再興なるべし、世間に神道といへるは、一事の神道にて全き事にあらざる事を知るべし、道は天地の神道なり、唐土の聖人の道、本邦の神人の道、皆天地の神道なり、本邦にて神といへるは、かゞみの中のかを略してかみといへり、鏡のごとく智明かなる人といふ意也、唐土にても聖人

を神聖といへり、聖人には神明の德あれば也、神は形なくして用あり、人は形ありて所作あり、神は有形の所作に及ばず、人は無形の妙用に及ばず、神と人とを兼たるものは聖人なり、問、中庸を三種の注解とせば、儒をかるにあらずや、云、唐土は四海の師國なり、四方の國より法を取て習はずといふ事なし、昔は官位衣服禮樂悉く傳來て用ひられたり、南蠻西北戎狄は文字不レ通、本邦朝鮮琉球は文字通ず、故に昔より漢字を習ひ來て、我邦の學とす、已に昔は京都に大學校あり、諸氏の學校あり、國國にも學校有たれども、戰國久しかりし間に絶たり、後世武士の弓矢神とする八幡宮の御在世には、百濟(ハクサイ)國より儒をめして學び給へり、經傳は道德の駕(ノリモノ)なり、唐土の文字をからでは、道明らかならず、佛氏は大に儒をかり佛道を弘めたり、天竺國へは文字通ぜざるだに、悉く唐土の文字理學を借たり、今は借たる事をいはず、却て聖門より出たる辭を佛語とす、況や三種の象は孔門傳授の心法なり、是を本として神道を興起せんに殘す事あるべからず、神道者は儒を借事を憚れり、故に理せばくして孤獨の小術のごとく成て、儒佛に對すべき道學なし、賢君出世し給はでは、神道の再興難かるべし

十八　或問、今賢君我邦を中興し給はゞ、儒道を用ひ給ふべきか、云、中興の主何ぞ儒佛に倚給はん、唯賢君の仁政にて、儒も佛も其中に養はるべきのみ、堯曰、允執二其中一、時にあたりてなすべき至善あり、然るに中とのたまふものは、私心なく、よる所なく、天理にしたがひて、時處位の當然を執行ふなり、問、何をか私心のよる所のといふ、云、大君諸侯の中を執る事能はざる心病あり、一つには

我を立て人の善を不㆑取、二つには下問を耻て問ことをこのまず、故に知る事せばくして人情事變をしらず、政事可にあたらずして、人民の歎きあり、苦みあり、憤りありて、天地神明を驚し造化をそこなへり、人道は造化を助るものなるに、却てさまたぐる時は、天災地妖生じ、人疾病多し、甚くしては、言路を閉ぢ、謗を戒しむ、如㆑此なれば凶亂遠からず、三つには、儒をこのみ佛を好み神をこのむ、此三つは善なれ共かたよる時は政に害あり、儒は王道の跡なりといへども、今の儒は己を是とし、彼を非とするのみ、徳を知らざれば一流の學者なり、小徳は川流のごとく、大徳の敦化に非ず、四つには、賞罰にかたより、吟味つよく罰多きは天地の生意を害す、人心安からず、好て賞するもよからず、賞其功にあたらざるものあり、必しも賞罰を好むにはあらざれども、賞罰を正しくするを治平の政とおもへるは不可なり、賞罰は不㆑得㆑已して用ふ、必とするにあらず三皇五帝は不㆑賞不㆑罰、民善をたのしみて惡をしらず、至徳至治の世なり、夏后氏は罰して賞せず、堯舜至治の代に續り、天下なべて善人なれば賞すべからず、中に勝れたるを賞せる時は、無心の民に利心を生じ、利心を導き、惡のきざしをなせばなり、萬人に一人常を亂るものあれば、刑するのみ、是禹大智にして無事を行ひ給へり、湯王は賞して罰せず、夏の末惡王出て、風俗をみだり、民不善にならへり、惡人多ければ罰擧て盡すべからず、故にたまたま善人あれば、是を賞す、惡人をすておく事知らざるがごとし、仁政を行ひ教を立る、是直を擧げ枉れるをすておきて、枉れるものを直からしむるの政なり、後世は是に中る時多し、

大道すたれて賞罰並び行はる、徳のおとろへたるなり、造化の神功を助けざる事久し、問、堯舜の時には賞罰の體を見へずや、云、似たる事あり、本邦のむかし位田職田ありしが如し、其才ある人を其位職に任ずれば、其位職に付たる祿を受、これ賞に似たれども、賞にあらず、天位を共にし、天祿を共にするなり、此位祿を受る人、恩恵とおもはず、不ㇾ悦、强て起して勞せしむるなり、又公侯卿太夫の子に生れても、愚不肖にて過を改めず、非をさとらず、民を治むべからざるものは、庶人に下して農工商の事を務しむ、是罰に似たれども罰にあらず、五には貨を好み、色を好む、貨を好むも匹夫の好むは己一人を利す、大君諸侯にして匹夫の貨を好むごとくなれば、悖て入、悖て出る亂の本なり、身を以て貨をおこすは、好む事少しきなればなり、仁君の貨を好むは大なり、富有大業をなす天下君の貨を好む事をたのしめり、これ貨を以て身をおこすなり、色を好むにも道あり、一人を愛して國を傾るものあり、十人を愛しても國に害なきものあり、一人を愛して國を傾るものは、玄宗是なり、楊貴妃を愛して楊國忠に及ぼす、故に天下を亂る、道ありといふものは、其身一人を愛して類に及さず、恩澤一人にとゞまる、貧者あれば恩澤の餘慶を以て私に施すのみ、不德の者内緣にたよりて驕る事あたはず、夫聖賢ならざれば、天下を平治する事あたはざるには非ず、貨色を好の凡心ありといへども、人民に父母たる仁心ありて、仁政を行ひ、其人を得て造化を助る時は仁君也、天職を務めて天祿を得る事久し、六には、人をえらぶ事類ひあり、類ひとは格定りたる中、數知たる中よりえらぶ事也、せば

ければ、好人有がたし、格の別數しれぬ人の中よりひろく擧ざれば、賢者能者才ある人を得がたし、賢を求る事野に於てすといへる是なり、治國平天下の本は、人を得るにありといふ事は、誰も知たる事なれども用る事稀なるは、人民に父母たる仁心すくなく、若は凡人の習にまどはれて、憤を發する勇のたらざるかなるべし、是大略なり、今時富有大業の節にあたれり、賢君の我邦を中興し給ふべき時也、事は古人の十が一にして、功は必ず十倍せん、右にいふ所の條々皆中興の事なり、猶學校の政に論ず

十九　或問、學校は文學の所なり、政といへるは何ぞや、云、學校は人道を教る所也、治國平天下は心を正しくするを本とす、是政の第一なり、其上大君諸侯を親しみ給ひ、父子のごとく心服するは、學校あるによつてなり、學校の師は、德ありて理にくらからざる人を司とす、博文達才の者、其下に附て經傳を講明す、大君老臣諸侯上士中士をひきゐて議論講習す、大君の道德に親切なる一言は、他の千言萬語よりもまさりて、諸侯諸士の心志を感動す、諸國に傳へて、衆の固有の善心を感發す、德の流行置郵して命を傳ふるよりも速也、聖賢といへども、下にある時は此益少し、諸侯にありても及がたし、故に聖人の大寶を位といへり、位は大君の位なり、聖人といへども此位を得ざれば、天下を風化する事あたはず、たとへ德賢人に及ばず、いまだ凡習を免がれずといへども、人民に父母たる仁心ありて、道德を尊信し給へば、位の德によりて右の如し、是心法內にむかひたる師を得て、大君の

心内に向ひ給へばなり、和漢共に文字を好み給ふ君ありといへども、心法内に向ひ給はざる故に此大益なし、問、學校は如ㇾ此のみか、云、是大なる事をいふなり、學校は文武を兼習はしむ、されども今の人情時勢三十四十の武士を、俄に學に入べからず、武士の子は八九歳より學に入て、其子の成易き事よりをしへ、手習ひは一日に一字づゝ習はしむ、筆道を得たる者敎るときは成易し、禮は父兄長者賓客の前に出る禮容、陪膳給仕進退左右送迎うけこたへなどの事也、十一二より經傳をよましむ、一日に一句づゝ敎ふべし、「大學之道、在ㇾ明ニ明德一、在ㇾ親ㇾ民、在ㇾ止ニ於至善一」此一章を四日にをしふ、八九歳此次は大かた此格に習ふべし、よむに苦勞になく、今少し多くよみたきと思ふほどに敎る也、八九歳の子はいまだよまざれども、傍にてよむこゑおのづから耳に入て益になるもの也、手習と文字よみと日をかへて敎べし、禮の進退は手習讀書にて倦する氣を轉ずれば、同日に敎へ、十三四歳よりは漸く禮の大なるを敎へ、太刀折紙の請取渡、使者となり、奏者と成、披露口上など代り〳〵習ふべし、弓矢鞍鐙の請取渡披露等品々あるべし、七五三五々三等客となり、陪膳と成て、かはる〳〵習ふべし、其他推て知るべし、又日をかへて音樂ををしへ、八九歳十一二歳の子には、笛篳篥笙の譜を唱へしむべし、音律よき師に付て、十人も二十人も一度に習ふなり、十二三よりは三管をわかちをしへ、絃は箏よりをしふ、八九歳の子おのづから耳に入て、後年の益になるものなり、十四五より弓馬ををしふ、弓は篠張弓の弱きより射させ、馬は木馬よりはじめ、乘下、鞍定め、手綱さばき、手綱引などをよ

く敎て後、無爲なる馬に綱付、地道をのせ、馬より落さぬやうに敎立べし、弓馬ともに道より敎ると
きは、速に成就するものなり、弓馬共に大方達者に成て後、春は遠乘を第一とす、乘下にも馬上にも
弓矢をはなつべからず、馴ざれば弓をさまり難し、夏は水邊を第一とす、川入川渡し、馬も人もおよ
ぎを習ふ也、戰陣にて是非なくよき士を失ふは馬川なり、秋は攻馬を第一とす、馬の足を極むべから
ず、逆乘すべからず、息をよく知るべし、冬は馬をよく飼べし、十一二月に鹿狩して、弓馬の達者を
習はすべし、後世の狩つめに狩よするは益なし、山より廣場へ追出し追放し、弓馬の士のかせぎに任
するなり、其外に鹿鳥のねらひあり、是は步行立のひとりわざなり、是大略也、數學は各宿々にても
學び、又日永く夜長きいとま、心懸次第、學校にても學ぶべし、十五六よりは折々講堂に出て、よみ
たる書の道理文義を聽べし、二十歲前後よりは、自分に書を見て、不通所に附紙して問べし、先へ學
びたる子あとより學ぶ子に、文字讀を敎ふべし、次第おくりにすれば、敎學共に益ありて師勞せず、
藝術は上手の師を立べし、上手ならざれば弟子すゝまず、太刀鑓鐵砲等の術、其中にあり、鐵砲は目
當の稽古ばかりして、鹿鳥を打しむべからず、鳥獸を盡しては、士の弓矢にて身を堅固にし、手足を
達者にする狩の用に害あり、八歲より三十まで如是習はすときは、士文武に達し國用軍用備はれり、
其中道德に通ずる人あり、才能秀るものあり、天下國家人なき事をうれへず、子の親々もみづから學
ばざれども、子の道藝に通ずるを見て心和し、粗理を聞て惑はず、生れ付器用にして終に不學もの

は、老學なれども早く經義に通ずるものあり、學びたる子供やがて人の親となれば、老て敎ふべし、幼年には悌順を尙び、壯にして行ひ、老後に敎へ、五十年の間には君子國となるべし、是日本の中興に非ずや、問、式は何と定むべきや、云、武士より出たる者の道を知て人情事變に達せる人を式を定る司とし、和漢の事に博學なるものをまじへ、數十箇條を記し、君及び老臣上士中士下士、近く座して議論講明し、損益の思ひ寄を述、君と司と道理を定る所を決して淸書せしむ、猶又諸國に下知して所と人情との同異を聞、賢才の者の告言を得て損益す、世の中五十年には小變し、五百年には大變す、古の式今に用ふべきことあり、用ふべからず（マヽ）事あり、式は法度に非ず、法度は數少きを善也とす、漢の高祖法三章を約して、天下大に定れり、式は委しければ、世の中無事に成て貴賤共に安し、法に背きたるものは罰あり、式に背たるものは罰なし、恥とするのみ、恥かさなれば人前なりがたし、故に罰せざれどもたつものなり、問、式の條目、古今に用ふべきありや、云、君臣に賜ふ事あれば拜して受、使者を門內まで送る、使者歸て後君所に往て忝き事を拜す、大臣士に賜（ママ）する時は受て拜す、使者を戶口まで送る、行て拜せず、もし他行の時來れば往て拜す、病を問ひ喪を弔ふは互の事也、報禮の義なし、人禮有て來る時は我も禮有て往く、禮の贈りものは返しす、志の贈りものは返しせず、我家に冠婚などの事ありて、人贈りものをする時は、又人の家に冠婚ある時贈り物す、德ある人は人に贈るに言を以てす、富るものは人を助るに財を以てす、老者は勞を用ひず、貧者は財の報せず、人無音をと

ふときは、我も亦後日無音を問べし、人來て我家になき時は、往て拜す、先の人亦家になしといへども又來るべからず、使にも及ばず、人を訪て家になき時報禮に來るべからず、後日に約して參會せんといはゞ、其意に任せて可なり、禮は三度を極とす、一度を禮辭といふ、二度を固辭といふ、三度を修辭といふ、主人客を禮す、客着べき座なれ共、一度は辭す、是禮なり、主人又禮するときは客辭せずして座につく、客重て辭するを固辭とす、主人强て禮す、客辭すべからず、故ありて三度する時は修辭也、主人强ずして客の下につく、着すべき座を修辭するは禮に非ず、主人を病ましむといふ、人の賜を辭し、官祿を辭するも同じ、受まじき義あれば修辭す、受べきものなれば修辭せず、他はおして知るべし、式定る時は、逐一條數あり、鎌倉の時代の大名の家には、鎌倉の式を用ひて記せるあり、其中に今も用ふべき事あらん、諸侯三番にして三年に一度參府あり、農業の時を除て遠近の定めあり、道中時を同じうせず、路をいそがず、在國のときは一年に一度の使者を以て、太刀馬代を献ず、正月中に府に到る、寒國は二月中、或は三月はじめに國を出、道中日數の積りあり、五畿内の諸侯の使者なれば、鎌倉まで十一二日に到る、或は水出る歟、病氣かにて遲きはくるしからず、日數よりはやく着事を禁ず、道中難所多きは、是より日數延るなり、遠近推て知るべし、式定る時は、逐一くはしく記さるゝ也、凡使者一日に九里十里十一里、或は七八里なり、飛脚は十二三四五里也、三十六町を一里にしての積りなり、使者は一年に一度の外來る事を禁ず、故あれば執政所より指南あり、故な

くして使者の到るは、禮にあらずとし諂へりとす、飛脚も大身は一月に一度、中は二月に一度、小は三月五月に一度、鎌倉の安否を問ひ、國中の有事無事を告、飛脚狀は執政所に至らず、旗本の內しるべ〳〵に到るなり、使者飛脚每に遲きをゆるして、はやきを戒めざれば、次第に早くなりて、亂世の凶を告るがごとし、定の外を戒めざれば、次第にしげくなるものなり、ます〳〵しげく、次第にはやき時は、諸國困窮す、或は病氣に成、或は夭死するものあり、いにしへは貴賤色を以て分つ、高直下直を以て別たず、貴くして貧なる人あり、賤くして富るものあり、家屋諸道具、幷に衣服富るもの美なり、色は玄衣は士已上の朝服なり、故に庶人幷に步行、若黨は着せず、今なれば中小姓已上着すべし、白衣は官位ある人着す、烏帽子直垂袴の禮服にかへらば、下襲の美惡に心あらじ、易簡にして禮備はるべし、內外ともちひさ刀一腰にて足れり、事ある時は其上に太刀を帶す、今の鐺なき脇指は、庶人幷に步行若黨小者まて指したるものなり、事あるときは庶人步行若黨は今の刀をさせり、小者は脇指ばかり也、禮備はる時は道具も多からず、儉約をいはずして易簡也、式の本意は世の中無事にして、貴賤やすく代々長久ならん事を欲するなり

二十 或問、心から佛道に歸して、戒定慧の三學を修行する者をのみ出家をゆるさば、王子幷に諸公家の息、心から發心するはまれならん、いかにし給はんや、云、王子諸公家男女ともに、出家し給はても、道行はるゝ時は、すべきやうあり、いまだすくなしとせんか、いつのころにや有けん、亂世に

て禁中公家領貢を納る事なかりしかば、緣を尋て田舍に居る人多かりき、其公家の中に願はれし人ありときく、天下を一統して將軍とならん人、道學を好まれよかし、京に昔の學校を興し、國々にも古の如く學校あらば、師になすべき人稀ならん、足利にかたばかり殘たる學校にさへ、師なければ出家に預け置たり、人倫の學校を出家に預け置べきやうなき事也、諸國に師を多くせんには京の學校に天子より諸公家の子、生れながら官位の沙汰なく、たゞ人と同じく皆學校に入れ、文學音樂を習はしめ、樂人の子、社家の子は王子公家の陪膳給仕の爲に入て、公儀より入用をあたへ、講習の時は同座して、共に學び音樂を學ぶべし、其中に仁德おはします王子を位に即け奉り、諸公家の才智あるものを、其家を嗣しめ、文學音樂に達せるを、國々へ遣はすべし、王子は攝家清花の子に准へ、攝家は羽林の子に准へ、官位を卑くし、其國の客とせん、大國は二千石、中は千五百石、其次は千石、小は五百石、高一萬石の上下はより合て師を招くべき歟、十萬石已上の學校に付もあるべし、樂人社家の子、音樂文學ある者助となりて行べし、大國は五六人、中は四五人、小は二三人、別に領あるべし、皇女幷諸公家の女子、たがひに此國客に嫁せん、一代を限り、其子よりは其國のたゞ人となり、在々小學の師ともなり、才器あるは、國用をもつとむべし、國學へは、京より新につかはさるべし、如此ならば國風ゆるやかに成て賤しからじ、國守は猶以て正しき禮樂を得て惡に習ふべからず、いよ〳〵すぐれたらんは、公方の師とし、客としてめさるべし、是を國師といはん、出家を國師とするは、是も足利の師

のごとく誤れり、武士は公儀の爲には皆臣なれば、禮儀にして對話なりがたし、公家は公儀の客のことなれば、學才ある人を師とし、音律に達せるを樂友とし給はゞ、よき事多かるべし、諸侯も其國にては君なれば、一國皆臣なり、是も學校の師に公家の息、客として來らば、友ありてよかるべしと、此人の言理に中れり、扨又伊勢と賀茂には齋宮あるべき事なれども、戰國の間に絶て、其後は取立る事なし、武家一統の時、領はいかほど入べきと尋ねられしに、三萬石なくては足がたしといへり、禁中の御領だに三萬石許なり、齋宮に左はなりがたしとて止たりといへり、柱に膠したるたとへのごとし、公家の人情事變をしらざる事、毎度かくのごとし、昔は常にして成よかりし時の事も、今は常になき事なれば、取立るに成てはむづかし、今の三萬石の貢は、王代の時の、五畿内和泉か河内一國の貢に當るべし、王代には畿内五ヶ國にて天下の用足れり、齋宮ばかりに一國の貢を盡しては、天下の萬事いかで調ふべきや、昔の三萬石の貢は、今の三千石なり、それも王代に皇女を立給ひし時の事也、今は高三千石にて事足るべし、中を取て貢千五百石也、武士にすれば、靑侍二十人、力者二十人、馬五疋、中間十人、表向五十人許も扶持す、内所に女十人も十五人もあり、父母妻子を養ひ、公儀をつとむ、齋宮には如此人馬入らず、女房上中下三人づゝ、年よりたる侍二三人、下男四五人にては事足るべし、外に樂人の女子七八人、三管に打ものゝ役者ありて、樂して遊び給ひ、神明をすゞしめ給はんより外の事なし、官女三人は公家の子にて、箏琵琶和琴同絃し給はん、外に老女の文學歌學ある人有て、

和漢の事をも聞、道理をも知り給ふべし、高三千石、貢千五百石にて事足るやうにせよとの一言にて、再興は易かるべし、伊勢は本邦の太祖、賀茂は始祖にておはしませば、一たびおこりたる齋宮の廢るべきやうなき道理なり

廿一　或問、前に承る富有大業は、古今有がたき仁政なれども、餘りに大きなる事なれば、急に成がたからんか、今其まゝにて成やすく、世間もくつろぎ、北狄の手當十分ならずとも、成べき事あらんか、云、近年豐年にて大身小身士民共に至極困窮せり、民も今豐年の時、米高直ならでは用不ㇾ達、凶年には賣るべき米なければ、高直にても益なし、大名家中共にしかり、たとへば中の國、至極の凶年にはあらで、中より下の年なれば、大坂へ上する賣米三萬石あり、近年豐年にて五萬石ならば、凶年の積りに三萬石上せて、二萬石粟にて積置、北狄の手當さては後來凶年飢饉の備とせん、諸國これに應ずべし、しからば一石五拾錢目にはなるべきか、それより高直成事もあらんか、今は壹石五拾錢目中分なり、さありては武士も下々も難義なるべからず、しかれども近年のごとく、米を急にうらで不ㇾ叶勢ひなれば、右の積り益なき事ならん、米を錢の直段のごとく、一石五拾錢目に定め、米にてなりとも、銀にて成とも、さりきらひなく、少しの賣買はいふに及ばず、借銀の利上呉服所の代物までも、米にて遣し度ものはつけ上せるやうならば、手支あるまじ、暫く貴賤ともくつろぎの間は、借銀すます事を相延し、かし主へは家内の用ほど、諸大名より米を差上せば、米壹萬石借銀の利息の爲に銀に賣る

かたは、漸く千石にて足べし、九千石を五拾錢目の米にして遣はゞ、今のごとく江戸詰にても用は足るべきか、又江戸大坂にて米の直段五拾錢目六拾錢目の間に定り、六拾壹錢目に上りなば、五拾九錢目に買下げ、四拾九錢目に下りなば、五拾壹錢目に買上げ、其間拾錢目は米屋の利倍たるべし、御藏と諸大名の藏をめぐりて、買上げ買下げせばつかへ有まじきか、かやうの事にはつかへ有ものなれども、其時にあたりてつかへを解事やすし、五拾錢目の餘は浪人と一日過（スギ）の者のために、少し高過たるやうなれども、武士競ひぬれば、親類知音合力も成やすし、一日過も武士と民とよければ、工商もよし、雇もの多ければ、これも少し高直なるは却てよし、所帯にても違ひあるべし、六拾錢目餘は高直過て飢者あり、右の蓄へ米改にては、凶年とても六拾錢目の餘へは出べからず、此まゝにて食つめに困窮し、變を待んよりはまさるべき歟、しかれども其分にては浪人遊民等の無告の者も在附ず、士農工商の借金もすまず、北狄の備も全からず、大なる仁政にはあらず

廿二　或問、前にいへる富有大業、其外の數ヶ條は、豐年の時に行て凶年の備となすべき事なり、とかくするほどに、今年にも四時不順にて五穀の取實すくなくば、本より諸國米すくなけれども、勢にて多きやうなりし所あらはれて、米俄に高直に成なば、又々飢饉すべきか、諸浪人も十年已前には一倍も多かるべし、諸人困窮の上なれば、いかなる變かあらん心もとなし、如レ此時も世の中くつろぐべき政あらんや、云、凶年至りては富有大業の仁政もなしがたし、變をすくはん事もむづかし、近年豐

年にて米下直なりし事、五六年もあらん、此間にすたりたる米金を積りて見れば、高拾萬石の諸侯、中分の領地にして五つ物成なれば、現米五萬石なり、一年のすたり

一　銀千貫目　主人藏入家中共之損、一　同貳千貫目　在中之損、一　同五百貫目　城下町中之損

合三千五百貫目のすたりなり、五年に壹萬七千五百貫目の損なり

拾萬石已上の大名物成よき所は、いよ〳〵すたり夥し、公儀の御藏入は猶以ての事也、小身といへども其分に應じての損あり、五年に五百兩の損あり、知行百石取も、四つ物成にして一年のすたり金拾兩なり、千石取は百兩の損なり、諸大名諸家中旗本ともに大につまりたるもことわりなり、在町の損も同前也、諸浪人遊民の歎き、言語に述がたし、時に造化を助る政あれば、右の損すたれずして諸人の有となるべきものなるに、時務を申人なき故に、すたりて天下の困窮となれり、問、右の如くなれば、諸國の損益夥し、算にもかゝらぬほどの金銀なるべし、諸國に左樣に金銀は有べからず、云、日本國中の借金高は有金の百倍にも過ぬべし、故に損益共に如レ此大なり、問、凶年にて行ひ難しといひて、居ながら變を待んよりは、變に通ずる政あるべき歟、云、是も諸大名在國にて米遣ひと成、米を錢の直段のごとく定て、金銀米払りきらひなく取遣りし、前に論ずるごとく、借金を延し、酒屋を止、江戶人ずくなに成て、いそぐ事なくば、米船の往來もすくなく、彼是に付、米のすたり少きやうにせば、少しは補ひには成べきか、其時の變、計がたければ、かねて言がたし、米の直段の定もなし、凶

年に赴きなば、世間の勢違ひて、五拾錢目を中分といひしも、五拾五錢目を中分とせでは成ざる事有べし、いつとても八九月より政あらば、饑をすくふ事もなるべけれども、兎角する間に冬も半に成なば、たとひ上に御心付給ふとも、行ひがたかるべし、況や凶年つゞき、米七八拾錢目にも上りなば、先年の八九拾錢目の時とは違ひて、心もとなき勢ひなり、返す〲も近年の豐年は惜き事也、五六年の間の、三拾錢目餘四拾錢目までの米を、五拾錢目六拾錢目の間に定て、餘を積置給はゞ、たとひ凶年三五年つゞくとも、七八拾錢目の高直には上るべからず、是補を貯へ不足を補ふの人才にして、造化を助る道なり、前々も時務の行はるべき節、度々むなしかりし故に、旗本も大名も、家中も、百姓も、町人も、如ㇾ此惣づまりに成て、浪人出家其外の遊民もかくのごとく多くは成たり、漢唐宋明の代、三代のやうに聖賢の君もなかりしかども、三百年四百年つゞきたるは、宰相の職を置て、天下の賢才を用ひ、時務を行ひて當然の式ありし故也、宰相は本才の人なり、本才は天下第一の才なれども、徳なければ、用をなさず、徳は必しも聖賢神徳ならざれども、諫をいれ忠言をよろこぶを、宰相の徳とするものなり

大學或問下冊畢

天明第八歲次戊申十一月

凌霄閣藏板

江戸本石町十軒店
山崎金兵衛
京都二條通柳馬場
林伊兵衛
大阪佐野屋橋通博勞町
小川新兵衛
同心齋橋通北久太郎町
山口又一
同同通南久寳寺町
泉本八兵衛

發行書肆

孟子井田辨

毛利貞齋著

孟子井田辨

毛利貞齋著

一井は九百畝なり、中を公田とす、八面を八家の農夫、各々受て耕して食ふ、此を私田と名くる也、一夫の受るところ百畝也、畝は何程ぞと云時、六尺を一歩と云、歩百を一畝と云、然れば一畝は方六丈なり、六尺を一間として、六丈四方は十間四方也、百畝は六十丈四方也、即ち百間四方也 是を町に積れば、五十間を一町として二町四方也、是を田地につもれば、日本にては五十間を田一町とす、然れば百畝の田は日本の田地四町也、是れ一夫の民の受る處也、備九百

一井

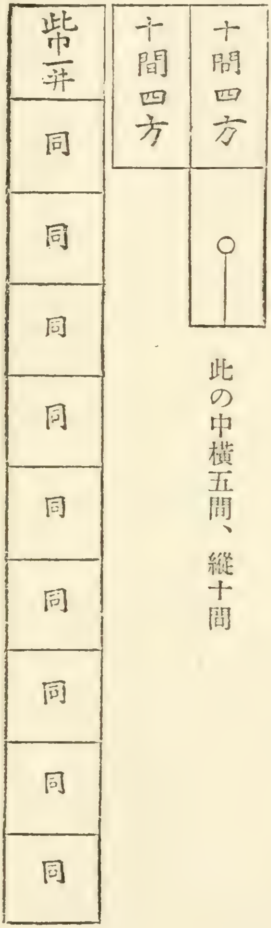
私田百畝	私田百畝	私田百畝
私田百畝	公田	私田百畝
私田百畝	私田百畝	私田百畝

畝を井とす、日本の町につもれば六町四方也、即ち唐の一里四方なり、歩を數れば三百歩四方也、歩は六尺づゝ、三百は三六の百八十丈也、さて百八十丈を町に積て見れば、六尺は一間、六丈が十間、六十丈が百間也、しかれば百八十丈は三百間也、是を町に積れば六町也、（五十間ヲ一町トシテノツモリナリ）禮部韻の里の字の註には、三百六十歩を一里とすとあり、此は五尺を以て一步とす、さあれば是も長さは百八十丈也、今の三百歩を一里とすると違はなし、扨一井は九百畝、而の八百畝は八家の民の私田也、中の百畝は

公方の田なり、此の公田の內を、私田を耕作する民が、一人宛に二畝半づゝ取て、是を廬舍韻會魚韵ニ、廬ハ凌如切、說文ニ、廬ハ寄也、秋冬ハ去リ、春夏ハ居ズ云云、又祖屋ノ總名、漢志ニ、在レ野曰レ廬、田中ノ屋也 即耕作の間は、此の所に居て耕耘する也、二畝半づゝ八人して屋敷にとれば、二八の十六畝、五八四畝、合て二十畝、公田の中を取て、是に居て廻に桑麻を種、屋宅を構、殘る公田の地八十畝を、面の私田百畝づゝ受たる八人の民共が、一人して十畝づゝ作て、公方へ上るなり、是所謂助法なり、公田を助作ると云義也、さて又八人の民が平生の住處は、邑に二畝半の宅を作て居るなり、此を里と名く、里は聚居也と註して、人一所に聚り居ると云義也、里の宅は田地耕作業を遂終してから、農隙の時安閑の居所なり、前に云公田の中の二畝半と、邑の宅二畝半と合て、二箇處は所謂五畝の宅也、是の二箇所の廻に、桑麻などを種る也

二畝半之圖

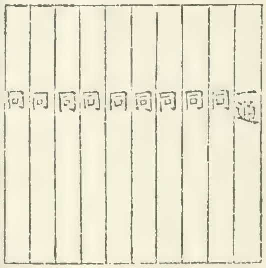
通之圖



方一里を一井とす、井十を爲レ通、右通の地に民數八十夫、田數公田共に九千畝あり、通の地長さ十

里横一里也、是を日本の町につもれば、長さ六十町、横六町也

通十爲成成之圖



長さ十里横十里、是を成と云、日本の町につもれば、六十町四方なり、此中の民數八百夫也、畝の數公田共九萬畝也、井の數百井也

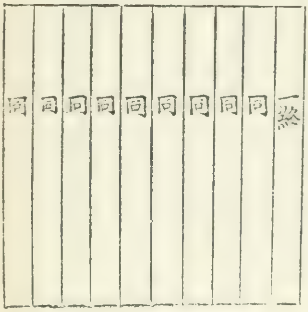
成十を爲レ終、長さ百里横十里、此を終と云

日本の町につもれば六百町長サノツモリ也横六十町也、此の終中の民數八千夫なり、畝の數公私の田合て九十萬、畝にして即一千井也

終之圖



終十爲同同之圖



同は長百里横百里、是即方百里也、日本の町に積ば、六百町四方也、日本の里につもれば、五十町を一里にして十二里四方也、さて此方百里の中の田を受る民數八萬夫、畝數九百萬畝にして即ち一萬井也、是卿太夫の采邑の地にして、韻會上聲題ノ即ニ云、内ニ官食地一、故曰ニ采地一 此の内から車百乘出す也、さて車を出すに法あり、井田四つを名て邑と云、邑は井四なれば、一邑の民の家數をつもれば、一井に八人づゝなる程に

四八二十二人也、邑四を丘と云、丘は十六井也、丘の家數百二十八家也、是より戎馬一匹、牛三頭、人數十八人を出す、丘四を名けて甸と云、甸は六十四井也、其の家數五百十二家也、さて一丘から馬一匹、牛三頭、人數十八人づゝ出すなれば、四丘を甸とするに依て、甸からは馬合せて四つ、牛合せて十二、人數合せて七十二人出す也、車一輛に駕する馬四匹、謂二之四馬車一也、牛には士卒の粮米などを馱る也、又甲士三人出す、是甸の地へ何と割ぞと考れば、車一と甲士三人合せて、四つを一づゝ四丘から出すが、此の義未二詳辨一者也、已上つもれば、甸の地方から士卒甲士七十五人、車一乘に馬匹疋、牛十二づゝ出す也、さて此の甸地の田數を計れば、畝の數五萬七千六百畝にして、井の數六十四井也、六十四井から車一乘を出す、然れば六百四十井から車十乘、六千四百井から百乘出る也、此方百里より出る也、さて方百里は田地の數九百萬畝にして、井につもれば一萬井也、然らば六千四百井から、車百輛出ると云は、何としたゝと云時、方百里は一萬井、家數八萬也、然れども此內三千六百井、其の家數二萬八千八百軒也、是は山川溝などの邊の地の人數は役義を許免す、是に依て六千四百井から、車百乘、馬四百疋、牛千二百頭、人數七千五百人出す也、是即方百里の國也、馬牛人數を出すこと、後

封之圖

方百里 一同
同上
同上
同上
同上
同上
同上
同上
同上
同上

亦效二此矣、同は方百里の地の名也、同十爲ノ封、封は長さ千里、横百里、封は千萬畝にして十萬井也、民夫の數八萬夫也、是を千乘の國と云て諸侯ノ國也、車千乘を出す也、長さ千里、横

百里也、是を四角にすれば、三百十六里三十四間八寸四方の國也、日本の町につもれば千八百九十六町三十四間八寸也、是を日本の里につもれば、五十町一里にして、三十七里四十六町三十四間八寸四方也、是が諸侯の國也、此より車千乘を出す也、孟子梁惠王上篇、朱子の註に、方百里から車千乘を出すと云は誤ならん、千乘の出る地方は、三百十六里三十四間八寸四方也

封百をし四て角之に圖

方百里	方百里	方百里
方百里	方百里	方百里
方百里	方百里	方百里

[illegible]

此積三百十六里三十四間八寸四方

右の一封の國は、長さ千里、横百里也、今四角になをして、圖之、是即諸侯の國にして、車千乘、馬四千疋、牛一萬二千頭、人數士卒共に七萬五千出也、さて是始の圖を四角になをしたれば、三百十六里三十四間八寸四方也、此中の井田十萬井民數八十萬夫也、其の中役をする家數は五十一萬二千軒也、其の井田の數六萬四千井、殘て井田三萬六千井、此の家數二十八萬八千軒は、右の方百里の解に云たる如くに、山川淵害の地にして、役義を除かるゝ也

封畿十を之爲圖畿

封	同	同	同	同	同	同	同	同	同

長さ千里、横千里、是即方千里也、日本の町に積れば、六千町四方也、日本の里に積れば、百二十里四方也、是天子の國也、萬乘の車此の地より出す、所謂萬乘の國是也、さて此の内の井田の數百

萬井にして民夫の數八百萬夫也、扱役を勤る井數六十四萬井、其家數五百十二萬家よりして、車萬乘、馬四萬疋、牛十二萬頭、人數士卒共に七十五萬人を出す也、殘て井數三十六萬井也、其家數二百八十八萬、家は山川淵鹵の邊にして、役義を除るゝ也、除役自㆓方百里㆒以上、至㆓天子之國㆒皆一也（井田辨釋畢）

一里邑の、二畝半づゝ屋敷に取る地を考れば、方百里の數は八萬夫也、一夫に二畝半づゝなれば、八萬夫には、屋敷の地二十萬畝也、其地之圖



長一萬間、横二千間也、日本の町に積れば、長二百町、横四十町也、是が民の里邑の廣にして、一人して二畝半宛取屋敷也、是卽方百里の民の屋敷、廬舍の二畝半は公田の內也

諸侯國の民夫私居二畝半屋敷圖



長さ二萬間、横一萬間、是民夫八十萬夫の屋敷也、但し一人して二畝半づゝ也、是を日本の里に積れば、長さ八里、横四里也

孟子井田辨終

恆產記

山中某氏著

恒産記後序

恒産記者、勢陽山中先生所著也、其爲書也、審漢古所制井地、合翁本朝高坪間尺、因地隨事、微有改變、記其大較、未異本田、恰擬朗詠一律協調於夫桑、言其理、則雖巨細曲地縱横、田緣未毀、洪基誠準、職原同道、運用於和漢、彼此昭合、而政體殆備也、所謂仁政、自經界始、經界不正、井地不均、穀祿不平、是先生意趣也、嗚呼、余謂、此書不惟有功於讀諸史百家書者、亦可護諍畔人意根、儻苟粘此書、方長一圖而失其理、則抑亦於聖賢辨物明釐之一事昧耳、初機識之、寛文甲辰初秋日、濃州一鼎子、謾於其後、書於加太金剛山房

恒産記

山中某氏著

孟子曰、無恒産因無恒心ト云ヘリ、恒産トハ産業トテ常ノスギヤイヲ云フ、恒心トハ常ニ固有スル善心ヲ云フ、和漢共ニ民ニ常ノスギヤイガナケレバ、困窮シテ飢寒ニ苦ルシミ、恒ノ心モ變ジテ僻事ヲ

ニシ、盗賊ヲモスル也、貧苦飢寒ニ及ベドモ、恒ノ善心ヲ變ゼヌ者ハ、道ヲ學デ義理ヲワキマヘル者ナラデハ守ル事ナラズ、多クハ恒ノ產ガナケレバ恒ノ心ヲ變ズル也、此故ニ仁君位ニ有テ仁政ヲ行ヘバ、民邪僻ナク、盗賊欺詐離叛不忠不孝ノ惡ヲナサズ、彼ノ仁政ノ本ト云フハ、井田ヲ正フシテ年貢ヲヨキ程ニ取テ君タル人ノ爲ニシ、亦民モ其餘リニテ父母妻子ヲハゴクミ乏シカラヌ樣ニシテ、扨其後ニ暇ノ日、人倫ノ道、父子君臣夫婦兄弟朋友ノ五典ヲ敎テ孝悌忠信ヲ知スレバ、君ニハ忠ヲ勵ミ、父ニハ孝ヲナスベキ事ヲノミ思フナリ、先ヅ田地ノ經界不ㇾ正バ、恒ノ產ナフシテ軍役ヲ勤ベキ嗜モナク、武勇ノ心ガケモナク、父兄ニツカヘン事モ思ハズ、妻子ヲハゴクムベキ便モナク、眼前ニ飢ヘコヾヘ死亡ニ及ブ程ニ、孝悌忠信ヲ行フベキ所マデモナク、恒ノ本心モカハリ、後ニアラハレ死罪ニ行ハルヽヲモカヘリミズ、或ハ僞リタクミ或ハ盗ヲシ、或ハ人ヲ殺スナリ、是ヲ止ントテ刑罰スレバ、人愼ヲ含デ終ニ亂世ノ本トナル也、然バ仁政ノ本ハ井田ニアリ、周ノ代ニハ田地ノ經界正シクシテ、九百畝ヲ一井トシ、井十ヲ通トシ、十通ヲ成トシ、十成ヲ終トシ、十終ヲ同トシ、十同ヲ封トシ十封ヲ畿トスルニ及ブマデ、皆均ク分々ノ生業ヲ勤メ、春ハ耕シ、夏ハ耘リ、秋ハ收メ、三時ニハ民ヲ不ㇾ使、農業ノ時ヲ奪ヒ妨ゲズ、冬ノ農隙ヲ使フゾ、サテ一國ノ內ヲ國中ト郊外ヲ分チ、國中ノ十六分ニハ貢法ヲ行ヒ、一夫一婦ニ百畝ヲアタヘ、其年ノ熟不熟ニ應ジ、百畝ノ內ヨリ十畝ノ年貢ヲトリ、國家ノ諸用トシ、郊外八十四分ハ助法ヲ行ヒ、九百畝ヲ一井トシ、八面ノ八百畝ヲ八夫ノ私田トシ、眞中ノ百畝ハ公田ト定テ

一井九百畝ヲ八夫トシテ互ニ合力シテ耕作シ、サテ秋收ル時ニ、公田百畝ノ內ヲ八夫ノ廬舍二十畝ヲ引殘テ八十畝也、公私トモニ八百八十畝トシテ出來タル穀ヲ割リ、公田八十畝ノ分ヲ年貢ニ取ル程ニ、十一分ノ稅トシテ諸侯太夫ノ祿ニスル也、如ㇾ此一國ニ二法ヲ用ル、皆周徹法ト云フ故、天下ニ困窮飢寒ノ者ナケレバ、盜賊邪僻ノ者ナカリシナリ、魯ノ宣公ノ時ニ公田ヲ定メテ、ソレヲ取テ又アトノ私田ニ十分一ヲ取シ程ニ、十分ノ內ヲ二分取ル事ヲ始メラレ、是サヘ大キニ禮ニソムキタル事ナルニ、秦ノ孝王ノ宰相ニ商鞅ト云フ者アリ、此商鞅ニ至テ猶々濫リニナリ、次第ニ聖法ヲ亡失セリ、暴君汚吏ハ稅ヲ重ク取ルヿヲ專ラトスル故ニ、民恒ノ產ナキ故ニ、困窮ニ沈ミ恒ノ心ヲ變ジテ邪僻ヲシ、刑罰ヤムヿナキハ網ヲ張テ禽獸ヲ取テ殺ガ如シ、此ノ故ニ仁君ハ其ノ本ニ反テ井田ノ經界ヲ正シテ、民ニ恒ノ產ヲ敎ル事ヲ尊ブ也、不ㇾ飢不ㇾ寒シテ不ㇾ敎ハ亦禽獸ノ心ニヒトシキ程ニ、暇ノ日ニハ孝悌忠信ノ道ヲ敎フル也、論語ニ云、君子ハ務ㇾ本、本立而道生、孝弟也者其爲ㇾ仁之本歟、然レバ國ヲ治ル根本ナルホドニ民ノ事ヲバユルカセニスベカラズ、經界ヲ正フシテ農業ヲ敎ヘ、年貢ヲ取リ過ヌヤウニ道理ニ叶フベシ、聖人ノ古法ニナツテ必ズ古法ノ如ク行ントシテハ成シ難ク又害アルベシ、夏殷周ノ三代ノ制法ダニモ同ジカラズ、是時代ニヨルユヘナリ、又國々風土ニヨリテ易ル事有ベシ、唯聖賢ノ心ヲ取得テ時俗ノ宜シキニ叶フ法ヲ工夫有ベキ事ナリ、今私ニ日本ノ法ニ比べ考ヘ見ントスルニ、上古ノ格式等ノ制法其正ヲ知ラズ、間モ町モ田品檢地ノ法、高盛ノ乘法モ或ハ國々ノ古例或ハ時代ニヨリ、改制マチ

マチナリ、尤混雜ノ内ニ正理モ有ベケレ圧、ソレヲ辨得スベキ便モ無ケレバ、强テ邪正ヲ正スベキモナシ、唯農夫、番匠、驛童等ノ諺ヲ便トシ、道法ハ一間ヲ六尺三寸トシ、一町ヲ六十間、一里ハ三十六町ヲ以テ積リ、田地ハ一歩ヲ（縱横）六尺五寸トシタゾ、抑文祿年中ニ秀吉公ノ命ニテ諸國撿地アリタルトナリ、ソレハ六尺三寸トヤラン云者アリツレ圧、信用シ難シ、其上道法トマギル、ホドニ、其儘六尺五寸ヲ一歩トシタゾ、一畝ハ三十歩、（五間六間）一段ハ十畝、（則三百歩五間六十間）一町ハ十段、（則三千歩、五十間、六十間）高盛ノ乘法ハ田地ノ上中下ニテ、是モ甲乙アルベケレ圧、押平考へ易キニ從テ、一歩ニ三合三勺余、十歩ニ三升三合三勺余、一畝ニ一斗、一段ニ一石、一町ニ十石トシテツモリタルナリ、町間ト田地ト高盛ト三ツヲ取合タルニ、若違隔アラバ乘除ノアヤマリ、位ノ不レ勘ニテヤ有ルマジ、通ト縱ト封トノ三ツノ圖ハ里數ヲ以テ粗方ニセシ事、大方ノシカタヲモ不レ辨圧、殘ル圖ハ安キニ從ヒテ方ニシ、通縱封ハ難ケレバトテ、異ヤウナルモ心懸ナル故ニ、圖ヲ方ニセシナリ、毫釐ノタガヒ有事ハ知リヌ、是ノミナラズ和漢ノ制法イカントシテ考へ得ベキヤ、言フニモ不レ足

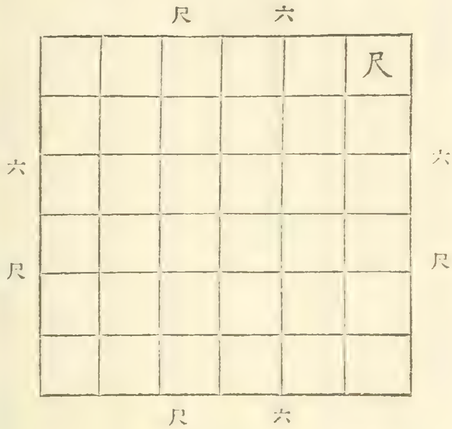
夏ノ代ニハ洪水ノミニテ纔ニ初テ平カナリシ程ニ、耕作スベキ田地ガスクナカツタ程ニ、一夫ニ田五畝ヲ與ヘテ別ニ公田トテモナク、其内カラ五畝ノ入トテ十分一取ツタゾ、末世ニ至テ貢法ヲ用テ數年ノ熟不熟ヲ考テ、日本ノ常免ト云フ如ク極メ置テ取ツタ程ニ、豐年ニハ民モヨケレ圧、凶年ニハ作リ出シタル分ニテハ不足スレドモ、彼ノ常免ホドハ取程ニ迷惑シテ、稱貸シ而シテ益レ之トテ、借調へ出ス程ニ

ソレニ利ガツキ困窮ニ及ビ、父母妻子ヲ養フ事モナラヌゾ、此故ニ龍子曰、治レ地莫レ善ニ於助一、莫レ不レ善ニ於貢一」ト云フタゾ、大聖タル禹ノ制法ガ悪イデハ無ケレ𪜈、其時ハ洪水ノミニシテ田地ガ少ナカツタ故ニ、配當モ少ク取ル處モ強カツタゾ、夫レヲ後世田地モ多キ時代ニ其法ニ事ヨセ、民ニ強ク取ベキ便リニ用ルゾ、貢ハ袁氏明善曰、上送ニ于官一之名、又云、貢者獻也、税也、賜也、」日本ニ年貢ト云フ、同心也」殷ノ代ニ至テハ田地ヤウヤク廣クナリテモ、始テ井田ノ制法定テ、六百三十畝ヲ以テ一井トシテ區トシテ九區トテ九ニ分テ、其眞中七十畝ヲ公田トシテ、殘ル五百六十畝ヲ七十畝ツヾ八夫ニ與ヘテ、公田ハ八夫ノ力ヲ借リテ助ケ耕シ、公田ニ出來タ穀ヲ有次第出サセタゾ、是ヲ助法ト云フ、助ハ借也ト云ハ此心ナリ、七十畝ノ中ニテ廬舍ニ十四畝引ケバ、殘テ實ノ公田ハ五十六畝ナリ、是ヲ八夫ガ分テ作レバ一夫七畝ヅヽゾ、私田共ニ七十七畝也、此中ヨリ七畝ノ穀ヲ出ス程ニ、十一分ノ税ニ當ルナリ

周ノ代ニ至テハ田地多クナツタニヨツテ、一夫ニ百畝ヅヽ與テ、一井ヲ九百畝トシタゾ、サテ一國ヲ百分ニワケテ、王城へ近イ郷遂十六分ハ國中トシテ貢法ヲ用ヒ、是ハ運送モ近ク地モコヘ易キ故ニ、年貢ヲ重クシタゾ、又城地ニ遠イ都鄙八十四分ハ郊外トシテ助法ヲ用ヒタゾ、是ハ運送モ遠ク地モ悪キ故ゾ、扨貢助ノ二法ヲ借用タレ𪜈、夏殷ノ仕形トハ異ナルゾ、奥ニ委細ニアレ𪜈、爰ニモアラマシヲ云フ、先ヅ周ノ代ニ用フル貢法ハ一夫ニ百畝ヲ與ヘテ、一井九百畝ニ九夫ヲ置テ、公田ナク、毎年撿見者ヲ廻シテ其年ノ善悪ニシタガヒテ、十分ノ内ヨリ一分ノ年貢ヲ出サセタゾ、野外ヨリ年貢ガ重

イゾ、然レ圧夏ノ代ニ、一夫ノ受田ソヅカ五十畝ノ内ヨリ五畝ノ税ヲ出サセタヨリハ輕イゾ、又助法ト云ハ一夫ニ百畝ヲ與ヘ、一井九百畝ニ八夫ヲ置テ、眞中百畝ヲ公田トス、此内ニ二十畝ノ廬舍カアル故ニ、實ノ公田ハ八十畝ナリ、公田私田トモニ八夫トシテ、耕作シテ秋ニナツテ穀熟シテカラ、公私ノ八百八十畝ヲ以テ計テ、公田八十畝ノ分ハ公儀ヘ上ゲ、殘ル分ヲ八夫ガ八ツニ分テ取ルゾ、公田トテ初ヨリ田ヲ別ニセズ、私田ニ彼是ト云フモナイ、是ガ周ノ助法ト云フ、殷ノ助法ニ似タレ圧、殷ノ助法ハ一夫ノ私田七十畝、七十畝ハ面々ニ初ヨリ分テ置テ耕作シ、公田七十畝ノ内十四畝ノ廬舍ヲ引ケバ五十六畝ゾ、是ヲ八夫トシテ助作スルゾ、一夫ニ七畝ヅヽゾ、公私合テ一夫ガ七十七畝ニ當ル、此内ヨリ七畝ノ穀ヲ出スホドニ、十一分ノ税ハ同ジ事ナレ圧、一夫ノ受田ガ夏ノ代ヨリ多ク、公田私田共ニ八夫一ツニ耕作スルガ違フゾ、兎角八夫ハ何事モ合力シ睦シクシタゾ、周ノ法ヲ徹ト云フゾ、徹

一歩圖



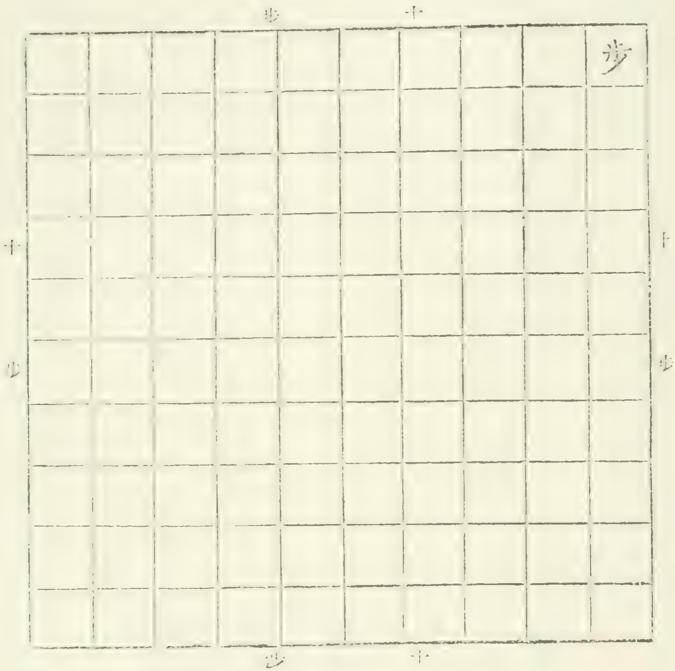
○方六尺、則一尺四方ノ物三十六ナリ

○司馬法云、六尺爲レ歩、歩百爲レ畝、縱横皆六尺、積三十六尺

○皇侃疏云、凡人一擧レ足曰レ跬（アト）、三尺也、兩擧足曰レ歩、則六尺也

日本ノ法ニシテ三尺八寸四分ニ當ル、周ノ一尺則日本ノ六寸四分

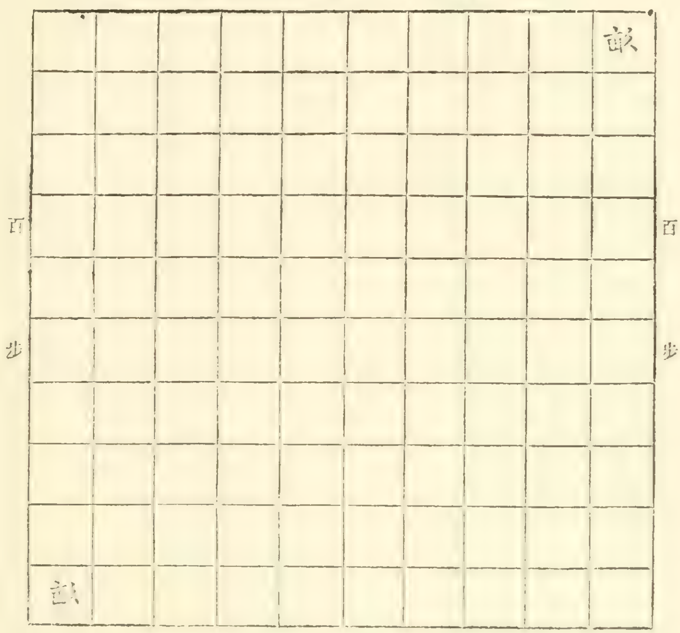
一畝圖



○方十歩則一歩ノ物百也
日本ノ法ニツモレバ、五間五尺九寸四方也
田ニシテ一畝四歩九厘餘
高ニシテ、斗一升六合三勺餘

ハ通也、均也ト云フヲ、一國ニ貢助ノ二法ヲ用ラレタ故ニ、徹ト云ト、袁氏張氏モミタレ𪜈、ソレハワルイトナリ、朱氏ノ心ニ見タガヨイゾ、耕作スル時ハ八家ノ者ガタガヒニ合力シテ作ルゾ、是ガ通也ト云心ゾ、又秋ニナリテ八百八十畝ヲ以テ甲乙ナクワクルガ、均也ノ心ゾ、是貢助ノ名ハ別ナレ𪜈、制法ガ各別ゾ、此故ニ國中ノ貢法

百畝圖



○方百步則一畝ノ物百ナリ
日本ノ法ニ積レバ五十九間五寸四方ナリ
田ニシテ一町一反六畝十步餘
高ニメ十一石六斗三升三合餘

モ徹也、野外ノ助法モ徹也、唯周ニ用フル法ヲサシテ徹ト云也

遠按順和名曰、畝唐令云、諸田廣一步、長二百四十步爲レ畝、畝百爲レ頃、今按頃今之法、六町六段二百四十步、遠謂順說未レ詳二是非一、爲二再考一書レ之

○是一夫一婦ノ受田ナリ、上田ハ一年休デ耕ス程ニ、一夫ニ百畝ヅヽ與ヘ、中田ハ二年休ル程ニ二百畝、下田ハ三年休ル程ニ三百畝ヅヽ與ヘ、互ニ田ノ善惡ヲカヘテ、每年同

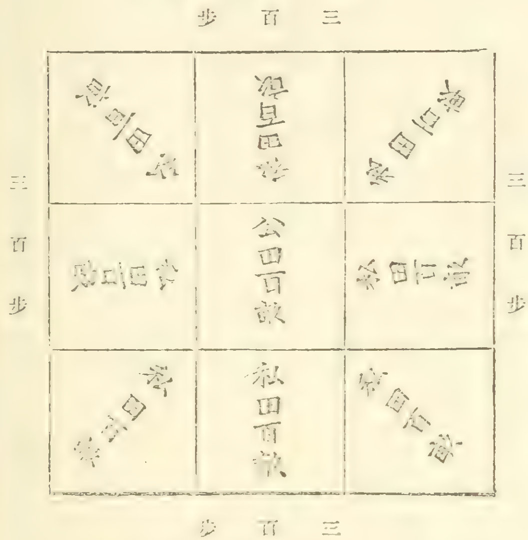
ジ田ヲバ作ラヌゾ、百畝ヅヽト云フハ、先ヅ上田ヲ例ニシテ云フタトミヘタゾ、夫ノ年二十歳ニナレバ百畝ノ田ヲワタシ、六十歳ニナレバ田ヲ公儀ヘ返ヘシ上ルトキコヘタゾ

○五畝ノ宅ト云フハ、二畝半ハ公田ニアリ、是ヲ廬舍ト云フ、春夏耕作スル時移リ居ルゾ、又二畝半ハ城下サテハ村ニアリ、是ヲ邑屋ト云、コト〳〵ク農事ヲ仕廻テ城邑ニ皈テ安居スル在所ナリ、是モ山川街路ノ三分去一ノ内ニ入テ年貢ハナイゾ、是ヲ合テ五畝ノ宅ト云フ、二畝半ト云フ屋敷ハ十四間三尺八寸四方也、田中ノ屋敷ニムザト木ヲウユル事ハサセヌゾ、五穀ノ妨ニナラヌヤウニ屋敷ノマソリヨキ程ニ垣ヲシテ、其垣マワリニ桑ト麻ナドヲウヱテ農婦ノ營トサスル、是布帛ヲ調ヘ老ヲ温メ養ハン爲ナリ、サテ桑麻モウヱズシテ置ケバ、過怠ニ里布トテ布帛ゴトキノ物ヲ出サセ、又諸職人商人トテモ何ノ家職モナクシテ居レバ、夫税家税トテ一夫ノ出ス年貢程出サセ、諸役ヲモサセタゾ、農人ノ田地ヲアラス者ハ、勿論屋粟トテ三人分ノ年貢ヲ出サセタゾ、三夫ヲ曰屋ト云フ也、トカク民ニ恒ノ産ヲ忘レサセズ、イタヅラニ身ヲ持タヌ樣ニトノ爲ニ、此ノ罰法ヲ定メラレタ事ナリ、更ニ課役ニ取ベキ爲デハナイ、後世ニ民ヲセタゲ可レ取タメノ法ニ用ルハヒガ事ナリ、孟子云、民ノ事ハ不レ可レ緩也、詩云、晝爾于茅、霄爾索綯、亟其乘レ屋、其始播ニ百穀一、此心モ萬民ノ身持ヲ晝夜ウカトセズ、カヤカリナワナヒ、冬ハ家ノ修理ナドヲハヤクシマヒ、早春ニ至テ五穀ノ種ヲマクニ妨ニナラヌヤウニ教フルハ、民ヲアワレミ飢寒ニ及バヌヤウニトノ仁政ナリ

○圭田トテ卿官ヨリ下ノ者ハ、定リタル祿田ノ外ニ一人ニ田五十畝ヅヽ、年貢ナシニ與フルゾ、是ハ祭祀ノ入用ト云フ心ゾ、圭田ハ祭田ナリ、祭リノ田ト云フ義ナリ

○惣領ノ外、弟ヲ余夫ト云フゾ、弟ハ父ノ讓ベキ田ガナイ程ニ、幾人ニテモ公儀ヨリ年十六歲ニナレバ田二十五畝與ヘテ、年三十歲ニ成テ妻室ヲ持バ、定ノ如ク百畝ニ足テヤルゾ、斯樣ニシテハ田地ガユキタルマイカト不審シタ者ガアルゾ、先儒ノ云、年六十歲以上ハ子ニユヅリ、子ガナケレバ公儀ヘ返シ上ル、又死亡ノ上リ地モアリ、人ガ多ケレバ新田新開ヲモスルゾ、天地人ノ相應神妙不測ナリ、人ガアレバ田地モアリ、人ガナケレバ田モナシ、足ルモ不足モナイ、爰ハ凡慮ノ及バヌ事ゾ、只政道ガ善レバ國富ミ、人モ田モ多ク成ルゾ、政道ガ惡ケレバ貧乏飢饉ノ者ガ多シト

井圖



○方三百步則一里四方也

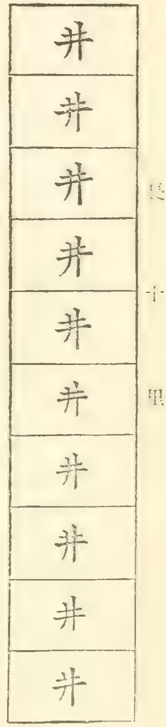
○民家八夫九百步也

○黃氏日抄曰、井田始二於黃帝一、經界如二井字一、後世因號爲二井田一ト云フ、竪横ノ筋ノゴトクニ溝ヲ付テ、九百畝ニ分チ是一井トス、日本ノ法ニツモレバ、三百步ハ百七十七間一尺五寸四分四ニシテ、十町四反七畝餘、畝ニシテ百畝ハ百七十斗一合五勺餘

也○一井九百畝ヲ貢グ法ハ、九夫ニ與ヘテ一夫ガ百畝ヅヽ作ルゾ、公田ト云フハナイゾ、毎年司稼ノ官トテ毛見スル者ガ廻リテ、譬ヘバ米穀百石出來タ時ハ十石公儀ヘ出サセタゾ、助法ヨリ年貢ガ重ケレドモ、夏ノ代ノ一夫ニ五十畝ヲ與テ常免ニ極メテ取ルトハ、大キニ違フテカロイゾ、扨此ノ貢法ハ國中十六分ニ用ラレタゾ、井田ノ經界ハ助法ト異ナル事ハナケレ共、百畝毎ニ一夫ヲ置イテ五家ヲ比トシ、五比ヲ閭トシ、段々ニシテ五人ヅヽ組合ヒテヒタトツモリ立テ、軍役ヲ勉メサセタゾ、日本ノ町人百姓ノ五人組ト云フ如クゾ

○助法ハ一井九百畝ニシテ、一ノ面ノ八百畝ヲ私田トシ八夫ニ與ヘ、眞中百畝ガ公田ナリ、如レ此井田ノ經界ハ、殷ノ代ノ助法ノシカタヲ用ヒテ助作ガ違タゾ、初ヨリワケツヽ置ケバ八夫ノ心ニ我他彼此ガ出來、又ハ熟不熟ノ甲乙ガアルガテンジヤニ依テ、只公私トモニ九百畝ノ田ヲ八夫トシテ、互ニ耕作シテ穀熟シテカラワクルゾ、其ノワケ樣ハ、公田百畝ノ中ニテ二畝半ヅヽノ廬舍ガアル、八夫ノ廬舍ヲ二十畝引ケバ、殘テ八十畝ヲ公田トシ、私田八百畝ト合テ八百八十畝ヲ以テ出來タル穀ヲ分ケテ、八十畝ニ當ル分ハ公儀ヘ出シ、八百畝ニ當ル分ハ八夫トシテ取ル程ニ、十一分ヨリ一分ヲ出ス積リ也、八夫ガ互ニ力ヲ出シテ通ジテ耕作シ、穀ヲ分ルモ、八夫均シク等分ニスルヲ以テ助ト云也、此助法ハ野外八十四分ニ用ラレタゾ、貢助ノ名ハ一ツナレドモ、夏殷ノシカタトハ違フタゾ、是ガ周ノ徹法也

○井十爲レ通圖

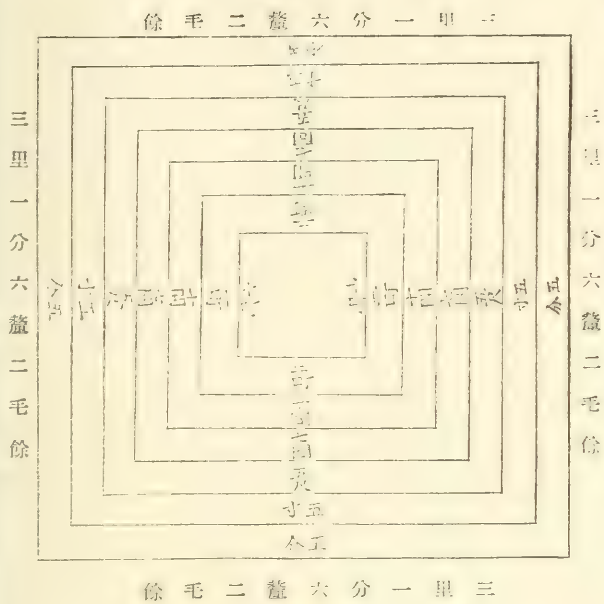


○長十里、横一里則十井、九千畝

○民家八十夫

○日本ノ法ニツモレバ長二十九町三十間二尺、横二町五十七間一尺五寸

通爲方圖



○十四町三十五間四尺六寸四方也

○間ニシテ八百七十五間四尺六寸

○里ニシテ三里一分六厘二毛餘

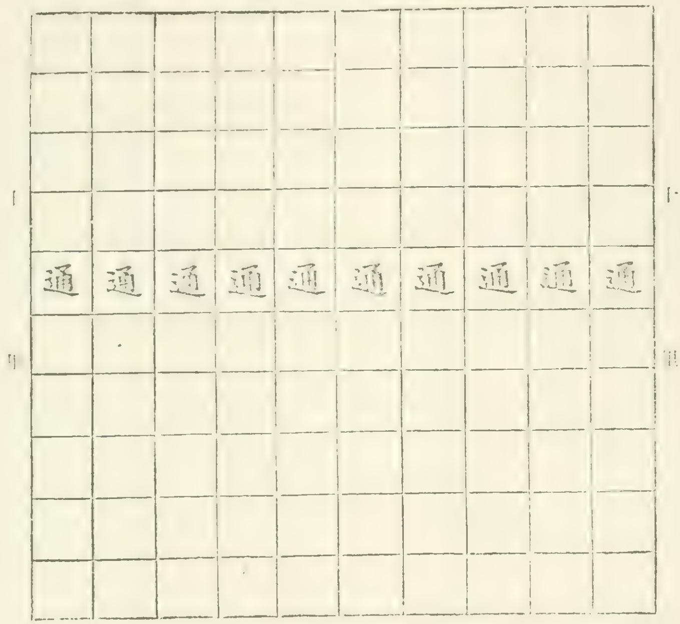
○坪ニシテ七十六万六千八百六十三坪餘

日本ノ法

○田ニシテ二百五十五町六反二畝三歩

○高ニシテ二千五百五十六石二斗一升

通十爲成圖



○方十里則百井、九万畝

○民家八百夫

日本ノ法ニ積レバ二十九町三十二間二尺四方也

日本ノ法

○田ニシテ千零四十七町零一畝十七歩

餘

○高ニシテ一萬零四百七十石一斗五升

六合六勺餘

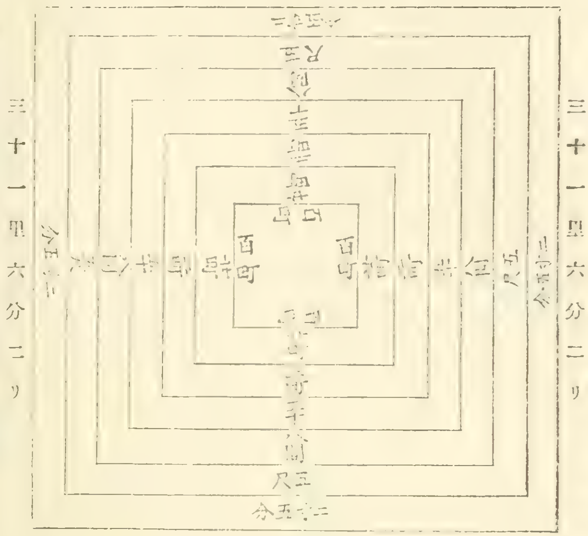
成十爲終

長百里



長四百六十一町三十二間二尺、橫四十六町九間一尺五寸

終爲方圖

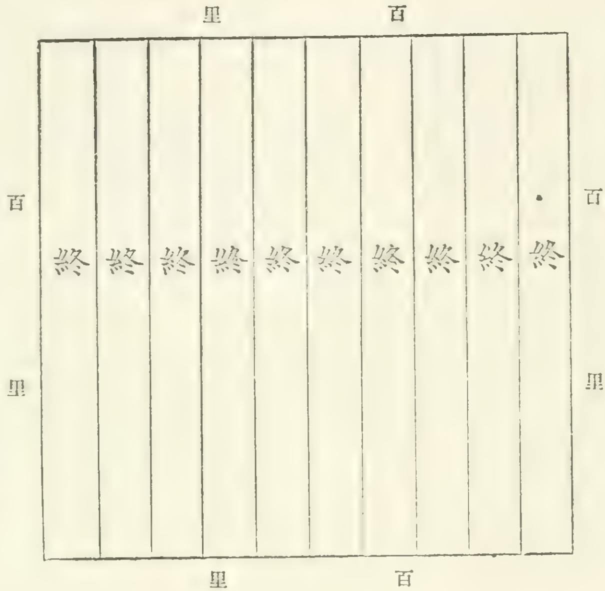


○長百里、橫十里、則一千井、九十萬畝　○民家八千夫、日本ノ法ニ積レバ、

日本ノ法

○方一シテ百四十五町五十七間五寸四方
○間ニシテ八千七百五十七間五寸
○里ニシテ四里一町五十七間五寸
○坪ニシテ七千六百六十八萬六千三百四十八坪
○田ニシテ二万五千五百六十二町一反一畝十八歩
○高ニシテ二十五万五千六百二十一石一斗六升

終十為同圖



○方百里則一万井、九百万畝
○民家八万夫
○卿大夫采地兵車百乘地
日本ノ法ニツモレバ八里七町二十三
間五寸四方ナリ

○田ニシテ十萬零四千七百零一町五反七畝十九步余
○高ニシテ百零四萬七千零十五石七斗六升三合三勺余

一萬井
三千六百井
六千四百井

則九百萬畝也

山川沈斥城池邑居園囿街路ヲ除ク、三分去一ノ積リニ近イ

ゾ、則三百二十四萬畝也

○公私通ジテ田五百七十六萬畝也

○民家五萬千二百夫、毎井八家

制軍賦

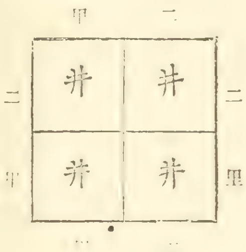
兵車百乘
戎馬四百疋
牛千二百頭
甲士三百人
士卒七千二百人

日本ノ法

○田ニシテ六万七千零々七町零々二十六歩余

○高ニシテ六十七万零々九十石零々八升三合

邑圖



○井四爲レ邑、三千六百畝也　○其夫三十二夫、日本ノ法ニツモレバ五町五十四間三尺四方

○田ニシテ四十一町八反八畝一步余

○高ニシテ四百十八石八斗六合余

丘圖

四里

邑	邑
邑	邑

四里

○邑四ヲ爲レ丘則十六井　一萬四千四百畝

○民家百二十八夫　○馬一疋 ○牛三頭 ○甲十八人 ○士卒十八人

日本ノ法ハ十一町四十三間六尺四方也

○田ニシテ百六十七町五反二畝七歩余

○高ニシテ千六百七十五石二斗二升三合三勺餘

○丘四ヲ爲レ甸則六十四井　五萬七千六百畝

○民家五百十二夫

甸圖

丘	丘
丘	丘

車一乗法
- 兵車一乗
- 戎馬四疋
- 牛十二頭
- 甲士三人
- 士卒七十二人

車一ツヲ馬四疋ヅヽニ引ク故四馬ノ車ト云フ、牛ハ諸卒ノ粮米ヲツケルゾ

○甸六十四井ヲ一乗ノ法トシタゾ、然レバ百乗ノ地ヲ六千四百井ト積ツタゾ、サテ車一乗ヲ何トツモッテ出シタトナレバ、甲士三人車一乗合セテ四ツトシテ一丘ヅヽヨリ出シタト見ヘタリ、馬一疋、牛三頭、卒十八人ヅヽ、勿論一丘ヨリ出ス事也

日本ノ法ニツモレバ二十三町二十七間五尺五寸四方也、甸ハ右ノ外ニ溝トテ、三萬二千四百畝ノミゾガアレ𪜈、惣高ノ内ニテ山川街路ヲ三千六百井ト引キタルカラハ、コヽヘハ入レヌ筈ゾ、

ソレ共ニ八九萬畝也
○田ニシテ六百七十町零零九畝零零二歩余
○高ニシテ六千七百石零零九斗零零六勺余
七百十一井九ノ一　○公田也、毎井百畝アリ、則六十四萬畝也

日本ノ法

○田ニシテ七千四百四十五町四反四畝十六歩余
○高ニシテ七萬四千四百五十四石四斗五升三合余
十二萬八千畝　○廬舍ノ地毎井二十畝

日本ノ法

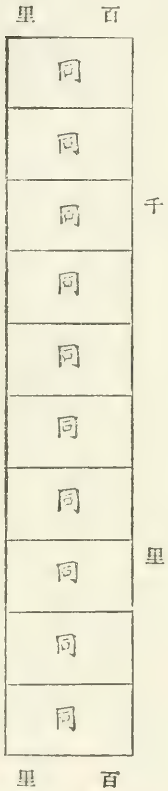
○田ニシテ千四百八十九町八畝二十七歩余
○高ニシテ一萬四千八百九十石八斗九升余
五十一萬二千畝、公田ノ實地井八十畝
○田ニシテ五千九百五十六町三反五畝十九歩余
○高ニシテ五萬九千五百六十三石五斗六升三合余
五千六百八十八井九ノ八

○私田也、毎井八百畝則五百十二萬畝也
○民家五萬千二百夫、毎井八家
○賓ハコレヨリ百乘ヲ出スゾ

日本ノ法

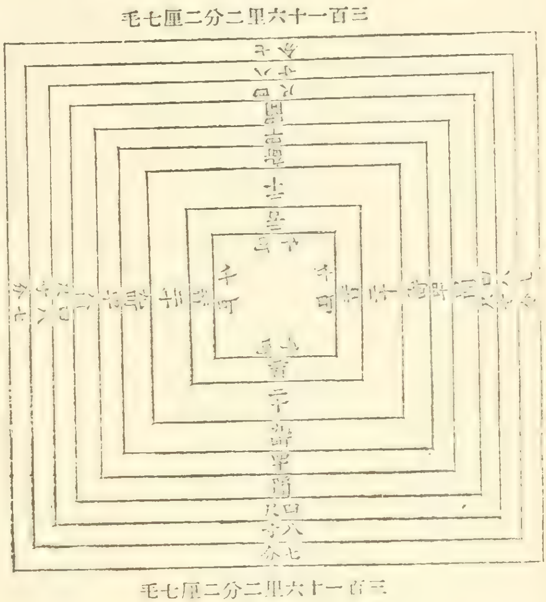
○田ニシテ五萬九千五百六十三町五反六畝十歩余
○高ニシテ五十九萬五千六百三十五石六斗三升三合

同十爲封圖



長千里、横百里、則十萬井　九千萬畝、諸侯采地、兵車千乘地、
民八十萬夫

封爲方圖



日本ノ法

○長八十二里十町五十間五尺、横八里七町二十三間五寸

日本ノ法

○方ニシテ二十五里三十四町五間三寸四方ナリ

○田ニシテ百零四萬七千零十五町七反六畝十歩余

○高ニシテ千零四十七萬零百五十七石六斗三升三合余

十萬井　則九千萬畝

三万六千井

○山川沈斥城池邑居園囿街路ヲ除ク、三分去一ノツモリニ近イゾ、則三千二百四十萬畝也

六萬四千井

○公私通ジテ田五千七百六十萬畝也

○民家五十一萬二夫、毎井八家

○制軍賦

兵車
戎馬四十疋
牛一万二千頭
甲士三千人
士卒七万二千人

日本ノ法

○田ニシテ六十七万零零九十町零零八畝二十四歩余

○高ニシテ六百七十万零零九百石零零八斗八升余

七千百十一井九ノ一

○公田也、毎井百畝也、則六百四十萬畝也

日本ノ法

○田ニシテ七萬四千四百五十四町四反五畝十三歩余

○高ニシテ七十四萬四千五百四十四石五斗四升三合余

百二十八萬畝

○廬舍ノ地、毎井二十畝

日本ノ法

○田ニシテ一萬四千八百九十町零八反九畝

○高ニシテ十四萬八千九百零八石九斗余

五百十
二萬畝　○公田ノ實地毎井八十畝

日本ノ法

○田ニシテ五萬九千五百六十三町五反六畝十歩余

○高ニシテ五十九萬五千六百三十五石六斗三升三合三勺余

五萬六千八百八十八井九ノ八

○私田也、毎井八百畝則五千百二十萬畝

○民家五十一萬二千夫、毎井八家

實ハコレヨリ千乘ヲ出スゾ

日本ノ法

田ニシテ五十九萬五千六百三十五町六反三畝十二歩余

高ニシテ五百九十五萬六千三百五十六石三斗四升余

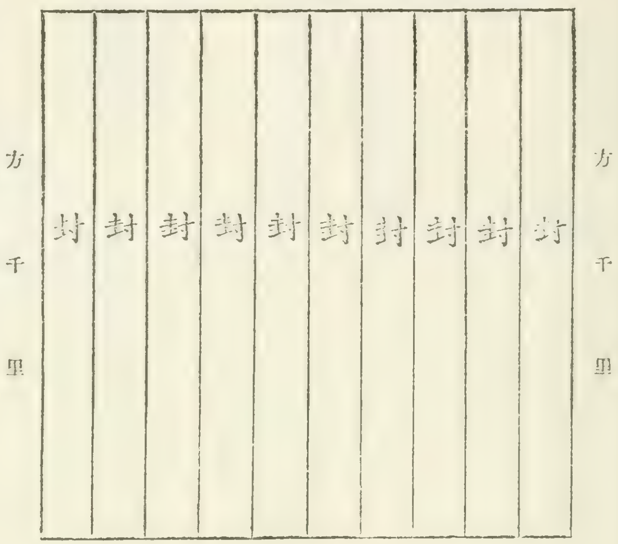
○方千里則百萬井

○九百萬々畝也

○民家八百万夫

○天子ノ地兵車萬乘ノ國

封十爲畿圖



日本ノ法

八十二里一町五十間五尺四方

日本ノ法

〇田ニシテ千零四十七萬零百五十七町六反三畝
十歩

〇高ニシテ一萬零四百七十萬石零千五百七十六
石三斗三升三合

〇百萬井｜則九萬々畝也

三十六萬井｜〇山川沉斥城地邑居園囿街路ヲ除ク、三分去一ノツモリニ近イゾ、則三萬二千四百萬畝

六十四萬井

○公私通ジテ田五萬七千六百萬畝　民家五百十二萬夫　毎井八家

一乘ノ法前ニアリ

○制軍賦

兵車萬乘
戎馬四萬疋
牛十二萬頭
甲士三萬人
士卒七十二萬人

日本ノ法

○田ニシテ六百七十万零零九百町零零八反八畝零九歩

○高ニシテ六千七百萬零零九千零零八石八斗三升

七萬千百十一井九ノ一

○公田也、毎井百畝アリ、則六千四百萬畝也

日本ノ法

○田ニシテ七十四萬四千五百四十四町五反四畝十一歩余

○高ニシテ七百四十四萬五千四百四十五石四斗三升六合余

千二百八十萬畝

廬舍ノ地　○毎井二十畝

日本ノ法

○田ニシテ十四萬八百零、町九反零二十五歩余

○高ニシテ百四十八萬九千八十九石八升三合

五千百二十萬畝

○公田ノ實地　毎井八十畝

日本ノ法

○田ニシテ五十九萬五千六百三十五町六反三畝十二歩

○高ニシテ五百九十五萬六千三百五十六石三斗四升

五十六萬八千八百八十八井九ノ八

○私田也、毎井八百畝、則五萬千二百萬畝

○民家五百十二萬夫　毎井八家、實ハ是ヨリ萬乘ヲ出スゾ

日本ノ法

○田ニシテ五百九十五萬六千三百五十六町三反四畝五歩

○高ニシテ五千九百五十六萬三千五百六十三石四斗一升六合

○造郷遂都鄙之法

井○ 九夫 方一里

邑○ 四井 方二里

丘○ 四邑 方四里

甸○ 四丘方八里 又十里

縣○ 四甸方十六里 又二十里

都○ 四縣方卅二里 又四十里

同○ 四都方六十四里 又百里

○六郷 四同方二十里又二百里　○六遂 同十二　○家削 同二十　○邦縣 同廿八　○邦都 三十六同則王畿也

道法

○徑 在二遂上一小道ゾ、一夫〳〵ノ通ミチ也、ヤウ〳〵牛馬ノトヲルミチナリ

○畛 在二溝上一大車ノ通ルホドアル、然レ𪜈十夫ノ道ジヤ程ニ荷付馬ノユル〳〵ト通ル道ゾ

○涂 在二洫上一、乘車ノ通ル道ジヤ程ニヒロキ道ナリ

○道 在二澮上一涂ヨリ又大キナル道ゾ

○路 在二川上一、王畿ニ往還スル道ナリ

溝法

○遂 在二夫間一百畝アヒダニアリ、深二尺、廣二尺

○溝 在二十夫一、井ト井トノ間ニアリ、千畝ニアリ、深四尺、廣四尺、

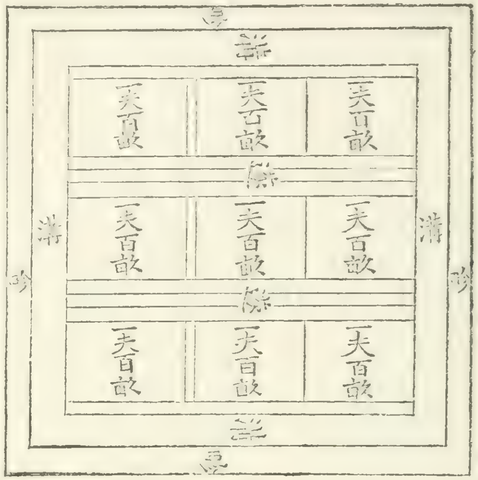
○洫 在二百夫一丘ノ内ニアルベシ、深八尺、廣八尺

○澮 在二千夫一、縣ノ内ニアルベシ、深二仞廣二尋、七尺云レ仞、八尺ヲ云レ尋

○川 在二萬夫一、同ノ地ニアルベシ

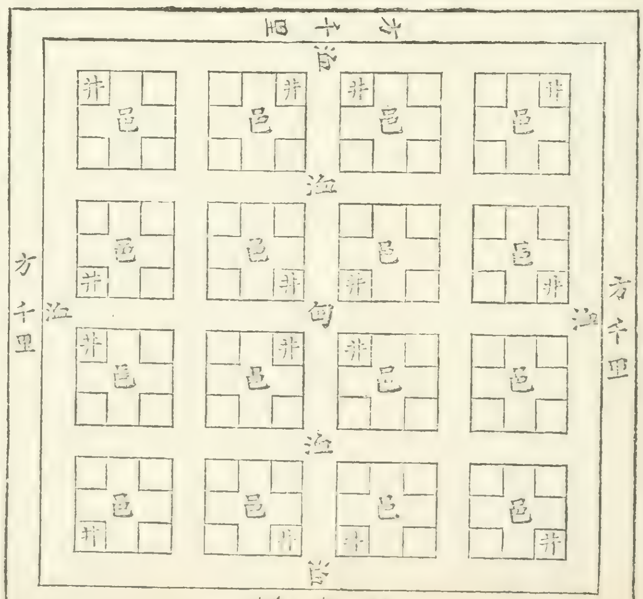
遂溝洫澮川ノ水道、又徑畛涂道路ノ行路、八夫間ト十夫百夫千夫萬夫ノアイダニアリ、タトヘバ日本ニテモ東海道、北陸道ナド云フ道アリ、ソレヘ出ル國々ノ道又一郡ノ道アリ、行人相應ニアルガ加シ、ミゾモ小溝ヨリ小河ヘ出テ、小河ヨリ大河ヘ流レアツマツルガ如シ、日本トハ違ツテ其大小深廣濫リニナカツタトミヘタゾ

井法



〇一井　九夫九百畝
〇夫間有レ遂、遂上有レ徑
〇井間有レ溝、溝上有レ畛
〇三夫ヲ曰レ屋、三屋ヲ曰レ井

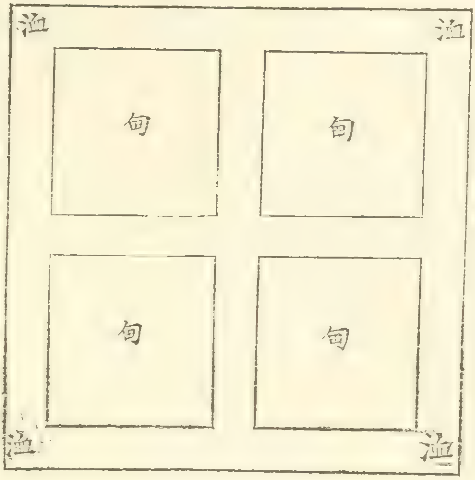
井〇邑〇丘〇甸〇總圖



一甸六十四井則五萬七千六百畝方八里ナレ氏、四方へ一里ツヾ洫ガ加ルホドニ、十里四方ニナルゾ、洫ヲアツメテ三十六井則三萬二千四百畝也、合百井ニシテ九萬畝ニナルゾ、通十ヲ合タル成ト同ヿ也

△方千里ヲ日本ノ法ニシテ〇二十九町三十二間二尺四方也

縣圖



○縣ハ甸四ツ合タモノゾ、十六里四方ニテ二百五十六井則二十三萬零四百畝ナレドモ、甸ノ洫一方ヘ一里ヅヽマスホドニ、三十六井ヅヽ四ツ百四十四井ニテ、十二萬九千六百畝加ル故ニ、二十里四方ニナリテ四百井則三十六萬畝也

二十里ヲ日本ノ法ニシテ

五十九町四間四尺四方也

洫ヲ去テ二百五十六井ノ分、日本ノ法ニシテ

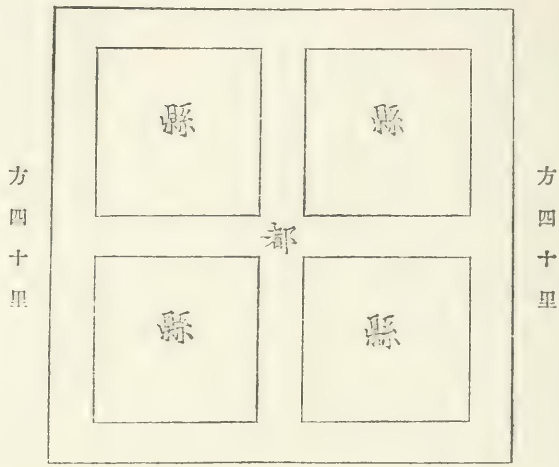
○田ニシテ二千六百八十町零三反三畝六歩

○高ニシテ二萬六千八百零三石三斗二升二百五十井分

○民家二千四十八夫　○毎井八家

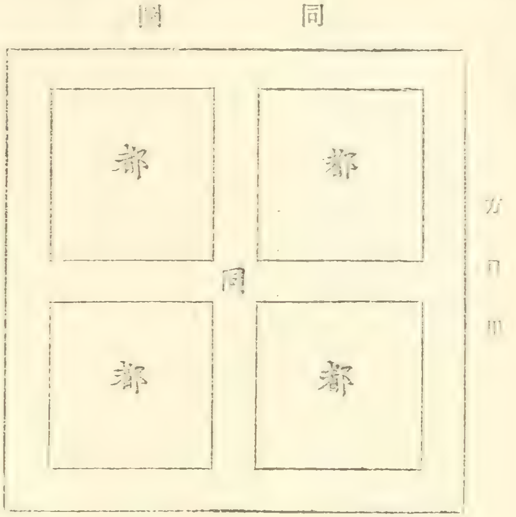
○都トハ縣四ツ合セタモノゾ、三十二里四方ニテ千二十四井則九十二萬千六百畝ナレ𪜈、甸ノ洫ガ長一方ニテ八里ヅヽマス程ニ、五百七十六井ニテ五十一萬八千四百畝加ルユヘニ、四十里四方ニナリテ千六百井ニテ百四十四萬畝ナリ

都圖



四十里ヲ日本ノ法ニシテ
三里十町九間一尺五寸四分
洫ヲ去テ千廿四井ノ分、日本ノ法ニシテ
○田ニシテ一萬零七百二十一町三反二畝二十四步
○高ニシテ十萬七千二百十三石二斗八升
千二十四井ノ分
○民家八千百九十二夫　○毎井八家
○同ハ都四ツ合タモノゾ、六十四里四方ニテ四千九十六井ニシテ三百六十八萬六千四畝ナレ𪜈、甸ノ洫一方ヘ十六里、又縣都同ノ洫ト澮アツマツテ二十里、合三十六里、一方ヘマスホドニ、此分ガ五千九百六井則五百三十一萬二千畝加ハル、故ニ方百里ニシテ一萬井則九百萬畝ニナルゾ

百里ヲ日本ノ法ニシテ
八里七町二十三間五寸四方也
洫澮ヲ去テ四千九十六井ノ分



日本ノ法ニシテ

○田ニシテ四萬二千八百八十五町三反一畝十二歩

○高ニシテ四十一萬八千八百五十三石一斗四升

四千九十六井ノ分

民家三萬六千七百六十八夫

○毎井八夫

○一同ハ方百里公侯ノ采地百乘ノ國也、一萬井ニシテ九百萬畝ナレモ、山川溝洫ヲ三千六百井去レバ實ハ六千四百井ニシテ五百七十六萬畝ナリ、一成ハ六十四井ナリ

○國中ハ十六成、用ニ貢法ハ、則千二百井也

九千二百十六夫　毎井九夫公田ナシ、什一ノ法

野ハ八十四成、用ニ助法ハ、則五千三百七十六井四萬三千八夫　毎井八夫公田アリ、九一ノ法

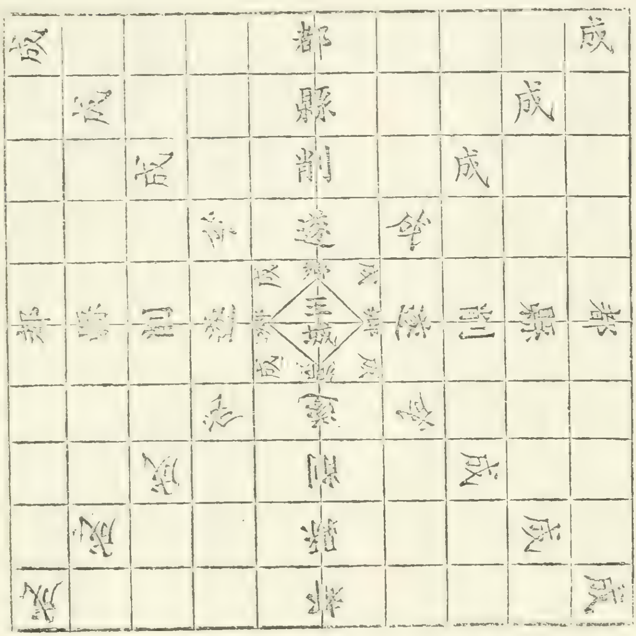
合五萬二千二百廿四夫　此ノ内千二十四夫ハ國中公田ナキ故ニ、助法ヨリ多イヅヽ、毎井一井ヅヽナリ、十六成ニハ千二十四夫

内

三萬七千五百人爲三軍是爲三郊之賦
一萬二千五百人爲一軍遂之賦
二千二百二十四人爲軍外之用

一同國中郊外總圖

方百里



方百里

削二十成
縣二十八成
都三十六成
郊外八十四分

郊四成
遂十二成
國中十六分

合百成

〇鄉圖

比　五家
閭　五比　廿五家
族　四閭　百家
黨　五族　五百家
州　五黨　二千五百家
鄉　五州　一萬二千五百家

〇遂圖

鄰　五家
里　五鄰　廿五家
酇　四里　百家
鄙　五酇　五百家
縣　五鄙　二千五百家
遂　五縣　一萬二千五百家

〇軍圖

伍　五人
兩　五伍　廿五人
卒　四兩　百人
旅　五卒　五百人
師　五旅　二千五百人
軍　五師　一萬二千五百人

〇一國ノ內城地ニ近キ十六分ヲ國中トシテ貢法ヲ用フ、其ノ內四方ヲ遂トシ、十二分ヲ鄉トシタゾ、一夫每ニ田百畝ヲ與ヘ、公田ナクシテ唯民ノ作リ出シタ穀粟ヲ見立テ積テ、十分ノ內一分ノ年貢ヲ取テ國ノ諸用ニスルゾ、國中ハ城市ニ近ク、田地モヨク肥ヘ、持運道モ近イ程ニ年貢ガ重イゾ、禹貢法ハ一夫ニ五十畝與ヘ、年々ノ熟不熟ヲ平（ナラ）シテ常免ニシテ、十分一ノ積五畝ノ年貢ヲ取ツタゾ、似タ事ノ樣ニテ違フタゾ、國中ヲ諸侯大夫ノ祿ニセズ、子細ハ每年見立ニシテ、十分一トシト云フ分ニテハ、若シ取過ルガアレバ民ガ迷惑ニナルニ依ツテ、國主ノ私欲ヲセヌ樣ニ、自分ニ納メ取ツタゾ、扨鄉遂ノ國中ハ山林陵麓ガ多クシテ、井田ガ思樣ニナラヌゾ、唯一夫ニ百畝宛與テ、十夫ニ千畝ノ

田ヲ與テ、畛ト云ミチヲツケ、溝ト云ミゾヲツケ、百夫ニ萬畝ヲ與テ。涂ト云ミチ、洫ト云ミゾヲツケ段々ニ組タテ、又井田ノナル所ハ、尤一井九百畝ヲ九夫ニ與テ、トカク其地形ニヨリテ經界ヲシタトミヘタリ、サテ五人ヅヽ組合テ五家ヲ比トシ五比ヲ閭トシ、一萬二千五百人ヲ一軍トメ　常ニ五人ヅヽハ物毎ニ合力シ、懇ニシテセングリニ組ミ集メタゾ、日本ノ五人組ト云ト同ジ心也

○又郊外八十四分ハ都鄙トシテ助法ヲ用、一井九百畝ヲ八夫ニ與テ、此ノ内百畝ハ公田也、廬舍ニ二十畝ヲ引テ實ノ公田八十畝トシテ、秋ニナリテ收ル時ニ八百八十畝ヲ以テ、割テ公田八十畝ノアタリヲ取也、具ニ前ニ記タリ、是ヲ諸侯太夫ノ祿ニ與ルナリ、郊外ハ田地モ惡ク、持運ブ道モ遠キ程ニ年貢ヲ輕クシタゾ、其上貢法ノ如ク見立ニシタモ、給人ニ私慾ガアレバ、見立ノ分科ニ諍論ガ出來ル程ニ、公私ノ差引ナク十一ニ割テ、一分年貢ニ取樣ニシタゾ、軍役モ一井ニ八人ヅヽ出ル程ニ井四ツヲ邑トシ、四邑ヲ丘トシ、四丘ヲ甸トシ、則一成也、是ヨリ兵車一乘、戎馬四疋、牛十三頭甲士三人、士卒七十二人出スナリ、百乘ノ國千乘萬乘ノ國マデ、此積リニテ組上ル也、郊外ハ平地ニシテ經界ガ思フヤウニナル程ニ、一井ノ內ニ徑ト云ミチ、遂ト云ミゾヲ三夫毎ニツケ、是ヲ屋ト云、三屋ヲ井ト云、此故ニ夫閒ニ有レ遂、遂上ニ有レ徑ト云ゾ、圖ニ具ニアリ

○大國ハ地方百里、君十二卿祿一、卿祿四二太夫一、太夫倍二上士一、上士倍二中士一、中士倍二下士一、下士與二庶人一在レ官者同レ祿、祿足三以代二其耕一也、徐氏曰、大國君ノ田三萬二千畝、其入可レ食二二千八百八十人一、卿ノ田

三千二百畝可レ食二二百八十八人一、太夫田八百畝可レ食二七十二人一、上士田四百畝可レ食二三十六人一、中士田二百畝可レ食二十八人一、下士與二庶人一在レ官者田百畝、可レ食二九人一、至二五人一庶人ノ在レ官府史胥徒也

大國　公侯ノ國百里

一萬井　則九百萬畝也

三千三百三十三井有余　二分一引、許氏曰、山林川澤都邑塗巷必ズ三分去一、然後爲レ田數也

三百萬畝

六千六百六十六井有余　三分二實田

日本ノ高ニシテ六十九萬八千十石五斗四合

六百萬畝

六十六萬六千六百六十六畝有奇　公田毎井百畝

日本ノ高ニシテ七萬七千五百五十六石八斗四升五合

十三萬三千三百三十三畝　廬舍ニ引毎百ノ内ニ二十畝

日本ノ高ニシテ一萬五千五百十一石三斗五合七勺

―五十三萬三千三百三十三畝―　公田

日本ノ高ニシテ六萬二千四十五石三斗三升九合三勺

―君祿三萬二千畝、其入可レ食二二千八百八十人一

日本ノ高ニシテ三千七百二十二石七斗二升二合七勺

―卿三人九千六百畝　○毎卿三千二百畝、可レ食二二百八十八人一、君ノ十分一

日本ノ高ニシテ千百十六石八斗一升六合八勺　○毎卿三百七十二石二斗七升二合二勺

―太夫五人四千畝　○毎夫八百畝可レ食二七十二人一、卿ノ四分一也

日本ノ高ニシテ四百六十五石三斗四升三勺　○毎夫九十三石六升八合

―上士九人三千六百畝　○毎士四百畝可レ食二三十六人一、太夫ノ半減

日本ノ高ニシテ四百十八石八斗六合三勺　○毎士四十六石五斗四升三勺

―中士九人千八百畝　○毎士二百畝、可レ食二十八人一、上士ノ半減

日本ノ高ニシテ二百九石四斗三合一勺　○毎士二十三石二斗六升七合

―下士九人九百畝　○毎士一百畝、可レ食二九人一、中士ノ半減

日本ノ高ニシテ百四石七斗一合六勺　○毎士十一石六斗三升三合三勺

自二君祿一以下賦田

〆五萬千九百畝
日本ノ高ニシテ六千三十七石七斗九升八勺
殘分四十八萬千四百三十三畝
日本ノ高ニシテ五萬六千零零七石五斗四升八合五勺
是以供國家調度喪祭賓客等費、餘則以備凶荒不測之用

五百三十三萬三千三百三十三畝有奇　農夫私田
日本ノ高ニシテ六十二萬零四百五十三石八斗五升九合

○次國ハ地方七十里君十卿祿、卿祿ハ二太夫、太夫ハ倍上士、上士ハ倍中士、中士ハ倍下士、下士與庶人在官者同祿、祿足以代其耕也、徐氏曰、次國ハ君ノ田二萬四千畝、可食二千一百六十人、卿ノ田二千四百畝、可食二百十六人

次國　伯ノ地方七十里
四千九百井　則四百四十一萬畝
千六百三十三井有奇　三分一引、論有前
百四十七萬畝
三千二百六十六井有奇　三分二賓田

日本ノ高ニシテ三十四萬三千廿五石一斗四升七合

二百九十四萬畝

三十二萬六千六百六十六畝有奇

公田毎井百畝

日本ノ高ニシテ三萬八千二石七斗一升五合

六萬五千三百三十三畝有奇　○廬舍引毎百畝内二十畝

日本ノ高ニシテ七千六百石五斗二升

二十六萬千三百三十三畝有奇

公田

日本ノ高ニシテ三萬四百二石一斗九升五合

君祿二萬四千畝、其入可ㇾ食二千百六十人

三卿七千二百畝　○毎卿二千四百畝、可ㇾ食二百十六人、君ノ十分一

日本ノ高ニシテ八百三十七石六斗一升二合　○每卿二百七十九石二斗四合

一下太夫五人四千畝　○每夫八百畝、可ㇾ食ニ七十二人ㇵ卿三分一

日本ノ高ニシテ四百六十五石三斗四升　○每夫九十三石六升八合

一上士九人三千六百畝　○每士四百畝、可ㇾ食ニ三十六人ㇵ太夫ノ半減

日本ノ高ニシテ四百十八石八斗六合　○每士四十六石五斗三升四合

一中士九人千八百畝　○每士二百畝、可ㇾ食ニ十八人ㇾ、上士ノ半減

日本ノ高ニシテ二百九石四斗三合　○每士二十三石二斗六升七合

一下士九人九百畝　○每士百畝、中士ノ半減

日本ノ高ニシテ百四石七斗二合　○每士十一石六斗三升三合

自ニ君祿ㇾ以下賦田

〆四萬千五百畝

日本ノ高ニシテ四千八百二十七石九斗三合

一殘分二十一萬九千八百三十三畝有奇

日本ノ高ニシテ二萬五千五百七十四石二斗九升

是以供ニ國家調度喪祭賓客等費一、餘則以備ニ凶荒不測之用一

二百六十一萬三千三百三十三畝有奇　農夫私田

日本ノ高ニシテ三十萬四千二十二石四斗三升二合

○小國地方五十里、君ハ十ニ卿祿一、卿祿二ニ太夫一、太夫倍ニ上士一、上士倍ニ中士一、中士倍ニ下士一、下士與ニ庶人ノ在レ官者同レ祿、祿足ニ以代ニ其耕一也、徐氏曰、小國君田一萬六千畝、可レ食ニ千四百四十八人一、卿田一千六百畝、可レ食ニ百四十四人一

○小國　子男ノ地方五十里

二千五百井　則二百二十五萬畝也

八百三十三井有奇　三分一引、論有レ前

七十五萬畝

千六百六十六井有奇　三分二實田

日本ノ高ニシテ十七萬四千五百二石六斗二升

百五十萬畝

十六萬六千六百六十六斛有奇　公田毎井九百畝

日本ノ高ニシテ一萬九千三百八十九石一斗二合

三萬三千三百三十三畝有奇　廬舍毎百畝ノ内ニ二十畝

日本ノ高ニシテ三千八百七十七石七斗九升七合

十三萬三千三百三十三畝有奇　公田

日本ノ高ニシテ一萬五千五百十一石三斗五合

君祿一萬六千畝、其入可レ食ニ千四百人一

日本ノ高ニシテ千八百六十一石三斗六升一合

二卿三千二百畝　○毎卿千六百畝、可レ食ニ百四十四人一、君ノ十分一

日本ノ高ニシテ三百七十二石二斗七升二合　○毎卿百八十六石一斗三升六合

下太夫五人四千畝　○毎夫八百畝、可レ食ニ七十二人一、卿ノ半減

日本ノ高ニシテ四百六十五石三斗四升　○毎夫九十三石六升八合

上士九人三千六百畝　○毎士四百畝、可レ食ニ三十六人一、太夫ノ半減

日本ノ高ニシテ四百十八石八斗六合　○毎士四十六石五斗三升四合

―中士九人千八百畝　○毎士二百畝、可レ食ニ十八人一、上士ノ半減

日本ノ高ニシテ二百九石四斗三合　○毎士二十三石三斗六升六合

―下士九人九百畝　○毎士一百畝、可レ食ニ九人一、中士ノ半減

日本ノ高ニシテ百四石七斗三合　○毎士十石六斗三升四合

自ニ君祿一以下賦田

〆二萬九千五百畝

日本ノ高ニシテ三千四百三十一石八斗八升五合

―殘分十萬三千八百三十三畝有奇

日本ノ高ニシテ一萬二千七十九石四斗二合

是以供ニ國家調度喪祭賓客等費一、餘則以備ニ凶荒不測之用一

―百三十三萬三千三百三十三畝有奇　農夫私田

日本ノ高ニシテ十五萬五千百十三石五斗一升八合

耕者之所レ獲一夫百畝之糞、上農夫食ニ九人一、上ノ次食ニ八人一、中ハ食ニ七人一、中次食ニ六人一、下食ニ五人一、庶人在レ官者其祿以レ是爲レ差

農夫一家五口ニシテ貢法ノ税ヲ出ス者ノスギワイヲ考ルニ一夫田百畝

○粟百五十石　○但一畝ニ一石五斗ヅヽ作リ出スツモリゾ、上熟ノ年ハ一畝ニ三斗ヅヽ作マスホドニ、百畝ニハ百八十石出來ル、内十八石十一ノ稅出ス、殘粟百六十二石、此ヲ九十石五人ノ諸用ニ引テ七十二石ウリ、代錢二貫百六十文アルホドニ、マカナイガシヤスイゾ

○内十五石　○十一ゾ、稅トテ十分一ノ年貢ニ公儀ヘ出ス

殘百三十五石　○農夫ノ作德ナリ、是ニテ五人ヲハゴクムゾ

内九十石　○五人ノ一年ノ食物ゾ、一人一日ニ五升ヅヽ食物ノ造作ニ入、五人ニハ一ヶ月ニ七石

五斗ジヤ程ニ、一年ニハ九十石ゾ

四十五石　○是ヲ錢ニウリカヘテツカフゾ

代錢一貫三百九十文

○粟一石ヲ錢三十文ニ代ルツモリゾ

内日本ノ白錢ノ位ニアテヽ錢ヲ用ルトミヘタゾ

三百文　○春秋祭祀ニ入ゾ、一貫五百文　○五人ノ衣類ニ入ゾ、一人ニ三百文ヅヽゾ　〆一貫八百文　○入ライデ叶ヌゾ、　指引シテ四百五十文　○不足ゾ、上熟ノ年ハ三百六十文アマルゾ

此外フト病ワヅライ、死喪ナドノ入用ガアレバ、イヨ〳〵不足ユヘ、迷惑スルゾ、其子細ハ農夫ハ耕作ヲ不精スルト、國ヲ治ル者ノ賣米ノシカタニヨルナリ、賣米ガ貴カ過レバ、士工商ノ萬民ガ迷惑シテ、

チリ〴〵ニナル、又ウリ米ガ賤過レバ、農夫ガ彼ノ代錢ガスクナイ程ニ、メイワクシテ衰微スルゾ、ヨキコロノ[illegible]ニスルヿ尊ク國ヲ治ル人ト云ゾ、其ノヨキコロニスルシカタハ、先其年ノ稼熟シテ、上中下ヲ見テ、上熟ノ年ハ我ウリ米ヲ、或ハ四ツニ分テ一分ヲ賣、中熟ノ年ハ二分ヲ賣、下熟ノ年ハ一分ウルゾ、大熟ノ年我ガウリ米少ケレバ農夫ノウリ、米ヲタカクウルホドニ萬民ガ迷惑スル程ニ、吾賣米三分出スゾ、下熟ノ年ハ農夫ノウリ米ナキユヘニ、タカクウランヿ爲ニ吾賣米ヲ一分出スゾ、吾ウリ米ニテ國中ノメイワクセヌヤウニ指引シタモノゾ、又國ガ飢饉スル時ハ、其ノ相應ニ作徳ニテカゲンシテ用捨スルホドニ、水損旱損風損ニモ民不レ散、農夫モ困窮セヌゾ、然レバ恒ノ産ヲ敎ルガ國ヲ治ルノ本カ

恆産記　終

附錄和漢分量辨惑

一銖兩斤鈞石ノ積リ

一銖　今本朝ノ秤目一分四厘ヲ一銖トス

一兩　則二十四銖也、本朝ノ秤目三匁三分六厘ナリ

一斤　則十六兩也、三百八十四銖、本朝ノ秤目五十三匁七分六厘ナリ

一鈞　則三十斤也、但一萬千五百二十銖、本朝ノ秤目一貫六百十二匁八分ナリ

一石　則四鈞也、但四萬六千八十銖、本朝ノ秤目六貫四百五十一匁二分ナリ

○分寸尺丈引ノ積リ

一分　本朝ノ大工ノ勾尺ニ六厘四毛ナリ

一寸　則十分也、本朝ノ大工ノ勾尺ニ六分四厘ナリ

一尺　則十寸也、本朝ノ大工ノ勾尺ニ六寸四分ナリ

一丈　則十尺也、本朝ノ大工ノ勾尺ニ六尺四寸ナリ

一引　則十丈也、本朝ノ大工ノ勾尺ニ六丈四尺ナリ

○龠合升斗斛ノ積リ

一分四方六面　考、本朝ノ大工勾尺ニ六厘四毛、四方六面也、然バ一厘六面ノ物二百六十二坪一分四厘四毛ナリ

十分　考、本朝ノ大工ノ勾尺ニ、一厘六面ノ物二千六百二十一坪四分四厘也、又一分六面ノ物ニシテ二坪六分二厘一毛四糸四忽也、但一分六面ハ一厘ノ物千也

周ノ一分（四方六面）ノ物八百十分

一龠　考、本朝ノ大工ノ勾尺一分（四方）ノ物二百十二坪三分三厘六毛六糸四忽也

○升法　一合　則二龠也、周ノ一分（四方六面）ノ物千六百二十分

考、本朝ノ大工ノ勾尺一（四方六面）ノ物四百二十四坪六分七厘三毛二糸八忽ナリ（廣七分三厘四方深四方下九毛六糸）

○升法　一升　則十合也、周ノ一分（四方六面）ノ物一萬六千二百分、考、本朝ノ大工ノ勾尺一分（四方六面）ノ物

千二百四十六坪七分三厘二毛八糸也（廣九分六厘四方深四分六厘下八糸）

○升法　本朝ノ升ニ六勺五才五毛ニ當ル、一斗　則十升也、周ノ一分（四方六面）ノ物十六萬二千分、考、

本朝ノ大工ノ勾尺一分（四方六面）ノ物四萬二千四百六十七坪三分二厘八毛ナリ（廣一寸八分四方深一寸三分下七毛三糸）

○升法　本朝ノ升ニハ六合五才下八ニ當ル、一斛　則十斗也、周ノ一分（四方六面）ノ物一百六十二萬分、考、

本朝ノ大工ノ勾尺一分（四方六面）ノ物四十二萬四千六百七十三坪二分八厘ナリ（廣四寸五分四方深二寸下九厘七毛一糸

五忽四微）

○升法　但シ一尺（四方六面）ニハ一分六面ノ物一百萬坪也、本朝ノ升ニハ六升五合五勺下八ニ當ル（廣九寸六分四方深四寸六分下六毛）

本朝　一升ノ法　一分四方ノ物六萬四千八百二十七坪ナリ（廣四寸九分四方深サ二寸七分）

漢律歴志云、權者、銖兩斤鈞石也、所ニ以稱レ物平レ施知ニ輕重ヲ一也、本起ニ黄鐘之重ニ、一龠容ニ千二百ノ黍重十

二銖、兩㆑之爲㆓兩、二十四銖爲㆑兩、十六兩爲㆑斤、三十斤爲㆑鈞、四鈞爲㆑石、五權謹矣、量者、龠合升斗斛也、所㆓以量㆓多少㆒也、本起㆓於黄鐘之龠㆒、用㆓度數㆒審㆓其容㆒、以㆓子穀秬黍中者千有二百㆒實㆓其龠㆒、合㆑龠爲㆑合、十合爲㆑升、十升爲㆑斗、十斗爲㆑斛、五量嘉矣、又云、度者、分寸尺丈引也、所㆓以量㆓長短㆒也、本起㆓黄鐘長㆒、以㆓子穀秬黍中者一黍之廣㆒爲㆓一分㆒、十分爲㆑寸、十寸爲㆑尺、十尺爲㆑丈、十丈爲㆑引、而五度審矣

和漢分量辨惑終

（帝國圖書館本ヲ借寫シタルモノナリ）

民間省要

田中丘隅著

民間省要序

凡そ一國を知る人は一國の人の智を執用て、自己の心として一國を知り、一家を齊る人は一家の人の智を執用て、自己の心として一家を齊るを以、能其職位に居て能其職位を治る人とかやいはん、かゝる人なん古しへより能其大業を起し能大事を作す、惜哉人其職位に在て其職位に誇り、天より得たる所の其國家の智を自由に不レ能二執用一して、常に各自己の獨斷を以國家を計る、豈能其事にあたる事あらんや、田野の美玉空しく櫃にかくれて其價を待つなく、天馬ありといへども徒に槽櫪の間に倒れ死す

幸なる哉聖君御代をしろしめして一言千歳の法となり、一旨宇宙の安を諭し、一行四海を質にかへす、天運誠に不レ逆レ人して風雨頓に國土を潤し、國人心和して久しく天地の災難なし、予少年より國々を巡歷して四恩の深きを知り、四民各其業を樂しむを見るに、唯君恩の高きにしく物なし、爰に一分の野翁あり、忠恕の志して筑前州の隱居宮崎安貞が、貝原篤信に書せし農業全書の餘意を續て民間省要數卷を述す、安貞がいへる國家を治るは民間の事を以根本とす、其事中華に多し、古へより我朝の賢君、民間農業を重くし給ふといへども、農業を委く教る書は世に不レ傳、仍て書レ之、其志世に深い哉、然れども安貞が書、只百姓稼穡の損益に理を專ら書て、百姓朝夕の渡世に力不レ足事の不レ叶事を漏らす、

千技萬藝、事理一致に不ニ調和一して何ぞ其極に至べけんや、故に密准（不明）下筆其事微にして國家の器とするに足らず、稼ず事は夫子すら不レ如ニ老農一、國土の地利品々にして、一里一鄕の間にも其種を下し、其農を勸るに地有時有、五畿内江城下、東西南北の國々、民役委く國土の地利に當らん事を欲せば、何ぞ及事あらん、夫國家の利害は命令也、不法の賦税を重くし、不時の課役を繁くする時は、百姓何の餘力有て稼穡に精き事を得ん、上百姓の賦税を節にし、民を使ふの時を能して、是より段々命令あらば、安貞が書も又永く傳へて、國土の器と成なん、世々の賢君も亦此事を御心として、治世撫民の命令、時に改り、忠臣是に力を竭し心を碎くと雖も、御治世の長久に隨っていつとなく、官は威勢高く、上下の間次第に遠く隔り、下間の不レ達事、千里のごとくに成行、君言中途にして雲泥の違となり、賦税田獵民役の事毎に、御慈愛の命令、還て百姓の害毒と成こと有こそ悲しけれ、野翁はもと三世の百姓たり、又所々の田畑を作り生涯四民を渡り、身自ら勉て農業を採り、業として粹しからずと言事なし、一生志を竭して密ニ書ニ之一といへど、天に跼し地に蹐して秘めて未だ不レ使ニ人看一、予彼翁に謁して題目の意趣を聞に、賦税民役國用の品々に至迄、悉皆上に得有て下に失なく、上に損なくして下に益あり、得失損益上下ともに利有の辨なり、是忠臣力を不レ勞して、居ながら千歲の用具とも成なん歟、名けて民間省要とす、猶後世の君子を得而已歟、仍て叙す

享保庚子仲秋日　　桑門某稿

自序

一大躰の人一歩の民たりといへども、家は膝を容れ食は口に稱ふに不レ過、天恩を荷ふ處は以て一なり、適々淸時の民間に生れ、其業に粹しく生涯四民を渡り、其困苦を嘗めて其事理を身に任せ、此一部を書續け畢ぬ、是全く農業を樂しむ報を思に心なく、唯爲ニ國恩ニ寸志而已也、夫れ物皆古き言葉なりと雖も、能く用ゆる人の爲には幾度も新く成て用に立、又不レ用人の爲には悉古くなりて用に不レ能レ立、近世博識の人所々に民間の書を殘して世の器とすといへど、或は職位の勢力文才の力を賴、ひたすら理を專らにして下賤の事に不レ亘、民間地方の沙汰に及ては當らざる說多し、譬ば文武の道、千能萬藝只理を先として事を後にするに等し、豈臨ニ其場ニ能辨ニ其用ニあらんや、此は是一事不レ執ニ用他說ニ、自ら手中の業又は目前の事理を書す者也

享保辛丑仲春日

武陽 敦民 呆書

民間省要上編總目錄

卷之一

一第一 地方の事、附地方の事は家々の傳受算法有て與性、位を知といへど、當時至て不ニ相當一事、並に鄕村いまだ國中に不ㇾ備時の賦稅の分けを不ㇾ知して柱に膠する事

一第二 地方に變易有を不ㇾ知して、古法に泥んで、濫に賦稅を誤る辨の事

一第三 地方の事粹しからず、ひたすら理に任て田地上中下の位を亂し、新法を出して百姓の幸苦を不ㇾ顧事、附田地の法を失ふ時は、何を以國々の石高をば可ㇾ辨哉の事

一第四 關東御年貢米一俵の升目、百姓の手前より年々四斗六七升づゝ出して、三斗五升に漸相立委細を知る事、附御扶持米切米給る人々、右三斗五舛入の積に申請、其内斗り切年に有ㇾ之由、双方の過不足、凡一俵の間其米壹斗餘宛の失却有ㇾ之處、双方の爲宜しき御考可ㇾ有ㇾ之哉の事

一第五 所々御料私領之御年貢米、甲乙損益有ㇾ之事を辨ずる事

一第六 國々の百姓の田地賣買直段を不ㇾ知して、濫に百姓に課役を懸け間敷事

一第七 田地壹反を作る糞代、人馬手間、農具の入用等、諸事失却を不辨して、一歩苅を以て古法と稱し、其年の取箇を極る片手打の了簡を可辨事、附世間段々田地の糞し、可成程の物仕盡し取盡して、近年は干鰯一俵の直段、米一俵の直段にひとしく成、百姓の力次第に田地に不及事

一第八 田地一反に生る處の米、豐年凶年に隨て上中下の次第、委細知らずんは有べからざる事

一第九 田地取箇付に心を可付肝要を知る事、附田方檢見の次第、百姓神文の事、并村方により繩詰りの辨

巻之二

一第十 近年御年貢早納と云事有て、百姓の痛と成事

一第十一 諸事小物成と云事、百姓大き成痛たるを知る事、附小物成の分、上に無損下に益有納め樣の辨

一第十二 諸事小物成又は御年貢下り、并近年の增上り等、石代にて相納時は、百姓

の困窮と成由、度々御觸流し雖ㇾ有ㇾ之、還て有代高直に成事。附禁ㇾ之以後百姓の爲に可ㇾ成子細を知る事

第十三
一國土御成箇、定免の御心付にて、御代長久の最第一たるの處に、奸事空しく中途に遲滯する事

第十四
一定免と成て上に無ㇾ損、下に益有子細を辨ずる事。附定免と雖も田地其根元を不ㇾ能辨して、是を用る時は還て民の困窮を引出し、能是を正して行ふ時は御代萬歳の德たるを辨ずる事

第十五
一國土の田地百にして九十は互に入組。小作と云に預ヶ合、其地主直に作る事なきを委不ㇾ知して、檢見一分苅を以其取箇を極る時は、地主へ取の米にて、其地の御年貢諸役大きに足らざる事有を辨ずる事。附地主人々に損得を考、手作しては諸事失却に懸り、小作に預けたるより損たるを知て、多は小作に預くるわけの事

第十六
一小作人の器量により、高直成糞を多入て作る時は、其作の能事必なりといへど、地主へ取の米は限り有を辨ずる事、附近年能作り立たる小作人の田へ、一分苅の檢見あたり合勺過分有ㇾ之、御年貢大分に懸り、地主へ取の米にて不ㇾ足、人々難儀の事、幷後には糞しに金銀を入て田地を能作る事の、世上にて忌み恐るべき事と成哉の辨

第十七
一外に渡世なき者多く小作を營み、人の地をかりて骨を碎き、漸々世を渡る人民有、是又國土の用具たる辨

第十八
一地頭守護人家中の面々、屋敷構の內或は庭の片端に、少斗の作りをして、其得用を百姓の業にあて作德を量知る、大に不レ當を用る管見を辨ずる事

第十九
一近年霖雨、旱魃、汐風等にて、田畑の耕作に、古來未だ不ニ聞傳一病の付たる辨の事、附萱野、山林、谷地等にも、時の變有を辨ずる事

第二十
一民百姓を年中郡役內夫に召遣て、還て損有辨の事、附召遣て又得有節用る辨、幷民百姓は牛馬にひとしく、重荷を負ふせて打たゝくといへども、不レ能レ言事辨ずる事

第二十一
一所々より御年貢にひとしき課役懸つて、百姓苦む事、附課役幷に無益の入用等有レ之哉と度々御尋、又は村々より書上等被ニ仰付一度每に、還て百姓の費而已相立、下聞幷此邪正を能辨る事

第二十二
一道中の往還役相勤る村々、御料私領其品甲乙有といへど、更に御取箇に無ニ差別一、困窮空しく隱れたるを辨ずる事

第二十三
一畑方の義とくと其地の利味を不レ知して、眼前の理にまかせて、むざと取箇

を誤る間數を辨ずる事

第二十四
一村里百姓山林の事

卷之三

第二十五
一國々の田地、用水、堰、樋、圦、橋、堤、川除、川浚等の所々の御普請、先年は御入用も輕く人歩も力を竭し、成就の上數十年持怺へて能其用を辨ずるの處に、近年段々御入用は夥敷かゝり、人歩古へより大分費て年數こらへず、忽及ニ破損一、其用を缺げ、上の御費下の痛と成て、而も頃日は頗差閊、次第に破損重り、田地及ニ損毛一、國土の惱たる事、附自今先年の御入用にて、其節の年數程こらへて節々破損もなく、上年々の御苦勞も休し、下年々御願にも不レ及、上下に得益ある仕方の事

第二十六
一諸國用水近年多變地と成、百姓第一の難儀たる事、附救レ之上下益有仕形の事、并玉川の變の事

第二十七
一惣て用水に水元水末有る事、附水元水末の利害を辨ずる事

第二十八
一御料、私領、寺社領、入組の領々には、百姓我が儘多、領内諸普請用水等の障

りと成事

卷之四

一第二十九 百姓驕りの辨

一第三十 百姓の意地を辨ずる事

一第三十一 百姓と云物、元來公事腹中にして無益の事も言つのり、身命を失ふも不ㇾ顧物の事、附危き公事又は騒動に及ぶ事を可二取鎭一辨

一第三十二 村々、名主、庄屋幷大名主、大庄屋、且割元、用元等邪正善惡の辨、附可ㇾ撰ㇾ之心得の事

卷之五

一第三十三 百姓四季の産、附百姓の身帶に常有る事

卷之六

一第三十四 近年諸國、村高、寺社領、私領所々相分れ、段々村々、名主、庄屋、年寄等、多成來、村高も數々に分れ、是より所の下知諸事しまり兼、少の事も公事出入起り立、果は皆其所の困窮と成子細を辨ずる事、附身帶輕き名主庄屋は別て失多き事

第三十五
一諸國村高段々に分れ、高小村の分は村入用惣て多懸り、百姓の困窮に成を辨ずる事、附御吟味の次第に品々有㆑之辨

第三十六
一惣て下にて下を治るには、相應の智仁勇有㆑之を辨ずる事

第三十七
一官人を惣て其職役に可㆑置詮議の事

第三十八
一諸法度の儀に付人を呼集る心遣の事

第三十九
一古今賄賂の沙汰の事

卷之七

第四十
一國々御林を仕立國用に可㆑備事、附仕立樣によつて國人の痛と成、又不㆑成辨

第四十一
一國民御慈愛の事、附能一國の人を可㆓執用㆒命令、且又下聞を納て無㆑障、國政明かに下々へ可㆑徹事

第四十二
一四民禁㆓奢驕㆒、各其位に隨ひ、人々可㆑歸㆑誠辨㆓根元㆒事、附人々國風に隨て、分限其祿に不都合成を辨する事

第四十三
一國土巡見の事、附巡見の人を可㆑用辨

第四十四 一 國々の田地の位、并得失、損益、邪正、善悪、共に力不労して、居ながら千里の外の子細を辨ずる事　附三日法度の事

民間省要中編總目錄

巻之一

第一 一 四民御治世の愼の事、附仕官の幸不幸の辨の事

第二 一 人々身の上に常に竊の沙汰有之を辨ずる事

第三 一 人を召遣ふ心持の辨、附古しへの官人家人に對し不法の事

第四 一 人の渡世常に諸藝に似て、上手下手有の辨、附渡世は五常の根元たるを辨ずる事

第五 一 四民各忘身之愼を辨ずる事、附無名の沓の事

第六 一 儒學者放埒の人多、脩倡に驕慾多く有を辨ずる事

一第七 國々の神社盛衰、并別當神主の依ニ仕形一事、附兩部は榮へ唯一は衰ふる辨

一第八 人々各其道の藝術に不レ盡レ心、徒に至ニ年月一事、附今川家の旗本、武田家の陪臣授レ藝事

卷之二

一第九 行旅の辨の事、附四民往來の是非を辨て心得と可レ成事

卷之三

一第十 倭國驛路の傳馬百疋百人、或は五十疋五十人と云を評する事、附彼傳馬悉相立物や否、其可不可を辨ずる事、并困窮の次第を辨ずる事

一第十一 東海道五十三繼は五十三品にして、人馬繼合の法令、諸事各別の事有、しまりしまらざるの辨の事、附向後能しまるべき仕形の事、且五畿内七道皆同前の事

一第十二 驛々問屋帳付、月行持など云物の、由來是非を辨ずる事、附惣て問屋場を經歷するの役人、直にして僞り、曲て直ならざれば、常に能其用を難レ辨子細を評する事

一第十三 國々諸侯太夫參覲發足の節、驛亭止宿の邪正を辨ずる事、附下宿旅籠屋等の是非得失を辨ずる事

卷之四

一第十四　道中馬士、駕籠取、船頭、茶屋等の辨、附早追、附出し馬、くれ者の事

一第十五　道中雲助の辨

一第十六　道中ごまのはい渡世、伊勢參、同六部、願人、はとのかい、事觸、社人、惡山伏、惡座頭の類、世に害をなす辨

一第十七　道中女の事

一第十八　道中筋に於て、盜人惡徒の類を可ㇾ捕出ㇾ實事を辨ずる事、附目あかし小屋の辨

一第十九　諸道中所々、川越船渡しの邪正善惡を正し、往來の惱みを可ㇾ救事、附造り道なわての松の事

問省要下編總目錄

卷之一

第一　一中古より國土に衒術と云事起りて、諸道の妨となり、國に害を成す事、附外國人來朝の事、并國土金銀の變

第二　一御用木の費を觀る辨、附山の材木の盡たる辨

第三　一城築、門塀、佛閣、神社、所々御普請の辨、附上代は人能く力を竭して大儀成就し、中古より人能く金を費して跡より及ニ破損一の辨、并板橋石橋得失の辨

第四　一一切の諸普請に奉行宰領と云物なくして有べからず、有て又害をなすの事を辨ずる事

第五　一諸普請に、天の時、地の利、人の和なくして、成就する事難き事を、人々知て不レ用の辨、附能く用ひ様の事

第六　一或人近年難所の御普請を考へ、百分一の御入用を以て成就する仕形の辨

卷之二

第七　一古しへの放鷹四巡の事、附古しへの鷹部屋の事

卷之三

一第八一失一得、小利大損、有益無益、諸事心得違の事、附百姓永代地、錢高直、無盡、過錢等の辨

一第九倭國妖術の辨

卷之四

一第十佛法神道を世上に誤る辨

一第十一北里の辨

一第十二天地の變災、火難、たばこの辨

一第十三御代々德行の國土を覆はせ給ふ辨、附七廟功臣閣の事

一第十四時賴公箱傳受の事

跋

昔より國々政盛則上壽長、百年の間に、下多くの民をみる、かゝる御代には民間の願、幸を得て國の福となる、國々政荒則上壽短く、下多くの君を見るにより、民間の願、年月を經て苦み費、十に八九は

成懸たる事も忽廢れて初に歸り、又新の事に成て倦み疲、無二是非一止事多し、野翁此書を述て貞觀政要を見るに、太宗皇帝の御治世、専ら下聞を納れて民間を訊ひ、高に居て只管諫を求め、江海の細流を厭はざる御心の貴事を帖たり、倩々和漢の史を承るに、上古の聖君すら開國の正統、能千歳を待事（マヽ）未レ聞、異朝は國廣大にして及ざる事宜也、和國は今東照君萬歲の基業を始め給ひ、戰國の世々國々の是非得失を委く執合て、天下の諸侯を・て江城下に居住せしめ、權柄を交て賢太夫に執らしめて、萬法不亂の規矩を定め、御代永く泰山の安を仰ぐといへば、唯民間の政事不レ及レ下事を知る人なく、法令時々に改め、忠臣爲レ之雖レ諫レ心、御治世の長久に隨て段々官人威勢高く、心ならず民下卑賤の辛苦を知る人なし、上に魯魚の違なれば下に雲泥の惱みと成、將た魚鼈の身に非ずして海淵の寒暖を悉知る事なく、鳥獸に生れずして山林の飢渴を誰か能辨んや、併魚鼈に筆を採るなく鳥獸に言事なし、民中又夫にひとし、爰に魚鳥の言筆を假用て書レ之、聖君執二用之一作二萬歲治國之定法一者、豈千歲の治國何ぞ難しとせんや、適々清明の御代に生れ、獨國恩の爲に首を墮さん事はかへりみずといへど、唯君道の轍を徹（マヽ）功するに似たらん事を恐る、よつて生前深く秘す、小子是を筥にして命終ん後、能納二下聞一君子有レ之、憐二予忠志一採二拾之一以て、此内の事成とも有レ備二國用一ば、結レ草の志遂げなん

民間省要序跋總目錄　終

民間省要上編巻之一目録

第一　一地方の事、附地方の事は家々の傳受算法有レ之、地性、位を知るといへど、當時に其法曾て不二相當一事、并郷村いまだ國中に不レ備時の賦税のわけを不レ知して、柱に膠する事

第二　一地方の變易有を不レ知、古法に泥んで濫に賦税を誤るを辨ずる事

第三　一地方の事に粹しからず、ひたすら理に泥んで田地上中下の位を亂し、新法を出して百姓の辛苦を不レ顧事。附田地位を失ふ時は、何を以て國々の石高を可レ辨事

第四　一關東御年貢米一俵の升目、百姓手前より年々四斗六七升宛出して、三斗五升に漸相立委細を知る事、附御扶持切米給はる人々、右三斗五升入の積りに申請、其内年々斗切有レ之由、双方の過不足、凡そ壹俵の間にて壹斗餘宛の失却なり、是れ双方の爲宜き御考可レ有レ之哉の致し方の事

第五　一所々私領の年貢米、或は四斗入、四斗貳升入にして、納來る有といへど、夫は夫れ切にて、而も其所捌に成、百姓の持運もなく、外の懸り物もなし、御料所の米三斗五升納より百姓の痛に不レ成事。附痛と成を知る事

一第六 國々の田地賣買直段を不ㇾ知して、濫に百姓に課役を懸け間敷事

一第七 壹反の田地を作る糞し、人馬の手間、農具の入用等、諸事失却を考へ辨へずして、一歩苅を以て古法と稱し、其年の取箇を極るは、片手打の了簡なるを辨ずる事

一第八 田地一反に生ずる所の米數を知る事

一第九 田地取箇付に心を可ㇾ付肝要を知る事

民間省要上編　卷之一

田中丘隅著

第一 地方の事

附地方の事は家々の傳受算法有ㇾ之、地性、位を知るといへど、當時に其法曾て不ㇾ相ㇾ當事、

并鄕村いまだ國中に不ㇾ備時の賦稅のわけを不ㇾ知して、柱に膠する事

一　夫れ井田の起りは聖人國を開くの基業にして、天下の政事是に過たる大事なしと聞、凡そ八陣の

根元も是より成といへり、第一士たる人能辨へ知らずんば有べからず、古へより志あるの輩、地方農業の事をしるし、民家を敎諭有、又地方を勤る人、家々の秘書ありて斗を盛付、竝に貫積り石積りの詞ありと聞、其法は未だ武藏野茫々とし、江都の內も方一里に不レ滿して、四面皆曠野たりしと、古き人の物語に聞し、予が年六十にして五十年間見るの內にも、江戶の四面五六里の間の空地、家と成、田と成て、今錐を立るの透間なし、古へ未だ百姓の國土に不レ滿時、かしこ爰に家作り、最初能所を開發し、あやしき牛馬一疋を持てば、朝夕まのあたりの秣を苅て廐へ入、是をふませて糞しとして、耕作をするに辛苦なく、物入なければ百姓せまらず、よつて檢見に一歩苅と云をして、其年の年貢を試み斗る、尤其理當り法るべし、久しく作りて其地性根なれば、夫れをば先づ休めて、又外の水便共に宜き所を開發して、地を新にして農業を勤るより、地性も强く耕作の實入もよく、畑も猶準レ之、夫より御代の長久に隨ひ、人民段々にふへ、いつしか曠野の寸地もなく、畔を立るに餘慶なく、溜をあへるに昆地なし、年々に賦稅重く課役多く懸るに隨て地力不レ足、半作を休に不レ叶、段々地性も變じて、古しへ糞しなしに作りて出來過たる處も、今は過分の糞しを入、金を不レ惜作りても不出來する地多し且又、寬文の御取简にくらべては、中頃より下兇に見ゆる品あるもあれば、官者不レ知して、古へより今を下兇なりと思ふ人もあらんか、夫れは右にいふ空地、年々に左右前後を切開き添ふるにより、田地步廣なるが故に、百姓不レ痛、今は速に國土を切開、段々に御檢地入て分外の餘慶なく、結句

繩手により、歩詰りの地世上に多し、百姓と云物に誰人の生るゝぞ、儘よ、中々切詰りたる田地より當方の賦税課役を請て、立つ物に非ざる事知せたし、その事段々末に述ぶ、讀人能々心を付て見給ふべし、必しも其の身にならざれは、いたさ、かゆさもしれぬ事也、人間因果の理にこたへば、けふは士と生れても、明日は農と生れざらんや、官吏も柱に膠する事なかれ

且又世上は國所により、有高より其地不足成も多し

第二　地方に變易有を不ㇾ知、古法に泥んで濫に賦税を誤る事

一　夫れ地方と云は天地なり、時に應じて變易あり、或は風雨海潮の難にかゝつて、山崩れ地を割て村里を流失する有、又地火土砂を飛して、田地を埋み盡すをも見る、斯る目前の大變は天下に其隱れなく、國主の命令下りて、救ㇾ之ぅ慈愛品々なれば、其變に隨て其沙汰に及ぶといへど、只隱れたる變を奈何ともせん方なし、其子細、或は先年は沼田にして常に水湛へ、冬に至れば水鳥多付て其糞を落し、年々に土肥て外の糞しを入るゝに不ㇾ及、稻能出來實る故、古へ上田なりしも、近年所々用水の通路變じ、沼は砂地と成、深田は旱田と變ず、水鳥の舍りべき水もなく、外に糞し入ても砂地と成てきく事なし、又大地震の後、所により海邊水邊などには、地下りて古へ麥作る岡田の上地、今は濕地と成て、地性其位を失ふもあり、古しへ打晴たる田地の邊りに御林生茂り、林里の竹木生長して叢を成すあり、古しへ水便能所段々變じて、近年は年々及ニ旱損ニ、百姓の筋力空しく費て、秋近く枯果る類も多

し、其小變國々所々に品々あれば、一々あげて數へがたく、かゝる地方の大小難を不ㇾ辨、古法に泥んで賦税を誤る事なかれ、この論此書の始末を讀て明らかに辨へ知べし、上編第四十四の口傳に至らば、居ながら千里の外、國土の田地大小變共に明らか成を知べし

但砂に色々の品有、近年水上の山崩れ初て出水し、年々押來るあり、又大川の砂を出水の度每に押上る所もあり、富士降砂の押來るも多し、水難の變も亦準ㇾ之

第三 地方の事に粹しからず、ひたすら理に泥んで田地上中下の位を亂し、新法を出して百姓の辛苦を不ㇾ顧事

附 田地位を失ふ時は、何を以て國々の石高を不ㇾ辨事

一 地方の道功者にして、算筆に達し理を能するの官人、譬ば三段なり、下官は村里に出走て檢見し、所々一分苅を改て、其年の取箇を斗り極むるに、先下官吟味して中官へ出す、中官に伺て事を極る、是常の方也、夫れ上は中に優り、中は下に優りて直に理明かなりといへど、其事に臨ては反ㇾ之、下の上に優れるも多し、故に百姓との間に起る事多くして互に心を置合、其邪正を探りて以て色々の察を入、年々六ヶ敷新法下て、大きに民辛苦し費る事を不ㇾ知、果は色取拵云事に成て、田地上中下の位に不ㇾ構、其田の一分苅を以て其年の取箇を用る有、是正道にあらず、夫れ田地に歩有て畝と成、畝有て反と成る、反有て町を成すといへど、斗代盛付と云物は上中下の位より起る、根取と云物又衡なり、和國此法を

以て石高を上げ、何萬何千何百石とす、然るに今此位を亂して色取を用る事、國法を亂すの始めにあらずや、天地の間、萬物土より生ず、人其中の靈也、根元の土より位を失ふ時は、主ㇾ之の人豈能其位を持んや、穢多非人に富る有とも、何ぞ四民の上に立たん、國主の爲、是をせずとも事の缺たるなし、ひたすら取箇を增して宜き筋あらば、かく百姓の望に背かずとも筋よくして、上に德有、下に損なき仕形、幾らも有なん、かゝる事をせぐらんとては、先百姓の自分檢見書上帳、田地一枚切の立札、神文等に至迄、上に知しめされぬ百姓の惱み、物入有ㇾ之のみ也、小高免にかゝる迚も、百姓辛苦して出す物、中途にして費んよりは、君の爲に下は靜にして安く捧げ奉んにいづれ、近年檢見を請る惱み、百姓別ては名主庄屋に對し、鐵丸を吞むが如し、其身にならずしては其子細を知る事難し、猶上編第九を讀て意味知るべし

第四 關東御年貢米一俵の升目、百姓の手前より年々四斗六七升宛出して、三斗五升漸相立委細を知る事

附御扶持切米給はる人々、右三斗五升入の積に申請、其内年々斗切れ有ㇾ之由、双方の過不足、凡一俵の間にて壹斗余宛の失却也、是双方の爲宜き御考可ㇾ有ㇾ之哉の致し方の事

一 凡そ江戸近所五里四方より、淺草御藏に相納る所の御年貢御城米と申は、一俵三斗五升入古來の式法たり、此一俵の米百姓の手前より出す所、年々諸事失却を入て四斗七升余宛にて辛苦して漸に納る、

此子細は

一　米五升余　かん米　口米共に

是は本途の三斗五升入に造り立るには、此上貢買米の升目四斗余も入れざれば、御藏米にて三斗七升に廻らず、是も又享保年中より一升增の御觸ながし有レ之に付、今は三斗九升より廻らざれば納らず、殊に村々にて御城米拵立置ての後、名主年寄米見等鄕手代の下見、御藏前にて役人中段々の吟味度々のさしこぼし、舟積、舟場川岸揚、度々なげ積の節、毎日減るに付右五升の口米かん米にても、時により升切れ相立、米主及二難儀一事度々有、依レ之俵こしらへ吟味相濟の後も、心有米主は一俵に壹弐合宛さして出すも有レ之

一　米三升余

是は御城米右之通一俵拵へ立るには、常の小作年貢米の内より、あらくだけ、死米、靑米等の惡米出るゆへ、一俵に付是程宛の失却懸る、此分飯米の外貢買米にはならず、古しへは人初心にて一粒撰りにしたるゆへ、一俵こしらへ立るには、四五人手間にても漸く出來る處に、近年は人かしこくなり、板ふるいと云物を拵らへ、是れにてふるひ、あらくだけ死米等悉く能ぬけて城米と成る、上手は一日に四五俵宛もゆり出す、然れども繩俵の拵共には人手間多く懸る事也、勿論右撰出しの惡米は其間の扶持と見てよし

一　米壹升五合

是は淺草廻し御藏へ納賃、古來より領々近村申合、互に名主年寄年番を以て替り〴〵に、御藏へ相詰め相納るの納代、年々懸る

一　米壹升五合

是は船賃、駄賃、上乘賃、川岸の番賃懸る分、時により所によら、此分にて不足の事も有、先あらまし如ㇾ斯、遠方は運賃被ㇾ下こともありといへど、夫は又夫れ程の物入用も懸るなり、凡江戸廻り五里四方の間の大槪を爰に出す、余は準ㇾ之量知るべし

一　米壹升

是は一俵拵立る二重皮繩俵の代、大槪如ㇾ斯の了簡にて人をも賴候分

但享保子年より新規の御觸有ㇾ之、二重皮の外に、又一重のうはこもをも懸け、三所結んで出す、是又少なからず天下の費と爲るを見るべし、別に上の御爲とも成がたし、古來より是もなくても濟來し物を

右の通入用米〆壹斗貳升、本途の三斗五升と都合四斗七升にして、氣を詰め辛苦して漸く相納る、且又御藏米にて御扶持給るの衆中、右壹俵三斗五升入の積りにて請ると雖も、年々其內斗り切相立候、惣て武家方女中などは御切米給て、扶持方の外多くは拂に出るもの也、御藏前の米宿など賴て

賣る時は、世上の相場より少下直に、又買時は高直なるが常也、然を自今百姓前より一俵にて三升宛餘慶を入、御帳紙の直段か、江戸表の時の相場を以、三分一米にて被レ遣、三分二は金納にて御取立被レ遣候はゞ、双方の爲宜しからざらんや、併し遠國の米を其所拂にしては、江戸表の米不足成べし、武藏、下總の儀は、御城下御中間に等しき百姓等、何時不レ限ニ晝夜一急御用にも罷立、常々遠國に異る諸役、大分に相勤、隱れたる御奉公も相勤るなれ、此兩國へ右の金納被ニ仰付一候はゞ、御芳志の御恩にも可ニ罷成一哉、この外御口米のわけ、金納の秘事、上下に無ニ損失一有ニ得益一の次第、上編第三十七、下吏の官人を可レ置の下に書す、前後を讀て察レ之

第五 所々私領の年貢米或は四斗入、四斗二升入にして納來る有といへど、夫は夫れ切にて而も其所拂に成り、百姓の持運もなく、外の懸り物もなし、御料所の米の三斗五升納より百姓の痛みに不レ成事

附 又痛と成るを知る事

一 前段に云御城米壹俵三斗五升と云は、外入用共に四斗六七升宛懸るなれば、私領方の四斗入、四斗二升入より百姓の難儀たり、殊に私領方は多くは其所拂に成により、冬の間は郷藏へ納置、百姓番をして春に至て拂に成故、さして米俵の吟味もなく、米は世上の賣買米の直段也、俵はざつとしたる一重皮なれど、上皮の分には、こもを一重かけて三所結たる斗にて、小口がゝりもなきが世間の地頭方に

多し、運賃小揚の苦勞もなく、所拂程百姓爲の宜きはなし、萬石以上城下〳〵の地頭米には、所により御料所の俵より念入、手間懸りたる年貢共も有、米の入升目等にも色々の品有レ之、却て百姓の痛みに成有、高免にして百姓及ニ困窮一、潰れては入替り〳〵、代々不ニ相續一の所も多し、斯る所の百姓を見るに、或は身帯を潰し、又は拵の爲に他國に居ても、年朽るまで古郷を戀しともおもはざる體なり、是戀しからざるにはあらず、からき法に逢ふて、その國の恨めしければなり、誠にからき政の虎よりもこはしと聞しゝ、今は世にも目前たり、かゝる地頭潰れ跡絶たるを、昔より聞事多し、給所方にも御料所より大分に百姓の爲め能きも有、惡敷もあれ、兎角百姓といふものも、田地と云も、其限り有物なれば、能き程の中分有也、縱古來より高免を取來り、代々百姓の膏をしぼると云ふとも、此書を熟讀して後事理の明らか成を知り、中分にして子孫相續の隱德あらんこそ願はしかるべけれ、猶中編第五四民各驕の辨を勘せば、其分限に隨ふ事を知て、一生もむさぼらずして易かりなん、頃日廻國して國々の城下を過るに、其城主下聞を納れて人を用ひ、惣て御内に能人有らば、國法を不レ誤、地方の事を粹くして、田地の道に怠らず、民を撫てんやくを專ら能用るにより、國も富み其家も盛なり、又生得不足の領主は酒色等にふけり、諸事不埒の遊に金銀を費し、百姓をせめはたり、家に久しき賢臣の諫も不レ用、次第に能き人は減じ、我儘のみにして家法を亂す、或は又なまじい城主、邪にさかしきは下聞を不レ納、自知を專らにし、隱たる費を不レ知、連に不勝手になり、城下の者の金をかり盡し、百姓もつかれて國

の衰るも有、かゝる處の百姓町人の中には、ふり廻し能者有とても、段々相應より身體を小體に引下げ、すべき商事も止みて、金銀の口入の恐を防ぐ所にて、所の商事も減じ、他領の商人入込て他の賑ひと成る、其外少も口をきく所の用事相違する者も、同く時に不レ逢、引込心に成行故、彌以て其所の小事も大事に成り、亂立つ事も多し

且又、大身ならぬ地頭方の知行所へ、名主百姓罪あれば上へ訟て追放し、その跡式の家財、田地、屋敷、山林等賣拂て其の地頭へ納る有り、百姓と雖身帶を闕所すれば、或は五兩十兩、百兩貳百兩の外に及べるあり、然ば主人慾の底意なく共、一疋の死馬を數十疋にて貪り喰ふ味あれば、下人又は百姓仲間にも幸を待の輩なきにしもあらじ、かゝる時色々の邪有ことも、度々見聞に非ざれば知る事なし、昔より勇剛の士の人の患へ、人の殺害を事なくして好むはなし、ことに臨ては臆し、策に向へば拙き人の僻に、人の殺害損亡を顧りみざること多きぞかし、當時に對し身に寸功もなく、先祖の功、時の幸に預り、安樂に給はる知行とて、賴むべからず、百姓はもと天下の百姓たり、百姓に地頭あれば、地頭に大國主あり、國主にも天命有り、心を擅にすべからず、常に武の道を勵みて恐れ愼むとき、則ち子孫永く愁なからん

第六

國々の田地賣買直段を不レ知して、濫に百姓に課役を懸け間敷事

一　夫れ國々田地有といふ共、百姓なくんば家とするに足らじ、畢竟百姓辛苦して口に無味を食し、

身に不溫を着て、其膏の米と云物に成と知べし、天子より諸侯太夫に至る迄、人國を得て貴く、國を失て賤し、古へより人我が境を犯し地を爭ふて、以て軍戰起る、皆是を得て子孫に讓らん事を思ふ故のみ、其以下の志皆同じ、外に何の意かあらん、百姓町人亦準レ之、何んぞ身帶を拵ぎ田地を買殖やして子孫に讓らん望の外なく、世に盛衰有、興亡有、人交も買て又交も賣る、其賣買所々、皆其所の年貢諸役を勤て、殘る作得を考へ見ての直段なり、大體七八分より一割の利に廻らねば、買ふて無レ所レ益、且其所上地也といふ共、其所の年貢諸役重く、作得なければ直段易し、又下地なり共年貢諸役輕く、作得餘りあらば、直段夫れに應じて高し、是を斗考て賣買仕來るなり、然共所により家込にて田地少なく、商事これある繁昌成る地へ、其所にて持て飾とするのみにより、茶の湯道具を嗜が如く、何の利得に無レ構、一反四五十兩でも買所有、是等の類の所世間は又多し、是等の類は鏡とする事なかれ、且又國々の知行に狹くしても高の上るあり、廣くしても小高の所も有といへど、作得の有に任せて高を結んで取レ之に等し、國々の津湊、城下〳〵、京江戶の町屋敷に至迄、間口の間數に不レ構、督得の勘辨を以て賣買成る也、町人百姓子孫に家督を讓るにも、皆其考を以て事をなし來る所に、官人其勘辨なく利に任て、俄に新法の取箇を出し課役をかけば、百姓町人望を失ひなん事是に過たるなし、代々力を竭し己れ〳〵が家業を勵み、求め得たるの田地、俄に下直に成て廢せば、何事も皆徒と成なん、是又前の田地位を失ふにひとし、此理能く辨へ知らんずんば有べからず

第七

一反の田地を作る糞し、人馬の手間、農具の入用等、諸事失却を考へ辨へずして、一分苅を以て古法と稱し、其年の取箇を極るは片手打の了簡たるを辨ずる事

附 世間段々、田地の費しに可ㇾ成程の物を仕盡し取盡して、近年は干鰯一俵の直段の、米一俵の直段とひとしく成、百姓の力次第に田地に不ㇾ及事

一 凡そ江戸廻り田地一反といふは、むかしは三百六十歩、今は三百歩也、遠國所々には今に三百六十歩の所も有ㇾ之由、關東筋三百歩一反を作る、諸入用一々上げて書ㇾ之

一 米六升 一反の種籾植田の分、大概一反一斗二升積りにして、如ㇾ斯入分、但籾一升にて米五合摺の積り也、然れども所により古法に任せ、一反には一斗五六升宛の種籾を下すに有、又は淺田と沼田の品により、籾種多少品々有といへども、先關東江戸廻りの大概を上げ、余は準ㇾ之量り知べし

一 米七斗二升 人足二十四人分扶持切米、是又國所により段々多少有り

但一日に一人米三升づゝの積りなり

是は春田一反の荒發しより、苗代直の田植、田のくさ一二三番迄、秋の刈とり、こきほし、米にすり上げ迄大概如ㇾ斯有也、是は隨分自身渡世の慾に引懸け、未明より夜に入まで働く、又は錢限りに渡し仕事にして、强て働くならでは此分にては中々すまぬ事なり、且又時節の變に逢て田の草などに追

はれ、旱に逢ふ田など旱破(ヒワ)れ堅く成に至ては、いか程人歩を懸ても更に埒の明く事なし、仍て右二十四人としても、其外には出て其内には入替し、殊に百姓の田に水の切れたる時は、晝夜男女ともに手々に桶して汲かけなど、其辛苦自から勤ざる人の察し思ふべきにあらず、其上夏中田廻りと云を、朝夕に油斷すれば、或は旱過、或は水過て不ㇾ足、皆百姓の常也、是等の人手間亦右二十四人の外なれど、一々しるしがたし

一　米三斗、馬五疋の入用　　馬子一人とも

但人馬共に一日六升宛の諸入用

是は荒代、中代(シロ)、植代迄三度田をかき候分、並仕付、糞し付迄り、苅上げの付迄りあらまし如ㇾ斯、是又田風田地の遠近により、大分の高下有ると知るべし

一　米五斗御料私領關東筋上田の根取、古來よりの中分なり

但所により大分の高下有と雖、委細は限り無れば荒増に如ㇾ此、是を以て上中下共に可ㇾ量知

一　米一斗五升右御年貢米五斗の口かん御藏廻し、諸事入用懸り物、かれ代共に

但前に出す三斗五升人は、四斗七升餘にて漸相納る故如ㇾ斯

米合壹石七斗八升　　江戸近邊大概を上る

右の米上田一反の籾一歩苅一升をと見て一反の籾三石也、此米五合摺にして一石五斗と見ゆる、是に

て右之通の御年貢諸入用さし引、一反に付米貳斗八升宛の不足相立

但是は糞しも大體一反に新金一二分程宛入作りての積りなり、所により、田地の性によりて、是又差別あり

此外に地高に懸る村入用、堤、川除、溜井、用水所の築留め、所により五里七里遠方より溝を浚て水を引取も有、或は樋入橋路等の人歩役、高百石に或は金七八両より、十五六両迄もかゝるあり、是又道中助郷へかゝる、村々右の外に高百石に十両より十五六両懸る、其外近年は琉球、朝鮮の外國人、同くそれにをとらぬ大御用共、段々打つゞき有レ之により、年々百姓の高百石六七両より十二三両宛も、村入用懸る事数多なり

且又御鷹御用共前は生類の事に付、色々の不意の入用共は、一々あげてかぞへがたし、此事猶末の辨に委し

近年は打つゞき旱魃大風の難ありといへど、右の入用はのがれなし、年貢と云物は其年の檢見により、付荒損亡の分はゆるしもあれど、只年々地高に付てのがれぬ物は、右の地役なりと知べし、是豊年の餘慶ならで凶年の地役は勤め難し、是等の事を能々思量せずして、年々の賦税を誤る事なかれ

夫れ田地を作るの糞し、山により原に重る所は、秣を専ら苅用て田地を作るなれば、郷村第一秣場の次第を以て其地の善悪を辨べし、近年段々新田新發に成盡して、草一本をば毛を抜ごとく大切にしても、

年中田地へ入るゝ程の秣たくはへ置る村々有レ之、古しへより秣の馬屋ごへにて耕作を濟したるが、段段金を出して色々の糞しを買事世上に專ら多し、仍て國々所々に秣場の公事不レ絶、又海を請たる鄉村は、人を抱へ船を造りて色々の海草を、又は種々の貝類を取てこやしとす、其外里中の村々は山をもはなれ海へも遠く、一草を苅求むべきはなく、皆以田耕地の中なれば、始終金を出して糞しを買ふ、古へは干鰯一俵の直段金一兩に五十俵、六拾俵もしたるを、今は七八俵にも賣らず、近年干鰯金一兩分を買ふて粉にして斗り見るに、魚油の〆から抔は四斗五六升より漸五斗位にあたりて、いかやうの惡敷も六斗にはあたらず、是享保子年まで五六年の間の相場なり、是を一反三百歩の田の中へふりて見れば、大桶の水へ香薫散を一ぷくふりたるにひとし、よつて能入るゝと云者は、一反へ金貳兩の內外入ざれば其しるしなし、惣て一切の糞しは皆干鰯を以て直段の目あてとす、穀物の賣買皆米を以て其直段を考へ斗るに似たり、其外もろ〳〵のこやし、皆干鰯を入る金高積を考合て入るゝ事なり

近年段々に干鰯國々所々へ多く買取事、田地ふへ人多く來て、國中に秣場の盡たる故なり、直段の高く成る事も諸方にて買人多ゆへと知べし、むかしより浦々又干鰯網も多出來、人も功者に成て漁獵を能するといへど、國土へ多用ゆるにより力足らず、次第〳〵に排底のやうに成行事右の理なり、且又油粕粉ぬかなどは、土地によりて不用ありといへど、同じく高直に成、海中のばか貝、きさごから貝、人手、青さを昔しは入らざりしを、近年ははき盡し是さへ少なし、殊に是等の類は風波の品によりて有

る年と、なき年ありて、糀と百姓のあてに成がたし、せうちう粕は古しへより用成るといへど、せうゆ粕さらずなどは用る事なかりしも、いつしか頃日は賣買と成、あるとあらゆる物費しに仕盡して、たばこのくさ又前錢を打て買ふ、此以後又何をか用べき

百姓の農具せんくわ、まんぐわ、鍬、鎌等の類、近年鐵高直に成て、古へ三百文位にて鍬一挺買たるも、今は七八百文と成る、餘は是に可レ準、年中穀物干上げの莚にも、御年貢米二重三重の繩俵も家來なき者か、病に臥たる百姓等は、皆以て日傭にて仕立るにより錢を出す、家居、馬屋、雪隱、木部屋等の諸普請の、年中修覆入用、自身妻子家來有者は、それ〳〵の身にきる物、夏冬の心遣あり

百姓馬といふ物なくてはならず、是又近年段々馬の直段も高直に成、古しへは一兩より二兩迄の馬にて、自由に用事を達し來りし處に、今は其位の直段の馬はなし、有ても用に不レ立、大抵の馬三寸に不レ及とても、歳六七歳までにて十兩より内はなし、同く荷鞍諸事馬道具の高直こやし薪等を附運、麥わらの鞍も諸事金貳分にても不レ調、往還通り敷又は公用人衆の傳馬に出す程の馬のくらは、いかやうに麁に相成も一兩位にて中々あがらず、荷繩又晒と連て高し、百姓の用に作り、わらと云物を取ても金に成と云人あり、不案内の次第なり、わら莚、こも、ねござ、年中の諸普請繩、御年貢俵二重三重の上は皮、かどり繩、人のわらじ、馬の沓、農具の入用、同馬道具ひさしに家のふき草ふきかへ、本家のさしかや等、年中百姓の内にわらといふ物の入事あげて數へがたし、田畑等分の所にては中々藁を賣などい

ふ事なし、田ばかりの所都の近所にては、市へ出して賣るあり、斯る所は外に山林なきものゆへ、わら物からの外薪一切なければ、わらを賣て薪にも成なれ、是等は百姓年中の渡世の内なれば、以ニ耕作一入用の内たるべし、かやうに大分の入用懸り、百姓相續すべきなけれど、或は下田、田麥、畑作見取場末の余計、年々の檢見引の用捨、又は山林海邊の助成、市場町場津湊の邊、それぞれ相應の商事、日備糸機の類のかせぎに、農の間の寸隙をありきて渡世し稼すといへど、色々の緣に進ふては、やゝもすれば身帯を潰し、妻子を賣の輩年々歳々其限なし、惣て斯樣に段々耕作のこやし、百姓の遁る事、農事に膏をしぼる事を能々辨へて、上たる人朝夕心とし給へかし

第八　田地一反に生ずる處の米豐年凶年に隨て、上中下の次第を委細に知らずんば不レ可レ有事

一　凡田地一反に生ずる處の米其地に應じて、米にて上中下の位定るものなりといへど、多少は品々あり、これ一町の田をならして見ざれば、其分量知れがたし、一町の田を十所にて作れば一色也、又一歩苅をして、縱ば一歩一升有時は、一反三石有べき筈なれど、幾度ためしても、一反にては一歩の勘定にはあはず、少なき物也、天の時により人の和により地の利によれば也、關東江戸廻りの田地一町を手作して見るに、四斗入四十俵より五十俵の間に米を收を常とす、是は一反に新金二分三分位のこやしを入るゝ積りなり、縱こやしを聢と入れ、其年の陽氣も能十分に出來たりとも、秋の穗の上へ

花かげの頃の陽氣より實入よからざる有、又所により見取場水くさり場などの下々田、旱の年にはよしかやの如くに出來て、倍を返して米を得る有といへども、又年々水くさりに逢、五六年に一度位さる事ありとも、無毛の年も年々田畑高の役をばのがれ得ず、空しく諸役を勤て置事なれば、斯樣の地百姓の心あてにはなりがたし、而して山田の天水場は反レ之、年々少の旱にも枯失て、還て雨しげき年に利を得るといへども、亦同前なり、かゝる場所をば此道理を知らずして、適々豐年たりとも、有に任せて取るべからず、無毛の年の諸役並に仕付、養しの入用のすたりを心に思ふべし、惣て耕作の事全く其田地にはよらず、只其人によるなり、晝夜農業に精出し手廻しも能、こやしも能入るゝ器量の者は同じ田にて米を多くとり、其事怠る者は一反三俵も不レ取、萬物皆しかなり、物にはよらず人による也、國々所々にて其地より生ずる米を能知るの法は、只其地の小作預け口の品々にて考見るを傳とすべし

第九 田地取箇に付心を可レ付肝要を知る事

附田方檢見の次第百姓願文の事、并村方により檢地の節、繩に伸詰り有を辨ずる事

一 凡地方の功者を賴て過分の祿をやり、扶持切米を出して抱置は、第一檢見所取箇付の用たり、古へより檢見者は色々の意を入て出し、門付立毛をして一歩苅をして、其の年の年貢を極るは常の法なりといへども、近代は前にも云天地の間段々に變じて、古法を用ひ捨てあたらざる事多ければ、何事も常を知といふ共、變を知ずんば有べからず、殊に今は見る人も見ず、人も心に多く變有、上代は見る人

も見する人も心の心常にして、一紙の神文にも汗を流し可レ申事、誠を以して上下邪なかりき、近代は物皆反レ之、先見る人より初て古代の法を破り、田地上中下の位を亂し、色取など云方を用、上古九ツ一の井田の法も秦商鞅より失はれて、中頃より二分の□あるひは引一勝四六の取分けに成り、近年五五の法其外色々と變じ、辛き算法を設けて取レ之有、是一向に地方の事に委からず、筆算職位の威力にまかせ、青表紙の稽古に地方を責るの客只利のみを專らにして、民に僞りを教るの根元と知べし、近年檢見の法に色々の好み有ゆへ、村々百姓にいれて名主年寄立會内檢見して、田一枚毎に上中下の位畝歩を付、並合夕を記し付、木に書し竹に挾み、田毎に立置て、其通無二相違一樣に書上る帳也、尤與文言きびしく少も相違有レ之候はゞ、いか樣の曲事にも可レ被二仰付一由の上に、熊野權現の式日の文言通りに委しく明白に仕立ると、十日や廿日に書一物にあらず、殊につけ木札春風に吹ちる、人歩の費夫々の物入も有、殊に合夕付籾高、正直に任せ有體に書上れば、法に任せ過分を取り上げ、三年分の年貢を一度に出しても猶足らぬ程なり、仍て似も似ぬ程ながら、無二是非一合夕を減じて帳面に仕上るにより、初より神文に向ひ、心中は文言に反して誓ひをなす、村々名主年寄共間の辛苦、忽に白髮にも成心地ぞかし、初め此法の出たる時に村々より名主年寄心得違して、有體に帳面を仕出して、籾高上り二三年分の年貢一年に懸り來、其所半潰れに成有、かゝる時に臨んで危きには身を不レ顧、惣百姓の爲にこらへたる意地を出して、其下の百姓を救ふ村方の名主年寄、豈に隱れたる忠臣とやいはん、民は皆天下の民な

り、地方の根元を不レ辨、片手打の官人何れを聚斂とし、何れを盜臣とせんや、然どもか樣に出しにくき帳面を出して、百姓を救んと欲するには、先諸神に祈りて歩みを運ぶ、其隱れたる物入は百姓の習無二是非一、此事筆に述がたく、尋るに不レ及、此書を讀で諭すべし

惣て田地に取箇を付る事、右段々の事理を能辨じて後一歩苅に不レ構、先其年の干鰯の相場を聞合、且其村の取箇十ヶ年の高下を考へ見て、其内いづれの年に準じたるを能察して、前後にあまり無二高下一やうに免を極るを功者と云、百姓と云者耕作の外何の餘慶なきものなれば、年中の作りに家内の口を量り、衣食住農具糞し代人馬入用等、それ〳〵の心殘り皆作りの物を賣て備へとす、山林の餘慶有か、又は外に商事して餘力ある者は少し、よつて年々に五分三分位の上り下りは、さして痛まずとはいへど、假に一割二割も取箇上り、諸事心あてにせし米穀賣て用る事ならねば、山林を質に出して借金す、惣じて田舍のかり金の十二兩一分にて年二割半の割なれば、小百姓に五兩の借金重れば、五年の内には、決して身帯を潰し、妻子迄を賣て、散り〳〵に成行事、朝夕旦暮の目前たり、貴となく賤となく、妻子ちり〳〵永き別れと成行心、筆に書だに哀なり、各自らとくと心を靜め、目をふさいで其心を思ひやり給へかし、凡そ人間の哀腸何事か是にしかんや、かゝる祟いづれの所へかゝるや、是をおもへば國に撫民安世の忠臣有るは、御代長久の爲には、百萬の甲兵にも優りて、君の備へたらん、猶又前後を熟讀して地方の意味を辨ずべし、且又下田下々田抔の瘠粮二合三合有所にも、取箇の付は近年の事なり、

【口傳】夫れ田地一歩の内にかしこ爰に實に交る稗を苅ても、二合三合は有物なりといへど、三合まで有レ之分は、こやし代仕付迄の手間代、夫食にも中々あたらず、結句かゝる稗は干損に多物ゆへ、夥敷辛苦して水をかけ、果は枯てわらまで用に不レ立、大手間物入多く懸るを知れば、百姓中間の小作もゆるして一切不レ取レ之、四合苅よりは少宛とりもら有なり、賤しき百姓の心なりといへど、互に其事を知るゆへに、哀を催してこれを免ず、其年の付表れば御年貢御免有といへど、地高に懸る諸役は地主辨へて是を勤る也、國により所により、檢地入の節の官は同じ法令を請ながら、繩手の人の心により繩伸繩詰りの所に各別の品有り、又初檢中檢の品有、先初檢には諸事念入役人も無二覺束一命令の趣を嚴しく用ひ、畔境迄糸つもりにして改るにより、繩詰る物なり、夫れより日に增段々打者も打する百姓も見習、手懸るに隨て次第〱に功者になり、運もゆき少宛の宥免有故、繩も段々ゆるかせに成物なり、夫れ田地の所務全く地性の善惡のみに限らず、第一は繩の伸縮によるなり、直段賣買又しかなり、切詰りたる繩を請て其邑の位上に成る時は、年貢諸役其高に懸りて、いか樣の上田もすたりて買人なし以て下直なり、武家方の知行所全く高によらずして地に廣狭あり、或は大川海邊に臨む村方、山林曠野によるの郷里など畠地有レ之、高外の地の餘慶により思ひの外、人も多く住居して所務もそれぞれに有物也、かゝる所も百年來の御治世の恩澤に人民滿たり、廣は廣に隨ひ狭は狭に隨て人其所に餘る、依て地に餘慶有所は人又餘慶有て、人間の渡世さして替る事なし、國土今曆を改て課役をかけ

ば、急に逼て人を損せん、高外と云もそれ〴〵に皆年貢のかゝらぬはなし、只高役をまぬがるゝのみ、惣て其國其所の檢地と云物、元來大切の物也、法は嚴に民は緩にすべし、打詰りたる國は世々惱み衰へ、少伸たる所は世々豐也、何事も上より緩き命令なくては必下に大き成失有物なれば、いづれの君も上は嚴なる事常也といへど、其節の繩手役人の心々にて、下に至りまち〳〵と成て、喜ぶ有悲しむ有、民の喜は君の福と成悲しみは禍を生ず、各仕官の輩それ〴〵の祿を給り其職位を勤むといふ共、物にくつろぎなくしては立事あらんや、近く身の上を知りて民のなげきを心せよ

問て云、古しへは邪神ありて能く百姓の祈りに應じ、供物を請て報をなす、中頃より天帝の法令嚴にして邪神の力に不及、供物大食してもちり斗りも報なし、年々に其の費多し、祈らざれば又大に鬼と成り、今の供物は備へて報なく、只寇をふせぐが爲なり、悲哉

答て云、いふことなかれ、今時慾にけつぱくに見ゆるの神々の内には、それに誇て僻なるありて、供物を不受を鼻にかけ、こと毎に改めせめて、針の縫をさすが如く、供物の一倍費立ての上に、大きに苦しむあり、しかれば利生なしといへど、心よく供物を受て事毎に仕能き方が遙に優れるなりと云、惣て公用といへば、いか樣成る輕き人出て、日比は其所其民の下に手をつがぬるといへど、その一言重さのたとへん物なし、その勢に醉て多は高ぶり、下の辛苦を不顧者有り、中にさも甚き人も又多し

民間省要上編卷之二目次

一第十　近年御年貢早納と云事有レ之、百姓の痛と成事

一第十一　諸事小物成と云事、百姓大き成痛と成を辨ずる事、附小物成の分、上に有レ益下に無レ損納樣の事

一第十二　諸事小物成、又は御年貢納下り、近年段々增上りの追觸等、石代にて納る時は、百姓の困窮に成由御存有レ之、度々御觸流し有といへど、還て石代高直に成事、附禁レ之以後、百姓の爲めに可レ成事の能可ニ相辨ニ子細を辨ずる事

一第十三　國土の御成箇定免の御心付下て、御代長久の最第一たる所に、好事空敷中途に滯る事

一第十四　定免と成て上に益有り、下に損なき子細を辨ずる事、附定免といへど田地其根元を辨ぜずして是を用る時は、還て民の困窮を引出し、能是を正して行ふ時は御代萬歲の德を極る事

一第十五　國土の田地百にして九十は五に入組、小作と云に預ヶ合、其地主直に作る

事なきを委く不レ知して、檢見一步苅を以て其取箇を極る邪を辨ずる事

一第十六小作人の辨の事

一第十七外に渡世なき者多く小作を營み、人の地をかりて骨を碎き漸く世を渡る人民有レ之、又國土の寶たる事

一第十八地頭守護人家中の面々、屋敷構の内、或は庭の片端に少の作りなをして、其得用を萬の作物にあてゝ、大きにあたるとあたらざるを用る管見の事

一第十九近年霖雨旱魃汐風等にて、田畑の耕作に古來いまだ不レ聞傳レ病の付たる事、附萱野山林谷地等にも時々變ある事

一第二十民百姓を年中郡役内夫等に召遣ふて、還て損たるを辨ずる事、附召遣ふて得有節を知る事、並百姓と云物牛馬にひとしく重荷を負せ、打たゝくといへども不レ能レ言を辨ずる事

一第二十一所により御年貢の外に、御年貢とひとしき課役懸つて百姓くるしむ事、附課役并無益非道の入用等有レ之哉と、度々御尋又は村々より書上御取候事雖レ有レ之、かゝ 事にては還て百姓の費のみ相立、下聞の不レ達事、并此邪正を可レ辨事

一第二十二道中の往還役勤る村々は、過分の大役目前たり、仍て私領方には少宛其御

了簡有る雖レ有レ之、御領所の分は何の御心附もなく、御取簡にも無差別、困窮空しく隱れたる事、略是ハ御救の御心付あらば御考に可レ成仕形の事

第二十三
一 畑方の儀とくと其所の味を不レ知して、理に任せ、むざと取簡を誤る間敷事、

附田方は近年一歩刈を以て或は色取に逢、またば新法にかゝりて、繩詰りの場所などには田を捨去る有といへど、或は畑方を兼ね山林を持添て其餘りまで相續するの所もあれば、これらの考なくんば有べからざる事

第二十四
一 村里百姓山林の事

民間省要 上編 卷之二

第十
近年御年貢早納と云事有之、百姓の痛みと成事

一 御年貢早納と云事は近年の事なり、古しへは十一月の末十二月の初に、何千何百と云共一領一納に納たりしを、いつしか御急用米として、出來秋より三度にも四度にも納るにより、一度〳〵に吟味

の諸役人上乘才料納人等に事毎に費へ相立、船積人馬の持運等にも、同じく費あり、是又其所の百姓にあらずして、筆にも顯しがたし

且亦領々預りの官人心々にて、或は仕付置たる田の早稻晩稻の毛揃帳を委細に書出させ、其員數を以初秋よりせめはたり、過半城米を初秋より納さするあり、是御忠節に似たれ共、百姓の痛みを知らざればなり、百姓は痛共不構、御忠節と心得、御爲のみをせば牛馬にひとしく、ものいふ事ならぬ百姓、いくらもせめはたる事は多かりなん

夫れ百姓と云者、七月末八月に入てはかり豆を引き、同じ粟稗等を苅り等なし、大豆、小豆、大角豆、其外秋の收納物に天氣を諍ひ、寸隙おしみ、肝をなめ心をくだいて乾し入、其跡の地へなぞは大根蕎麥等を蒔付るに、一日半日の節をあらそふ、いまだ收納もの蒔物の埒明ぬ内より早稻出來て、かり頃に成、昔しへより八月九月の比には、大雨降の時節ゆへ、百姓手を空しくして過る事多し、一刻の日の光りを見ては苅置て、雨にくさりし稻を拋出して、堤土手芝原に乾し、晝夜の境を辨へず、其内には又中稻に至はれ、すでに九月の末に至ば、はや麥蒔支度にかゝる、晩稻又時を得ば、苅しほに成る麥と晩稻と日をあらそふ、夫れ百姓の作りの内に、麥程初中終もの入多、骨の折るゝ物はなし、殊に淡味成ものなれど、何れの國も年中百姓の夫食半分は麥にて持つ多し、惣て農事三十一の四季の部の下に委しければ、爰にもらしつ、かゝる百姓年中農時第一の最中短日の砌、日を以月に替る節に早納と云

事、我等覺て十五年以來の出來事なり、何ぞ事なくして官庫に僅々一二ヶ月をあらそふの急なるあらん、是を聖聞に達せば、爭か古しへに歸るの恩澤なからん、是撫民の其一つなり

且又畑方の金納をも同じく早納有て、夏の内より官人村里へ出て取レ之、此事未納と違ひ、百姓の爲にも相宜し、國々の萬民、かせぎ取から、二季を專らとす、盆前より其心して、段々に出し置くは、油斷なくしてよし、所により、卅[illegible]、瓜、茄子の類、畑物、糸綿の品々より、兼て年貢つぐのひ置時は、極月俄に驚かず、且百姓の油斷を禁る所以とも成らん、然共官吏の人の家風により、下官の輩を出して二度三度宛に取立るあり、よしといへど是又それだけの上下の責有、一領（マヽ）一家の中にして其祿有の名主百姓の内を撰み、下知して替る〳〵取立させんに、何の滯事かあらん、是等は其人により、其祿重き事其人から下官の類にあらず、國々領々に百姓と成て居るには、由緒ゆかしき者の子孫多し、撰べば又いくらも有なん、是らは同じ百姓たるにより、名を慎み面を耻て、物をもくらし、人にくれし權威をかるべき主人なく、送り迎ひの傳馬、內夫野菜薪等、惣ての物入あらじ、併下屋敷下官の輩を出すの心にて、其役に還るの間、扶持方入用等の了簡はありてしかり、但可レ相濟レ日限を觸て、初め犯レ之の村方は、官より急度其罪を御正しなくては命令行はれじ

第十一

諸事小物成と云事百姓の大き成痛みと成るを辨ずる事

附小物成の分、上に有レ益下に無レ損納樣の事

一　御料所に小物成と云事有、餅、米、荏大豆、六尺、給（マヽ）瓜の木、百石一分等近年初りし宿入用米、私領方にもそれ〳〵に色々其所の物を納る有是皆百姓の手前より出るなれば、免合の内へ可レ入事ながら、近年の取箇にかゝる事は知人なきがごとく、徒に成行こそ本意なけれ、是等の事其起りは、世々かりそめに初りし事にて、今迄すでに例と成て止む事なし、御代長久に隨て一色宛も多く成て減事はなく、増すは禍なり、減は福なり、殊に宿入用米杯いまだ十年以來の事也、餅米荏大豆の類、其所の作りを可ニ上納一御觸年々雖レ有レ之、國土百千萬の村員數皆其地性別々なるにより、一升二升宛取集て其用辨る物にあらず、吟味して請取、人の合點すべきにあらねば、千度百度納ても納る事あらじ、よつて百姓是をなげき、眼前の損ながら還て村々の爲に成やう、手形證文として皆石代にて出候、年々請負者有て事を濟し來る上に、用る所の餅米大豆一俵は、一俵の御用になしては立事なきに、百姓より出る所の一俵は、凡そ五俵にても不レ淨（マヽ）、皆石代にあらねば不ニ相濟一故なり、是所々の末社（マヽ）へ渡る失却なり、此委細、はしたなく書に不レ及、惣て御年貢諸役金納の分、永一貫文と上れば金一兩と成は、古來より常法なり、永九百九十文と出ても壹分弐分と金子は不引して、元の字金小形金の節、兩に鐚二貫四五百文する時も、むかしの五貫文の相場を懸て、今も取レ之の下宮あれば、諸事かゝる事共にて百姓の身の上を察すべし

但取立るの時は、かくの如く割渡の事あれば皆反レ之

石代金納の外、諸入用米などは米にてかゝる物なれば、其分一所に納さすれば、米一俵は一俵にて濟事なるを、いな事をして納所別なるよしにて、御年貢納時には捨置、春より夏に至り百姓の手前に一粒も無レ之節に至、催促して取レ之、村々により或は五升、一斗、一俵、二俵位も濟て、小村杯は是すらの米に御藏前へ相詰、物入まけのするによつて、いか程の高直成石代にしても、還て石代勝手よし、手形證文を出して濟す有、總て小物成の事は云に不レ及、やき米一袋なりとも、上へ取を輕き事と思ふべからず、とかく上へ上る程の物は、皆下にて五俵六俵の入用懸る物なりと知るべし、併其所の名物にて外に無レ之物の類は各別の事なり、夫共右の段々の心遣して、とかく下の痛みの少も減ずべきいたし方を思量すべし、獨是等の納樣上に無レ損下の有レ益事、四十四章の下にて知べし

問て言、近年段々諸事御吟味つよく、目付に目付相付け明白成所に、何ぞ事毎に直ならざるや、

答て言、問ふ事なかれ、妄に遠からざりし富士のふり砂、天下百石貳兩の國役取立ありしに、百姓の手前より出す所の貳兩は三兩にもあたり、又ふり砂の厚さ薄さに隨て村々へ下し給はるの金は、二兩は漸壹分貳分三分にもあたるあたらざるに有、是にて諸事知べし、是目前の事なり、此品の樣々なる筆に盡しがたし、農商をこり（マヽ）、嗳の下官其祿に不レ應して、天晴（マヽ）の金銀を芥のごとく遣捨るやうの事に心を付べし、猶末に辨ず

第十二　諸事小物成又は御年貢納下り、近年段々增上りの追觸等、石代にて納

る時は、百姓の困窮に成由御存有て、度々御觸流し有といへど、還て

石代高直に成事

附 禁レ之以後、百姓の爲に可レ成事の能可ニ相通一子細を辨ずる事

一 近年御料所御取箇、國々領々、秋中御檢見相濟、百姓へ割付出村々立合、小割相極、皆濟の後極臘に至又は春に成、増上りと云事有て、百姓の難儀不レ過レ之、前に言百姓と云物、暮の内に御年貢皆濟するやいなや、跡には一粒の米もなく費掛、皆それ／＼の渡世の備へとする物なる其跡へ、増上りの令下りて米にて出すべき樣なく、皆石代を以上納するに、內へ一分の増上りは四分五分にもむかふ物也、此事又度々御心付有て御觸ながし有といへど、御觸の有に隨て、石代猶高直に成、民の惱みと成事は、偏に命令の趣を名として、石代請負の者を、邪神改めせむるにより、供物の爲に外入用多懸り、猶以高直と成、又は大概凡夫に下請負させて、實は邪神の作り業多し、惣て民家に邪を作す事は顯れ易くして、邪神の邪をなす事は隱れて長し、是天帝のけんにてなればなり

問て云、是れを禁じて能く下民へ可レ通事を何ぞ不レ言哉

答て曰、恐れ多し、これ人間の國法を愼むの常なりと雖、恨らくは道筋違へり、今までの道をやらんとせば幾百年を經ると雖、爭か正路に至るべき、とにかく此書始終を讀て其心を論すべし

凡國家の事には、皆それ／＼の國恩を請て其役を司どる守護神有、其內正神は稀に、邪神は多し、九萬

八千の事には九萬八千の邪を作す、此神當に上を費し下を貪る、此正邪を知るの法上より見る事かたく下より見る事易し、國家に父母たるの君、此實事を知らずんば有べからず

第十三 國土の御成箇定免の御心付下つて、御代長久の最第一たる所に、好事空しく中途に滯る事

一 天に二つの日なく、國に二つの君なし、日に常有、君に常なし、常なき時は變あり、變に隨て命令改り、節々下に至て邪正混亂す、以て百姓の惱みと成、夫百姓の職たる農桑なり歩役なり、畢竟其時を失はず、賦税を節にせんが爲に、國君若干の官人を此道に置給ふといへど、前後に述るが如く御代長久目出度に隨て下へ遠くなり、聖賢の君といへど不ㇾ能ㇾ及、況や九萬八千の邪神、貪瞋癡の三毒を帶て其職役に付そひ廻るにより、法を犯し民を貪つて止事なし、しかるに近年聖君撫民的中の命令下り、國土の年貢定免の御沙汰有て、心有の民長等は御代萬歳の龜鑑不ㇾ過ㇾ之、治國最第一の御賢慮と打寄、悅をなし候所に、其後御沙汰相延、還て右御尋の定免、願の村々より差出せし願書は、不ㇾ宜の事に成、其後又下宮の輩差圖ありて、先に差出すの書付心得違のよしに認直して取ㇾ之、夫より御沙汰なし、上聞如ㇾ斯覺束なし、是山頭の月日明か成といへど、麓の雲霧に覆隱して、其餘光を拜せざるごとし、可ㇾ憐か又可ㇾ悲

問て云、爰に日月の光り空しく雲霧の隱すと云事何ぞや

答て、是れ皆下を經歷するの邪神の作す業なり、代々民家の借物を貪取て、有に奢り無に吝りて、世上を渡るの所に、今更國土定免とならば、君と百姓との間氷のごとく淸く、玉の如く明らかならん、然るときは數多の邪神、此後何を以て奢を極めん、よつて色々にたゝりて此事を妨げなす者よく正さば、久しからず能く邪に勝つ、聖君御代熟して、頓て此法行はれん、祈て云爾

第十四 定免と成て上に益有、下に損なき子細を辨ずる事

附 定免といへど、田地其根元を能く辨ぜずして是を用る時は、還て民の困窮を引出し、能く是を正して行ふ時は、御代萬歲の德を極る事

一 問て云、定免に成て上に有レ益、下に無レ損事如何

答ふ、夫れ年々檢見して不可成事は、段々前後に述るごとし、出す君も氣遣ひ、出る人も危く、請る民もくるしむ、世の久敷に隨ひ、此期つくる期あらじ、年々歲々人不レ同、民猶色々の變に逢ふて、辛き目に惱みなん、其身に成て見れば筆紙に顯す類に非ず、近年檢見と云は、全く其年の豐凶斗にもよらず、其年出すの人による、或時は利を得、或時は利を失ふ、邪を祈りて邪神の爲に、分に過たる利を得るは民の惡なり、天何ぞ此惡の報なからん、しかし民間の身に成て適々正路の者ありても、其事に臨では事をあてかひがたし、夫れ事に臨ては十分に仕てとらんことを思ふて、漸く一二三とにもあたらぬ物なれば、邪に向へば邪を以て防ぐ、是人間の常なり、前に云檢見、一歩苅の官人正にあたらざ

るありといへど、守る事僻なる官人に逢へば、民又非理の利を失ふ、此罪も又君にあり、天何ぞとがめざらん、損益得失、いづれの手をか待んや、然るを聖君時を得て自ら是定免と成らば、萬代不易の法を殘し、上安く下穩に、官吏の罪もなく、民間の憐にもあらじ、邪鬼いづれの所に手脚をつかねん、豈よからざらんや、問、定免よしといふ共、何を以て目あてとせん、片寄る時は上下に得益あらじ、

答て、開國の神君業を治め給ひしより、代々君の恩澤四海に餘る、いづれを是とし、いづれをか非とせん、民の好むに任すれば上に益なし、民の好まざるを用る時は下に損有、是を以て萬代不易の定法と云難し、後に至て久しからじ、只開國の君以來年々の賦税を改正し、平均して是を目あてとせん、君も百年の君たり、民も又百年の民たり、誰か是を背かん

又問、百年前の事遠し、人遠きを忘れて近きに慣ふ、慶長の古金、位よしといへど、久しく世に隱れて近年の人知る事なし、漸く頃日出で再び世を經歴すといへど、見知る人少なくして、新金の爲に寵を失ふにひとし、百年の免合、當時にならして若格別なる違ひあらば、上下得失あらんか

答て、問事よし、百年以來は國家の人の心を和せしめんの命令也、是をならして格別の違ひなくんば、用て上策たり、若當時に格別の違ひあらば、又其心なくんば有べからず、畢竟百年以來をならし用ひて、的中とやいはん、夫より内へ入ば、片寄る事とやいはん、猶口傳

且又小物成と云事、前後に述るごとく百姓の難儀たれば、是亦定免の内へ入て可なり、幷年中人夫の

役までも極れる分は、高に結び入て、とかく此以後はさしあたる用事の外、又は國法檢使事などの外に、鎗刀の官人を民家へ出す事なかれ、大となく小となく、出るに至て惱とならざるはなし、勿論檢見に人も不レ入、年々極れる勘定にて取立、上納の品共にむづかしからじ、鄕村を預るの官吏、大勢の御城米、年の上納の事も前段に述るかごとく、一年一納ならでは民間の惱みと成、米の吟味其所の手本米、年々先達て御藏前へ出し置なれば、是に引くらべて大體の吟味よし、赤米青米は其田地の性により種によれば、無二是非一あらくだけを吟味して可なりとやせん、上下の得失損益たる事、一には古今の聖君、代々撫民安世の御心を惱し給ふといへど、九萬八千の邪神の妨を凌ぎ給ふべき御術なし、自今定免とならば、爰に至て其愁なからん、二つには向後定免とならば、民年々の變法をまぬかれ、自今田地夫れ〳〵の位に任じ、持て寶とも成なん、民間の望何事か是にしかん、三つには自今地方の官人民間の膏をなめて、獄につく事あらじ、是此後禍をまぬかるゝ幸ならん、上中下の得益是に過たるはあらじ、此外數々の事は初終りを盡て察すべし、猶又定免と成て後百姓を預る官吏に口傳の法有、若是をとらば國中の闇に今迄の年貢を出して、凡三四十萬石の餘慶、君と民との間に有、此事野翁異人に傳へて雖レ聞レ之、生前秘レ之、小物成の分、定免の高へくわへ、年貢の内へ取といふ共、上の御損もなし、下の得有事大きなり、價米大豆等御買上にしても濟事ならん、是又其官人邪なくんば、地下人の買求むるに、何の異なる事あらん、官庫の價も價なり、同しく味噌もみそなり、吟味ある諸侯、有徳なる町

人杯には、官庫の米豆にたよらぬを、幾等にも求て遣用るも多し、是又年々買ふて能其用を辨候、荏又油にて事濟みぬべし、前に云ふ御膳其限りありぬべし、餘はそれ〳〵其次を用るは、事の缺る事あらじ

天地は三十年にして改るといへり、三十年の間には大風、洪水、地震、降砂等の大小變有、是を定免の目あてとせん事、尤も確論ならん

近年寺社領の分、大方定免となれり、仍て年中役人と云もの其所へ來る事更になく、高百石に百兩宛の布施物しても、悦て寺社領に成らん事を乞求る、是等にも又彼邪神の布施を貪る有て、府内眼目たる村々を撰み拔て、是を附る事多し、公用の障りと成事末に有、其外給所方に、近年は御料の百姓の美む所も有、其地頭の心々によればなり、勿論大小高免にて、百姓の不ㇾ相定ㇾ所も多し、是等も皆天下の民なり、其國主地頭に變あれば、元の御料と成、豈捨べき理あらんや、國土の父母たるの君、御料の民を定免として救ふ事あらば、又何ぞ是等にも其心なかゝん、是又御料の法に准ずべきか、近年所々に潰れ百姓の古へより多き事、上たる人の知事なきこそうたてけれ

第十五
國土の田地百にして九十は互に入組、小作といふに預ヶ合、其地主直に作る事なきを委しく不ㇾ知して、檢見一歩苅を以て其取箇を極る邪を辨ずる事

一 國土の田地と云物、人々其持主の自手作すといふ事は、十にして漸一二ならではなき物也と知べし、其故は元來鄕村といふの初、前に述るかごとく、其地の便りに隨て、かしこ爰に一軒二軒づゝ人家出來て、其近邊を開發して田畑とし、一鄕一村と成り、後に又段々其間を切開て家を作り、田地をこしらへ、平地を開かずして、又初捨置たる谷地、沼地等を埋めならし、溝を浚、堤を築て、今一面の田地と成、一寸の空地なし、さるにより國土の面地、鄕村、人家共に、皆入交りたる物にして、たとへば打詰めたる碁の如く鄕村を取卷て、片付たる田地組は稀なり、若一圓に其村へ片付たる田地有共、是又其村の中にて人我田地入交り、遠近心に不レ任、己れ〳〵が居宅の邊に斗はなし、よつて最寄に隨ひ勝手に任せて、人我等に田を預け、地を預りて小作にする多し、殊に天地は三十年にして改るとかや、世と共に變じて歲々年々人皆入替り、他より他の手へ渡して、今はむかし草分の百姓とても稀に、開發の持主の持續たるも少し、且亦百姓の田地二十石以上百石餘の持高の者、十が一も自分の地を手作するはなし、人を抱へ馬を求て、中々作りしてあふ物にあらず、小作に預けて他の手より米をとり、其內にて御年貢諸役を勤るなり、總て小作作りと云物は、其所の水吞、又は地かり店かり、日雇を取て生を渡る者の類なり、夫れ小作といふものゝ預け口、江戶廻りの分、上地一反に付米一石、中地一反に付八斗、下地一反に付六斗、下々にて三斗、又は二斗一斗位も有、或は繩伸の地は各別、一反三俵に預る地は關東に稀なり、關西の國々委細いまだ知る事なし

是を以田地の定法と知るべし、かく限り有作德を不ㇾ知、段々無ㇾ限諸役を重ね、年々に免合の逼る事は國土の田地すたり、民間望を失ふといふ物成べし、仕官の衆、醫師、浪人の面々、田舍に田地を持たる人々、近年の免合諸事懸り物の多きを以て、作德に差引殘る物か殘らざるかを察し知べし、近年江戶廻り御鷹場の內には、年中諸入用の役を勤て作德にて足らず、年により足しまへの有所多し、御年貢諸役の事は前後に書て、爰にもらしつ

第十六　小作人の辨の事

一　世に小作人程あわぬ物はなしといへど、骨にかへ力を勞して、人の田地を預り、小作のみにて世を渡る者多し、この外に渡世なきゆへ、晝夜得もねず、夫婦男女の子供ひたすら精出すを以て、結句少々田地所持の百姓にまさりて、見事に過ぐるもあり、扶持しきせの上に、給金を高く取る大の男より、遙に優りて農業を能くす、是力の勝れたるには非ず、心の勤なればなり、總て近年耕作の所務毛のうへの見分、一步苅の合勺と違ひ、米穀取〆に至り、思ひの外に取實のよくなき物なり、段々小作人のあわぬことに思ひしが、果して享保亥年、別て思ひの外成る作りだをれに逢、子の暮に至り、世上相談申合たるかごとく、年來作り來りし小作人共、所々田地を地主へかへして作らず、地主大きにこまりて、或は一反に米五升、一斗宛引き、又はこやし代として、相應に金子を送りて、地主よりさまざまと手を盡して漸片付たれども、眞實あはぬ事故預け餘り、俄に人を抱へ馬を求め、手作したる者

も多し、人々手作して見て、扨々あはぬ事目前たり、人馬諸事入用の外、こやし代夥し、此事前に書て有ごとし

問、倩々小作人の身の上を思ひやりて見るに、手作しての様子にては、さりとはあわぬ事としられたるに、年々能くば定の通に、地主へ米を遣す事かと、田地持の人々心の内に思ひ乍ら、あなかしこ此事色に出すなと、心にこめて居たるのみ也、若此後に今より又甚しの變もあらば、田地餘りて地主のめいわくたらんか、

答て云、さにもあらじ、國土人民のふへたるに随て、食といふ物なくてありなんや、次第に田地のすたると云事有間敷けれど、定免の御沙汰止て、此上年貢上り、課役年々に重る、小作より取るの米にて足らずんば、果は皆地頭〳〵へ上り地と成る多からん

且亦江城府内の邊に、享保亥年小作人の達者にして、こやしも金を出して澤山に入れ、能作り立たる人、検見の時の苅あたり、大分に取箇懸り、中々右の小作米にて御年貢に斗足らず、地主より小作へ懸りて、其方あまりも能く作りたる故に、過分の御年貢かゝる間、了簡して御年貢増し上る程、其方より出してくれべきよし申、小作は其外に、年中御年貢にもとらぬ課役を、地持たる役に、手前より出しての上に、右のなげき也、小作人合點せず、我等は一反いか程と極て預り、利付の金をかりてこやしをし、早にも晝夜待もねず、夫婦小供共に精出し、骨にかへ筋を労して、他より能作りたるに、何

の故有て今更定の外を出すべし、不精成小作人、多くは旱に稲を枯し、田地付荒に成し、其分は地主も取事なく、結句して御田地をあらさゝる、褒美こそあるべけれと、すでに官に訴へける、官如何被ニ思召ニけん、其心ありて公事は止ぬ、此類近年所々に多しと雖ど、内々にて立會、事をとり鎮め置きぬ、かゝる上はをのづから人々の心の内に、あまり能作る小作人をば、忌み除くの味あらんか、人しれず此心あらば、天地の法にも違ひ、國土の費日に當るべし、國に一粒の米餘慶有も、皆天下の米たり、聖君察レ之

第十七
外に渡世なき者多く小作を營み、人の地をかりて骨を碎き、漸く世を渡る人民有レ之、又國土の寶たる事

一　四民の外、定れる家業のなきもの世上に多し、或は地かり、店かり、出店衆となり、農と成り、又は其日の日傭賃取て妻子を養て過るあり、市廓に付ては鬮商をして、村里に居ては小作を作りて、世を渡る者國土に過半なり、是なん、世に交りて世上の寶となり、男女の品々によりて、下賤の奉公を勤め、掃妾衒賣の類に至迄、皆此中より出る也、世上高官高位の人、有徳分限の身たりといふ共、かかる下賤の召仕なくして、百の用事も能辨る事あらんや、國にかゝる卑賤の輩の有は、山に雜木下草の有ごとく、梅松杉椿の用にあたらずといへど、常に薪と成て朝夕の備へと成、是等又辛き政に逢て、小作地をはなれて、渡世を失はゞ、後は盗賊も起り、果は國土の寇とも成なん、異國にも其ためし多きよし

第十八 地頭守護人家中の面々、屋敷構の內、或は庭の片端に少しの作りをして、其得用を萬の作物にあてゝ、大きにあたると、あたらざるを用ふる管見の事

一 小を以て大を計るに、當ると當らざる事有、地頭守護人家中の面々、庭の邊に色々の千栽を作り、籬のさゝげ、垣根の夕貌、土手の冬菜、役屋敷の植木柑類などを手間に不ㇾ構、こやしにはあかで作り立たるの積りを以ては、纔一尺の地も其得用限りなく、是等の事を以て、田地と云物は夥敷得の有物、百姓は富貴成物と覺へて、したり貌に耕作の沙汰を我が物とし思ひ、年貢課役を憚からず、せめはたりていびり遣ふあり、斯る管見の人こそはかなけれ、惣て耕作といふは人手間と、こやしとに有て、前に段々述がごとし、耕作をのみ業とする者は、人一人にて田畑一町の內外程づゝに作らざれば、老たる父母、幼き小供、或は病人、懸り人などの不用の者を抱へて、渡世は成がたし、大勢のこやしもて、纔の歩畝の間に千栽として、何ぞ町反の廣きにたくらべんや、夫に百姓に毆取あらば、朝夕誰か牛馬にひとしき食を食ひ、乞食に似たる綴を着て世を渡らん、粒々皆辛苦してかくのごとし、口に珍味を食し、身に綺羅を着るの人は、是鍬を取り養蠶の人にあらず、夫れ十石を取の士は、百石給はる身を美み、百石は千石の人を美むといへど、大祿に成程猶不勝手にて、諸事さしあたる小事にも、逼迫する人多がごとし、百姓も亦是に似たり、始め水呑にて、纔二反三反の人の田地を小作に預りて、作り人

に名も知られぬ内は、情を出して食餘りの穀物を賣、中者の一歩溜りて、漸五畝一反の田地を求め、すでに小屋敷の主と成て、百姓中間の付合に成、いなり講、庚申待、念佛講、片寄る題目中間、石より堅き一向の同行に、餅米を費し、還て始の地がり、店がり、水呑の身の戀しきも多し、四民ともにかかる事も、皆己一人の心懸にもたらぬ世の中、次第に辰巳上りに成て、其粕を食ひ、其汁もすゝられず、夫が人界の健立なればなり、近年御鷹場のためしの事に、葛西領のもろこしの石高の數を御吟味有けるに、野田の畔々に、かしこ爰に一本並に植てあ、其石高をあげて夥敷かりければ、官より用捨して書上られけるよし、是等の事にて考へみるにも、其地の畔端しの得用を見て、中の得用にはあたらざる事と知べし、猶微細成事をこめて、田地の得用を明かす事、上編第四十四に見へたり

第十九 近年霖雨旱魃汐風等にて、田畑の耕作に古來いまだ不聞傳病の付たる事

附 萱野山林谷地等にも時々變有る事

一 天地の間物皆變易限りなし、凡そ耕作の事、霖雨、旱魃、汐入、大風などをこそ、むかしより其年の災難と思ひ來りしに、二十年以前八月十五日に吹きし大風、關東の海邊汐風にて、稲皆始て枯たり、夫よりの大風は皆彼の汐風也、其古へより大風は度々有といへど、風強き斗にて、かゝる汐風と云事はなかりし、草木の葉をなめて見るに、其鹽辛きこと限りなし、竹木草の葉に至るまて、皆日の光り

にあへば、忽枯しぼみたり、稻を始め萬の作物、穗を出て皆白く枯たり、是等二十年以來の珍事たる所に、又七八年以來旱年に田久しく水に渴し、土の白く成まで干て、大きに地の割れたる後に、漸雨を得て俄に水をかけられ、地のうくひたる割目へ水入込、稻若がへりて見事に成といなや、つゝたちと言に成て、穗の爲す事なく、ごそ／＼として立枯て實のらざる事、古へになき出來事なり、老人有て是を問ふに更に知る事なし、しかのみならず、畑又しかり、大豆久しく旱に逢ふて地の乾の後、大雨ふりて實入際に至り、青葉茂り若がへりて、夥敷はつかゝふするといなや、是又つゝ立て實のらす、是も又四五年以來の珍事なり、且又山林、谷地、萱野等にも、地震にて大地ゆり下げ、潮水入て變をなし、砂降て木を枯し、鼠涌て根をかじり、蟲付て髓を食ふ、かゝる變有事も、又知らずんば有べからず

第二十 民百姓を年中郡役內夫等に召遣ふて、還て損たるを辨ずる事

附 召遣ふて得有節を知る事、并百姓と云物牛馬にひとしく、重荷を負せ、打たゝくといへども、不ㇾ能ㇾ言を辨ずる事

一 民百姓を遣ふに時有事を辨じて、むかしより國々公役の諸普請、大方冬春の間にありといへど、其時の君の好む所の事に至ては四時を不ㇾ撰、或は農桑の節、收納の砌共不ㇾ言、夫れに遣はれて苦しむ有、其品々あげてかぞへがたし、爰に二三を述ぶ

一つには堤、川除、用水、溜井、堰入、橋等の御普請に遣はるゝ事は、國土の民役のがれがたし、是は

人民の持の事なれば、是等の事に不ㇾ意は、其の國主の勤たる也、事に臨んでは時節を限るべからず、百姓能く力を竭して勵むべき事勿論也、然處に近年段々人の心、邪を根とし、柔弱の身持故、何事にも力不ㇾ竭、骨を碎事なく、口先きのわざ、手先きの役にかけての事となりて、多は錢と云物にて事をすまして、役とする事多し、況や竹杖の官人より初めて、末々の才料共應諾し、村々の人馬共に錢と記して、彼の巾着に入、縱ば其日千人の觸出し着到には數揃ふて、實に仕事する者は二百人もなきが如し、少き普請にも日數重り、人足高上りて、古へに十倍の餘もかゝる事多し、斯樣の節は出て勤る人足の心も驕り、引廻して遣ふ才料共も氣臆するによりて、一刻の仕事は一日分に立て、手もよごさず歸るものあり、彌以て人足高くて、はか行事なし、果は此入用皆田地へ懸ける、近年御年貢の外に、百石に小形金四五十兩位懸る事也、是を正しくする事、猶第廿五の諸普請仕樣の辨の下にて諭すべし、是全く君たる人の知る所にあらず、いつとなく世上の人の心、上下共にかくの摸樣に成つて、今更たやすく改がたし、惣て國用の據なき事は格別、其君臣一分の好み樂む所の事共は、皆公用の外なれば、其事に付官人を諸國遠近の戶外へ出さんとする時は、輕々敷朱墨の印判を以て民を驚す事勿れ、官人國國の印を首にかけては、忽心驕り氣逆上して怒生じ、生得丸き顏も四角に成るは人の道也、是を愼む人は稀なり、むざと官人に威勢を借す事なかれ、士庶人諸侯大夫の、常に諸國へ往來遊行するが如くし、民家へ出ての權威を制止し、兎角民家と相對にて、諸用を可ㇾ辨事に命令あらば、近くは民をくる

しめず、遠くは御代萬歳の權とならざらんや、士は不ㇾ及ㇾ言、農商工の輩、姥姉類迄、國々の旅行より四國、西國、坂東、秩父の難所〳〵、山海萬里を遊行するに、行程の諸用、先々の旅宿に至るまで相對にして、人をくるしめず、還て人の情を以して、聞たる事更になし、いかに公用の武官にをいてをや、二つには往還海道驛々の傳馬より、官人村里の往來、人馬其費夥し、擧て數へ難し、中編の第十第十一の辨にて、此邪正を述、尤も此書始終を讀て其心明かならん、三つには惣て國主地頭方に、年中色々の小役有て、百姓の困窮となる、國役、軍役、地方諸普請等の儀は、格別さして益にもならぬ事共は、改除て然り、民の救と成なり、又品により國主、地頭の得にも成なん、縱ば地頭方に急成普請抔ありて、五里十里餘より竹、丸太、わら、繩、むしろ、こも等を知行の百姓附送り往を見るも、表むきのみにして眞實なければ、馬の背中に纔守り札程の輕荷をくゝり付もて行て、遠路を來の功を鼻にかけ、人馬大食して歸る、一夜も宿りて歸るほどの所は、彼持來る荷物、人馬のふち代ならでは有まじ、惣て地頭役に勤る人歩、百姓の手前はこと〴〵敷ふれ廻りて、錢など集とり、農の時分を費し、民の困窮程に地頭の德はなき物なり、私料共に此類多し、扶持切米をとる官人とて心をゆるし難し、大小の邪は官人に相槌なければならぬ事也、是を防ぐにつくる期なし、しかりとて人々身に係り、召遣ふ官人に心を置ては一日も立がたし、とにかく年中百姓へ懸る人歩、能く吟味の上是を都合して、かんにん成べき程の事はゆるし、用べき程の分をあけて、定めの內の年貢高へくゝり上て、一年一納

にして、とかく刀筆の官人、知行所へ出る事、少もすくなき様に心遣ひしてよし、しかれ共其國其所により、時々の人歩差出して、百姓の爲よとならば又其心あるべし、此事國により所により、遠近の品に付ても、是非まち／＼なれば、一かいに論じがたし、かゝる事共の有といふを能識て行ふ人は、あたらずといふとも遠からじ

百姓と言物、牛馬にひとしく辛き政に重き賦税をかけられ、ひどき課役をあてらるゝといへど、更に云事ならず、是が爲に身代を潰し、妻子を賣り、或は疵を蒙り、命を失ふ事限りなしといへど、不斷罵詈打擲に逢ふて生を過す、いか樣の非道をしても、官人となれば、一俵の米を取ても君風に誇り、民家へ出ては能く百姓を睨むに、かゞむのみ也、其外非の官人は、多くは民間の卑賤より出て民間を攻る、是豆を煮て、豆の豆からをたくがごとく皆備なり、縦ば牛馬に重荷を負ふせて打たゝき、つまづけば猶怒て大鞭し、この畜生めと罵るが如し、言事なく、泣く事なし、百姓相同じ

問、常に上命下りて其非常をいましめ給ふ、何ぞ官に訴へざる

答て、古へより年々幾度か耳清き命令下るといへど、終に下より其事に付否の訟なし、是又前々云、御代長久、上下遠く隔るに隨て、上威高く官者次第に人恐れて、後に鴆毒の患へ有事も、當分聞の宜しきになぞらへて、是を君に諂へ闇にふれ、後に良薬の幸たるべき、當時聞に逆事をば、民をさへて聞事無レ之等の臣は、其祿をのみ惜て君の爲に諫をなさゞるとやいはん、天命何ぞ私あらん、是中間の不

幸是非なく、大となく小となく、只戸内の邪を防ぐに外なし、古へより賢君遠境の強敵をば退治する事易く、戸内の奸曲を去り除く事は難し、聖主の眼要爰にとゞまるもの也

第二十一 所により御年貢の外に、御年貢とひとしき課役懸つて百姓くるしむ事

附 課役并無益非道の入用等有レ之哉と、度々御尋又は村々より書上御取候事雖レ有レ之、かゝる事にては、遷て百姓の費のみ相立、下聞の不レ達事、并此邪正を可レ辨事

一 國々所々により年貢にひとしき課役有といへど、就レ中江戸廻り四五里四方に過るなし、四五里四方の領々は、皆道中定助大助に懸るなれば、此大役に倦むのうへ、海邊に臨み、又は利根川、荒川、玉川抔いふ大川を抱へ用水違かりし、常に汐除、水除等の諸普請多き所に、近年別て前にいふ八歩高段々に上りて物入夥敷、田地高を持の百姓、又は他村より持越の百姓力不レ叶、年中右の諸役を金にて雇事有レ之、所により高一石に付錢八九百一貫文位也、則百石百貫に付小形金にして、二貫四百文替に見て四十兩余にあたる也、此外に近年は打續き朝鮮人、琉球人、外國の往來、日光御法事、且又夫れに倚せし大傳馬打續、其外に又百石十兩廿兩宛にあたる有、其事過れば、又夫れに倚して昔き役有、然るに民間御慈愛の命令時々に御觸有レ之といへど、前に述るが如く、兎角下よりして上へ對し訟を捧る事、互に百姓仲間の公事沙汰が、上へさはらぬ願の外に言出す事は、曾てならぬ事と知べし、君命空しく紙筆のみ費す事に成りぬるぞ悲しき

且又斯樣の命令有度毎に公所へよばれ、或は五里三里往來するあり、一里二里にてすむもあり、其毎事に少宛も皆百姓の痛みと成、其遠に至り手間のとれ様により、馬にも乘、てうちん松明も入る、相應に食もしたゝめねばならず、寒暑を凌げば上戸は腰錢を遣ひ、下戸はたばこものむ、剰へ官人の出により、目鼻にしむの口惜き事もこそあれ

是等の邪正、すべて此一部の内に諭すべし、爰に別て上るに不レ及、皆それ〳〵のヶ條の下に、其是非を書て正レ之なり、熟讀するの人心を付て見ば、無益非常の役も多からんか、無益の事に民を費すは、天下の無益也、夫れ國土の命令うわのそらとならば、民に愛する眞實うときに似たり、猶下編の第三十三の箱傳受に尋ぬべし

遠國所々の課役に費える事、品々其限りなし、誰か生涯是をあげ盡さん、此事上編第三十七の辨に尋て、其事の實を諭すべし

第二十二　道中の往還役勤る村々は、過分の大役目前たり、仍て私領方には少宛其御了簡有も雖レ有レ之、御領所の分は何の御心附もなく、御取箇にも無二差別一、困窮空しく隱れたる事

附　是を御救の御心付あらば、御考に可レ成仕形の事

一　道中助郷に懸り往還役勤る村々、近年段々御用繁く、人馬勤高古へに十倍しても猶不レ及、其子細

詳に中編第九、第十、道中一件の辨にのせたり、國主たる人、是を讀ても其事實を知らずんば有可らず、

夫れ國々の驛路は天下の手足なり、御長久に隨て色々の傳馬人歩繁く成により、次第に定助大助の村村ふへたりといへ共、困窮昔に十倍せり、私領方は百姓其君になげき、無↓據少しづゝ其心ありて、百姓の氣を慰する事、其君其所に品々有といへ共、御料に曾て以て其沙汰なし、是上下遠隔の差別によれば也、古へ寛文延寶の比にては、驛宿定助の村々拵へは、御取箇にも其心ありて、其比の御年貢割付に其事書あるも有しと、古き者の物語には聞しかど、度々の火難、年暦の移行に紛失して、今此邊には見へぬ也、縱其比は其心なく共、今十倍の役に苦しむなれば、何ぞ御心なくて有なんや、爰に不審あり、近年迄助郷勤たりし村々、最寄替に成て、今は不↓勤所も其勤し時も、御取箇更に高下なく、又昨日迄勤めざる村々、俄に助郷と成ても、同じく高下なき事は何ぞや、

夫れ助郷役、凡そ江戸廻りの領々、定助にて高百石に付、乾字金二十兩より三十兩迄、大助にて高百石に付、同十五兩より二十兩迄の入用懸る事目前たり、其外驛々所々國々に至ては、色々の差別有て筆に盡し難し、且又江戸町につゞく町家には、猶又是に十倍せるも有、併元祿正德の比迄は、往還の官人辰巳上りに奢り來り、洪水の出ばなのごとく、其時の其身に成心にては、宿々の人馬、積も絶なんかと覺へし程成しに、驛官に賢官有て上聞に達し、委しき御條目を下し給り、驛場〳〵に張置てより、往還の波靜に、今は不法の往來稀なり、夫より又聖主の御代となり、段々世上の事實未の昔しにか

へり、往還御用輕く成こそ目出度けれ、一得一失は天地の常なり、其君の好所の事に付て民の悩みありといへど、是又中古に對して見れば其心の安穩なる事、民の身になりては山呼萬歳をとなふる御世なり、今此御代に往還の事を難せば、民の心邪なり、猶御恩澤を仰ぐべし

猶是を鑑み救ふの心あらば、中編の第十六の文を考へて、萬代不易の御掟なくんば有るべからず、爰に地方の妨となれば、それに讓りてもらしつ

第二十三

畑方の儀とくと其所の味を不ㇾ知して、理にまかせて、むざと取箇を誤る間敷事

附田方は近年一歩苅を以て或は色取に逢ひ、または新法にかゝりて、繩詰りの場所などには田を捨去る有といへど、或は畑方を兼ね山林を持添て、其餘りまで相續するの所もあれば、これらの考なくんば有べからざる事

一　國々の鄕村に、田ばかり成所有、畑ばかり成所有、田から成有、畑から成有、田畑等分成有、砂地有、石地有、眞土有、野土有、國土其品々多し、夫れ眞土砂地等は能き物なりといへど、小石交りにも上下の品有、野土にも眞土に優る有、眞土に又野土に逢かおとれるも有、凡そ五畿內の田地、多は皆白砂なり、ねばりけ更になしといへど、上地にて五穀能く熟す、武藏野へ懸る鄕村皆野土にて、ねばりけ有といへど、下地にて五穀出來ず、國々所々田地の位品々有て、一がいに論じがたし、猶此委細を

居ながら知らんと欲せば、上編第四十四の辨に述ぶ

夫田地田ばかり有所は、米を食して百姓よしといへど、雜穀野菜薪等、諸事に片づまりて不自由なる多し、畑ばかりの所は又年中米と云物、目にだに見ず、食物牛馬のごとくにして、命をつなぐのみにて世をくらすあり、田畑等分なる所程、百姓爲宜しきはなし、惣て國土に田地の能所は山林なく、田地惡敷所は山林多き物と知るべし、山家は田地少しといへど、山稼にて世を渡り、海邊は田地なしといへど、海稼にて世を渡り、國々野原の田地は一町にて、里方の田地の一反の直段もせず、しかし里方の一反は繩詰りなり、野方の一反は五反も一町も有といへど、土あしければ下直なり、前に言、上中田の打詰りたらば、中々近年御年貢諸役にいたらずといへど、或は畑を持添、或は山林持高の內に有る其餘慶を以て世を渡る物也、惣て田と云者御年貢諸役、こやし代を差引手作して見て中々あはぬ事、前に云が如しといへど、多く持つが內には下田、下々田の餘慶、又は繩伸に切添等も間にはありて、百姓の祿に成は田方なり、よつて百姓大に成るは田方に多し、畑と云物手作して見て、勘定の表合に積りて賜る物、員多ければ其利德大きに有樣に見へて、畑付大分持て百姓の祿にならぬ物と知べし、しかれば畑方の年貢年々取來るの外に、理に任せて俄に上る事なかれ、しかれ共田畑共に有レ之村方、高免成所にては、畑方の年貢を上ざれば田方の用捨成がたく、百姓救の爲に畑方を上る官吏あり、是厘付に心あればなり、是等は功者の作す處とやいわん

第二十四　村里百姓山林の事

一　諸國の村里を歴覽するに、山林の茂りたるは稀也、其村の貧福、先は樹林にて知らるゝに似たりといへど、何れの國にも少く木立物ふりたるは、皆御林か又は社地寺院の分にて、百姓所持の分に日に立つ程の山林は稀也、しかるに時々百姓地の山林樹木の改書上有て、百姓の大き成騒ぎと成事有、かかる事にて彌國土の山林に大木なく成、其謂は惣て木と云物は何木によらず、五尺六尺廻る程に成長するには、五六十年を經ざればならぬ物なり、大體十年に一尺宛太る物ぞかし、一丈より上に成ては、それ程は至らず、惣て百姓地の山林、それ〳〵相應に年貢かゝる事なれば、五十年大切にしてそだて置て、其主の用に立てるといふ事、隨分其心を盡せる事也、殊に誰か能く五十年の間世を持物あらん、然るを其領主、官人より良もすれば、百姓地の竹木を改て、帳面にのする由觸有により、帳面にのりては自分の用に代て遣ひ用る事ならぬ故、少し大木あれば我物ながら盜かくして是を伐る、依て百姓地に多くは大木なき物と知べし、是等の事辨知て國土へ命令あらば、百姓地に是より自然と大木出來て、國土の寶と成なん、夫れ大木の下は、其木の大小に隨て五間四方、十間四方、木の枝にをされて用に不ㇾ立物と知べし、かく數十年の間を經て、年貢を出し地を費し置、或は二代三代撫さすり來る物を、むざと其領主の用木として、壹錢も不ㇾ出ㇾ之伐とり、しかも其領內の人夫して引取事、豈非道と云はざらんや、君の用に立物ならば相應に價を出し、主の心に背ずして引とらんにいづれ、且深山より出

る材木の山しの手へ渡る、近年はやりし、てれんと云病に懸り、一寸四方の棒の割に見て、伽羅の價より高直なりと聞へし、官庫の費にくらべては正道の御買上、百分一斗もあたらじ、惣て御用木の事末に辨ず、夫を防ぎ是を正しくせんこそ有まほしけれ、此辨を熟讀して是より命令有て、國士の山林を賑しなば、君の寳にあらずして何ぞや、且亦所々山林の竹木改あれば、間にはやそれ〳〵に乗り移りて、例の邪神おどしせめて、民間の物を貪り採るあり、官者一たび出れば、事毎に其病有る事能能察すべし

民間省要　上編卷之二　終

民間省要　上編卷之三目錄

第二十五
一國々田地、用水、堰、堤、川除、川浚、樋、圦、橋等の所々の御普請、先年は御入用も輕く、人歩も能く力を竭し、成就の上、數十年持怺へて其用を辨るの

處に、近年段々御入用夥敷、人歩古へより大分費、年數拵へず、忽及二破損一其用を缺く、段々上の御費下の痛みと成て、頃日は願も早速不二相濟一、次第に破損重り、田地及二損毛一國土の惱みたる事、附自今先年の御入用を以て、其節の年數程拵へ、破損もなく、上年々の御苦勞も休し、下年々御願にも不二能出一、上下益有仕方の事

第二十六
一諸國の用水近年多く變地と成、第一百姓の令二難儀一を知る事、附可レ救レ之に上下の益有仕方の事、並に玉川の變の事

第二十七
一惣て用水に水元水末有事、附水元水末の利害を辨る事

第二十八
一御料、私領、寺社領、入組の領々には、百姓我儘多く、領内諸普請用水等の障りと成事

民間省要 上編卷之三

第二十五
國々の田地、用水、堰、堤、川除、川浚、樋、圦、橋等の所々御普請、先年は

御入用も輕く、人歩も能く力を竭し、成就の上數十年持怺へて、其用を辨るの處に、近年段々御入用夥敷、人歩も古へより大分に費、年數怺へず、忽及二破損一其用を缺く、段々上の御費下の痛みと成て、頃日は願も早速不二相濟一、次第に破損重り、田地及二損毛一國土の惱みたる事

附自今先年の御入用を以て、其節の年數程怺へ、破損もなく、上年々御苦勞も休し、下年年御願にも不二罷出一上下益有仕方の事

一 凡そ國々の田地へかゝる用水、堰、溜井、樋、圦、橋、堤、川除等、所々大普請、古しへは其所の官吏たる人、直に奉行と成て寒暑を厭はず、泥沼の中へも踏込み下知し、君の爲に精力を盡し勤たりし故、下萬民怠り慢る心なく、霜雪水の中ともいはず、炎暑もをそれず、骨を　き力を竭して、國々所々に城築、堀、溝、佛閣、神社、堤、土手に、名譽の大御普請共殘れり、殊に古しへは上下正直の事故、上の御物入も輕く、下人歩に油斷費なく、しかも永く持怺へて皆其用に立、中古より人の品上下共に段々に至り替り、かゝる御普請に吏官のみづから出る事も相止み、或は家老を出して事を成す、近年は又譜代の家だにも出る事なく、末々の官人奉行と成て大義を辨ず、況や近年の官吏不法の事共多く之を犯し、奉行或は罪に逢ひ又は其職を除れて、近年は皆新規の人と成、猶以其場所〳〵の諸普請不鍛練なり、其下に立つの官者多は世に賣れ筆たるの輩を抱へ集め、大切の場ともいわず、重き諸普請の元締奉行

拵と成て且上を繕ひかたるのみにして、實は利を貪る心あり、何ぞ其場所の用水殘りて、御慈愛の金石にしるして朽ざるを思はんや、民家に居て之を見れば、賤しき野翁の目にも、面を掩の耻かしき品品多かりき、且中古より御入用の普請の分皆入札と成、近年はやる物仕といふ商客の手に渡りて、互に相槌を以て官金を大きに費し、冥理をおそれず、國土の人夫くるしみ費て、跡より忽破損に及事、皆目前に顯然たり

古へ海邊川々の諸普請難儀の場所へは、其所の吏官たる人自出て、天の時を考へ、其地の利を察し、其所の人の和を以て數年の間悉く考合せ、殊に常に普請方鍛練にして、萬事直を以て骨を不ㇾ惜、力を竭してなすにより、海潮大川の築留、〆切、堤、川除、川浚等の義、奇妙成仕方とも、自然と工夫し出し、今に殘りて目を驚す事共多かりき、其比或人冬寒に川通の普請奉行に來て、極めて寒かりければ、人足宰領、足手屈し働得ず、皆日向の岸陰に上り居て、水中へ入らんとする者なかりけるに、彼の奉行岸の上に立って大きなる盥を取寄、其内へ水を入て兩足をふみ込さして、人を攻めしからずして下知したりしに、人足も宰領も悉く驚立て其奉行の精力に氣を勵まし、數日に其効成たりし事、古き者ども其場を勤たりしこと、物がたりせし事まのあたり成りし、近年の諸普請皆之に及ばず、いつとなく世上辰巳上りに成、官吏下官の輩迄、いか成所より金銀涌出るや、身の祿は纔にして其奢は甚敷、身は倦み心高ぶり、露も鍛練なき大切の地方の事を、人のもてはやすに諾し、上下に相槌を調へ、便に引

懸て上を費し下を貪る、此仕方千變萬化、所々にも述る如し

一 夫れ田地、用水、溜井、堰、川除、川浚等の大き成事は、其所に住居して其用に預るの田地持百姓ならでは、其仕方貢賞の是非得失を能く知る事不レ能筈の事なれど、夫も又相應に智仁勇を兼ざれば至極の成就を辨へる者又少し、適々有といへども、上よりして用る事不レ能ば空しくかくれ持果ぬ、しかるに近年俄に地方の吏官と成、元來上品の中に生り立ち、ひたすら君威の光に任せ、或は新規に抱へたる、下官の輩又は衒商の者共の辨口に迷ひ、民間の異見は偏に下賤の事とさみし、用レ之力足らず、只理のみを能くして事に至らずして不二相遂一事、あげてかぞへがたし

一 近年の諸普請小き成は官庫の金を費し、大なる時は國々の諸侯大夫の手傳に成、是又其國其領の百姓の膏油をしぼりて、珠のごとくに集て泥のごとく費す、天下の諸侯大夫たりといへ共、其金天より降にもあらず、地より涌にもあらず、皆以て萬民の涙也と知べし、しかるを近年の御普請皆入札と成て、彼衒商の手に落、千に越え萬を過るの金ありといへど、或は賄賂と成、又は北里の醉狂と消て、實に其用に立所は三箇一にも不レ及、豈能其用を辨事ありなんや、惜哉、よつて近年衒商の輩、萬兩十萬兩に及、出來分限、升を以て計るべし、五十萬百萬兩に及ぶもありといへ共、古來いまだ聞事なし、是誰かあやまちぞや

一 圦、橋、樋の類、縱ば古しへ金百兩の御入用にて出來たる所、年數二三十年もこらへ、又は品によ

り四五十年もたもつありて、民役さして迫る事もなかりき、是は物毎正直にして何事も注文の通、檜、栂、檜葉の木を以て厚く掘込、木性の吟味、釘鐵物に至る迄、寸法邪なく念入事成に、よし思ひしよりも能く拵へしに、近年諸色高直に成、別て材木の拂底成により、古しへ百兩入し處は、今其價二倍三倍し、其の上、檜、栂、ひばの類の土に強き上木は、注文には出ながら松、樅、しひ抔の下木の、而も材木川岸に幾代を經て、世上に賣買なき類の材木、半ば朽腐りたるを以て拵立るにより、古へ三十年除へしは、今五年をこらへずして跡より破損に及、上へも申立る事不ㇾ叶、押付て置により、其所公用を不ㇾ辨、百姓の難儀往來の迷惑所々あげて難ㇾ計、細々其所に普請あらば、下の痛いふ斗なく、久しき普請の頃日掘出して、古る木を用るを見れば、土に深く入の木は用ひて大きによし、是頃日の新木の及ぶ所にあらず、よつて其役に預るの官人是を撰り用ひんが爲に、いかやうの朽たる道具も細に詮議して、遙遠方の船路を江戸表へ、其所役に持運ばする事有、此運賃其所へ懸る也、地中に深く入の圦などの木か、水中に入所の橋柱などこそ用にもたりなんに、夫が十に一つもなき物也、是多は水の上土の上に古びたる腐木なり、是を賣らば金壹分にも成るまじしを、二兩三兩懸けて持運ぶ類世に多し、而のみならず、圦、橋、樋等の道具持運、所々其小屋場より請取事、其運賃又常の運賃に五六倍せり、總じて左様の材木道具請取て、其場へ持運ぶ時、常の商物の様に自由に勝手次第成舟車などにて引取る事ならぬ事也、子細は夫々下官の據ありて、舟積請負人極てあり、其直段外より五六倍せりといへど、夫へ渡して

引とらざれば、舟積の節道具の内紛失して船賃の損得にて不ﾚ及、難儀有るゆへなり、舟車其考をして一度に請取て積んとすれば、いまだ出來ざるといふて日を經させ、又舟車つれて不ﾚ行時は、大分の道具を一度に渡して、急に引とれとせむる、請取置時は番人かゝる、番人を付ても物の紛失する事其力に不ﾚ及、いかんともする事なく、其外の邊仕懸られて運賃を高直にして、渡し場に紛失なく、ねざめよく思ふて、其輩には親しき事を是として、村々の百姓年來勤ていふ事なし、其外其所に普請有内は、其奉行の內夫諸入用筆紙に顯しがたし、幸領と云者の扶持も其所へ懸る也、其上に何事も入不ﾚ申候と、帳面に其所の宿主名主年寄の印形、外に其道の手﨟とらるゝ事、官人とあれば定りたる事なり

一 惣じて國々諸普請人夫、其外近年公役に遣はるゝ驛路〱の傳馬の人足等に至まで、田地高へ懸るの分、段々むかしに十倍二十倍するに依て、田地持の百姓自分に斗難ﾚ勤、其時に至り、所々より一度にあて來れば、日雇人馬を以て事をなす事多し、是等の事は制しがたし、制しても無益の事也、殊にかゝる事は人々損得、又は御用勤方の是非を考へ合てなす事なれば、制せば還て民に害多からんか、併其時の官人により、彼の昨日迄浪々として世を賣の客、幸の取上に逢ふて新規の家へ入、かゝる役人と成つて、幸領又は其領の邪悪の先〻名主抔の身帶輕く、後日の難はかへりみず、今日の利を貪る族など割合、邪を作す所も又あり、是は纔ば百人にて濟事も二三百人も觸出し、外に請負を拵置、是に思ふ儘請負せて、其餘慶を配分する事有、かゝる邪は是非なし、是上下遠隔の力不ﾚ及が爲なり、

凡二三里、五里、十里の遠方などより勤る所の事は、其人馬往來の隙をかぎ、米味噌を持運、荷拂等の入用多くかゝる物なれば、人々是を考へて人馬を出したる入用半分にあたる故、皆雇を好む事也、雇はるゝ者は皆其近所の人馬にて、往來の費もなく、宿を借るにも不レ及、不斷の物を食して別に入用もかゝらぬ故に、請負者あれば渡す者有と知るべし

一　一昨年開國の神君、百年忌の御法事有レ之、江戸廻り領々より內夫人足勤たりしに、遠方の村々は人を出して勤る事を苦み、雇はんと欲すれば下觸をするの下官邪をなし、上よりは百石一人可レ出命令を引替、百石三人に觸出し、彼請負人を外にて拵置、皆是へ賴むべきよし取持所、其直段大分に高直なりければ、大分の金出すに難レ叶村有て、無二是非一人足にて名主召連、其場所へ相詰、それ〳〵の役所へ引渡さんとせし所に、いさゝか間違の事有りて、目付の中官より其村の人足大分成よし、何者の申付るにやととがめられ、人足召連れ參じ罪もなき其村の名主、還てめいわくに及たりし、有の儘に身の科を申さぬかと、一を三として邪をなしゝ下官の輩、忽罪科逃るまじきに、上を恐れて其事もいわず、科を己に蒙り穩便に事をすましたる百姓の身こそ悲しけれ、又金にて出したる村々は、勝手次第自分〳〵に雇時は、一人一兩一二分位にて澤山に請負者有しに、色々にをどしすかして二兩二分宛にをしてとられたれば、是を聞て腹立怒り、既に邑々蜂起して連判を以て官吏に訴んと騷動せしを、又領內に事をしづむる名主共ありて、ひらにと制し事治り畢ぬ、是等の事百石一人を三人とふれて、

其餘慶を金にて取のみならず、自分雇の直段より一倍宛にして取時は、何十萬石と上る領々の金高、いくばくといふ限なし

一　一年富士山の砂の難にかゝりし相州酒匂川の人民、御救にして砂除、砂浚、郷村田地の爲の御普請ありしに、諸侯大夫に命令下り、其國其領の人民を費し集め、夥敷金を出して曾て其驗なし、金は空しく商客の物となりて、御慈愛の御心、民中へ不ㇾ届事こそ口惜けれ、此郡中大分廣き間の事なれば、其中には相應の智仁勇を兼、地利を察し、天の時を考、得失損益の道理事理一致の辨へ有て、人を和せしむるの用るに足る者も有なん、よし又夫程に至らずとも、上下數十里の間相州半國に及ぶの郡中なれば、其所々の事理を尋て是を採用ば、何ぞ鉛刀の官人上品の交りのみにして、書屏の内の商量に勝る事もなからざらん、是能く國を知て、いまだ國の器を自由に執用る事不ㇾ能の時節とやいわん

一　中古或所の川除の杭木、柵、川浚等の御普請有しに、其所の官吏により、隣の村は數年足を運て願ても、いまだ願不ㇾ叶に、同じ隣一方の村方には、さして願にも不ㇾ出處に過分の願相叶たるよしにて、下官の輩來りて普請をさす、其金高いくら成といふ事を、其所の者も知る事なし、只少々の金を其時の者に與へ、白紙やうの帳面に印形を取て歸り、勿論普請の品見る事もなし、年々かくの如く成りしに、一年嚴なる御僉下り、其國土の御普請場へ見分出しに、彼下官夜中に來て詮議して見れば、元より其所にて强く不ㇾ願普請ㇾ故、彼御金は百姓共其砌に分け取て、杭木等其形斗殘りければ、大きに驚て

金を出し、夜通し化粧のみの普請して紛かし置し、其前の年の事までいぶかしく覺へし

一　遠方の國々には、其近所の御林の木を伐て、圦、橋、樋、等夫々の御普請有事、是等に又夥敷邪の事共有といへど、其類の事をもらさじとせば、一生の筆も是にのみ禿(ツブ)れなん、只有増を記して是を諭さしむるもの也、此書始終へ信を起さば、をのづから一切の是非、得失、損益残る事又あらじ、惣て宰料下官抔の外にも、其所によつて其邪に同じ、遂年うき世に慣てかゝる事を待居、村里の垢のみをなめて渡世とする者ありといへど、是等の類は只下官の下を經るのみにして、一分の志を顯す事はならず、とかく刀をゆるされ、一俵も給はるにあらずして、大き成事は成がたし、とかく米刀をだに預るの身とならでは見るにたへず、譬にたも及がたき仕形ありても、上を恐れ威力にをされて、其非をとがむる事世上なし、段々人は上ほど一階宛直なるはなしといへど、いつとなく上下遠く隔の愁によつて、是程世上にみち〱たる下吏の禍の達せざる事は、治れるを以て治れるを盜み、御慈悲を以て御慈悲を盜む浮世とやいわん而已ならず、官庫大きに費て後、その職の官人吟味つよく、又是を正して直に歸りの道は遙に隔り、果は地方の諸普請の障りと成、萬民これが爲に惱む所は、悪の遲きを歎ずるのみ

是より得益の事を述ぶ

一　夫れ國々の田畑に用る樋、圦、并或は往來の小橋等の御入用にて、いたし來る分、古しへ上木にて

出來たる節の入用を考へ、其通の積り上にて、普請に取付べき五年宛前方に、其所へ其金高を下給はり、とかく是にて所役に可ㇾ仕旨にて、其所の田地高持たる者の內、其器量を撰み、或は五人三人成共へ命じ、此入用を以て古へ此普請何十年こらへたれば、其年數程相保ち樣に被ㇾ仰付、若夫より內に破損に及ばゝ、重ねては願御取上無ㇾ之間、所役等修理可ㇾ致由の事とならば、成就せずと云事あらじ、畢竟古と今と末の直段に格別の高下有により、五年前に御金は下し給はる也、其わけ一年は其用意打立にして、中四年の間右の金を廻したる時は、事成るに足れり、惣じて田舍は金拂底成故、一割半位には借り入澤山成もの也、是を四年廻して六割の利は其家の者共の力にて廻らずんば、其領內へ役に懸て村々へ借したる時は、たやすく廻る事也、又官者の金十兩に積り上る所は、各自分に引懸て仕時は、六七兩にては輕く上る事なれば、彼是をすべて此仕方を以ては出來する事也、然て上は一切官人を出し、奉行宰領にも不ㇾ及、其間下され來候處の御扶持方等も被ㇾ仰付ㇾ者も、半分被ㇾ下ても濟事也、又一切不ㇾ被ㇾ下候も有べし、品によるべし、其品の爲には內夫野菜、惣ての失却なく、諸事大き成御救と成なん、併此事身帶輕き百姓に言付て不ㇾ叶、とかく緣有物にあらずして成がたし、緣有者はかゝる事をは辭退するもの也といへど、緣役田地高持の役に被ㇾ付て可也、利得に心をよせずして所の爲、田地の爲に志を盡す者しかり、雖其領狹くして用る者なくんば、其領に斗も限るべからず、近領も又しかり、且人足等の遣樣も村々立會互に吟味して可ㇾ成程は、其場所其仕事を村高へ割付て渡し切にして、とかく村

村人足により合、情力を付てせずば、思ひしよりもはかゆきなん、縦ば能く勤て早く來る者は、早く歸明け歸り、遅く來て不ㇾ勤の者は遅く歸る、進む者は少宛利を付、退く者は少宛不利を付る樣にせば、互にいどみはげみ合て、人々の法と成なん、是迄のは仕樣に替りて物に費なく、御入用大分減じなん、豈に上に有ㇾ益下に無ㇾ損仕方にあらずや

一　用水溜井等の事は、處により大に差別あるもの故、村々の是非をとくと考へ、年々に其得失を辨へずんば、其樣に至事不ㇾ能、しかれば能々其人を撰定、役人として置事なくんば能用を辨事あらじ、年年に此役人替りては諸事所の味をも不ㇾ知、又身に引懸けて事を作る事あらじ、しかれ共其人を得ずんば、又其所にて田地高有物に撰て此職に置べし、夫れ百姓の祿重き者は、代々其所に住して退轉することなし、鎌倉の御代以來、家相續して有だに聞ば其聞を耻、其名を惜み、又は互に百姓仲間の事にて近領國中には頭立者のぶん親類好み有て、大分に類葉廣き物なれば、身の愼みも有物也、殊に刀をさし扶持取事なければ、奢るもならず、人も恐れず、をのづから邪をなすに力なし、縦少の邪有共、外より其儀公事立てゆるす事なし、又いましむるにあり、且又遠方より引來る用水などは、水元、水末、中程にをいて一人宛三人一役にして、此者共諸事申合指引する事なくんば、上下まけかちの仕方有べし、尤是にも又目付なくんば有べからず、かゝる役に置共、刀はゆるす事なかれ、役料は相應に給りども、相應の役料を[illegible]ずして自分の物を食、自分の物を遣ふて役を勤、邪をなさゞる者は、大祿に

して志有者にあらずんばならじ、然其相應の成をかして、事をなさずんば下知行はれじ

一 川除、川浚等の事は、大小輕重樣々なり、大と成るは諸侯大夫の力を竭して手傳と成、かゝる事前にいふ入札を止て、街商の費にたぶらかされず、其所其惱所の爲にするには、村里の智を執用て、其異見を納れて事を成すべし、或は其國の御林か、可レ然新田地か、いづれの運上の極れる事か、又は相應の拜借をなさしめて、其走りを以するか、又は其入用高を能積り立て、其金を手傳の方共に皆金にて出し其所へ給り、村長に命じて嚴密に執行はせ、とかく一旦の普請のなくて、連々と年を重て成就するの工夫をなさしめ、金の走りか山林の得用、新田の所務をとをして、年々退轉なく永く量り、久しく計るには、いか樣成難所たりとも、終には成就せずといふ事あらじ

一 又酒匂川の砂の難のこと起て、あれ程の度々大分の金高を、其砌創て其所へそれ〴〵に給り、普請の場所をも又割て其村々にてするときは、能く力を竭して皆々身の上の垣成就せずといふ事あらじ、縦天の時至らずして成事なく共、元來是は其地其所御救の爲の事なれば、物皆其所へ納りて、他へもるる事なく、豈御慈愛の御心に叶ひなん、惜哉、御手傳を蒙る諸侯大夫、其國其領の人民をはたり集て跡形もなく、上の御心にも不レ叶、下萬民の惱みも不レ救、其砌砂と共に流失て、空しく街商の手に落散し事、往事の鏡とやいはん

一 所々海邊の缺込、潮除、川邊の缺間、石垣、亂杭等に至迄、近年街商の邪に懸って御物入多く、

跡より及ㇾ破損、是を防ぐに難く、近年は當分賄の土俵築立抔と成て、一風一波にも忽破損し、不斷往來の難儀絶へず、人馬是を損さす事多く、しかも又此御物入切々にてすくなからず、是は中古其所、又は近領の者それ〳〵に年賦を限り、御金拜借して請負の年賦の内は、其金の走りを以仕立たりし事遠からず、是古今第一の上策たりしに、いつしかをかしき禁入て、其金皆取上られて、近年はむかしに歸り、御入用は品に依り、其節の拜借程は一二年の内にも入る事也、相應の田地にて質物を取て、國主より御借し何町も取に遲滯する事なく、元金はいつ迄も有て不ㇾ盡、只其利足にて其事をなす、是に過たる得益なし、又百姓人歩もつかはれず、奉行寄領の煩もなく、豈よからざらんや、是皆小破に早速繕をなすゆへ、大破なく、金の走り少の物入にても成る故也、端々又衞なり、とかく其所の村長等の内に、人を撰み年々の事を計らせ聞、其地の者の智惠を專ら執用ひ、其上地方功者の官人を出し、幾度も考へさせ、吟味熟しての上に、其仕樣を相極め、其所へ定請負に言付て、大き成得益有事多し、かゝる定法と成事は幾度も上の御智惠によるべし、是又一方斗の異見によらば、邪神の恐れにかゝつて片よる事も有なん、官者は制しがたく、民者は制し安し、民間智慧の者には、邪神何を以て其心を奪はん、むかしより所々村里に任して、色々難儀の御普請場、御手傳迄にかゝつても、跡より其しるしなく、難所〳〵の事迄を見聞、手にも懸けてせし事共多かりしに、其所に年來住し、年々歳々奇正變化、天の時、地の利、人の和を以てして、是より工夫をこらし、不ㇾ成と云事はなき者也、萬一其事不ㇾ

成といふ共、上手の非を打が如く心懸し、十日の不成とも、外に十一日の跡あらば、夫を取て勝るごとし、天下の理、皆是也、然れ共其村長等に私慾の心あらば、何事も妙策には至りがたし、幼少より倩世間萬事を見聞き、昔の書置く事共を見るに、邪あり私慾ありて成就する事、天地の間の事毎にはなしといへど、畢竟官者の成す事、面を掩ふの事さ、君威にかくれてなしがたく、民間の成す事は小邪なりといへど、君威を用ひて正し易きによればなり

一 夫れ千丈の堤も、螻蟻の穴より崩るゝといへり、誠にさの如し、何ぞ其所の者常に心にかけ、又洪水の來る節も付居て、小穴をふさぐに易かりなん、又數百間の萱野などもひとし、かゝる所の大破を見るに、大方は一日に崩るゝ物に非ず、前方より段々の風砂の難にかゝり、少の蟻付て夫より段々根へ通し、果は一概に大破に及ぶ、杭木、柵の類又爾なり、世上の事皆御普請場となれば、むざと其場へ寄る事遠慮し、堤は一鍬の土を以て大破に及ぶ事を防ぎ、羽口は少々の萱を以て二三人手間かくれば持怺へ、杭木は少の曲の内に打直し拵して、可レ成事をも餘所にのみ見て暮すのみなり、又雨がり、店がり、願人行人鉢坊主などの賤しき類の者共は、常に薪に苦しみ、百姓のくねかた迄拾ひ取て世を渡るなれば、かゝる紛れには羽口を拔き、杭木を盜みとりて有べし、縱ば諸國御建立地のやね板一枚も損しぬるを、早速繕へば大破に不レ及事成を捨置により、夫よりたまり込及二大破、莫大の御入用かゝる故、たやすく願不レ叶、朽腐るに似たり、國々所々川々海邊の諸普請、人家を離れて常に見る事なき所多け

れば、御手届べき様なし、とにかく其所の普請は其所役に言付て、彼是其利有事多し、君御慈愛の御心に背き、其事其村長に怠り有る儀、其罪甚重かるべし

一　國々領に其吏官の心にて、各支配下の地普請の仕方、色々様々有、一つ堀より領々へ長く水引来る用の通りの事は、皆々出會高に懸て勤るにより格別、其外に村々の諸普請、其所一村切の人足を以て仕来る有、又一領二領郡中互に助合て仕来る有、夫一村切に勤る普請は大儀に似たれ共、人の精力外を頼心なく、其村中身に引懸け、老若共に互にはげみて勤るにより、少も人足の費なく、早速埒明てしかも奉行もいらず、宰領もなし、外に入用懸る事なく、普請は念入てもちこらへ、重て破損に及迄は、何十年も人足外へ勤る事なし、よつて百姓の痛とせず、又郡中領内に村々寄合、普請には前にいふ下官宰領等の邪にかゝり、又は打込の事故、人足大に費て、縦ば一村切の普請、百人にて念入勤たる所は、五百人にて粗末にも出来兼ねる事也、其に毎年遣方迄人足を呼び遣はれ、其痛過分の事也、且又海邊通、川邊筋などには、纔五十石、百石にも足らぬ小高の村有て、毎年數千人の普請人足を領内へ遣はるゝ事有て、難儀に及ぶといへど止事なし、よつて互に人にさする事とのみ思ひ、又宰領等の普請多きを悦ぶ心有よりは、さしてせず共苦しからぬ普請も書上て、年々其數の内へ入故、年年に人足高夥しく上りて、果は村々の困窮と成るのみならず、其所の者一分にかゝらぬ事と思ひ、小破を見ても捨置事故、忽に及ニ大破ニなり、是等はとかく一村切の普請にして、大き成得益有事いちじる

し、若其時に不相應の大普請等有らば、其是非を正し、無レ據に於ては、それ斗を扱て、領内より人足すけても可なり、然るに諸色は上より被レ下なれば、迚の事に人ぶち半分も被レ下、外は是も所役に被二仰付一るは、いやながら油斷なく普請に念入て、不レ及二破損一、能くその用を辨ぜん

一　且又領内郡中寄合普請の内には、先年より催て年々いたし來る樋口あらひなど有て、無用の人足幷御入用の諸色等を費事は、其内別て惡水落などのむかしは落して利有しも、いつしか所々變地と成、其所今は還て水くさりとなれば、一方は又變じて旱損に及ぶ、双方共に難儀に及ぶ事なれ共、年々に來て止事なし、是をなさんとすれば、大分の村役私領寺社領御料と入組、誰れか一人其頭取をする者なし、適々志の者有レ之、續柄を取て、吏官へ訴へ、吏官其上へ又達し給はるといへど、近年いか成不幸にや、左樣の事皆て不二相濟一事力なし、此類の事世上にさこそ多からんと、爰にしるし畢ぬ

一　凡用水十里の外の行程を引來るは、多く大川の堀れか、湖水抔分け取事にて、水勢船を浮ぶべし、かかる所の入江、坑、樋、川浚、關、枕木等並惡水吐洗等の諸普請は、尤以て大切なり、官人其職に誇り、下の智を侮り、我を立て私曲に泥る事なかれ、事を一旦にして執行せば、必以て後日に大き成費をなさん、尤かゝる行程の長き内には、所々の願まち／＼にして好不好有物也、或は半途より水下の分は、水不レ足故に願書多しといへど、又中途より水上の分は、或は水湛へ水腐り成、又は田地家居の内も掘割築埋られなど、迷惑成所々もあれば、願を妨る村々も多き物也、其奉行なる人能々功者に非ずしては、紛はし事

共多かりなん、能々先其場所上下の村里民長等に馴れしたしみ、利害をとくと聞合、其上に又村々へ間を入れて、村々の損益得失を尋問ひ、二三年も能く吟味して、それ〳〵の仕方に其所の智を執用ひて事をなさば、卒爾なる事非じ、人間の諸業皆以て孫呉に籠れり、軍旅の事に限るべからず、民間の常、農業の術、悉甲冑を帶せざる軍旅なりと知るべし、併心はひとしくして、それ〳〵人を用るに別傳あり

一　近年は江戸表衒商の輩、田舍普請の入札を落し、所々へ徘徊して色々の術を見習、在々村々に又物仕出來たりといへども、入札敷金事外持出しの金なければ、大金を持出す事不レ叶故、入札と成ては田舍物の手に不レ及、適々田舍へ落る札ありといへども、千兩内外の事なるべし、萬に過るの入札に至て中中不レ及事なり、江戸表にも又こそ〳〵の物共有て、金につかへたるに、人並〳〵に鼻を揃へて徘徊するのみなり、惣じて世上廣しといへども、萬に過る入札にかゝる者は數すくなし、去年亥の朝鮮人人馬請負の節にてしられたり、江戸中に三千兩の正金をたやすく出す者、五人とはなかりきぞかし、是等には必ずしも邪神の相槌多くして、或は敷金を重くし、色々の術を祈りかなへて、とかく輕き者の手には不レ及しかけのみなり、其樣々の手段萬兩の金を出すの手にて、不レ動といふ事はなし

一　千に越、萬に過るの入札事を一請負にさする事、先宜からぬ事也、其場所を幾つにも切つて入札の數を多くし、敷金も少々宛に減じて、其所の者の手の届く樣にするか、又は田地質の敷金にして、切れ切れに札を入さする時は、其所へならでは落ざる事也、三割高く入札落たる分は、他所より來ては合

ぬ物也、其所の者は居ながらの普請故、三割も直成分にては、いか様にも成り能き事也、縦他所の者一からみに大金にて入札を落しても、畢竟は皆其所の者に、切り／＼にふみ分て下渡しせねばならぬ物なり、普請場により入札にせねばならぬ事も有、其節は右の通りにして可なり

一　惣じて官者は君威に誇り、百石とりても殿様とよばれ、分限不相應の身持位ゆへ、思ひしよりも不勝手成多し、倩世間の交りを見るに、四民共に勝手不如意成る、詰りたる人のなす事は、生得直なりといへども、心ならず曲む事多し、妻子も召仕もともに不如意にして事足らぬに、君より役を蒙りても、はやその支度にさへ行詰り、心ならぬ無心を人にいふを、先達て心も引け、人の願内縁を以するにも、今日の御用を勤る無心を、人のかげにてなし來る上は、いなむに力なき事のみぞかし、場所に出るに至て、いぶかしく仕來りて、人も我もともに分限に過る人につるゝ事なれば、それ／＼に身のきくよりして物入多し、召連れる者も皆雇人也、夫にさへ相應にとらすべき程のあてがひもなし、下直にして用に立物を尋るに、直を守りてすむ人又有べきいわれなし、皆先々にて一邪あてゝ、夫を給分に心懸る風情の輩、鼻紙代にもあたらずして出る事なれば、主人もきびしくは制しがたく、殊に主人の手の届くべきにしもあらねば、邪曲の絶べきいわれなし、又小官の人に代々分限にて、或は所々に山林田地等を持、町屋敷抔を抱へ、又は貸し金など有て祿より各別に勝手宜しき者、かゝる人は常の人からもよく、惣て役に出ても事の缺るなく、只其御用を首尾好く辨るにのみ心有て、身を大切に守り君

の御爲とうしろめたからず、下よりも言よるべき便もなく、此類の良品世間には多ぞかし、此外貧にして賢に、富て驕らぬ人は、牟得の清明とやいはん、惣ての御普請に人を撰べき心得とも成なんやと、爰にしるし畢ぬ

一　夫れ石川の川除は蛇籠に石を詰め、又はわくをさして石を詰めなどする事なり、或は村々にて割合蛇籠を造り、村々の人足互に出合て、春普請にする事有、中古より竹の代、或は人足ぶち、それ〳〵に給りてする處も有、まち〳〵也、是等は村々の身の垣の事、奉行もなく普請丈夫に出來たりしに、近年是にも邪神の障り有て、籠竹など一領二領一郡、すべて入札の請負に成る宜しからず、其外大川の蛇籠夥しく御入用の分、近年江戸表又は他所より年々請に成事、是又宜からず、所々多は川缺とまらぬ事目前たり、是等の場所猶以其所に住して、年々に心を付て身に引請、誠を盡して邪なく事を勤る者あらば、縦いか樣の惡場にても、防ぎとめて云事あらじ、只其人を求るの心ありたし、しかし其所に其人なくんば、其所の不幸とやいわん

一　沼川に至ては萱羽□或は杭木欄等にてとまらぬと云事なし、是又猶以水のあたり深み淺み、川洲川筋等、天の時、地の利、人の和を考へ、其所に住居して、いか樣の難所にても防とめずと云事はなし、且又川筋を見て茅葦を生なし、杭木さし竹、其長短土入、水下水上の所に至ては悉傳受ありて、筆紙の述ぶる所に非ず、しかるを官者一旦の見分を以、大儀成事もたやすく事を極め、其仕用入札等の沙汰

に及ぶ、歎息するにたへたり、多は御入用夥敷費て、其所の用に不立事あげてかぞへがたし、殊に一度蛇籠にて利を得し人は、石川沼川の差別なく、皆蛇籠を用ひてよしと思ひ、棚杭木にて利を得たる人は、同じく其事のみを以てあつる事多し、歴々の人を見るに一度杭木を以て海の利を得、猛き砂川に來て是をよしとするを見る、是柱に膠する也、其海潮は地心限なり、大木よく根に入、潮又底をほらする川は、杭木根に不入、殊に水勢滿く根を掘る、豈一樣に事を論ぜんや、同じ杭木に其品有、夫れ海潮の杭木は太く長きをよしとす、砂川の杭木は細く短く、水底へ深く水上へ短くするに利有、是亦其川筋地心によつて、行程一里が間には其地心數十ヶ所の違ひあり、是一旦に見分して、何人か能く其實事を辨ぜん、併世上に惡所大場の普請、一旦の見分にて能事を辨じ功をする人有、是は數年其所の地利を能く知る人か、又は元來普請鍛錬功者の人か、さなくば時の運により、又は時の幸に非ずして何ぞや、蓋譬能く雜病を治し、與藥反て人を殺す有、その規矩とする所又何れをかとれるや

一　國々難所の大普請、其所々の者の智惠異見を執用ひて足らざる事有らんには、功者の官人をして定役とし、十年も廿年も其手にして事をなさんに、鍛錬せずと云ふ事あらじ、或は國々に二人宛か四五ヶ國に三人宛なりと、是のみの職を置て一々の邪を正し、誠を以する時は可ならんか、是も亦其身を高ぶり下を侮る心と成は、事を正したる甲斐あらじ、此是非を知らん事、尤口傳末に有

第二十六

諸國の用水近年多く變地と成、第一百姓の令難儀を知る事

附可レ救レ之に上下の徳有仕形の事、并玉川の變の事

一　天地の間、大小川の定れる習に隨て、近年諸國の田地へ引取る用水、溜井、所々變地となる事多し、或は川々の出水に淵瀨變じ、又は山崩て水道を埋め塞ぎ、其外年來何時となく年々の作に、田地の地形高く成る有て、用水懸り兼ね、古へ水懸りの場にて堤土手を築來りしも、今は變じて旱損場と成、又古しへ旱損場にて水の手を專らにせし所も、今は還て水浸の地と成るためし、あげて數へがたしといへど、近年官は上の嗜好侯事の當然の急成御用のみ先にして外事は延し、下も又己れが一分の事ならぬに、强て力を竭すものなく、上下いつしか用水の事に疎く成行事こそ是非なけれ、依レ之近年は心外の旱損水損にかゝる田地、所々に隱れて多し、夫一村二村にして仕來るの用水、溜井は、諸事しまりて事をなし易しといへど、行程五里十里を引來る數萬石の入合の場所は事しまらず、不埒のみ多し、此仕方は前段に委く譯すがごとく、是國家第一の重事なれば、國々の田地用水天水の品々を專らに改て、國の根元を正しなん事こそあらまほしけれ、是を救ふに上下徳有事、別而子細なし、只前段に述るが如く、幾度も下聞を入て官に私曲なく、此事を正さんにしくはなし、其邪正を辨知る事、皆末の段に有て口傳なり

一　飛鳥川を尋るに、聴と其所の者もしらず、昨日の淵のけふは瀨と成らん程の流れもなく、又立田川に至りて見れば、錦のたゆべき流もなく、から紅にくゞるばかりの水もさだかならず、國々の山川古

しへに變有事、さこそと思ひやられたり、皆以其地をふみ、其所へ至らざれば其俤をしる事なし、爰に江城下の入口を隱し、城中の御用水と成る玉川の流、田末は數萬町の田地へ分引、關東に有レ名大川なれど、近年の變以て大也、其故は方八百里の武藏野、次第に新田の鄕村出來、是へ引分ける迄に、東叡山への用水近年の事にて、御水道の入口羽村にて取込、段々强く莚蕨を重ねてはり切、其上を土砂を以てぬるく塞ぐによりて、名にしあふ大川なれ共、其堰下を渡るに少の旱には足をぬらさず、よつて下流數萬町の田地、近年荒に付事多し、かゝる事は一通吟味ありて、川通夥敷本田御年貢大分の所を御救、武藏野の端々野土のいか程ありても、さして御用に不レ立、新田へ近年引取、其末は餘水と成てすたれる事共を御正しあらば、大を以て小に代るの費なからんか

一　玉川の事、此川邊に生れて兒戯の業にも朝夕渡りあるきしに、いか程の旱にも水勢大人の膝を過る斗りなりしが、二十四五年以來は段々水枯て、今は旱年には石を渡りて足を濡さゞる所多し、且又下流六鄕の渡しに至ては、船ならで渡る事叶はざりしも、近年潮の干たる時は、八九歲の小供衣着ながら自由に渡りて、渡し船は川を淺はざれば通路せず、勿論右にいふ武藏野、所々への用水に、先年より强くはり切る水といへど、其川上も古へより段々水勢少なし、爾のみならず、諸國の川々古へより水勢の枯たる事を論ずる多し、山中の大木次第に伐盡したるによると、先賢前に評有、此說尤可ならんか、是に付諸國山々に樹を植て、國用に備ふべき事末段に論ず、かくの如き川々の變を知らずんば、有べ

からざる一説を遺さん迄に、爰に記し畢ぬ

第二十七　惣て用水に水元水末有事

附　水元水末の利害を辨る事

一　惣て用水に水元水末有て、其利害まち／＼成中に、天水、溜井場へは林丘の清水などにて作る處は、旱の節は水元程利有、多き年は害多し、水末又之に反す、且又其流水の用水清川なるは、水元の分砂地成物にて、田地乾き早く、石高の分量より自由に水を多引懸候ても浮べ持事なきものなり、水末の地常に水乏しく、分量より少分の水を得るといへど、元來地形ひくゝして、乾き遲き物故、水の持よしといへど、旱には段々水上にて堰留られ、又は思ひの外成所へ、所々にて盜とられて、濁水に及事多し、道程遠所晝夜の間、是を防に力不ㇾ及、其上滿水の節は水上の水口共を張塞て、皆以水下へ切流すにより、段々に水かさ増り、水下程水損に逢、所々畔土手を押破て田地損毛する事、是水下の常の難儀たり、而のみならず、水上は惣て地高成物故、所により纔に五反三反一町二町斗有て、田の水上り兼る處へは、或は大木の横枕を入、蛇籠土俵などを以て強く張り上るにより、是につかひて大分の用水堰留られ、思ひもよらぬ所へ水漏すたりて、年々水下數千町の田地旱損する事有、是又小を以て大に代る費、是を正さずんば有べからず、かゝる地は縱其國主より其田の御年貢諸役御免有て、田成畑に被ㇾ成、其分の年貢、諸役水下數千町の田地へ御懸け有ても、いくばく上下の得益かあらん、とかく前段に述るが如く、用

水の事は定役人に非ずんば、年々を考へ斗て、其所の田地に相應せん事有難かるべし

第二十八 御料、私領、寺社領入組の領々には、百姓我が儘多く、領内諸普請用水等の障りと成事

一 其郡其領内へ引取用水、幷郡役の諸普請人歩を以相勤るの品々、一領一下知の所は諸事しまりよし、又御料私領寺社領入交りの所は、右一分〳〵の意地をはり、我を立て人の下知を不用、諸事我が儘多く、物に害をなし締らざる物なり、是等は畢竟其頭々の時めく君寵に、その知行の百姓迄其心驕りて、御料所又はさもなき私領所の百姓を掠る心より起れり、勿論御料の官吏も恐るゝに足らずと思ふ故なり、夫れ元祿の頃ほど寵遇の臣の多き事はなかりき、別て寺社領の百姓所々に驕り、寛永寺の領々中にも甚しかりし、郡中一同の諸役人歩等は、御免の由にて打なぐりながら、剰へ旱の節は他村を妨、用水我が儘に引取、諸事狼藉多かりしも、いつしか變じて今は世間一同に御鷹御用も勤め、自然と鼻のひしげしも、皆以上に慣ふの心より起れり、惣て君寵の事下には末々に至て段々此外隱れたる民間の害有事、古しへを以て能々察し給ふべし

一 惣て御料と私領と百姓の公事出入に、理非黑白に分るゝ事有、格別等と成出入にて、十に六七迄御料の百姓の勝事はなく、又町人と百姓の出入に、同じく勝事は稀なり、とにかく御料所の百姓に負の有事、口惜しき次第ならずや、よつて大體の事は內々にて負けて、世を渡るこそ勝なれ、此の事又

口傳なり

且又上方の事は反之、遠國の末々に至っては、御料所の百姓は利有て、私領の百姓に利なき所多き由、只淸明の御政務によらば、何ぞ此是非によらんや

民間省要上編卷之三終

民間省要上編卷之四目次

一第二十九百姓奢を可禁事、附矢口の翁一言の事

一第三十百姓意地の事、附百姓といふ物元來愚にして好事たりといへど、邪に泥んでは諸事新規の正法もたやすく得心せざる事

一第三十一百姓といふ物第一公事、腹中にして無益の事も言つのり、身命を失ふるも不顧事、附危き公事、又は騷動に及ぶ事を可取鎮術の事

一 第三十二 村々の名主、庄屋、并大名主、大庄屋、割元、用元抔は大切成物にして、其領、其所の善惡は、皆以て其邪正共に其了簡によるなれば、第一是を可レ撰事、附其撰樣、並其所の下知可レ行命令心得可レ有事

民間省要上編卷之四

第二十九 百姓の奢を可レ禁事

附 矢口の翁一言の事

一 夫れ百姓の驕りと言は第一博奕なり、己に有てもうち、己れになくてもうつ、其次に酒なり、此二品に長じては、小なる時は器財竹木を賣、大なる時は田畑より家屋敷妻子迄を賣、此二つの病氣に罹つて、久しく繼來る百姓の家一年二年の內に斷滅する事多し、此外實體に稼職を勤め、萬事質素に世を渡りても、時の變に逢樣に不孝の事重りて、變る者ありといへど、夫は持直す事有、唯右二品の不埒のみ百姓の難病なりと知るべし、惡所などに身を打程の事は、都ての邊り、又は有德成者に非ずしては無レ之事なり、國君是を第一に制禁有といへど、一度は止み一度は發し、古へより此難の國々絕

と言事なし、且酒は用樣により寒暑のたすけ共成る、唯壹人の善惡によれば、强て禁ずるに及ばざらん、凡唯博奕のみ、多く人に害をなす物なり、此病と言は凡貴重の人、職役の人、三衣一鉢の人の中にも、品替りて絕る事なし、各覺有人は心にも問給へかし、品替るの位には、品替りて害をなすといへど元來人欲の私より出て、智有るも是を愼む事不レ能事は、人々一つの驕りにあらずして何ぞや、此事所々繁華の地は言ふに不レ及、山家の一つ家、峠の人舍か辻堂に至る迄至らぬ隈もなく、人の現れ集るは此道と知るべし

一　百姓と云ふ物常に淡き物うち喰ひ、破れたるを身にまとひ、髮は亂しがちに、何の驕る事もなかりしに、むかしより天地の間は、三十年にして事改るといへり、其期には大飢饉ありて、乞食非人國土に多く、道路に餓死の者滿て臭氣人を穢し、道を過るに忍びざりしに、近年は米穀諸色の直段其節に倍し、人民苦しむに似たれども、國中に乞食少し、むかしは子を山に捨て、淵川へなげ、もらふ人あれば譜代にもくれたりし、或人の下男に、めじかといへる男有、是は古へ午未の飢饉に、めじかと云魚一つに替へたりし故に、かく云けるなり、近年は夫に異有、錢百文に米八合に及べども、捨子くれ子は申に不レ及、下部の男女召仕の奉公人拂底にして、武家方は勿論在々に至る迄、還て事の缺けたる世となれり、いかなる故ならんと、近年人の評する所なり、是第一世上の奢より出たるか、抑奢りと云ふは、近年世界の金澤山に成行き、力を不レ竭身を不レ勞して、金まふけの仕候、家業をはなれて

渡世仕易きにより事起れり、元祿の比、專ら世人に物仕と云ふ物出來て、江府内の儀は勿論、片田舍の端々迄五兩拾兩、或は壹分二分の事迄も請負にして世を渡る、纔五年十年の間に、大成は五十萬百萬の分限に成、其次は拾萬貳拾萬、又は五千三千、五十兩百兩の分限成等と云ふ數をしらず、朝夕の珍味、物好の諸道具、身の綺羅善盡し美盡し、下屋敷の構、木石山水に至る迄、諸國の名物を集め重たる事、今の世の大名高家の及ぶ所にあらず、世上皆是を見るに慣ひ、田舍まで其氣に徙りて、都て人間の奢と成り、三十四五年以前迄は、田舍の髮結上るに、一度宛村中を廻り、月代は名主年寄の類の公用を勤る者斗、一月に貳度宛剃て、其外は皆月に一度づゝならではそらざりし、もとゆひは藤半紙を切てよりくる〳〵と腰にさして、村中を結あるき、古きもとゆひといふ事は江戸元結と號し、伽羅の油と云事は、芝のせむしより外には名を不ㇾ聞、適々江戸土産に一貝を得て、むざと用る事なく三年も嗜置て、辨入新客のはれかざりたりしに、いつとなく近年は世上の奢りにつれて、ねこやの糞とり、山家の炭燒まで、毎日古き元結に伽羅の油をぬりつけ、うぶけを額に當、二季の仕着せ物も、むかしは田舍向とて、花色に散しを付、あかねの手前染、はんの木の皮、めうばん等にて埒を明せしに、今は中々其樣なる事にて合點せず、牛ざらしも奈良と近江を論じ、次なるは加賀嶋を用ひ、高宮、越前などをば着る物の數とせず、布といへば、さんとめの兩面を用ひ、すみかちや鍛すゝ竹などゝ、ふしはかせの付たる、ことよふの色に至るを付て、すべてこのおかしげなるもよふを笑ふ世となりし、百姓の食事

に至る迄、古へは栗、稗、麦等を粥にして野菜多入れ、是上代より用ひ來る事、百姓の常なりしに、いつとなく粟稗は、めしにたかれて粥は止みぬ、又公家にて朝飯には家々において青茶と云ふ物を用ひたり、是は人數纔ば十人程有家にては、米三合程宛すり鉢に入てのりにすり、大鍋へ入て茶の生木の枝を入て煮て、大き成る椀、天目にて、五盃も十盃宛も之を飲で腹をふさぎ、栃の實、柿、こつきの團子等打喰ふて、半日の食とす、又芋と蕪とをゆでて、山折敷に堆くもつて鹽をつけて喰ふは、その内の上食なりし、野方は粟稗を喰盡しては、惣て食物乏しき物なるにより、市廓に出てせうちうの粕を買求め、是を燒餅にして食とす、四方に生るゝ百姓は、雜炊にしても米を喰ふ事あれど、山方野方に生れては正月三ヶ日といへど、米を口に入るゝ事なき所多し、粟、稗、麥など食に燒とても、菜蕪干葉、芋の葉、豆さゝげの葉、其外あらゆる草木の葉を糧として、穀物の色は見へぬばかりにして、而も朝夕あく程の事なく、漸日の中一度宛ならでは、是を喰ふ事なく、餘は前に云ふ粥の類にて日を送る、朝夕の膳などにすはると云ふ事はなく、少も物を喰へば蟹の泡のごとく成り、茶をいくらも汲飲んで足れりとす、かくおそろしき物を食として、而も明七つより起て骨を折り、夜九つ迄働きて、繩をなひ沓を作りわらじを造る、其辛苦常ならずば、一日も其内に住者あらんや、都にそだちては今樣の咄しだに、一生耳に聞く事もなき人は、誠とも思はじ、都人にかゝる食事をあしらへば、鐵丸を食すと云共、一口も喉には入らじ、世を養ひ國を治る人は、心を留て是を聞き給はゞ、民を憐む助とも

成なん、此外國々を渡り、衣食住の哀さをいはゞ、誠に涙もとゞめ難し、ヶ様の事も近年そろ〳〵と變じて、世と共に食事もよくなれり、田方は尙以て分に過てよし、併自身の百姓は、身の欲勝手たるにより、麁食を用て始末を心とすといへども、下人を召仕程の百姓の分、食事の善過ぎたる迷惑は、適々古への事を用ひて粥をくれ、糧を強く入るれば、下々の奉公人いつしか、口肥て其家へすむ者なし、仍て無二是非一世上の驕につれて、夫食宜敷く頭立百姓の困窮と成、爾のみならず三十年以前迄は、田舍の下男上々吉の分、一ヶ年金三分位が給金の峠たりし、其次は二分内外にて抱へ、下女は機をも織り絲をも引き、收納物も達者にして二分二朱位、扨は一分迄も抱へ、年季者は三兩も出せば、一分二分潰して、五年を召遣ひ、跡は不ㇾ殘返り金となり、長年季に二分三分かしては、順々に人遣ふ種とせしに、今は引替て男は上中によらず、今凡てのしきせしての上に、一年に二兩より三兩迄、女もそれに準じぬ、馬士の類尙以夫に倍しぬ、而も頃日の高直成下奉公人に限り、不斷ひたひにかゝる髮を撫て、肥炭のむさき業は讓り合、足踏込む事も略し、田畑を耕す事もうはの空なり、家業不鍛練の主人は、かゝる所へ氣を不ㇾ付、下人任せにいたし置くにより、こやし費へ耕作疎かにして、身帶を失ふ事多し、是百姓の脊にあらず、辰巳上りに世上の驕りに準じぬればなり、武家方にも三兩侍にのみ古への俤は殘りて、めし燒水汲の類の下男は、段々高直に成て剩へ拂底、ヶ様に下々の奉公人高直に取ても、世の驕につれて勘定程に金ものびず、今時の女を見るに、先頭上の櫛、笄、腰中の帶、足下のた

び、雪駄より初め、色々の飾物、其品様々にして、かりそめの下女も二分三分の物は、頭上にも頂き、段々品位能に至つては、高直段を斗りがたし、國家は長久に從て國土に人はふへながら、かく人に差遣ふ事、畢竟は金の德薄く成り、古への一兩には今の二兩も不ㇾ及、古への百兩は二百兩余と成て國土にみち、殊に古より納れる官庫の金迄ふき出されて、山の奧海の果までも、至らぬ隈もなく遊行し、彼の術術（テレン）と言法にて金銀もうけ能き也、下々の手に入る事易きなれば、さして金の光り貴からざるに似たり、世上の物はむかしにして、金獨り其位を下る故に、天の理によつて一切の物、賣買金にくらべて一倍と成る、物の上りたるにはあらず、金の下りたるなり

一　世上に下奉公人の拂底なる事を思ふに、古へ紬一疋織て金二分にはならざりしに、近年は一兩餘と成、沓わらじ一足造るに、むかしは漸々四五錢なりしに、八九拾錢となり、木綿、糸織類より都ての事一倍餘と成に付、何をしても渡世は仕易く、人の後家、娘、男子に至る迄、所詮氣の詰る奉公よりり、地をかり店をかり、居ても心易きかせぎをして、渡世するにしくはなしと、皆人易きに付て難きをせず、畢竟、人家業に力を不ㇾ得、手の先きを以て、世渡る心の奢りより起るなり、いつしか人間かはりかはりて、ほねをおしむの世となれり

一　近年旅行する道すがら、まぐろを販ぎ賣る商人、宿々をばせり行かず、町はずれに居て馬士、かご取、雲助等の類を集め、一本の魚を四百文と定め、錢二十文宛出して二十人にして、是を棒引にひか

す、大勢寄たかりて是を引き、又一人共錢不レ能レ出者共には、彼の魚一本を四つに割て九錢宛にて引かす、又夫を過行けば馬糞拾ふ下童共歩き居て、各拾ふ所の糞を積て、是を棒引として勝たる者は、力を不レ勞持て家に歸る、かゝる下賤の事と思ひつゞけぬるにも、とにかく世上の人心、段々衒術に驕りゆるみ、幼少より其の筋へのみ心をよせて、皆かくの如く成る事、皆遊民の所作より起れり、七十年以前迄は小判と云ふ物一枚有ば、近隣の村々より人來りて、手あらふて拜しぬ、今は馬士、船頭、かごとりの類にも澤山あり、とかく寶は世に稀れなるを以て重しとせんか、奇なる哉、近年は停止、是又心は博奕なり、詩歌、俳諧の誠の道に似て。夫にも力足らぬ者共、又歷々にて愚昧の輩且つ女童等に至る迄、實は人慾の心よりはまりて身を折あり、いましめずんばあるべからず

一 彼の金儲する物仕、給金を高く取り、下々は皆地借り、店かり、水呑等又は國土の遊民にして、御年貢諸役を勤むる田地所持の本百姓にあらず、百姓は昔の百姓にして、田地山林よりわく所も、古へにかはらず、結句古代の一反は三百六十歩也、今は三百歩に減じ、山林、曠野、段々と田地と成り、次第に百姓は秣薪の便りを失ひ、新田開發の地あれば、一歩の所も早速御繩を請て、御年貢諸役を勤めぬるに、彼の遊民の爲に給金を多くとられ、食事も成兼て、果は田地彼の遊民の手に渡り、是も同じく持兼て段々と田地主替る時節となり、村々に古來よりの百姓の、代々持ち傳へたる、田地屋敷は世上に稀なり、當時僅かして村々に、適々身代宜しき百姓の有は、皆以て田地ばかりの類にあらず、

皆外に商賣を兼帶するなり、然るに國を巡るの官人共莽へなく、御取箇下免ゆへ百姓富貴成とす、我朝の中に金の百兩共、引廻る物の分、或は市場町場の商人か、所々津湊の船持か、邊土においては、酒屋、糀屋の類か、かし金をする輩か、近年はやる物仕の類か、何れ此外の類に出てず

かく世の中、風儀いつとなくなめげ過ぎたりしに、頃日又周仁世に行はれて、いつかむかしの慶長金に立歸り、世界の金又過半滅じ、御年貢諸運上皆新金にて取立てられ、尙々二兩は今は一兩と成り、一倍宛年々上へ納むるにより、三四年の內にもはや世上の樣子變じ、諸色の價段々下地に成り、おしつけ昔に歸らんとする日の新金一分は、むざとはや下々の手に入がたし、此分に年を經ば、世界に金銀拂底と成り、昔の如く一兩の小判を珍らしく、寄集りて拜む世と成りなん、おのづから金もうけなければ、物仕といふ者も止み、人の心も質に、世間はつまりて下奉公人も澤山有りなん

夫れ萬物の理は一得一失なり、金銀世上に澤山なれば、人の心驕りてよからぬ事多しといへど、いか程の飢饉にも道路に餓死の者なし、是下々迄澤山に、金銀の手に入事易きが故なり、財散則民集とかや、然れば天下の譽れ何事か是にしかん、此上金銀世上に拂底ならば、少しの飢饉にても、人民餓死に及ばん事疑なし、金銀と言ふ物だにあれば、縱ばいか樣のきゝんも、米穀は得易し、然らば是より後一二年も打續て、大風旱魃あらば、餓死の者は阡陌を汚さんことを、如ㇾ斯一々百姓の驕り又悲しみを數へ揚ても、さして制すべき程の是非もなし、且何事も昔に歸る質素を仰ぐといへど、年々には取箇の

すゝみ過ぎ、課役の重きをいかんせん

一　武藏國矢口の邊に翁ありて、常に物がたり侍りしは、夫れ上つかたに生れ給ひて、士民百姓の朝夕の辛苦衣食住の悲しきを、見もし知しめして心有らん御方には、物をきこしめさんに、其膏油たらん事を覺しめしやらば、中々一口も咽に入るゝ事なく、玉の臺も火炎の御心地して樂とならじ、唯何事もしろしめさぬこそ、上たるは身のゆゝしけれ、又下々たる身の上の御遊興、朝夕の珍味の結構を見も聞もせで、月日を過すにぞ人は足りけれ、と言ひしはおかしけれ

かく辰巳上りに、人分限に過て、奢る世の中と成て四民共に困窮と成る、別て百姓と云ふ者金銀乏しき物なるに、近年世につれて娘一人を持ても是を片付るに、分限不相應に物の入る事夥し、其子細は三十四五年已前迄は、田舍にて人に知られたる百姓、名主、年寄に至る迄、娘をやるにつゞら一荷を馬につけ、もうせんに紬の紫ふとん、衣類も上着一つにて、とりやり相濟み、送り迎も馬にてせしゆへ、金子五兩三兩にて相濟み、十兩も入る婚禮は人の目を驚かしたるに、いつしか彼の笄帶の百姓、物仕の類、有德成者より段々と事至りては、のり物と成、つゞらの外、長持、たんす、皿鉢、重箱、椀、かぐの類、一切の諸道具に至る迄、御歷々の御祝言にひとしく、其物入貧き百姓共に至る迄、分に應じて莫大なり、互の出入進物料理等に至る迄、同く分に過ぎたり、且又國々領々により、座頭、ごぜ、夥しく集る事、是又大き成難儀たり、いか樣に隱密にしても、それ〳〵に聞耳に付けて早く知る事、蠅の香に集まるが

如し、所により五十人、百人、二百人も集る、あく迄酒食を貪り喰ふての上、其間隨て分を立て、祝儀ねだる、此入用又婚禮の諸入用に借す、無益の迷惑いふばかりなし、表向斗にて內所不如意の者、是より借金を仕出し、果は潰と成る事多し、又父母を失ひ、祖父母を失ふの時に至て、村中は不レ及レ云、遠方の親類緣者、幷に村々の者共迄不レ殘走集り、是を一期の晴れとのみ喰ふ、七日が間の賄酒食其分に應じて半潰と成り、殊にかゝる節は愁を問ふの眞實の心には非ず、大勢醉狂して、野邊の先迄無益の事をも云ひつのり、いさかひのゝしり、果はえもいはれぬ事ども仕散し、或は其時の意趣殘りて、公事の種と成るも有り、是等の費え無用の事共、あげて數へがたしといへど、人々一生一度の事とのみ思ふて、心には迷惑ながら、又是を正し改むべき程の者もなし、是等は世上の無慈悲、心外の奢とやいはん

賢臣有て世に令を下し、是等の費を停止し給はんに、國士の集り其の外の寄合を禁じ、婚禮を諸事質素にして昔しのつゞら一荷にかへし、のり物を禁じて馬とし、座頭の遠方より集る事を制し、其の領限にして、常に其領の座頭をば領內の世話とし、平生憐みたすけて相應に役をする程の救をなさば、還て世上の座頭の爲とも成りなん、近年惣て世上の座頭のあわれ物、ねだりかたり事して、人に害をなす事多しといへど、たれ有て是を正し、官に訟る者なし、是に限らず世に害をなす者をば訟へ出へきよし、度々命令下るといへど、命令は至極にして還て訟へ出る者に害あるは、いかんともする事なし、只う

らむらくは下聞の達する事なき事を、是又口傳あり、末に述す

第三十 百姓の意地事

附百姓と云ふ物、元來愚にして好事たりといへど、邪に泥んでは諸事新規の正法もたやすく得心せざる事

一 和漢の士、初め國々の民間より出て、後君と成り臣と成る事多し、よつて名字と云ふは大方鄉村の名なり、治亂共に落ぶれたる時は、先民間に隱れて時を得て出て仕り、異國は尙民間より直に天子將軍と成る有り、或は市に米を賣り、犬を販き、沓を作り、莚を織て卑賤より出て後に天下を治め、四海を撫育するも又多し、夫れ百姓と云ふ物元來性僻にして、すさまじき物なり、集る時は能城を守り、散ずる時は郭を破る、黨を結ぶに及ては、金銀珠玉を不レ顧して、身命をかへりみる事なし、久敷邪に入ては正法の事といへども、新規の事はたやすく得心せず、其國風其地ならはしにしみては、他の流を用ひず、且家業の耕作、田地のこしらへ、苗代より初めて一切の種物下し樣に至る迄、只古來より仕來る事を用ひて、善といへど、惡を不レ改、鎌鍬諸事の農具以同前たり、その用ひ樣によりて賴母敷味方とも成り、還ておそろしき敵とも成る事、多くは其村の長たる者の人によるものなり、常の行作、善惡の風儀、所の貧富も又爾なり、和國專ら宗門の御法度嚴なる事むべなり、別而國々の端々、津々浦々、大船着岸の地に至て、國主の心遣ひ太平の時とても怠り給はず、況や一村の內、私領御領相分

れ、名主庄屋多く各一分を立て、法令しまらざる村にては、わが儘多し、風儀あしく上下の隔なく、邪の事のみ多き物なり、凡百姓といふ者、常に賤むべからずして、又能くいましめつべし

第三十一

百姓と云ふ物、第一公事、腹中にして無益の事も言ひつのり、身命を失ふ事も不顧事

附危き公事、又は騷動に及ぶ事を可取鎭術の事

一百姓の一僻成者、地の內には心中に針有り、良もすれば血を見るに至り、大にわたれば一國一郡の煩と成る、是を鎭るに一風有、其僻する所の意地に隨て、或時は破り、或時は調へ、或はなだめ、或は驚して事を治るの術、其事に隨て樣々有りといへど、畢竟皆傳へ聞く韜略孫吳を不出、凡國家を治るの智仁勇を以て一郡に行ひ、一郡を治る智仁勇を以て一村に行ふ時は、其德餘りて其事を作すに足らず、且天の時節、其所の地利、其人の和不和を考察し辨へて、早く取治めずんば、事廣大に成て國を費し、人を破らん、其常と變とを辨へて、小事の內事を鎭るにしかじ、右の理由をとくと辨へ知らずして、官者一旦の理をして輕々敷事を治めば、必ず其跡にして變を生じ、或は永く其所の失を殘し、長き患とも成るなり、かゝる事多しといへど、年來上へ遠くして達せざるのみ也

一惣て其所の名主、年寄等にも、正直にして理を辨へ、能其所を治るは稀也、且其所に祿重き者の有る村は、能事をも知り、聽事をも愼む故、むざと賤しく愚癡なる事のみもなく、人中の作法をも辨へ

応じて、人がらもよしといへども、漸く高十石二十石位迄以下の百姓斗り、こざ〳〵と入交り、人目見る事もなく、義理にも恥にもはづれ、常に片言交りに、聞へぬ事のみいひつのりて、世に無レ的してのみ暮す物なり、かゝる所に公事出入起れば、道理にてばかりはいかぬ事なり、ケ様の所には必ず一生公事腹中にて、人の公事の尻押し、自分の渡世はつぎにして、身帯は年々に輕く成り、田地も段々賣り散し、人の惡事を渡世とし、生を過す者ある物なり、惣て百姓は公事急に一旦の理を以て決斷するは惡く、のべてとくとケ様の事などもさがし求め、邪正を穿鑿して、惡人の失をとくと見出し、縦へ公事の外なりとも、いやといわれぬ罪を以て、一人貳人を嚴敷押ひらけば、日比の一列も是より解初めて、段々はか〳〵に成る物なり、其後正道の者を選み上げ、官の威をかして、治めさすれば大方は治るものなり

一 國中に大勢の亡べき公事起る事有る物なり、左様の公事は先ひきのべて様子を伺ふべし、其内には互に入用多く擢りて、双方退屈して人ゆるむなり、其節を見合ひ、一列のはなれ〳〵に可レ成方便を考へ、其頭取りたるべき者斗りを罪に行はゞ、大勢亡びずして、是時の奉行の一つ慈悲ならんか、惣て百姓の公事出入程其處の困窮に成るものなし、公事出入となれば、筆紙に難レ述入用かゝる事古今多し、是又其身に成て數多の公事出入をして、見る人のよく知る所にあらず、公事出入に様々あり、一分の事有り、其所の事有り、人に仕かけらるゝ有り、人に仕かける有り、先百姓の公事武士の軍戰なり、其

意趣止む事なく、武士は一戰に其意根を散し、百姓は戰事は不レ叶故に、公所へ出て命を諍ふ、其國其所に害をなさんと欲する事は、早く其筋をさがして其根を切る時は、早速葉枯て鎮る事十に六七なり、初をゆるかせにして置く時は、事によりて領主郡代の力にも不レ及事有、其一人を正して萬人を動かす事なかれ、國土の軍戰に等しく、國を動かすの公事、おほくは一人の心の内より起る事多し

一　夫れ一分の公事を好んで、人罪を諍ふ事を度々する者は、己が邪より出て其罪重し、かゝる者は其國の掟を以て、諸人の爲に其罪をさらずんは有るべからず、又其所の事に理非とも無二是非一、其時の役に當つてするの公事多し、是等は縦ひ其罪重き品に成るといふ共、己が一分の慾ならぬを察して、官者其心有て一段宥免有り度き物なり、是等は皆何方よりも、一俵の米も不レ請、其所の民役にもかゝりて、無給にて公用を勤むるのみならず、事起れば其所の諸人の代りに出るものなれば、是も亦上へ對して一つの忠臣の内にあらずや、おもへば不便の事なり、日比大祿を請け、小祿を食む武士に生るゝの人は、君の前途に果つる者有り、いかに百姓においてをや、惣て百姓不レ斗無レ詮公事を言ひつのり、互に無益の事と思ひながら、止む事なく、年來双方物入多く困窮する、公事には必ず内所にあやかしといふ物付くるも有るなり、是は例の邪神の罪をも理に轉じ、かへてとらせんとて、願書を取て置きたるなり、和談して事を濟せば、誓ひを果さんとするに、金銀の夥しく入るなり、金銀を入ては又何の勝もなし、よつて無用の事と思ひながら、事を延して互の困窮と成る有り、官吏是を察すべし

附惣じて遠國他國迄、かやうの是非をさがし明むる事の術、猶上編第四十一の論に見えたり

第三十二
村々の名主庄屋、幷大名主、大庄屋、割元、用元抔は、大切成る物にして、其領、其所の善惡は、皆以て其邪正共に其了簡によるなれば、第一是を可ㇾ撰事

附其選樣幷其所の下知可ㇾ行命令心得可ㇾ有事

一夫れ村々の名主庄屋と云ふ物は、大切成る者なり、其領其所の治亂、皆其邪正善惡の品によるなれば、第一可ㇾ選ことといへど、多くは古來より仕來の人にあらざれば、百姓の意地新規の人は不ㇾ用者なり、然れ共代々仕來輩は、名主潰といふ痛ありて、身持辰巳上りに成り、公用にひかれて、朝夕の家業は疎く、いつしか鎌鍬とることとは、身帶衰へるは水呑同前の仕合に成て、所の情とて妻子をはぐくみながら、古來の事捨てがたく、名主庄屋と立て置くも有り、又近年私領、寺社領に多く渡りて、村々數多に分れ、俄か名主多く出來たるにより、無筆の悪心ならず名主庄屋と成るも多し、段々つかもなき者共の、所の重みとなると、諸事しまらざるものなり、改めずんばあるべからず

一村々名主、庄屋と云ふ物、何の役料もなく、何の助成もなきものなり、田舍は其ところよりの用ひもなく、少々只己れ〳〵の持高の田地、役料を除て、外には何の助成なしといへど、官吏の手代の爲

に賤められ、一切の公用の人といへば、卑僕の輩にも惡口打擲に逢ふて、是非に不レ及堪忍す、且又百姓と名主の間に油斷はならず、小百姓といふ物おそろしき者にて、少しの意地を以ては公事に怨を荷ひ、名主を倒すこと多し、惣て村々名主と百姓の出入起れば、官吏の裁許決斷しがたく、何年も延て後は、くちく\に噂などにてすむ物なり、かゝる時罪に逢ふとも、名主、庄屋の身に引請けて、空しく人の罪を蒙る事多し、惣て村々名主、百姓の間の出入、近年は年貢諸の外、無名の諸事村入用かゝるより起れば也、此無名の入用は名主、庄屋私曲に非ず、官吏下官の輩の賄賂、時の好む所鵜鷹生類の事、或は好色遊興の輩、異端寂滅の徒に、其村其代の風に隨て、上の寵遇に預るの人、且又夫れに應ずるの官人、同じくそれに用ふる諸道具の往來に付ても、皆民間の費なれば、諸國の驛路、同じくそれにかかる村々は不レ及レ言、其の外遠境の領主迄、かゝる費村々の物入の、相應にかゝらぬはなし、ケ樣の事をいとふてなさゞれば、官人の心に背いて、忽に公用に對し疎略不屆き者の言立に逢ひ、名主年寄はいましめに懸り、所へ多く物入かゝる、百錢を惜みて五兩十兩の金を遣ひ、あやうき罪に逢ふが百姓の常なり、よつていづれの村々にも無益の入用、心外の費のみかゝらぬ年はなし、しかもいづれの御代にも、上はかゝる事ケ御憐みの上、ケ樣の事もあらば申出べし、若隱し置き、後日に顯るゝにおいては、曲事たるべし、必しも下官の輩國々へ出て不法の事有る共、用ひ申間敷由など、年々歲々命令下るに付、百姓と名主の出入と云ふは、是は第一なれば、官吏も明らかに裁許叶ひがたし、又名主

も以て開いたる云ひ分けも成難し、上を恐れ下をかへり見て、己れが身の言ひ分けをひかへ居るのみ、とかく村々の小名主と云ふ物は、勤めても其身の爲畢竟身帯の害と成るものなり、若又爲に成ると云もあらば、夫は何事ぞ私曲あるものとしられたり

一　凡村々の内に能き名主、庄屋と云ふ物は、先自身質朴にして、常に產業を守り、内の備へを堅くして、更に外の物を貪る心なく、我より下の者を憐み、扨公用を大切にして、官に能くつかへ、所の掟にぬけめなく、文筆暗からず、何事にも私なく、直を以て遣ひなづけ、威あつて猛からず、是を上の品といはん、かゝる者は一鄕一里の内にも、すべての人重んじ貴んで、御用も辨じ下の行跡もよく、隱れたる御忠節なりといへど、更に少なき物なり、適々ありといへども、或は時にあはず、又は官者不ㇾ能ㇾ用して空しく朽ち果んも多し、下の刻々に至るは多く之に反す、己が渡世より先疎に、常に邪の事をすき好み、一夜の内にも身代を打込み、或は大酒して平生轉び倒れ、一生を半醉にして暮し兼ね、終夜さまよひあるき、終日寢て用を缺ぐ、かゝる者に限り、常に一錢を惜んで世上の交りを缺き、一類ににくまれ、妻子家子にも恨まれ、少の事もいひつのりて、人々いさかひ公事立、不如意に成り、又隨て心おのづから取のぼせて、聲高に性さはがしく、何事もしみたる事なく、後は一類、他類迄中違ひ、近隣の村々迄わる者の名立て失事仕出し、官よりいましめに逢ひ、所の入用かゝるも更に恥なりと思はず、且村中より取集めて上納するは、年貢諸入用に付ても、はかなき日錢ほこり迄、人を掠

取心を專とし、果は身帯を失ひ、田畑を賣拂ひ、漸く屋敷など少々殘りても譴責は不レ止、猶名主ぶりてよからぬ事のみ多しといへど、年來のなじみに人ゆるして不レ構の上に、或は其年の御年貢上納扣等を、忽失ひなどしてより、初て家屋敷にもはなるゝ類の者もあり、此類のものは段々不行跡の初より沒落の終り迄、幾度か村里を騷動させ、人に辛苦をかけ、所へ失却を懸る事數へ難き者也と雖、是又其所の百姓の力にて取て除く事も不レ叶、その間には又その所に内氣のもの出來、集つて共に不善をなして、所領の衰微し、五年十年の内には、田地皆他村の有と沽却すること多し、改めずんば有るべからず

一　繁華の地の名主庄屋年寄抔は、上より役料なしと雖、自然と所の富に隨、五節句の勤、惣ての用ひ有て宜く、爲に成もあり、又思の外にさもなくて勤る所もあり、依レ所依レ人、その品まち／＼なれば、一概に論じ難し

一　惣て村々の名主庄屋など云ふ者の働は、下官の輩の及ぶ可きに非ず、其鄉其所の事は、皆名主村長にあらず、何事も嚙み碎てあてがふを下官の輩呑み、上へ出ては皆自分の働とす、惣て前にいふ下官の輩の爲に、無名の村入用は、皆名主年寄へ常にその罪を負はせながら、時に官職に誇り、下人の如くのゝしりしかりせめはたる、爾のみならず、總て官となれば、末輕き竹杖の輩迄、農商へ出て高ぶり掠て打たゝく、かゝる節每に、名主より杖はあてられずといへど、先づはしかくいやしめらる、

依て一分をも立祿ある者、誰か此職をよしとせん、志のあらん者は皆辭して引込べし、又好んで此役を願ふ者は、身の爲に一物あると知るべし、それは不レ足用事多からん、祿重くして相應の智仁勇を兼、身をはなれて其所の爲めにし、事を不レ好して、公務を大切にする者にあらずんば、此職に置きがたし、かゝる者をあげんとせば、賞愛に所をゆるし、官職をかして用ひずんば、何の勇ありて出て仕へん、よつて村々の名主庄屋を可レ選次第かろきにあらず、一人を罪するだに國主の重事たり、況や一里一郷の人の是非を改め、得失にかゝることをや、この事上編第四十一の辨に述して爰に略す、忠臣心を止めて看レ之

一　一村の内を下知するは名主也、所により庄屋共言、檢斷共言、所によりて名替る、同意別稱なり、又一領の名主へ公令を觸傳るを、用元共割本共言、其上は又一郡二郡を都て令を傳るを、大名主大庄屋など云ふ、是は一國二國を知行する諸侯の國に有る物なり、彼等は刀を許され、ふちを給はる有て、代々此職に居て其祿重き者多し、かゝる者は諸事己を愼み、才智も備りて用ひて宜しきも有りなん、しかるを近年諸國巡見の衆中より改ありて、用元、割本、大名主等の類無用の由にて、相止みし事有りといへど、なくて事の缺くる事多き故に、用元割本の名を改めて觸次などゝ號して、元の如くに成りし、大名主の類も又さこそ有なん

是にても上たる人、萬事職役の事を考へ察し給へかし、官者の國土に充滿たる邪は、君威に覆れて人

古へより訟る事なく、地下の名主、割本の類は、小邪も畢つて訟へ出る事に安し、官外の人の畢、改め正すに仕能きことを

民間省要上編卷之四　終

民間省要上編卷之五目次

一第三十三百姓四季の産、附百姓の身帶に常有事

民間省要上編卷之五

第三十三
一百姓四季の産、附百姓の身帶に常有事

一　夫百姓といふもの、四季の産業たる事月日多しといへど、年に半日の閑暇なく、二六時中に四時只其業を心とせざれば、いつとなく備へ心すさみて、萬事力不レ及、時に後れ、期にはづれて年中耕作のために致されて、耕作を致す事なし、其品偏に武士の軍戰に似たり、元より卑賤の士民是を身に勤めて、心に知る事なしといへど、能此心に叶ふ者は其家を起し、此心に背く者は其家を亡す、家を起すといふは、縦ば下高の百姓なりといへど、其功段々とつのり、他の田地山林を買添て、いつしか大高の百姓と成り、下人牛馬等迄多く持て、其家富榮へ世上に名をふる事、武士の軍功を遂て、國郡を切取るに均し、又家を亡す者は、代々持來りし田地山林を連りと賣盡し、從者牛馬は云ふに不レ及、果は妻子兄弟に至る迄、いつしか人の奴と成果る類、是懦弱無法の武士、軍術に拙くして度々の軍戰に利なく、城を被レ破、國を被レ取て後は、妻子家子生捕れて敵の物と成るに似たり、勉ずんば有るべからず、抑正月の新玉の年の始のことぶきは、四海太平の餘光を仰ぎ奉り、國々所々に至る迄、己れ〳〵が分に應じ、其の風其の例樣々成といへど、山中野方の村里の田作る無き所に米と云ふ物なければ、歳神の備へにも米の餅といふ事を、一生目に見ぬ所も多ぞかし、只粟の餅を以て神々の備へもとる、かゝる所にしては、其村童等適々米の餅を見ては、偏に金玉の如くするによりて、邑里の內富家成者米の餅を舂と、村中へ賦る事によりて、年々彼の貧童等は、正月の來る事を、盆の施餓鬼どもの供を請る心地して、是を年中待暮して、樂み賞する事なれば、是非なく年々例と成る多し、三ヶ日の間も粟稗麥の

類を食に燒き、菜蕪の大根等の種を入ざるを至極の美食として、少づゝも米の変るは稀なり、其村長等に三ヶ日米の食を用ふるなど、貧童呼て大白めしと云、且又年とる支度として仲走の方にはそくゝと出て調置し赤粥の燒物、靑木の葉を皿とし、又は鹽鰤、もろけ物、ごまめ、大根のさらかし、鱠、破れたる山折敷、取集めたる缺椀等、其嘉例をはづさぬ律義なり、年始は先づ其所の名主年寄爾方を始とし、互に村中勤合て、所々に大酒して道路に醉ひ伏多し、其内袴着て歩く者は、戻には皆袴を首にかけて行なり、年玉の音物は米大豆小角豆蕎麥抔の作り物、午房山の芋所の紙二帖三帖宛つかふもあり、山中などには、鹽を山折に一升二升づゝ入て持集るは能勤たるなり、市場町家などには、おひねりと號して、錢を二三十文づゝ紙に包て持歩くを、古代よりの法とするも有り、國々所々品々あり、風儀亦限りなし、田舍には鍋かりと號して、かますに米を入れ、馬に附て往き、近きあたりは自分〳〵に提ても行き、己れかくすれば人も亦かくの如し、一家一門初め聟入杯、かしこ爰へ出會て、十五日前に、每日それに日を暮すも、又國風なれは一人として止む事なし、夫れ百姓といふ物は、代々其所に住して、緣組も夫々の身帶に應じて取組事なれば、親類緣者段々に廣くなり、或は五里十里の間其頭立者の分、かしこ爰よりつり合なきはすくなく、仍て分に過て年々に無益の出入に物の費重く、元來耕作の家業、人の察するより其身に成ば餘慶乏しき物なり、頭立百姓の三代と續くは、何方にも稀成る物と知べし、且又所により小百姓の分は、三ヶ日を待兼夫々の家業に懸り、薪秣取に出、繩をなひ、

莚を織り、沓わらじを造りて、農の時を忘れず、牛馬の諸道具其品多き事、武家の鞍皆其の如くなれば、春より心に懸て是を調へ置かざれば、年中の用を缺く、且又去秋より貯へ置たる馬の飼草、苅豆、霜菜、かし、豆がら、稗殻、蕎麥がら等、葉草の引乾したるなど迄、皆踏みて飼料とす、其内苅豆は先賣りて用を達し、草の葉、物からなどを食せて馬を持多し、百姓の馬又いたく晝夜骨を碎く、夫れ野方の村々は、蕪大根、其葉杯を馬に附て、山中の田地なき所へ、五里七里づゝ往て、糞や灰に交易して來る、又田方のわらの灰なども、同じく野土に能こやしと成ものの故、里方の市場町屋などへも出て交易す、是には又柴、松葉、萱などの薪になるものを、馬に附て來る也、且又城下にて市場町屋などの者は商賣を乘て、常に人目をも見る物なれば、正月の禮法も正しく、袴上下着用して往來する人も多し、又糸機を織出して人の先をあらそひ、初つ市に出さんと事を勵む、夫れ蠶を業とする所は、人々娘をとるに先づ其の娘の手の業を尋て、其藝によりて願ひ求めて是をとるにより、娘の子を持つ者は五六歲の頃より、此事のみを習はするに、糸織の費と成るをいとはず、母專ら其事を敎へてなさしむ、萬人市に立つて絹紬木綿白地より色々の備に至る迄、それ〳〵の品に應じて、跡へ目鏡をして賣買する事なるに、其里其家の內同じ糸にて、機織の其織手に寄りて、直段格別の高下有る物なり、上手はしかも糸目に費なく、輕く織なして地合抔もよく、染てもむらなくして、又着て强ければ其の價高し、又下手の織機は、糸に過分に費し地にむら有り、見付き惡くて着ても弱ければ、人下直なりとす、市中商人の手に

取て、一目見て織主をばはづす事なく、日頃馴る市人共是は何れの村、誰が妻、何某の娘、婆の織し拵、先々にして其名を呼、其身に取ては是を市中の譽とす、後は其人によりて、大勢の中にてうばいあふて直段なしに取て、そうだんに入て行極て、代を拂に寸尺も改る事なし、其外紡績の辛苦一々筆に盡し難し、山家の婦女には、夫と共に色々の山かせぎをするに、身には布と云ふ物着て腰切に短くし、草鞋、きやはん甲斐〴〵敷、斧、なた、鎌拵腰にはさみ、牛馬を率て重荷を附て、己も頭に頂き或は脊に負ふて、男の事に劣る事なし、力強く身輕く、更に男子に等し、松の内より皆それ〴〵の業を勤るなり、七種の粥はする所稀なり、所によりさいの神と言ふを祭る、村中紙を集め、木竹をよせて、辻々に高く立る、是道祖神なり、十四日田舍に、いまゐ玉と號して、米や稗の粉をして團子を丸めて、梅竹の枝などにさす有り、栗柿梨などの木を打たいゐて、一なるべきやなるまじきやならんと申す一などいふて、責祈る所もあり、國々所々によりて、樣々無量の古例有て、その品あげてかぞへがたし、十五日には村中より薪を集め、辻にて燒く、正月廿日を田畑の鍬入として、米を紙に包み、持ち往て上耕とて備るあり、是又所によりて其例樣々也、日田畑に春のこやしする事は、冬より春へむけて、幾度荷ひかけても、更にあく事なき物なり、日々朝夕の油斷なく、勤るに期なし、又山野に出て枯草を苅り、秣とする所も夏迄の薪に心を盡して、己れ〳〵が持の山林の木の根を掘り枝を打、山林なき所は他所より山林を買ふて伐遣ふ、田舍の年禮も漸く終り、十五日過よりして堤、川除、川浚、汐除堤等の切方

に懸り、堰、用水、圦、橋其外所々道造り、且驛場〳〵の助郷に懸る村々は、御傳馬あたる時は、元日より大晦日迄、いつと云ふ限なく勤るに隙なし、皆田地高へ懸る事也、高百石に付人足何人、馬何疋と、それ〳〵次第あり、百石に付き人足五人、馬三疋の外に、大傳馬あたるには、其村々の人別帳の面を以て勤るに、或は五里七里の遠方より米を負ふて來り、上下四五日づゝ逗留して勤るも有り、且又春の間百姓己々が所持する田地、或は馬場にて水かけ悪しく成し所、又は低き地形の年々水湛へて實らざる所を、土をとり土を入て普請するも有、年々出水の度毎に、田地へ土砂を押かけられて潰地と成し所、土手、畔、野、田地、往來の野道、畑、杭木、堀浚等の諸普請に一日も隙といふ事なきは、百姓の身の上と知るべし

海川にのりある所は、元日ともいはず、是を拾ふてかせぎとす、夫れ海苔と云ふ物、水の寒き内を第一とす、仍て年内より拾ふ、蛤蜊を拾て糧とし賣も有、百姓の心四時共に不斷、只こやしに心を懸て、藻草青くさの類の、風の便りに寄來る物を見かけては、手に持つ物を捨ても先海邊へ出る、是風と云ふ者の、人の心にまかす事なればなり、獵場の者は猶天氣を見かけては、親の精進日にも構はずして出る、其内赤貝取船斗はげしき嵐を待て、是を能き日和と云、波風閑成る日は幾日も、しけなりとて出る事なし、是等を初め海上に渡世する者の分、不斷荒波をくゞつて危き身の業と思ひながら、人間それ〳〵の生れ、其身〳〵の常なれば是非なし、爾のみならず、山中の狩人も不斷怪き難所を渡り、

おそろしき惡魔、猛獸を取る事を業とす、かゝる所には男女平生、猪鹿狐狸の類を以て食とする也、四海の內人間夫々の境界、正月の內よりいづれ暇あらんや、金を掘る者は極めて命短しといへど、是を止めて外の業もなさず、大小の知行を取り、食祿有る人、又は城下市中の町人抔の正月の身の上にくらべて、國々所々、山家野方の民間獵師狩人等が、朝夕に爭でか年を同じくして語るべき、美酒嘉肴限りなき珍味に飽きみちて、遊樂にのみ生ひ立つ人も、かくあさましき世渡を知る事なくんば、思ひくらべて樂とはならじ、又は心の奢を禁じ、下に仁慈の惠とも成なんか

二月に入ては、山林芝間の空地抔に諸木を植るに、心をよせてそれ〲の苗木を氣遣ふに、松は砂地、赤土、黑ぼくめの野石を不レ嫌、山々に雪あるに裏より植付てよし、柳は移すに時なし、杉は綠の出るを待てうゑ、雜木は品々あれども、皆芽の出ざる內に植てよし、松杉は少しなりとも、竹木の枝のさわり有る所へ植て、用に立つ事なし、又植付て五六年の間に、段々伐りて能程に、間をあけるに又習有り、諸木地によりて生長すると、生長せざると有り、既に彼岸に至れば、色々の樹木、柑類、菓の繼木するに、梅は寒中よりして繼ぐも有、且又諸木にも夫々のこやし有てするにあらず、麥の作は冬の內より春へかけて幾度も切るにより、三月近く節立ちはいむに及んては止む、さて又田畑の預け引を、正二月の間に極めて、其年の人數賦り、町反の高、第一こやしの氣遣ひに、金の入るを考へ斗る、關東の田舍、多くは下々男女奉公人の出替り、二月二日を以て、古來よりの古法とする事なれば、此入替り

年々さはがしく、中旬に段々と田を耕に、田の畔に先づかゝる、山田などの段々は一階下りなる、俗に膳棚といふ、是等をぬる事むづかし、所により石有る所は石垣にもし、石なき所は地形より能く蹈み付けて築き立るに、人手間多く懸る物なり、總じて畔といふもの、麁相にしては所々に穴出來、夏中いか程水をしかけても、皆ぬけてゆく事故、尙々一入念を入る事なり、しかも漸く五步の小さき田、多きものなり、それ山間の田畑はかゝる事よりして、穂出て苅て取る迄に、天水場なければ、年々夏中水を引くに骨折れ、秋に至ては猪鹿猿などの爲に、毎日毎夜番をして貝を吹き、かねを鳴して色々の心遣ひ辛苦して、四時鳥獸に苦しめらるゝ事も知らずして、それ／＼の官人、秋立毛の檢見に出て、打ち見たる所の能出來たるを二分苅して、取箇を極るなど誠に片手打なる振舞と云つべし、二月中は專ら郡役の諸普請最中にて、百姓の隙なく、其間々には己々が居家、厩、雪隱、薪小屋等の諸普請、村中替り替りに人足を助け合て、道々村々名主年寄下知して公役の如し、春と冬との間耕作の隙を見合て、いつに限ることなし、夫百姓の厩といへば、耕作の様なく、年中のこやし專一此所より出るにより、相應より廣く造りて秣を多く苅込、只駄數澤山に出るを專とす、同雪隱は廣きをよしとす、夏の土用に彼の厩のこやしを荷ひ出し、此所に入て切返し、下ごへ、灰など切まぜてつらね置く時は、五日十日の内にはぼろ／＼と腐れて、積埃に成る物故、百姓の身帯により五十駄、百駄、五百七百駄宛も此所して拵くにあらずして、其用辨じがたし、既に彼岸に至れば人々籾種を出して水に浸す事、先古法なりと云

へど、品により水に入れて、蒔時に又早く引上げ、五七日も日向きに置て、七八分宛も芽を出したるを期として、夫を繩にかけてつるひ出し、苗受ふりて水を同じ篠などして、したりがほにうちたゝくを、老農の秘事とす、是誤れるなり、當時は唯土用の水に浸るも不ㇾ構、地に可ㇾ蒔節を考へ、其砌五日十日水に入て置き、唯其蒔べき地を拵へこやして、明日可ㇾ蒔と思ふ前日、彼苗間へ水をかけて置き、其朝種籾を引きあげて、水氣をざるにてとり、さら〳〵と成るをすぐにふるに何の手もなし、或翁三十年來如ㇾ斯して何のさはる事なし、人に勝れて苗よし、初めは人是をあやしんで色々の難をいふといへども、次第に善事多ければ、皆人此苗の餘りを貰ふて、植るに足る事なし、然も世間の人の一反に一斗五六升宛蒔き來りしを、右の通芽を出してゆりふるふ時は能く芽立し、程缺て不ㇾ生、年々苗不ㇾ足して事をかきしも、今の翁の無造作にして、一反に五六升宛蒔に不ㇾ及、剩餘りを貰ふて植しより、其領大方それに成ると雖、未片意地なる老農などは改めぬも多し、凡此領にして一反に籾種八九升も減ずる時は、一萬石餘りの場所にして、其高千石餘の費を助けて、況や四海の內の得益と成る事をや、夫れ稻の名の多き事其數限りなし、同じ稻も又國々にて名の替るあり、唯永、樂屋、ろく、海老、雉子尾抔、餅にはあかし、笠餅抔こそ何國の名も相同じ、つみ田と云は植田より種の多く入る物なり、山間の田はつみ田多し、つみ田と云ふは田へ直に種を蒔て、能き程にぬいて取るなり、二番三番草迄もぬき立ても、草の生ずる事多ければ、五六度其草を取り大きに人手間のかゝる物故に、田の多き所に

つみ田はなし、二月も中旬に至れば、青地など云ふ畑を打て草の根をぬく、是等は畑の多き地にあらざればなし、野土の畑に絶ざる物は、ちがや、へんほう、禹餘粮、眞土には地からみ、花から、かふぶし、蓬の類なり、かゝる悪性をぬき盡さんが爲に、麥を蒔かずして、明け置て青地とす、草をぬきとり能ならして是に稗を作りてよし、とやかくする内に土用來る、是苗代の節なり、山に寄る地は色々の木の葉をとる、藤の若葉など一入よし、里にはえんどう苗代大根など作てこやしとす、海に臨む所は青さん、手こし、なれこの類、色々の海草貝類をえてこやしとす、已も用ひ人にも賣る船を持て取も有り、筏にして引も有り、いづれ隙ありとは見へず、近年世上の秣場を連て、田地切開き盡して、こやし拂底に、皆干鰯を以て耕作を勤るゆへ、浦々より古へに十倍して取出すといへど、國土に用ひて足らず、次第に高直なり、且又城下〳〵の近隣は、舟にてこやしを取て、苗代より用ふるなり、夫舟糞をとると云事、百姓の家業に至極上策たりといへど、是又自分につとむる者にあらずしては、此斗り用ひて益なし、下々召仕と云ふ者は其主人の目をくらまかして、船中の糞を道にて賣て、其跡へ泥水を汲み込んでかき廻し、薄くして來て船一艘のまを合するに、主人一度毎に糞の中へ手足をさし入れて、その空實をさがし求むべき様もなく、いかんともする事なし、馬附にして取糞は、下々の邪も仕にくし、仍て船糞取者は其所の百姓の中、自分勤めて律義成者と、人の召仕とを組合せてことを成すに功者とす、夫鰯の油〆からは、古來投やりにせしに、二十年已來能く遣ひなれて、近年干鰯は倍して高直なり、荏油の粕土

地によりて殊の外利有と、用ひて益なきと有り、薬の糞の内第一高直成るなり、野土には燒灰妙也、小麥蕎麥などを灰に入て蒔に、夥敷出來て實をとる、里方の眞土に入て利なし、但近年用ひやうに傳あり、總て青草、枯草、わら、物からなど、年中馬屋へ取入りて、馬に蹈せたる、百姓第一のこやしの程、田畑土肥て跡々迄能出來、耕作の實入も又よしといへど、次第に秣場盡てすることならず、百姓の山抔多く持て地廣成所へ渡り、一年切に其土地を買ふて、柴草の青葉を苅て厩へ入れ、馬に蹈せてことをなす有り、世上の人充滿するに隨て國土に田地なく、百姓耕作の爲に苦しむ、關東の國々には初午とて、稻荷を信じて村童等皆集りて、森林に太鼓を打て遊戲す、村人等は其所の大家本抔へ打ちよりて、酒食を共にして終日謠舞ふて徘徊す、是れ古の青社抔の殘れるにや、百姓といふ者元來武士の根元たる故にや、其性僻にして古來より其所の筋目を追ふて座席を諍ふ者なれば、如何樣に落ぶれて自身馬を牽き人の草履を取て、淺ましき體の者とても、斯る時に至ては當分主人と頼みしものも、其座席の格を免ずる事なし、かゝる事も唯田方の里に多くして、野方山方の村里にはすくなし

二月の間は先づは百姓の少隙成るものなれば、馬有る者は所々へ駄賃を取り、馬無ものは夫々の分に應じて、商事又は日傭と成て錢を儲け、鎌鍬なた、おんぐわ、まんぐわ、鶴のはし、荷鞍の諸道具、夫々の用意に心を賦る事透間なし、近年段々鐵高直に成て其入用昔に倍し、まんぐわ抔は金貳分もかかり、鍬一工といへど金壹分出る、其外物の入ること限りなし、且又駄賃取荷諸事一式念を入ては、

金貳三兩懸る物なり、こへ灰など附けあるく、麥わら鞍といへど、金貳分も入る也、民間の農具かりそめならぬこと、貴重の人のしろしめさるゝ所にあらず、且又所により秣薪取山有て、百姓入込の地を散在野と云ふ、二三月の頃專ら出て薪を取、二三四五里宛も山中に入に、猿などに晝食を取られて餓て歸るあり、なた、まさかり抔も入る、總て大木を伐り、ねつこ抔切り取りのまさかり、不斷山稼ぎする人のなた抔は、中間鑓持の腰の物の直段に劣らぬも多し

三月に入ても倘田を起し、畑を打つ事を止むことなし、桃花の節句、又正月に准じて國々所々まち〳〵のしるべなり、田方の豐かなる所は、米の草餅もあり、山中野方の村里は粟稗などに草を入て餅とす、其年の節によりて、春の永き年兵糧を喰ひ盡して、山家には色々の食を求めて至らぬくまもなく、栃の實、椎樫楢の實などを拾ひ、草木芽立を待て是を摘て粮とす、夫百姓の凌ぎがたきは、二三月迄夢の出來ぬ間なり、凡百姓といふ者何れの國にも、年中俵粮を持て出來秋より出來秋迄、心安く世を渡るは殊の外稀成者也、貴人などのしろしめされぬ所なり、是年中の家業に一寸の隙なく、能く勤課せがたきが故なり、一事に怠りぬけめあれば、其事はかけて一年の煩と成る、皆骨にかへ力を碎き、晝夜の辛苦に誰あつて我事を人のしらざるによればなり、親子兄弟といへど、其家相分て各一分〳〵の隙なし、饑饉の年は葛の根を掘り、鈴篠の實を喰ひ、しろいなど云ふものを掘て能く水にくだし、其毒氣を去て喰ふに、靑ぶくれに腫れて煩ふもあり、既に草木の柴の芽立よりは食事澤山になりて、餓死

の者も少し、總じて饑饉年に田舍の百姓別して、疫病を多く煩ふは皆其食事の毒により、又は常に飢渇して內より病を生じ、又は寒さに感じ、春濕を發する抔、醫家の說相あたれるなり、常に土間に伏して濕氣を請け、夏は裸に成て炎暑にあたり、冬は薄衣にして雪霜を渡る、不便なること共筆に盡しがたし、百姓の身に草病と云ふ事ありて、草先に草枯の節必ず煩ふは、春秋草木と共に其持病の發することなり、取り分け疫病の難にかゝる者は哀れなり、初め輕き內は親類も見舞といへど、既に病强くして其內に一人も死する者有、又出入する者のうつりて煩ふに及では、段々にをぢおそれて、眞言天台の僧を賴み、村々の入口に注連繩を引き、己れが門戶にも注連をはり、札守付て用心し、其病家へ出入を斷つ、然も愚成者に感られて、即早速能く移ること、眼前にいくらといふ限りなし、病は勿論七情より感じて生ずる事、醫者の論ずる所成るに、其人々に病を受くべき物內にありて、表裏共に其謂あれば、其の儘早くうつるも勿論也、內に物有と云ふは常に寒暑に中り、常に食事のそれならざるによればなり、元より常に食乏しき所により、米なければ豆にてする、眞糀の味噌もなし、或は麥糀をして糠ふすま抔、鹽辛く造り置たる糠秙(ママ)のらは麥挽わりし粥、さては粟稗の食の外に病人の願もなし、かゝる節病家獨り立にして村人の出入なし、親子は無[是非]兄弟よりは、軒をならべても路を斷つ、夫婦かけむかひ子供斗りの家に二三人も死し出れば、其跡をだに取納べき人もなく、菩提の寺、さては其村里に住む小屋の者などしてとやかく言、病中よりいまはの限りには食藥とる者もなく、いつしか

容敷成て居たるを日過て聞き出し、彼のごとくするも多し、哀れなる品々筆に盡しがたし、清時君治の四海に及ぶに至ては、かゝる貧民のこと迄其光り遍からんこと、其中に住して見れば、天恩の以して事易かりなんと思へど、只貴重の人の其術をしろしめされぬも又宜なり、都の人は三月に入ては所所の花見に心を悩し、花見小袖花見草、身をかざり形を粧ふ、美酒嘉肴色々の珍味に、飽まで朝夕遊樂を事とし、かゝることは一生人の噂にも聞くことなき人多からん、是を讀て心に察し、身に思ひ知らば、身の程の貴きに過去の善業も知られて、樂しみも亦一入深からん、芋などは所によりて二月の末より三月中旬迄、麥の作入れに植る所多し、菜跡の麥などに植てよし、野方は三月中に專ら粟稗蒔地、菜大根地の一番起しに木の根をぬく、田方猶以て隙なし、女はまた農の時の用意として、晝夜舂麥の爲めに杵をとることに隙なし、夫れ下女の杵柄とること至極の骨折也といへど、杵歌と云ふにて其の辛苦を忘る、ふしはかせおかしく、いみじき唱歌も多し。此の歌はまつたく樂みの餘情にあらず、うきをかこち草なれば、其信より出て心を付て聞く時は、涙こぼるゝこと多し、山家は正月より二月迄山を焼き、三月に至り、てうど蕨をとらん節なれば、山に入て取てかせぎとす、又山中の田地なく山斗りの所にはさす畑といふて、少も土氣有る所を虫の喰ふが如く、さかしき山の背を渡り、草木を切て枯し、火を付て焼き、蕎麥粟稗麥小麥大豆などを蒔き、多くは二三月頃、其外焼地をして山を切る、炭焼事は山中の常也、冬春を專とす、男は山へ出れば女は内にして使の用意むづかし、併一向に山中

のかせぎばかりする者は、耕作一切なければ、日々の業に貨物を市に出して、賣て米を買て食とす、三月とても民家隙なきは、背野にも山にも打むれて粮を摘む也、事しげゝれば餘はもらしつ、四月に入り麥もそろ〳〵色付くを待て、先青さしと云ふにして喰ふ、扨又色々の作入に懸る、粟、稗、木綿、大豆、小豆、菉豆、小角豆、百姓の作り物、數々の種を麥作の中へ下す、瓜茄子は少しも早きを切とする故、初春より種を蒔かして様々に喰ひ立て、里芋は彼岸の砌に植る、たばこ鬼灯蕃めうが山のいも牛房の類品々ありて、作るに又口傳多し、長芋は國土廣しといへど、作りて相應するの土地少し、總じて大豆小豆粟稗の類、諸作一年作りては其跡をかへて作るよし、其地に同じ物を年々作りては病付て惡し、茄子は十年芋は七年の間其地を忌む、瓜は別して新地よし、土地狹ければ其所へ他の新土を入れ替て植るなどの口傳あり、夫れ麥を作り畑へ右の品々を作入れにするに、麥のよく出來すぎて、風に散されたる畑へ、種を入るゝには四人宛かゝる、一人竿を以て分け、一人鍬を引き、一人土をかけ、一人種を下す、雨天には總じて畑へ入る事不レ叶、雨中に踏みかためば用に不レ立、彼是する內に旣に麥あかるみて、是を苅るに又大きに雨にくるしむ、霖雨に逢ふては苅置きたる麥ふしぬけて、折るにもこぐにも手にかゝらず、人手間過分に費るなり、小麥別して苅る時に霖雨に逢へば、だらけて餡の如く成て、其用を不レ辨、又久敷苅り置く時は蝶と成て飛ぶ有、大豆を苅ての間、廿日餘も過て小麥を苅るものなり、青地ある所は稗を蒔に、えもいはれぬむさき所作る有り、又苗をふせて植るもあり、とにか

く糞にあかず粟を蒔き、糞し生なれば沸て皆枯果るなれ、粟と木綿はこやしにならひあり、夫れ粟稗を蒔に其土地の次第廣狹によりて、種の下し加減に秘所あり、斗るに椀を以てし或は皿を以てす、是等に何盃蒔といふこと有りて、目積りにして蒔くに、先は薄きかたをよしとす、少も厚ければ生立て後、是を拔き捨るに夥敷人手間費て多くかゝることなり、又少も拔き捨ること遲ければ、こやしの氣をそれに吸れて、細長く成て生長あしく、能き程に蒔て初めより、早く拔捨て薄くする時は、其性もれず生長してよし、總て秋作は生長の間日數少なく、一概に生立たざれば、かじけて用に不レ立、此節は百姓一日の隙を、百日にもかへがたきときなれば、一刻を諍ふ故、人手間に費ざるを、先第一斗用るとす、此月先百姓專ら田を植るの下地す、耕て有る所の荒くれと云を馬にてかくに、まんぐわを以てすあらくれのきたる田を水を乾すときは惡しくし、これより田へ水を引き田麥作は苅取し、跡は或は手鍬にて耕し、又は馬にて起す、すぐにあらくれをかく、其中は、ひた物馬屋こへを附出し、山あるところは諸木の青葉を苅り、海有る地は近くの海草を取て入り　又もろ〳〵の貝類を拾て糞しとす、此節百姓の馬、骨折ること晝夜限りなしといへど、さしたる飼料なし、人亦沓をかくに隙なければ、彼の正月より造り置く沓草鞋を取り出して用るよし、夫れ誠の百姓と云ふは、第一厩こへを滯るを耕作の根元とす、冬より春に至る迄、日々に怠りなく枯草を苅り入れ、麥藁をとり色々の物柄を入れて、唯五月田植の養にせん斗り用るのみなり、又五月より朝暮の秣、怠なく精力をつくし、總て夏の土用至り、

雪隱へ荷ひ出し、夥敷積み置て二三度も切るべし、ばら〳〵に成る物を麥蒔つみごへとす、土用過ぎより十月迄貯へたるを、麥蒔く節の引糞とす、總て糀こへの年々入田畑は土肥へて耕作よし、百姓只是に心を盡して正月より極月に至る迄こやしを溜る、萬千の斗用大方の心ならず、其内に人を抱へてする百姓は、氣骨の折ること一倍なり、夫れ五月より九月迄夏草の茂る間は、毎日都草と云ふを人々苅るなり、或はふごを荷ひ、又籠を負ふて田畑の畔土手堤の邊を、至らぬ隈もなく走り廻りて苅て、朝の間、露草鎌よく切れてよし、又所により秣場遠きは馬に乘て往て苅る、夜の內より或は二里三里餘を經て、五つ過四つ頃迄に一駄宛苅て歸る有り、又晝前は農事を勤て、晝過ぎより原野へ出て苅るも有り、一草一草も不ㇾ斷心にかけて、とかく馬屋へ日々に取入れざれば、其かさ大にのぼり難し、夫れ草を苅る鎌にも品々あり、凡そ堤土手畔林山にて用るの鎌は、其亘り短く少し曲て、柄の短を以てよしとす、又曠原にして、諸ろ手なりする鎌は、其亘り柄ともに遙に長く直なるに利有り、惣て鎌鍬の形は國々に替りて、大小曲直長短重輕樣々有、まんぐわ、おんぐわに至る迄、其法其術其地〳〵の、修錬ならひ有ることにして、力を以て諍ひ難し、術を不ㇾ學、法を不ㇾ知して遣ひ用ふる時は、勞して功なし、馬又大いに疲れ苦しむ、たとへば武術の悉習あるが如し、中に一年半年にしてたやすく學びうべきなし、凡農具をとる、皆其耕作の物に應じ、其土地に隨がつて培に悉く品々あり、淺深厚薄更に一樣にならず、其道に至ては、有力長大の勇士の力を以てあたりがたきこと、幾度か其ために多かりし、既

に五月の節に入て、早苗ふし立□□□□、此節所々によりて蠶又盛なり、朝夕の葉を採るに、男女ともに身をやつし、晝夜の境もなく手足を空ざまにして走り歩く、その中に苅入れし麥を打ちこきして、例より一寸の日影を惜みて干して俵とす、夫れ百姓一切の業に麥苅りと田の草取りほど、世に辛苦なるものはなし、同じ鎌柄をとるに、麥は其根淺く、小根なくして、鎌につれて根こぎになる物故、腿む手に力を入て押し、鎌持手も力にまかせて引きとれば切るゝことなし、殊に麥から性柔成る物にして、一時に鎌を幾度かとぎても切れかぬるものなり、惣て身終日力を盡し、筋を勞するにより、腰痛み首つかれ、面へ血下りて、はれぼつたくなり、其苦しさ堪へがたし、朝とくより出で、露などある内に苅るは鎌よく切るゝ、日出てきぬれば苅りにくし、田に入ては男女水の中なれば、畔なくて腰を掛けべきなく、終日立暮し起つ伏つ、惣身日々に草臥れ休む間もなし、蛭に喰れ血に染て、此節男女星を戴て出て、又星を見てかへる、田に入岡に上りて働らき、日暮れて宿所へかへるといへど、湯など遣ふことは稀なり、多くは水にて手足洗ひ、淡き物打喰て、終日打ち置、こきおく所の麥を杵矢にて打て粒となし、翌日に干して仕廻、段々跡の間へぬ様にせんと排ぐ女は、また端うた打ち謠ふて麥をつき、明日の食を斗る、粮つみて入るゝは女の業なり、隨分と手廻して仕廻るといへど、毎夜九つ過ぎまでかゝる、夫より少しまどろむと思へば、短夜程なく明けて起んことを思ふ、此節の寢起骨節共に痛、惣身强はりて板天上の如く成る者も、思はず腰も屈まずといへど、おして勤めに馴て、明方よ

り田野へ出る、古は國々の百姓麥をこくに、からはしと云者をしてこぐ、是れは石臼などの穴あるものへ、篠を二本切て差し込み、夫れへ麥の穗を引かけてこぐ、中々はかどらぬことなりしに、近頃より梯子に簀をかき付け、または立臼抔にて、麥引分け／＼、切々はかどる事甚だ早し、かゝる中に蠶段々生長し、朝暮桑の入ること多ければ、手に持つ早苗を捨てゝも先づ桑をとる、夫蠶といふものゝ種といふ事は、繭より出る蝶の紙に、粟粒の如き子を產み付けたる物なり、春暖氣をうけて早く毛虫と成る故、商人などは、高山の北さがり成所へ、上て置く物なり、年により世上に蠶種の切るゝ時は其利倍し、又餘る時は只くれても貰ふ人なし、皆木の枝などにかけて捨て去る、所により二階の簀子のうへにして養ひ立る、何れ蠶する所田舍の家、梁間の廣きをよしとす、又至ての蠶所には、莚一枚宛の竹棚を數多拵へ置て、幾段もつりて養立る、生麥からを多くたくけぶりの中に、朝夕二階へ上りくだり、其辛苦堪がたし、五月雨入梅の頃は毎日降り續く物成るに、露桑を蠶にくるればよからず、野より切て來る枝桑を所せまき家の内に、立廻して露を落さんとすれば置き所なし、男女蠶の中に打ち伏し、寢て蠶にせゝられ、蚊に食れて、夢もさだかにむすびがたし、とやかく辛苦しても桑を養ふにたらざるものなりといへど、婦たるものゝ淺ましき慾には、夫につゝみ隱しても、少しも多くはき立て、己れが手業の其功の長ぜん事を心として、桑の足らざる養に至ては、大なる煩惱と成、節に臨ては是非なく、己が農具の類、又は妻の嫁入道具、或娘娶などの衣類夜着蒲團に至る迄、夫々相應の物を質に入れ、桑

を買て養ひ遂るもあり、夫れ桑と云物蠶種と等しく、年に依て其の價の高下斗り難し、世上に不足なる時は桑一駄にして、金二分三分一兩餘迄もする、また世上に有餘る年は、皆刈干て捨てる也、夫れ蠶と云ふ者春中より掃き立て、初め先桑の芽にて養ひ、次に桑の葉を切て養、後に持桑にして養ふに段々其名有り、其初をしゝ子と云、夫よりたか子、舟子、庭子と段々に趣き替て、其期有て能く繭を造る、一朝一夕桑を養ふの限に不ㇾ及時は、其虫食を省かれ、徒にして繭を造る事なし、如ㇾ斯日久敷、辛苦困窮しても、今一朝一夕の桑に至て、質種もなく、金を借す人もなければ、無ㇾ是非ㇾ妻子に離るゝ思して力不ㇾ及、夜竊に川へ流し、山に捨て家歸りて打伏泣く其、樣只人を野邊迄に來て、歎き悲しむに異ならず、惣じて蠶と云者、隣家の忌を聞ても色變じて忽害をなす、鼠又此虫を好、喰初めて一夜の内にも、大きに讎と成故、婦の家には先逸物の猫を飼ひ、惣じて蠶家に入ては、忌み嫌ふ事をば愼むべき事也、遍身綺羅の人々は是蠶を養ふ者に非ずと、古人の傳も只其地其所に住て、かゝる辛苦を知るに非ずしては、其哀れも辨へ難し、且又蠶を養ひ立て、やとふて繭を造るとするに至ては、或は木の枝又は藁稗粟殼の類を以て、まぶ〳〵と云者を拵へ、蠶虫を其中へふるに、虫咽の透通るを期とす、是ひきりといふ、其外色々の名目多しと雖、事繁ければ洩らしつ、かゝる中に早苗とる早乙女、東西に群りて田うたの聲喧し、夫れ女の聲は細く長くして蟬のごとく、透をり、能く人の耳にしみ入る物なれば、前後左右に諷ひ立てられては、人の氣類に急れて各諍ひ、田を植んことを思ふ、多くは皆岡を捨

て田に入る、夫れ田を植ること、所々多くは半夏を以て限りとす、此時の斗用、百姓年中の大事なり、前後する所を知の道をくは是なり、作に功者老農は心をしづめて急ぐことゝなし、先づ色々の作入をし、麥刈り、跡の畑を一番切にして、培を通すに大に利ある事也、畑の一番切して田へ入る時は、田を植て直に、畑の二番切り置き、極節に當る草を枯し根に培ふ故に、田を植る間に生長早し、是先なり、又田を先にして、後に畑に出るときは、其内草夥敷發向して、其物は瘦せかじけて用に不ㇾ立、是を其儘培ひ作切る事もならねば草を拔くに、大きに人手間かゝる、漸々一番切して、時により旱にあへば、其勢力微きなるが故に、旱付かれて直に枯れ果る多し、霖雨にも又疲衰ふ、且又彼田より先に一番切して培ふたるは、田を植る内に拔群に生長し、直に二番切せられて、忽枝葉繁て天井を塞ぎ、其根へ日のあたることなく、朝夕の露を請ること枝葉に濕て、旱に逢ふといへど更に痛むことなし、是上策なり、夫れ岡物は只二番切を第一とす、其時能く根に土のよることとなればなり、總じて田は雨天をいとはず、岡は雨天にはぬかりて、入ことならぬものなれば、とにかく此節日和次第にして、一刻の晴天も徒にせずして、岡を先に可ㇾ勤事なり、野土などは小雨には畑を打つこともあれど、眞土へ入ることは決して不ㇾ叶とのことなり、誠に大豆小豆木綿など葉に露あるに、それへ土を付れば、はら／＼と落葉するものなり、少も忌み五月雨入梅の節にあたりて、民間の煩是なり、粟稗木綿などは能き程に立て、皆拔き捨るに、右の手廻あしければ、人手間夥敷かゝる、大豆小豆芋の類は蒔付けし儘にて、培に三日

遅ければ草生じて人一倍の費有、芋の作をきるに、別して骨の折れる物なり、作を追ふて作に追はるゝとは、縦ば敵を致すと致さるゝが如し、民家漸く闘物の二番を仕廻ふて田の草一番に徙る、此間所々により草を摘むこと有り、是等又大きなる業なり、蠶又其内に繭を造る、是をかきて日に乾す、雨降り續いて蝶に成ることを愁とす、且又蠶種を紙に産するは色々の心遣ひあり、女は打て置たる麥を日和次第に段々干て俵とす、日々の骨折に食ふに追ること切なれば、女は毎夜麥を舂て杵歌を諷ふ、若き女どもは馴れし迚、業苦とも思はず、笑ひ狂して謡ふもおかし、田の草に追はるれば、女も出てとるに、ふしはかせかしまし、夫れ田の草の一番旱にあへばむづかし、既に日久敷雨ふらず、旱して谷々の水の乾くに及ては、先水場より段々に稲枯れ來り、用水場も所によりて次第に枯るゝ、田の十八角十文字に割れて白く成るに至れば、爪も立つことなく、金熊手して搔き立て取るも有り、又とるに不及、枯草にて果るも多し、一番取を未だ仕まはざる內より、二番草に追るゝ、二番を取て又闘物の三番切にかゝる、此節能く夕立などしては、田舎にて三日正月といふことを、村中へ呼んで遊ぶこと有り、是四時怠る間なく、骨を砕くの辛苦を少時忘るゝ、その思ひ出としられたり、然りといへど自分勤るに、百姓は中々うかうかと遊ぶことなし、人に仕はるゝ者といへど、朝草夕草は苅て馬屋へ入るゝこと、五月より九月九日までなり、百姓の定法なるのよし、是秣とることを業事の根元とするによればなり、田は植え付てより、毎日朝と夕方廻りて、水のかけほしせざれば用に不立、此時麥がらしめりて薪にこ

とを缺物也、百姓の薪冬春より此節迄の事を氣遣ふ、麥からよりは秋の物から迄を償ひて段々過る也、六月に入て其の暑さの堪へがたきをいとはず、田畑のことを勤て怠る間なし、所々より專ら繭をくりて糸とし、機物を織り出すに隙なし、茶も又土用の內專ら摘む所もあり、田の草の三番は土用へかゝる、此の節田の水熱湯の如く湧かへり、呑者堪へがたし、稻葉に目鼻をさして蒸に似たり、毎日うつぶきふして面へ血下りて、其の辛苦自ら勤て見ぬ人の悉く知るべきなし、雨天には一入いきざれて切なり、藁簑を着て其の重きこと鎧の如し、蛭に喰れて流るゝ血は見るに堪へがたく、且つ又高田、淺田、新田、山田などは切々水渴し、田地干破し堅きこと庭の如くに、小石交りの地などは指も不ㇾ及、此節男女毎日田を搔の爪皆へりて、指先より血を出す多し、如ㇾ斯の男女晝夜の境なく、年中農事に骨を碎くといへど、其食事たること多くは牛馬にひとし、夫れ何れの國も大川に沿ふの地は、水難多は田地川缺に成、堤、川除等の諸普請に遣れて、別して骨を折るといへど、田地多分に有る物故、色々の雜穀野菜足りて、米をも少し宛交へて喰ふこと故、是百姓の上たり、川缺あれば新田もある、一得一失成りといへど、品によりて餘計有もあり、海邊通り又所によりて相同じ、併海邊により田地一向になく、皆漁獵を業として世を渡るあり、是等皆元朝より大晦日迄食事買立てなれば、淺ましき渡世なり、畑といふことは一切なく、田ばかり有る所は、結句して汁の實にまで事をかぎ、薪不自由に朝夕の渡世行きつまりて、湯をだに身をつかふことならず、藁を燒切つては馬糞など迄拾ふて、薪とする所も有

るよし、只野方山中の食事、右にしるすが如く、牛馬に似たりといへど、野方は田なき所なれば、五月とても一生早苗をとらず、片づきたる業なり、城下近き所は、馬にてこやしを取て耕作をする、又むせうに地廣きが故に、畔に竹木を植へ、所々に林を仕立て、かゝる餘慶にして相立といへど、城下を離れば忽ち元の野原と成らんは、野士にて只所々に新田多し、且又一向の山中は元より田地なければ、常に山稼を以て相立、是等は只世の中能くして、米穀の下直成を考ふ、年中買ふて喰ふことなれば、飢饉といへば先は餓に及ぶ、夫れ元祿の頃迄は、野方山中程、人の渡世衰れ成ることはなしと思ひしに、天地は三十年にして改るといへり、頃日のことを聞くに、山中と里方との中間に有る古田の村方、往古よりの田地にして、度々の檢地入て一寸の餘計もなく、畔より畔迄相つめられたりと、所々よりそれ程も善からぬに、田も少なければ米も上らず、高に應じて厘付殊外ひくければ、あしこゝに少しつゞ有に、盆の如き田にもつかもなく米をかけられ、又は榛年貢など夥敷かゝりて、田地により只くれても取らぬある類多し、其上命令おかしく間違、國土に百姓の田地廢れるが如くに成、小作に預けても其年貢をしなくとることもならず、又自身には秣場段々遥り、こやし高直にして多く作ること不叶、御年貢諸役は年々に增し上り來て嚴しく、是非なく其年の仕廻り成りかねて、持し田地山林を質に入て、其事をつぐなはんとすれば、頃日の命令に聞へて、質に田地を取者なく、田地は百姓の寶なりといへど、所々より頃日は高持百姓程、身の置き所なきが如し、三十年已前其所に頭立百姓の

馬、二三四五疋餘も持しを聞くに、頃日は一疋宛持つは稀なり、馬なくして百姓の耕作に、如何にしてすることぞと、怪敷思ひやるばかりなり、かゝる所は田地大きに衰へて、人間又疲勞せり、誰か是を知る人ありや、昔より私領所は其地頭により、百姓の膏をしぼられ成ると共多しといへど、今は御領役負はして、うしと見し世の戀しき多し、只官吏のかろ〴〵しく成て三年とも其所を預ることなく、切々相替ること第一民間のなげきたり、何ぞ其地に十年とも居住せずして、能く虛實善惡を知らんや、渡り鳥は只己れがあさらんことのみ利を貪り着して、其所何となりなんもかへり見ることなし、獨り是を知る者は高中に住む老農なりといへど、問ふ人なければ、徒に老につかれて死す、嗚呼夫れ國國所々にして、民間の食事一樣ならずといへど、夏より秋に至り骨折る節に臨んでは、朝食晝食小晝食夕食と、都合四度づつ喰ふ所も有り、然も大食することなれば、いか程作りても百姓の中に年中心易く食足る者はすくなきもの也、併所々に右の如く水と粮とのみ多し、菜蕪大根、干葉芋の葉、大豆小角豆の葉抔、色々の者を粮として、麥粟稗抔のぬたにて、あへ物にして喰ふが如し、粒々の姿は粮に隱れて見えぬ者也、粥となり併て團子と成ては、尚見るもおそろし、山方は諸木の實、葛かづらの根を掘り、野方はせうちうの粕ふすま抔用ひてよしとす、所々により青茶と號し、米二三合を糊にすり、茶の木の枝を青葉の儘折り來て、大鍋へ入れて彼の糊にて涌く、いくらも呑て腹をふさぐも有、かゝる麁食には暫時に腹の減ると早し、總て民間の食事を貴重の人に見せ申さば、中々二口とも見給ふとあ

らじ、且又國々の城下津々浦々、或は市場町家などの人の多く集る地、商人の多き所は、國中の金銀皆其所に集りて富み榮へる者も多し、家居打續て賑かなること耳目を驚すあり、片田舎山中野方海邊里方に至る迄、其の所々富家の有は、皆百姓にして商を兼たる者にあらで、誰か金銀を自由にするあらん、或は酒や糀や紺屋など、又夫れ〳〵の諸商賣、金を借し質をとるなどはあらずして、百姓一通りにして、中々人らしき世を渡るに、心易く暮すことは不レ叶ものと知るべし、土用半ばに至れば天氣を見合て苅大豆を引て干す、土用明ればゑぞといふ虫飛來りて、其葉を喰ひ用に不レ立物なり、かり豆は土用の中の天氣によりてあたり違ひあり、能く三日も干さゞれば、とくとしるてとなし、引て雨にあへば色變じ葉落て賣物にならず、天氣によりて幾度も人手間の配ることなり、此節又所々によりて疊の表にする藺といふ物を苅て干す、田に作りて高直成るものといへど、草をとることも人手間大分かゝりてむづかし、國によりて時節も替るあり、麥種土用の内、日干念の入る老農は、總じての物種を土用にとり出して日にあてゝ置き、且又夏中毎日に厩へ折入て、馬に蹈する草を雪隱などへ荷ひ出す、是は前にいふ麥蒔時の用意なり、土用に萬の作物に穗を持物なり、木綿の木の末をもとむる、又苅大豆引く跡と、小角豆引立し跡を直に耕し、菜蕎麥大根を蒔く時により霜栗といふものを蒔くに、土用を各二三日かけてもまき、又土用明ても蒔く、夫れ菜大根を蒔の地は一身の力を入て、二三尺も深くうなひ起してすれば、其根地中へ深く入て、ねりま大根の如く、馬に付て引かするばかりに見事なるもの

なりといへど、甲方の眞土には淺く起し念入ざる故、其味はよしといへど宜きはすくなし、且又菜大根は第一野土の柔かなる土地に相應ず、さゝげ畑、夏中葉摘みに踏み堅めてかたきこと庭のごとし、是を起すに骨の折るゝこと勝れたり、抑菜大根を蒔くに時有り期あり、其年の節を日繰して老農の秘事とす、朝と夕とを論ず、菜は其節より早ければ根大くして葉少し、其節より遲く蒔くは、根細くして葉大なりといふ、只六日十日を中分として此日蒔く時は、根葉をとりて秤にかけて等分に有レ之ものの由云ひ傳といへど、近年は總じて其期を待つことなし、諸作只古へより早にしくはなし七月に入ても土用のかゝる年多ければ、民間の諸業多くして、盆前いつも勝れていそがしき物なり、朝夕に只土用の內、廐より蒔き出せしまくりの跡へ、ひた物秣を苅入て、麥の引きこへの心遣ひ、盆中とても是をゆるさず、寢ても覺ても是を思ふ、瓜茄子西瓜等、其外衆くの子菜を作る所は、土用の內出さんことを切として、冬中より心を盡すといへど、土用によく作り出すは稀なり、盆前を最中に諸方より附出し、又は船にて積出して所々に市をなして賣買す、山よりは桃柿栗梨色々の樹類を、夏中より秋へかけて附出しては、穀物と交易すること限りなし、是等を附け送りて舟や馬にして、運賃駄賃を取てかせぎとし、肩背に荷ひ負ふて錢を取るもあり、皆盆前の支度に心を勞すること、夫々分に應じて盡す期なし、山家は鹽にせまり米を思ふ、夫れ田舍は皆召仕の下人年季者にして、仕着せすること故、二季に只是に心を勞す、且又自分〳〵の身の上妻子娶娘など迄、相應の義理公儀有り、更に止め難き

有といへど、力不レ及事多くして、夏帷子など打ち着て、すゞしげに見ゆる所なども多し、何ぞ商事する所も蠶する所抔は、糸機のこと盆前より金に成て、夏成御年貢も夫々に上納し、外のかせぎもなくて、百姓一通にて相立ば、何事も曲てさし置く多し、紅花などを作りて金を取り、素麵をよりてかせぎとする多し、是等皆天氣によりて善惡あり、民間の世渡り盆前盆後品々有ること、更に筆に盡しがたし、年によりて早稲餅粟など出來て玉祭りの備へとするもあり、是より百姓の食物有て小時又うきを忘るゝもそれ〴〵の樂しみなり、夫れに百姓は、片降り片照りの年を嫌ふ、時々に夕立を喜ぶものなり、かゝる年は切々、三日正月をして飽腹して遊ぶ、田舎の踊や獅子など舞て、互に村々へ懸つ懸られつするは國の幸なり、三十年已前迄はさることもありて、盆中は夜すがら踊狂ひたりしに、いつしか近年は人の心も衰へけるにや、さる事もなくなりし

八月に入ては、秋聲いつしか林に聞へ萬物實る、先大豆小豆粟稗などあかるみ來て、七月過ぎから段々御收納す、其内に只二百十日の大風を恐れて、雲の脚早ければ心の憂とす、小角豆は野畑にてもぎ、小豆は引き來て内にてもぐ、大豆は根引にして來て庭に立て日に干し、棒にて打つ、昔はからはしにてこぐといへど、今は打み早し、粟稗は苅て野切にし、又は立切り抔にして、穗ばかり持ち庭にて打つ、稗する内には、段々早稲色付き來て苅る、其間粟稗大豆小豆等の跡を伏せ置て、麥蒔き用意をす、草と共に伏置く時は地肥て能きによれば也、また蕎麥霜粟等の作を切て培ふ、菜大根は生立ちより段々

に、扱てとるに非ざれば用に不ㇾ立、是又朝夕の粮とす、中稲又色々にして苅しほと成、是を苅干に只天氣を氣づかふ、葉々思ふに切なればなり、夫れ稲の内に餅藁と云ふ物、性强ふして諸事の用に立つものなり、世上の菰筵沓草鞋繩莚、年中百姓の農具、すり繩大綱等に至る迄、能き事の用には皆餅藁を用ひて可なり、然りといへど雨にあたりては、其色悪敷ふしぬけて用に不ㇾ立、賣買にも下直なれば、是を苅り干す時は、苅大豆を引し如く、夜もすがら氣遣ひ、或は積み又はひろげて、心遣ひ大方ならず、此内胡麻を苅りて打つなり

夫れ八九月の頃は大風雨はげしき物なり、折角年中心を盡し、一時に吹きちらされて手を空敷する有り、又洪水にあふて押流さるゝも多し、さなくとも霖雨に水湛へて、深田の稲を苅に舟筏を以てして、大きに骨折ること又多し

九月の節に入ては、晩稲も皆苅しほと成、次〻次第に太陽の光り薄く成る、短日にして仕業もはかゆかず、萬事只日月の足らざるが如し、彌以朝より出で暮れて歸る、此節は段々初秋と違ひ、苅干稲も、こぎたる籾も日影を追ふて干すといへど、日の力弱くしてさばさばと埒の明事なし、此節によりて小麥ゑんどうを蒔く、又段々收納する籾粟稗大豆等を干あげて俵とす、所によりて俵の大さ一石四五斗より二石余入あり、是等又晝の業にあらず、毎夜繩をなひ俵をあむ、夫々稲をこぐこと或は野にてこぎ、苅干持ち來て内にて收納するに、頃日迄竹の管を以て手裏に挟んでこぎたりし、中々はかゆかず、不斷

仕事に追れて、所々より霜月末極月初め迄も此事にかゝりしが、いつしか次第に人さかしく成り、享保年中より鐵こぎといふものを仕出し、今は刈入るゝそばよりして、水もたまらずこぎ仕廻ひ、其はかゆく事目ざまし、是にも大いに上手下手あり、自身勤る者は夜もごく、晝のみならず、麥粟稗稷などを干て、繼粃などをあをり出すに、人々莚を以てし、或は團扇などを以てし、近年夜箕といふ箱を仕出し、皆是にて事を濟す、惣じて穀物に、念入れて能干置ざれば、虫の巣に成り、餅稷などは一しほによく干ざれば、たまりと云ふに成て餅に舂てねれず、かゝる中にも麥蒔き用意に田畑へ入る、それ〴〵のこやし、海草貝類秣取るに油斷なし、夫れ國土の村里に、必ず散在野秣場といふものなくして叶はざる物なり、或は曠原により山林を抱へて、馬を持て耕作すといへど、中古より段々と田地に成り、次第に國々の秣場減少す、又打續きたる里方などには秣とるべき所なく、皆こやしを買立て耕作するなれば、次第に干鰯油粕米糠醬油粕など高直に成て、人ふへ田地多く成るに隨ひ、糞の力國土の田地に不ㇾ及、古への如く耕作の能く實るべき謂れなし、是等のことを餘所のみ聞て、疾と心に合得せざる人は、地方を知るとは云はれまじ、凡耕作の根元は皆養ひなり、是を號してこやしといふ、夫れ百姓の秘事功者と云ふは、只養しを多く貯へるの外なし、同じ田畑一枚の内にも糞の足る所と、又不足成る所は其筋を追ふて出來、實るの善惡大きに分る、左右隣田畑の中、能養して作る百姓と力不ㇾ叶る百姓との田地、其出來方實のとれ様、各別なる事顯然たり、依而四時怠る間なく、山海の養しに百姓の苦しむこ

とは宜なり、惣じて百姓の田地を作りて、次第に夥敷御年貢諸役を勤て相立と言ふは、皆己々が身の膏油をしぼりて、一年この世を渡るなり、是田地を作り自ら知るにあらずして、誰か此實事を知らん、其子細は田地多く持つ百姓、年々人を抱て手作し、又小作に預て取る所の作法に較べ見て、手作の方遙におとりて損成るあり、世上皆小作に預る多し、小作人も又作りて益すくなしといへど、其所に生れて外に作業なし、身の油をしぼり自身の骨にかゝへて、人に遣はるゝ者の一俵餘づゝ多く作り、糞しも辛苦して取入、其餘慶を以て、漸く渡世することにて察し知るべし、近年は御年貢米早納と云ふこと初り、九月より段々に、先何事を取り置ても此事にかゝる、既に十月に入ては彌以て御年貢米の二番納觸來て鬧ヶ敷中に、是はかゝる日、近年畑方の金も三度づゝに取上げらるゝ、七月三分一出して此月又責らるゝ、麥蒔時節到來して、先達て伏置所の畑をうなひおこし、其畑を直に跡立ざるに畔かけて、糞塚場まで擔へ置き、蒔迄にして、夫へ日々厩糞、摘肥、馬に付け出す、石間抔の有惡敷所は、沓草鞋も大分に費あり、且又田麥蒔く所は畑より先に蒔てよしといへど、天氣惡ければぬからて蒔くことならず、其土地によりて砂交りの所は、畑のなか能くこなれて仕付けよしといへど、へな眞土などは礫に成て麥蒔きにくし、下地の擔に大いに骨折り入手間かゝる事なり、併田麥は實入の能き物なり、故に糞しを澤山に入れて作れば、決して實をとること多しといへど、世上に麥蒔田は稀なり、惣じて世上の麥蒔事四五十年以前迄は、專ら霜柱を踏み分て、霜月中旬過ぎ頃迄蒔きたりしに、いつしか段々萬の作物

仕付け早く成り來て、今は遲きは惡しく、夫れ麥といふ物早く蒔く程、春に至り實入は能き物成りといへど、こやし微ければ青ッぱな麥になりて、其丈け短かくして手にかゝらざれば、糞し微きものは皆見合て遲く蒔くもあり、上ごえ下ごえともに宜しく入るものは、早く蒔くにしくはなし、麥に案山子と云ふ者をせずして、雁鴨に喰るゝ時は、いか程の糞しして仕付ても用に立つことなし、且つ又麥の土は厚く造るよし、薄きは青穗に出て倒れ實入惡し、夫れ秋作といふものは、いか程糞しを入て能く作りても、其年の陽氣次第風雨旱魃の懼有て、實を取ること心に任せずといへど、麥斗は力を盡しこやしを能く入て作れば、決して伐る程とらぬことはなき物なり、麥は夫れ民間第一の食程、いづれの國いづれの所も、米を初めとして餘の穀物のなき所は有れど、麥を不レ用所は微し、可レ勤の甚きなり、然といへど只肥しに物の入ることなれば、能く作り得ることはかたし、仍て其人其家を不レ見して、田畑の麥にて其主の身代は斗り知らるゝ物なり、麥を蒔く內より蕎麥霜粟を苅てとり、又粟稗に入て蒔きし奧小豆刈豆などを引、荏を刈て畑に立て置き、麥を仕廻ふて後に打、荏は□□□□□□□野方に多し、蕎麥霜粟跡を直にうなひ起して麥を蒔き、菜大根の中へ作入にしては、いか程こやしをしてもよからぬものなりといへど、近年は手廻に大方は作入にするなり、又引て後麥蒔にするも古來の法なりといへど今蒔物微し、菜大根を引く事とくと霜をかけてせざれば、根葉共に宜しからずといへば、所により其地不作法にして、野にて盜まるゝこと多ければ、近年は霜を待つことなくして早々引て取も

有なり

十一月に至れば漸く骨を碎いて田畑共に麥を蒔き仕廻ふて、早蒔の分生立をみて、跡より段々と掛けごへするにあらず、さて又國々所々に其土地の利により其者相應に商事をし、又は己れ〳〵が身に背所作をして世間に出かせぎ、或は半期奉公に出て金をとり、又は日傭に出る者も有り、夫々のかせぎ色々樣々の事多して其限りなし、皆御年貢諸役又は宿賃店賃地代に小作年貢金、夫々に年中の買かゝり借金諸拂、且又妻子娶孫等家内の男女迄の仕着せ物用意に心を盡す、夜々俵をあみ繩をなひ、米を取て御年貢の心遣ひし、人の田地作る者は地親へ先小作年貢を納む、其餘慶有るは先賣て用をも足すあり、婦女子は糸織の爲に爪根をつゝきて、寒夜にも衣薄く油乏しき者は、松の木、ひで、抔云ふものを燒き灯として、紡績の辛苦女童子とても免ずることなし、近年は官吏より責られて、米永の御年貢七八月より段々に上納す、永方は度々に出して油斷なく上下相宜しといへど、米納には色々の費多く民間の困窮と成り、昔は御年貢米一俵拵立るには、一粒選にして人手間五七人宛も懸ると云へりしも、又近年人賢く成て板篩と云者を仕出して、一日に一人にて四五俵宛は、たやすく篩ひ出して、しかも死に米、あら碎け、悉く能くぬけてよし、散在野有所は枯芝をを秣に刈り柴をこりて薪とす、山林なき村里は所々に出て薪を買ひ、山林有る村方は附け出して賣てかせぎとす、國々に市といふこと多ければ、其所々名產を皆市中にて賣買す、諸國の商人相集り月六齋宛四時隙なし、取分け盆師走の物前

には商事多ければ、駄賃運賃車力等のかせぎに隙なし、其間には麥作も切るによし
十二月の來るも夢なれや、節季の仕廻り近く成ること、人々羊の步付に近く似たり、年中の諸拂仕着せ、鹽味噌農具等其外なくて不ㇾ叶の物、品々の代物、且又年中差當る事共は、先借りて間を合せし諸拂の錢金時がり、彼蠶家の桑に逼りて、姬、娘、家內の召仕共の衣類迄借りて質に入置し上、皆節季の煩惱と成る、是等を不ㇾ殘埒明て置にあらずしては、金子の用事諸事差閊へて小百姓程差詰ることとなり、手前を兎も角もする者は世間ふさがりても、いか樣とも金銀の才覺をしても、萬事の間を合するとなりといへど、不如意の者は、ひたと差閊ひて身帶を潰すの外なし、夫誠の百姓といふ物、代々遠國に生立しは、むざと約を變ぜず、性律義成るものにして、人の物を借りて一旦に故無くして打毆る抔と云ふことはなき物なれば、かし借り田地賣買質物等の命令改り、縱其國主の心得違にて借りたる物を色色辨をつけて、打毆る手引と成ること有りても、中々むざと夫れに心をよせざるものなりといへど、其村里の中に事を好む遊民、或は博奕に身を立て居る類の者抔ありて、人の公事出入の尻おしを樂として、常に世上の騷動に立聞耳する類の輩共、法令に手懸り有は得たりかしこしと所々へ僴れて廻り、公事出入に仕かけて無理に人を押し倒して、己が威勢賣り其所に驕り、人を掠て果は皆彼邪非の利を貪りて渡世とする族、國々所々の村里に其限なし、是より尙民間の心邪に成て、仁義の道に背き不法のことを以ておかしく取成、其村の名主年寄頭立者に身帶輕く、彼の輩と同氣に成る有りなどは、

頃日皆々其風に成るぞ悲しけれ、ある金銀の借りかし道絕て止むことを得ず、右からだに急度質を相渡し、借用する金銀六ヶ敷成て貧民のなげき、又は不勝手なること筆に顯しがたし、凡國々の田地には御年貢諸役のかゝる所として、永代質地のこと取やりなくして、取れものになし、依て賣人の方より色々の術を拵へ、命令にも表向き相背かずして、永代質流しになる仕方を色々と工夫して、人を賴み色々詫言訴訟して渡すこと故、買人の方に次第に損有て困窮益々重し、抑國々所々御領私領の御年貢上納と云ふこと、十二月十日を限て皆濟すべき由命令に隨ふといへど、米納は其內に作れるを直に差出して、御年貢小作共に相濟むこと安かりなんと思へど、長百姓の田地多く所持し、自分に作りあまつて所々へ小作に預け、米數多く外よりとる者程、夥多の米の內にて能米を選て指出し、御年貢に世話なし、金納も又同前たり、只自分の田地不足にして作り足らず、人の田地を小作に預け渡世する體の小百姓に限り、御年貢米も秋中より先喰込み、名主年寄の世話と成り、其田の米惡米なれば大分の御年貢の內に邪魔と成て、其所の難義たる故、買替へ取かへて相納るも有り、又多くはいか樣にしても一切出所無き事も多し、金納と云ふ者は畑方なれば、其畑に作れる物を代かへて出すといへど、畑に作れる物國々所々皆年中の夫食と成ること故、極月に至て煩と成、總じて夏秋二度の金納は、いづれの村村にも名主割觸れて銘々取立るといへど、小百姓の分に未進多く、先づ頭立百姓より出して間を合せて置事多し、仍て極月一度に苦しむ、且又頭立百姓の中にも田地高は持ち乍ら、其家三代とは決して

相續きがたき物故、其期至て其人惡敷、段々身帶衰へて、いつしかそろ〱所持の田地山林は人の方へ質に入て、かし高斗所持し、人馬もせ痩つかれて年中耕作にいたされて、世間向の格のみ昔のごとく、內證はさん〲の百姓多きものなり、彼是都合して見ては一村の內、家業盛に人馬强く、年中作をいたして御年貢役等さしつかへず、名主の世話にもならざる百姓は殊の外稀なるものなり

極月に入て民間の苦勞は年々金のかり出しを、かしこゝに打寄つて相談するの外はなし、色々樣々の筋の金を聞き出し尋ね求、名主へ印形を預て借といへど、所々により名主年寄吟味してむざと印形を許さず、至極その道理を正し御年貢諸役其外無ㇾ據事にして、是非なき所に於ては名印形をならべて貸しかり有、無事漸く濟ば、其の家內ほつと息つき、先其暮を送る、後徃の事迄を思慮せざるは不如意の人の常なればなり、且又名主年寄の印形もなく、ひそかに相對して借るには、殊の外高利に當る品多く、殊に百姓のつまりと成るも有るよりなり、かく淺ましき民間の渡世、年々潰れて妻子もちり〲と成り、行方知ざるぞ多しといへど、又一方には色々に變じて身帶を起し、田地山林を買ひふやして富家と成るも有り、世は一概に論じがたく、凡百姓一年十二月は何れ隙なく骨を碎くものなりといへど、極月に至りて一年のくゝりに心氣を惱すの辛苦に、諸事の哀を止めたり、右百姓四季の產業あらまし斯の如くにして、元日より大晦日に至る迄一寸の隙なしといへど、地役と云ふ事多して、堤、川除、潮除、用水、堰、圦、橋、所々の道造り等に、年中人步を遣はるゝなり、驛近き郡領は每日又

人馬を出して四時休間なし、其外又國々の嗜み好むことに、色々の人歩の費もあり、鵜鷹逍遙の人は國人の農事といふことを不レ顧、世變じ人替て無レ盡期、取分け百姓の大難は大風大水旱魃の患也、此三災替々起り立て、三年とも豐年の續くこと稀也、大小の凶事は年々國々に絶ることなし、只豐年の餘慶を以て凶年のことを償なふの、遠慮こそあらまほしけれ、況や大凶年におゐてをや、其哀れなること限りなし、此外國々所々民間の家業不作すること、一生とても盡期はあらじ、是は是關東の大概を記す、豐凶の年に不レ構安座して食するの人、此書を讀て民間の辛苦を辨へ、且又凶年には別て旱魃洪水共に骨を折ても、色々の法に逢て食を不レ殘攻めとられ、飢餓に堪へずといへど、民間の淺ましき牛馬と共に云ふとなし、其上諸事近年は、御年貢よりおそろしき地役を勸むることは、ゆるされぬ物なりと云ふことを知りて、適々豐年有りといふ共、其心して萬事かへりみて、愛憐すべきこそ誠に名君の御代ともいふべけれ

一　百姓の身の常たるとあらましを右に述ぶ、夫れ百姓の田地漸く二石三石十石位迄の田地を持て、渡世する者ばかりある村々は、一向の土民にて算筆もしらず、諸事不埓成るものなり、間に高持の百姓、又は商を兼たる宜しき者の交り居たる所は、公儀向きの法令も聞き知て、御年貢諸役の算筆も明らかに、諸事しまりてよし、斯る所にも又一得一失あり、夫れ物の理非をも辨じ、人がらも悪からぬ所には、馬方交りに将棋鞠揚弓などの遊藝はやりて、子供寄りあつまりて其事にこゝろをよせ、人

たる道も知り、諸藝にかしこく、士とも成て君につかへ、能き職に預る人の出るも多し、又間には彼遊藝に泥み、農業商事に疎にして家を失ふ輩も有る物なり、能々愼むべし、又かゝる遊藝も一向に知らぬ愚民の付合には、何をすることも知らず、名主年寄初め月待、日待、庚申などの會、無益の座の果、五節句の振舞あがり杯には、それに事よせ、緇素打交て車座に並居、片袖に成て慰と號し、得知らぬ事のみをなす、初めは忍ぶ體成共、後程高聲になり、自他を忘れて惡口雜言に及ぶといへど、其いさかひのさして人中へも出され、くち／＼と消て跡もなしといへど、後日に聞けば、其事より起りて山林竹木を伐拂ひ、田地を賣り家を失ふて、果は身帯を潰すも多し、何れを取り何れをか除かん、四民共に家の勤に隙なしといへど、間には又隙なる時もあれば、人間と云ものゝ朝夕渡世に一向隙なき者は各別、間に隙有る者に至りては明けより暮るに及迄、手を拱て斗も居られぬ物なれば、人々相應の慰といふことなくてはあらじ、各得たる道の惡からぬ方の内に、兎角一生用ひて利あらんことを修行し、能ほどに心を付て、扨家業のつのらん心づかひこそあらまほしけれ

一 或御大家ならぬ地頭方の御知行所、郷里の法令を聞しに、惡き筋の事は云に不ㇾ及、徒に成る遊藝の分は停止し、犯す輩は其罪嚴に、郷里の男兒弓鐵砲より初め、それ／＼に致し侍べき武藝のみ習はせ、能する者をば賞し、志ある村長等に少宛の御扶持給りしかば、法令能く守て家業も精出し、自他の是非をも辨へ知て、各自治り家齊て宜しからぬ所のことはなかりきよし、奥ゆかしかりし

民間省要 上編卷之五 終

民間省要 上編卷之六目次

第三十四 一 近年諸國、村高、寺社領、私領、所々相分れ、段々村々に名主庄屋年寄等多く成り來、村高も數々分れ、是より所の下知諸事しまり兼、少の事にも公事出入起り立、果は皆其所の困窮と成事、附身帯輕き名主庄屋年寄には別而失多事

第三十五 一 諸國村高段々に分れ、高小村の分は村入用惣て多く懸り、百姓の困窮と成に付、一通り村高名主庄屋等の御吟味有度事、附御吟味の次第に品々可有事

第三十六 一 惣て下にて下を治るには、專ら相應の智仁勇有之を可辨事

第三十七 一 惣ての官人其職役に可置詮議の事

第三十八 一 諸法度の儀に付人を召集る心遣ひの事

一 第三十九 古今賄賂の沙汰の事

民間省要 上編卷之六

一 第三十四 近年諸國、村高、寺社領、私領に相分れ、段々村々に名主庄屋年寄等多く成り來、村高も數々に分れ、是れより所の下知諸事しまり兼、少の事にも公事出入起り立、果は皆其所の困窮と成事

附 身帶輕き名主庄屋年寄には別而失多事

一 夫鄕村の内に名主庄屋多有所は、縱ば國に大將の多き如し、諸法度しまらず公用不ㇾ辨、少の事にも百姓相分れて公事出入起る物なり、一事の出入には人には其意趣段々殘り、無益なる事にも意地を立、一家の好身親き中も怨敵と成、果は身命を失ふも多し、能き名主一人にて治る所は、多く左樣の少難起らず、名主は大切の物なり、縱代々勤め來るといふとも其身邪ならば、上より正して一代〳〵切に改替るにしかじ、是亦下より願によれば、心々も相分れ公事と成る物なり、能々兼て其人を選み

あげて、上よりの心にして言付て可なり、前に言ふが如く近年は江戸近所にて、旱魃水損なき領內、眼目の村多寺社領に相渡り、諸役ぬけて領內へ妨げと成、別て道中助郷役勤來りの村々、土地の宜き所の分寺領にぬきとられて、殘る助役の村々本驛の術々の爲、殊の外宜しからず、其代りとして引替の村々渡るといへど、遠方最寄惡く、千石の代に貳千石にても不ㇾ及、殊に元祿の砌の寺社は上の御惠み深きに依、其威を以て來て下に何も不ㇾ辨百姓迄事毎に奢誇、御料の村々をば物の員共せず、用水より初領內一同に勤來りし諸普請にも、人足諸色有體に不ㇾ差出、剩へ定免と言事を鼻にかけて、人に普請させて水を遙に引來らせて、居ながら自由に留切て、己れ〳〵が田へ我が儘に水をとり、御料所滿水荒に付て、官人訴へて御人を遣され、是を決斷して正道になさんとし給ふといへど、中々思召のまゝにならず、時めく寺領上の威にをそれて、いかんともすることならず、私領方にも同く時めく威をかりて、我がまゝをなす村々多かりし、御領の百姓むなしく心をさすり堪忍せし事、今も見るが如く成しに、いつしか早移り物かわつて、彼のにくかりし寺社領も今は御鷹の事はのがれず、諸事立合て勤ねばならず、殊に明君の餘光日月のごとく時めく近侍もなく、寵せらるゝ寺社の徒もなし、威を盜に所なく、今は寺社領私領共に中古のごとくに、奢誇るべき村々もなし

一　寺院の事は、僧侶の身としてあへて村里を抱へ、百姓を所持してもさして益なし、黑衣鐵鉢の釉の外に、公事沙汰を決斷するもいかゞなれば、國々の府內眼目の地を得て、國土の害とならんより夫

れ程の物成請にして、片付きたる國郡の端々にて給はるか、又は大方定免百石百俵に極れば、其算數を以て御藏前に迄□□□様に給らばいかにせん、惣て近年寺社領へ御知行の渡り沙汰あれば、其近隣の村々諸山の神々へ歩みを運び、祈りて以てそれにならん事を願ふ、百石百俵の定免に成んとて、山林を伐て賣、所持の田地をも賣足し、妻子を奉公に出しても、ひたすら定免の寺社領に成らん事を欲す、其布施物凡そ百石百兩も懸る事をいとわずして乞願ふよし、かゝる事にて忠臣御料の何となく課役にくらし、無事を祭し給へかし、惣て百姓御料所を不レ願しては、寺院に成らん事を願ふ、豈吉てうといはんや、かく眼目の地を寺社領にぬかれて、殘御料の諸事よはると成といへど、どれ程百姓くるしみぞ、さて上に御事かへる事眼前になければ、忠臣しろしめすことなし

一　村々の名主を勤め、惣ての役人第一身帶輕き者は目前の乏考し、御年貢諸一切の金銀を取立又は請取置ても、さしあたる事の無レ據引越て、先遣用、跡も段々過る事のみこそ重り、引越たるを辨へ返さんもなきに、剩へ又々右に無レ據にまさりて止事なきか、いやが上へ重り來て正直も義理も及ぶ物にあらず、果は身の引込と成てたやすく出る事不レ叶、年を經て猶々其品重く、後は非道邪慾の沙汰に及ぶ、元來正直にして人にも能生得の者に懸る類、世に幾等と云限りなし、又初物毎にして、諸事身の爲の事には慾深きといはれ、何角にきびしくして、人のとなへもくれざるもの、いつしか富家と成て、おのづから人も用の所の役人抔と成て、名主年寄など勤けるの者は手前事のかけざれば、思の外正直

に、口上よりは遙に見ます事のみ多類にあり、至ての善人と至りての惡人は、格別よのつねの正直にして貧なる人も、不直にして富る人の得失を見るに、富る方に得多し、貧家さしあたりて力物に不ㇾ及、枉て行ふめり、又富家の者は身次第に重ければ、物毎に大切に身を顧みるの人有て、自分の損に不ㇾ服、諸事を毎に行ふ事多し、況やかりそめにも富るといふ事、天恩の預るよりなれば人のしらぬ所に直ふして、大に成事有と知られたり、彼の貧にして直なる人は、人知らぬ諸事拔目有、無益の貴は聖賢の嫌らひ給ふ所、旁以直の不直ありともいわんや、總じて世上の惡事その沙汰の類、多くは貧き所より出て、富る所にはすくなし、又所々の名主年寄の身帯輕き類、御年貢諸役百姓なり、取上げて年年公儀へ上納せず、末を重く御詮議の上可ㇾ被ㇾ召上ㇾものなければ、其所へ御懸り、總百姓の田地高へ割懸られて辨へし事、身にとりて覺多し、名主の事あらためずんば有るべからず

第三十五
諸國村高段々に分れ、高小村の分は村入用惣て多く懸り、百姓の困窮と成に付、一通り村高名主庄屋等の御吟味有度事

附御吟味の次第に品々可ㇾ有事

一國土の村々段々私領に渡り、寺社領に成て其度繁く、百石五十石、或は二十石三十石と足し石拆に分れ〳〵て、大高の村々次第〳〵に小高となり、殊に其分石にも一分〳〵に名主と云物なくてならねば、古へ五百石千石の村名主一人にて勤めたりしも、いつしか五分なり七分なりにも分れて、銘々又名

主あり、夫れ公用といふ事は大高小高の村によらず、郡國一様のおきてゆへ、其毎度に五石三石の名主も、千石二千石に及ぶ名主も、命を傳へ命を請て品によりて、五里十里一里二里の所へ往來するも、皆世上の常なり、其往毎に相應に物入人馬費へ、果は其の入用皆其所へ懸る事なり、中古より御藏前の御切米給はる方々、諸國に地方を給て御料所多く賄所と成りしより、別て寺社の世用ひられて段々村々割地と成て、右の如く村高相分れたりし

一　如レ斯大高の村も命令を承るに名主二人、小高の村も名主一人宛にて事濟、平生其所へ命令を傳るも以同前たり、しかるに近年大勢に成て、入用も夫れだけに多く懸け、併も下々への命令は下知まちまちにして一様にしまらず、公事出入は互ひにいどみ合ふ事も大事と成、旁以其費其損失あげてかぞへ難し、忠臣何ぞ早く是を正し給はざるや

一　國々村々の名主年寄役人の事、願くは只今迄有來者共、一通御吟味の上、轉じ代へ二ヶ村三ヶ村、或は五ヶ村十ヶ村も一つにして、凡そ高三千石の内外に名主二人年寄二人宛にして可也、尤も何ヶ村を下知する共、有來る村々の名主は古よりの如く相立て妨なし、今迄は百石五十石三十石の村々にても、名主年寄銘々に有て、公用の節は大村も同前に年中勤て費、小村の困窮に成しも加へ、三千石に及ぶ高より一人して勤ては、是に過たる御救あらじ、其上諸事法令調相談願事にも、能締て事行れん

一　小村員集て一名主の下知にして取捌く時は、御年貢御割付も尤銘々ならん、夫れは石により御年

貢諸事入用等の割合いたし、名主能年の事を心得たる相役人の者共を頭に仕立置、それに又算筆ある長百姓を立合せ、一組三四人宛は割合取立迄をいたさせて可なり、元來名主年寄か樣の事に手かけざるがよし、目錢ほこりに到る迄、百姓疑ふことなくして明らかに成る物なり、しかれば村中の下知致しより、若其下役人の輩に少の非義あれば改代るに易し、名主年寄に邪あれば、百姓相手取て自由にならず、殊に前に云ふが如く公事永引埒明ぬ物なり

一　總じて諸國村々名主年寄に不レ限、役は預るの人皆上當時御役人中の如く、其人に依て一代切に改代へばしかり、其器に非ずして假初めにも國土の役に預り、一郷一村の人の下知をせん事、天を盜、君を枉るなり、若打續て其器にあたらば、改めて又是に命令あらんもよし、併其家柄によりて夫れにあらざれば立つ事なき品あり、是には畢竟其主人にはよりし、其の下にて諸事取斗の役人替るく能く其器にあたるゆへならん、しかれば一概に論じがたし

一　近年別て私領寺社領方に御知行の端石有て、所々に少しづゝの村員多く、上に御改なき損失多く、總て知行所は一領一村一圓に有るをよしとす、小高の人所々に知行分れ、村員多數にしては大に成難し、是には事一通御吟味ありて、片付て一所にして小高の地頭方五分れ三分れも、一組の名主年寄にて事を斗る時は、豈よからざらんや、且此願上前の百姓村々に分れて、困窮と成と以て同前たり、一を正せば二ながら成なん

一 諸國村々名主年寄可ㇾ選事程有て、智惠備る直なるものにあらずんば成がたしといへど、かゝる者はたやすく得がたし、此事等上編第四十一の辨に有て口傳

且名主年寄吟味の事、幷に小高の場は及ニ困窮ㇾ事、諸國の城下津々浦々の町家も以同前たらん

第三十六
惣て下にて下を治るには、專ら相應の智仁勇有ㇾ之を可ㇾ辨事

一 凡そ千石萬石十萬石百萬石の國を治る君を、皆賞と罰との二つを以て其人を手足の如くに遣ふ、天下の人皆忝なく古へより百萬の甲兵の法令是より行はるゝ、大は大を以て辨べし、小は小を以て辨へば、國土の村里に於て名主庄屋の下を遣ふ心相同して手に賞罰なし、斯る事を人々身に行、心にてしらずといへど、村々の名主は大切なる心なり、我も君の民百姓も又愚民にて、手に賞罰なく不ㇾ限ニ晝夜ㇾ急を辨ずる事によつて或は身命をかけ、筋力を勞して勤るに有といへど、いづくより給りて一錢の賞も行ふなく、人に勇を付べき樣なく、又其内には我儘なる者ありて下知に背くありといへど、一鞭の罰をあつる事不ㇾ叶、公用借に及べば其罪は一人に歸す、又法を亂すの輩をさし置けば、諸事の令行はれず、とにかく方便を以て或時は怒り、或時は譽て以て風に隨て人を治め、人を遣ふ公用を辨ず

一 凡そ御代長久に隨て、御威光日に增して重く成、公用と雖も、古へ一度せし事は十度しても足らず、一人にて勤ㇾ之事も十人にして猶餘り有、畢竟年每に不法役の人多成る故、其役として手を拱ても居ても、一は不知案內の事も、先づ一口を入て寸志を吐ば夫に應じ、尾びれ付て一寸の事も、みるが內

に一丈の事と成て、民間の辛苦多し、殊に君邊の事は理の明らか成を以て無ㇾ邪といへど、下の刻々に至ては、諸事用る人も貴からずして、言語に愼みなく、時の氣に乘じて出るを、終に下をしかりのゝしりてもの云付る事、十人は十色にして無益非道の事におもへば、一日縣官の名あれば、輕き人とてもお互にとがむる事もなく、下より猶不ㇾ及二一言一、眼前に費のみ立て途方もなき事と有といへど、只々それに隨て辛苦をいとはず、空しくはなうちかみてかしこまるのみ、しかも其上に又其事非となるに及べば、官は言掠て其罪を下へ負はすといへど、否といふ事不ㇾ叶、有度儘の事迄をも兎角會釋して事を調へ急を辨る、是村々の名主の智なり、又官者の非に不ㇾ改百姓の過失をせむる事なく、一分に堪忍して毎度事を治め、用を不ㇾ缺は是名主の仁なり、かゝる上下の非分の中に立て危き事身をかへりみず、其所を治め公用を辨するは、是名主の勇なり、常に此上徳を以て事を調る事を己も知らずして、能行ふありて可ㇾ憐

第三十七　惣ての官人を其職役に可ㇾ置詮議の事

一 人を夫々の職役におく事は國主の家事にして、大事不ㇾ過ㇾ之、國の强弱、法の治亂の根元たり、凡そ官位に進み樓閣に登て居ながら政事を聞人は、尤其姓名を正し其筋目を改めずんば有るべからずといへど、職役に預り出て國事を計る人に及んでは、其姓品によるべからず、其所緣に隨て依怙贔負の境を止て、四民の内いづれ成共只其人の器を選ぶにしかじ、古へは其時世の大祿成人を官職の長者とし

て、權柄を授給ひしにより、其家三代に至れば、君威を犯して是より國傾く事多かりき、かゝる時は其下に立つ職役の人、代々を重ねて富貴に醉ひ、毎日無益の樂みに日を暮し、空しく祿を費して六藝に暗く、智仁勇の名だに不ㇾ辨といへど、其職役に居ては人の陰にかくれて、一分の働きはなしといへど、竊吹してしかも見事に見へて、表役なだらに勤るも多かりし由、中古より以來、職役の人を其一代切り改替て、長く其職に不ㇾ置故に、君の光り永く耀て、餘願を犯す事なし、然れ共天地五千年の平安には、世上の人二三代宛は過る物なれど、いつとなく人辰巳上りに高く成、卑賤下輩の業を不ㇾ辨、民百姓の物に乏く哀しき世渡りを爲ㇾ知、唯三美たる身の驕りのみ傾き落て、二腰させば、其身昨日迄民家の奴たりといへど、そらめ遣ふて面をぞりに成る、又去年三民家の養ひを請し客も、職役の扶持に有付て、初養はれし民家へ出ても、むかしの変りを人に訪れ、過し事を云出させまじき爲には、先はつかれぬ面にふりするもあり、且又舊恩の親しきを忘れずして、古へを捨ぬ人も有ぞかし

一　古へ北條家關八州を領して、放鷹を司る職役の人、其祿百町に越たるあり、其下司に抱へらるゝ人、給はる祿すくなければ、能き人はすむ事なし、爰に山下宿河原邊遊屋の內に有し男、父母に背て出走り、所々に渡りて或御家にすみ、そこを持損じて故鄕へ預けられしに、故鄕も欠落して行末しらざりしが、いつしか放鷹の下司と成て、八州の法令皆彼が手より出て、威をたゞしくして官馬に乘る、或る時は驛傳の駕に舁れて往來のいかめしく、萬人おぢおそるゝ事甚しかりし也、彼の故鄕も皆己が

下知の場なれば、猶以て大面にしてねめ廻す、其所の名主年寄に至る迄、皆以時めく御用の役人なれば、頭を地に付け這ひ屈んで、恐れおのゝかずと云ふ事なし、里人評して曰く、扨も彼昨日迄は、我々に仰せて嚴しく證文指上御尋の者たりし、今日に至ては引替へて、かゝる國中の大儀を決行するの下司と成、前の事は言も出ざれば、世はあざなへる繩の如く、殊に村長等が家に、日比召遣れて家來のごとく成しが、かく高ぶるこそにくけれなどゝ、さゞめきし内に、程なく爰も又失事仕出し、辛き目に逢ふて其家も出たりし由、夫れ百町の家は今の千石なり、千石の家にして、かゝる國大に及び大役を承らば、誰人か能き人を抱へて下司ともなさんに、豈に力及ぶ事あらんや、假令働き有者のすむありとも、隱れたる邪得の見込なくては隨はんや、皆以表立つ正道の事に非ず、且亦郷村を預るの官吏、其祿纔にて十五町二十町斗給りて、其下宮には主人の祿を不足に思ふほどの器量の者多し、是等も亦同じく初より民間の膏油を見込て、卑賤の役をも不ㇾ構勤るあり、是表は小祿にして、内富饒成る故なり、かゝる品の事日前に有て忠臣是に心なし、上に國の法令は直にして、下其邪正を改めざるとやいはん

論じていはく、古より下の刻みの官人の内には、其役により中の品の人より、拔群に小祿にして富饒に暮す有、皆是上を僞り下を掠め採るにあらずして何ぞや、國士の法度を預る人にあらず、中の品の人は上を僞り下を掠めずといへども、君より給るの祿と、君より給るの役と相應ならず、其役の勤其

祿にて力足らず、心直なりといへど、差ありて役義の勤らざるによりて、當然の詮方なきに、其下司の輩、或は村里の長にも無二是非一無心云よて、おして金を借るの類、是心外の邪といふ者也、是は唯下司の輩に、百姓を掠めとれとはいはぬ斗にも聞ゆる、何分下司何の祿有て、人に用立つ餘力有ん、且上の位に立人も、同じく其職役も祿の足らぬ多し、無二是非一知行の物成を借り足し、高免に懸けて、取目の領分は不レ及レ云、他領の者にも、金だに用立者をば、目見仕着して、又家中の物成を借り、とにかく用の辨ずるを專らとす、かゝる君には世に賢明の聞へあるもありといへず、時代につれて其勤めに其祿の足らぬゆへ、かゝる事も有物ぞかし、至て賢き君は上に居て下を察し、下聞を納て儉約を用ひ、廉直にして公用の不レ足を辨じ、私用の有レ餘を正し、職役と其祿を考へ斗り、代々の借物を調返して、併も借用の缺る事なく、六藝に心を寄せ給ふも有、斯る君は一生見るが内にも稀なる、多くは上の位に立の人は、下の事にとゞかぬ物ぞかし、とにかく初より路上人をゑらみ人をとりて、正道廉直の事は成難く行ひ難かり、人は水に似て方圓の器に隨ふ、誰か一人の眞直成を得ん、夫れ一國を知る君は一國の父母たり、父母に子ありて皆正しからず、少年より追々惡事を作す、父母是を敎へ、是を警て只直にせん事を欲し給ふ、是父母の慈悲なりといへど、よくいましめ敎る事稀なり、人死し人生れて、世に此事不レ止、とても斯る事の止まじき世界に、人を惡事に落し入れんよりは、惡事の非なからしめんにいづれ、君是を正して用る時は、天下の人皆善人と成る、人生れながらにして至善なる人はすくな

し、唯未然に正レ之を國土の父母たる君、第一省要の御慈愛ならん、正レ之の術筞上編第四十一に述す、此所の辨、口傳多くして筆に述べかたし

附下に才智勇略の人在りといへど、小祿にして品輕く、ことを役にえらみあげんとすれば、加増なくしては不レ成、徒にうづもれて有多し、しかりとて君たる人、下の賢才を上る毎に、知行加増せば、國の知行不レ能レ及ばとて、取來る家中の知行を故なくして減ずこともならじ、仍て君たる人の心に任かせざるは此事也、假へば職役の人、少年より勤めて段々と經上り、其器にあたる人其祿を得、其事を能勤る人共、漸五十六十を越て餘命無ければ、久しく世の爲人の爲に成るなし、夫れ諸役の事、初め五年が間は見習なり、次五年にして漸手に入、又五年にして悉く我が物となり、その理を盡し其事かへりて邪正を辨し、これより國家を改んとすれば、或は老を疾んで役に辭せられ、病の爲に泉下に赴く、悲哉、無道は上下を不レ隔、倩々世間の大家を見るに、その國は長ふしてその人は短し、その職は盡してその人は小なるを見るときは、國法も亦飛鳥川の淵瀨におなじく、去年は今年に替り、昨日はけふに變ず、世の掟國の令、其君の無常に依つて有性非情の賞罰、忽に海と成山と成ること多し、凡職役に預るの人、多は常にあまたの人に氣を取登せ、我になく怒りの氣を發する物なり、かゝる人に訟る願事出入は、時の拍子によりて云ひ度事もいはれず、理非邪義に紛れて正しからぬこと多し、大勇の人程湛然として他の氣に犯されず、萬事怒なくして下をしからず、下より物も云ひよく云度ことと殘ら

ず、不ㇾ叶事負けたる事にも、民の恨みなく、然りとて其の罪ゆるされず、笑ひながら首を刎らるゝもあり、又時の君の御覚へも目出度、上に清潔の名觸て、下々へ其色甚しく見ゆる人あり、表趣民を初め廻し、取て付れぬ家風ありながら、實は左にあらず、その家の下司に手よれば、海も山と成程の品有ㇾ之あり、是々の下には、えもいはれぬ密事有と知られたり、同じ品して又上下潔白に、始中終その家司に至る迄操立て直成あり、此家は甚數立身もなし、其職役に長くして終りを克くするは、世に少なし、この外職役の人の心に、品々有事を論ぜば、何ぞ筆紙の及ぶべけん、あらまし其大概を述ぶ、幾度も其人を選ぶ手に屆、唯邪正の實を知て潜に正ㇾ之の術を傳ふるにしくはなし

第三十八

諸法度の儀に付人を召集むる心遣ひの事

一 國々諸法度のゆるかせ成は、其國の亂の元也、嚴なるよしといへど、餘り法度の多きは、大に國の痛みと成なり、漢の高祖急に法度を減給ひて、民類に安しとかや、總て國の法度一年に一度二度は何方へ成とも、一郡村々を召集、役人立合急度申渡し、印形等取ㇾ之て然り、又小事の觸流しは、廻狀して埒明樣にしてよし、一度〳〵に二里三里の外へまはらんは、年中人馬の費諸事入用懸つて、皆以て其村々の百姓の脊へあたるにて、困窮と成事忠臣能々察すべし

一 且又下官の輩の内には、主人より色々の國の法度觸事共を承て、常に郷村へ出て居る有、ヶ樣の輩は少の事を大きく云ひなして、一度に濟む事もこと〳〵敷仕かけて、二度も三度も步みを運せ、且

又御年貢の端々、諸運上の品々に至る迄、村々一納に取る事をせず、是を種として彼是と云紛らかし、わざと金具米錢、端々の殘る樣にして置くにより、其主人其下心を知る事なく、彼の端々の未進を取んが爲に、下官を村里へ年中出すの分、公用のかこつけなければ、村里へ出て居る事なくなるが故なり、鄉村に有ては公威に絕り、日々の內夫を召遣ひ、薪、野菜等皆村々の入用と成、別て村里の內繁華なる地に居て、每日珍味に飽き、身に好衣を着て、其分に過たる色々の奢り、見るも目ざましき事のみぞかし、其地に住む商家、手前宜き者の分、おかしくつかへあたるにより、或は初雁、初鮭、初鰹、新そばの類我がちに饗應す、依て年中の餘情、上算の及ぶ所にあらず、其上常々の供物、年中民間の膏油金銀は泥砂の如くす、此類又世上に多しといへど、官者忠臣悉く知る事なし、此書始終を讀て是をさぐり求むべし、治國平天下の其一つ也と知るべし

第三十九　古今賄賂の沙汰の事

一　古へより賄賂を忌みて遠けんか爲に、代々の君是を禁制し給ふ事、誠に萬事直るの金言なり、假令邪官有て、其祿を食み其役に居ながら、民間の賄賂を掠貪事、是皆主君の物を盜むにひとし、夫れ賄賂の名は、官者の身の上に有て、民間になき事也、職役の人譬ば千金の賄賂を請んとては、官庫の萬金を費さゞれば、又其間に消ゆる事有て、己れ千金の有とならず、其品々限りなければ、前にも所々のせたり、是より代々貯へ積し官庫の金、空しく費て空虛と成事多ぞかし、其本皆賄賂より出たり、近

年諺に云衒術の垂跡は、此賄賂の二字也、上に有ては傾城、傾國、遊興の根元、是より邪路に入事、火の燥るに付が如く、下としては國土の公事法令の品々に至る迄、正を忽邪に反し、邪を急に正に歸す事、水の濕を追ふに似たり、其品の多きこと何を以て數へつくすべき、むかしは賄賂をし、民其報ひに預らん事を思ふ、是を請る者より是を施す者の罪重し、中古より國法嚴にして、官者請て報を作る事ならずといへ共、始は是を其食祿に考へ入し俗の身、何ぞ是をゆるさん、よつて無是非民は只寃を防がん爲にするのみ、しかれば其罪今官に有んか、此道更に下賤の人のみに限らず、大祿ある人と人との間にも、むかしより此意味は有らんよし、所々文にもしるし畢ぬ

一 前にもいふ賄賂をとらぬ人に、とる人より還て民間の冠と成多し、又決てあつかひあらからぬ人に切々大き成無心いはれて迷惑に及ぶあり、人きびしくつれなき風情して、其氣味以深きあり、百祿の千品欲界の習止事なし

一 賄賂の事古へより天機制禁重くして、所々さぐりもとめん爲に、先下々へかゝつて詮議有の上、民間より書付を取て證とす、かくして是を改め給はんに、幾代經ると云とも、何ぞ邪の顯るゝ事あらん、上下遠隔の痛によつて、君是を知る事なし、古へより今に至る迄御尋ありとて、誰か人の短を上げ人の邪を訟る者あらんや、互に民間の事は格別、假初にも官と成、其食祿に預るに至ては、卑賤の職役たりとても、民として誰か其非をかぞへん、畢竟此事ならざるを賴んで、公威をかりて惡官の邪をな

す事甚しと知るべし、其品の多き、豈に又上品の人の知る所にあらず、其民と成其身に至らずして、悉く辨へ知事不レ能、勿論正直温柔の官人多しといへど、自の直を隱し人の邪を掩ふて不レ顯二其能一、夫れ君道の人をして是を正さん事、上代すら不レ及、況や隔世に於てをや、唯其人を求めんよりは、其邪なからしめんの術にしくはなし、世に下聞を納るゝの明君、下言をあつるの忠官有て、後世熟二讀之一、其實事をとり、其わざを用ひて國土の是非得失を考へ、裏(ママ)に識て表に不レ能二撫育一、國人の恩澤あらば邪惡は自ら解けなん、此事上編第四十一の辨に述て口傳

民間省要 上編卷之六終

民間省要 上編卷之七目次

第四十 一國々に御林を仕立、國用に可レ備事、附仕立樣によりて、國人の痛みと成、又不レ成事
第四十一 一國民御慈愛の事、附一國の人を可二執用一命令、且又下聞を納れて無レ障、國政明らかに下々へ

可レ徹事

第四十二
一 四民禁ニ吝驕、各其位に随ひ、人々可レ歸レ誠辨ニ根元ニ事、附 人々國風に随て身の分限、各其祿に不都合なるを辨ずる事

第四十三
一 國土巡見の事、附 巡見の人を可レ用辨

第四十四
一 國々の田地の位、得失、損益、邪正、善悪、共に力を不レ竭して、居ながら千里の外の子細を辨る事、附 三日法度の事

民間省要 上編巻之七

第四十 國々に御林を仕立、國用に可レ備事

附 仕立様によりて、國人の痛みと成、又不レ成事

一 夫れ國々所々に有來御林、或は山に依り里に臨、曠野に廣りて森々たり、總て御林の有村方は、

時々御改の度毎に人歩を遣はれ、或は其方角の繪圖、又は木數の目錄諸帳面等入て、其所の入用懸る事多といへど、又落葉下苅等の其所の爲に成る事も有物なり、御林となれば、假令いか様の人ばなれに有ても、一木も紛失する事なきは、御威光によりてなり、百姓といふ物、互に意趣合によつて、一事の公事起れり、其意趣を以て、舊き惡事をほり出して、新くする物成により、密事程顯れ安く、後の事を恐て違亂する事更になし、適々ありといへば、右の品を以て其事をなし、顯れて獄につくなり、只竹杖の官人立合の節、相槌なくして失有事はすくなし、然るに中古より所々の御林、商家の爲に計られて、運上の沙汰に懸り、伐取れたる多しといへど、はや二三十年を經て、又大にならねど、をり合て元の如くに見ゆる有、凡そ國土の御林を我物の如くして、少の明地にも相應の樹を植て茂り盛せば、雜木の類より四五十年に一遍づゝ、段々と伐て國用に備るは、愼々に詰め明く事あらじ、御普請の料に可ㇾ有木々に成木は間々に立置て、御薪料の分は四五十年よりして伐とらざれば、其後には枯木多く成年經てもさして得用の增る事なし、伐て跡を若かへらすれば、山茂て又元の如くに成、夫々樅、栂、檜、柏、槻杯の類は大木と成にあらず、百年後を經ざれば國用に難ㇾ立、松は大小共に國用を辨ず、或は小家の上は道具、大厦の足代へ等に成て、二三十年過れば、段々品々に隨て用を辨ず、是も樓臺城廓など大なる用に備ふるは、百年後を經ざれば成事不ㇾ能

一　世に松杉の類は何れの國にも澤山にて、栂、樅、檜、椹、檜葉、柏、槻の類は少なし、尤國々所々其土

地に應じると不レ應と有、關東關西共に植て、長久成地多れば、相應の樹の種を求め苗木を調て、透間なく植立るにしくはなし、只植立るの術は兎角其地の老長たる民に尋ね彼に仰らる、其地利に相應の物を、其所の者の手より植付て可なり、其人を撰み其事を任ぜんに、且思慮有べし、何事も只其人によつて成り、其物にはよらぬ事なれば、人を用るを眼目とすべし、猶口傳有

一 白百枚の札を打納め、且六十六部の輩に、國々の事を尋問ふに、何れの國に至ても、行程見渡の限りに無木の芝山のみ、決して黒木立て、材木に可レ成山は見へず、少き有といへど、寺社領耳なり、日の及ぶ限りは、只村々入會の散在野秣、場或は赤土無毛の禿山抔多し、國君忠臣察し、從レ是諸國へ命令を下し、其限の周圍へ或は五本並、或は十本並に公樹を植て御林となし、同じく山ならば澤邊を尋て、其窪に應ずる杉、檜、榿、檜葉の類を植込、年を積て其功ならば國用に足り、國に空地の費なくして豈によからざらんや、勿論其所の障りに不レ成程にして可なり、御代長久に隨ひ、國々諸山の材木伐盡し、跡より植る事なくては、次第〳〵に國用に不レ足事必せり、世々の忠臣いまだ此心なし、久しく亂れたる時は各別、治國萬端の末を思はゞ、是に心なきは違しとせんや

一 凡そ松は、いづれの土地にも應ずる物なり、杉檜樅又これに次ぐ、槻は關八州に多し、只梅、檜葉、さわら抔と云ふ鄉里近くになし、別て八州に稀なりといへど、其種子を求め其苗を仕立て、品々命令有て、永く計り久しく量ば、豈後代の材用の辨へざらんや、夫れ樓臺厦屋を造るに、棟梁と成て上

に可置は松なり、柱と成て中に可立は、檜、杉、栂、槻等なり、夫れ松は世に多き物なり、且柱の木は略しても用替へて、只屋根にふくべきさはら檜葉の類のみ、次第〳〵に世に拂底にして殊に高直となれば、此苗を斗貯へて世にふれ、里近く迄植立置ば、年を經て世界の人のたすけには成なん、御林に此事成らば、自然に國土の百姓地にて連々に廣まりなん、御代長久世の繁榮に隨て、所々繁華の地に大難多く、是滿るを缺の理なる等、一得一失もかゝる小事、豈に國家の患とするに足らず、抑國家は亂を防ぐの政令を貴ぶ、是も又其一つならん、猶此事を行はんと欲せば、其期に至て地利の辨、種苗を下すの術、民家老農の中に、夫々に丹練なる者を尋求て、これを開せば其妙に及ぶ事多かりなん

一　且又國用を辨へん爲に、右諸木の種を下し苗を求め植るの品に及んて、其課役民へ任せて役のなきは、民くるしんて功の成事遲あらん、是豈に聖賢の道といはんや、只何事も民の膏油をしぼりたる樣にして、能其詮議を詰め、上の費なく民のくるしみをせず、官者の私曲なき樣に是を正し給へ、下々其價其入用を給りて可仕立に宜し、しかれども此事に其員數を限らざれば、公用の事は幾度も公事に恩を荷ふ仕形に慣れ來て、果は皆官者寄り集りて、皆上の御費となれば、能く此理を考へ、下開を納れて色々と事をためして、とかく百事山林を仕立る、眞實の己れの物の心の如くして、植付て生長する樣に仕立迄を、いか程に其所の者に、請負するにしくはなし、始は其種を搜し求めて苗を調る仕方、其所の者もうと〳〵敷入用も懸りて、中々高直成物と聞へなん、しかれ共年を經て、段々其實ふ

へ其苗をとるにくわしく、其木を植るに功者とならば、段々其入用も減じ、心易く成なん、勿論此仕形には數多入込たる口傳有といへども、其土地其所の人の心によれば、一概に論じがたく、是は只後世の計策當有ば、國土の御入用かゝる事ながら、思へば又其計策の久しきにあらず、忠臣此心より國政を思はゞ、萬歳の基業とならざらんや

問て云、國々の鄕村入會の散在野に、かゝる事始るは、是又一つの民間の害にあらずや、且つ其地に挾り、其所を苦しみ費て、下の痛みと成なんか

答て云、問事可なり、是國主の命令に依て痛と成のみならじ、夫萬事上に唱事に付て、民役として事をなす時は、皆民の辛苦とならざる事なし、夫國主の好所には、遊樂殺生の無益の事たりといへど民困み國費ても止事なし、是は是國用にて、上一人より下萬民の爲の事なれば、假民間の力を盡し骨を碎くといふ共、人何ぞ是を喜ばざらん、况や其償を給り日傭の心にて事をなし給ふ時は、何ぞ其害痛に成事あらん、且又其地を狹むると云事、或は散在野の内を割て取るゝか、又は御留め場とも成ば痛共成なん、是又齊の宣王の囿の如く、民間四壁の竹木より、田畑の畔迄を無益の事に伐取られ、或は賦稅課役の夥敷かゝる田畑へ、繪鳥に七五三縄を禁ぜられ、其罪にかゝるの類に比べて、民間のなげき九牛の一毛ならず、只其周圍に一通植て、國々の澤中土地に應じて、其障と成程の事なく、植木の事を經營せんに、何の妨か有らん、殊に後大木と成ては、其落葉を掻き少き、助共成なん、此外少く

其地の費ありとも、以言立る程の事に不ㇾ及、上大に得有て、下に小き失有は下の辨也、返々も世には上に小なる得なくして、下に大成失有事の多きおや、嗚呼

一　石山、圓土、禿山等の無毛の地、世に多して國土の費なり、かゝる所にも、右の法を以て其品の種を下さば、連年にして段々薬山に成、世の富と成事あり、猶口傳

第四十一
國民御慈愛の事

附一國の人を可ㇾ執ㇾ用ㇾ命令、且又下聞を納れて無ㇾ障、國政明かに下々へ可ㇾ徹事

一　古しへより國土の父母たるの君として、何れか國人御慈愛の御心なくて有けんや、法則規矩の品々により、嚴しく處するの紀綱、專ら此事を第一とす、然れ共古しへより和漢の史書に載する所、其君の善惡、其臣の淸濁褒貶、まち〳〵にして、主ㇾ善を兒孫に讓る事すくなく、汚名を後代に傳る事は多し、是人君往事の行路難なり、いづれの君も始の得ㇾ其國ㇾ時は、天命の忝きを拜て省ㇾ其身ㇾ愼ㇾ其行ㇾ物每質素にして大業無窮也といへど、次第に登ㇾ其高ㇾ居ㇾ其泰ㇾ而いつしか心玆に倦み、徒に五倫を亂し、卒に五常を失して、是より國政荒み、民人困窮して、天地激怒し、四海に風水火の難多く、果は亂軍と成て社稷是が爲に傾く、古へよりの明鑑なり、然るに倭國の神君四海を淸め、仁德を施し給ひ、忠臣義信を竭して海內を覆ふといへども、唯次第に上下遠隔の患にかゝりて、君德すみやかに下り至らず、敎化民間に逆して還る、年々引ㇾ出民苦ㇾ事、猶咫尺千里の如し、身自不ㇾ居ㇾ民間ㇾして、誰がよく識ㇾ其實ㇾ哉、適々

四海今得二聖賢之君一不レ仰二其餘光一、又何の時をか期せん、是畢竟官者負二君威之重一還て削二君徳一物とやいわん

問て曰く、かゝる事近頃迄に御心付ありて、年々歳々命令下り、民間へ仰て官人の邪正を尋求め、毎度斥候を下して、其是非をあらため給ふといへど、不レ及事は何ぞや

答て曰、其改るの人を用るにあたらず、むかしより何れの君も、只有來の官人を出して、官人の邪正を改め給ふ、是豆を煮て豆の豆からを燒が如し、何ぞ其實事に至らん、且又常に百姓を取賄の官人の手より、事毎に帳面書付を取て吟味有事、村々役人困窮し、紙筆費入用のみ多く懸りて、一事用に立事なし、官人各掩二身不善一、おして民間の患をかくすのみなり、悲かな、末代の民害をなすに便り有事を、國々志ある人、此書始終を讀て、其深秘を察し給へ

一 抑從レ是國土の父母たる君、民間一切の善惡、邪正、得失、損益の事を知て、國政四海に融通し、上下遠隔の患なく、御代萬歳の泰平に御心ならば、海内に尋求め、世に其身の一生涯を能治め、祿有て物を欲する心なく、智仁あらましに兼備し、萬事に亘り且卑賤の事を知て、世上に望なく其志を遂げ、國土の爲に身命をなげうち、誠を盡して世上に望なき人を、四十人撰出して用べし其品、

一　五人　仕官直參の御內より

一　五人　同陪臣の御內より

一　五人　僧侶の中より

一　拾五人　諸國農家より

一　拾人　諸都商家より

以上

如レ斯諸國を尋ね、賢者を上げて賓と稱し、是を代る〳〵、半分は國土に出して四海の邪正を聞、半分は都内に居らしめ、此人定席なく、何れの席へも交て、奉行評定衆の異見の上に、一切の政事公事沙汰に至る迄、悉く是等に尋問ひ、其道々の深き味を能察し、能く斗て決斷するに於ては、何事も的中して相違有レ之事あらじ、且其撰みに預る人の内に貧家有と云共、其人によりて用べし、尤是等を用るに、知行官位を給る事勿れ、勿論望心にもあらじ、只其扶持其雜用などは不足なく入用す、隨て給はるべし、旅行に錢を惜んでは事至り難し、傳馬先觸等を出す事なかれ、只常の人の國々へ旅行物詣する如くに、家來一兩人を召れて、或る時は順禮抔と成り、又或る時は商客の身と成て、先々兎角に人の惱みとならず、世に交り、人の心を不レ置樣に錢を遣ひ、馬に乘り駕を借るにも、皆其地の人の相對合點する樣にして、民間を不レ費、色々に身を替じて、其國々の風俗、國主、領主、地頭、代官、所々、村々の名主百姓の品々、津々、浦々、山中、海中の事迄、能其所の者に、交るに心を留て尋聞時は、事々に其實事を不レ知といふ事あらじ

一　國土の邪正善惡、人の噂取沙汰、惣ての密事、國々所々の惡所にて能知る事なれば、是等の場所とて除くべからず、くはしき事は下編第三十四、北里の辨に述ぶ

此段是能く天下國家の人を執用ゆる秘方の其一つ也、併し古へ賢明の御代に、如レ斯國々へ通見に出し給ひしに、其者共かへつて國に害をなす事有りしよし、今とても相同じ、盜レ君費レ國虐レ民の輩、其制方に隨ふ事毒とも成、藥とも成事、縱ば藥種の如し、今迄官者の內を用ひ來給ふといへど、其役加るによつて事を成し給ふ事更に狹し、何ぞ其內ばかりに限りて良材のみあらんや、適々一人も有といふとも前者の損にならひ、人を思ひ身をかへり見て、共に不善に屈するのみ也、爰に新しく四十人を撰ばんには海內を尋求むべし、宇宙廣し、何ぞ良材なからん、然りといへど、此人を得て國土の鑑とせんに、あだなる御心にかなひがたし、是軍中に間を用る事にひとし、豈聖賢の君なくんば此計能行はるゝ事能はん、此事能く行はれて後天下の政事悉く明かならざる事あらじ、且又前にも述る如く、惣て天より地を見る事は伏て晴々、地より天を窺ふ事は仰て明らか成る如く、民間より人を擧て末々に至て、邪正善惡の明か成るを知り、格別に口傳の一卷有、是秘中の秘なり

夏殷周より以來、異國に草廬の賢才を擧げ用て、四海を治ることあげてかぞへがたし、古しへより國土を掃ひ清め、上保二社稷一下撫二蒼生一の臣、誰か卑賤より不レ出哉、和朝にも中古時賴公の藤綱を擧げ用ひ給ひし例あり、近代倭國にて小き孝夫を擧げて、いまだ大なる忠士を擧ぐる事を不レ聞、上に文

武の君ましませば、下に又呂長の臣無きにしもあらじ、君三顧の禮に不レ及といふとも、何ぞ草廬の賢才に御心なきや

第四十二　四民禁二吝驕一、各其位に隨ひ、人々可レ歸レ誠辨二根元一事

附人々國風に隨て身の分限、各其祿に不都合なるを辨ずる事

一　上一人より下萬民に至る迄、其國を治め其家を齊る事、其所各別なりといへど、心を用る事は以可なり、古しへの聖賢を敎へ給ふの言は多しといへど、畢竟皆此外を不レ出、是を和國近く論ぜば、家齊と云事は俗に其身帶持の事なり、四民共に人々其身其祿其格に隨て物を儉約に取賄ひ、とかく人の物を鬼神の如くおぢ恐れて借ることなかれ、若し無レ據して借り用る有といふ共、玉をとるが如くに大切にして、速に返す事を心とすべし、萬事入る事計て出る事を考へ、己も身帶に應じて物を内輪にし、世に常に變有事を知て朝夕に怠る事なかれ、畢竟此根元皆四民共に己々が身帶不相應が、いつしか身の奢を成すなり、人々それ〴〵に隨て有に驕り無きに吝り、惣て勝手宜き人に萬事質朴なるは、人聞て奥方ゆかしとし、不勝手の人の美々敷は人見て奇異成と思ふ、十目の見、十手の指、其實不實を知ること肺肝を見るがごとく、豈耻かしきにあらずや、四民各その位に隨て可二愼悲一は、唯奢にとゞまるのみ

一　夫れ士たる人の奢りと云は、飲酒色慾慢怒美麗より起りて、無益の極樂にふけり、六藝に怠り公

務を疎にし、私用を専らにして萬事に逼迫し、果は其家を潰す人世に多きのみならず、身の奢り外々世々□□□俗に慣ていつとなく人々相應し、我と我身の持重りする世界と成れり、縦ば高二百石取の人、先いか様にしても、侍一人中間三人草履取一人下女三人より内になくては有なんや、此ふち切米を以、人により妻子と母の外、伯父伯母姪甥其外無レ據人懸り居て苦勞に成有、其外親類縁者の捨難きも有物なる末、此入用彼是に右二百石の物成、勘定の上は中々不レ及物乍ら、當然になくて不レ叶武具諸道具衣類の品々は、公務の諸入用味噌鹽薪抔の片時もなくてならぬ身帯の事を賄て、如何は相立事やと心有人の目には見へ乍ら、還て傍目の了簡程にもなく、なが〳〵に世を渡りて勤仕する世の中こそ不思議なれ、殊に其常は殿様奥様抔尊敬さるれば、身の綺羅より初て朝夕諸事に付、夫れ丈の餘情物入も多し、總て是より方知(ママ)の人はまゝ夫々に應じて、斯の如く其祿と其身帯の持様身持の奢り、段々格に應じて持重りする代にはなりぬ、況や六百石より下の人、段々猶以分限不相應に成來て、朝夕に逼るのみ也、世の末に成に隨て世につれて奢り、我と我身の自由に難レ成を、祿不相應に成行に逼り、無二是非一して士に心外の不直成事起るためし、世に多し、古へより開國治平の初は、小人ども剛強にして直に、亂國衰政の末に至る程、柔弱不直の世界に成、是皆人々其奢りに倦恐るゝがゆへなり

且又身には綾羅を着て常に不足なりと思ひ、妻子の外へ數多の妾をかこひ置、或は所々の悪所に深く心をとらかし、無益の技藝を嗜好み、徒に世を渡るはきゝ者の類を人集して、朝夕酒食を費し、文武

の道は夢にだも不レ興、身高知を取りて居乍ら、其家に生れて孫呉韜略の名をだに知らず、弓馬は其期に臨みて一命だに捨ればよしとのみ云て、一向にかへりみず、不斷腰をはなさぬ二腰には、人の屈するを是として、居合立會の業も心に不レ懸、鑓血ぬらぬ御代に生れては、只鑓は鎗の肩に預けて日を暮す人も有、かゝる人に限り、心有人異見すれば、其期に臨んで命だに捨ればすむと答て不レ肯、尤期に臨で一命を捨るは士の常なりといへど、夫れに二つ有なん、迚も主人の御用に身を捨なん時、元來心剛なる人の武藝に達したらんは、鬼に金棒とやいわん、元來心臆して武藝に疎き人は何を以て一方の御用に立んや、縱ば武藝に長じて元來心臆たる人と、元來剛にして武藝に暗き人と、品によりて其得失有なん、同じ剛同じ臆の人の、一方は藝者、一方は一向に武藝不レ知、人を寄せて勝負を試さんにいづれ、又適々文武の君の爲に、家々の藝術御上覽に及時、俄に臍を噬むとも及ばじ、其場に至て汗を流し汚名を觸るゝ人も有なん、士たる人子々孫々迄恥辱、何ぞ是に過たるあらん、皆其根元は吝驕柔弱の身を忘るゝより出たり、其外六親が五常を亂し、九族に不法をなし、己れが所領の百姓を虐し苦しむるの品々、皆以て是より出たり、一々書留むるに何ぞ筆に及べけん、此書を讀んでつく〴〵と心に問ふて、人に問ふ事なかれ、又世に是を愼みて、文武に志有る人の事は言に及ばず

一　農家の奢とする事、前に書くが如しといへど、物に餘慶なければ飮酒博奕の外、それ〴〵奢事も又小さなりといへど、只世につれて次第に辰巳上りに成身として、身の上の事段々持重りして、我と

苦しむ事多し、前に百姓奢りの辨別爰に有、それに讓りて爰にもらしつ

一 工の奢たるも飮酒博奕所によりて、淫樂に身を打もありといへど、唯古人の評するが如く、古しへより今に至る迄、其職に居て能其道を學得者、四民の內工に過たるなし、是等は皆眼前其事を貪て其理を後にするが故なり、然れ共是もつれて共にいつとなら世の奢りに苦しむなり、其天性貧家多くして富るはすくなし

一 商家はもと四民の其日に立て諸國に往行し、其有無を交易するを主る職也といへど、金銀を自由にするを以、表は四民の下へ屈るに似て、心は四民の上に高し、凡そ世上の金銀官庫の外に通用する所、十にして八九は皆常に商家の手に有て、世界の事として不レ及事なし、諸侯大夫も是が爲に其臣手を措て借用する事を忠とする世となれり、只今の商家は天下の有無を交易するに曾て心なく、只金銀の爲には世を欺き人を誣ても、己れが得となさん事のみに身命を不レ顧、手を一つ打てば忽に金をもふくる類の事をのみ心として、隙を窺ふもの多し、殊に近年別に又街商の者ありて、深く世をまどわし一月の間にも、萬千の金を奸得するの輩、世上に多ければ、商家のみに限らず、士農工の三民おもに心それに懐て、一瓶に只千金を得ん事をのみ心とす、凡そ今の世の商たる事、底は商にして衣は商にあらず、腰に秤をさゝず、手に枡をとらず、船を用ひざる事を不レ苦、士と商と共に白眼して頭をうなづき、一咳にして忽千金萬金と成事、中古より起て身に錦を着、口に美味を食して、奢り是より超過

し來る、世奢り人辰巳上りに成事は、近年皆此街商の身の上に出て能く四民に及ぼす、此事猶下編に悉く述す、凡そ天地の間異なる事、人に過たるなし、人かくの如く成來り、海內の氣皆それ〴〵につれて、分に過て奢なり、萬事海內の曲々を正し、直に歸して御代萬歲の長久を祈らん事、此御代にあらずして、又いつの時をか待ん、右四民夫々の奢りを少しく擧て、爰に評すといへど、善惡邪正ありて心より奢るあり、又心外の奢りあり、生得質素なれども世につれて、時風に隨て心ならず引立られ、無二是非一夫に成多し、しかれば奢は元と人より出て世に徙り、果は人の奢るにあらず、世の奢とやいはん、萬事皆元より出て元に歸るものなれば、今世上の奢に命令下り、嚴に禁じて上より誠を以て下を敎示し給んに、世の奢りしづまりて人元に歸し、國を長久に惠み、などか行はれざらんや

抑聖君御代をしろしめして、其身直にして影てらすとかや、御身質素にして萬事敬愼の節なれば、早く四海に敎令下て國主の驕りを鎭め給はんに、誰か眞實に恐れ仰ざる者あらん、夫れ國々の諸侯大夫の事は、君道の家事なれば、下に評するに不レ能、凡そ百石以下二十俵三十俵の祿給はる人々、五兩七兩切米も請るの客、又三兩斗に至迄、各身に繭を着て勤仕する事、夫に算盤にあてゝあたらず、是より元來正直の人も、心外の邪路に入なれば、衣類一切布木綿に返し、刀脇差の具に至迄、萬事夫れに應じたる世となれば、奉公する人も又召仕の主人も、ともに安樂の種とは成なん、尤當分見ぐるしきと評する人も有なんなれど、惣じて世上の事は皆時々の風に徙りて、人の眼も夫れに應ずる者なれば

別て目にも懸けじ、中古迄は乘物の棒の尖に高く、適々其中細きは目に懸りて頻に見ぐるしかりしに、一年の其法度に細くなれば、夫より世上の眼夫れになれて細きによし、今更獨り古しへの如く山高き棒を用ひば、豈目立たんや、還て見苦しからざらんや、且又近年小判一分に度々變有て、出初めの時は慶長の元字判色艶よかりしが、乾字金へ徙りて、大小相共に扨も目に立て見苦しかりしも、三年と過れば世上の眼はやそれに徙りて、大も小も吉も不吉も共に目に立事もひとしく馴て、一陣の風の跡の如く結句して、頃日に至ては、纔廿年の間世を遠ざけし正法、眞實の慶長金、いつしか古きに連れて、寵を新金に掠められたることそ口おしけれ

夫れ奢は四民ともに、第一女色より起りて、是より萬事美を盡すに至る、今の世上四民共に娘一人を持て、是に婚禮取結んとすれば、分限不相應なる世の驕りにつれて忽ち身帯傾き、是より借金の根と成り、一生身帯の病と成多、、惣て四民共に生得能人も世の奢りにつれて、心ならず萬事不如意と成、借金の淵に沈んでは身を浮ぶ瀨もなく、物每に行詰りていつしか僞りがちに、果は身命を失ふ類いくらと云ふ數を知らず、哀れ是等の御法式さ、それ〲に御制禁あれかし、萬石以下百石以上の人々の内尤奢り甚しき有、第一是に敎令下り、其分限に應じ飮食衣服諸道具の品々迄美麗を禁じ、無益非道の費をいましめ除かずんば、何を以か海内に實を示さん、夫れ國に大事ある時は、此人々御馬の前後左右を圍み、君の手足と成て宇宙を覆ふ、君臣容と影の如し、先其近きより奢を正さずして、爭か

海內の廣きを處さん、敎令の四海に及ぼさん根元爰に有るのみ

四民共に無益非法の奢りを正さんことの其限りなければ、一々爰にしるしがたし、聖慮有に及んでは諸臣賓客に問尋ねば、別に此條目を擧て事理を決し、敎令能世に行はれて、長く廢れざる樣に御心を盡さるべし、世の諺に曰、天下の法度は三日法度なりと、よりて遂る事なしと、猶口傳あり

私に曰、頃日迄の御風儀に習、木綿のもゝ引、同じく羽織に至迄、健に見ゆる道行く人はいかに、貴重の人かやと奥ゆかし、又身に繭を着、諸の具してあたゝかに見ゆるは、さながら服ぶくれの類にやと見ゆる、何事も時の移りてよしあしは見ゆる事なり

第四十三　國土巡見の事

附 巡見の人を可ㇾ用辨

一凡そ四海を治る君より、一國一郡の主たり共、年々に巡見と云物なくて有なんや、夫れ巡見の德たる事は治れる御代といへど、猶以八島の外迄も其國々の密事を尋聞時は、自然の考と成、二葉にして苅る時は、鉄柯を不ㇾ用の武備とも成なん、並國々の地頭守護人所々職役の人に至迄、不律不法の事有て邪惡を出すの輩、且民間の是非を聞、辛苦困窮するの品を辨へ知らん事、只巡見に如くはなきのみならず、國の地頭守護人職役の人、百姓を虐し國を費し人を害し、色々不法の積惡にて、家を亡し身を失ふの輩も、早く其邪を聞て是を正す時は、國に罪人もなく、公事出入も段々減少して、後には爭論有事あ

らじ、巡見の德を以事を小にして鎭め、大事に及ぼせざらんの術、是二葉を苅より易し、然りといへど其善惡は只一人を用るに有、近年の巡見たる御前は國土、明鑑くして、國々へ出ては百姓を貪り掠め、不法不義を專らとして民間に耻をさらし、鄕里に邪を敎るの鑑と成、可レ恨又可レ悲、此辨身自居二民間一、其貪掠に不レ應して誰か能く其眞實を知らん、併萬事其者によらず其人による事なれば、同じ代、同じ時にしても出る人によりて、其中に操立て萬事直にして、不レ曲人も勿論多し、左樣に智有人に至ては、下々に迄も邪曲の心なき物なり

一 古しへの最明寺殿の如くにこそあらずとも、せめて心を海內に及ぼし、佐野の渡りの大雪をいとはず步行はだしにて、それと人にしられぬやうの巡見こそ誠に世の鑑となりなん、縱ひ大將自城中を出はなれ給ふ程の事はなく共、前に云ふごとく、國中に求て士農工商の內、貴賤老若に不レ構、忠恕ありて欲少なく、國土に志有て我々立身富貴の望なく、後世の菩提に代へて國家長久を祈る心有者を撰み上て撫愛し、知行を與へず位を進めず、只其忠志を賞愛し賓客と稱して君交を深くし、朝夕食を共にして擧用、是等を替る〴〵國々へ出し巡見させんに如くはなし、或る時は廻國順禮抔の旅人と成、又或時は色々の商客と成て、實に金を出して諸物を賣買ひ、國々の津々浦々、至らぬ山の奧もなく、身をやつして遊行せんに、國々の風土地頭代官職役の人、民間の事物、悉く得て知らずんば有るべからず、尤此事實に隨へば、民と同じく官を戒め、政事明らか成時は、豈に泰平の根元にあらずして何ぞや

一　生れながら高位大祿の人、國政務をとれば、皆以て俗にいふ屋幕と呼ぶ文字の如く、一生家に暮して他を見る事不ㇾ能、萬事にわたらず、卑賤のことをしらずして、卑賤の事を決斷す、豈に悉く物にあたる事あらんや、夫れ職役となれば日々の人の取さばきもなれ、役が役を敎へて、それ〳〵に決斷も成能し、しかれども惣じて民間の根元を不ㇾ知、其事に暗く其理のみ明か成と思ひて、時の威勢を以押ひしきて決斷する事多し、是をおして中正なりとし、萬事的中すといはど、猶以て其道に精しからざる事しられたり、よつて君知行に似ずして法令國に出て、其事遂げず通用せずして、去年の法は今年より違ひ、昨日の令は今日に變ず、只開國の君の御制禁の外には、世に十年に行はるゝは少なし、是其證據と知られたり、かゝる事皆國々の便を聞くに暗く、官吏自都下を不ㇾ踏、常に殿中に安座して四海に及ぼす、古儀を思量するによつて也、聖慮從ㇾ是巡見の法を改て、賓客を擧げ用ひ、之をして諸國を巡見せしめば、理に明なる官吏の内に安座するより知慮詳に、事理一致するを得べし、何ぞ君道の美不ㇾ成事有ん

一　古しへの賢君貞時公とかや、國々へ巡見を出されしだに、先々にして不律不法の事多く、召歸されて悉く誅罰せられしなり、倩古今の事を考へ見るに、多くは先其人祿輕くして不相應成役を蒙るが故也、是其出し給ふの法、其人の分に過たるより起り、縦ば漸一二百石の人小祿にしてかゝる役承らんに、先乘物長持諸道具の支度、侍鑓持草履取より初め、それ〳〵の人なくて不ㇾ叶事有れば、かゝる支度に先心を惱し、君命の忝さよりあたる事に當迫(マヽ)す、然りといへど一生一代の浮沈猶豫すべきにあらざ

れば、節に臨み無二是非一人をすかし僞りても、先さし當る用を辨じ、事を調ん事を欲すは餘儀なく、とにかくそれに付けても先に立物は金銀なれば、ゆかぬ先より心外不律の事も有なん、且又かゝる不祿のに召仕の者とても、父母妻子の有に宿に殘さんとすれば、先々へつるゝ人なき物ゆへ皆雇なり、是等に專ら邪曲ありて、其主人の名を汚す事なり、凡そ長旅に出て一年半年家に歸らざれば、それ〴〵相應に給金とらずして出る事は無き事成に、纔のあてがひを請、無給同前にて、願て借錢をするの輩、侍には手代の流人宿役人の果など、中間には四十八鷹の流れに栖し者共、忽ち集めて見事に用ば辨ずといへど、元來鄕村の百姓を貪り、驛宿の民を掠す、膏をしぼり、垢をなめて渡り來りし者ども、しかも其術に精しければ、手を代へ品を替へて、酒色に飽き金錢をとるといへど、其主人知る事なし、或驛に近代巡見宿り給ひしに、一夜に鯉四十尾餘饗應にかゝりて、跡にて百姓の出入と成らんとせし由も有と聞、惣て近年巡見より民費くるしむ事、其手段品々を悉く辨ぜば、年を經ても盡る事あらじ、かゝる事皆くも恥かしければ漏しつ、是等の事は皆下人の罪にして、其主人の心は有やなしや

總て正直堅固ハ人の事は、爰に書くに不レ及、士は元より人の最長たればなり

一　凡そ如レ斯其身に成て段々其實事を述る事世に恐れ有事多けれ共、其實を書かずんば何を以て、能國家の是非得失を辨じて聖聞を驚し奉らん、春秋に褒貶の二つ有、見る人其心に慣て愚昧の筆跡を免るせ、且又心を舉げ用るの法を辨じて、是に止るに似たりといへど、幾度も只人に人なき事、三代の時

だに是に惱み給ふ事なれば、今海内に人を撰み四民を捜して果げ用るをいふ共、必しも其人に皆至善成斗りはあらじ、上能く自も勤て下に此法を行ひ給はゞ、彼の巡見の諸國へ遊行する響には、國々の諸侯大夫所々官吏村の民家迄、自然とに愼ミ其身ニ顧ミ其心ヽ泰平の長久を四海に讓る種とは成なん、畢竟其人を用ても先々において邪正善惡の知る樣なくんば有べからず、縱ば港に船をつなぎて碇を下すに同じ、夫れ碇なくして爭か心を解て安眠するに至らん、人此手段尤此書の口傳なり、無益の爲に漏ん事をふせぐ、猶別に口傳の卷あり

第四十四　國々の田地の位、得失、損益、邪正、善惡共に力を不ㇾ竭して、居ながら千里の外の子細を辨る事

附　三日法度の事

一　上一人より下萬民に至迄、天下一日も食なくんば有べからず、夫れ食と言は民なり、民と言は田地なり、治國平天下の根元皆田地より起りて、天下と成り諸侯と成り大夫と成り士と成る、食ㇾ毛踐ㇾ血のむかしは田地なければ君もなく、又臣なければ民もなし、すでに君始りて地に五穀を種下し、臣有て民と成るより、段々四海に田地を開き、物各主有より世に爭論發つて軍戰と成り、世變じて時化し來て、國費へ民苦しむ、適々今武威泰平の餘光を仰ぎ、國家長久して九野悉く田地と成り、四海穩に君臣榮えて、地として其有にあらずと云ふ事なし、然れども其君と成り臣と成の根元、皆以田地より

果を生ずるにあらずして何ぞや、七珍萬寶近く米より成る、抑田地の德たること天道にひとしく、不ㇾ言して品物茂る、夫れ井田の法起りしより以來、町反畝步石高の品々、君道年中の政事を原ぬれば、皆此事に懸つて尤國家の父母たる君の家事也、數千の官人職役夫々に命令有て、此事邪正善惡損益得失の事を司らしむといへど、前々段々辨ずる如く、御代長久に隨て人奢り世驕りて、いつしか其枝葉のみ茂りて其根弛み、萬物其事を不ㇾ顧して其理に違ひ、上下遠隔の患に罹つて、君道半途に停滯して恩澤空しく下に至らず、夫れ理は人居ながらにして言ばに言安き事は勤て身に行ひ難し、千技萬藝始め身を苦しめ、勤得て後ち德至る、下にして心を鎭めずんば、何ぞ其實事に至り奧秘を辨ぜん、天地變易あり、國家盛衰あり、又世有時有、事理兼備の人にあらずして、恐らくは何人か海内の田地に精く其實事を辨へ知らん

一 世上に、公儀の法度は三日法度也といへる有、古しへより京童の言出して、世の諺と成けるならん、夫れ國家の命令は四時の行はるゝに似て、重き事泰山の如くならんに、其職役の人卑賤より不ㇾ定、生ながらの美麗にて世の驕につれ、諸事其事を勤るに暇なく、疊の上に安座して人と共に理をのみ云て事をなし、命令輕くして四海に下るにより、昨日は今日に變じ、去年は今年と替るより、云ひ習はせし世の言の葉也と知られたり、小子初めて民間に生れて終に民間、少年より四民を直り、業として勉めざる事なし、年來此書に心ありて速と其事理を試み、晩年に及んで御治世の恩澤を深く感じ奉り、

勉めて書レ之、すでに私事耳順に及んでは物に倦み疲る事早し、よつて心の趣くよし、隨て或は五更に燈を揭げ、或る時は曉待二窓明光一、夜を重日を經て、世路の暇を窺ひ、やう〳〵にして書つゞけ畢ぬ、抑此書、上編の眼目たる事、此段に至て言を盡す、是居ながら千里の外の田地山林損益得失の詳なるを知る法、又人を千里の外に用ひてかくれたる邪正善惡の正し樣、此辨に止るのみ、然れ共身卑賤の手にして書留るの品、人の嘲世の誹、徒に中途にして廢し、空しく不レ報二國恩一事を患るがゆへに、少時秘して別に口傳の卷一卷を殘す

民間省要 上編卷之七 終

民間省要 中編卷之一目次

一第一 四民御治世の愼みの事、附仕官の幸不幸を辨ずる事
一第二 人々の身の上に、常に竊の沙汰有レ之を辨ずる事

第三
一人を召仕ふ心持の事、附古しへの官人、下人に對し不法多き事

第四
一人の渡世は五常の根元たるを、人々知るに似て怠る事、附渡世に上手下手の手有こと諸藝にひとしき事

第五
一四民忘二身之上一事、皆無名の奢より出たる事

第六
一儒學者放埓の人多く、僧に欲深き人多き事、附僧侶の奢の事

第七
一國々の神社佛閣の盛衰、皆其別當神主の人に寄る事、附兩部の神社は榮也、唯一は及二破損一弊、並神職の人多く其道に暗く、其勤に怠る事多き事

第八
一人々各其道の藝術に不レ盡レ心、徒に年月を送る事、附武田家の陪臣今川家の旗本藝を授る物語の事、并大名の號の事

民間省要中編卷之一

第一　四民御治世の愼みの事

附　仕官の幸不幸を辨ずる事

一　凡そ上一人より下萬人に至迄、哀樂の根元を尋るに、其哀たる事只亂世に似る物なく、其樂みたる事御治世にしくはなく、此事古しへより人々の常の身の上に有といへども、空しく口にのみ知て心に確と知る人なし、其所以むかしより、人初は直にして後に曲、初め質にして後に驕り、初め勤て後は怠り、是より家傾き世亂て、昨日迄靜謐の國家けふは忽逆亂し、人苦み國費て人間殘害の患止むときなく、四民手足を置に所なし、是皆人々其終りを愼む事、初めの如くならざるより事起れり、況や初めより其身を省み愼ざる人にをいてをや、總て身を愼み省るの事は、四民ともに一階宛も上品成人程重かるべし、至て下品の人は其一分斗の不幸のみにして、他へ禍を施すにすくなし、其職役重き人程多くの人に害有、或俗書に風雨雷神の事を載て、天帝城の事を評するあり、其書に曰、大鼓あり、一擊すれば雷となる、箱あり、一扇すれば風を出し、壺有、一酌すれば雨を作すと、四海に變をなす程の事、纔に帝釋城其官職の人の手裏に有と、此評尤宜也、何と遙成天帝城を尋るに及んや、近く其國其君の手中より自由に風を吹し、雨を降し、雷を鳴らす事目前たり、是より大に亙れば國家を倒顚し、

小に亘れば民間を暴虐す、天下は天下の天下なりと、御心に怠りなく、寒夜に御衣をぬかせ給ひ、高き屋に民の竈を詠ぜさせ給ひし古の帝、皆御身の愼みより出て、日月と共に、今四海を照給ふ有難きより、四民各身の愼みを省るに、いづれ人々身の愼みと云事、亂世には少して治世には多し、夫れ亂世には四民手足を置に所なし、それは上たる人の外、下々に至て其沙汰に不及、すでに治國に及んでは、人々其品に隨て、深く愼み無んば有べからず、古へより開國の君といへど、亂れたるを能愼ふで取は易く、治れるを能愼んで持は難し、夫亂れたる節は朝夕其身危く、諸事不自由成がゆへに、をのづから愼み有る、治りたる時は朝夕其身安く、歡樂多きがゆへに、貴に倦み高に疲れて身を愼むの暇なし、啻のみならず、亂世には君臣上下の隔なく、節に臨ては、臣君を諫むるに易く、則に至ては、君聞レ臣事多し、治世には反レ之、臣禍レ君し難、君見レ臣遠し、臣諫て危く、君拒んで易し、よつて古へより開國の君臣、四海を掃ひ清めて、子孫永く國家を掌握の中にして、長久を泰山に比すべしといへども、唯獨愼の城郭不レ全故に國家自破れて、和漢漸一千歳の基業をいまだ不レ能レ持は何ぞや

一　四民猶能父の業を勤て、身を治め齊レ家、終りを愼む事の全き人すくなし、其品多き事史に筆に盡しがたしといへど、皆獨りを愼むの外を出ず、世に志有人、此書始終を讀んで心を付、我と我が心に尋て身を愼みなば人は貴かるべし、又馬耳風の人の爲には子細を書とも、さらで益なからんか、夫士は温恭にして其形正しく、農は謙讓にして其容痩、商は廉直にして其身肥へ、工は細密にして其面曲む、

各其職を慎み勤て、國土の用具たるべき處に、其志何ぞ是に反するや

一　士農工商の名、分れて四民と成といへども、元と天に國王と云奉るも、隔なくして皆是より出るなり、抑、軒轅皇帝自蚩尤と戰てより武士の名起り、武具是より初り、軍法こゝに發す、且つ有莘の渭、濱の大公、韓國の子房等、其君をたすけ天下を治めてより、軍略悉く備り軍書多く作り、名將勇士世々可レ鳴、農桑の事も又軒轅皇帝より始り、自ら其種實をとり、其苗を植、田地を發開して、地の利によつて作ルレ之チ事を教示し給ひ、人の飢をたすけ、人の肌をぬくくして寒苦を忘る、夫れ天子の政には、其后みづから桑を取給ふ、蠶の繭を以禮服とし、天子自ら鍬を取り給ふの五穀を以、天地を祭る備へとす、天子三、諸侯五、大夫七、古しへの法なり、上古いまだ毛を食ひ、血をすゝるの時には、仁義の名なくして大道あり、自もなければ他もなく、只江上の清風、山間の明月と共に、物各あるじなかりしかば、慎みの名もなく諍論の事もなし、物々主有て後、諍論始り軍戰起る、是より人間己れを慎むを以て第一とす、當時士なくして豈一日も國土の泰き事有なんや、士有て國治り、農有て國に耕す、士農を離れて何ぞ國家の名あらんや、工商其中に交りて互に國家を助け救ふ、能其慎みを慎まざれば、其國を失ひ其家を破る、萬の罪より出て己れに歸す、古しへよりの格言なり

一　惣じて古しへより四民共に其祖と成て家を起し、其御殘て子孫に榮えを傳る程の事は、至て難き事ながら、夫れは自分の器量すぐれ、地の利人の和を以て天の時に叶ふにより、能其業をも起す物也、

有にいふごとく人は其身に奢りなく、其心に倦事なきゆへに勤て怠りなく、如何様の大事も仕をふせ遂て、終りにとること初のごとく、かゝる人の中にだに、功成名遂て富貴に至り、終りを愼む事初のごとくならず、後に至て物に亂れ、初の功を失ふ人多し、況や夫より子孫に至り、次第に榮花に生立ち、其分限より世とつれて奢り、ひた物上に日々付て、下品の事に暗く、三代と持こらゆる事は稀なり、倩是を思へば初に卑賤より立て、其器量すぐれ家を起したる人より、次に段々生れ乍らの富貴榮花にして、日々に我身を省み、獨りを愼み奢心なく、其家業に怠りなく法を亂さず、家を失はざる人こそ貴く功なきに似て、其功のすぐれたるとやいはん、其奥床しさ猶限りなし、是皆愼の重きより出たり

一 亂世には忠臣君を選て仕へ、治世には賢君有來るに任て、奸臣をも不レ選、多は時の幸不幸にして寵を得寵を失ふ有、或は二代三代段々其祿を食て、一事の奉公もなく、空しく君恩を費すも多し、夫れ小家には物に餘慶なければ、貴の臣もなし、大家の臣程、別て君恩を深く知らずんば有べからず、縦ば其身に不レ逢君意に不レ叶、無役の祿を喰と云とも、士は志を以て六藝に亘る時は、百年の用一時に足りて、君恩に報ふ事有ぬべし、併し六藝の内一つもなす事不レ能して、空しく食祿を費す人は、身として身を盗むにひとしければ、早々親陳に不レ堪、其器量あるを養て家を譲らんにしかじ、是獨りを愼むなり

一 君に仕ふるに、其君の賢君にして幸不幸雖レ有、久しく仕る家には幸の中の不幸、又不幸の中の幸ども有なれば、何事も天命に任せ、をのれをつゝしみ自らの誠を盡して、私なく勤むるにしかじ

第二　人々の身の上に、常に竊の沙汰有るを辨ずる事

一　四民の中別て士たる人、藝術文武の用其備へ身になくしては、士にして士にあらずといへど、一生涯慕すことあらじ、只心に怠りなくさしあたる職役の内に、、志深きを以て誠の士と云はん、凡盗といふことは、人々自ら手を出して物を隱し取る斗の事にあらず、吾人の身の上に對して朝夕皆盗に有べし、夫人間の生得、文に親しくして武に疎き有、武に親しくして文に疎有、六藝の中いづれにても人々心に問ふて、勤て其道遂げぬべき一道をはげみ得て、君用に備へて、其身相應に事辨る人は、其一人の數となれば、其食祿を給りても、身に耻なかるべし

又六藝の内一つも成事なく、常に當然の用に暗く、諸用辨じ兼るゆへに、無體の事も下々をしかりいゝしり、或は生れながらの職役に居ては、其下の人に對し常に不都合の事のみ言かぢり、下の嘲りをもかへりみず、危き事にもそれなりに濟辨じ置ても、更に自分の非も知らぬ人有物也、是等先づ人々自己の身の上の事を、我と盗にあらずして何ぞや、且農商工の三民各々其祖の功によつて、田地家財其業の品々を限りなく讓り得て、其餘慶を以て榮花に誇り、いつしか其業に疎く、身一寸の功もなく、剰へ其富に倦て其富を費し、偶然として暮す事、是居ながらの大盗、何事か過レ之哉、總て名に與はるるの盗人は、身命を捨て偏にそれを業とす、一度惡道に落て無ニ是非一其道を勤たるとやいはん、四民其に居ながら、朝夕身の上の竊は、盗の外に又無名の名を盗なり、其罪隱れて彌深し、抑佛說懺悔の罪

にも外るゝ物か

一　夫士農工商の中各其位有、品有、縦ば五人の首たる人は五人の智に勝り、十人の首たる人は十人の智にすぐれ、百千萬億に至る迄、其位を踏、其職を得て、其人にすぐれ、其職役を掌にせずんば、皆以其人々の盗也と言つべし、併し智愚と云は、生得のとにして、是非なしといへど、せめて愚なる人は、其志をかしこきにうつして、其職役のとを寝ても、寤ても是を思ひ思ふべし、惣て竊みといふとは、むかしより少も上に立つ人の身の上程多し、下に立つ人程すくなき物と知るべし、夫下賤の盗と言は身にあふ、金銀衣服の類の小事たり、漸く人とかたるといへど断踏が非是なり、凡そ上に立人の竊は心に有、其大なる事天地にわたりて限りなく、桀紂の類なり、且又其次ぎの人も其職役に居ずば、其智其下に増りて、人の耳目を防ぎ拒ぐにかしこく、或は若干の金銀を貪り取有といへども、公務の威光をかりて、其罪遁れがたく、縦ば其主人に罪なく其家來に其罪有といへど、猶又其主人の猛威にかくれて、更に潔白成がごとく、適々犯せる事顯れて事に及ぶ時は、己が大罪を其下々に掠め讓りて、其下の小罪を誅する事、芥の如きためし、あげてかぞへがたし、しかりといへど高きより低を臨み見る事、床の下の塵をかぞふるごとく、其暗きに紛れて又其上に立の人の、爭てか知る事なきぞ悲しき、下より上を仰ぎ見る事は、行鴈の羽をかぞふるに似て、下に訴して欺くといへど更に以益なし、凡此一段其志あらば、上に立人程心を付て見給ふべし、夫中は又下の上なり、中人能上下に害をなす物な

り、其根元を能心得て下の目を耻て、獨りを愼べきにあらずや、今も人の己を見る事肺肝を見るがごとし、況や下民に萬目あり、豈に耻かしとせざらんや

一　其職に居て勤るの品樣々なりといへども、治亂の時共に先づそれ〲に人を知るを以第一とす、聖賢にあらずしては、其人を能用る事かたしといへども、しかりといへど、時と刻とに心を盡さば、淺さより終に深きに至らば至らざらんや、人其職役に居て其事を勤るの器量なく、其君の御心を盜み御目を盜にて、いたずらに食祿を貪し、其下の人を用ひ進に、其智及ずんば、其身をかへり見て早々其職を辭するにしかし、是も亦忠也、食祿を貪んが爲に强て勤る事、其身を盜に用るにあらずや、惣じて我と我身の上の事の落着せざるをば、よくと我心に問答して、其是非善惡を考へ明らめて、其上を他に向求めざる事は始終に悔なし、又あたらずと云事なし、しかるを我が本心は明かにして、身の内に隱れたる是非善惡を、知る事のをそろしきは詐にして、親しき己が本心をば外にして、善惡邪正の根元も不知、疎き他人の異見を問ふ、非也、他の答は其時の宜に隨ふのみ、豈當るべけんや、自の答は鏡の如し、夫茅屋の窓には螢雪多し、勤て學ぶ事あらば、猶獨りを愼まざらんや

此段一向に上に立の人を嘲りて、短を指すにあらず、凡古しへより上に立人の、獨りを愼むの德化に至ては、其善又右の惡に反して、海内を治め恩澤を四民に施し、天下其業を勤め、君と共に樂を同じくす、治世愼みを第一とすることかくのごとし

第三

人を召仕ふ心持の事

附古しへの官人、下人に對し不法の多き事

一 人を召仕に人々深く心を付て、憐みを先とすべし、士は殊更なり、農商工の類に至迄、事に臨では其主人の身に替りて、一命をも捨るは皆其下人の常なり、或は纔の切米を申請、間もなく主人の難を引請、一命を捨るも有、又捨兼て見苦しき働あれば、多少の恩の品によらず、さがし出てもきらるるは人の家來なり、しかるを朝夕輕き事にも目をいからし、聲を上げ怒りのゝしり、果は小罪にもむごき科を懸けなんとする事、皆此かへり見無がゆへなり、ふち切米くればこそ下人なり、くれずば元の他人ならん、家來は常に主恩を感じ、主人はいさゝか恩心を捨よ、士は只自然の時の身の備へ、又朝夕の用具にのみをもふべし、其外の三民は各其家業にだに、精を入て勤る事あらば、其餘は強ていかることなけれ、上下和合し情けある時は、先朝夕の心穩にして、互に今日を樂むによし、召仕ふ者千に及び萬に滿とも、又は一僕二僕の輩たりとも、人に遣はるゝ世の中に、人を遣ふの果をかんじて、寒暑飢渇を思ひやり、是も又人の子なりと、賢き人の云捨し言葉のすへ、わするゝ事なく、家人を子の如く憐み思ふ人は、四民ともに其果限りなからん

一 人を召仕の所、農商工の三民は其家業の業を主從打交りて、朝夕にひとしく相勤ざれば、其事成事不能ゆへ、上下の隔なく、且又主人それ〴〵の事業を、身に勤て能思知る物ゆへ、非常の事も萬事に

對してすくなきものなり、夫百姓は常に衣食住の淺ましく、殊に遠國波濤の末、山中野方邊土の人間の食事は、城邑聚洛の牛馬にはをとりて、糟糠菜葉の類を喰て、主從ともにして上下の隔てなし、適々あるをいふとも、五七ヶ村にして、漸一二人ならではなき物なり、翁少年よりかゝる中に生長して、其事に精し、又城下市廓に住して彼を思ひ、是をくらべ見るにも、その哀なる事更に筆にも盡しがたし、しかりといへど、其中にも又それ〴〵に應じて、奴婢の類に心の情有り心の邪見あり、且四民共に人々樣々の生得あり、口體に邪見有て心に情有、又口體に情有て心に邪見有もあり、夫れ口體の邪見と云は、只其事其時の間のみにして常に害なし、心の邪見は常に害多し、卑賤の百姓たりといふとも、ひたすら心の情を以て、それ〴〵に人を召仕事に、專ら心を付べき事第一なり、此事筆にをしへて更に盡る事なし、とかく其人の心に叶ふ事を心に思ひやりて、心を付るを以心の情けとは云なるべし、世上の人の心區々なれば、とかくに其人の氣質に隨て、其樂みとする所をたすけて情け有を、眞實慈悲の情とは云べし、心は安くして身をくるしめ、心に樂を知らずして身に驕りなきは、卑賤の百姓たりといへど、其內に樂有事を知る程の人はまれなり、且つ商は事によりて身命をかけ、危きに臨て其業をはげむといへど、口に珍味を食し身に好衣を着する事、士も及ぶ事なし、其下成は家來と業を受ていとなみ、朝夕の食をともにし、其上なれば召仕に上下の隔あり、隔有時は人を召仕は心の付ぬ事有て、下の苦むも有べし、心を付て情有べし、惣て商家の從者には、士に似て其主人の爲に命を輕ん

ずるありて能用に立有、是は其身に立身ありて、心をはげむ事有ゆへなり、士と商とは勤各別なりといへども、其功はげむ心一つなり、畢竟其底意、一躍千里の業あればなり、其情によりて従者其功をはげむ事深切なる物なり、且又士は其職に油斷しては不レ立、殊に其生涯を送る心懸を至極とする物なり、諺に曰、人は恩より情と誠成哉、古しへより一盃の酒の爲に首ををとすも、是酒の味に迷ふにあらず、其情の一旦捨難きによつて也、英雄豪傑の士、古しへより一時の情けの爲に、長く身を其人によせ、一命を忽其情に替しためし多ぞかし、恩祿を請て常に身命を奉り置、主人又骨肉を分つて一生命に隨ふ、父母と知ながら此一大事をわすれて、一時の情けに我と我が物顔に、無益の事に其身を捨んとするは人間の常なり、凡情けと云ふに心あらば、主從の間朝夕の奉公、又は時に臨で身命を失ふと云共、心樂んで更に恨事あらじ、主從の道、人々子を思ふ情けにかへて、常に其情を忘るゝ事なかれ

一　男は召仕男に下知し、女は召仕の女に下知して、能く其家治る物也、しかるに元來頑愚姦囂の女人、同じく淺智短慮の婢妾ども、集り居て日々夜々、不善の事のみに視聽言動の戒めもなく、互に人の短をあげ、人の美を憤り、常に嫉妬を心とし、邪見を旨とするの一癖ありて事を作す、賢女は是を憐み其身をかへり見、愚女は是を恣にして衆の善根を削る、其品あげてかぞへがたし、又とるに足らずといへど、大勢を召仕ふの家には、其程に應じて大に害をなし、漸一兩人を召仕の家ども分て隨て害あり、況や小家の人を召仕には、朝夕の前のみの元として、居を等しくし、（利がすく噛が）（マヽ）ごとく

して見るにしのびざる事、世にいくらと云限りなし、果は皆欠落出奔して、年々人に事を缺きても、猶自分の非を知る事なく、扨々世上に奉公人拂底成事哉、且我等世に不幸にして能人を置あへる事なし、世話のみする事と身をかこち、世を恨るといへど更に自を正すの言葉なし、是何の謂ぞや、結句して世には纔一婢一奴を召仕、其給恩淡薄成家に此類多き例有、愼まずんば有べからず、且又其中に男の身として、女の事に強く常に世話する有、不順也、有といふ共其心に問て、其邪をかへり見思ふべし、惣じて女は女につらき物とて、男には害なしといへども、其家を亡ぼし其國を失ふためし多ければ、人の婦妻たるを常に戒め、かくのごときの姦邪を拔去るにしかじ

一　夫主從の道、農工商の三民は手に殺害なければ、非道の主ありといへど、其從者に對し身命を失はする程の害はなし、只士のみ手に殺害を持し、腰に兩刀を挾んで、常に其心自然と其事に驕る物ゆへに、ふとすれば怒にたへずして、良もすれば刄に心あるとて、目に其色を顯はすことを愼まざる人多し、殊に下々に至て朝夕の食事一年の給分、商家の富に不ㇾ及して、併も其主人により朝夕ひどく召遣ひ、むごき目に逢ふ事多し、翁が六十にして五十年前の事は明らかに覺へ侍りしに、古へは御直參の士は云に不ㇾ及、陪臣の輩に至迄、從者としては少の違ひにも、其首を切る事芥の如くす、諸侯大夫は不ㇾ及ㇾ云、地頭は欲の爲に百姓を切、士は邪の事に從者を切事、上より下に至迄、其時代の國風なれば、非常の事といへど、いかんともする事なし、不實不法の死に及び、邪惡無念のみにかゝる類、下と

してあげてかぞへがたし、其中には淫亂酒狂に耆り、其祿の物成は皆其事に費し、果は公役の用を缺くといへど、かゝる人に限り其身を省る事露もなく、年々月々に心驕りを增して、小祿にして殿ぶり、平生を分限不相應に暮すより、男女を召仕て非方のみ多く、且切米を出すに至ては、樣々非意の失事を云かけ、或は切て請人へ首を渡し、又は一年十二月期を十一月期召仕ふて、纔の日に至り其短をかぞへて請人へかゝり、先達てくれ置し切米を、不レ殘かへしての上に、手をすり膝をかゞめて、漸一命を申請るを、忝じけなくとする事のみ多かりき、かゝるもの後にては、其人を恨呪明罵詈事に腹を居て、つぶやくばかりなりき、又或繪師の其頃物がたりせしは、彼者去る御方へ召されて、終日繪を書たりしに、主人御馳走の餘りに、其方へ可ニ振舞一物あり見給へとて、路次の戸を開き中間をめして、手鉢の水をかへよと命し給へば、かしこまり來りておゝはだぬぎにして、其水を替盡さんとする所を、彼の主人立懸り居て拔打にうたれ、あへなく中間は二つにたをれてふしたりし、其切先石の手水鉢に中りて石へ切込事三分斗にして、其刄しゞまず、偖も切れ物也けりと、見し儘に咄したりし、かゝる類其頃は更に珍敷からず、間には其家來に無益の返り打に逢て、身帶の潰れしもありしよし、又は其人にかゝり居て、世話と成浪人分たりしにも、或は其人の兄弟伯父甥の類さへ、短慮非道の輩は、慮外なる色々の惡事を云かけ、其主人に是非に貰ふて、手打などにする事見聞が中に多かりき、又或る中に殿と聞へし人、厩の中間共へ罪をほせて罰せんが爲、暗夜に自忍んで厩に至り、鐙轡を盜んで逃んとせしを、中間

の見付てをさへて、繩をかけしに、其主人たるをいへども曾て不_知、夜明るに及んで顯然たりしよし、かゝる非道の品もいくらか有けん、知りがたし、其比は町方にも男立と云者有て、色々なる名を、付其組々に黨を結び、辻切を專らとし、所々に喧嘩を業としも、民間の禍をなし、非常の殘害に逢事不レ絕、國土の患難たりし、かゝる邪の事に慣れて邊土遠國にも、切取强盜夜討押込等のあぶれ者多かりしに、延寶の頃より賢君代をしろしめして、先國々の諸侯大夫より初め、其禁戒破竹のごとく、士も殺害を愼み、いつしか仁德の下に流るゝ事水の五に行がごとし、町々地下の男立も、いつしか罪を正されて捕盡され、今はむかしと成行ぬ、さよの中山青野が原、四里八町の堤まで、夜行獨步にさわりなく、戶ざゝぬ御代の瑞となれり、士は四民の長たり、先士より殺害を愼みて、主從の間に情あらば、是より四海患なからん

第四 人の渡世は五常の根元たるを、人々知るに似て怠る事

附 渡世に上手下手の手有こと諸藝にひとしき事

一 凡そ人間の渡世は五常の根元たり、四書六經に載る所の言葉は、皆以て正を正し、身を治め、家齊るを以て教とす、是則萬物の本至り、其本亂れて末治る事は有べからず、殊に治國平天下の用具とてなる士にをいてをや、夫れより下つ方一鄕一村一町一家の內たりとも、總て人の上に立程の人、誰か此敎へにもるゝや、倩々世上の人を見るに、人々渡世の品々其事業多しといへど、是を能修し得て行ふ

人はすくなし、抑人間の一生は圍碁のごとし、無量の所に無量の手あり、纔に盤面三百六十目たりといへども、其限りを知る人なし、しかれども上手は常に勝、下手は常に負る、夫勝たる人は國家を持て、妻子眷屬多くの寶財を得、負けたる人は其國をとられて身を葬るの地無きごとし、豈人間の身帶、朝夕に變るの手無きにしもあらんや、生涯の大事是に過たる事なければ、朝夕工夫し身の怠りに心を付けば、何ぞ其妙手に至らざらんや、夫圍碁の業たる事互に盤面に向て、己れ一目を下せば、人も又一目を下す、人我同じ手を以同じ石を下す、何の差別有てか、大きに其術の上下有事は何ぞや、只是其業の前後するによつてなり、其藝未熟の人程、後にすべき事を先にし、先きにすべき事を後にす、或は無理なる欲を出して、卒爾に他の石を取る心有て、後手の考なくして、他の地中へ打込とられて忽後悔に及、又其口の危き所を捉置きて、打込れて大石を忽に死なし、事毎に其作す事、世上に無分別成人の、邪欲非道の事のみに身帶を破却するを見る如し、一々見るとして危からずと云事なく、且又其術妙に粹き、人の打を見るに、先盤面に對して氣をねり心を靜め、威儀を調へ、一念に餘事を不レ雜、身を天地と一體にして、悉皆聖賢の治レ身正レ心の道に不レ違、自を返り見て他を掠る事なく、多しといへど危きをよらず、少きといへど堅固成を不レ捨、一思一慮理に不レ背して、直成を以元とす、奇術妙手能其中より出る、能是を守る人は勝ち、是を背く人は負る、軍戰も亦是に似たり、古しへより勝事を帷幕の中にする名將勇士、誰か無理に違へる人々の身帶、又軍戰に似て一生の大事不レ過レ之、一方怠る事

あれば其所より危し、且兵法の其すき間を打たるゝがごとし、爰に一人の百姓有、驛宿の長にして役を兼たり、少年より甲陽軍鑑を見て其心をさとり、身帶を起す、是を問へば信玄公の生涯、四方の國に强敵を請て、其備へ怠り給はず心を付、こと〳〵く心に其術を盡くすに、其始め纔に四町餘の田地を請て、廿年の間四十餘町の田地得たり、其上其處の亂れたるを治め、人を相續し各家業を勤て、公用能辨ず、又一人あり、太平記の評判を見て、一生是に心を付て身を治め其家齊たり、且數十町の山林の大木の下の空地に柳をさし、年々數千束の薪を得るなど、皆其事より心起れり、彼等が時々に出合て座談するを聞しに、かりそめの事も互に其是非を正し合ひ、得失損益を代へて互に師なりとして喜悅して、別て道を往にもこつそりと行事なく、行住座臥萬物の事に心を付、物各其氣を取採りて、朝夕身帶の事に手を盡す事、軍行の油斷なきがごとく、是藝能にすぐるもの、それ〳〵に得手たる事は、細かに氣を付て、能く其曲其手を見取がごとし

一 士はそれ〳〵韜略軍戰の心を用ひ、農商工は圍碁双六の手の如く、己をかへり見、敵に誇らず、心を小さにし膽をば大にし、各身帶の城廓に無油斷、家業の軍戰に手を盡して勤め行ふ時は、それ〳〵に隨て、豈に不勝手と云ふ事あらんや、夫軍戰には品あり、敵味方未だ戰陣に不及節より、既に軍戰に至迄は、互に奇計妙策の品々あつて、小を以て大を破り、易きに居て難きを附くるの術、樣々あるといへども、既に重地に圍れては、囊砂背水の計か、又は死を偏へに天命に任するの外なし、身體も亦此

品有、相應の祿ありて物に對陣すべき人の、段々身帶をとろへて五常の失ふは、必ず其身隱顯の失有て、平生其備怠り、其計用皆拙きより出たり、又定れる祿もなく、父母諸親類の、もだしがたきやづかひ多き類の人は、一樣に辨じがたし、是等縱ば敵の重地にかこまれ、食力竭きて身命を天に任するが如し、かかる時にも其志をたがへずして、正を守る人はすくなし、夫死地に入て生んとすれば死し、死せんとすれば生と云が如く、一度をちぶれたる人の、其志をかへずして正を守り運を開き、二度世に出したためしも多きぞかし、是等も皆諸藝の理に隨て、自然の手を誤らず、負べき時は負け、勝べき時は勝、勝といへども功に誇らず、負といへども大敗をとらざるがごとし

一 傳へ聞、漢の代の久しきは文帝の善、唐の代の長きは太宗の德とかや、是皆御身の質素成よりして、國土に奢なく、衣食住の美麗を不好、君臣民と樂みを同じくするにより、一君の御代、上質正なれば下も又素直也、驕りなき時は財足る、財足る時は用辨ず、諸用能辨ずる時は、物として其手の屆かざる事なければ、自然と朝夕の身帶に心寛みし、事每に能手も打たるゝ物也、右人々相應の業に付て、それ〳〵の手有事を悟りて、朝夕工夫し能手を考へて打べし、うか〳〵と心のつかぬ人、かくのごときの備へ常に薄くして、身帶に打負け段々と不勝手に成り、果はえもいはれぬ體ににぢらし、其父母を耻かしめ、其名をくだす事限りなく、第一不勝手なれば君の用にも缺け、正直の氣も心ならぬ僞り勝に成行て、足らぬ事心にも不叶、諸事無念成事とのみいひて止ぬ、士の身の節に臨みて、無是非

助太刀を打に、一命を輕んずる事は安く、一分の金子に後ろを見せて逃げ足を踏事は、良もすれば有事なり、是臆病の事にあらず、力の不ㇾ及が故なり、凡太夫たる人々、近年不勝手といふ兵には、耳目を活して負る事は多し、縱ば其身其器有て、あつぱれ一方の御用に可ㇾ立人も、心外の小普請に朽果る多し、かゝる人の内には其手をあやまる事なき人も有といへど、時の變難にかゝつて空しく一生を終るも多し、それを取出して不ㇾ用は、是又其君の其の手を誤ると云つべし、五常の根元近く皆愛に有と知べし

第五 四民忘ㇾ身之上事、皆無名の奢りより出たる事

一 倩人間のあだ成事を思ふに、上品に生るゝ人の身のうへ程、其終りの哀れ成事はなし、其ゆへは皆時につれ世に隨て、いつとなく位勢に隨て、段々貴重の身と成ては無名のをごり著し、朝夕に其性をきり盡し、其の命を縮る遊樂のみにふけり、或は五人或は十人、又は其品に隨て百に餘り、千にをよぶ卑妻の爲に身を忘れて、名將勇士と世に聞へし人も、いつしか朝の露と消を爭ふ類の事多し、已に其期に臨ては、縱百千の甲兵ありといふ共、誰に對し誰にか敵せん、貴僧高僧巫醫の術盡きて空しく額を集め去る、惣て大祿にして貴重成人の死期に至ては、近習の人たりといへども、むざと言葉を出す事もならず、皆聲を吞、肝をなめて、取圍たるばかりにて、くるしげなる風情を見、又は手足亂に及べ共、各目を見合、座中一言を出す事たやすからず、名譽袖をつらね、大臣列をなして守護すといへど、

其次第を追て他よりロを開く事不レ能、御脈を窺ふに不レ及ても、互に其時宜をのべ譲り合て、さじを下すに時をうつす、其くるしみを見るにたへずといへど、いかん共することなし、徒に湯水に渇し、食に飢へて、連々元氣衰へ、卑賤の身にをとりて、天然を得て終るはすくなし、況や貴重の小人にをいてをや、出生より土を不レ踏、襁褓の内より綾羅にくるまり、飲食は秤にかけられて飢渇にたへず、果は皆夭を招くの端と成れり。かゝる咄しの中には、偖もあへなき事共ありて、爾所にも袖をしぼりつべし、是皆いつとなく人間無名の驕りより出て、能是を諭し是を防ぐの君臣なし、凡人間の一命は貴賤尊卑に不レ限、龍女が價直三千世界の玉よりも尊し、然るに何ぞうか／＼と數多の婢妾に著して、夭を招き、一人の愛婦を守て壽を持ざる、夫一階宛も人の氣立の人程、一國一郡、或は一領一里を知て、其下には其人を賴て身を任する者多き事なれば、命の短き程其下の不幸となり、なげきと成るは、身一人の愼みにあらず、以て千萬人の愼みなり、況や上み一人の御身にをいてをや、一人を以て天下を治む、天下を以て一人に不レ奉とかや、君たる人の御身愼みの輕きは、御身として御身の御罰こそをそろしけれ、抑も國家の君と生れ給ふ事は、幾多の善を積み、幾多の德にこたへてか、幾多の人を越へて大寶の位とは成給ふべき、知りがたし、三代より以來、其勤の政盛なる時は、其君壽し、政の衰るに隨て其君夭し、且國々の大名高家四民の富家に至迄、段々辰巳上りに世とつれて、夫々無名の奢りよりかくのごとし、是れ全く古今の人の壽夭の異なるにあらず、段々無名の驕り長じて、諸臣家子よりたより

て取はやし、忠をかへて天を進むる時風に、成行事こそうたてけれ、是等を士の無名の驕りの其難とやいはん、此外世につれての驕りに、いつとなく人々分限不相應に困窮し、一生の易からぬ事共、あらまし前にしるして、爰にもらしつ

一　農商工の三民に、又近年隱れたる無名の奢ありて、家業不精の輩多し、此難に懸る者は一生をくるしむ、其事人の子に有、惣じて近年世の中いつとなく上は、前に云ふ辰巳上りに成行き、下々に至迄頭の内の飾り品々より、腰の廻りの結構の綺羅、はき物足袋までに渡りて、物の入用限りなし、下々の無名の驕りは大方頭に初り、手足に終ると見へたり、諸藝といへども淨るり、小唄、音曲の數々、中間小物童男童女の類に至迄、四座を學で俗を嫌ふ、昔は座頭猿樂の外には、かゝる藝は聞事なく、適々有といへど奇なりとして耳を驚せしに、段々近年に至女中迄も皆學び得て、いつしか役者はあざむかれぬ、其外の遊藝、蹴鞠、揚弓の類などは、殿上人に似て下々に不都合なり、然も思の外に物の入ることかくれたり、是勝れたる有徳分限の人か、又は學問に氣を詰たる資縁潤澤の福僧か、とかく其道をかせぎ、心を碎いて世を渡る、常人の遊にあらず、双六は物さわがし、これ婦人の翫とすといへど、男子に用には博奕と成、賭ならではなく、更に面白からず、碁將棊はむかしより尊卑を不ㇾ撰、喜にも有ㇾ愁にも不ㇾ嫌、屛風一重を隔てもさわがしからず、年中是に身を盡しても、物の入ことゝなし、遊民老後の人無智にして、一向かゝるなぐさみもなくしては、又却て外に夫々の病を生じ、日を暮すに期なかるべ

し、抑六藝の中は四民ともに各體あり、六藝を以用とす、抑禮は忠孝の元たり、禮なくして誰か能君を
敬し、親に仕へん、共に聖人の心を正ふするの器、倭國に用て今の代に謠ふ也、夫謠は三教の妙語を
盡す、愚なる人民せめて謠を聞て成とも、聖賢の語をしらば、耳にふるゝの一德ならん、殊に嫁娶婚禮
の席よりして、一切の祝だに皆、謠を以て賀とするの國風なれば、少し人々も知らずんば有べからず、
射は大丈夫の用具、事に臨では萬民皆倶の民たる外、國の防ぎたるを悟ば、人の强きを明君何ぞ忘事あ
らん、若敵と成事を忘ば、又味方成事をも喜へし、御は馬なり、四民共に馬をはなれて國用は辨じが
たし、それ〳〵の馬を嗜みて可なり、書數の二つ、同じく四民と共に先朝夕の用を辨ず、其品悉くあげ
てかぞへがたし、夫れ六藝は聖人の教也、是をはなれて何ぞ人道の規矩とすることあらん、當世人間
の生れてより、更に古しへの風儀にならひ、懦弱美麗にして錢の入遊藝を嗜好み、假初にも骨を强く
し、氣を健にするの術を嫌ひ、年々歳々風替り品改まりて、時々刻々視聽言動其奢を增すこと生長して、
各其業に疎く、我と我が心の駒の手綱を執の術をもしらず、不斷却て心の駒に乘れて乘る事ならず、
右へ往かんとしても往事ならず、左へ返らんとするも不叶、地道にも駈にも我と心の駒が、自由に我身
の體に成もて行く果は、父の業を繼事もならず、平生我と我身の心體をくるしめ、身をもみ亂して無名
の病身と成、寢れば頭痛し、歩けば眩暈す、是人々嗜好所の無益の音曲遊藝に氣を費し、心を慰するに
似て身を遣ばす、食をこなさず、夜は起て居て晝寢勝に、夜を晝にとりかへて、人間の運氣逆に成、朝

に陽氣不ㇾ發、夜陰氣を不ㇾ修、不斷人間自然の一體に和合せざる故、病身短命の媒と成る事、人々日前の世の中なり、且又人間の六藝と云は、第一それ〳〵の家職なり、是を能緞練して心廣體寛に、渡世に過る事なく、萬事に氣の詰る品なければ、諸藝も是が爲になされ、病氣も生ずる事更になく、無名の驕りも滅じて、五常を守るの根元とならん

一 此書所々に、四民の驕り、段々其身〳〵の祿に符合せずして、初より其家の人口を斗りて、年中の渡世に過る事を專らとし、其内に或は又婦の間に子を生じ、又は不意の損難厄害の事に逢事有りて、段段行詰り、一生心程に世を過る事不ㇾ叶、心外の不直のみに、身を終るの品を辨ずる事を載たるを、此書の大意とす、抑國君之を能して、五常を起すの根元とならん、しかれども當時四民のうち、士を以て第一とす、殘三民は皆士の行跡に隨ふ事なれば、自今此法令を定るに、下聞を入れて能々吟味し、其人の職役其位の尊卑に構はず、其人の食祿身體の有無に應じて、上中下に至迄、衣服諸道具居所幷色色の付合、召仕の品々迄格を立、法を定て、自今嚴に命令下らば、明君時々至るの御愼に、萬民信を起すの砌なれば、其規矩下に行はれん事、豈に水の下れるにつくが如くならん、餘の三民はをのづから其威儀に隨ひ、其風俗に慣て、天下の國民日を數へて、質素と成べし、然れども直參の衆に食祿乏しく、小知にして困窮の人あり、其職役にあてゝ始より足らざるあり、又陪臣の内に大祿有、三民の間に有得分限成る者、一概に論じがたし、しかるを此の後、右の如くに改りなば、尊卑上下の人の品に、紛る

る事有て見損じ、不時の無禮慮外なる事も有て、失をなさんも斗がたし、賢君此思慮を深くし、縦ば其品位高く、職役重き人の小祿にして、其衣類下々は粗相成を着すといふとも、頭には烏帽子と冠を着し、身にはすわう、ひたゝれを、うはをうひして行の法言を成す時は、縦無僕たりといふ共、下品の輩誰か是に屈せざらん、禮謝して過ぬべし、然らば何の紛るゝ事かあらん、余も皆それに準じて夫々の法令改らば誰か背く者あらん、國君早く是を察して世の無名の奢りを停止し、國家を麻木綿の類に歸し、唐物の瑗を停め、皆倭國の者にまかせ、美善の至極を爰に限らば、自ゝ是年々外國へ金を不ゝ渡、和朝無窮の幸福と成らざらんや、國風いつとなく古に歸る、人直の世質にして、延喜天暦のむかしといふとも、何ぞ異なるあらん

第六 儒學者放埒の人多く、僧に慾深き人多き事

附 僧侶の奢の事

一 凡そ道徳仁義の名を、人未だ知る事なき古しへより、聖君日月とゝもに四海を照し、賢臣星辰とひとしく國家を耀し、儒學の名起り、文字言句世に行はれて、是より文章花をかざり、美盡して儒者の名初まる、夫れ文質彬々たるむかしは君子多し、文質勝てより儒門に僞の人の多し、犯亂の客多し、抑倭國の王道は元より神道にして、其中に自聖經賢傳儒道有ゝ之、上代世々昔の壽き長く、王道盛に國家安穩成しに、いつしか王道衰へ、釋門の法を以王道神道を助け、專ら佛法を以國家の政務と成しよ

り、釋門の徒に勝れたる人多く出生して、家々の宗旨を建置し、各其派區々として、猶繼てそれ〴〵の學業を立、其祖石を揭げて各宗風を耀す、終には天子の師範と成て、家廟の祭禮、大寶踐祚の祝式に至迄、專ら釋門の餘慶を用いて國法と成、是より王者四海の治亂を讓りて、神孫無窮にして寶祚安全なり、武威盛に行はれて國家長久なり、凡そ天地の理たる事物、二つながら不㆓双立㆒、角有物は牙なく、翅有物は四足を缺く、鴉は毛黑くして肉白し、鷺は肉黑くして毛白し、武は表猛くして内に仁愛有を元とす、明君世をしろしめして、倭國の靜謐和漢萬古に絕せり、しかるに中古より外國の外道、我が朝を窺ふの妖術絕えず、宗門の費に乘り漸くなれば、種々の邪法渡りて國土を傾覆せんと斗るにより、四民宗門の掟、國法の最第一となり、世以㆑是重しとす、夫れ儒道と云ふは天道なり、我が朝元とより神國なれば、國家神道に始るといへど、文字言句を以書を作る事を作に及んでは、其形容中華の規矩をはなれず、況や治國平天下の法、畢竟他に求る事なく、皆本元の一に歸して、心外無㆓別法㆒なり、釋門の敎五時四敎に別れて、家々の經綸まち〳〵成といへど、衣食住を離れずして、形有に及んでは以て一なり、然るに近年儒學王道を離れて別に有ごとく、世に儒者といふ名蒙りて、いつしか文字を賣の客となり、ひたぶる食祿を求る爲めの業と成行事多し、漢には人に其氏姓をとらず、才德を以て人を撰ぶが故に、卑賤より立て高位高官に經上り、其志を顯し其德を天下に施す、或は天子を介して大業を起し、大事を辨へ國家を利し、名譽を金石に書かれ、功を無窮に殘さるゝにより、人能其心を勤

たり、和國は是に異なり、釋門の外には學智德行を不ㇾ尊、四民は氏姓のみを貴重なりとして、自に誇り他を賤しむ、高祿の人に生れては一向無智無能なりといへど、其人をとらず其氏姓を貴んで、代々食祿を持す、巫醫藥師百工の人は、今も勤て身を立るに其善限りなし、雖儒者の立身は見事に限りあり、かゝるゆへにや、誠意正心の勤とするに薄く、近年儒者と云人の内には、不孝不忠淫亂酒狂にして放埓成多し、又四民の内に少し學問をして、文字言句にさかしく、和漢古今の事をよく演說する輩に右の品多し、なまじい諸親朋友の異見も、水の流るゝが如くに言ひけし、一生を遊民に暮して、五倫五常の寸法も、はづれをかしくすれど、家業をしらず、人にむつまじからず、獨立して生涯を他のはづかしめに遭、世に嘲哢せられて、果は道路に徊ふもあり、抑學問は天下國家治平の用具、三教といへど是より出て是をはなれ、是をはなれて是に歸するの器物たるに、いつしか人の親の子を教ゆるに、忌み嫌はるゝ事と成、學問の本意を失ひ、なま物じりは家業妨げと、謗にうたはれて是を勤る禍を引出す事、學によつて學道を誤る、學者能く愼むべし

一 近代職役に預る人の、上に立ち國家の理を裁斷する人を見るに、無學にして生得至て質直成人の、一生能く其役を勤其操を不ㇾ失、上へ對して怠りなく、下に向て恨なく、堅固に勤課ふせて退くあり、又なまじいに少く學て、大に邪をなす有、是は元來生得奸曲の人の、其學智の力によつて、能人口を塞閉するの便と成を以て也、然れ共國家職役に居るの人、それ〴〵に隨て法を民間に下さんとするより、

其裁許に至まで學問なくして、何と國家の規矩とするに足らん、生得質直の人々學力を副る時は、虎に翅を生るにも似て、其道行はるゝ事速かならん、四民の上に立の士、學問を心に懸けて後、我が身をかへり見るの愼みなくんば有べからず

一 抑釋尊大寶の位を出給ひて、菜つみ水くみ薪うり、色々の難行數つもり、信心熟して始て成道遂げ、佛法の名を乾坤の間に廣め、一切衆生を悉く化度せんと誓給ひしより、在家を出て釋門の徒と成、佛道を行ずるを出家といへば、僧侶の身は元來樹下石上を栖とし、麻衣一體の境界たるべき事成に、いつしか身に綾羅を着、口に珍味を食して、段々驕詰め、分に過、或は顯れて婦妻を持、又は密々に竊淫を樂しみ、一切の施物を是が爲に費し用る事のみ世を送り、家々の學問に疎く、生得不器用にして不精成多し、或は佛法の大地とかやなれども、是を能行ずる事不ㇾ能、せめて其邊の學問に精して、法の用具とも成る人は、一方に採用る處も有なんか、抑近年世上の有樣を見るに、僧侶の身として却て、凡俗よりすぐれ欲深き人多し、かりそめ人と公事諍論の事有に及ても、邪の理も是非に云つのり、出家の由來根元を不ㇾ知して、ひた物三衣に誇り、法に高ぶる類の人多し、古しへの比兵草に繫がれても大に不肖と聞し、世末に至て出家に大成邪有時は、あながちむかしのためしも用ひがたしといへど、それには能程の品も有なんか、倭國いつしか佛法を以、國政の長と成來りし事なれば、乞食と云も佛の名たる事を忘すれ、尊み倦み重きに誇りて、佛法には王法も不ㇾ及とのみ聞なれ、却て佛法の本意を失ふ

事こそ口惜けれ

一　夫れ寺と云は、旦那の助力にて立の外に、或は御朱印地、又は御除山林、百姓地の持添等有て、生ては取、日々施物を取事多、在家に對し見れば、何の不足も有まじと覺ゆ、凡そ國々里々を見るに、山林の少ぬ立繁りたるは、御林の外皆神社佛閣の有なり、殊に神社多くは寺院の持にして、唯一は稀也、しかるに何ぞ常に足らざる事を苦しんで、營々として俗よりもいそがしき人々に、利口にまかせ法を鬻、佛を賣ても更に耻とも思はず、又我が物顔に後世ををそれず、人我互にいつわりがちに、米と錢とを商量する事のみを能するは何ぞや、一心不亂に聖經に對し、念思念佛三昧にして暮す僧はすくなし、よつて動もすれば榮花に誇り、法を犯して流罪禁獄の身となり、或はさらしものと成て法中親屬の面を、耻かしむる事いくらと云限りなし、是皆邪欲より起りて驕りに長じ、三寶の恵にはづれ、かゝる果とは成ならん

一　僧侶の身、かく年々歳々目前の掟を見聞しても、更に心にをそろしとをもはず、其宗門の耻とせず、人には口上に後世菩提の事を說き聞せ、地獄の沙汰甲斐〴〵しくして、何ぞ是に反するや、夫耻を耻とせず、罪を罪とをもはざる心よりしては、いつ迄も惡事の絕る道理なし、かゝる宗門の徒、縱へ此書を見たりとも、猶餘所の事とのみ聞なん、是れ全く人の短をあげて書くに非ず、若も自が内の一人なりとも、見て驚く人有か、又賢君能此理をしろしめして、防之の便とならば、畢竟宗旨へ對して法忠

とや成なん、是全く誹ての言にあらず、惣じてかゝる邪の長じなんとする事は、必其あたりにて前に沙汰有物也、早く本寺本山の役者聞出す間を思案して、兼て心がけ密々さぐり求て、速かに轉じ替るにしかじ、先にするときは其身にも失なく、上に對して愼み有、宗門に疵なし、三つながら勤て宜しかるべきに、世に此品有て未だ露顯せぬ砌、又は暦に長じて所々に害をなす、皆人見聞くに忍びず、密かに其人に異見し、又は同宗の法中にも譏し、或は本寺本山の職役の徒等もほのめかして、其事を諭すといへど、何れに障る事有や、多く聞のがし見逃して、淺きより是を正さんとする事なし、只共に云紛らかして捨置みの、よつて淺きより深きに及ぶ品多し、御裁許の沙汰と成、馬に乘幟を指の類は、千が一にして、在家と隱れたるの不義不行跡、世に幾らも立つ限りなし、夫れ出家と云者、昔しは天地に異相有程の生れの人を、是は凡俗には惜き事なりとて、撰て髮ををろして僧とす、故に古しへの出家たる、人に勝れて家々の法燈を耀し、名譽を兒孫に殘す人多かりき、今は是に異なり、人の多くの子を持て、四民の內それ〳〵にて成、器量を見て其品々に片付て、諸の懦弱愚鈍なる、何れとも埒明事なきを、出家になりともならして、頭をおろし、黑衣打着せ、しぶ〳〵乍らそれになす、何ぞ心より起らざる道心、殊に三世に解の學問成事を得んや、故に善き人々は世にすくなし、それ〳〵の學問なければ、常に法に致されて旦那を致すことなし、心常に自然に不ㇾ樂、正道によりては氣屈する故に、をのづから邪路に入て、螢雪の窓に遊び、瑜伽の法水に三密の月を觀じて、外に何の暇かあらん、是を能樂とする

身からは、隱居の後の貯へもさして思慮を盡さゞれ、さりながら在家の親子すら、子に世を讓りて後更に思ふ樣にならず、世をのがれて隱居して後に、親子のむつまじきはすくなく、出家の師弟父子のごとしといへど、母といふものなくしては、其中間を取て斗らふ事なければ、朝夕の事につけ互に、心に不レ叶事多きのみなり、仍て世に師弟子の間、父子のごとくむつまじきは稀なり、多くは底に針有りて、薄き衣につゝみ兼る事、是肉身の習也、且又出家の身と成ても定れる欲あり、法欲、寺欲、學問の欲、弟子欲、人を化度する欲、是等は相應にのがれ難し、其外に父母諸親の苦に成欲、色々の藝能に嗜好み是を好せんとをもふ欲、勝負事を好んで勝ん人とする欲、此外無量の欲、いへば限りなし、家にあらぬ邪欲に泥んでは、果は本尊三衣寺の什寶、山林田地等迄質になし代となして、旦那すさまじく目ざましく成て後、傘さして出奔する外なし、欲にも損有益有、能々其家の得失を考へて修行するにしかじ

一　僧侶の身の奢りの事は、片田舍の卑賤の出家にすくなし、只博奕やうの事を奢りとは云なんか、此事すく者は夜も日もねず、またはあるき、淺ましき賤が家に立くらし、出家の一つ屋、辻堂のごとき所を常に徘徊して、朝夕の食事も行がゝりに、湯茶にも渇しがちにて、忍ぶ身なれば人に隱れて、氣の詰るのみを馴て業とす、適々能き勝負の場へ出合にも、田舍にはさして鮮き物もくはず、身の奢りとするに足らず、是を不行跡とや論ぜん、夫れ出家の奢りは只誠に、邑聚の繁花の地に有て其品樣々也、是皆上一人より國々の諸侯太夫に至なん、尊敬に依て心奢、福貴にして身驕る事、古しへ

より有習なりといへど、別て元祿の御程、諸寺諸山のいかめしく奢りたる時はなし、さもなき寺ども御朱印給り、驛路の傳馬などは、其掟高成事士も不レ及、所々の寺々衣食住の結構皆、金銀をちりばめたるが如し、夫につれ色々樣々の驕り、法外成事共のみならひ、惣て家來の面々僧官は不レ及レ言、中間若黨別しては小姓廻し抔は、奢りは筆にも顯はしがたく、其外寺領の百姓に至迄、時の權威をかりて、同じく郡中に害をなし候事、一々あげてかぞへがたし、佛法すでにあやうきに臨む所に、しかるに天道充るを缺く習にや、いつしか時移りて明君德失ふに等しく、何となく權威消て、今は寺院の諸普請美麗にて、次第に限り有て、其奢り長じたるを制禁あれば、是より四海質に歸し、佛法永く盛ならんか、又國土の奢りは皆以國君の御心より出て、御心に歸すれば佛法と云も、皆君の御心に有事なり、僧侶の世に奢り誇りしも、國法とひとしく止て、出家の罪君によつて豈輕からざらんや、抑諸寺諸山の貫主、其宗を司るの宗師たる人、多く其宗の學問を極、智德兼備して、其品位に經登る事なれば、豈非方の奢あらんや、貫主更に知る事非じといへど、上より其人を尊敬し給ふ事、甚敷に過たる時は、其威光忽國土に滿亘て、民間の崇敬に隨て、其の徒心奢り、段々物重く、事信じて末に至れば、天地雲泥の奢と成、果は民間に害をなす物と知べし、かく僧侶の身すら、時の君の尊敬に預りては、一言を吐ば息萬言と成、一事萬事に亘る、まして公用に預るの人にをいてをや、其言は其の怒りそめのことも、末々下々に至て、段々持重りする事辨へずんば有べからず、且又縱國君へ勤るの僧也共、御朱印の權威を加ふる事

能はざる分は、分に過て驕るといへど、國々害をなすに不レ及、皆一分の驕りのみにて止みぬ、釋門の徒深く察し深く思へ

第七 國々の神社佛閣の盛衰、皆其別當神主の人に寄る事

附 兩部の神社は榮也、唯一は及二破損一并神職の人多く其道に暗く、其勤に怠る事多き事

一 凡そ國々の神社佛閣を歴覽するに、其神異初め國及二破壞一に、空しく社地のみ殘て、行かふ人もなく、野草茫々として狐鬼の縱出沒に任せ、或は鹿の聲蟲の音に山林山野と荒果て、里人だに、其處を尋るに、さして知る事なき類又多し、かゝる所は霜星空しく舊りて、神異も有るか無が如く世にかたり傳へ、又は古き書などに名のみ殘りて、夫のみに名を聞觸るゝ事と成行有、且又中よりの神社に、天の時地の利人の和を得て、神威勝り、氏子多く庭草を踏み、事々の祭禮ゆゝしくして威光につれて、神異あらた成も又多し、其外近代時の君の崇敬によつて、俄に社地社領など給りて、美々敷建立たるも有、又寵女寵臣の幸に預りて、新に宮居造り目ざましき神社も有、飛神、流神、涌出の神などには、色々樣々の奇怪成事に附言して、言ふらす、人の習、靈驗の新なる妙をば、十年の腰拔も一拜して忽に立て歸ると云、二十年の盲人再拜して、卒に日の明事鏡の如く、杖を捨て行など見へたる樣に、人ほゝ笑み嬉しがりて取囃し、其群集をしわけがたく、或は半年或は二年、或は二年三年も此事なく、錢の山をなし、大川の出水のやうに勢ひつのりて、はやるといへど元より虚を以て體とし、僞り迷ひを以用と

し、實事更になき事なれば、末遂に禁る事なく、果は世上の人口にかゝり、或は邪謀、造り言の沙汰に及び、又は討欲の爲の癖事と成て、後は跡形もなく成行事、あげてかぞへがたし、是等は古より有習と見へて、禮記に淫祠と云ひけり、惣じて人は古きに倦て新きを好む習、其所草創の神社佛閣の廢れたるをばさして心とせず、或は山林の片端に新規に庵など造れば、それと且那付て取囃し、古來の寺院より結構と成、又は唐金の佛石佛の類など、辻々に所せく立ならぶるなどの施主と成て、いかめしく名字名乘など彫付、尖などさして人の耳目を滿ん事を心とす、田舍などは道狹くして、人馬の除合ひ互に不自由成事なるに、何ぞかく佛を以妨とは成やらん、夫れ佛は六道の能化とだに聞、目前にかゝる妨となし、剰へ犬の道しるべに便溺の汚れをなし、耕作の糞し、馬に附人荷ひをしとても、皆其穢汁を佛にかけ、臭氣を以神を穢す、かゝる事せずとも佛神は其所古來よりの舊跡を修理して、是に心を傾けば豈に誠の信心にあらざらんや、何ぞ人間迷へる事酷しき、只其時に臨では己れ己れが一分の建立を好み、其地古來の事を削る事不禮不義とやいはん、殊に其所に神社多く、地利に不相應なれば、後には絶破せん事極れる事なれば、只とにかくに古きのみを用て、むざと新きを建立する事なかれ、勿論此事天下御法式の一なれば、顯れて新地建立は不ㇾ成といへど、色々の古き名を假用て所々に此品多しとかや、明君國中に此事を改給はんに御心あるべし、併心を付て改る人に品多かるべし

一　抑國々の佛閣神社、其盛衰全く神威にしもよるにあらず、唯其神主別當の人によりて、盛衰時々に變じ、榮枯時を替るなり、其司る人に信有て、能く神の威を增し、神に威有て後能貴賤歩みを運ぶ事、聲なくして人の向ふなり、佛威猶々爾なり、しかれば神社佛閣の事は、先は其神主別當の器量によることなれば、人々其職に居て其身を顧りみ、其佛神に益なくして久しく居る事なかれ、己が身の其社院に對し、損益得失邪正眞僞を心に能々勘辨して、進退を極むべし、密に其職を竊て、併も其佛神に冥加なく、却て御罰を蒙るなるべし、別て寺院は國風に隨て盛なりといへど、間には惡別當ありて淫酒に溺れ、博奕に長じて色々の奢侈にふけり、佛閣を廢亡するもあり、吾人勤て旅行巡禮し、國國の佛閣神社を拜見して、其是非善惡を身に求め、顧て冥罰を他に讓る事なかれ

一　國々の神社を歷覽するに、兩部の地にて別當を兼たる神社は能修理を加へて、不ニ廢壞一して盛成多く、又唯一にて神主斗持來の宮社は破れ次第に成行、宮殿追レ日及ニ破損一事所々擧て數へがたし、是何と云事ぞや、剩へ或は廿石卅石より段々五百石千石、其餘は限りなき知行の御朱印を頂戴し、外に社地森林等の餘慶の地面を抱へ、又は古來より附來る外の所務を有物、誠に參詣の奉物、散錢散米の落所も見へず、ひたすら當分の渡世に遁りて、何ぞ宮社は破れ次第にはする事ぞや、或は氏子の信心によつて神社の建立修理共に調へ、年々神主は一錢の入用もなく、神領の年貢取食ひ、其上四節の札を出して初穗を取、且又神道の加持祈念祈禱の餘慶など、其一分の働有はいか樣にも、富貴にして不足成事

有まじきに、何ぞ唯一に限り、多は所々神社の建立は借置、其身朝夕の煙も立兼、朝三暮四の貯もなく、山居仙家の栖のごとく、霧を吞み霞を食て身命を養ふにやと怪しまれ、更に一朝一夕の營もなく、冬暖なれど兒は寒たりといひ、歳實れども妻は飢たりとなくのみ、抑かゝるいはれを尋ぬるに、其身一生の怠り不行跡にもあらず、神職の人代々其勤に怠るより事起り、たとへば神職の家に生れて神道の學問にも志をよせ、天地の理を辨じ、仁義禮智信の五常をも知り、能く神前にもつかへ、能く人にも和して、其道を行ふ時は、其德世に顯れて其神の威を增し、福來幸至て富貴自然と其家を起し、朋も遠方より來て甚樂し、神の靈驗日々新に、宮殿玉をみがゝざらんや、しかるに、いつしか愚昧にして文字言句の鏡に疎く、神書經書の名目にも暗く、偶然と生長し、暗夜に獨り座するがごとく、其職に縛せられ、其道に繫がれて、人中の交を缺き、神には何が成、宗廟とは何等の事とも辨へず、唯神職は貴物なりとのみ自ら心得て、食物の天よりや降り、地より涌く、耕す事少ければ秋實稍少し、食乏くて容曲み、をかしくすれて心奸なりといへど、朝夕の煙りに止事無く、代々の御朱印差置の地、そろ〳〵皆質物に入り、名のみ神領として空しく人の有と成、社地の林樹はいつしか伐盡して、新地のごとく成とも、次て植る事なく果は沼を掘て畑とす、嗚呼神靈は古來の森々たるより、信も起り威光も崇き習成に、目前かゝる事の多こそ口惜けれ、夫神主と云は神の司社、其職を守て私なく、人にも尊敬せらるる身なれば其身をかへり見て、學問も勤め智德兼備してこそ漸々其驗著し、世の爲人の

爲も成べきに、却てかく神物を費し、社領を竊食ふ事のみを業とする事、冥慮豈をそろしきに非ずや、夫れ貧窮成百姓の子は無二是非一して色々に身を賣、種々の業を渡りて世上を徘徊するにより、其身の生得の器量によつて能き人にも成、様々出世する事多しといへど、神職たる人の惣領は、代々皆同じ貧穴に居して生長し、井の內の蛙の如く、天地の廣きに亘らずして、一生聖賢の名をだにしらず、父も子も孫も曾孫も、世に一つ印判にて押たる如く、同じ模様の愚昧なれば、神につかへて力足らず、身の爲の福もなし、可レ憐事共なり、都城津湊の地の繁華の神主は各別、田舍筋十に八九は如レ斯也と知るべし、抑別當坏の能事は、僧侶は父母の家を離れて諸國に遊行し、其器量次第學問を勤て、其家々の位階を經、寺院を得て神を主る事あれば、其道を勤て元より智ありて暗からず、豈に愚昧に生長して、井蛙にひとしき片田舍の神主と、歲を同うして語る可んや、是れ其唯一兩部に差別有るの謂也

一 凡そ神職の人のかく其道に怠り、其神社破壊に及ぶ事多き中にも、猶又淫酒博奕等の邪路に沈醉して止事なく、夫れ〴〵の官位にも昇進する事ならず、烏帽子打着て白き元結かけ、逼々として歲月を送る人多し、夫れ我朝は神國にて、各自神孫の有難き名を汚し居ながら、何ぞ此の如く怠れるや、抑神と人との道すぐに、神社も永く破壊に不レ及、人も自愚昧ならずして、其儘に至らん事、秘して口傳の卷に載たり

第八
人々各其道の藝術に不ㇾ盡ㇾ心、徒に年月を送る事

附武田家の陪臣今川家の旗本藝を授くる物語の事、并大名の號の事

一四民其家の藝術心を盡すを以、各其道を勤たる人とやいはん、是其身を修め其家を齊、天下平なるの根元なり、抑四民の內、先商は其家業樣々にして、いづれを以藝術とするにかたよらずといへど、或時は江海山野を栖とし、漫々たる海上に風波の難を凌ぎ、山賊海賊等の殘害をかへり見ず、不斷身命を輕んじて、武士の戰場に臨むが如く、常に天の時地の利人の和を考へ斗、行住座臥得失損益の事に心を付、或は天文の學を不ㇾ勉といへど、風雨旱水の年を心に考へ、東西南北國々の耕作の形氣を察し、諸商可ㇾ買節を速にして、可ㇾ賣期を外さず、晝夜算盤を枕として、其業能く手に入り、其理熟して賣れば、儲買は利有を以、其道を得たる術者といはん、商に寄、正あり、又常に變あり、勝敗あり、善に誇らず惡きに不ㇾ撓、常に韜略孫吳を心とし、淘朱公を鑑とすべし、千金萬金を得ん事更に又難からじ、工は其道品々多し、或は金玉竹木書圖染織の類を製作するの手段色々樣々にして、一々擧て數がたし、尤幼少より見習て勤ざれば、能く其極に至り其業を繼事及がたし、且又其藝とする所各其職の裏に有ㇾ之、外に學ぶ事少なし、此外遊藝に樂しむは、其祿餘力なくしては家業疎か成べし、凡諸工の妙に至る者、多は人々異にして一風流成物なりといへど、其工に妙を得ては、後世に至迄其細工殘て、世の寶と成り、價限なし、いまだ其手其境に不ㇾ入して心驕り、無名の一風流成有人は取所なく、自も

賣に足らず、果は其身の置所なし、工人是を察すべし、農は四時勉て旦暮耕作を業とす、自耕すに農豈一旦も隙あらんや、一日怠れば一日の用を缺、油斷する物にあらず、且又大農は古しへの武の名なり、武士は各郷村より出て名字とする所なれば、武士の名字は皆國々の村名なり、仍て百姓家祿に餘力ある者、尤六藝に心付べし、其志直にして不レ驕時は、近は身の用を辨じ、其領其郷のたすけと成、遠は國の器と成、時至りて又忠信共成ざらんや、古しへのためし、さして遠にあらず

一　抑大名と云名何れの時に始れるや、今の世の諸侯太夫を大名小名と云、其理不レ通、其文字相富らず、或人の曰、夫れ大名と云名は、古への武士或は一郡一領一郷一村の田地所持し、大なる名田を持と云義を以大名と號す、小き名田を所持するを小名と云、今百姓の内大高の田地を持ば、大き成名田を持て大名と云ても可也、鎌倉の時代專ら此名有、其頃は武士田舍に居して、各田地を持て耕作し、軍役を勤たり、武士にして且百姓を兼たり、縱ば秩父部を持て秩父と云、三浦を取て三浦と云、土肥土屋小山結城抔悉皆其所に居て、其在名を名乘る、且武と農と別に立て農を置、武を舉て用る事漸近き頃也、抑近くは武と云物別に立て、至て利有に似て、又さして利非ず、元弘建武の頃より南朝北朝二つに分れ、星霜四十年餘の間國土定らず、足利將軍は京都を守る、和田楠は金剛山に據る、行程漸三日路を隔て、何んぞ天下の勢を以千早の一城を不レ能レ拔、況や正成湊川に戰死し、正行は四條畷に打死する、郎徒各一人として其場を不レ去、皆以義を一にして不レ歸といへど、段々軍兵の盡る事なく、其姓

名不レ絶、跡より蜂起して、武卒涌が如き、皆武にして農を兼、各其田地に據るが故なり、其後武ヾ農と別れ立て、食祿を百姓に作らせて取、卑賤の業を不レ知、常に潔白成に似たりといへど、地をはなれて以其根無が如し、故に關白秀吉公小田原へ發向の砌、天下の勢を以關東の城兵を攻らるゝに、毎日二城三城を拔事容易かりし、殊に一度其城を得其地を取ては、其餘類一時に散り失て、箒の塵埃を拂ふがごとく、其城其地新にして前の軍士者氏族も不レ殘、適々死殘り有といへど、年來士といふ名に誇りて、其所の百姓を貪虐し、民の泪を以樂みを極めし恨に報ひ、日頃のつらさを數へて其勢ひ盡れば、むかしの罪を免さず、寄たりにて打殺され、或は追出されて打時も是を止る事ならず、且又國替又はゆへ有て、其家の潰れなんとする時も以て相同じ、日比の情けによつて民も情あり、日比のつらさは民も又つらし、古しへの大名小名、今の大名小名にくらべて、其領狹く、其高すくなしといへど、事に臨み軍卒を出して軍用を辨ずる事は、其格よりりも大なり、殊に其根深くして輕からず、抑鎌倉の御代前後、關八州の御家人の軍兵を以て、天下の亂を鎭るに足る

一　凡そ當時二百石の高を持ちたる百姓人數を召されて出でんに、所により譜代前地借店借等の、其有の地內に依り居るの輩を召れば、或は二三十人五六十人も有べし、當時俵にて千石を取の士、漸田地貳百石に依るの百姓に對すべし、且又地方を取の士も、常に百姓に少宛の家恩なくしては、何ぞまことの用に立なん、其年切の給金にて抱置し家子は、出替り時に及ばゝ其數に入難し、且又駿遠參有名の士

代々御當家へ仕へて、皆自身耕農を爲し軍戰を勤て、時至りて其功成名遂て、今貴重の人と成多し、古しへ大元より我が朝を攻たりし、筑紫方の軍兵能力を竭して入るゝ事不レ能しに、其時の士皆以其地に據て百姓を兼、其根堅くして、山々により林に隱れて自の巢をはなれず、地の利人の和によりて終に日本の功成ぬ、縱ば敵國に入るといふとも、其民心を合して寇をなす時は不レ能レ攻と、軍書に所々顯然たるが如し、夫百姓と云者敵にして強き者は、味方にしても強し、國にしては一得一失あり、主を變じて客とし、客を變じて主とす、明君採て能用る時は、更に外國の防と成て、我朝武の盛なるとや云ん、民に武有る時は明君令して、天下の武も立つべし、然れば民間の家祿餘力有者、徒に懦弱淫亂の端と成、音曲歌舞の遊藝を好、博奕飲酒の放埒成事を學ばんより、家業の暇ある時は六藝の內に便りて、國用に志を勤るにしかじ、能く聖賢の道を心得て、民間の業に奇妙を得ずと云事なし、凡天下國家を治る大義を以、一身一家を齊る日用の事にあつる時は、豈事を成し不レ足事あらんや

一　抑士と生れて、其道の藝術相嗜好むべき事品々有事、四民の上に立てば也、人の上に立て人より其道に暗き事は、前に云皆其職役を竊む也、此理だに辨へ知る事なく、時の幸を得て職役を司る者に耻ぢずして、暗きより推して其事を執行ふにも、只君威の光に隱て、善惡共に推して行ふ事有ものなり、誰か其事に對して其是非を論ぜん、善も惡もとがむる人なし、然れども善重て善となり、惡重て惡と成、又善も不幸にして變じ、惡も幸有てつのるもの、大丈夫何ぞ善惡を一生人に求んや、我善をなし

て人不ㇾ能ㇾ採は人の非なり、我れ恩をなして人幸を與ふるは、又我が是ならず、夫士の道國士に長として學ぶべき事以て廣しと雖も、各其位其職役の用を辨る事先とすべし、二六時中放心する事なかれ、惣て人間の家業各其事熟しては苦にならず、其事手に入らざれば、身體皆苦と成、夫れ事に臨で苦を先にするものは一生心樂しむ、事に臨て樂を先にするものは、一生心の苦み不ㇾ絶とぞ

一　農商工の三民は、其能を以て各其家を相續すること、それ〳〵一筋にして狹き物なり、故に唯家業の職事を能するを以て藝とす、士獨り是に異なり、中間小物の類は各別、足輕徒侍よりして、先相應に物書く事なくては差し當る公用辨じ難し、勿論弓馬鐵砲刀鎗の法、それ〳〵の役懸りの事、一向不ㇾ知して相立事なし、然るに不心懸の士、さし當る役儀の下、無智無能にして見事に相立、一生彼れ是と幸に不ㇾ知事をばまぬかれて、刀鎗も鞘を不ㇾ出、一人働の入事もなし、大勢に紛れて一生を亘る事、心に問て口惜事にあらずや、斯る人に限り常に人の異見も不ㇾ用、士は心なり、自然の時に至ては、一命を捨る外なしとのみ言て過る、猶拙き言葉なり、一命の事は言に不ㇾ及なり、士たる者縱戰場斗にも限らず、喧嘩口論に他の人の身の上の事にも、其場に居合せて時の仕方により、不慮の難に逢て心外に身を捨、又は暇を出されて浪々の身と成は常なり、況や戰場にをいてをや、其場にいたり臆病の事あらば、遁れたり共さがし出して切れん事必定ならん、日頃知りたる事と知らざる事は、常の付合にも其心進みて、あつぱれ仕て見せんと思ふ、又心をくれて赤面に及ぶとの違ひあり、まして一

生の大事に、一命をかけての働き、何と知る事と不レ知事とひとしからんや、夫藝術有物の力強く、心剛成と無能成者と、いづれをかとらん、大忠古しへより無藝成はなし、剛臆は生れ付によるといへど、修行は剛臆にはよらじ、臆病成人無藝ならば、猶執る所あらじ

一 士の段々上つて食祿多き人、武斗有て文なきも、一人の働には足るといへども、多勢を引廻すに事足らじ、兵道は唯萬人に勝つ事を貴ぶ、凡そ直參の人又は陪臣の品によらず、其祿千石萬石より高を取の人に及では、一人に勝の藝斗を不レ可レ好、夫萬人に勝と云藝術を修し得て後、其藝術を離れて五常を能く守て、仁を以て人を歸服する事、是至極の理也、凡人を歸服するに權有仁有、時の權威に募て人を集る事は、其國堅固ならず、仁を以てして人を集る時は、其國強く其城堅し、勢の多少によらずして、能く勝事を云ふは是也、尤人には善惡の生得ありて、有學無學によらずといへど、段々忠義を辨じ、大國大軍の人を治むるには、學問なくして成事不レ能、況や其家々の職役に預る人に於てをや、且又知行を取るの人、家來をして日頃百姓をしぼりせたぐる事なかれ、賤しみあなどる事なかれ、仁によりては民も士と成て軍用にも立、不仁なれば家來却て寇と成り、敵對する習ぞかし、一領一郡一國の間すら爾なり、まして上一人の御身にをいてをや、御代長久に隨ひ段々士もふへ、食祿の給はるべきも次第に不レ及の處、只士の驕り長じ其祿不相應に年々物入多く、諸侯太夫より初ていか程其國を絞り取ても、段々其財不レ足軍用缺き、軍術次第に怠る事は何ぞや

一　凡四民共に其家亡びんと欲する時は、其人其道の藝術に怠り、只無益の邪路に樂しみ、仁愛の心疎かに成物也、農商工の三民は常に皆士の爲に制せられて、士獨り他の制すべきなければ、仇に心を持つ時は、日々驕りの氣生じ易し、驕長じて必六藝に疎く、夫れ家中陪臣の面々は少の遊ひ有り、六藝に暗きは傍輩の付合耻しく、主君に見落されて、居るに心くるしければ、結句して家中の面々には、相應に勤の間には藝に心を盡す多し、至て小家に終る、さし當て用事に遣はされて隙なき物なりといへど、其主人の好所の藝には相手と成て、上手にも成なり、又至ての大家には代々の知行を取來て、身安きに誇りて徒に歲月を暮し、祖の名を繼ぐに力足らざる人もあり、又至て朝夕の心がけ、奧ゆかしきも多きぞかし

一　古しへ武田家盛なる時、陪臣の勇士と、今川家の衰へたる旗本の健士の武藝をくらべ見たる事有しに、武田家の陪臣一人に、今川家の旗本二人にて及事不ㇾ能、勝つ事更になかりし、是甲州の士の皆以て力勝れたるにあらず、又駿州の士のおとりたるにても更になし、信玄公の威光につれて、末々迄皆其志を勤め、無益の遊藝驕り費を省き、六藝に心を竭し、弓馬鎗刀鎧甲に至迄武具皆美麗を不ㇾ好、只其事の宜きを以て武の一通を吟味し、耻を知り義を守て其人自强かりし故ぞかし、氏直公其頃懦にして、ひたすら鷄鷹逍遙を好み、民の費へくるしむ事をかへりみず、或は茶の湯を嗜て無益の器物に千金を費し、其外連歌香具酒妾の類のよしなしごとに倦疲て、武藝の類の骨の折るゝ事には逹りと怠り、國政

荒れて國人恨み、忠臣諌を納れ兼て身退き、奸臣時を得て出頭に有、陪臣は云に不ㇾ及、旗本の健士、いつしか懦弱美麗の事に馴て淫酒におぼれ、無益の遊藝にひかれて武術を取失ひ、甲兵に不ㇾ及事明かなり、夫萬物皆一人よりの風俗に慣ふ世の中なれば、今川家終には武道衰へ、隣國の攻めを請て國をとられ、剰へ日頃の恨み報はれ、奸臣所々百姓の鍬鋤(スキクハ)にかゝつて死すること、更に遠きにあらず、夫れ士は四民の長たり、士たる人よく其道の藝術を勤て、後農工商の戒をなすべし、士其道に怠て四海を合るといふとも、豈能く及ぶべけんや、よし明君徳を施し罪を緩くし給ひ、御身質朴にして武威内を盛に、外人を制し給はずといへど、世上の士眼開いて萬事そろ〳〵驕滅じ、人我質素を表とし、武藝を内に勤て、爰彼處弓馬ちぎり木の音する事を聞、辛丑の秋既望、彼の客と淀舟兩國橋の納涼に遊ぶ事有しに、いつも橋下より御船庫の末迄、河上一面に遊船間へ、錐を立る透間もなく、終夜金皷糸竹歌舞音曲の品々、市人の言語より多く、橋上の人通る音は雷霆の響のごとく、花火流星の光りは、凡そ行程十里の外をも照しぬべく覺へたりしに、いつしか引かへて御制禁もなく、誰止事もなくて止ぬ、古しへよりかゝる御法度の嚴なる御觸流しありしにも、かく人の心の勤たる事はいまだ見ず、涼み船は漸四五艘かゝる有といへど、金皷糸竹の音もなく、舞女の類も見えず、各勤て無言なるが如し、且又江城下町、家々のてうちん灯籠、毎年七月に入と、家々の表にともしつれて白晝のごとく、小家小店にも應じて、ともに大家に及べば數限りなし、殊に善盡し美盡して、人見物に行交ふ事をしも分けがた

し、凡そ江城下の費さへ幾千萬と云事をしらず、此事も又止ぬ、是より國々所々へ及ぼしなば、無益の費をはぶき、燈油下直に成て世界の人民營みをなす助けと成りなん、嗚呼一人の心は千萬人の心なるにあらずや

一　武の質素に紛れて諸事けんやくと號し、出入の町人民間の利得を辛くして、却て農商工の方より手前へ利を取志の士あり、是又取べからず、夫れ士の至て富るは、富に引かれて臆する心有物也と、古人所々評する所なれば、ひたすら勝手役人などゝ號し、世上の義理を缺き百姓を虐し、國を掠る事のみ專ら用ひべからず、民の患へ人の誹謗に報て、色々の不幸生じ災難起りて、果は其家の潰るゝ類世に多し、かゝる役人の世に貴らるゝ時は、世上の士心賤しく成、只六藝の世に用られざるを知つて、人の心は不ﾚ勤、地方知るなどゝ號して、利欲の事をのみ云、扶持知行を貪る事、武藝の上々とす、知るに知る品あり、不知に不ﾚ知品あり、猶明君の時を待つのみ

民間省要 中編卷之一 終

民間省要中編卷之二目次

第九
一 旅行の辨、附 四民往來の是非を辨ずる事、貴人御下向の事

民間省要 中編卷之二

第九 旅行の辨

附 四民往來の是非を辨ずる事、貴人御下向の事

一 四民ともに行旅の事は、故なくしてはする事なき物也、士は君命に随て旅行し、農商工はそれぞれ家職の爲、或は後世菩提に信を行じて、國々を順禮修行する有り、餘情の人有りて、慰み遊山の爲に旅行するは稀なり、さなくしては只我家に居て、起臥の心の儘なる樂みにしくはなし、とにかくに旅行はつらき物なれば、かはゆき子に旅をさすべしと云ふ諺尤も可なり、身に旅をして世間のうさ、つ

らさ、物の無常も心に辨しるべし、身を捨る心に成りては樂みにもなり、身を思ふ心からは、つらさがちなり、惣じて旅に赴く人、他に對し先づ言葉の色慇懃なるに如はなし、士は殊更なり、我人を敬へば人また我を敬ふ、しかれば喧嘩口論のおそれなく、主君の御名をつゝしみ、父母をも恥しめず、況や農商工の輩それ〳〵に隨つて、少宛ゆるして慇懃なるはよし、惣て道中の宿々湯場などの說を聞に、武家方と申は物毎急度し過ぎて、込合の砌は外へさはり、諸事格式むづかしく、少も罪あればゆるさずして、其恩はさして重からず、又長袖の類は何事も角なく心易して、時々むまき物など亭主にも振舞、心付もそれ〳〵にして輕からず、人是れを好ものなり、故に士といへどいかやうに輕き衆を連れ、いんぎんにかしこまるといへど、底意には迷惑の心あるものなり、先是等の事を勘辨して心ありたき物なり、何事も旅に居ては、そのあるじ賴みて其所の人にちなむはよく、事あれば皆其の所の世話と成ればなり、惣じていんぎんといふものに得ありて損はなし、橫柄なる人に損多くして得すくなし、縱ばしらぬ所へ行、又其の道を尋問は常の事なり、賤しき者といへど、一時是を聞時は師也、禮を以ていんぎんにかしこまり問へば、ねんごろにおしゆ、また二腰さしたるを鼻にかけ、橫柄に聞けば、やりばなしに敎へ、間にはつがもなき道へやるなど多し、是當分の損なり、買物などする人橫柄なれば、商人いんぎんに仕かけてぬいてやる、かゝる事も皆其の中にまじはらざれば知れぬ事也、人人心を付給ふべし、仕官の身主君參覲發足の節、供しての上下に此心有べし、且つ又道中宿所船割等

の役むづかし、或は途中にして急に仰を蒙るも有、かゝる役に成る人を多年見聞くに、其人智有て功者に成程、其所の世話焼き、亭の長本陣手代抔に、能く其地の案内を尋問ひ、あらましの辻を談じて大やうに彼等が異見にまかせて、先下割を彼等にいたさせ、大辻を見て極め候を善しとす、斯る人は早速埒明くものなり、又ねおけたる人は其の地の案内を知らず、下宿の善悪をも不辨、自分勤めんと高聲して人を何か詈り、物毎に腹立、いきまきて走り歩く人は、其用不辨して却て影にて人に欺かれ、更に能き事少しといへども、側にてすべきやうなし、かゝる不案内成る人は、常に士を鼻にかけ、下々の智は己れには及ばぬ物とのみ心得て、人の嘲る事は知らぬなり、惣て下宿などいふものは、一旦の所見と違ひ、その亭主の働、諸道具の有無、召仕の手廻し、敷物等の善悪、屋根などに登りて見られぬものなれば、雨天の氣遣、一旦の日に及難し、旁以て其品様々なれば、ざつと見分の能きも次ぎなるに不及有、總て宿割といふもの、何れの人いか様に念を入たり共、惣て家中の氣に入やうに取事は中々不及事なり、第一宿々に不同あり、善惡あり、本陣の宿り、中に立あり、片よりあり、百は百品なり、何ぞ遠近善惡人々の望に任せん、其内時に用ひらるゝの役、かゝり成人ほど、只少も本陣の近くを望む物也といへ共、思ふやうにはならず、其主人にてはさして不構ものなれ共、其家來どもも主人の時の威をかりて、むざと聲高にわめき詈て宿割をも呵り、案内の者をも割て在がごとくいふは人の常なり、然ども夫々に氣をとられ、近き所を専一に、彼の時めく人の下宿を打つ事勿れ、呵る

は一時、居るは一夜なれば、宿の家居は少し不足にて遠く共、亭主心きゝて諸事器物もむさうしからず、食事も奇麗にして手廻し、給仕さつぱりと請答へ、情けありて、愛嬌づきたるは、初め悪しきとも後程きげんなをり、立ざまには禮いふて、又重ねてと謝して別るゝものなればなり、惣て宿割に色依怙贔負の批判にあづかるものなれば、此役を蒙らん人は如斯の有增を能鑑し考へて、被仰渡の節、宿々不同の儀、且家中の札、遠近善悪所により、不任意段々申上、兎角下々迄札に付、宿わりの打置所に随て、氣儘成事をもいふ事ならぬ様に、家老用人中へもとくと申述て出るは、功者とやいはん、且又船渡し川越の事、一入は不宜ものなり、船といふもの品々あり、水の淺深より或は潮汐のさし引、風波の心遣ひ、兎角其地理其所の者にあらずして是非を知る事難し、韓信陳倉道の險難を越へ、高綱藤戸の海を渡る、皆是其地の人を得て、人の智をとり用て、我が物とする故にあらずや、猶船渡しの事は、末に委細を述て爰にもらしつ

一　道中を栖として道中の事を委く見聞に、御治世の德により近年段々深山幽谷の果迄も老衰病惱の輩に至迄、盗賊の患もなく、泊休の所々領倉望むに足り、馬籠心に任せずといふ事なし、誠に難有匹得は此時なり、且又公用の重きを見るに、一疋の御傳馬共、宿々より遙に遠見を付御迎を出し、袴羽織着たるの役人出向て、頭を地に付て是を敬ふ事、元祿の初より段々事至て重し、是下より上へ勤たるなり、しかるに元祿の頃、上の御慈愛敬禮の被仰出甚敷、公家殿上人諸寺諸山の僧侶、關東に來往す

るの威勢强大にして、諸國の舘驛民間の悩み筆紙の及ぶ所にあらで、或は五匹五人の御朱印下る時は千人千匹餘もかゝる、朝夕の往來も皆それに準じ、善につき凶に付、とにかく御朱印傳馬の絶ゆる間もなく、驛々の諸役人問屋年寄帳付月行持等の類、且又大助定助の村々名主年寄宰領等大小多ければ、其所の御代官より手代役人等差出され、大勢集り寄て物の費る事其限りなく、凡道中の賄と言事、其所に居て知らずして、何ぞ外より仔細を知る事あらん、よつて爰に先是を書て大概を諭す

一凡道中御朱印傳馬　縱ば中分にして　御朱印人足百人馬百匹　賃人馬人足百五十人馬百匹

都合人足馬　貳百五十人貳百匹

元祿の頃、大概是程の通りには、先町人馬の外定助大助の村々へ觸出し、相集所凡人足千六百人なり、是は五倍を懸る馬四百五拾匹、是は二倍を懸る外は病馬、或は雇馬の心遣り也、但し町人馬の義は外の常の往來に心當、又は大傳馬賄の節は、夥敷町内の人歩いろ〳〵の用事に召つかはるゝ事ゆへ、觸馬の數に不入、且又御朱印は、皆以て町馬にて可相立事成といへど、町馬にて不足の節は、助郷の馬にて相償、賃錢の分を町より辨へてつかはす事なり

一右の馬相集め賄る人、所々御料私領の宿々、五七日前より夫々の役人を出して、村々への人馬觸出しを考へ、其宿の問屋年寄に相談し呼よせ言渡し、註文等度々の配付持運び、人足等村員に隨て其彼の限りなく、勿論賄役人の內夫働き、人足持も日々入る事也、尤宿々名主問屋年寄帳付月行持問屋

場荷付手傳働諸事役所〳〵の下働、それ〳〵に隨て用に可ㇾ立者を、撰み出して遣用るは常の事なり、是より勝れたる大き成賄に至ては、猶更日數も多く罷り、觸出しの人馬惣ての人歩大分に入事多し、其間の諸入用蠟燭、挑灯、燈明、薪、飲食の費、宿々在々共に困窮に及ぶ事、筆に盡し難し

一　村々の人馬呼集る事、凡二三千より上に及んでは、道の程十里餘の鄕村を觸出さゞれば、其用不ㇾ辨物なり、相集る日三日前よりす、其わけ一日は遠方より來る、一日は人馬の員を改て、矢來場抔を圍て入置、又一日はすでに遣ひ出す、あらましかく三日を限るといへど、大勢の田舍人足常に法令と云ふ事も聞知らず、武家方の挨拶の如くならずして、手足の樣子（マヽ）廻り事缺になして、勤てある日一日都合四日では隙をとる事かくのごとし、爾のみに限らず、或は道中川留又は不意の滯に逢ふて、日數相延、人馬矢來の内に苦しむも多し、是を至つてゆるがせにする時は、人馬いつしか心怠りて其期に出ずして用を缺く、依て人苦しみ馬疲れて病を生じ、あやまちをなす事多し、且町近所の村々或は一重を隔るの鄕村は、其家々に居て其日にいたり來て勤るに、無ㇾ滯品あれば矢來にも不ㇾ入、人馬休まりて勤るにくるしまざるもあり、是等又常に往還役勤て、年來及二困窮一の事なり

一　凡道中大賄の節、人足は觸本の高より四割五割の餘慶をかけて、多く人を集る事、是國土の費とやいはん、其故いかんぞと云に、それ田舍の人是は常に鎌鍬農具の業にのみ力を竭して、肩の上荷物を負ふ事をせず、故に道中人足或は上下の雇、又は其助等常々是のみを渡世として、朝夕肩の上修

練したる力に及ばず、縦ば一人にて自由に持來るの荷物を、十人にて漸く持つが、縦其内に肩の強き者有といへども、皆同じ其日の役にのみ出ぬれば、人より勝れて骨を折事なし、殊に十人の人足には、蓑笠持、燒食持、二人宛は外に入事也、是古今格なりと知べし、殊に以て千人の人足□□□□きびしく申渡し、證文を取ても、或は後家鰥の老人輩にて、一軒の百姓を立居の輩、自身に出て不勤時は可出入なく、又は病人俄煩など迚無據不足米を、用に不立、人歩大概二割宛は是に引付物也、よつて、縦ひ勤の傳馬にも、道中宿々助鄉の村々まで、腦の考より大きに人馬費ひ國苦しむ、かゝる事を不知して、往還の評論する人は、柱に膠するとやいはん

且道中宿々、往還賄仕樣の事、宿々不同にして更に不一樣、只其時の人によりて、宿々村々共に困窮あり費あり、又往還滯あり、善不善の品百宿百樣なれば、一々あげて出し難し、人と云ふに品あり、この事又口傳の卷に載て、少時爰にもらしつ

一 其頃往還の輩、少の公用にも御威光を責て、驕り荒るゝ事、筆に盡難し、末々の者に至ては何となく高ぶり、酒食をよろこび遊興を好み、休泊にして或は女を集て酒宴し、夜もすがら飲み食ひ、色色の肴を出させて、後朝一錢も拂事なく、剰へ上下座の者打交りて往來するにより、日頃宿々の案内は能く知たり、其所の者より功者にして、女有る宿々にては何屋の誰、何れの町の何某抔、其者を呼集め、夜もすがら遊戲しても、其價皆以拂事なく、宿々の入用に成、其上費はつむく成によつて、己と

くか可レ持道具、自身に持事なく、鑓、長刀、挟箱、大笠、立傘の類迄人馬に是を持せ、其騎たに有上に、又己々は皆馬駕を取て、心々に乘るといへど、何れに錢の出る事なく、中間、小者、刀さす者の分は云に不レ及、依て御朱印の表に十倍をかけて、觸出し相集といへ共、人馬何ぞ及べけんや、其頃は色々御用にて、御朱印傳馬多くさし間ひし上に、道中信れる所々御番代、年々の往來重く、宿々助鄕の村々共に人馬の力不レ及、後は無二是非一夫に向ひ手をすり膝を屈して、頭を地に付詫ていはく、何ぞ是を以先達てつかはし置る人馬を、逢次第途中にて御やとひ御乘り候か、又は間の宿にて御かり御召下され候樣にと、歎き訴訟して漸に機嫌を取、錢を以て袖に入れ、更に押込抔して事を濟す、初は辭して取らずといへども、後には金銀の多少をねぎり、過分にあらざれば不レ請レ之、剩へ足も不レ痛、氣分もあしからぬ達者成者迄も、言かゝらぬを損と心得、無用の人馬を問屋へ來てとらんとて、人馬少も不足成に見る時は、一入言つのつて、とに角錢にせん事を心とす、鳴呼悲哉、此事其主人〳〵の知る所にあらじといへど、其罪天いづれか赦んや

其頃關東關西へ上下屋の者の分、道中の非道を稼と心得、御朱印、御傳馬、公用の事といへど、常に往來する賃錢の內、幾斗り申請ても願ふて是へすむ多し、刀さし以て殊更也、公家殿上人武家の歷々へは、天威を恐れて尤可レ畏事共といへど、諸寺諸山の僧侶に至迄、如レ斯の奢侈は何事ぞやと思ひし、第一は天台宗の權威甚敷、東叡山の御用といへば、道中おおをそれることは、更に鬼神のごとくなりき、

其謂を尋に、一年天台の座主上京の砌、或る宿にて數百人の人足を立てつくして、纔に長持一挺の間違あり、跡より持行事ありしや、その時の奉行の聞に入て、其地の問屋迄追放されぬ、是より自然と人おそれ敬ふによつて、其より持はやされて段々の奢、四十餘年法外の邪ありしぞかし、惣じて奉行頭人たる人の一句一言の重き事如ㇾ斯、當時寬仁大度の御制法に、人の命を九鼎より重くし給ひし時に逢はゞ、彼問屋何ぞ代々の家督田地に離れ、妻子に別れて追放に可ㇾ成時の不幸、是非なし、何ぞ一挺の長持の外の遲々に、其罪の重きにしかんや、其他御法事ありて、上方より僧侶の來往するも、上野の御法事といへば、道中先儀をなし困窮せる事を歎く、增上寺といへば悅事限なし、是天台には宮方御門跡方多きにより、御權威强く、淨土宗には其事なきに依て也、第二には眞言の徒、是又護持院の威勢甚敷に依てなり、第三淨土たりといへど、右二宗の徒に及ばず、其餘の宗門、上の御寵に誇る事なければ、自も奢る心なし、人も亦用る事なく、禪宗御寵遇にあつかるといへど、宗風なれば人に不ㇾ驕、人妨もなく、是等も亦更に本寺本山の貫主の知る所にあらじといへど、時に逢て用ひらるゝ節は邪有、惡あり、人界の習ひ是非に不ㇾ及、此事實に殘して懺悔の廻心ともなり、または後世の戒とも成なん、誹謗にあらず、遺恨に不ㇾ有、僧侶心あるべし

一　其砌前々御番代の衆中、道中の患難有事は、右人馬御朱印の表に十倍二十倍を取れての上、宿々泊々にて、旅籠代に不足有り、其口過の旅籠屋ともすべきやう、町中より錢を集て足してつかはすに依

てなり、其上にも少の違ひ目有か、宿々にて食事小借し、夜具抔に付少も不馳走の事あれば、其儘免さず、はなはだ持て打過は常の事也、抑御在番の衆は、古へより所により其祿を倍じ給り、或は半倍し賜て往來する事なれば、かゝる事の有は、何れの掟によれるやいぶかし、結句して時々御目付所、御奉行抔に行方は、權威も薄く旅籠などもも有べき通りとして、邪の事なきはいかにぞや、おなじ公用の内、獨り御番代のみ、其の日過に命を送る、淺ましき旅籠屋に對し、血の出る程ねぎりこきるを常法とし、往來い武士の半分にもあたらず、人馬は重荷を負ふせて、しかも外人馬を取りて間には賃錢を拂事なきもあり、無益の植木、石臺、器物の類の珍物を限りなく取集め來て、みな道中人馬の膏油をかへりみざる人も多し、かゝる事は露も心に是非を考へ見る事なく、人馬一人遲滯すれば一宿二宿、或は泊休の宿々迄呼ばれて、夫に及べば江戸京大坂迄も召されて、數日逗留叫り極られて物を遣ひ、所緣により近付を賴て漸訴訟叶ひ、鼠の如くに逃て歸るなど、道中の常なり、或る人馬の逃合にて、挑灯の竿一本踏折しを、其宿の科にして問屋に京都迄百二十里の道を罷越べき由、かゝる人その頃一人ありて、是を道中番代の直惡と謳ふ、「ヘイキナンケンマンサン」とて、是等はしかも其內、人の頭たるの人なり、或は自第に刀をぬきて人を追ひ、杖を以人を打、足を以て人を踏、上下に斯る癖有て、良もすれば其癖に、宿々の問屋、年寄、名主等迄、或は追はれ或は打れ、又踏込れて衣類を汚し疵付者有、如レ斯の事度々なりしを、尊敬して羽織袴、又は上み下も抔着して出る者共もいはず、放逸の事は多かりき、又與力

の三悪、同心の三悪有、何れも其邪可ゝ善にあらざれば名も又ならしつゝ、道中の問屋、名主、年寄等には古へ七武の将に仕へて、武名を遂る氏姓の者のすゑにも多く、又御當家の士に親類縁者も多くして、あながち卑賤の末斗もなし、其内にはしかれそれ〴〵の武術有も有、若し時の氣により蟲に依て不ゝ斗、却て寇と成事あらばいかんせん、然る時は近くは各御頭の世話と成、難と成、遠くは君命を穢し奉るに成なん、又は家も品によつて立候事あらじ、旁無益の働きなり、殊に彼三悪の輩は、皆五十有餘の人人なれば、若き共言がたし、抑所々番代に往くの人々には、君命の嚴成る有、出るに法有て、民を苦しむ事をいましめ給ふは、古今聖賢の教へ也、然るに士として、何ぞ主君の命を犯し背さしや、下々の非道に逢ふて堪忍するは禮也敬なり、且又其剛臆を論ぜんに、何れか剛とし何れか臆とせん、惣てかゝる人に限り、人の非をかぞへ針を棒とし、自の非をば、山を麓といへど、道中古へより更にとがむる心なし、是を能く知て邪を専らと。、豈に是を健士といはんや

一　御頭衆の旅籠代、古へは往來の大名衆の格たりしに、そろ〳〵少宛引ての上に、元祿の頃は、何某宿割來り大御番衆並にせよと、推して極の通りしより、欲には移り安く、今更無理を以て推して通にといへども、是又其御家によりて善悪不同也、惣て大名小家に定法有ゝ之に似て、皆其時の役人の心にて、善悪邪正同じからず、御頭衆御通の日は、御玉くすり御鐵砲預りの小屋頭など六ヶ敷、宿々酒肴を備へて尊敬すといへど、良もすれば持病發して杖に逢ひ、五里十里引れて、畏まり届するのみ常な

り、かゝる人に限り宿へ落着と否や、問屋役人をよび、又は自身に行ふ事まめにして、御主人の事はいふに不レ及、末々迄惣て御處分の事も無二御座一候など、又は駕代旅籠代の請取は、入らぬ先食はぬ先より、取る事丁寧にして、錢の沙汰無きは常なりき、又諸事邪なく、錢を拂ふ人は、事いんぎんにして手形證文取事少なし、總て紙を預るの人は、此心を能く察すべし、長途に草臥たる足して、能く方々へ駈廻り、年の寄程まめにした人の世話をやき、身に預らぬ假の渡し場などの事迄、かしこ顔に其役人を呼抔、前後の遠き迄する沙汰するをば、宿々氣のとふりたる問屋どもは、それ〳〵に應じて取はやし、其氣を汲て取斗ひ、其爲又成樣に仕かけて、とにかくきげんの能きを勝とす、少背きても宿々の難と成、皆錢の入事共を悲しみて免すなり、總て目付諸役抔の物に馴しは、日頃の事を心に誠を諸事大樣にして過るはよし、間には其事を知りながら、諸事六ヶ敷せぐつて道中を悩すあり

一　凡往來の公用人、道中にて若適々一錢の事も不法有り、又は誤り失念取込の砌、勘定違ひ抔有て、取過し抔有し時は、かさに懸りて科を數へ、五十里百里を越て來て、訴訟、詫言或は御詮議に逢ては、それ〳〵の罪を蒙る事は道中の常也、又往還の不法不律の朝夕なる、何處へか訴へん、爾のみならず御番代の衆中御預りより初め、末々に至迄或は川支の逗留、又は無レ據事にて路銀拂底の砌、宿々にて借用し、追て送り來るもあり、輕き人には間違沙汰抔有ぞかし、如レ此年來道中を掠の御奉公を勤め叶ぬ節は、金銀の用意迄頼み乍ら、扨心外の間違か少の不法あれば、いかめしく言立るは何事ぞや、

併しながら主人の多く知る所にあらず、思ふに世間に外れし渡り中間、世に捨られし三兩侍などの、かゝる事見込て、すんで下へ對し不法をなし、手形證文丁寧にとりて、主人をまどはす類もありなんよとは言ながら、旅籠代の事は一樣に是ならず、いか成御忠勤の端にや覺束なし

一　惣じて公用役人江城を出て發する時は、君命いまだ温かにして、愼みの心さめざる故、威多く正しく權威に誇らず、怒の氣もなし、邪の念なければ諸事いんぎんにして事を愼み、身堂々として過るといへど、下に及べば、心しも宿々のもてはやし、仁氣をとりのぼせ、心自然と逆上し怒氣を生じ、聲荒げ、言は驕り、面色四角に成事は何ぞや、愼まずんば有べからず、凡公用に往くの日は、人々面色四角に、私用に來る日は圓く成は、何といふ事ぞや、五町先より唯夫れと見へる物也、かゝる類は馬上に臂をはり、はなねおやうの物さげて、すはともいはゞ人を打たんと見へたる體の、あつぱれ甲斐〴〵敷に似たれ共、其實は駄賃、駕賃、雜用等を貪るに心ありとしられたり、抑水の逆かまく所々には、岩ありと知り、人の激する心には欲ありと知るべし、廉直にして錢を拂、温和にして道を往に、何ぞ人を痛め自ら面色を拵らへ、怒り罵るの事あらむ、夫れ邪をなす人初より直にしては事ならず、先面體を四角に作るより事を催し人の氣を奪ひ、次に打たゝいて人の先をとる、民は公用とだにいへば、恐れ愼みて理無理によらず、手を横へて膝を屈して畏るの外更になし、手形證文等御意次第に差上て、後難をかへりみざるが、百姓の常なればなり、凡そ奉行頭抔の連印を以て書付法度など出し、手の裏を返すごと

くに相變ずる事は、いづかたより吟味すべきなく、下々の小罪はゆるさるゝ事なし、官職の人此書を讀て、罪を行ふに心あれかし

一　凡道中年々定遣候御傳馬といふは、正月伊勢御代參、同じく京都御上使、三月公家衆、四月五月二條御番代、七月八月大坂、九月十月駿河なり、此外所々御目付御内替り一切の御用にて、往還する人限りなしといへど、苦しみ物費る事、更に定まれる事なし、夫百人は百品にて、六ヶ敷事も譴責成事も、重き事も輕き事も、呵事も、譽る事も、打擲に逢も、貪らるゝも、掠めらるゝも、皆只其御用には非ずして、其の人によるなり、抑人といふは心なり、温和にして仁愛有る人は、いか樣の重き御用を蒙りて往くにも、輕くすんで物なし、人くるしまずして、しかも其御用の辨じ方よし、心邪曲にして貪欲ある人、必しも輕き御用も、重く言ひかけて、人苦み物費ゆ、夫れ民は天下の民也、其物を不レ費、其人をくるしめざるは、豈天下の一つの忠臣にあらずして何ぞや、民の膏油の米を食て其役を勤め、適適途に出て、御用に誇りて民を以て害し、是を功名に心得給ふ人こそうたてけれ、抑士たる人の罪は、皆天下其君たる人にかゝつて、其得を割り天命を縮る事、三教の道此外になし、嗚呼心なきか

一　宇治へ御茶壺の往來、其勤め重かりし、さて縱ば大き成上家をして、山の如く一釣にも、夥敷人歩懸りたりしを、或るやんごとなき御家の君、往來に見給ひ、是に行逢たる大名高家迄の差閊成よし、御城にして御沙汰有しに、上家もとられ輕く成て、今二人持にても輕き事となれり、昔は其の持せ行

人殊の外六ヶ敷、所々御馳走重く、賄賂費え人苦しむ所に、是は又元祿の頃より其事止み果、今は只直成事といへど、五七年に一度宛は、必六ヶ敷人出て罵り怒るあり、併是を恨みとするは無理なり、古しへにくらべて、少の邪非をとがむるは、道中の非なり

一 備後表の荷物、古へは國々の諸大名、常の獻上の荷物の如く、其國の守の侍、足輕抔宰領と成て付來り、宿馬の繼合、泊休にても相對に、宿を借り、或は其守の本陣、又は火の用心能き寺抔借て、曾て宿々の惱みと成事なきの處に、元祿の頃より其國の守の家潰れて、又異なる守の所給りて、みちのくの方より、備後の國へ家中引越の節、輕卒の輩は、妻子父母の老若を二人三人宛馬に乘せて、介抱し來りしを、道中爰かしこのゑせ者の馬士共、情なくもてなし、過分の駄賃をねだりて、輕尻本荷等の定れる荷物にこそ、公所の御掟もあり、火燵抔附持、二人三人宛乘る事には御定めの法もなければ、力なく過分の錢を出して、輕卒の身、心當の路錢半途にして空く成、無是非途中に一衣を代になし、錢を與へ、胸を押へて通行事共有、後に此無念意趣と成て、其翌年彼備後表に付來るの輕卒、御朱印を得たりかしこしと道中に出て、無性無體に馬士を打、宿々に入ては遞送の役人、問屋場の働賄人共を勤て、物もいはせず打過る、道中の習ひ、數百の人馬寄せ置といへど、一方打破れて殘黨全からず、有る物事手支人逃散て、いよ〳〵不埒と成、いよ〳〵あれて打て廻る、泊宿に於ては勿論、先年より脇本陣寺になどへ入て番人を付け、終夜竿を以て家中をうちたゝき、鼠の用心せしかども、此節より別て諸事

六ヶ敷、寺もならず、其宿ノ本陣を取て番人目等迄、その六ヶ敷事限なし、立に付居るに付、とにかくに人を打、後には段々取替の馬士どものつらき恨みを言出し、其悪を數へ立て唯々打つ、更に理非の差別も無し、頭役の者どもに一つ成荒事、それより段々例と成て其事募り、道中第一の難儀、近年此事に極り候、餘り事長し、段々公所へ宿々より訴へ、上より其守の役人を召て、急度仰渡され有、則又其付來の輩へ、嚴に戒禁ありといへど、仕來の癖止事なし、猶荒て事を仕出し、ある宿にして問屋の頭を打割て及ニ御詮議一、彼の輩大勢江城へ留め置るといへど、さすが十萬石の大名を相手として、道中の一宿に對し難く、事水門□□其分にて問屋の疵もいへたり、勿論其時の頭立し士は暇出されて、浪々の身と成る、是君命を不レ用、主人へも苦勞を懸し罪逃れ難く、是畢竟其時の守は、中頃又取替し給ひて、意趣の者に有まじき事乍ら、輕卒の内、彼備後表の獻上荷へ付て往來する輩は、前々より事を知りて功者成もの共の由にて、直に抱置れし由、外には宜しき功者も有べけれども、おかしき功者にひかれて事を仕出し、一年中の守の御苦勞と成、夫より事あらたに成、人を打事もなく、いんぎんにして過ければ、今道中縮以て御朱印を貴み敬ひ愼よく、何の滯事なし、頃日は年々に持し、はなねぢも荷になりて、適々つくも竹杖なれば、つく人も打心もなく、宿も打るゝ氣遣なく、皆とも寄りて賄ふに等し、

評曰、この事元來道中の馬士共の邪より出て、廿年餘り打て惱されし事、罪の己れより出て、己れに歸すゝ因果の道理顯然たり、武士の道中に持、鼻ねぢといふ物、用心にも小ざかしく見へて、下々の

人を打ゝ用とする物なり、凡公用といへば、專ら人に害をなす者と知べし、其得失を掲げて見るに、古しへよりはなねぢにして、盗賊の難を凌ぎ、あばれもの等を防ぐ功は稀に、是を以て權威につのり、道中におゐて、馬士、駕籠舁、御用出て勤る問屋場の働きの者などの、無禮無體に打れて、當分の疵を蒙り、或は一生の片輪に成、一代の病をうけ、又は其疵根と成て、後日の死を遂げ拆する者、むかしより道中所々に幾らといふ數を知らず、何れをか是とし何れをか非とせん、明君深く察し給へ

一　惣じて御用荷物上下の節、奉行宰領と云ふものなくても有なん、月々數度の送り御状箱、並長崎の夥敷御荷物など、皆御證文斗にて通るといへど、急を告る事は矢の如く、重きを運ぶ事は船の如くに、、終に滯事なく上の御物入も露なく、同道中宿々の悩みもなし、御金荷などの上下するに、奉行として歴々の附來時は、宿々より御迎送り、惣ての馳走道中夥敷物入費多し、辛苦する事限りなし、又宰領廻しにて下る時は、其人に應じて事輕く、物入費氣骨打るゝ事迄ともにすくなし、御荷物の多少にもよらず、其物の輕重にも限らず、唯其人の邪正によれば也、長崎御荷物三十年以前迄は、一月に一度二度、多き時は十荷の內外、少き時は五荷の內外なりしに、元祿の頃段々ふへて一月に六七度、多き時は五六十荷、少き時は二三十荷也しも、宰領といふ事なく、段々郷人足を立て、人足ごとに肩をかへ、打疲るゝ事もなく、笑ひ戯て持行事故道中の苦勞なし、頃日は段々減じてむかしにかへり、彌以て道中の悩どもなくしてめでたけれ、且亦送御状箱の事は、道中の御奉公是專一の御用なりといへど、是今は

むかしより宿々道法の遠近に隨て、皆飛脚扶持として御米被ㇾ下、其所の御年貢を以て、さし引頂戴するは有難き、宿々問屋へも御米二十俵宛給る事なれば、少ながら道中宿にも御扶持被ㇾ下事成るに、凡天下の手足として、重き大切の御用を勤乍ら、公用といへば賤き上下の雇の者まで徒に打擲に逢ひ、國々家中の輕卒にも賤しめられて、空しく過行卑賤の業こそ口惜しけれ、凡天下の御扶持給はるなどの人、其食祿の御恩に應じて奉公の忠節を競べ見んに、何れの役いづれの職、道中の忠功に及ぶ事あらん、自然遠國波濤の末に迄ㇾ至、天下に事あらんに、道中の奉公幾ばくぞや、然るに何ぞ道中の者を蠅の如く海鼠のごとく、惜や明君能く是を察し給ひ、愛憐の御心を以て往來の不法を正し、道中の志をも御家人のごとく思しめし給はゞ、治亂二つの御用猶以て眞實の忠功を盡さん物か、此仕方口傳の卷に書す

附道中所々に至るといへど、先づ東海道五十六次(マヽ)を第一とす、凡そ一宿の馬並定助の村にかけて、所所より大小高下ありといへど、大概二萬石にして百萬石餘也、問屋被ㇾ下米、御飛脚扶持被ㇾ下米高、是も大概一宿百俵宛にして、五千石餘なり、地も廣く人も足れり、外の海道驛宿迄を採り用ゐ給ふの大綱とやいはん、士として謾す事なかれ、賤める事なかれ

一 駿府御番代は御歴々の分れ相交、御頭、御組共に平生の御大名衆の參覲交代の格にひとしく、道中けんせきもなく人馬に邪なし、旅籠代抔も無理なければ、宿々より遠く迎へて御宿を願ふ故、組付の

末々迄、夫に應じてさかりしに、近き頃より少づゝ變じて、外の癖を學ぶ人も間にはあるぞかし

一　二條大坂御番代御宿札の事、古來より宿々におゐて、縱ば外の大名衆の關札、先達て相立と云に後の御番衆の御札を請て、先の御方に御斷を申、後を先にするを定法とす、是はいづれの時何方より被レ仰渡一しや、確と其謂れを知る者なし、但御三家の御關札ばかりは、外の御大名衆は不レ及レ申、右御番衆たり共、先を後にして右の如し、轉じ替る事宿々の定法として仕來る事なり、併薩州長州などの宿割その斷を不レ聞して謂て、我が主君全く自用として上下するにあらず、上の命令有て下て勤る、是則將軍の御膝本の御番を勤て、御用に相立の心なり、御三家は名利何ぞ、所々明き城の御番衆にひとしからん、殊に五十日百日以前より立置所の關札、徒にするにあらず、中々引事叶ふまじと、其宿の本亭并に役人共是を如何共する事かたく、双方へ手をすり膝を屈して、とにかく互の首尾を取繕ひ、中に立て苦勞し、漸事を寛て双方の治るやうにするといへど、小驛などにしては其結も叶間敷事也、いまだ事も起らず、公所へ達する程にもなく過來るといへど、是にも今明君の時を得て、いづれ其定法の命令こそあらまほしけれ

一　古へより京都の御所司、大坂御城代、御老中御上下抔に、終に道中御しかりに逢、又は御とがめに及などの事はなし、上下御愼み深く末々に至迄、棒の止事更になし、是天下の鑑たる御事、諸事寛仁の御心付によれば也、道中誰か又不禮不忠の心ならん、上下和平にして御いんぎんの事を恭きとの

みす、一年其内不思議の御上下ありて、道中はいふに及ばず、京都の御旅宿に至迄、御家中末々の輩、雇の上下の者に至迄、大方ならぬ不法邪曲の品々有て、人恨み惱されて奇なりとのみ思ひしに、程なく御役御免ありて、御沙汰宜しからざりし、是等の事其主君の知らし召さるゝ事にあらじ、只其時の其家の役人の怠りより出て、其家の名を汚すとやいはん、惣じて國々の諸侯太夫往來の街にゐて、五十年其家風邪正善惡の沙汰を聞くに、果して道中の譏に昔ふ事なし、愼しまずんば有べからず

一　御三家の御往來誠にゆかしく寛仁なり、數千の御人數前後日を限らず、晝夜打續て通るといへど、昔より終に杖に當る者もなく、御家法嚴なれば、末々迄法を亂す者もなし、當日の繼人馬は五十匹五十人の外、御用次第に差出し來る事は、道中所々御料私領共に、先年より御馳走の例なりといへど、駄賃人足賃共に銘々に給り、少も權威なく、泊休の宿にも諸事順路なれば、願て勤めん事を祈る、總て御家中の往來日々間斷なしといへど、道中喜て苦とせず、權意なくして更に滯事もなし、倩是を以て公用の人を思ふに、溫和にして道中を過るとも、何の妨かあらんや

一　惣じて御家より七里の飛脚といふものあり、其品々樣々也、或は宿々の御本陣〱へ被二仰付一、是にて持送り急を告げ其用を辨ずるあり、是とても何の滯事なく、宿々問屋場の世話もなく、人を惱し痛ましむる事もなく、又六七里に一ヶ所づゝ居所を立、是に二人づゝ御手人を被二差置一もあり、是に品色々邪あり、第一自分に持運ふべき大切の御狀箱を、問屋場の苦勞にして持せ、自分には持事稀に、

刀をさし小袖拵着て、餘情の慰みの事のみに遊び戯れ、剰さへ其入用等皆々宿々へ懸て人民を費す、常に御狀箱を楯にして、宿々の問屋場、海川の渡し場にては、種々の難題を云懸て、金銀を借る端とし、己れが持運ふべき大切の御狀箱を問屋場にて繼がせ、跡より來て刻を改置、夜一時四里にあたらざれば、自分より御屋敷へ過料を出候由言かけて、大分の金銀などを掠取て、是をあきたらずとし、五七日に一度程宛、間の宿々に泊りて、己れに隨ふ人を集め、女色を催し、酒宴遊興して、衣類傘をかりも返す事なく、是はいさかひ腹立て、宿々の者を己れが宅へ呼付、二三四五日宛とめられて、又其席序に酒宴遊興を事とし、中を直し歸る、是等の入用皆悉く宿々舟場〳〵へ懸る也、不斷馳走に逢、金を借りても恩も恩と思はず、又忝とせず、跡より又無心を言ふ、宿々あきれて少退事を遲くする時は、忽其夜役所へゆき足して來り、寢入て居る所へおし込、はなねおして暗打に打て廻る、或は燭臺あんどん火鉢多葉粉盆の類、あたるを幸に人の面へ打付られ、忽疵を蒙りあやまちして逃去る事、あげてかぞへがたし、後には問屋場渡も、切の役所に相詰る下働きの者ども迄、おぢおそれて居る事ならず、二三年以來道中第一の難儀、此事と成ることそ悲しけれ、實は不慮にあへなき疵を蒙り、一生の片輪と成り、又或時馬士體にて歸り馬に乗り、居ねふりして彼の輩又出合、もの言ずに打れて、目を廻し漸く宿へ歸り、三日にして果たりしもあり、かゝる類所々にいくらか有けん知りがたし、道中宿々こぞりて是に惱み、近年の大患と、寄合て密々談じても、其御衆の尊大成に申上ても、如何成行べきやと、誰有

て是を訴へ出んとする者もなかりしに、段々惡事日々に超過し、其御家へもれ聞へて、御仕置の分明なるが故に、忽事を正され、彼惡人密々に被二指替一、何の御沙汰も不レ及、いつしか此頃は靜謐に成けるこそありがたき、抑斯る卑賤の飛脚中間に對し、往還の歴々の陪臣、又は當時御賞翫の御鷹の衆に至る迄、道を除て通し、己れは十間先より聲をかけて、人拂の勢ひ有事、四五年以來の別ての出來事なりと聞しは、頃日は御書の時々、其御國元へ彼御状箱に入て、往來するといふめるに、はや心驕り勢ひ猛くのゝしりて、若し少も行あたるもの有か、是にとんおやくいさかひなどする事あれば、己れと彼御状箱を打損さし、或はよごし泥などへ投入、是を直に差上、そんぞ其所にて何の何某、かくのごとくいたせし抔申上るにより、いか成る人も其罪のかれがたく、此事にて人も損じぬるよし、いひふらしぬるより、道中地下のものはその寇とのみこまりて、とにかく理非を不レ論、ひたぶるにかしこまるのみ、よつていよ／＼奢り、道中へ出てのゝしりていはく、更に往還の海道十にして七分は我々飛脚の道、三分ならでは往還の道と云ふはなしとのみ、わめくもおかしけれど、いかんともする事ならず、しかれども此御家は此不法のみにて、前々よりさして道中の惱もなし、只時に乘じて四五年以來かゝる不法のみ有といへど、其家より正さるれば、外に惱みなし

爰に人あり、從二先年一權無して、毎日の荷物或は二人持、三人持、五人七人持秤宛にて、持送る色々の荷物を、上下七里持にして來り、纔の賃錢を拂ふて、年中大分足し前を宿々にてする事ありて、更に

不止あり、此御家元諸事順途にして、御家中の末々まで少も非道なく、道中喜んで後ろにしても其後をふまぬ程の、しまりし大家に斯る不法の事こそ心得ね、畢竟は急度御定めのごとく、一人五貫目持の積りにて被出といへども、彼輩の皆私曲の事と聞へし、此仲間にて段々立身と覚しきは、少も道路の遠き山路などへ替りて行をよしとす、是錢上の多き程其邪得有故と聞へし、御家の本意に背きたる事とやいはん、是等だにも近年は、前の不法の輩と言合せて、人を怒り金銀を借るの術をせんとすれど、是には常の邪有ゆへ、强ても打たゝく事ならずといへど、惡には染やすく、風儀次第にすぐれず、惣てかゝる事迄も、大家の職役人心を付て、時々正さずんは有べからず

一 道中の事に不限といへど、國々には所々昔より異說を言傳へて、其所の里人、馬士、駕舁等迄、己れ知りたりがほにはなしもて行事ぞ多き、縱ば何がしの橋には、修復料として知行いか程付、何がしの川、何がしの渡しとは、道のりいか程の替に立て有など、樣々の異說をよく言物也、また惣じて其所の善惡、是非、得失、分限の樣子に至迄、人の說を以して更に誠としがたし、又あたる事も有る物なれば、人の上に立人一概に心得て、評論する事なかれ

一 凡道中の宿々は、往來の旅人連、國々の大名小名、上下の餘慶を以して相定物也、仍て參覲交代の時節は、日々數萬の人馬つどひ通るといへど、道中是を渡世として喜び、更に痛とせず、驛に數千人馬を繼ぐといへど、權威の邪なければ苦とならず、安靜にして往來しかも速かなり、是皆々一物がゆへ

なり、斯しても、終にいづれの國何れの守の人馬、且又荷物の類途中に滯したためし更になし、惣じて道中人馬の繼合は、常に往還少なき節も、其時の幸不幸によつて、或は途中にても繼合、又問屋場へ引懸けても早速人馬の出るも有、又は少し宛は其人馬の支度する間を待合居るも有といへど、內に權威なければ其分にして無事に通るも、其日の泊に付ては相同じ、只少し早く着を少遲く付迄ながら、凡我が家にて召仕御家來、又有分の所持の馬を乘て出るにさへ、其支度の間は有物なり、人數も餘なり、いかにいはんや驛路の人馬公役なればこそあれ、纔の賃錢を取て晝夜自由に出て用に立事、豈に國恩の難ㇾ有にあらずや、さなくば自分に借ても見る、中々定の賃錢の五倍三倍しても、時により出る事なく、又如何程過分の錢を遣ても、一切馬なき所も有べし、只人は其節々人心を能轉じて心に心を付、我と我が儘の有無を知るを以て專らとすべし、いかなれば彼公用を權にするの士は、一疋一人の傳馬にもいかりのゝしり人を打て、此是非を露も心におもはざるや、ひたもの人の非をのみかぞへばいかり、自分の非は知る事なし、しかるさやうの輩は、昨日は御朱印を首にかけて其威勢をふるひ、面四角に臂をはるといへど、今日は其役をはなれ、或は勢衰へて通るの日は、いつしか面丸し、曲み眉すぼみてすが目にして、人を見るぞ口惜しけれ

一　國々の諸侯太夫は溫和にして、道中を助けて更に道中の煩と成事なしといへど、其內に是又古しへより事六ヶ敷有、是國風成るや、又家風成るやと人の評といへど、今家風と見へたり、國は遙に山

川を隔ても、何がしの家などいへば、皆其家風只北方の强より、其家甚美盛にして武功いみじく、智あり、勇あり、二德相兼て誠にやんごとなき家がらにして、獨り仁道の薄きとやいはん、數家の內其品々まち〳〵也、或は自分荷物の貫目を、急度改め分厘も無理せず、道中に出て人馬を取の員數も、一日に定れる五十人五十匹の外には、少したりとも取事なく、泊休の宿々において、關札打つの內は、下宿の善惡にも不ㇾ構、家中皆其主人を敬て、縦いか樣に不相應の宿たり共、一夜をこらへて言事なく、旅籠屋の拂有べき通りにして、抑て極る事なく、一度定ては事を變ぜず、其通に被ㇾ下、急度相拂ふ事嚴命によつて、是を少も背し事なし、幾度か日付に目附を付て相廻し、若末々の中間にて或は其內をねぎり、樣々の事を言懸けて、錢を取返す等の事あれば、宿主へ窃かに尋求て其罪甚し、かゝる明白順途なる事、他に又なしといへど、惜哉其善にかへて、道中宿々鬼神のごとくおそれ忌む事は、甚荒き事手を見せざれば也、倩々此の得失を考るに、縦ば一生上下の恩に預りて、其恩限り有と云共、一度取はづして打るゝなれば、所によりて一生の片輪となり、或は夫れが根と成て死を遂るも多ければなり、此守には元來いか成御掟か有けん、家中各一卷の書を持來て、旅宿にて披見する每に猛く成事あり、縦ば御料私領の御城下に不ㇾ構、宿割船割等の役人宿々の者罪あれば、或は心の儘打擲し、又は釘付の閉門など申付て通るに、其所の支配人吏に斷事もなし、いか成因緣あるにや覺束なし、又同じ分家に一つの家風あり、共に智勇兼備の御名いみじくして、殊に當時其守の仁性厚く、物每質素にし

て世以て崇敬すといへど、いづれば昔より道中の風俗異にして、先荷物を御定の貫目より大分に重くして、畜生の背をしぼり、馬士を打事莚のごとく、世々國風の荒き名を貴び、馬士駕籠舁に至迄一言も不能出ことは、御先によつてなり、其守の往來泊休の宿々において、是又尤其上を敬ひ、關札の中の下宿をば善悪を不論、愼て一夜を明すといへど、下々に至れば定れる旅籠を引んが爲に、宿主へ色々と難題を云懸けて、いなむ事あれば則打なり、或又自由に宿札を引はなして、自分に宿をとりて木錢事に出して、事を濟すもあり、繼人馬は御定い、五十人五十匹の外を取事法に過ぎたり、とにかく慕を以してむごき事知らず、是中より上の人の作す所にあらずと、古しへよりすぐれて目ざましき事なり、かゝる政道正しき國の守の間に、今まで不達事は何といふ事ぞや、其外諸國の大家小家、むかしより武功勝れし家と聞へし程、道中に出て却て温和成ぞかし、抑士として道中へ出て人を打事、更に武功とも言がたし、又勢ひ猛く罵しりて主人の家名を汚すも、剛とするに足らじ、かゝる人軍戰に望て更に一騎當千にもあらじ、兎角道中の者は、縱時の御老中の城下たり共、往還の士に對して、いか樣の非道あるも、負けて居る事なれば、それを知りてひた物無理をして通るは、是又士たる人の心にあらじ、只物事にかんにんを第一にして、温和にして過るにしかじ、若又ゆるしがたきの罪あらば、肝をおさへ其場を去り、それ〳〵の筋へ訴へて事を正さんよし、是等なん武士の神妙とやいはん

一 抑御治世の御恩により、風雨、寒暑、雪吹みぞれの夜共いはず、繼錢限りに雇ふ者も賴まじ、人

なからん山海の難所などを、定まれる纔の賃錢を以て馬駕籠に乘り、飮食自由に望に任せて、安樂に往來する事は、偏に御治世の御恩德なりと、愼で能々是を考て見ば、士たる人は天下の民に對し、誰れか邪惡の事共有らじ、夫に士と農と御治世の御恩を蒙る事は同じくして、士は外に食祿を給はるの恩有、殊に旅に往來するは、皆其食祿の爲の奉公なるに、公用を鼻に懸て誇り高ぶる事は何ぞや、且又川々の定れる舟賃は多出す事なく、或は川越し人足賃渡海の舟賃など、定れる法有をば掟の通りに出して、自由に往來するのかたじけなき難有さを思はず、重き船の取廻しを平地の如くせぬとて、渡し場毎にいかつがましくいかりのゝしり、人を攻め打事は何ぞや、夫れ川渡の士に賃錢なき渡し場の分は、皆農商工の三民の往來の者、前より賃錢を取て是をして船をうち、水主等に扶持して自由に晝夜を渡す事なれば、是れ又御治世の恩なり、獨り士たる人の驕り誇るべき謂なし、且又其地の恩もあり、凡人々旅行してしらぬ國に至り、海川に據み定れる渡船もなく、自由に渡る事のならぬに村里を走り廻り、漸聞出して渡してもらひし、嬉しき等の禮いふてもあきたらず、手をすり腰をかゞめ、一生此の恩を忘れざる物ぞかし、又あやまりて川などに渡りかゝり、身流れて死に及も有なん、さなくとも衣類脇指荷物など流すも有なん、彼と是と何の差別か有る、只往還の場所は君威に誇りて、人のもてはやすによりてなり、夫れ農商工の三民も、同じ民間に居乍ら、道中へ出ては頻に士に似せて、むしやうに誇る事を好心に成物なり、川々の船賃抔、所に依て不出分取集めて、纔の事成に是を出

さぬ事を是とし手がらとして、遙々の旅に刀をさして、士に似せたるなど宜しからぬ事なり、只所々の渡し場にては、天恩をかんじて心よく船賃を出して通るにしくはなく、かく道中往還の輩公權につのり、段々不法重り、元祿の末に至ては、驛々は不㆑及㆑言、助郷の村々迄、人馬の力不㆑及、僅に驛役の勤荒なんとせし處に、賢臣の有るありて、密々道中へ尋求め、上聞に達せしより、正德二辰年御眞意の御條目下て、初て驛宿毎に令所々にはり置、文言末に書す、如㆑斯御慈愛の命令下り、幷道中方の御奉行所に、初て與力同心を被㆑御付、道中の事關かしむ、且又東海道に三ヶ所改所と號して、其驛宿の者へ御扶持被㆑下、往還の荷物貫目諸事不法を正すべき命令也、是より往還の不法も止み、道中の民間初て息つくの處、天命いか成節にや、御上の變打續て、そろ／＼ゆるみたりしに、其後又明君御代をしろしめして、是より事新たならんとす

一　抑道中改所にして、往來の不法を正さんとすといへども、更に不㆑及事三つ有、先給はる所の御米にて力不㆑足、漸與力一人の祿にだに當らず、殊に宿々の役人共、人まち／＼にしてしまらず、一日勤れば一日缺く、誰か能く身に引懸て迄の命令を行はん、是其事能々難き其一なり、又宿々にて往還の事を改るは、往還の人馬を繼の問屋、年寄、帳付、馬さし等也、是等は往還の輩に、色々の非道に世々致され來て、往還の不法も今度改めて致すべきなし、驛より荷物貫目等を改め、人馬の法に過たるをいへば、往還の武家よりは人馬遲滯し、士に向て意外なる惡口雜言を吐など、更に用るに足らず、今迚も士より

驛の人を打つは易く、驛より士へ言葉を返すは難し、殊更改めの宿にも、大に諸事不埒成有てしまらず、是其用を難レ辨の二つ也、且又驛より往還の非法を公所へ訟る事は、前後にかへり見る事有て、其言出す事石よりも重し、往還より驛々の失を公所へ通る事は、矢よりも早し、夫往還の士は、皆公所の人多ければ、相互に朋友也、親みあり好み有て、朝夕の會合は世上の物語の序にも、言ふに安く聞に信あり、驛宿の卑賤公所へ及事なし、或は其人によりては自の非を隱して、重て言上させまじき爲に、白きを變じて黑きと言、善を變じて惡といふ共、誰か其察を入て引口の理非を正さん、無理非道の人の爲に、道中還て罪を得しためし多ぞかし、是改所の力不レ及、其三つなり、且道中の事を評して曰、諸家の士道中において、桀紂が暴を以て年來人を打たゝき、邪ながら當分の急用辨る事は、氣味能に似れ共、君は其國の守と勢を失ての後ち、又は遠國に事あらんに不レ限、晝夜急を告げ事を辨ん節に至りて、宿々の者常々の仁に感じて、心より用を辨ずと、又一旦の威におそれて、心外の用を辨ずと、是非いづれをかとらんや、文王の仁にならはゞ、道中の萬人何ぞ心なからん、縱其所の役人に懸つて罪を正し、後日に其寇を報といふ共、其所の者皆々心より勤て、用を辨へずんば事成事不レ能、凡士として其身常に正しからざるは無といへど、畢竟皆時の風ならん、下々よりかゝる事も皆起る事なれば、心をつけて諸事ゆるかせにする事なかれ、且又其中にも道中へ出て律正し、溫和にして通る士も多し是等の人は別て士の道を能常に心がけ、下々を嚴しくいましめたる人と見へたり、是等の能事は士の

常なれば、一々書に不ㇾ及

一　近き頃從ニ南國一貴人御下向の事有、從ニ關東一御迎の諸士多く上る、御時代質素の勤として、萬事皆過たる事なき命令のみなり、御迎に上る人官人數多、並御城番代の面々組頭、同く其組の健士輕卒の輩迄、皆代々御權威に誇るの人のみにして、いまだ上下なき以前より、道中宿々兼々かたづを呑み、人々いかゞせん事をおもひ煩ふばかりなり、しかるに公所の命令嚴なるにより、繼人馬の事御休より御泊、御泊より、御休次にして宿々有來定大助の外より、高三萬石程の加勢人馬を以て可ニ相賄一由、尤御宿割等の外事は、驛官の下司差添て事をなす上は、何の別條も有間敷と、事輕き事共成りき、爰に或驛の御泊所より、驛官所へ願書を捧げていはく、今度御下向は古今いまだ不ニ傳聞一の大事にて宿々人馬の繼合、諸事埒明可ㇾ申事とは不ㇾ奉ㇾ存候、其故は御供の人々の内、常に往來の砌宿々袴羽織にて送迎いたし、一人の御道も氣を詰め、心を碎て手をあつるがごとし、何とぞ棒にあたらざるをば、其日の情とするの面々、一人としてあだ成御方は無し、上下の御威光と申は又並ぶ御方もなく、縱ば主人愼み給ふとも、下々の若黨中間、其外上下雇の者に至迄、心中皆奢り誇りて來る事なれば、是をふせぐに叶ひがたし、凡此人々の常の往來の節、一人／＼に人馬の入事を考へて、少内わにして馬貳千匹餘、人足四千人餘なくして、中々難ㇾ賄事共に御座候、依ㇾ之右の衆中常に御上下の節に可ニ相立一人馬の員數、並今度被ニ仰出一處の高役人馬、一々書付御目に懸候

其目錄

今度加勢村々

一　高役三萬石

　此人足千五百人
　　六百匹　　　　但し百石に五人割
　　　　　　　　　但し百石に二匹割

有來大助村々

一　高壹萬五千石

　此人足七百五拾人
　　馬三百七十五匹　　但し百石に五人割
　　　　　　　　　　　但し百石に貳匹半割

　都合人足　貳千貳百五十人
　　　馬　　九百七十五匹

右あらまし考へ合して、過半人足不足に相見へ候、町筋の人馬は、御休泊の間の宿々へ差出し、外の往來を可ㇾ賄由、其外不意の御用の急成事昼夜絶ず候へば、其用意にして爰に除く

凡村々の人馬、時の權を以多く割出す事ありといへども、村々をならして實に用に相立所は、右の通りならでは無ㇾ之物なり、多くふれ出す時は、必老馬には馬老童(マヽ)まで出て、員斗にして用に不ㇾ立、尤此内にだに、或は急病人痛馬、又は親兄弟の内に急死等有ㇾ之て、無ㇾ據相歸るも有る也、村々の事は所により高によらず、人別の多少彩敷相違有事もあれば、品により其村の人別の高へ懸る事も有と、大勢の

人足出る時は、燒食持、蓑笠持なくしてならず、田舍人足は十人の內にして、二人宛は此分に引、よつて其心して餘慶を制出す事也、御供の面々一分の往還の節の、人馬の入用高の事も、銘々書付て其高を揭げ、差別して人馬の過不足を正すといへど、其品員多事故爰に除さし、右の通にして、中々此度の賄不㆑能㆓及事㆒候、依て奉願は、兎角今度の加勢高馬十萬石被㆓仰付㆒被㆑下候て、多勢の力を以可㆓相賄㆒候、別て奉願候は、今度の御供の面々末々に至る迄、一切御權意を以て人を打事を堅く御停止被㆑下、宿々において縦不調法の事も有㆑之、後日に御沙汰に及候、先此度は其場の打擲を御止め被㆑下候ほど、宿々共に散亂仕間敷候、此事宿々より一同に可㆓願上㆒處に、もはや餘日も無㆓御座㆒、差懸り來る事故、近きに任せ作㆑恐如㆑斯に候と、申上る

驛司所にて此書付御覽の上、出過たる願不屆なり、今度は急度被㆓御出㆒上に、中々少も別條無き筈なり、何ぞ右の外に加勢に及事あらん、唯其國の守の年々御通りの人數に過たるなく、夫に異なる事なく、しかるをえたり顏に、ことく〱數申立るなど、しかられ歸るのみ

驛の者ども評していはく、(此年々請(マヽ)事を案ずるに)、此賄にも此所迄安穩にして過る事あらんや、必途中にして(發しなん、至(マヽ)りて途中にして及ばざれば)、此所へも來りがたし、唯前車のいましめにならひて、後の用を辨ん事かたからじ、行程百里の間に所々遠見を付置て、其虛實をさぐり、其沙汰を傳居たり

一 貴人御國許御出駕の初め、休泊の所より、はや人馬繼合散亂して、諸事混雜し、翌日より猶不法のみにして、大風の吹出洪水の押來る如く、人我互に制し難く、いかんともする事ならず、其子細を尋るに、彼御供の面々何ぞ法令ありても、常々の癖は止事なく、下々の者は愼み更になき物なれば、ひたすら上の御威光に奢り誇り、自を忘れて宿々に荒れ、休泊の所に着ても、例の四角に成る面色、別て八角にも成てにらめ廻はすにより、宿の亭主下部共迄おぢ恐れて、魂荒けく動轉して、却て諸事不手廻しに成、人馬は宿主の世話にして調ふ物成を、其事を不レ待、手々に鼻ねぢを提げて、人馬渡し所へ押込、はら立いきまきて、物もいひあへず打て廻るに、初め五人七人の內こそ、人馬渡し役人も取繕てあひしらひ、人馬を渡して打過しをも、撫さすりて賄といへど、押込て來る人大勢になりては、それ〳〵あいさつし屆かず、何れを先きにせん事も分けがたければ、おのづから遲々するにより、いよ〳〵いかり强く成、後難の事はかへり見ず、手ひどく打て取かこはれ、段々疵を蒙り血流れて、足を止むべき樣もなく、場所崩れて役人散々に逃げ散るにより、人馬入置所の矢來場も、此勢ひに怖立つて、人馬垣を破つて散亂す、かくして二日一宿增に不法に成、御供の面々も駕籠乘物の人足に手間へ、或は步行にて驅出し、長持の人足無して、跡より追々に次ぎ立て事を缺ぎ、繼事猶以て追々に相立、一宿として散亂せずといふ事なく、宿々は惱み苦み、御供の面々もあきれ果て、後々は宿に著やいなや食事を捨て、末々皆人馬渡し場へ行、唯此事のみに世話するにより、先後の違ひ有て、中間にして諍

論もあやうかりし、此事日々に沙汰増して江城へ聞へて、驛臣の司所より追々御觸有、其所々の官へ仰て、加勢馬の事は、いか程も其限なく、最寄〳〵へ觸れて、兎に角御用の無レ滯樣にとの事になれり、依て中途より人馬を夥敷置て賄と雖共、官人法令亂れ立て、人馬は大分ながら散亂する事更に不レ止、且又五三日以前より、遠方の人馬矢來の内へ入られて、水茶に渴し、食に飢へ寒に疲れて、病人病馬多き上に、俄に散亂して人馬けがせし、又損じたるも有しよし、大切の砌なれば、人々愼みて所々其沙汰なく、右の頃のやんごとなき御城下にして、歷々の御人其所の世話やきをいからして、御手打にして、すべきやうなく其身も果給ひぬるよし、必しも人我の氣にもみ立てられて逆上し、亂に及ぶ物なりと知るべし、是等ゟ一陣の風の如く、少しく過去行は、更に沙汰もなし、愼まずんば有べからず

一　山を越んとする迄は夥敷散亂し、追々に人馬相立るといへど、爰に至て山中八里の繼合なれば、一人に混亂し打ちらされて、其所の者一人もなし、かくして御逗留とならば、其所の罪のがれがたかるべき所に、亭の長一人身を捨て詮義の場へ罷出て申ていはく、是全く人馬滯る罪にあらず、大勢不法を被レ遊により、可二取賄一役人ども追下されて、人馬は澤山有ながら、如レ斯に候得ば、迚も此罪のがれがたし、然ば某一人身を捨て所の罪に代らんと欲する者なりと、刄を採てすでに己れが腹へ押立んとせし所を、いづれの人か御聞屆け尤なり、取あへず、此事を商議せんと則大勢をしづめて、其場をひかせ及べば、是より役人共かしこ爰より相集り、令に隨て段々に人馬を引渡せしに、無二相違一繼立

しとなり、此前より又法令出て、是より先きは前々より事靜なりし

一　扨彼初に驛司所へ願書差出して、出過たるよしにて、しかられて引込し所の者共はかゝるべき事と未然を考へ知て、一度公所へ訴て後達見を付置き、他の散亂を見て更に不レ驚、あんのごとく察せし通りに、段々途中にて事破れ、驛司所よりゆるしありて、人馬の觸は自由に成て、是等は□しざれば諸方の備へ悉定りて、其所に至りすでに御止宿の節は、先達て御下宿札の町中に打除りて、前後の間の宿の隣村へ打置し御供の面々へ、夫々に役人を付て人馬を引渡し、下宿〳〵の裏々へ、御着己前より人馬を銘々に入置、御着の後聞合せて、多きを取て少きへ入、段々に吟味して少も滯事なく、宵よりして事閑なりき、仍て下宿の面々何のいかるべきなく、腹立べき樣なうして、道中始て人々安堵の思ひをなし、喜悅不レ斜、且又人馬渡し場矢來の所々は、人馬餘慶の分斗を殘し置、若しいづれの手へ成共不足弱き人馬あらば、遣さん用意したる斗にて、少もさわがしからず、一言の高聲更になし、是偏に人馬を致すと致さるとに有、所により凡人足一萬餘馬四千匹、又は五六七八千人、馬四五六七千匹を集て賄へば、主と客と都合二三萬人、馬一萬餘の入込なれば、ケ樣の節常の働して事調へざるも理とぞ聞へし、抑古しへ川中島軍戰の、古今に秀ではげしかりしを傳へ聞に、敵味方凡此節の人數程はなかりしより、此人數を致せし驛の事を聞ば、或山鹿流の門人此所に居て、事を聞て大勢の捌をせしよし、さもありぬべし

附此の節の賄ひは、常の諸大名は往來にせば、實に人足二千餘、馬千四百にては埒明く事のよし、畢竟官者の權威に散亂して、人が人の邪魔と成り、馬が馬の妨げと成つて、かゝる不法の事とも成りしよし

一　抑道中四十年來の事能知て居たりしに、三十年前迄道中第一の御傳馬と云は、日光御門跡の御通にて有し、其初人足三四百人、馬百五六十匹程入事を夥敷事にして、道中宿々驚騷ぎ、身の毛もよだてゝ賄しに、是さへ後程段々人馬數も多入る事、六ヶ敷事前に倍す、其後中堂の勅額下りし時の大賄も、宰領奉行輕かりしにより、賄ふに易かりし、且又朝鮮琉球の來客有て、段々人足二千餘り馬千越すといへど、かゝる夥敷傳馬、殊に上下人々皆虎の如く鷹に似(マヽ)たるはなし、畢竟御威光によつて御威勢を汚し、權威に募つて公用滯事と言べし、(唯權貴を止て、其國(マヽ)の守の常に往來し給ふごとし)、世は何ぞ一匹一人の遲滯あらん、人數又それに過たるはなし、向後かゝる事あらんに、明君御思慮により忠臣是を正さば、何もかくのごとくさんらんする事はあらん

一　貴人御泊休の宿々所々御普請の事は、御城下〳〵の分は各別、御料所の宿々は皆其所の官吏へ命令有て、四五月前より經營作、其御入用に又品々有、或は其亭主の願によつて、少々御積の內を引に成とも、御入用金を亭主へ被レ下、自分〳〵御注文の通りの御普請を仕る有、是は其亭主は己れ〳〵自分の家たるにより、後日迄の事を考へ思ふて、不足の事は自分〳〵の物を差加へ、そも丈夫にする事な

れば別て念を入てよし、殊には只々御宿を勤む事の有難きに、一年の家業を缺て相勤むにより、迚もの事に一旦の御用に立て、跡の捨らんよりは、其家の爲に相殘りて有は、已來天下の御用なり、道中の長亭無之時は、御苦勞に成事なれば、其餘慶の跡に相殘も又罪ならず、第一は當分御入用の半分も不入して、出來方の能事眼前たり、且又夫々の官所より下司の輩入來て、作事普請は過分に御入用費て、しかも闕敷事目前たり、其子細は、先材木諸色大工諸職人に至迄、皆以從江戸表召れ來、日頃の出入夫々の入口有て、かゝる事を待て年來出入し、月々の禮日を勤め、金もふけを心懸渡世とする者どもなれども、誰ぞよく一人も公邊の御爲をおもはん、皆以下心無はなし、夫れ亭主〱のうけ取前は、皆其地の諸職人を遣ひしゆゑ、其比乾金壹分は職人手間七八日に當る、江戸表其節又大火の砌にて、同金壹分に貳工半三工にあたる、しかも田舎の大工と江戸大工に、ヶ様の入込の節、大に品の有事なれば、隱れたる外に損徳あり、丸太類むしろ等も、繩竹板諸色、所により大分の直段に高下あり、是等の内には其處より江戸へ商に廻し、又江戸より田舎へ廻すにも大に相違有事なり（所（マヽ）によるべし）、其上江戸表より大分の諸色船廻しにして、海上風波の難に懸り、十四五日遲滯して、大勢の諸職人手を空しくして費たりといへど、是も旅に來て日を限れば、畢竟其扶持手間の分は、公邊の御損と成、其上御普請見分の衆中來て、段々改に連れ、日限詰りて頻に闕敷成、諸職人を晝夜とも遣ふは、夜は暮六つ過より四つ切て、晝の一日分に立、夫より末は又手間代別て分け相立により、元來高直成作料に工數多

よりて、御入用の高く成、かくして御入用大分に懸るといへども、出來方は亭主〳〵の請取てする仕方にすぐれず、縱ば官者の手にて作すの御入用高三分一を、亭主〳〵へ給りて被二仰付一時は、出來方は早く、御普請の能き事段々此の道理なり、夫公邊は大海のごとく、かゝる事を知る人なし、惣ての諸普請皆準レ之、忠臣能く察し給へ、口傳多し

一　御休泊の所々におゐて御用の諸道具、鍋釜屛風椀家具皿鉢重箱茶碗盃たばこ盆桶花等、其外諸道具の可レ入分、皆御用意有レ之、江戸表より御廻し有、後に事濟での拂物に成事なり、是又所により御廻し願出て請負奉りしもあり、其御入用三分一にもあたらず、其子細は只一夜一時の御用のみ、一旦の事あれば鍋釜などは、諸親類近付にもかり用に、又は損料を出して近所にて借るに、しかも遣ひなれて金氣なく、早速御用に立て食（メシ）も染（シミ）ず、江戸廻しの新釜はいかに出しても、金氣殘りて用に不レ立、其外の諸道具も、自分〳〵に調れば、公邊の直段より下直成事世上の當也、殊に右御普請同然に跡へ殘る事なれば、麁相成物を不レ求して、皆本手物なり、借て出せば嗜の諸道具にて猶よし御膳の諸道具は別段にて、右の内にあらざれば、畢竟其日毎に御用だに調へば、又御次末々の事にて仕にくきにもあらじ、彼の官人の手にて賄し江戸廻しの諸道具には、所々御拂に成しも過分損破し、紛失も別て多し、請負の所々は亭主世話するに案内者なり、其損益ひとしからず

且又は江城より御廻有し諸道具二三ヶ所に廻る分、皆悉調て荷に作り、明日は舟積せんとせし前の夜に

急火ありて、忽不レ殘燒失するあり、是又外の御損なりし、彼と己を考へて見れば、是等の損失得徭あげてかぞへがたし、かく亭主引受て過分の御奉公と成し上、彼の火事に燒て、又別て右の如くの諸道具調へ、舟廻しありしも、其内には急成事にて缺たるも有しを、亭主夫々才覺して御用に立も有、其外食事燒出し場、賄立場、莨方、盛方、料理場等の場所も、斯る事一向に不鍛錬の官人、それ〱の役だけを以て下聞を入れず、人々心々に差圖して通る事なるにより、右にすべきを左に指圖し、左にすべきを右に下知して置し所、わざ〱懸り御用不レ辨、官吏の下司立合て、其亭主〱の働きを以て、一夜二夜の内にも、小屋などそこ〱に造り立て、先の用を辨じ諸道具等も不足成を出して、漸に間を合せたり、かゝる早き等も有て、それ〱の役人難儀し、其所の者共亭主等立合て力を盡して、急成間を合たれば、其砌は官人ほうびして、それ〱の入用損料を帳面に記し、重て其價を申立てとらせん事を欲すといへど、後に至ては一錢も拂なし、是等は皆元來のふみ出し惡敷、段々事相違にして、諸色物入多く成事故、公邊の御吟味に逢ふて、諸事差圖皆下へ對して無理を言懸け、其節働て大功をなせしも徒と成、還て其働きある者共の一分〱の損となり、辨と成りし事共多きぞかし、且又所により亭の長の働にして諸道具を引請負事もならぬ程の者もあり、是等から江戸廻しに出して燒失し、二重の御損と成しを思へば、引請て忠を竭し、其上にて大分の小屋をかけて、早速の間に合せ、幷諸色の急難の品々を働て、官人の用を助けし者どもの御用仕廻し、跡にては情なく云ひ消すこそ本意なか

れ

一　凡御膳向きの物は各別、惣て御本陣にての支度賄の事に付、前方より數度それ〴〵の官人來て吟味あり、先燒出し場を本亭の隣家に構へて、本亭の鍋釜も皆此所へ持來て、此所より仕出して持運べし、本亭の者は明渡して立去べしとなり、寄集て勤る者は、皆村々の人足下知は官吏の下司なり、前方より其備へゆゝ敷見へし所は、其日に至り先番の衆中御着有りし、道中宿々如ㇾ是の備へ有て皆用不ㇾ立、燒出し場、料理場膳立場、諸事本亭の内に非ずして、何ぞ其用の辨ずるあらん、村々の寄人足又用に立たず、とかくそれ〴〵本亭の男女の常に馴たる者を早く呼來り、諸道具場所も皆以て本亭の内にすべしと、假に騷き立て持運ぶ事いそがしく、是又初め心有亭主は、此事を堅く申とも承引なしといへど、兼て人數も散さず場所も心懸置、、早速御用に立も有、扨又寄人足に官人より下知ありて食を燒せしに、或はこはく或はやわらかに過、又は生米の所あり、(衛と成も多し) 其所には釜燒け損じて御用に不ㇾ立、段々御人數は御着にて、膳を責られ、官者赤面に及ぶ所に、亭主承て其下女に申付るに、常の如くの心にて、それ〴〵の案内知たり、鍋釜して燒に少も無ㇾ違、能出來て御用に立、是より本亭の男女入來りて交りて働し故、それ〴〵の事手足のごとくに勤めたり

然るに彼は釜の燒きそこなひし米は、十日前より殊の外吟味して糠をかき、極上白に舂直す事なれば、さして餘慶もなき物大分にすたりて、其夜の夕飯を賄へば、夜食の設ニ仰付ーの米に足らず、翌朝の支

度もなし、此時官者大に驚き、町中の米屋共をよびて、急に舂出せとせめぐに、米屋共歎じていはく、我々常に人宿いたしたる事も無之所に、今度は役に當りて六ヶ敷御下宿と成、今夜一時の過るをだに、千年の如くして、家內の者共も、何とぞ御機嫌よく相勤度願の外なし、依て諸道具も皆片付て、人手間も又更になし、いかにして外の御用を可辨と、血の涙を流してなげきつゝ、官者もおどししかるといへども、更に急用辨べきなし、亭の長聞て其事をおさへ、米屋共を歸して外三人の米屋を呼、權威を除て言ていはく、汝人を多く退けて、一時の內に米三俵を如斯に白く舂て出すべし、直段は一倍にしてとらせんと云に、米屋諾して歸り、忽埒明て急用を辨ず、是能其案內を知り、事を察してなす事なり、其故は米と言物は利德の細き物なり、舂米屋の澌糠をかけて、二分三分の利は大き成もふけ成物なり、しかるを例より一倍と言懸られて、又なき利なれば、彼者働き人を多く懸けて忽舂たるは、商の心を能取得たる也、此外女中の用事としては、はぐろの入事ありしに、是又少なからねば、其沙汰まち〳〵成しも、亭の長町中の紺屋へ言て、是を調たりし、皆地の利を知ばなり、此米又事濟て、官人其節の恩を捨て、おして半分をも不拂、亭長後難の事を諫め諭すといへども埒明事なく、抑かゝる急なる御用を差圖とは、下官の者其罪のがれがたく、其所も亦善からず、是を首尾能調へて後人の約を變るは、卑賤の米やたりといふ共、心恥かしきにあらずや、其上官人は約を變じ、義に背く共、時の權威に任せて押のけ、又重て此地へかゝる役にあたらんも斗りがたし、皆其時々の仕退きなれば、僞にも誠

にも更に深く構ふ事なし、唯其の地に住する分の人は、永く其所の人ゝ約を背ては、重て又ヶ様の御用も辨じ難し、其不足の分、亭長悉自分に出して、米の約を變ぜずといへり、所々に此類多からん歟、倩此事を思ふに、初より御賄の諸道具諸色の御物入に付て、夫々の諸役人を多く御出し有も、皆御入用の多懸る事なり、其上下々に至迄、色々かくれたる費物入多し、衰れ其五分一の御入用を、道中宿宿の亭主〳〵へ下されて、是を賄ふ時は手廻しよし、事閑にして民間の御救ともなり、上に失なく損なし、下に得あり益ある事とやいはん、此外色々口傳多し

一　此節專ら末々の邪を御吟味有しに、宿々の御本陣の亭にして、諸道具の紛失する事有しが、江戸近く成て愈々多し、縱ば蒔繪の重箱、盃、てうし、能き椀、家具、湯つぎ、めしつぎ、手燭、燭臺、能き皿鉢、鉋丁、まなはし、品宜き物御用にあれば、無二差間一差出すの處に、速に返るは十が一也、かく有ばとて誰か御幕の内へ入て否やを聞あらん、次第〳〵御長持の重く成て、俄に櫃、革籠等に急に入、ござ杯細引なども指出して、人足は御用次第成ば也、紛失物夥敷く、内官人の賄は公所御損と成、亭主の請負は亭主の損と成て、或は端々に成てあらみ(マヽ)、諸道具の捨りしも多し、皆々御幕の内の御長持の外に覺束なきもなく、御人より外に疑べきもなく、世にはかゝる不思議なる事も有ぞかし、御休泊所の御普請は、直に其亭主〳〵へ下し給り拜領す、其内自分〳〵の請負たるは取崩しても、跡にさして疵つかず、柱などには付物杯してしつらひ置、やねなどは念入て、御影を以て跡に殘る、諸事煩すくなしと

いへど、官よりの御普請、江戸諸職人の入込は其心更になく、兎角間を合すを本として、所々に疵つき、やねはふきちらされて、跡より破損するに及ぶ、後日の煩と成て、下し給りし諸道具にして屆ざるもありしとなり、是のみに限らず、惣じてかくの如の品多し、朝鮮人來朝の節の御普請も皆かくのごとし、總て御普請は皆口傳有て、(肝一ふるゝのみ多なり)(マヽ)忠臣察し給へ

辰年御條目の寫

一 公家衆門跡方道中往來の時、人足三拾貳人馬三拾匹に相限り候處、近年は御定人馬の外、添人馬多く相立候故、宿々幷助人馬出し候、在々迄困窮に及候由相聞候、向後はたとひ宿々馳走としても、御定の員數馳走の人馬共に、都合五拾人三拾貳匹の外は、一切差出すべからず候事

御用にて道中往來の衆中、是又近年は御朱印人馬の外、添人馬多く相立候由相聞候、向後は御朱印員數之外、添人馬指出し候儀、堅可レ爲二停止一事

一 道中往來之面々雇の人足、近年不屆之仕方共有之、就中御用にて往來、或は在番の衆中雇之者、主人の權威を以猥に手替りの人足を取、其上馬駕籠に乘り賃錢拂ざる者も有レ之、非分の儀共申懸、宿々の費多く候由相聞候に付、江戸京大坂において人足請負の者方より、雇之人足共急度申付、不屆無レ之樣に申渡候間、向後宿々にても其旨を存、誰々雇之者多く共、無用の人馬出させ候歟、又は非分の儀仕候はゞ、其所に留置、早速道中奉行へ可レ訴に、當分之難儀を存用捨せしめ、後日に相聞に於て

は宿々の者迄、急度可二申付一事

一　御用幷在番の衆中、其外諸大名惣て道中往來の面々、向後は人馬割役人を問屋場に相殘し、御朱印人馬、賃人馬可二入程差出一させ、賃人馬の分は賃錢無二相違一相拂、諸事不埒無ㇾ之樣に吟味爲仕、其外之家來幷雇之者より、私に人馬駕籠等出し候樣に申懸候共、人馬割役人之斷無ㇾ之候はゞ、一切誰々家來たり共不二隱置一、早速道中奉行へ可ㇾ訴ㇾ之事

一　近年東海道筋宿駕籠多く相立、別て御用に付ては、往來又は在番の衆中の家來、末々雇之者迄駕籠に乘り、賃錢も拂はざるの由相聞候に付、向後右の族猥には駕籠に不ㇾ乘樣に可二申付一旨相達候、宿々にても其旨を存、御用幷在番之衆中の家來たりとも、馳走として駕籠出し候事堅く無用に仕べし、病人又は子細有ㇾ之駕籠望候節は、相應の賃錢を請取可ㇾ出ㇾ之事

一　京大坂駿府在番の衆中より差出候三度飛脚に、荷物を始め惣て近年は、猥に荷物も多く貫目も重く、夜通しにも通り候由相聞候に付、右請負人共に申付、向後は商人荷物等堅く相受取ず、賃錢等も無二相違一相拂候樣に申渡、御在番之衆中夜通し飛脚、自今以後、番頭の證文を以て指出候樣相定り候、宿々にても此等の旨を存、若貫目重き荷物歟、又は不相應に荷物多く候はゞ、繼送るべからず、番頭證文無ㇾ之は、夜通しの人馬等指出間敷候、若非分の儀有ㇾ之においては、其所に押置、道中奉行へ可ㇾ訴事、

附自餘の飛脚無用夜通しの儀は、右の通に可二心得一事

一　江戸京大坂、其外國々より町人請負にて、往來御用の諸荷物貫目等重く、其上御用と申立、賃錢も不足に拂候者有ㇾ之由相聞候に付、向後は貫目重く不ㇾ仕、相立候人馬數の通賃錢相違なく相拂、猥なる儀無ㇾ之樣に、所之奉行所より請負人共へ申付候間、宿々にても其旨を存、若此上にも貫目重き物歟、又は不相應に荷物數多く不審成事も候はゞ、御用の荷物の由申共、一切繼送べからず、請負町人之名を承届、是又道中奉行へ早速可ㇾ訴ㇾ之事

一　自今以後宿々より、添人足指出し候儀停止之旨は、加宿幷助鄕へ無用の人馬相觸べからず、若加宿助鄕へ無用の人馬差出させ、又は勝手能方へ人馬を相立、不勝手の方へは助人馬を差出候類の事有べからず、互に帳面に印形仕、重て出入無ㇾ之樣にすべし、違犯の輩有ㇾ之に於ては、急度可ㇾ有二其沙汰一事

附加宿並助鄕村々にても、宿より相觸候通、人馬無二相違一可ㇾ出ㇾ之、或は不足、或は不參、又は人馬數を合べきために、用に不ㇾ立者を差出候はゞ可ㇾ爲二曲事一

一　往還の輩に對し、理不盡たる事仕らず、縱ひ輕き旅人たりといふ共、人馬無二遲滯一駄賃、駕籠賃、旅籠錢等不相應の儀不二申懸一、山坂渡しの所々にても是に準じ、惣て宿々に於て往來の難儀に及ばせ候儀有ㇾ之においては、其本人はいふに不ㇾ及、問屋年寄共に急度可ㇾ有二其沙汰一事

一　道中宿々近年度々類燒之所共有ㇾ之候に、火の際一宿の者共、情に入防ぎ候はゞ、消留べき事に候處に、人々道具を退候儀にかゝり、消候仕方は油斷有ㇾ之故と相聞候、常々火の元念を入、若出火も有ㇾ

之候はゞ、馳せ集りて消レ之べく候、若又あやかしき事も有レ之節は不レ隱置、道中奉行へ可レ訴レ之、此上不沙汰成儀於レ有レ之者、問屋年寄急度可レ有二其沙汰一事

右の條々、并前々定の通、堅可二相守一之、若此等の趣に相背、向後宿々又は加宿助郷等難儀の由申訴候はゞ、可レ爲二越度一者也

正德二年辰三月　　　奉行

民間省要 中編卷之二終

民間省要 中編卷之三目次

一第十 東海道其外驛宿百匹百人、或は五十匹五十人といふ御傳馬を辨ずる事、附右御傳馬相立る成否を知る事、並向後可二相立一を辨ずる事

一第十一 五十三次は五十三色にして、人馬繼合諸事しまりしまらざる子細を辨

ずる事、附 向後しまるべき仕形之事、並 外道中も同前の事

第十二
一 驛々問屋帳付、月行持等之由來是非を辨ずる事、附 問屋場を經歴するの役人共は、直にして曲、曲にして直ならざれば、常に能其用を難ㇾ辨子細を知る事

第十三
一 國々諸侯大夫驛亭止宿の子細を辨ずる事、附 下宿旅籠屋之辨

民間省要 中編卷之三

第十
東海道其外驛宿百匹百人、或は五十匹五十人といふ御傳馬を辨ずる事、附 右御傳馬相立る成否を知る事、並 向後可ニ相立ㇾ を辨ずる事

一 倭國いつしか五畿七道に分れて、諸國に驛路多しといへども、東海道を以て第一とす、是京都より江城へ通じて、日夜國家の大用を辨し、尤天下の大道也、抑當時東海道御定の傳馬、宿に百人百匹と言ふ事は、宿々に馬百疋人百人宛仕立置、晝夜の御用可ㇾ辨が爲也、此事祖君東武城に安座して、大

業を初給ひしより、京都畿西國々の用事、其夜の緩急不ㇾ得ㇾ止か故に、寛永十酉年に初て御繼飛脚御用の爲に、宿々へ御米を給はる

御證文に曰

一　米何千何石何斗何升　　京桝也

是は御傳馬人足、幷繼飛脚御用の爲に、何宿の御傳馬中へ、當酉年より毎年下され候間、右町の年寄手形を以て相渡され、重て可ㇾ有ㇾ御勘定ㇾ候、以上

寛永十酉年三月

杉田九郎兵衛
武内理兵衛
曾根源左衛門
井上新左衛門　各印

其所之御支配人　誰　殿

凡此米高を考れば、或は宿々前後へ二里半宛有所者、高七拾八俵貳斗貳升也、但し三斗七升入にして、此御米前後五里へ割て見れば、一里に付年中之御用、京都へ二十四刻之急を辨じて、漸々十五俵餘にあたる、又一宿馬歩行二百人として割ば、一人にて米五升五合程宛にあたるなり、尤も難所の繼合には、少宛高下も有る歟

一御傳馬は寛永十四丑年に初りて三十六匹、同十五寅年に六十四匹、都合百匹は御傳馬に極り畢ぬ、但し一匹に百坪宛、一宿にて一萬坪之地子御免也

御證文に曰

一屋敷貳町壹反三畝拾歩　　何町

此分米貳拾壹石三斗三升五合

右是は今度新規御傳馬屋敷、地子六拾四匹分、一匹に百坪宛、居屋敷之内を以引被ㇾ下候間、寛永十五寅年之物成より可ㇾ被二相渡一候、此外三拾六匹分は、寛永十四丑年より御赦免に候間、可ㇾ被ㇾ得二其意一候、以上

寛永十七年辰十一月　　曾根源左衛門印

伊奈半十郎印

其地之支配人　誰殿

是は宿へ一萬坪宛の田地を被二下置一は、少宛の助成にも可ㇾ成に、各所持の屋敷之年貢を一萬坪御引給る事、あへて御厚恩にも見へがたし

右御當代道中御傳馬の定し命令の初是なり、勿論國々宿々に可ㇾ呈其地利に隨て、地子の差別御證文の品少宛の違ひあるべきか、是は先江戸を所宿に大體如ㇾ斯なり

一人馬繼立、東海道の法なり、外道中或は二匹二十五人、其外其國其所によりて、品々あれば一様ならず

一その地は諸事天下の御用と云ことにも、稀に大名公家參覲交代之旅行も、寛永の頃は、往還の潤を以宿々富盛にして、公用傳馬の勤め輕く、宿々互に榮へたりし、御代長久に随ひ、段々上の御威光さかんに、公用も年々費重く成て、いつしかむかしの十倍二十倍に過し來り、往還の士も亦夫に随ひ用事多く、中々宿々の人馬にて御用難レ辨、初先助役の村五百石、千石の所を用て、往還の用事達したりしに、次第にその力不足、段々とふへ、中古定助の名分で、いつしか萬石餘となり、これも又不レ及して、後には一萬石餘と成

但道中宿々の様子、地の利によつて、宿馬助郷馬等差別あれば、一様にしがたし

一元祿の比、諸國の大名、夫々に皆色々の御用被二仰付一、所々の御手傳、旁以金銀の夥敷入事と成て、各其領分の國民の軍役あたり、士民ともに困窮して、家々に儉約を專らとす、かゝるも、萬事是非邪正の差別をまげて、偏に金銀の入用を減ずる事のみを、忠勤とのみする世上と成て、道中宿々へ出ては、諸家皆むかしの格を減じ（物を是とし）（マヽ）理をまげても人の損を不レ構、他へは能事を略して、自は世上ともに人間驕り、諸事昔より多くかゝる事抔はかへり見ず、道中次第に衰微して、宿々も零落に及ぶの上に、近年又天下所々一同の火難に度々懸り、宿として燒亡せざるは稀に、困窮極てむかし

に似るべきもなくなりし事、往來所見のごとし

一　近年往還するの公家、不法邪惡段々前に書る如くにして、道中宿々の入用追年夥敷、且又道中を可レ肥諸大名諸往還の行客は、次第に事を略して人足薄く、困窮すまじき謂なし、況や又近年縱金銀の狂ひにによつて、道中へ落る所の金銀は、下直にして而も珠玉のごとし、民間の困窮何を以てつぐのふ事をせんか

一　抑道中宿々百匹百人と云ふ事、右寛永年中之御定の時は、世上に金銀錢と云物拂底にして、適々一郡一村に一兩の小判有をば、近里遠境打寄りて、頂載拜見して歸る底の事成故、萬物下直に、金銀錢獨り貴く、馬を所持して一日に駄賃百錢を得れば、其貴重なる事無レ限、殊に馬は漸く金二分三分より壹兩も出して、寛永には五六才にして、三四寸の四足堅固にて、能く往還の荷物を負せ、早打を乘るに事足るを得る、歩行役人馬士に一年に、金壹分貳分もくるれば、腕をさするの男を抱へ、往還の傳馬を勤め、而も人々渡世と成し事故、地子の御恩斗にても、爭て只御傳馬役人に成度事を願しぞかし、夫より段々時移世去て、別けて乾の字金、四ッ寶銀の節は(重ては)(マヽ)金銀獨り其の位ゐ下りて諸色洪(マヽ)にして、何樣成老たる拘子馬も、往還の荷を一時に皆々至るに及んでは、はや乾字金五六兩よりして、少少事を吟味すれば、十兩より上に出ざれば求得る事かたし、世の變に隨て是を見れば、昔しへ一萬坪の地子を御免有て、百匹百人の傳馬の御定法、今更所詮無きに似たる、縱令一宿に百匹百人定る傳馬

役人有時は、役屋敷二百軒也、一萬坪を二百軒に割て見れば、一軒に付漸五十坪宛にあたるなり、惣じて大體屋敷年貢壹反を、先永百五十文取にして、一萬坪の年貢高永五貫文内外也、勿論所により、地子にも御年貢にも高下有、又宿より馬役屋敷、歩行役屋敷の員數、御傳馬の人馬立樣、多少高下有て、少宛は品替るといふ共、大凡如此にして見れば、夫れ永五貫文の金五兩也、今時何ぞ金五兩にして馬役一匹も可相立哉、近年諸色高直にして、武家方の馬持高に苦勞して、物の入事にて考へ知るべし、勿論馬有といふとも、馬獨り役を勤むる者にあらず、馬士といふものなければならぬなり、近年馬士一年の給分乾字金五兩かゝる、且又右萬坪の御年貢永高歩行共に、二百人へ割て見れば、一軒に付一年の被下もの、永廿五文にあたる事なれば、前後の宿へ一度往ば、此駄賃一駄分にも不及、斯して年々歳々、人苦み馬疲れて辛苦困窮し、往還の士に打擲に、逢のゝしり賤しめられて、生涯を送る事こそ不便なれ、是等の委細を知て、道中の困窮を察すべし

一　日々の駄賃錢人足錢などは、右に述るが如く、古へは一日にせず、百文を得れば殊の外貴くして、下直成諸色いくばくの用事を足し、渡世に成しにより、人々傳馬役人に成事を願求といへど、今は是に反し、一日に百錢二百錢を得ては、中々以て人馬共日毎に世渡りに足る事なし、況や駄賃など云、一月三十日詰て心あてに成物にあらず、縱ば往還多く馬をすゝめくり合し、能日は一日に三四文（マヽ）の錢を得るも有といへども、又幾日も通りなき日は、馬士二三里四五里荷取に出て、漸く晝夜かけて終

に一駄の賃を取、又は星をいたゞきて終日松蔭に寝て、空しく夜更て歸るも多し、凡そ一年十二ヶ月を歩々（マヽ）して、一日百錢にあたらぬ事役を勤るに至ては、其小遣と成て主人の爲になるなし、殊に近年は御朱印傳馬多ければ、一年三百餘日に、人馬强く骨を折て、其上一錢にもあたらず、内より沓わらじ小遣錢を持出して、遣ふて歸る事多し、其外或は御朱印ならずとも、彼公用の邪人に逢て、錢の替りに打擲に逢ひ、却て手前の錢を遣ふて歸るも有り

一　夫れ歩行役人と云ふ者は、不斷遣はれて錢取る事も、十日に漸く二三度も有か無き物なり、或は送御狀箱持に當り、公金内夫働に遣れて、問屋場の御手傳にも相成、所々往還限りなき傳馬、先觸、廻狀等の御朱印にあらずして、錢にならぬ分、皆歩行役人の持に成、且又七里繼の市に荷を持事、晝夜に不限、是を呼出して重き棒と云、十人持之貫目をば、漸三人分の錢を得て、剩へ追立られて行也、十里の人馬代は前に云がごとし

小錢にして重荷を持事あれば、途中にして酒食に身を沐し、又は骨不レ及者は荷物を入れて錢を足す有、惣じて晝夜の重荷を勤て、人馬元より金鐵にあらねば、平生寒暑を凌ぎ、雨濕に當るといへど、常に食事も時にあたらず、しかも宜しからねば、折々之草疾（マヽ）みにて病馬病人も多し、仍て勘定のごとく年中詰て用も辨じがたし、尤人馬ともに縦病と云事あらぬは、其日過のもの一日煩時は、一日の食事なきがゆへなり、如レ斯時代遂に偏りては、古へ定りし事の變じて、成るなきを知る人もある上

にも、五十三次の人馬は、百匹百人有筈の物とのみ思ひ候、又代々の掟に慣て、可レ持筈の事とゝのみ思て居といへば、力不レ足城下〳〵の大驛か、又は津々湊々富饒之地ならで、所々田舍宿の分、急度人馬を可二相立一謂れはなし、倩々此理をおもふに、凡そ武家にして何千何百人と云限りなき諸士、又其組々輕卒は、それ〳〵急度知行切米給り、代々御影を以て妻子をはぐゝむだに缺目有て、揃ふ事は稀にある習に比べて、いかに卑賤の下々、牛馬とひとしくもの云事あらぬとて、かゝる道理も辨へなし、ひたもの攻めにせめらるゝ事こそ悲しけれ、斯る事も筆の序に書付て見れば、予も初て知る心地こそする、自身勤る宿のものも知らねば、夫れを日々に下知する問屋もしらず、命令する人は猶しらじ

一　宿々にして年々一度宛は、町中惣百姓寄合、一年中之人馬之員數を吟味の上、誰は馬を持、誰は歩行役、誰は金を出す抔、年々鰥寡孤獨之類、夫々は願に應じ、宿々に從二古來一色々の押形有て、或は帳付馬さし等、問屋場諸役人等をも相定らる事なり、元祿の前迄は人々に、馬持事を好て、前方より偏に馬役の願出たりしに、それよりは段々只役金を出して馬持事を不レ好、依て年々役金を增て出させずといへど、かゝる金を出して馬持は少なし、自分に馬を持て見て、誠に金の大分に入事を知るなり、よつて人々願に賄時は、宿々の馬中々半分も相立事なき故に、おして馬役を云付る時は、夏より秋迄の間は、草有內は持といへど、冬枯に至りては持續する事不レ成、いつか人に賣て厩を明け、又は元來乾字金一二兩位にて、目もなく年もなく、骨と皮斗りの瘦馬を引込、ひどく遣ふて物を確とくれ

ざるにより、夏中に皆叢の枯骨と成多し、何ぞ秋を待事あらん、公所より權威を以て詮議に及時は、色々の邪智を出して能く其時の間を合し、百匹百人都合するに似て、跡より用に立事なし、公所より猶又吟味つよく、しば〳〵する事あらば、其所に多く害あらん、畢竟大概百匹百人は揃ふまじき道理、如ㇾ斯あれば忠臣何れの日か此書を納れて、上不慮にて下虚ある事を察し、是を明君に諭して理非を思量し、慈愛の間を勘辨して、正ㇾ之の時節に至らば、豈國政の其一つとやいはん

一 向後宿々百匹百人の御傳馬も相立、往來不法も改むるべき事、大方にして不ㇾ可ㇾ叶、明君は正ㇾ之の時に至らば、宿々問者を入て能く其地利を尋、且又其宿の土地、善悪、邪正、長短、廣狹、或は助成の有無明白に捜し求て察し考ひ、助郷の力勞都合して吟味の上、とかく百匹百人可㆓相立㆒食祿を附なして、萬事空を以て治る事を不ㇾ改ば、從ㇾ是道中能く相續する事あらじ、縦へおして有來るごとくせば、一年送りに公用は辨ずといふとも、更に實事にあらじ、猶宿々を捜し求る手段、問者を入るゝの術、口傳の卷に讓る

附 凡そ道中驛舘の宿々、年貢諸役傳馬、郷主往還可ㇾ賄入用等悉く擧て見れば、高盛にかけて、所により十五六、二十廿四五迄の盛にあたる所有物なれば、是等の考へなくんば有べからず、且又助郷の村にも、往還役勤る事は、國土の郷村にすぐれて別て難儀なれば、是又何れとも一通りに御吟味有て、一づゝ切に御立あらんこそ、國家の順路とも云べき、凡此事は東海道に限るべからず、何れの道

中も皆以て爾也、木曾路は近年東海道の御用多く、大御用差合の節は、良もすれば御番衆木曾路へかかつて、所々によりて十里の路を勤めて、人馬の辛苦限りなし、村々常になれぬ役なれば、宿々助郷共に、其造作物入困窮に盡しがたし、是を尋ねてしろしめさば、豈忍ぶにたへ給はんや

第十一　五十三次は五十三色にして、人馬繼合諸事しまりしまらざる子細を辨ずる事

附　向後しまるべき仕形之事、并外道中も同前之事

一　抑道中五十三次と云は、宿々往古よりの名として、古今天下の大道、倭國君道の手足也、又人身の骨髓有る如し、筋髓衰へては、(マヽ)身誰か能く其用を辨ぜん、夫れ國土を人身に比して見れば、凡そ東海道は□脈にて、北陸道は脊脈のごとし、其外五畿七道、皆人身一體の血脈運行するが如くにして、一息の間も止事なきに似たり、治國の通用、何事か是に比するあらん、天下長久の功路、四民萬物の更易、尤國家の重器なり、よつて公所別に置二職役一開二判斷一、しかれ共、五十三次は五十三色にして、其地の體其地の用、其地の人其地の利各不同あり、依て邪正善惡、是非得失、治亂以て樣々なり、縱ば其地の廣狹富貧盛衰にして、能く人を得て治り、人を失つて亂と、人を得て用を辨じ、人を失つて用を缺く、萬事皆其地によらず、其物に非ず、唯壹人に有事なれば、人を撰て用るは第一とすといへど、所々其驛亭之長、皆古しへよりそれ〳〵の家を繼て、其所の役をなし來るにより、善惡淸濁色々の生得

有て、其器量まち〳〵なり、或は其職事を作すあり、なさゞるあり、今改て是をいかんともする事難し、諸道中皆準レ之、凡そ國家の命令は日月の餘光のごとし、一様の大度にして、密に又密にして一様なりと云へど、爰に其品まち〳〵成事も知らずんば、其職役に居るの人、其藝の密ならざるに似たらんか、仍て所々をつまんて、大概を左に掲ぐ

一　驛有、其所元より繁昌にして地廣く、人家多く山により海に臨みて佳景あり、諸國の廻船着岸之地、又は江城下の遊客盤旋する所也、誠に楓橋の夜泊とも云つべし、此地の人は、日々艶色の洞を以て金銀を釣事、蟻の蜜に付がごとくなれば、此餘慶を以しては、いか様にも往還の用に達するの金銀は事の缺る事有まじきと見へながら、一向左様なる事にあらず、其地の富饒と違ひ、公用とあれば一分の金にも締り、又は時によりては錢百文程村一統の事も差閊て、急の間に不レ合事有、此事如何となれば、彼の日夜金銀釣て芥の如く遣へば、體を養ふに他事なきは街賣の類にて、常に驕りて天を恐れず、縦ば初鰹一本に、錢壹貫文をなげだしても、更にかへり見る事なし、畢竟己れ〳〵が一分のかせぎにて、人に賤しめらるゝ街賣を勤め、常に無念がちなるを、富にかへたる事なれば、其錢を公用とて其所へむざ〳〵と出す可き様もなし、人一錢を出せば己れも百錢を出す、依て何程富る地と見へても、十に五六は貧賤なる者多き故、惣じて其所の入用公用は、差閊る夥を知るべし、宿々何れの處も往還入用、諸事一年中の懸、夥敷懸る事あれば、先此所なくして、公用の能く辨ずると云事はなき物な

り、是に差間ある故に公用調兼る、縱ばいか樣の不慮成異事出來ても、金銀を先なげ出して人を遣ふ時は、事不レ成と云事なし、人を先にして錢を後にする時は成事なし、是より萬事差間て公用遲滯し、切りに官に召れて入用懸り、助郷之村々迄非道の重役當り、不埒の出入公事起り立て、上へ對し奉りて不忠の事共多きぞかし、是等畢竟其所の亭長、久しく亂れて人を失へる也、同敷驛有に右に均く繁華の地なりといへど、當時不レ得レ人して法令しまらず、しかれども、是は人其所之宿にて、おして公用を辨ひ□□□□□□

一 驛有、其所山海をはなれて市場あらず、又は山林空地一歩の餘慶なし、年來困窮の地にして皆貧人なれ、朝夕卑賤の事のみに生長して、善事を知らず、生るゝも又生るゝも、其氣を受其風を慣ふにより、代々邪の事を心とし、仁道の事は夢にも知らず、公事出入を事として、其所年來扶持に連て困窮して、退轉屋敷多き也、後には其町の役屋敷立家ともに、只くれても貰らふなし、次第に上屋敷多成程、殘る傳馬役人の困窮と成るに付、無二是非一役屋敷受取、可二相勤一者には二三年宛役をゆるして、所より地埋め、其上家族金として、品により五兩十兩、又は二十兩宛も、所より差添抔して、取立る類も多かりし、何れの國の果にも、只くれて貰ふ人なき捨果場の、有べきともおもはれざりしに、近年公所より改正有て、能く其人を撰み揚て用ひ給ふより事改り、五年之内に其所の規矩を正し、人の風儀直り、五十年來の舊惡を悔み、人柄自然と能成て、其所にてその人を得る事、縱は戰國の古へ、

五覇之國に其八を得たる如し、從レ是其地上に立者の風儀に慣ひ邪を止め、正に歸して專ら耕作を勸め、產業に心をよせし故、四時食足りて逼る無く、公事出入更に絕えて、後には聖書の端をも覗て心と成て、大學小學の敎も聞かん事を心とす、曾て地和し人親みては、鄕心一つ成により、纔の小驛たりといふ共、公用更に滯る事なし、いか樣に大儀有て、道中仕損する事有といふとも、此所に捨て更に不レ勤也、常に纔を心として正に隨ひ奇に應じ、軍卒の善將に隨ふが如く、自の手足に似て體と用とを不レ離、人勢雖レ微一度も不レ取二不覺一勤めたりし、夫往還之辨は、偏に軍旅之事に似て、天之時は地之利によらずして、何ぞ畢勝をとらん、凡町之手勢に、助鄕之人馬を懸けては、常に百二百を集て用を辨ず、大に至れば千二千とも成、五千七千にも及ぶ、縱ば手に集めて用る人馬は味方なり、來て責はたる旅客は敵なり、かりそめながら、敵味方かけて二三萬に及ぶ、人馬入亂れて事をなすは軍令あり、其地それ〴〵の將心あつて、法令を能する所は事を調べ、是に心なき所は事を亂す、然れば此地近年夫々に能く人を用ひて皆國成り、故にいか樣の大事にも、終に備へを亂さず、小勢を以て前後之大敵に勝る事、其志勤たるとやせん、殊に第一には近年此所改正之節、とくと始終の相續事共を考へ、所願を捧て公用可二遣用一金銀を出す所を捨て、是に差間る事なし、所は元來貧乏にして前後の驛の富みなし、初鰹などの事は沙汰に不レ及、生鰯等にして十文とも出して、常に食ふ事は不必といへど、公用に臨て金銀之入節は、縱ば五兩十兩百兩の事にも滯る事なし、是れ公用を重くして、私用をかへりみざ

るとやいはん、大將居ながらにして人を用ふるに、遠近共に事ならずと云事なし、とにかく上に立の人勤めて後、其志の下の人へ至らずといふ事なき事、爰に知られたり

一　驛なり、山中なり、所狹く貧地、さして常に旅人の泊りすくなく、所々に名主問屋年寄等の役人多くして、諸事しまらず、公事出入絶えすといへど、事確と落着したる事もなし、皆所の困窮なり、只其の所の百姓、在々助鄉の村々律儀成にて、先ともかくも往還の用を辨ずといへど、不斷事の缺たるのみにて、良もすれば往來人馬滯る、尤も時々異事も有て、年來人苦み其所困窮す、時至て明君の改正を待のみ、何の助成共なく、又往還入用賄の出べきなし、又同じく山に據るの驛有、是は常々往還の旅人泊り所なれば、多くは此助成を以て相立つといへど、さして外に一年中の往還入用賄の可レ出程の心あてもなく、町中に上中下の品を定め、小間にかけて錢を集め、是を以て事を成すに足る事なし、是又其所に頭立つ役人多く諸事一決せず、只助鄉の能々勤る力を以つて相立とやいはん

一　驛有、海邊也、市場にして富る者多し、上に立つの役人多しといへど、直成者有て能く事を作す、其所領內共に廣し、同驛有、海に臨の地にして舊跡也といへど、其所上下人を不レ得、惣て領內狹く、助鄉の都合不レ宜所、困窮して良もすれば往還滯り、公用を缺く事度々なり、役人罪せらるゝ事多し、平生危き事のみして暮すといへど、是を訴へる事を正んとする力の人を不レ得、悲哉

一　平塚は驛路の名のみにして、前後の繼合を用て相立、箱根は山上にして助鄉なし、宿人馬を限て

繼立て、是を遣ひ切る時は、差當り御用の外、往還に構ふ事なし、此所深山の嶺に有て湖水に臨み、地狹く田地なし、剩へ山中に居て百姓自分の山林なし、薪は猶深山越て湖水を渡りて舟にして採り來るに、其路遠く、依て其價都よりも高直也、諸色拂底にして、ひたすら往還の助成のみを渡世とす、何ぞ及ぶ事あらん、貧苦困窮成事と知るべし、三島は國の府にして、其所廣く事足るの地なり、殊當時人を得て能々法令を締り、用を辨ずといへど、只山中難所の繼合遠きにくるしみ、良もすれば心外之失事に逢ふて、罪を得る事多し

一 城下〳〵の驛は、代々其城主との心にて、其宿の可二相續一助成など有もあり、又一向に無きも有るといへど、先づは城下〳〵の御構たるによつて、諸事夫々の御合力有て、萬事仕能事のみなり、或は燒失の節又は往還不意の御用、旁以て差當る大事には、先づ城主の御苦勞と成故、急を辨ずるに力あり、惣じて可レ憐は御料の宿々なる物なり

其外所々十宿は十色の品に有て、皆しまる事すくなし、畢竟いつもの地も元來宿々の儀二三四五ヶ村寄せて、一驛うせし事故、皆一分〳〵の村名分れて、それ〴〵に別々の名主問屋年寄など有て、一月を色々に割て、非番當番として勤ること多ければ、諸事しまらず、何事に付ても無益の事も多し、第一是を正さずしては正道に至りがたし、此の事所々前段に出たすといへど、猶又道中にては別けて口傳多し

一　道中宿々の事、或は海川の助成、山林の助成を以て相立有り、外に公田有て助成となるあり、又古來の拜借を殘し置て所々へ借し、いまに其元金を不ㇾ失、此利を以て用を辨ずる有、所々より年々出所有て、御米給はるもあり、皆それ〳〵とにかく米金の出前なくして、驛路の用事保ち難しといへど、間には一切助成は無き所も多し、故に民間大きに苦む有、凡そ宿々等甲乙善惡邪正貧福のまち〳〵なる事、一概にして論じがたし

一　道中宿々のしまりしまらずして、無益の公事出入起り立て不ㇾ止、とりしめて可ㇾ相願ㇾ肝要の事共は、誰有て一人身に懸けて是を云叶ふ事なきは、人を得ざればなり、宿々樣々にして國人困窮し、旅客も時によりて迷惑の事共多し、古へ榮へる所も衰へ、昔治れる地も亂れたる所のことは、凡そ百有余年の間の天地の衰へあればなり、百年捨置て何ぞ一樣ならん、抑道中宿々に其處に品々あり、縱ば名主は其所の地方の棟梁なれば、是れを以て上座として、諸事是に從ひ有、又問屋は公所より御米を給り、往還の用を用る事あれば、問屋を長として貴む所有、或は年寄に成り名高く、名主問屋の上に立も有、勿論其時は人により祿により古來よりの筋目により、其品樣々なり、其の下地の仕方、所の作法は一樣ならず、人に依て治り、人に依て亂る、是國家古今の道なれば、五十三次には五十三人の亭の長を撰み上げ、從ㇾ是一樣の命令ありて萬々是非を正し、一驛一體の心として、天の時地の利人の和を遣用るに、能く明君の德行はれん、此手段所々に段々書くがごとし

第十二

驛々問屋帳付、月行持等之由來是非を辨ずる事

附 問屋場を經歷するの役人共は、直にして曲、曲にして直ならざれば、常々能其用を難レ辨子細を知る事

一 夫れ宿々問屋と云は、其驛の人馬を取る役にして、從二先年一米貳拾俵宛を給はる、古へも馬締と云事庭訓などに見へたり、往還の輩には幾多の功をなしながら、却て犬鼠のごとくに賤しめらるといへど、公米を給はる迄は、時の君の御心により用給ふ時は、何ぞ下官の內にも入る事なからざらんや、しかるを往來公用の輩等に、卑賤の族迄、時の盛を假て枝鼻ねぢりにて、むざと打擲惡口する事こそ心得ね、縱ば鄕村官吏の下代、驛道の官人、民間の口米を取、又御年貢諸役の外に國々の民間より高にかけて米を出し、是を得て勤るの品に較べては、問屋こそ誠の御藏米給はりて、御扶持人の數にも入るべきに、世はおかしき習ぞかし、殊にかり染ながら一驛の人馬を取り一郡一領の助鄕村々え下知し、高凡そ二三萬石の命令を下知する上は、その職又輕きにあらず、況やかゝる內には古しへ士武の下に仕へて、軍戰に臨んで祖に武功有輩も有、又鄕將として久敷其所に居り、いつしか其所の長として、此職に居るも有、所によりて名主年寄の上に立によればなり

一 二十俵宛一宿へ給はる御米も、宿々の品樣々なり、宿々より問屋一人にて申受るも有、二三人にて給はるもあり、又遞り御狀箱の役に懸つて、宿々年寄迄大勢にて分け取有、且又宿々問屋前にて馬よ

り口錢なども、其日の當番の帳付月扶持を取て、其日〳〵の渡世の爲にするも有、又其日の薪筆墨紙の入用に成る所も有て、更に問屋の物に成はすくなし、古しへは所々の三度荷物宿々問屋へ着して通りしに、年中餘慶の事も有しよし、今は其事曾てなければ、惣じて問屋と言物に損のみ多くして、益すくなき所多し、且又諸大名參覲交代之節、古へは年中諸家中迄、人馬の世話する禮謝として、それぞれ目錄など給りしも、次第に彼にかこつけ是によつてそろ〳〵と減じ來り、今はすくなし

一　所々より問屋に何の所得なく、往還の不法にあき果て、役を辭し遁れん事も欲すといへど、受取り者もなく、無二是非一自分に持來、所の田地屋鋪を問屋役に相添て漸々相渡、役をのがるゝ者も有、惣じて道中をならし、問屋を評ひ望むは十にして一つもなし、殘るは皆いやがる事のみなり、是畢竟御恩は薄く、公用の人の不法狼藉の事多きが故なり、何ぞ天下の手足として、日夜大切の御用を辨じ、御米をも給はりながら、かく人々忌嫌ふ、自分の家財に金銀を添ておし付け物と成事こそ口惜けれ、是は上にしろしめされぬ所なり

一　宿々の問屋は大切成者なるに、其品々多くして其所ニ治亂一樣々なり、能く人を不レ被レ得處は亂也、一驛助郷の村々迄に懸りて、人喜び人苦しむ事、唯問屋の是非によるなり、其役料とする事宿々多く、少々の品有りて、曾て渡世とならざる所多きにより、いつしか身代衰へ、其婦手鍋を提る體にて、衣類も見苦しく、場所の勤め缺て、折々病氣と稱し、帳付馬さし等のもの集居て、大切の役所を賄も有、

非番となれば、問屋日暮よりふら〳〵と出て、徘徊する樣に成る事、畢竟宿々に問屋多く、非番當番と云事有て、身にしみて勤めざるが故なり、凡五十三次は五十三色にして、かくしまらざるを知て、改めずんばあるべからず

一　宿々と云ふ物、むかしより一驛一村にして、諸事一樣にしまる事はすくなし、元來二三四五ヶ村を集めて一驛にして、町の名替て別に成有、仍て一月の問屋場を或は石高へ懸て勤、或は町軒へ懸て勤る有、只己々が當番の節、身に當る事をのみ思ふて、他の事を不レ思、各頭の上の火を拂ふ心して、互に惡み中あしく、諸事一階のがして常に滯るを正さず、法を改めず互に見合讓り合て、其處の國定に不二相立一事も有て、一人身に引懸けて願事もせず、年々を空しく過して諸事不二埒明一事のみ多し、且又一宿二人にして問屋を引受て勤る所は、少々宛の役料もやとひて渡世にもなり、とかく何事も一人の身に懸る事なれば、平生事を油斷せず、是非に可二相立一事あれば、一人の身に引受て身命をかけ願遂るにより、願として成就せずと云ふ事なし、終には仕追ふせて、諸事其根元を正し堅くするにあり、大勢にて勤むる非番當番の有役より、一人して勤る定役は更に苦と成事なし、是一驛を手に握し、一分の智を盡して、心の儘に勤るによつてなり

一　宿々問屋場に居る帳付役、別て吟味の上相應成者は稀なり、夫々問屋は外を下知して、町中助郷の人馬を差引、往還人に對して用事多くして、問屋場にすわりて居るは稀なり、唯帳付と言者其所を

ふまへて賄ふもの成により、氣轉、日がねの不ㇾ及者は用るに不ㇾ足、殊に第一胴骨すはりて氣强者にあらずして難ㇾ叶、臆病の者の勤る場にあらず、段々前に書が如く、不斷はなねぢの中に立て、危き事朝夕なればなり、夫には縱ひ戰場に至ても、事に臨まざればあへて人を切る事なし、杖棒は彼の公用の士、國々の惡害不斷手に持可ㇾ打こと箸を執る如し、かゝる中に其役を勤めて年々を過す事、中々身を持人の勤むべき業にしもあらず、畢竟無分別者のみにあらずして勤る事なし、夫により近年宿々において、其人なくして事を缺ぐは帳付なり

一　月行持を馬さしとも云、是等又帳の下に立て等しく問屋場を守る、縱ば與力と同心のごとし、是等の役人と云は、不斷金錢の取扱ひをして、武士に對して請引する事なれば、半錢事も不ㇾ違樣にして、町中へも往還へも、急度正しく事を詳に取斗ざればならぬ役なり、然といへど又律義一偏にして、心の働もなく、是も無分別ならでは一日も此役には居難し、馬士などの上りにて一度はにぐらの柄をもとり、ちよつと握ても錢の員を知て、百錢の内に一錢の過不足を云ふに不ㇾ違、參覲交代の節、二條大阪の御番代、其外近年色々の士、用人一度に込合、混亂の節夥敷人馬の賃錢をもらさず、帳に留て少も不ㇾ違樣に、一日〳〵を仕廻て、すぐに夜を勤め、毎日打續たる勤方に滯事なきは、恰かも妙を得たるがごとく、いづくよりいか樣にかしこき人をよせて賄共、此事におゐて早速其用を辨る事なし、日比馴たる者の帳付、月行持と成て勤れば也、抑も問屋などの事は、上に立つ人常の理を以て斗考へてい

たる事更になし、變を以して勤ざれば其事不﹅調事多し、常の内に變あり、變の内に常有、常を以て變を防ぎ、變を以て常を守る、奇正常變主客の法、其身には不﹅知して、能それ〴〵に勤る事多し、其身に不﹅知して是に叶所は治り、是にそむく所は亂る、然れ共この常變只宿々にはなくして、往還の士の心々に有事、段々前にいふがごとし

一 夫々宿々に於て、帳付月行持と云者、目はじきせず、往還の言に任せて、札外の人馬晝夜共にむざと差出す時は、其所の人馬の可﹅續樣なし、又一年も立事あらじ、幷にそれに隨て問屋場の物入多く有事、段々前に述るがごとし、皆所の困窮と成る、夫を帳付月行持、能夫々に其人を知て勤ることなり、縱ば歩行にて來、殊の外輕き出立の人も、問屋場へ來て用を云て見所有て、人馬諸事心よく早速に出す、又見所いやらしき人、大勢にて來て責るといふ共、能く辭して謹て敬ひ乍ら、一疋壹人用に不﹅立事あり、千變萬化其品一々書し難し、若是を見損じて其事違ふ時、彼不律の人の爲に、忽ち手荒き目に逢、又後日に大きに惱されて、畢竟皆其入用夥敷かゝる事となり、宿々潰れの端となれば、能々たんれんなき者は勤るべき事にもなし、惣じて問屋場に居る者は能く諸國の人を見知るは、何れの國の人はかく、何がしの家風はそれ〴〵と、其風體言語荷造り衣類等迄、暗の夜にも見知り聞知る、又五町十町見て來るもそれ〴〵と見分て、事其道にかしこしとやいはん、第一は身を身ともおもはず、無分別の者ならで、かゝる場に止る者はあらじ、それを羽翼として場所を守る、宿々の問屋又術なり

附帳付の切米たること、多くは自分〳〵に可レ勤、一匹の役に所々より米四五俵宛か、金子二三兩斗にもあたるものなり、月行持は是に次ぎ宿々様々なれば、一概に論じがたしといへども、すぐれて能きにもよし

一　凡問屋場を勤る者、拜村々より出て人馬かさしと云者あり、是等は皆一曲宛ある者にあらずしては、大儀に臨て大成勤は成がたし、縦は荷馬を吞者は馬を産み、人を吞者は人を産と云事有、其器の者にあらずして用るに不レ足、或は急成賄、惣じて大分の賄の節、人馬不足か、又は不意に取懸らるゝ事有に、下働に能者共なければ、少もひるまず、前後の宿の跡々、人馬を能用て一方を賄、町中近村の役外の人馬をも時に臨て用事を能くす、或は遠方の人馬の可レ戻をば錢を打てつなひて用ひ、とにかく術をめぐらして事を調ふ、かゝる働きは人馬を常に吞む心の者に非ずしては難レ叶、故に小邪をゆるして大邪をなさしめず、更に問屋の事も人の多少にはかりもよらず、上下其所の人は心一つに成て賄ふと、別に分て亂るゝとにあり、抑往還の事に多緒を專ら掛て常をもらす、是れ皆往還の人の變邪成る故なり、其謂處々にて替ける如し、此後若明君の國法を正し給るによらば、驛々の心も皆是より改りなん

餘　意

一　或人曰、古へは諸國に問丸と云ふ事有て、國々津々所々浦々に至る迄、商量交易の事を問ふ、上よりも問ひ下よりも問ふ事により、此名有て唱へたり、尤官令所の其の一市にあらずして、何ぞ丸と

云字を置べき、市中皆此處の令を聞て賣買の法を定む、當に是を呼んて、問屋と云、所謂米穀炭薪綿綿材木銅鐵の類、其外の諸色それ〳〵問屋有て商買の事を捌く、諸道中に五人馬の問屋有て往還人馬の事を御決斷す、是民間の重役なり、しかるに世の中段々變じて來、今其職に居の人を撰事なく、只其家類を追て自分〳〵の身より立て其家を起し、公人と御傳緒之事と成來てより、國家交易の事には心なく、只自分〳〵の利得の外、職の事に預るなしとのみ思ひ、常に天地の變を耐るこそ、間を窺ひ買置して賣らず、とにかく人を惱しても、其物に利あらん事を思案して、工夫するの外他事なし、公人も從ㇾ是新にして諸國の問丸を御正し、此職に置く人を能と御吟味ありて、國家に不法なからしめば、豈民間の幸ならざらんや

一 或人曰、古しへは國家の罪人を以て驛路の事を勤めさせ、それ〳〵隨て其罪を補ふてよし、今も是を用るに利あらんか

一 當時は被ㇾ仰 出倹約ニの事は、人々難有なる事の有りと存じ、物を質素に執行の事有なれ、然るに諸家の內此命令に乘て、先へ消すの物をにひた物喰して、人の難儀困窮する事を不ㇾ顧、自の事は世と共に段々驕り來て物を略する事なく、萬事昔に替りて一夜の宿も物入事多し、何ぞ一方の事を用て又一方に心なきや、惣じて世間の事先づ對する物有をば、先に其是非得失に心を付て、後に自分かへり見、其上に事をなすに宜しからんか

一　儉約に萬事是非得失有益無益邪正虛實の理あり、能々是を穿鑿して用る時は、自に利有て他に害をなす事なく、凡物は大數小數の量を、とくと分別して無益非道儉約をば不ㇾ用も、又有益ならん、則是も一つの儉約を能くする也、家々の職に居る人の眼目、爰に止る者か

一　諸家の儉約と稱して道中に出て、宿々の難儀をば不ㇾ顧して、古來より有來る事を減じ、今も出入の人諸町人抔の大勢の送迎をば止る事なく、かけ合の料理酒など出して、此上に銘々目錄を請る事有、是等なんなくても有まじと云人有、實に道中に折角非道の儉約して、年中用を勤る本陣などを倒し來の餘慶、此一日の費に不ㇾ及類、目前に多きぞかし、是等は只其家の役人の誤れるに非ずして何ぞや

一　或人曰、延寶年中に天下一同の飢饉に付、道中の木錢を一倍に被ㇾ仰出、御觸出し有ㇾ之節、先御三家方御泊休の本陣へ被ㇾ下物一倍と成、今に至る迄白銀五枚十枚也、其外讃州高松の大守公一倍と成り、三枚六枚なりしより、諸家段々貢は一倍又は五割增と成來し、其後又そろそろ異變有て、今更其節の格ならぬ多しと

保土ヶ谷古來より御證文寫幷書留共

一　寬永十三子正月御錢一宿に付、百貫文宛拜領、小幡三郎左衞門殿、久留七郎左衞門殿御奉行として被ㇾ仰渡ㇾ候、御代官伊奈兵藏殿

一　寬永十九午二月爲ㇾ御救ㇾ、一宿へ米貳百俵宛拜領被ㇾ仰付ㇾ候、御奉行矢部藤九郎殿、榊原市郎右

衞門殿、其年より八月迄上酒は壹分、壹俵錢壹兩に四貫文かへ、其節米相場大分高直成處に大成御救に罷成ろ
一寛永十四の冬寅春兩度御救、是は嶋原御上使ニ付、御米九百八拾俵馬數百九拾六匹へ、九拾俵人足方へ下され候、但し保土ヶ谷へ宿分なり、御奉行曾根源左衞門殿、伊奈半十郎殿、大河內金兵衞殿、御代官伊奈兵藏殿
一寛永末二月爲ニ御救ニ御金五百兩下され候、御奉行兼松彌五左衞門殿、伊奈半十郎殿
一正保四亥十一月長崎へ御上使ニ付、御錢貳拾貫文御拜領申請候、御代官伊奈半十郎殿
一萬治三子十二月宿々御救金五百兩宛、御奉行下枝忠兵衞、落合三郎左衞門殿、御代官伊奈半十郎殿、道中御奉行高木伊勢守殿
一寛文八申年、宿々へ御米七百俵宛拜借、戌十二月返納仕候、御代官右同斷
一延寶二寅年宿々困窮ニ付、五十六次問屋共罷出、御訴訟申上候ニ付、爲ニ御救ニ錢千貫文つゝ拜借、高木伊勢守殿、伊奈半十郎殿、
一延寶四辰春御金百兩、御米貳百俵一割之御拜借米金なり、同樣御金百兩、御米百俵一割之利付拜借、延寶五巳夏御金百兩御米貳百俵、一割之拜借
都合御金三百兩、御米五百俵御拜借、御代官伊奈半十郎殿、高木伊勢守殿、德山小兵衞殿、甲斐庄

善右衛門殿、關角左衛門殿御證文

一 萬治二子年高木伊勢守殿御高札御立被ﾚ成候・一から尻人足五貫目持、駄賃一里十文となし、荷物四貫目に御定賃一里四貫文かへ

一 寛文五巳六月道中五十六宿問屋共、江戸相詰御訴訟仕、駄賃二わりまし問屋御扶持被ﾚ下、添札御立被ﾚ成候、新高札御定被ﾚ成候、原田小左衛門殿、[illegible]又右衛門殿被ﾚ仰渡ﾚ候、又京都町御奉行宮崎七郎左衛門殿、雨宮勘左衛門殿御登之節被ﾚ仰渡ﾚ候

一 延寶三卯年[illegible]賃[illegible]三わりまし、瀨戸彥左衛門殿、藤井善右衛門殿被ﾚ仰渡ﾚ候、御奉行高木伊勢守殿

藤澤宿の書留

一 慶長六丑年道中御傳馬御定一宿馬三十六匹宛、一匹に地子五十坪宛、御奉行彥坂小刑部、大久保十兵衛、伊奈備前守

一 寛永十酉二月御[illegible]被ﾚ仰付ﾚ候

一 寛永十四丑年宿々助高二千石宛被ﾚ仰付ﾚ候

一 寛永十七辰年御傳馬六十四匹增、百匹之辻地子一萬坪被ﾚ仰付ﾚ、御證文曾根源左衛門殿、伊奈半十郎殿

一　寛文五巳年六月、道中之問屋共江戸へ相詰駄賃願二割增被仰付候

一　米七石宛問屋へ被下米被仰付、岡田豊前守殿、妻木彦右衛門殿、高木伊勢守殿御證文

相州　戸塚　藤澤

右二宿公儀御用相達候、問屋肝煎中へ一宿ニ付、米七石宛當巳年より毎年被下候間、其方御代官所より相渡、手形取判定可被相立候、以上

寛文五巳年十月十五日

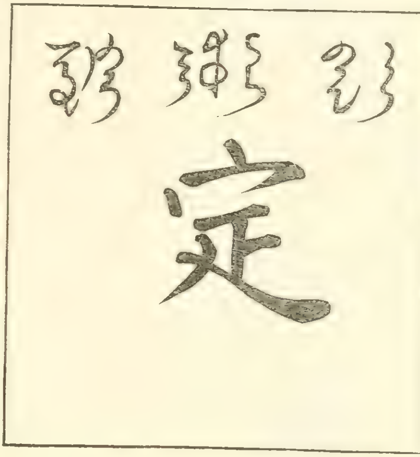
高　伊勢守
妻　彦右衛門
岡　豊前守

一　米貳拾參石六升　京桝也

戸塚御繼飛脚米

杉田九郎兵衛
武藤利兵衛
曾根源左衛門
井上新左衛門

貳寸四方程



此御朱印いづれの御判といふ事聢と知れず、殊に宿の可ㇾ有ㇾ之處見へず、保土ヶ谷に有ㇾ之

御朱印

上ノ三字
右文字
聢ト見ヘズ

此御朱印なくして傳馬不ㇾ可ㇾ出者也、仍而如ㇾ件

慶長六年正月　日

本傳馬百匹、幷助馬迄出拂馬無ㇾ之時は、其所の庄屋問屋往還の面々へ其趣申斷べし、然る上は往還の輩互に申合、前後の人馬不ㇾ滯、次に日限時刻を定、段々に相通べし、若又馬有ㇾ之を隱し置僞り申においては、庄屋問屋可ㇾ爲ニ曲事一、馬無ㇾ之時は無理に通べき由、申懸る輩あらば、幾度も申斷べし、幷鳥目金子一兩に四貫文、壹分には壹貫文賣買たるべし、この以前より被ニ相定一といへど

も、去年當年江戸火事の節、錢燒失たるの間、新錢多不レ鑄、國內は其時の相場次第賣買すべし、若おして一步に壹貫文の積買べきよし申族有レ之ば、承引すべからず、勿論相場より高く於二賣買一は、賣主は不レ及二沙汰一其所の庄屋問屋迄可レ被レ行二曲事一者也

戌十一月　　　　　　　奉行

一　今年洪水に付て米大豆等高直たるの間、道中駄賃錢御定の外一里十文增し、人足賃は五文增し、當年より來年中可レ取レ之事

一　往還の輩次馬人足近年甚多に付て、宿々人々困窮の間、たとへ國持大名たり共家中共、一日に次馬五十四人足五十人に過べからず、此外人馬の入においては其日の跡先日順々に可レ遣レ之事附人馬共に傳馬次にて御馬の如く可レ次レ之、若追通する輩あらば、御穿鑿の上、人馬不レ出レ之、町の年寄曲事に可レ行事

乘物壹挺に繼人足六人、山乘物は四人にて御定の人足賃を取て相送事

一　長櫃壹棹三拾貫目を限べし、夫より重き荷物は持運ぶべからず、人足一人五貫目之荷積にて三十貫にし、たがひ人數減少すべし、此外いづれの荷物も可レ準レ之事

一　乘かけ荷物五貫目迄は荷なしにのる、駄賃錢は同前たるべし、夫より重き荷物は本駄賃錢可レ取レ之事

右條々可二相守一候、若違背之輩於レ有レ之者、雖二後日相聞一糺二咎之一、輕重或死罪籠舍、或は可レ爲二過料一者也、依而下知如レ件

萬治三年十月廿三日　　奉行

定

一人賣買一圓停止たり、若猥背於レ有レ之者、其輕重を分ち、或は死罪籠舍、或は可レ爲二過料一事、附口入同罪之事

一男女抱置年季可レ限二十ヶ年一、過二十ヶ年一ば可レ爲二曲事一

一いにしへより其領內に雖レ爲二在來輩一、他領へ相越年久在時、妻子をも其所持其上科無レ之者を呼返す儀可レ爲二停止一事

一手負たる者を不レ可二隱置一事

一保土ヶ谷より神奈川へ駄賃錢壹駄付貳拾五文、無荷にしては十六文、戶塚へ四十四文、無荷にのらば貳拾九文、歸馬の駄賃可レ爲二同前一、但夜通急相通輩斗は荷なしに乘といふ共、夜の分は壹駄荷の積駄賃錢可レ取レ之事

一御傳馬幷駄賃の荷物一駄四十貫目たるべし、但四十貫目より重き荷物は秤にかけ、重き分可レ除レ之旨、荷は可二申斷一、若除くまじきと背申輩、幾度も申斷、其上にて無二承引一は可レ爲二出馬一事

一人足の荷物壹人に付可レ限二五貫目一、夫より重き荷物は荷主へ斷て秤にかけ、重き分可下相二除上之一、自然除きじと於レ申ては、如二先條一たるべし、但人馬賃可レ爲二馬之半分一事（マヽ）

附人馬之御朱印を傳馬次の所々において致二拜見一御書付之外、一疋一人も多不レ可レ出レ之事

一宿賃之事、旅人共に壹人に付鳥目六文、馬には拾文たるべき事

一人馬の賃、宿賃以下、御定の外增錢を取者有レ之ば、三十日可レ爲二籠舍一并其町の年貢爲二過料一五貫文、其外は從二家一軒一百文宛可レ出レ之事

一御傳馬駄賃は荷物馬を持ち次第可レ出レ之、但駄賃馬多く入る時は、其町より在々へやとひ、荷物遲遲無レ之樣に、雨風の時も可レ出レ之事

一往來の輩高札之面と相背き、理不盡之儀不レ可二申懸一、又往還の者へ對し、其所族非分申者可レ爲二曲事一

右可二相二守此旨一者也、依而執達如レ件

萬治元年十一月廿二日　　奉行

一近年米大豆高直になる故、宿々困窮の間、保土ヶ谷より神奈川へ駄賃錢壹駄に付三十四文、乘かけ荷は人共に同前、荷なしに乘て二十二文、人足賃は一人にて十二文、戸塚へ一駄に付七十一文、乘かけ荷は人共に同前、荷なしに乘らば四十七文、人足賃は三十五文可レ取レ之者也

寬文五年五月廿二日

御傳馬定

一 三十六匹に相定候事、一上りは藤澤、下りは神奈川迄の事

右之馬壹匹分に居屋敷五十坪宛被レ下候事

一 荷積は一駄に付三十貫目之外付申間敷候、其積之秤次第たるべき事

右之條々相定上は、相違有間敷者也

奉行

伊奈備前守

彥坂小刑部

大久保十兵衞

慶長六年

一筆申入候、貴殿御代官御傳馬屋敷三十六匹分、先年被レ下候地分、如二前々一指置、今度新規に六十四匹分可レ被レ下旨被二仰出一候、然ば此以前被レ下三十六匹の地分、從二先規一御藏入馬外に伊奈備前守、大久保十兵衞、彥坂小刑部證文見へ來る由申候、彌所の者へ御穿鑿無レ紛候哉、樣子具に申越されべく候、今度被レ下候六十四匹分、一匹に付屋敷百坪宛被レ下候間、品川川崎神奈川保土ケ谷の內にて被二相渡一、反別右にて銘々帳に仕立可レ被二指上一候、以上

寅霜月廿二日

曾根源左衞門

伊兵衛殿　　　　　　　　　　　　大金兵衛
　　　　　　　　　　　　　　　　伊半十郎

覺

一米六百十五俵、此馬數百二十三匹　品川　一米五十俵、人足方へ同宿
一米七百十五俵、此馬數百四十三匹　川崎　一米五十俵、人足方へ同宿
一米八百二十五俵、此馬數百六十五匹　神奈川　一米五十俵、人足方へ同宿
一米五百八十俵、此馬數百九十六匹　保土ヶ谷　一米五十俵、人足方へ同宿

合二千七百三拾五俵

右、是は道中御傳馬宿の者卒等仕候に付、丑之冬、寅之春、兩度宿々へ馬一匹に付、五十俵御借し米分に被ㇾ下候間、人足方へ米五十俵宛被ㇾ下候間、相渡し手形を取、御勘定可ㇾ被ニ相立一候、以上

一一國一郡或は一領一村たりとも、地頭と百姓の出入は百姓身命を捨て云出す事なれば、年來は外の非道多く、迚も其所に住居ならぬ程の事ならで、かゝる騷動は起らぬ物なり、多くは是人間の所作のみにあらず、天氣の氣一同して怒、國家を動搖する事としられたり、大に至れば一郡一國の大事にして、是又君道の家事なり、かゝる所は色々の間を入て、とくと是非善惡を聞かしめ、中正成命令有て民間の困苦を訊ひ給はんこそ、日月一體の餘光とは申べけれ、一旦上聞に入て跡に其心なく、其所

其百姓に御省愛の無ㇾ之は、却て百姓の患害專ㇾ上に霜を加るがごとくなり、其悲困初め上達なき百倍ならん、此類の謎【甚】多なれば筆に略ㇾ之、

宿々向後可二相立一御吟味、有ㇾ之は、別て御心を可ㇾ被ㇾ付次第、御尋の上頭人に御答申上候

覺　書

一御大名御加番御番頭、其外御用にて往來之御方、駄賃拂の相印不しまり故、宿々問屋役人は難儀の間、此仕形に其品可ㇾ有ㇾ之事

一御大名衆御交代と御番衆御上下時節、一同に差つどひ、其上に百姓農の最中へ懸り候間、彼是御考合之上、向後被二仰出一しより、差つどひ申間敷事

一御門跡御公家衆御上下の節、宿々へ色々の難儀有ㇾ之事は、畢竟雇上下の者の士と成が、脇差をさし參る故、色々の不法共有ㇾ之候、右の輩は常々道中に騷れ、樣々宿々を掠めて錢を儲け、夫を渡世に致し候間、是等を御停止可ㇾ有ㇾ之候事

一所々に段々記すがごとく、御用にて御通の方の本【性】と云ふ事の御正、一向宿々の御奉公に仕候與、さなくば往來の旅人同前に可ㇾ被ㇾ成事

附宿々にて蚊屋布團を獵に出させて令二難儀一、且又家居惡敷宿々にても、宿摸て色々及二困窮一候事

一御用にて御通りの衆中末々の者、御定の外の貫目重き荷物、又は賃錢抔紛らかさんとて、兇權高

に物を云懸け、能き馬能き人足たりといへども、撰出して打叩き、いか程人馬有レ之にも態と滯り、ケ樣仕かけ、且又御朱印御證文有レ之通りの節に、先御朱印人馬より先きに駕籠輕尻馬其外分持人足をいくらも取て、御朱印の內たりとして、跡にては又諸の御朱印人馬相立候事は、下として吟味成がたし、御條目之以後も此事は止み不レ申候事

附泊休之宿々にて、彼の上下雇の者共、小附風呂敷包等紛失有し由申かけ、度々其所にて辨へ出す事、皆以御用と申すに敵對すべき樣なし、令二難儀一事

一御家により人馬の先觸なし、かしかけ參る時は、差閊る事有は、問屋役人共を打擲せられ、令二難儀一事

附諸家々中の人馬先觸の繼人馬、只今迄何方よりも一切賃錢拂無レ之、宿々にて公用之外に御朱印同前の人馬大分相立、令二迷惑一事

一諸往還先觸を立人馬も殊外增減有レ之、村に寄、人馬或は過分或不足せしめ、國土の費と成事

一惣て御用にて往來被レ成候御方は、人馬數少にても相滯、又御大名樣方の御荷物は、一日に四五百駄餘宛通候ても、一事滯事無レ之候、皆御威光を汚し、權意に誇る心より事起り候事

附公用之人は、右不法の事共多く、上にも良もすれば道中の短を御斷有し上は、向後日々往還の非道をも御聞可レ被レ成御了簡も有レ之度事

一　御材木金山其外請負事の諸町人の爲に、むざと御證文を被ㇾ指下ㇾ事

一　御條目は諸事一同にして、宿々御用勤方に品々替事有ㇾ之、諸事不ㇾ同の事

附　宿々に問屋名主大勢に付、問屋被ㇾ下米七石を分けて拜領し、諸事しまりなき事

一　宿々に御定の人馬不足の事

附　助郷にも同じく、次第に人足不足の事、並助郷人馬未進の事

一　宿々の問屋並に勤方の善惡、色々有ㇾ之事

附　帳付馬さし互に所々私有ㇾ之事

一　道中宿々或は川缺、或は海波の難、其外の困窮の次第一々御正し有ㇾ之、其所の難それ〳〵御救可ㇾ被ㇾ下事

附　自今可ㇾ相續ㇾ事の其所の地利に、隨分一々内間を以て御正しの上、御救の品々無ㇾ之候ても相續仕間敷事

第十三　國々諸侯大夫驛亭止宿の子細を辨ずる事

附　下宿旅籠屋の事

一　古しへは國々の諸侯大夫其領國に住居して、時々京鎌倉へ出仕したるにより、世上にむづかしき事も多かりし、諸士又田地數町を拜領して、自分の有として大名小名の號と成、是又右其所領によりて、

小名は自ら耕作して軍役を勤めたり、只近習の面々、それ〳〵職役に預る人のみ京鎌倉に住して、天下の政事を執行ひ給ひしより、當時開國の神君四海を薦の如くまき、袋のごとく納めて、彼等悉皆東武城下に在住せしめ、朝暮の勤仕不ㇾ絶年々參覲交代止事なく、國々又堅固なり、抑五畿七道驛館も是が爲めに立來り、四民共に行旅の患なし、然るに驛宿段々昔に變り、世は長久にして、次第に國々の驛館零落して、家々雨を覆ふの力なき事は何ぞや

一　答曰、此事も亦段々前に所々書がごとし、天地は三十年にして改ると云へば、御治世すでに百有餘年前の萬事、何ぞ昔にひとしからんや、抑も其時代の金銀と云は世上に少なし、壹兩の小判有る時は、近所より尋ね聞て來りて、所望し拜見すと云へり、凡小判の大切成咄しを傳へ聞に、開國の神君より二三十年の間に、諸國の御代官所並御金奉行勤たりし人へは、御自筆の御受取手形下され、御判も自あらはされしより、古き家々には今も殘りて有ㇾ之由なり、且其地の君御近習御意に入り、御小性某の人を伯父なりける人へ御預ありしに、御情の餘りに御小袖一つ、小判五兩自ら下し給ひ、又伯父に是れをとらせよと、御下げ御座なされし御印籠一つ給りぬ、御紋付なりければ、彼人恐れ多しとて上を黑くぬりて、赤く海老を付て今に有を見たりし、且又其所大坂御陣の節、或人江戸を立て出陣し給ひしに、其支度料として白銀三枚給りしを、小田原にして其内二枚を失つて、殘一枚に成し始末を能く遣ひ合せ、御歸陣すみやかに江戸着まで、一枚の内錢百二十文を約して持來りしよし、道中一錢を出

せば餅も喰ひ茶も呑、十錢にしては酒食に飽の時分なり、よつて金銀ハ大切成事如ㇾ斯也、且遠國などへ引越行く者小判一兩を持てば、一生其利にして澤山に其身を過るよし也、其後段々御代の長久に隨ひ、國々所々の金銀の山掘出し、金銀世上に澤山に成、諸色は高直にして、偏に金銀は無に似たり、其地金壹兩材木を買へば、栂檜の五六寸角を六七十本調ひしが、今は六七本にも不ㇾ得ㇾ求、くれ木は一兩に百挺餘なりしをも、今は十挺にも不ㇾ買、諸色品によりて二十倍餘と成り、其節金壹兩出して材木を買へば、大廈の程もたやすく出來、銀一枚にてくれ木を買へば、やねは三十坪も見るにふく、諸職人作料日備取の手間代下直にして、米は二百四斗代を以、御年貢免合の定法と成し程の時代なれば、雜穀などは十錢を出せば箕を以てし、百錢をせば俵にして作る世の中にて、本陣宿旅籠屋共にいか程造り廣けても、骨の折るゝ事なし、萬事金銀の貴事此積りを以て、御入用の砌より諸侯大夫道中休泊の賜は極りけるとなり、其比は誠に貴かりけるとなり

一　抑諸家道中宿々への賜、凡そ五千石より萬石内外の往來、休みして金百疋二百疋或銀壹枚、泊所にして、二百疋三百疋五百疋位までなり、惣じて賜の高下は分限によらず、家々の品によることなり、結句して小家は卑下の心あつて、諸役人より下々に至る迄、諸事いんぎんに人遣ひもなく、遠慮がちにして高ぶらず、上下共に大かた旅籠にして通り給ふにより、本陣の爲よし、惣ての失却は旅籠を賄へば、其餘は馬にて有物なればなり、又小家の高ぶりて人遣ひ多く、夏冬のかし物を出しては中々あわぬ

物としるべし、四五萬石位より十四五萬石位迄の內に、樣々の善惡是非邪正多し、此間は分限の高下によらず、只其家には邪正による事成り、凡そ賜は休所にて二百疋より六百疋まで、又三枚より二枚なり、泊所にて一兩より三兩まで、又は二枚より五枚までなりといへど、家々の格によりて其品色々なり、或は賜に少きにして大きに高ぶる家有、且又はたごに有りて閙敷あり、旅籠なくして閙敷有、旅籠有て閙敷は、それ程人をかけても其宿の爲と成るは苦みならず、旅籠なくて閙敷臺所へ入込者、主人より雜司代請取來りて、米を買味噌を調て、本亭の者に云付て、二人三人宛組合て食と汁とを炊出すといへども、一錢の木賃拂ふ事なし、是は本陣の迷惑なり、大分の取込御用の中に、かく混亂するによつてなり、於旅籠と云物あれば、其餘慶として其日の油薪、少し物諸道具の損料代、諸事失却となり、常例の賜は誠の拜領とも成物なり、しかるを本亭は込者大勢、旅籠を止て自分〴〵に仕出しをして、皆宿の入用と成、常例の賜、其失却にも足らぬもの也と知るべし

一 凡諸家十七八萬石より五七十萬石の家に、とてもさしたる差別はなき物なり、休所にして漸く四五百疋歟二三枚の間、泊所にて二三枚歟三五枚には不ㇾ過といへど、近年かゝる事も察したる忠臣有る家には、表向きには古例を以して、內所よりそれ〴〵に心付あるも有といへど、それは稀なり、家々の風によつて親きあり疎きありて、更に一樣ならず、是又旅籠有は稀なり、末に至りて何もしらずに大身を鼻にかけて、むせうに高ぶり恩ぶりて、一夜此守の御宿をすれば、一年の渡世にも成樣におご

りて、己れが氣儘しては本亭の心遣、其れ〳〵に物入失却も多き物なり、しかれ共善惡は只家祿の高下によらず、其家風による事なり、其品々一々左にしるして報知するのみ

一　古へは賜の外に諸侯大夫、國々の珍物又は端物などとて給り、又は年禮諸侯の間々の機嫌窺ふにも、皆それ〴〵の拜領物有り且又參覲發足上下の節、休泊の地の外まで通りかけの目見へに、又目祿給りし本亭も火事抔にあへば、諸家不殘それ〴〵合力有之、其品或は泊とて常に一枚給るは、四五枚給はる格にては、十枚二十枚づゝ家風によつて給はりしに、其頃の貴き金銀なれば、諸家の力にして公邊の御世話なしに、早速普請も出來たりし、もろ〳〵諸大名不勝手と云頻ひ起り來り、けんやく初り、中古より又手傳と云大病家々を犯して、困窮を表とする世と成來りし上に、打續て國々の風水火の災多し、且又江城下の火難日々增ごとく成に、是又國々の城下にて津湊に至る迄、此患至らぬ隈もなく、此入用皆國民かゝりて、其餘りが諸家中迄の歎きと成し故、只公邊の勤の外には、とにかくに禮にも法にも不構、是非善惡によらず、有來る格を缺ても、ひたすら金銀の入用を減ずる事を、武士の嗜第一のごとし、三階六箱も此術極り、忠貞是に止る世と成しなり、家々の役人替る毎に、可なるも除かれて、段々の心盡し今は往還止宿休の賜のみと成て、通り一遍の外、何の親もなくなりし、適々用事有て行事にも、富士津島の御師などの物はらひに行くが如し、もてなさるゝ事ぞ口惜けれ

一 旅行の事一日の旅也共、宿と云物なくて止みなんや、遠路波濤の末に旅し、かりそめに立よる宿、或は庭をかり軒下に臥ても、其の人に事あらんに、皆其あるじの世話ならずと云事なし、まして年來の宿、海川の難所によるの地におひてをや、凡諸國の大名小名の往來の限りなき末々の人に至りて、年中事あれば、皆其本亭へ來て世話と成、或は風雨、洪水、喧嘩、口論、病難、病死の不意成事にも、終に見聞もせぬ人々、其國々其寺を名乘來て、其地の本亭の世話と成事常也といへど、大事は格別、小事の分は悉上聞に不レ達して空しく隱る、誰か年來の好なくして眞實を盡さん、かゝる時其所の名主年寄問屋等の役人有といへど、是も畢竟其所の公用なれば、それならで先內所むきの諸用了簡無くして、萬事穩便の沙汰にて事靜まりは成がたし、物は夫れ十に八九も內所にて事の濟をよしとす、縱公所の沙汰と成るとも、いよ〳〵又諸事其所の本亭諸證人と成て事を濟す事なり、其外かりそめにも武士の取扱なるば、或時は拔刀の中へも走り入て事捌き、危き場をも凌ぎ逢ふ事も有、かゝる時に臨て身をかへり見るに不レ能、且病人其所に逗留する事あれば、又其外亭へ行來立會て所の醫師をかけ、善き有惡きも有、善きに至れば、速に立て行、惡きに至れば其地に取置、寺の事を世話し、其人の金銀大小衣類は、諸事皆其家來本亭へ賴て立會、改を請け封印を賴んで、其上江戸京大坂國許、夫々遠き所へ飛脚を以て注進し、其役人中の差圖による、かゝる中にて本亭の主じ膝の上にして看病し、見も知らぬ人の前途を見果、或は筋ある人は跡目抔の、願の證人に迄成て申立、是を御用に有て願の通に跡目の相立事なども

有、色々樣々の事變に盡しがたし、且又諸家中夫々金銀の無心を云事限りなし、連れ〳〵の諸士にはまれなり、或は狀箱持し飛脚駄荷物として來りて、科など途中旅銀足らず、又は川支へ等の變に逢ふて來て無心いふに、其家々の御狀箱荷物等あれば、用に立もあり、十に七八無證據の輩の來る事雨の如しといへども、打なぐりてとりあげず、然れ共間には其家々に濟んで、能其家の諸役人諸家中の事を知、僞りなき段水の流るゝ如くに云なし、大小などなげ出して、しぶとく立ちゆくものには、無是非百錢貳百錢を遣し、酒食ふるまふて漸く出してやるも多し、近年諸家の役人中の心有は、兼て印鑑を宿宿へ渡し置き、此相印無之ものゝ如何樣に用事を賴むとも、承引すべからず、この掟有もあり、如斯の家々には紛れ者も不取上、此煩なし、さもなき内にはさま〳〵僞りかたり者と知りながら、千に一つも誠の者やあらん、重て御供して來りあだをなさんを顧みて、少宛の事はまげて用立も多し、是等の紛はしきの内に、或は家を名乘て來る、用に不立事ありて、其者役人に訴しに、愚痴成役人有て云立て宿替せし事も有しに仍てなり、其外成の才領飛脚等に用立、急度禮狀添て早速に返辨するはすくなし、かくて後多くは無沙汰がち也、其内常々少々の事は云やすきも、六ヶ敷年中損にして居るといへども、才料なしの多くの駄賃廻し、駄賃雜用無之に用立には、金子一分二分の物かは、三四貫文宛も取換て貸たるは、無沙汰の上わざ〳〵人して其屋敷へ遣し、彼者共相尋れば、とくに其砌國許へ罷立て、此間には不罷在など答へて、尋逢ふといへども、夫迄無沙汰成者の速に返すは稀なり、二三度も

人を遣しかしこゝに隙をかき、小頭迄立ても はき〳〵と不埒明、夫より上へ出しては其者の罪をいたはりて、皆々損と成事多し、尤手形の文言には御用の荷物たるにより、役所より請取急度可返進、誰れ組誰どのみの理は聞へて、錢はかへらず、上又宿割舟割等、其外諸家中良もすれば途中の用事本亭次にして迯り越す、年中是を勤る多し、時により幸便に迯るも有、態々人を仕立て遣すも有、とにかく物の入事のみなり

一 凡道中宿々にして、一夜たり共諸家心あらば、其あるじを疎にすべからず、其地の案内者なればなり、治る時といへど、地震出火洪水等の不意の難儀なくんば有べからず、又遠國に事あらんに、難所を越へ急を告げ、諸事其家の子にひとしく密事を辨じ、品により時に臨では、馬前の用にも相立、身命を捨て旅中一方の用にも可立心懸けの者、必しもなきにしもあらじ、是代々の由緒を以て貴人大家の宿を勤め、其親の不淺が故なり、人により一驛の人は皆其亭長に隨へば、縱人の入事あり共、其力を以て足りぬべし、それが中には又筋宜しからぬは、如驚〳〵と上下斗り着て用に立事なきもありなん、そも〳〵彼等が内にも亦家名正しき者どもありて、更に賤しむべきにしもあらず、殊に古來より各其所の長たる者共ゆへ、人の上に立て公命を下知し、人の隨ふにまかせて卑賤の役たりといへど、其地の名主問屋を兼て其驛の事を司る事故に、何事も此者共の心一つにして、道中の用事の不調云事はなし、依て古しへより休泊の間の宿々の本亭へ、上下御届のありしは、常に用事を求るゆへなり

一　抑道中本亭と言物、かく常々御用に立つといへど、諸家より御心ハ付かぬ事八つ有、一つには諸家道中休泊の事は間違、差合、川支、或は前後の差閊等にして相違多しといへど、先づは其家々其守の休泊の所は、定の有る者なれば、一生御入もなく本亭も有て、年々何の御恩もなしといへど、人並に道中諸事の御用は相勤て有しもあり、併も近其通して過ぎ給ふ事、勿論其守の知し召さるゝ事も非ずといへどお、それ〴〵の役人の心なきとやいはん、無禮なり不儀なり、然るを下として其事をいはず、一生其用を失して、缺る事なきは勤めたりとやいはん、二つには古しへ諸家の關札相立つも、世と共に事輕く、其儘竹に挾み、俵のはづし繩して、ひさし程に結付て事濟しに、段々世の奢に隨ひ、次第に其役人色々の好み有、横文字に矢來を結、わらび繩を用に、後には矢來にも樣々好みを出し、或は十文字筋違抔入、切芝を以築立、大き成青竹を以てする時は、所により竹芝の不自由成地は、其入用大分に懸る事なれば、休泊の賜物の内先白銀の一枚斗は、是にも消失る物と知るべし、此分諸家氣も不ㇾ付といへど、年年增る奢り來り、其守の官位等の進む每に、其役人關札を持ち來て六ヶ敷好みなす、惣じて出火大風の節にも、心懸て外し立つなど、初より人歩のかゝるものなりと知るべし、三つには諸家止宿の節の諸入用炭薪油等、惣じて人遣ひの多く懸る事、家によつて分限にはよらず、多少善惡まち〳〵なり、凡大勢の人數の入込なれば、一日一夜の心遣ひ大かたならず、別て難儀する事は家によりて、夥しく本亭の諸道具の失することとなり、其品々椀、家具、重箱、皿鉢、てうし、盃、あんどん、燭臺、屛風、たばこぼんの類

限りなし、きせる抔云ふ物五十本出せば、十本返すは稀なり、夫きせる茶わん引盃の類の、袖に入易き物の器量の能きは失せ易し、是大勢の入込、殊に雇上下の者に雲助も打交り、夜中御立ちの砌り抔には、人我の見さかひなければなり、近年又わらぞうりも大分に入て、路地等にはきちらして捨、或は捨、或は催促して取てはいて行くもあり、且又湯殿雪隠路地口の錠をかり、鎰をば腰に付ておろし捨にして、直に立て行く多し、思ひ出して鎰共に返して行くはすくなし、且又一度〳〵に鎰といふ者なくて用に立つ事なし、且又公事次第に泊所にして、人々夜具を責めはたりて取り、夏は蚊、布團ござ、冬は布團衣類なり、木枕はいくら出しても紛失なし、夫もさし枕は失易し、雨の降る時はござの紛失する事夥し、ふとん衣類油斷ならず、良もすれば失て辨へと成、雇の者どもきて本亭へ入込む分は皆借る事なれば、其數夥し、本亭によつて皆他より借て出す損料物なり、凡そござ一枚一夜の損料三錢の儀、時により、ふとん一つ十二錢、十五錢、かや一張三十二錢より六十四錢迄なり、此本亭より損料出してかりて用ゆ、末々の中間にて雇上下の類の旅なれし者共、寒の內にもあはせ一つにして着て、衣類二つ三つ宛取てくるまり臥すに、翌日是を日に乾して虱を掃ふに箒を以てす、かゝる者共に限らず、人々の望に違ふ時は、所々の壁に火をこぼし、小刀にて刻むも戸障子屛風等を蹈み折り、唐紙柱に釘を打付け、諸道具を打破り抔様々の寇する故に、兎角其理非を不云及程は、心に隨ふ事なり、間には衣類ふとんを紛かして荷に付込、或は下に着て行く、わん、かぐ、なべ、やくわん抔のしたゝか成る

者を、長持に取紛れ入れて行も有、是を見て時の品により笑ひにして、とり返すも有り、又急度したる人も殘り、目付等も居る時は、知らぬ分にて遣るも多し、抑損料物の失却も、其者共皆定の通りの旅籠拂ふて往く者は、其餘慶にしてつぐなふ事も有に、其くせ迄にてはたゞ代を請取、自分〳〵に米を買、かゝる取込の中に本亭の者をせめて、二升三升宛組合、幾鍋といふ限りなく、食汁を炊出せば、椀膳皿鉢迄を銘々にかり、人遣ひ多く物を費しても、木錢として一錢も拂ふ事なし、年來皆本亭の失却なり、纔の賜の内にして、此分も又消へ失る事を知るべし、縱ば其守い用事たりといふとも、斯る無力の宿々に對し、大分の諸道具むざと借用すべきにあらず、其内には度々毎に損破する物多しといへど、辨へて取にもあらず、出す事もなし、何ぞ大家としてかゝる事あらんや、且又諸道具屛風迄も長持にして來る、臺所にも幕打て一切本亭の者を不レ入、諸道具の沙汰も無く、靜成家風も有といへど稀なり、四つには諸家の休泊定れる事といへど、是又不二定成一者也、或は一年半年五十日白日諸方より廻狀を以て相極む、又は關札相立てゝも、色々の間違差合川支等、又は前に云ふ御番衆の泊宿等の繰合せに障りて相違し、折角宿割迄相濟でも忽に相變ずる事は、道中の常也、斯る時又家々により樣々の不儀無禮、是其宿中へ對しての事斗にあらず、外、同時に御通りの御方へも障る事なり、夫れ道中の事は大家小家親疎の隔なし、條坂の御番衆の外は皆先次第なり、或は廻狀を以てし、又は直に關札を遣して其宿の本亭を約するに、早速外の本亭へ書付を遣し、相斷て町中下宿を入れ次第、取て少も變ずる

事はなし、縱同休泊の守有て、告げ來といふ共、他へ案內して他の家を借りて酒出すに、小に大を代へ御爲をする事是非なし、只先後に任せて幸不幸を不レ辨、下宿等も先の方を專らとして、後の方を次にするを定法とす、速に其約を守て相待、下宿の旅籠屋に至迄、一年中の渡世の內、參覲交代の時を待居て、晝夜明け置所に、色々の間違共有て、休泊所相違し、急にすぐ道に成事あり、常に斯る時、其屆ありて禮謝して賜りて過、下宿へも其時の品を糺正して、夫々に了簡を付、旅籠代の內、或は半分又は三分一宛も給はるもあり、是は年中第一のかせぎの砌、札を打れて他の休泊を請る事もならず、それ〳〵に支度用意し、湯抔立て損と成故なり、且亦右の如く本亭に宿共取置斷置、間違有てすぐ通りに成といへど、何方より何の沙汰もなく、關札の宿札をば宿中に打捨て、はら〳〵と表を通給ふも多ぞかし、是又其君の知る所に非じといへど、其役人の無禮不儀、何と言事ぞや、斯る砌は樣々なり、或は川々に閊へて、一切いなやの通路無レ之もあり、又は前に川越し有て、忽跡の止るあり、色々に休泊所に狂ひ來て、前が後と成、後も前と成て、一夜傍より借來といへど、前約有て關札相立所は、すべき樣なし、縱其守は必定川とまりて渡り給ふ事ならず、其の便だに聞事なしといへど、一度武士と約して、否やの一左右なきに、自分として變改すべき樣なし、下宿共におさへて明け置事、他の御爲宜しからず、無二是非一通り懸るの御方は、或は町はづれの茶や寺などへ御入有て、家中は偏に野陣を張が如し、必しも參覲交代の砌は川々に閊へ、五七日の通り一日に落重り、差し集ふ事道中の常なり、夫れ武家方は大小名によ

らず、夫々の役人人々約をなし、其事變改に及ぶ事は身を捨る外なし、仍て言葉を守る事かくの如し、石よりかたし、常にか　の違あれば、上より下を責る事、火よりもはげし、然るに下より上に對して、儀を守約を堅くして、短をあげずして空く年月を送る事、人として此事知ずんば有べからず、よつて書す、五つには、時移り世變じて金銀は獨位を下り、諸侯太夫御旅宿々の賜は段々と減じ、年々に儉約の果として被二召連一人數も減じ、諸色は高直にして右に述が如く、宿々追々衰といへど、世の奢りに連て諸家の休泊に本陣の物入は多くなり、相續すべきいわれなし、夫宿々の本亭は、古へより其所の長として祿も重く、其筋目も撰れて立來りしに、いつしか世變じて人間渡世の内に、物も宿々の本陣宿程無益成物今はなし、次第に衰へ、代々所持し來るの田地山林等も賣て、半潰にして居るもあり、或は家共に名代を他に讓りて退も有、漸く今に相續して無ㇾ恙分は稀なり、是等は外に祿あつて渡世し、其事は世の誇りのみにして、尊重(マヽ)に相見し奉りて、冥加の程を偏に忝しとする心迄也、かゝる者は、道中に十人とも更になし、然るに諸家末々の下部共は何も知らず、只出入町人などの常に御願を蒙りて渡世し、妻子をも御願を以養ふの輩の如く、一夜にも高ぶり恩ぶりて、非邪をする事右の如し、色々の用を云ひ、諸道具を責はたるといへど、本亭共次第に衰へ、家居も段々零落し、不如意に成て諸事力不ㇾ足、心外の不調事共あれば、下々より云立て忽に宿替し、代々の由緒も、徒に爭と成こそ情なし、且又家柄に依て其守の間に不ㇾ入して、たやすくかゝる事難二差替一事あらば下として計ひがたし、其外家老用人に心有て又輕

からず、惣じてこの書の如くんば、少々の不足の事有といふ共、其短を宥て其事をいましめて、二度三度して改ざる時は、其非をあげて是を正さんに限りなかるべし、凡諸家の内、主君の居所を重んじて私の下宿に不レ構あり、又家老用人の居所を專らとして、本亭の善悪によらぬも有、家風まち／＼成事一様ならず、六つには、本陣の下宿共に大津、伏見抔の無レ據泊の津は暫云合せて、初より願を出し、渡世する様にすといへど、其外の宿々は皆如レ斯困窮し果るをも、誰有て一言の不足を言ふ者なし、又例して未だ願ふ事もなし、右見合せて人がらを愼むが故也、而るを近年多く類燒して、造立する事も不レ叶、先年の格を以願に相廻るといへど、諸家古しへのごとく合力有は稀にして、皆其格をはづし、本は半減し三分一し、又は聞捨にして一向沙汰無きも多し、近年下直成金銀の集るは纔にして、諸色は高直なればすべき様なし、然共御城下／＼は、其守の御力相(マヽ)、(副御願は)、公邊の拜借等を年々御下し有て、彼是を催し自分に借金し、或は山林田地等持來を賣て、漸々普請する有といへど、段々危相に手ぜまく成り、諸道具猶々不勝手に成る道理なり、勿論近年は諸國も大難多く、且又江城下の火難年々諸家困窮し、自分自分の事だに成難なしといへど、道中の定れる宿々、又なくてならぬ物なれば、其内に入にひとし、此等の願多しといふとも、年々又いかめしき事にあらず、多力を以作るに易し、嗚呼、心なき哉、七つには、夫出入の町人は分限成有と雖も、諸家の役人普通有も殿付なり、本亭／＼は公用にして往來する人の外、廻狀書狀を皆以て様付也、其内御家によりさなき有といへど、それは少なし、是を以て

見れば、卑賤の業に非ずやといへど、宿々其數多き物成により、常々殊の外麁略成事也、是も家々の諸役人へ通一遍にして、親み無きが故也、依て思ふ事も願ふ事も皆表向よりして、かしこ爰につき懸場と成、締る事なく、遠方より來て居る程の事も、物入に逼れば何事も不ㇾ叶、段々退屈して家祿衰へて、或は家を潰し、引込みの業を止て、昔より名の絶たるも有、名を讓り去るも有て、其跡人筋不ㇾ宜して、本亭の名を賣てやんごとなき尊重の御宿して、廻狀樣付の名を汚すも有、夫々誠の本亭へ貴重の御宿のみ勤て年中を過るに、其數さして多き事にも非ず、一宿に二軒三軒のみ也、又五六軒も有所は稀也、天下の大小名の員限あれば、それ〲へ分けてすくなし、何ぞ渡世とするに足らん、段々後に出來たるは、往來の旅人の宿も、常にせざらば不ニ朝立一事有、又古より有來其所根元の本亭を、段々相分れても殘る所多、殊に其家名を守て年々定れる諸侯太夫ならねば、無ㇾ故しては他の宿を勤るなし

一　八つに、年々宿々へ給はる銀子を、古へより家風によつて、兩に六十目の相場として金にて給りしを、四寶より兩に九十匁なれば、金に直す事止て、彼の惡銀にて給はり、又享保初慶長の位に歸て、兩に銀四十匁臺の相場となれば、忽又金の六十匁相場して給る有、かく纔の賜の內、其かり目をせしり給ふ事、其家老用人の知る所にあらじ、疑はば下司の輩の手に在んか、且又元乾の金銀と成ても、昔より一枚はすぐに一枚、一兩はすぐに一兩にして給はりしを、是又享保の初金銀慶長の位に歸れば、二枚を一枚に減じ、二兩を一兩に減じて、賤き計ひをなし給ふ事は何ぞや、下として上へ對し如ㇾ斯の

邪をなさば、誰人か是を免さん

凡右の通、不レ可レ洩事八つあり、諸家何ぞ是を辨ぜざる、いか樣此儘にして止事あらば、本陣宿の相續する事あらじ、又時節至らば、道中一列の願もなく成りなからざらん、夫も近年金銀の狂ひありといへど、元の字一枚は兩に錢四貫七八百文位せし事なり、乾金に移りても其砌三四年の間は、同じ相場なりしが、小形次第に位下り、後は兩に錢貳貫臺とならじ、今慶長に得る金といへど、錢は漸兩に四貫六百文位する時は、今の金子又すぐれて貴からず、偖是を思ふに、兎角新金銀に歸りたる分にして、可ニ相續一いはれ更になし、凡そ諸家の旅行舟路を除て、十日路を越、廿日路の間を過ぎず、縱遠國なり共、限り有事なれば、休泊の所にして、今迄の賜の外に其時の諸事入用を給るか、又は休には銀一枚泊にして銀二枚宛を增し、家來皆旅籠にして、今迄の氣儘を止め往來し給はゞ、是より宿々も困窮とはならじ、縱ば卑妾一人の費も及ばし、是皆禮義慈愛の當然なり、如レ此すといふとも、昔日の金銀重き時節にくらべば、取る者も輕く、やる方も輕し

附例して言、凡平人の行旅にして、縱ば本亭宿をかり入時か、又は江戸廻りの大茶屋等に入て、一日一夜如レ斯人歩を遣ひ諸色費し、諸道具衣類等迄大分にかゝり用、或は紛失損破して、その上其失却して構はざる諸家のごとし、微なる禮して立たんとせば、忽棒を以て逐られんに、代々宿々において其不足を不レ出レ言に、却て尊敬して過す事、貴家高人の德、忝哉

一　夫れ宿の旅籠やと言物、一生埒明ぬ者なり、凡道中の旅籠屋に二品あり、本百姓と女持となり、百姓を兼たる旅籠屋は、耕作を業として、敢て是を心とせず、女を持たる者は、其品々に依て毎日錢の涌事有て富、美肴美酒に耽り、遊樂成物成と雖ども、又消際の早き物なれば、所見と違ひ終りを能守る事少なし、惣て旅籠屋と言物、草木と共に春夏は往還繁ければ榮へ、秋冬に至り往還少き時は草枯と成て、世上共に衰る事常也、殊に元祿年中の比より、公用の人往來繁く奢り誇て、道中大きにくるしむ事、前段の如くなれば、御用宿として旅籠や多くふさげられ、物入失却に困窮するのみならず、良もすれば例の不法に逢、杖棒に中りて無念がちに、意地有本百姓の内には、旅籠屋止めたる者も多し、且又諸家休泊の節、役人立合吟味の上、相極たる旅籠代の内を、下々の奴の足輕長柄六尺の中間等の下部共、自分〳〵に定の内をねぎり、無理言ておとして遣る、若背く事あれば、札を引放して持て行き、心々に木錢して宿を借る有、其上大きに荒して人を打ちたゝき、諸道具をふみ破る事多し、夫れ諸大名の御泊りは事六ヶ敷けれど、はたご代の宜しきによつて、先達て關札の内に相待所に、ヶ樣の我が儘に逢ふて、一夜を明られて、しかも外の宿もならず、其外旅籠屋の煩ひ樣々有て、宜しき事は少なし、その中に又家からによりて、一切其不法なく、急度したる御法令も有るぞかし

一　抑公邊の諸役人旅へ出ては、木錢にして過るの命令有て定る、木錢上一人廿七錢、下一人十三錢を置て、大き成貌して恩ぶり高ぶり、少々違ふ事有ば、打たん咎んと欲する人多し、夫々上分は一人三

十五錢、下分は十七錢にして、大勢の纔の錢を取て、數通の手形證文を出し、汁菜等に念を入、及ぶ限りは肴を調へ、品々により酒もはかりなく用ひられ、大勢へ夏冬の夜具をとられ、晝夜きげんをとりて遣ひなどみ、宿によつて給仕の色を撰まれて、終夜酒肴の入用夥敷費る事も有といへど、下としてはいか樣成輕き事にも、御用といへばすべき樣なし、とにかく時の機嫌を取りて、其人を速に通す事をのみ勤とす、是敢て下々の愚なるにあらず、公用となれば、理を非に犯しても、ねだられてそれ一倍の物入骨折事に、無二是非一して、とかく言次第にする事、中々上に立つ人の知る所にあらじ、推察の外成事ども多ぞかし、凡道中を過ぐる公用人、木錢給はるより、いつそに一切不レ取レ之、御馳走にして速に通り給はゞ、事もいんぎんに禮謝して過ぎ、宿々の病とはならじ、木錢を取りて下の痛みと還て成る事、又外に色々口傳あり

民間省要中編卷之三終

民間省要中編卷之四目次

一第十四道中馬士、駕籠舁幷船頭、茶屋等の身の上辨ずる事、附早追並附出し馬、くれ者の事
一第十五道中雲助の辨
一第十六道中ごまのはひ渡世、伊勢參、はとの貝、六部、山伏、願人、行人、社人、言觸等の世に害をなす事
一第十七道中女の事
一第十八道中盜人、かたり者等捕へ出すべき實事を辨ずる事、附日あかし小屋の者の事
一第十九諸道中所々川越、船渡塲の事を辨へて、旅人の惱みを可救事、附造り道、暇の松の事

民間省要　中編卷之四

第十四 道中の馬士、駕籠舁、船頭幷茶屋等の身の上を辨ずる事

附 早追並附出し馬、くれ者の事

一 抑道中宿々の馬士、船頭、駕籠取抔云物も、人間の一風成物也、其人から品々多し、夫れ百姓の子自分に馬を追ひ、往還役勤て駄賃など取もあり、此類には髮月代見ぐるしからず、衣類もさつぱりとせんたくしたるを相應に着なし、股引わらじがけ三尺手拭の六具をしめ、旅人を乘せては、一時の知人たる事を思ひ、物事律義にいんぎんにして、馬の口をはなさず、ねだり事いはざる事の類にして、旅人の氣に背かざる故、折々酒錢などもらひても、時宜しいたゞき、むざと一錢を遣ふ事なく、是等を馬士の上々成事とすべし、扨ては口車といふに引かけて人を見、無口人成ものと見かけては、おかしく仕廻して酒手をねだり、道々高聲いさかひを仕ちらし、往來の妨と成、雷の落かゝるにも驚かず、武士に向てもこゝを切れなどと、首をのばしてさすり、常に獄門はつ付づらなど言ふ雜言をはきちらし、身をかへり見ず、人を人としらぬばかふとき物なり、此類に限り頭は嶋人牢入のごとく、寒の内にも單物一つにして、仙人の衣裳にひとしく、人前の耻をかまふ成事はなし、旦暮彼等がつき合には、惡口雜言言ひ合ふ事を業として、更に心に一物もなし、本來只かゝる身なりとさとりすまして、朝に人をてうちやく、夕に人に踏れても、跡から其儘むつまじく、一事の意趣も殘らず、酒呑合てなにを言やらむつまじく、凡そ是等が喧嘩の仕出しの勢ひを見ては、いか成大事にか成らんと、危くおそろし

く、側目には見へ乍ら、只一陣の風の如く、跡形もなく散亂して、驚き見し甲斐もなし、四民の外の交りにして、貴重の人の知しめさる所になん、平生酒とばくち抔を事とし、錢有ても打ち、又なくても打つ、或は一衣を脱て赤はだかと成、身にこもを卷ても、只此二色に寒暑飢餲を忘れ、此事更になし、然りといへど、ヶ様の放埓と違ひ、其所の長におぢおそれ、しからるゝ時は青菜のごとく成る事ぞ殊勝なり、殊に往還の荷物に懸りては、小附、跡附抔の荷物に念を入、一度言へば其事の違はざる事石より堅し、依て途中のかへ荷、又は問屋場の取込の中にして紛失なきは、是皆其道を勤たるなり、惣て百姓の子など馬士を三年勤しは、もの言ひ身持それに慣て、人柄すたれるよりして、此事を嫌ひて、正意なる者の此事を長く勤るはならざるに依て、段々馬士世上に拂底にして、道中宿々何れの國にも、御傳馬役人共、近年ひたすら馬士に事を缺き、漸々に尋求め、見出し次第に抱へ置ゆへ、いか樣に宜からざる馬士も、羽を生じて飛が如く、高金を出して、ばいあふて抱ゆるをかちとす、人我かゝる事なれば、人がらとがむ不ㇾ可と知べし

一 夫れ駕籠取、日傭取の分又人柄ならざる者也といへども、是等の中には町人百姓の子どもどう打たるは、無二是非一是に成て、生立の能く藝能一流を極めたるなど有といへど、ひたすら酒とばくちとに身骨をからめられ、此境界を送る事、皆過去の因緣とや云ん、併是等道中所々に徘徊せずんば、爭か宿々の本役人ばかりにて、晝夜往還の諸用可ㇾ辨、夫れ馬士と駕籠とは性等しき者にして、多くは世を背き

人に背いて、身を捨にあらざれば、誰か此業を勤むべき、往來の旅宿是等に對して、更に人がらを論ずべからず、只一時の用を辨ずるのみの事也と思ふべし、是亦國家の道具にして、なくてならぬ物なり、たとへば人々の家に雪隱と言物なくてはならずといへど、隨分むさき物なり、一時用を辨るまでをこらへて外、是非を言事無きに似たり、夫れ駕籠とりと言物、一人旅などにしてつれにもなり、又は力にも成るといへど、まことに油斷すべからず、此内には色々筋あしき者共あれば、かしこにかく、金銀の有無をしらさぬを秘とすべし、且又武家方抔の宿次にして、取て乘し馬士乘り物長持等の雇人足、途中にしていさかひ口論し、打ちつ打れつ、はり合ひむしりあひする事、彼者共の常也、不ㇾ斗其主人の物いひと成て事に及ぶ事、心得有べき事なり、旅なれぬ衆若き衆抔の中には、物とがめして一時の家來成と言出してもむづかし、兎角かん忍してそらねぶりなどし、又そろ／＼行過る風情して、見ぬ體しらぬふりして過るにしくはなし、是己れ等の性にして止事なき境界なれば、何の埒もなき事なり、士たる人などの取あげべき事にあらず、畢竟武士の長旅行は、皆以てそれ／＼主人の奉公也、途中にして何ぞ卑賤の者の小事にかゝはり、身の大事を忘るべき、若しかゝる事に出合、旅行遲々することあらば、竊に人して、外の人馬を雇ひ、急用て通る抔言紛かし、足早く立ち去るにしくはなし、假公用にて通る共、間々其仕形に得多し、其損はすくなし、賃錢には跡の問屋に言遣れば、早々持て遣し、其者共は所の仕置に逢ふてすむ事也、自用にて通る衆も、かゝる事に出合て言ひつのり、六ヶ敷なる事

あらば、是其日の天災なりと觀念して、縱二重に賃錢費へ腹の立事ありとも、少しの事損じて過るにしかじ、尤途中にしも借る人馬は、時により錢も少宛は多く出るといへども、事と成ての損に比べては輕し、萬が一其品により、或は他の武士のあひさつに成、又は其所の者へかゝり、變じては召連れし供の者の相手と成も有、能々かゝる事を、旅へ御供の家來等には示して可なり

一　道中にて諸家の駄荷物長持など廻し來るに、足なしと言事有て、馬士日備取のよりたかりて取廻し、市の如く高聲して、人々何を言やら、相手もなきいさかひ、むしりあふ事常なり、是は定れる宿繼人馬の外の事にして、其主人よりの才料共り又は所々上下の者共、それ〳〵貫目かけ、路銀受取來て、通し人馬もからず、宿々て其者共勝手次第に、かりて通る事にて、宿々問屋などの知る事に非ず、請負の者又は才料に所得あるを見込んて、馬士小場取共のひそ〳〵とよりたかりて、それをむさぼる體の事なるは、江戸出の日第一にて、段々先へ行て事しづまる、荷物は途中に捨置て、終日いさかひ暮し、何をするやらいつ共なく行くも有、又果は其所の本陣へ來て事を願て、裁許してやるも有、更に誠事にあらず、皆才料も人足も、邪の事を邪よりたかりて物する事と知べし、且又諸家の才料もかゝる事なくて、相立つ事あらじ

且又近年諸家の士早追にて通るに、江戸出に必しも人足大勢集りて滯る事有、其仔細はいづれのやしきより、只今早追出るといへど、其沙汰矢よりもはやく、しな川、川崎の間へ聞へて、小袖取雲助等、

高輪の山邊迄、うすくく出向ふ事蠅の如し、江戸の請負、京大坂伏見邊まて時日を切て定め、箱根の一番越しを是非と、大分の金高にて手付を取て持出すにより、畢竟是をむしりとらんとする事と知べし、既に彼の輩大勢出向て、我劣らじと駕籠に取付くく、人をおしのけはりたほしてうばひ合て、ゑい聲にして押にて通る、分持はさみ箱等もその如し、誰有て頼みもせぬに、はせて取付くく、後は乘物をも前後へ引あふて、中途にすへ置事有、一二里と過れば請負の者へかけ、金を取んといふゆ、少ければ合點せず、首にかけたるをうばひ合ひ、口に含めば脇の下をこそぐり、耳の根をおして吐き出ふす、人々重り合ていかんともする事かたし、乘る人もこまり果て、本陣へかゝりて決斷を頼み、漸く埒明て通るもあり、よつて近年の早追は、間には江戸より小杉通りへかゝり、大磯と藤澤の邊へ出るゝあるよしなり、かく早追取者共は、當時の晝盜人に等しきに付、宿々の名主問屋ども皆々いましめて、其町取の者は所をも追拂はれぬれば、頃日はなしといへど、宿々をはなれて山中所々瞬には、いまだ其類のよりたからんも斗りがたし、右の品々の事、諸家の士たる人心得有てしかるべし、若しかゝる御用を主人より承る事あらば、乍従二江戸一川崎か神奈川邊までを仕切てかり、一人の飛脚を以て先達て本陣くくへ頼み遣し、其用意して待つ樣に委細に申遣し、それより三島までをかりて行き、是よりは相違なかるべし、第一品川、川崎の間を右の難無レ之樣に、本亭くくへ頼遣し、立合ふ事とあれば、此狼藉更になかるべし

且又下りの早追遠路を越へ來て、江戸近所に至り、今少しにて氣をとりのぼせて、亂氣する多し、或は自害し、又は人をあやめなんとす、人々是に心を附けて篤と氣をしづめ、深く愼むべし、惣じてかかる節、其人刻限は何時と聞毎に、二三刻も早く答ふれば、勇み有てよし、遲くあひさつすれば、是はと言ふ氣に取のぼせて、あやまち多し、諸人心を付てよし

同じ日傭の内にも、□上下の者程武家のこまり物はなし、泊り／＼にて宿につくといなや、よもすがら車座に居て、食も喰はずにばくちを打て、毎夜止事なし、夜の明方に及て度々御立と觸來りても、勝ちたる者はそれに事よせ立んとすといへど、負たる者は居すはりて打つ、只人の物言ふ事も耳に不レ入、度々責めてもまづ／＼として用を缺く、皆人立拂て漸くに出て大きに呵られ、己が事はいはせ、只宿々より申して來らずなど、不レ働の樣に惡口雜言し、人外の風情、切つても血も出間敷き體なれば、是等に構ふは損なり、とかくに其日傭代をひかへて質に取て、かし過せざるにしくはなし、縱ば直段高くば手附望むより、初めかし過さぬかよし、彼を致すと彼に致さるゝとは、只此事の外なし

一　船頭抔言ふもの、亦馬士駕籠取に性相同じ、是等の類君より慥成請人證人もなし、無二覺束一がちの事といへど、さして又人に要する事斗もなし、夫々相應に勤て退く事、人情なればなり、凡そ慥成請證據有者か、又は親類書にてすむ程の士にも、間には色々の不埒して欠落し、又は罪に逢ふもあれば、それにくらべて、かゝる輩のそれ／＼勤て退く事こそ、思へばやさしけれ

一 夫れ諸道中にして馬駕籠を借るに、早速間に合と合はざるとの品有、是等は其者の働き斗にもよらず、時の拍子による事なり、惣じて驛場〳〵は、時により人馬の有合と有合ざるとの時節あり、一人一匹も無レ之所へ、不レ斗先達て遣ひ出せし人馬抔の、返り合と用に立つ有、又前後の宿の歸り馬など、幸に來て用に立つ有、且亦かゝる事の皆間違ふて手間る事も有て、人々手作の樣に自由ならぬは人馬なり、其外元來人馬の澤山に有所と拂底成所あり、寄馬の都合能き所と惡敷所と有、旁以て其品々あり、誰か驛に在る役人、差支へて難儀する事を悦ぶ者あらんや、少し待つ事有とも、達て腹立る勿れ、唯其時宜に隨て怒を止め、言葉を正しく言ふ時は、驛の役人共も、時の恨なくして眞實を盡さん

一 宿々町々すれ間〳〵の茶屋と言もの、一段調法成物なり、往還の旅人是なくして用は辨じ難し、殊の外物をきれいにして下直成あり、又むさ〳〵として高直成あり、是又近年所々に多く殖へて、旅客は自由なりといへど、茶屋の爲にはあしく、殊に本宿の旅籠屋ども段々おされて、次第〳〵に衰微する事となれり、惣じて茶屋の分は、往還の影を守て渡世し、旅人は茶屋の自由によつて旅中に用を辨ず、是れ水魚の思ひにひとし、互に主客の禮を守り、情を以てして邪のことをなすべからず

一 惣じて所々え附出しの荷物傳馬、町よりは公用の事あらねば馬を不レ出、自分往來の分は武家たりといへど、皆々相對して借るにより、駄賃御定の外に高直成物なり、其事格別の賃錢を取る事故に、其日の泊り所は、問屋〳〵にて繼立てる事有、仍て附出し馬すぐに泊り迄行く物と知るべし、若途中

にて餘の馬に附けてやるには、附出しの馬士、意の外に錢をやり繼て歸る、依レ之何とぞしていろ〳〵の事して、逃にかゝる事なり、休所にして油斷有べからず、休所にて荷物抔下さすれば、其儘馬を引て逃行也、彼馬を逃しては、跡にて繼ぎ馬なし、又は乘人より錢を足して賴む事なれ、其心然るべし

一　くれものといふ事あり、是は取迯欠落男女の廻しもの、惣じて不法成事仕出して、主人の家を欠落し、又は親の手前を出走するなどする類の名をいふなり、かゝる者道中へ出て馬に乘り、駕籠に乘んとすれば、忽馬士駕籠舁共に目利せられ、乘せて畷へ出、或は山中原中へ出などして、色々ねだりせめ、過分の錢を取、金ども取よし、不法の物を不法する事共罪相同じ、此事公邊の御沙汰と成ては、罪に行るゝ盜賊とひとし、仍て宿々の長共、深く制し戒むといへど、其時節を知り難し、凡くれ者と言は、極たる種子もなし、士に有、農に有工に有、商に有、僧にあり、男に有、女に有、皆以身々の不都合なる事を仕出して、此心と成てぶら〳〵と立退事なり、男女つれて出づるもあり、女壹人出るもあり、其品あげてかぞへ難し、身に金銀の有限の道中を、かなたこなたへうろたへあるき、或は所々の湯場などを廻り、とかく人宿をし、食物有所へ巡り居て、其内斯る難に逢もの有、又金銀を切て乞食もならず、淵川へ身をなげ、山林畷の木にくびりて命を落すも數不レ知、或はくびれ、或は自害となるは、その所より公所へ訟へて檢使を請ひ、三日晒して取置事常なり、皆其所の物入費と成迚も、よからぬ身の終り、淵川へ身を投じて恥を顯はさるゝにいづれ

第十五 道中雲助の辨

一 夫れ道中に有る雲助と言ふ物、由來は諸國のこし打、或は主親方の命に背て、身を山海の風雲に任せ、四時不レ得レ止事ニして、或は集り或は散じて、極れる住所なきを以て此名有る也、別に天より其種子下すにあらず、今日爰に有とすれば、明日忽然としてかしこに有、唯諸家の上り下りに隨て遊行す、京大坂伏見の邊より荷に付てより下るあれば、又夫々の荷を取りて登る、荷に取はぐれて、いつ迄も其所に居て、毎日勤て口に喰ふ、されば呑喰ひとらねば不レ喰とするが、彼等の立派也といへど、天地は不レ捨レ人とかや、それ〲の加護有て、さして山野に伏す斗もなく、相應の宿々ありて、見事に煮燒して喰ふ物なり、性酒とばくちに身をゆだね、夏冬の差別なく、人々に單物一つにたしわたしたる衣服のごとし、雨邊にはむしろこもの出た衣、絲(マヽ)堅の衿着きて、重き荷を負ふて寒き風情もなし、不斷色艶能く打笑うちに、言度ことを口にまかせて通るおほし、おかしくいひもて行は、大悟徹底の明僧の、樹下石上の境界にひとしきとやいはん、又乞食非人の身持にひとし、勿論彼等は生涯にさして罪名なし、第一風雲の輕き身たるによつて、所に居ても入用ひざるにより、皆人の下端に付て通る事なれば、驕る心もなく惡事をなさずもなし、或は其所に久敷居て爰に歸り、商ならふ取付妻子を持、又は相應に人の養子などゝ成て、身を終るも有事なり、かゝる者の内には、其國所を尋て諸親類も慥に、腹の内よりの雲助はなし

一　道中所々に雲助と言ふものなくて有なんや、往還の旅人の雨雪にもくるしまず、晝夜に限らず、駕籠乘物の内に安座して往來する事は、皆是等がみち／＼て有るゆへなり、田地に付の本百姓、誰か往還人に出て荷物を持、駕籠を取て渡世する者有らん、夫れ往還のかせぎと言物、夏冬常に澤山に有て、日々の渡世ともならば、世上に雲助と言名は有まじ、秋より末は往還もかれ／＼に、春夏も間切れして有まじ、秋より末は往還も□□□□□日立つ暮しても、誰に對して一錢のつぐなふべきもなく、よつて家業あるもの丶渡世とはするに足らず、凡そ百姓の農の時に往還のかせぎに盛なく、時節相同じき際に往還して、僅に馬駕籠に事をかくの節に、天是を助けて古今雲助の種類を殘し、何れの國何れの所と言事なし、それ／＼に事を勤せしむることそ難レ有けれ、公制是を嚴くして其種類を斷て、其在所を捜し求むるによしなし、是れも國家の調法なり、且命令有りとかいふとも、又何ぞ拂ひ盡して可ならんや

一　道中所々行難所々にして、別て雲助有て往來の自由と成事事多し、第一箱根山などに雲助なくて、何ぞ御傳馬を始め能く往來の用を辨んや、皆是等の山内山外に徘徊して打越し、八里に一人の力を不レ盡、所々にて幾度も繼替へて、擔當する事自由成るが故なり、假令鐵の身なりとも、誰か山中切所の難所八里の間を押通して能くやる事あらん、さるによつて小田原三島の驛より、時々雲助に付て失事あるといへど、是を制し止める事なれば、此謂と知るべし

附、雲助に付て大き成る失事有るも又稀れなり、縦へ有りといふとも、是非に不ㇾ及、夫れ士たる人の歴々の身の上さへ、心誠にして色々様々の不法を犯し、その罪に逢ふこと古今数多し、人間いづれの品に限らず、心中の諸悪その邪正を明らに斗り知らんことかたし、併雲助を不法なからしめんことは、大概仕安し

第十六

道中ごまのはひ渡世、伊勢参、はとの貝、六部、山伏、願人、行人、社人、言觸等の世に害をなす事

一 抑道中にごまのはひと言物ありて、旅人に害をなす事、道中の常なり、其事伊勢路を根ざして、駿遠参の三州に亙り、山を越て東の方へ来るは稀なり、或は順禮、ぬけ参等の童小野郎、総じて参宮の道に、其外初心の旅人多くは、田舎ものなどをたぶらかし迷はして、前後人里遠き所につれ行、又其所に待居て、山伏行人等の姿、又は僧形社人抔の風情にて、紙に灰を包て持て出、是れを戴けば道中災難なく足手息災なり、是はそもいづれの山いづれの寺の護摩を灰にして、よのつねの物にあらず、貴きと云ふも愚也、中々難ㇾ得事にして、凡夫の手にむざとふれまじき物なりといへど、我が慈悲の功徳にして、今汝等に是を戴かず、手洗ふてかしこまるべしと、大へいに仕懸て無理にいたゞかせ、いただくといなや、すぐに色々の事しかけして、おかしく取廻して、初穂の布施のといふて、側よりねだりかゝりいさかいして、是にはその種類大勢なれば、其内に彼處此處より或は旅人の形と變じ、又は武

士に似せて一腰さし、様々の模樣に出立來て、證人と成り味方となり、兎角する内に、段々人集てお
し廻し手ごめにして、首にかけたるさいふ、腰の巾着、懷中の鼻紙袋抔、よりたかりてばいとり、打
はりねぢたほし抔、はふ〳〵の體と成て、死すばかりのくやしさいたさに起き上りて見れば、いつし
か彼のいさかひ相手に被成し本人は、行方しらず、殘る同類共有といへども、證請人取さい人、旅
人、商人抔の出立の者も、扱ひ笑止のにくい奴の、吟味方めきたる者ども居ず、何れへと取て懸るべ
き樣なし、とかくする内に、皆ばら〳〵ちり〳〵に行去つて、殘るは只一陣の松風のみと成る、縱同
行の二人三人有分は、大勢にもみ立られて所々へ分れ、各丸はだかの仕合に成る多し、是より世上に
ごまのはひといふ名有て、旅人油斷せざるゆへに、後々は段々又品を替へ樣を變じ、或は色々の藥賣
と成、又は人蔘さんご珠の類、金目貫、小刀の小柄抔を通る先にて拾ふて見せ、種々にしかけてくはね
ば、果は皆いさかひと仕かけて、右の手のごとし、是も又たえぎれて、近くは途中に居て辻はくちを初
め、わざととらるゝ樣に見せかけて人よせし、是にかゝるといなや、仕よりを付て、是も亦果はいさか
ひとし、とかく大勢にて揉立て押立、人家遠き森林の中、或は野原の人聲聞えぬ所へ、いつとなく段々
におしてつれ行、はぎとる事にす、是又大勢して半死半生の體とし、跡を追て來る事もならぬ樣にし
て、ちり〳〵と成行事なれば、誰に向て何事を言べき仕方なし、輕き旅人の惱みたる事、近年是に過
たるはなし、且又此類の者共、諸道中にからまり居て、僧には僧と成、士には士と成、商人には商人

の風を似せて、途中よりしてふと出て道連となり、五日も七日も同道して、衆と成伴と成て、終には旅人をたぶらかし、荷物風呂敷抔盜取る事、あげて數へがたし、是れ等の類道中に多し、千變萬化色色の工夫して、世を惑し人を惱亂さする事、國家の患なり、是皆はとの貝、行人、言觸渡世、伊勢參り等の作す事なりといへど、いまだ人を殺す程の事なき者にや、公邊より强て此根を制斷するの嚴命なし、誰か又かゝる事と知らせ奉らん、惜哉

一　近年諸國より六十六部と言ものはやり出、野も山も是を勤る多し、是等の類は色々の愁に逢ふて、世を恨みたるもの、又は渡世不レ叶身を捨つるに所なく、行倒る次第に志して、無二無三に出るに有、誠の志ありて緣を捨、妻子を離れて出るは稀なり、且又近年それにて人又似物多く有つて、願人程の聲おかしきが四五六七人宛、打揃ふて風流成る笠、うち者、見事成る笈負て、松虫の鉦を打、謠ひのシテ、ワキの如く一様に面白くかけ、念佛して大路を一ぱいにおし通る、人錢をやる事雨のごとし、かくして人をたぶらかし、夜はばくちうち、酒色にふけり、人目を見ては盜して居る類も多し、正身の六部は笈も龕相に、身形も惡敷、一人立てあるく事なり、誠の六部はすくなく、段々似せ物多く成る事は何ぞや、命令有て可ならんや

一　夫れ願人と言物、貴き本寺ありて一流派たりといへど、世に様々色々に似せ事かだり事して、人を誣たぶらかして、世を渡るを業とする事は何ぞや、凡そ願人頭と言が方に、其似せ事の諸道具品々有

て、一日是は如何程是は何程宛と定りたる損料を取て、末々へかして出す、諸社諸佛の像、色々の佛箔、佛首斗借すもあり、けさ衣色々の法服、木綿よりさや、ちりめん上着下着に至まで、夫々のむき〳〵に上帶下帶迄そへて借す、鳴物はどら鉢鼓だいこ、一切の器物皆其人の藝能器量に隨て、是をあたへてかせぎをなさしむ、庚申の日よりして、專らどらを打て諸方を遊行す、近年世上にどらを打といふ言葉は、此事より初りしよし、是等の內には歷々の出世の僧侶墮落して、無二是非一此門に入て境界を迯るあれば、辻談議諸奉加の似せ口合ひ、其辯舌の速か成る事、諸人の驚二耳目一もの多し
抑此門に引入るゝ事を聞に、他の僧俗を不レ嫌、其術のすさまじき、誠に舌を卷つべし、縱ば僧俗に限らずとも、不屆者の身の治りなく、爰かしことうろたへ廻るを見かけては、先道連などに成て同道し、折にふれ酒食などふるまひ、おかしくすかしこしらへて、此邊に我家有、我が親類有など言紛らかし、つれ行てやさしくわらじなどぬがせ、風呂敷包に笠杯も其儘奧へもて行て、いや乍ら座敷へ上げる、次に仕かけて眞實馳走して、是非と一二夜もとめて、いろ〳〵心の如く馳走仕かけ、歸らん事をいへど聞かず、又二三日も無理に留置、樣々の肴を料理して膳をすへ、いなむ事あれば手あらくおどして曰く、既に此門に入てふたゝび出る事なし、是非に墮落せねばならぬなりと、强てせめ終には是を落す、達て連に情なく言つのる者をば、段々にせめてしばりてくゝり上げ、無體に肴を口へつゝき入などして落たりとし、其上日夜墮落の事を仕かけて、酒食色慾の爲に、梵身の悲しさ、終には落

されずと言ふ事なし、其內は外へ出す事なく、偏に荒鷹、荒狩抔を仕込み、ヶ樣にして篤と手に入れて、後色々の勤めに出す事也、それにもまゝ用心して、一月二月の內は、二人三人宛外に人を付て出す、段々輕きより出して心を見るとかや、俗又此門に入るしるしにとらへて、髮をそりおろし、何坊と名付て、段々其惡業を仕入て弟子とす、斯る惡行にして相立事、あやししといへど、又是等の身の上に不思議成事有、所々に是等の類猶多く住して居たりしに、近頃は村々へ毎日に出て樣々の似せ事し、ねだり事して物をもらひ、殊の外うるさし、あき果たりしにより、所々より其事を斷むづかしきのまゝ、早速所を追立んとすれど、年久敷其所に栖て、年々宗門帳にものせたるものを、さしてゆへなきに追立ん言葉もなし、只何ぞ事を仕出さんと相待て居たれども、幾年經ても更に何の失事を仕出す事曾てなし、遂には以て言れぬ程の事出來ずといへど、其所の小頭來て、大き成事もかろ〳〵と引請て行、皆以て內所にして事を濟し、一度も公邊の沙汰とする事なし、夫れ世の中に金銀の入る程仕にくきはなき物成に、いか樣にする事やら、第一是に事をかりて、縱日に餘る程の事も、忽に小頭の手によりて、辱を明てしらぬふりにて居るこそ不思議なれ、兼ていかなる法式有て、いか樣に貯をなすやらんしりがたし、しかれども深く世をまどはし、此を繼る事を業とするのみ、不法邪惡の事共なれ、此後國土に此種類なくても有なんや

附 僧を落して願人とせしは言しが、或僧の子師の寺を出走りて、池上の邊へ歸りし、芝の新橋に立や

すらひ、おかしみて何ともなく若き僧ども二三人、十四町のところよりともなひ來り、ともに休息して言樣は、我等も宿は此あたりなり、いたらせ給へとてつれ行、段々右の仕かけに逢ふて逃げ事にならず、無₂是非₁墮落して、その業をしばし勤む、漸く二人連て歩くに至り、欠落して古郷へ歸りし有、是事をつぶさに聞事明なりき、亦俗には或所に若き男の行衞不ᴸ知が來て、渡世のすべき樣なくて、願人が方に宿を借て居たりしに、二三ヶ月食せ置て段々と進め込む、既に髮をおろさんとせしが、かの男得心せずと言ふ、その時に言廻して見るに、凡そ人として貴賤尊卑にも依ず、一生の幸不幸、善惡禍福、浮沈盛衰有る事人間の常なれば、誰か人としてこの事なからん、引出されて其端を言ふに、はや取付て樣々の不思議を談じ、即座に物に成有、又その筋を見出しては、重てそろ〳〵と言募り、己れ一人のみならず、その類數多也、故に皆立合せ立替りて不思議を言ふ故、終には不ᴸ得ᴸ止事、一度彼等に見込れしものは、のがるゝ事更になし、國士民間に斯る事を食はぬ者は稀也、少も宜しき者程、妻子抔の慈愛にひかれて此の手を喰ふ、彼等が又少しも宜敷物ならねば、骨折甲斐なくして力を不ᴸ盡、その術唯八卦占と言事より引出して、人々の口占に問ひ落し、恐しき物の怪(ケ)、怪き生靈死靈、あらたなる神佛、時めく淫神(ハヤリガミ)抔の、恨みたゝりと取付て、是を除くより事を拵へ、我全く物を取にあらば、人のためにかく笑止成ることを見て、我が慈悲を缺くべきにあらず、布施初穗禮物右一切不ᴸ請ᴸ之と、誠の驗者よりきれいと云かけられ、それに隨ひ三重の高棚、五色のきぬなど檀をかざりて

祈ること様々なり、唯頼む人の品により、色々の供物に差別有て、兎角其氣に應じて信心なさしめ、次第に一色宛も望を増し、とかくその身の本體を寫して、頭の坊怒りをなし、にくきやつ哉それ〳〵といへば、究竟のしれ物等に、何がしの坊など聞へて力法(マヽ)にし、腕をこくて飛び懸りて、彼男をしばらんとするを、彼男ひた物手をすりて詫言し、ひたすらゆるし給へと打しほれて居たりしが、少しも不ニ聞入一、左右より手を引とりて、繩を懸んとするに及び、先づ右の大坊主をはづみにかけてなげ出すに、すのこのうへ三間を過ぎて、土間の石臼に打つけられて、目を廻して立上らず、右の法師これいと言つてかゝるを、同じく取て後ろざまになげ出す、是も二間の外へかべの程と打付られて、起き上ること不レ叶、殘る入道ども、小頭を初め一度に懸りしも、かなたこなたへふみ倒して廣庭へ踊り出、彼小男の聲を立ていはく、我不慮の子細有ゆへにかゝる身と成り、一旦汝等が所に宿を借るといへど、中々手ごめに可レ成ものにあらず、此上强て慮外をなさば、一々にふみ殺してくれんず物を、汝等が持所の手々の棒ちぎり、木家(マヽ)一本の肩に不レ及、かゝれ〳〵といはれてより、たかりし願人共鼠のごとく逃去て、初二人の坊主はなぐられ、疵の痛みに二三月も疾んで、辛き目に逢たりしを聞ぞかし、後に彼男の由來を聞けば、或名の聞へし劒術者の子の、しばし田舍へ故ありて來りたるよし、さもありなん

一　夫れ山伏と言者は、彼の行者の流れを汲んて、山々嶽々を修行し、難行苦行を衣とし、にんにく

慈悲を心とするなるに、近年の盜賊、良もすれば、山伏の捕られ來て、御仕置と成事は何ぞや、其行跡仙を學ぶに似て、夫々釋門の徒たり、殊にその源雨御門跡に分れて貴重たりといへど、末に至りてかく盜人目あかしの類にひとしく成ることそ惜けれ、其子細を尋に、多くは非人物貰ひの一方に似て、比丘尼を以て妻とし、從はらひを婦とす、抑是は何方ぞやいはじ、人外の沙汰成事明けし、或は夫婦つれて夏秋、麥と籾とを貰とて、田舍へ出て修行と號して貰に歩く、不斷に所々を廻るも多し、其形相元より有髮成を、言紛らして打くさりたる單衣をかたへむすむだる體にして、更に宿なし、非人の大脇指をさしたると見る外なし、それもふちからなどは、いつしか拔け落ちて藤柄ばかりに、さや、はばけ、がた〳〵するとも不レ構、十文字に横たへてあやしげなるを表とす、是等は皆雲助山伏と言、其内に又出世もとげて、かしこ爰に醍と住所有て、頭巾、ずゞかけ、ほらの貝、紋白のけさに、衣裳つきづきしく、八角の棒、ひの木笠着て歩く杯は、一入すさまじき物なり、夫在家に出ては先貝を吹立て、婦女子の氣をうばひ、大成る造り面體して、物を貰ひながら恩ぶり、少し與ればはけ出してとらず、惡口雜言のろひ言して返答を待ち、一言も言事あれば、はやそれに取付て能き言質をとりてねだり懸る、山伏は行方を以て呪咀すると稱し、行人は梵天を突くをと言、又言觸は御正體を逆に立る杯、其家へ七代たゝり其の人を殺すなど、色々の俗說におどし迷はされておそるゝ事、只鬼神のごとくなれば、其家を見かけてねだり、又婦女子うかり居る時は、大き成脊を座敷の中へなげ出して、おして一盃宛ねだり

とる、其惡ぶり言語に不ㇾ及といへど、惣じて民間は晝は男のら農業に出てば、必しも女童のみ成物なれば、四時是を防ぐに力なし、よつてわれ〳〵も喰事不ㇾ能、米抔とられ、錢は云に不ㇾ及、夫れ百姓の身に百錢は重き物なるを、はや其内へ亭主の留守に疵を付け、米なき所は雜穀のみ、出せと云ひ、米小麥大豆小豆抔のつきたる物を出せとかゝる、其時の樣子人を見かけてねだる品樣々なり、時によつては無二是非一種子物の俵をくしりて出すなど、田舍の一つ家抔にして、姑娵など又は若き女房、老人ばかり居ては、其こはさに心に隨ふ事尤なり、是等の類皆おかしく言廻して、婦女子の口裏を引出て、そろ〳〵先きの答へに應じ、其身に其家の不幸愁へ、いろ〳〵災難の事を其年其候に配當して言かけ、取つけて只人の氣に懸る樣に、檀上の主とする事なり、其身に替り大切の物又自の大事にする衣類など、檀上に備へ給へ、又二十八宿を祭るの供物には金なども入事、皆五行の數なり、纔一七日の間の事、夫れ過る諸神のはなれ給ふに、取て常のごとくに遣り用ひ給ふべし、夫れ迄は檀も先此儘にして置給ふべし、跡の清め迄無斷に仕置上は心易しなど、すでにそれ迄に及んでは、引にも引れず悉く望みに隨ふ、扨七日過て件の檀を破り見れば、皆それらを封して置て、内には一物もなし、是諸神諸佛生靈死靈達の御持參にや有らんとのみ思ふ外なし、彼等が有體の人を誑る格、此類のことしといへども、近年世間の人段々是等の術をくひつくして、今時は又其品の樣に成事爭か及ぶべけん、千變萬化機により物により應じて、工夫をこらし術を替る事、彼等が種類の有ん限りは、渡世なれば是

非なし、且又山伏の妻と成る比丘尼と言も、是釋門の穢なり、其業の汚したるを誰か筆に下さん、嗚呼悲哉、又佛法は今倭朝王法の大業を兼て貴き事上なし、しかるに斯る事と成行事は、何れの時より紛れたるにや、惣て彼のはとの貝と言物こそ人言觸と成て出、觸人と言物行人とも成る、是等を世にて變化と號、ごまのはひ渡世、伊勢參りより初て、六部とも成り、又は身を變ずる事道術の如し、山伏は別段なり、又其外に或る國より諸國へ出る有正(マサ)と言物有、是又右邪惡の一方に似て、同じく世を迷はし民を誣、仁義をたちふさぐなどいへど、是等は國所毎に諸國へ渡りて、皆それ〳〵の旦那場有事、山々の御師のごとく、或は國々の諸侯大夫にも旦那あれば、其城下に至ては諸家中にも旦那有りて、年々相廻り祈禱して札守を出して、所々にて取得有、名付て因緣を求る、古しへの阿部の晴明が流なりとす、是等が内能き旦那を持て、夫れを家祿とし渡世する事不ㇾ缺、衣服もそれ〳〵に出立て賤しからず、只先々にして人の賴むに應じ祈禱し、口には或其人其家の念願の祭りをするを業として、別に賤しき事もなしといへど、又其内には旦那場も少なく、渡世とするに足らずといへど、國所の妻子は皆其かせぎを得て年を送る事なれば、年々他國へ廻るといへど、二季には歸りて其つぐのひをするに迫り、縱心に邪非僞り事とおもひながらも、くちだにあればいか樣にしても取付て、物にせん事をのみ心とするも餘儀なし、よつて彼七變化にひとしきふるまひぬ、折々は出さねば成ぬ事と知るべし、且又是等が内には萬歲時はそれをも兼、又在所の小刀髮剃色々打物を商ひて、利を見るも多し、

凡そ旦那場といへど、巡る毎に一遍の初穂を取る分の事にして、相立つべき樣なし、兎角にすかし、兎角に拵てあやしき事を言ふれ、長く斗り長くおとしても、それにして多く取事有、されば彼等が相立つべき樣なし

右の品々の類、國家の遊民にして、民を食む虫のごとしといへど、斯る中に金ためて持ものは、いつとなく奢りに長じ、其汚れたるをかへりみず、民間に大面して高ぶるあり、惣じて此類の輩の種類、國の食を費し、民間を誣ひ惱ます事、中々雲助宿なし抔小き類と似るべからずして、事を作する事は大也、御代長久に隨て、猶此遊民のふへた事夥敷、凡そ國家四民の分量にくらべては、其數過ぎたりとやせん、今の世の生盜は、是等が業に過たるはあらじ、夫れ國土の盜賊は、御制戒の第一なれば、顯れてする事なし、有といへど聞事稀なり、彼等が小盜は表立て制戒なし、小きありといへど、常に其害何の大盜に及ぶ事あらん、いづれの內よりかゝる邪を佛法神道の用具として、正法の妨げとは爲しけるぞや、時至ば明君是等にも御心あらば、いか成る御掟か出でらん知がたし、且又惡座頭の世に害をなす事、所々に述るがごとし、事しげゝれば、爰にもらしつ

第十七 道中女の事

一 道中宿々に旅人とめて給仕する女を飯盛り女と言、むさき名なり、此名古しへはなく、遊女の部たりしに、中頃より道中に至迄遊女の類を御停止に付、御吟味有て一人にても置ねば不相立ゆへ、無

是非に此名をよばれたり、此女の有宿もあり、又無き宿もあり、有ㇾ之所は榮、無ㇾ之所は衰へ、是等は只往古より道中に有來て、更に害と成事なし、古へは貴重の人も旅行にして、召れてかしこまりしためし多し、其頃は風情やさしく聞へしに、今時はそれに引替へて、其所作賤しくなり了ぬ、百姓と云内は性おかしき物にして、斯る女を持てば、街賣の類と賤しめて緣も不ㇾ組、中間付合もせず、春秋の稻荷講にも、座を一つにせざるにより、可ㇾ有ㇾ之處にもなくて、次第〳〵に宿々衰微するもあり、且又所々津湊城下邊の能き人の集る所には其類多く、繁昌するによつて、百姓中間の付合に外づされても事とせず、更に事の缺事なければ、倩々其類ふへて其商もつのる事ぞかし、かく道中の次第〳〵に困窮し、無繁昌の地は彌以町並の家も零落し、後は行人用をも缺き、公用の初めに力及ぶ事不ㇾ能、此分は此令を免許ありて、相續すなど有ぬべし、凡そ此食賣下女其の種子とて別にもなし、國々の民間より出て、父母兄弟の爲に賣れて、ぜげんといふ物の手に渡りて、其身と成といへど、それ〳〵に見事勤めて、又其身の果報次第、果は人の妻と成て、本の百性より能き身過して終るも多し、皆相應に片付て乞食と成るもなし、天地の廣きによればなり

第十八　道中盜人、かたり物等捕へ出すべき實事を辨ずる事

附　目あかし小屋の者の事

一　道中宿々にからまり、色々の似せ事語り事して、盜をし火を附んとする者の分、捕へ出べきよし、

官より度々令有て、急度被仰出といへど、更に其類絶る事なく、良もすれば往來の旅人盜の爲に逢ふ事、段々右に書すが如し、其品數々有、或は同類の手を借る事なく、己れ一人して往來の旅人武士なんどの主人よりの代參り、又は諸事御用承て金抔持參するもの、且公用に通る人の挾み箱跡付など、とかく金目の可有荷物を見込で、一人達て夜中に忍び入、片手に拔身を提て、片手には灯持て、命をかけ忍び込、思ひ切て旅人の寢所へ押入て物を取有、第一忍びの名人ならで不叶、或は邊より忍び込て、壁に付床の下に入も有、人有間を夜に紛れ入事も有といへど、人更に知る事なし、殊に手に能有て人をも人とも不思もの、かくする事に至ては、縱目を明て居る者が有とも、誰か是に敵すべき、多くはそら寢いりしてとらするならん、是等の大敵者は、大方は一人立也、若同類有といふ共、二人三人には過べからず、其筋を種子なし盜と言て、命をかけて來ればすべき樣なし、常には所々の湯場惡所道中筋、兎角人宿食物等の有所に徘徊して、店先にても人を窺、食盡ては又道中筋へ出て右のごとし、とかく大き成事をして、二ヶ月三ヶ月、又は半年一年二年宛も暮す工みをなし、小き成事には目を不懸、彼等が時々運盡て捕へらるゝを聞けば、或は浪人の果、又は諸家の士の子供抔が不行跡にして、立退きすべき樣なくして、是に成りし由多し、扨は聢と出所も知れぬ、山伏にも僧などの類なり、抑盜賊の本地は博奕にして、博奕の垂跡は又盜賊なり、一時一夜の間にも數百の金を打込、田地屋敷はなれ進退を失ふは、皆此勝負より起りて、患難身を焦し、前途に行詰りて、無是非徒黨を

結んで、夜討强盜切取追剝などする事、常の心にあらずして、士農工商の中、何れの人ともいひがたし、古しへより民間の愁たるによつて、公令年々此制嚴ありといへど、實に亡ぶる事なく、世に絕る事なきは何ぞや、答へに曰く、其席に言がごとく、凡そ魚鼈にあらざれば、水中の寒暖を知る事なく、鳥獸ならずして、山林の飢渴を辨へがたきにひとし、爭か高きより低に臨んで、千變萬化其邪非の品々有事を心に知り、曲に尋て是を能する事を得ん、夫れ鼠を捕るには猫を以てし、猪鹿を狩るは犬を用ひ、鳥には又鷹を放つ、皆それ〴〵の用具有、所々の盜人は、只其所の民間よりして之を捕ることなくして、何ぞ外より能人は只其所術を盡さん、皆それ〴〵に心を付、其所に煩ひなく、威を借して實眞の心を盡す樣に命令あらば、年をふれずして自然と能く其根を斷たん

夫れ今迄は命令に隨て、適々民間より彼の惡徒を捕へ出るに及んでは、詮議の上すぐに其所へ梟首し磔して、其所より番人を勤め、名主年寄村中の百姓の迷惑、御詮議も下り、諸事の物入あげてかぞへがたし、其所の不思案、世々近隣の語りつたへと成、身の毛をよだて臍を嚙て悔ひ、法進還て過怠に似たり、これ何と云事ぞや、よつて民間其難を忌み恐る、世上多くは事を見のがしにして、其所の名主年寄申渡すといへど、只知らぬよしするを能き思案とす、是等の行違に、世上に立つ人に誰か又告げ知らする事あらんや、畢竟其國の都に右の惡徒あれば、其所の害多く、從ㇾ是命令改て其所の苦惱と成事なくんば、無造作に捕へて出し、徘徊する事は叶まじ、忠臣察し給へ

一近年世に目あかしと云者出來て、六ヶ敷知れにくき詮議事を見出し聞出して、問落し決行仕能きと云より、官所それ〴〵の下には必目あかしと云ふもの有、是を首伐共言事は、すでに首を刎らるべき罪人の内より、他の惡事を訴人し、又御詮議の事に付其事を注進し、兎角已れが首の代に人の首を切取る事にて命たすかり、傳馬町の牢内に居て、時々官所へ召して御尋の事を承り、品によりては諸方へつかはされては、罪有者を窺聞ふ事を業とす、又近年は牢内にして罪人をごうもんする事あれば、皆是等によりみごぼうきを以て打て、是を問ふに事を問落さずと云事なし、自分年來其惡行に染みて、酢きも甘きも身に知てする穿鑿なれ、縱ば穴の中迄もさがし出だささずと言事なし、よつて官所へ是等を用ひ給ふ事、一理無きにしもあらず、是までそれ〴〵に人の智を執り用ひて自己の心とし、遣用るに似たりといへど、亦彼等が國中へ出て走り、民間に害をなす事は夥し、既に是に成ると人疫神のごとくにおぢ恐れ、這ひ屈する事也、是何事にても見出し聞出し、是にさゝれて公所へ引れん事を思ふてなり、數多の家來又田地屋敷の端々に至迄時めく御用等、諸事の言庋に付意地わるく、心を付けて見とがめ聞出さんに何かは知らず、每日の事に付目あかしの言捨成らぬと言事はなければ、只罪なき者も、彼等が氣にさはらぬ樣に用心のみをするゆへに、何を云ても不用と云事なし、況や身に一癖有者、又は所々にあるかくひとゝほりの者、それ〴〵の異名ある程のものは、天下皆時の目あかしの末社と成故、素人のばくち打共にあてこすりして、金銀を貪り取り、世上を掠め刧す事を業として、金銀を

ば塵芥抔のごとくに遣ふ、衣服脇ざし等の結構分に過て、人の耳目を驚かす事法に過たり、後には段々奢り長じて己れが威しに服せざるものをば、小科をも大罪と言ひなし、白きを黒きにまげて人を惱亂し無實の罪に落し、或は富貴なるものをば、何の意趣なきに見込んで物取に仕かけ、種々の惡行超過して、果は皆首を終に刎らるゝ多し、よつて中頃官職のかしこき人は此事を悟って、是を止らるゝ事有りしも、時移り人立て法令時々に替り、又立られて所々に徘徊し、道中宿々へも出て末々の御用を引懸けて諸事其所を費し、又人を惱したりしも、明君御代をしろしめして後鷙鳥の羽翼を落され、爪を剝るゝに等しく、却つて御詮議に及び漸く江城下を逃去て、頃日は田舍筋え逃去り、爰かしこに加り居ても外に家業なければ、ひそかに人を勸めて彼の業をなすことぞかし、惣じてばくちを業とする人は、四時外に作す事なし、不斷不相應の身の廻りしふところ手して、人の子にも商人の若いもの共、寺方の住寺弟子、兎角廿口成者を見立て此道に引導しだましすかして、剝とる事を心とす、是國家遊民の外へ天地の食を賣らず、一の蟲にひとしかるを、何ぞ國家を治る官職の手足として、此類の者を用ひ、役人と號して君道の穢れたるに心なきや

凡そ一旦の詮議事に懸りては、時に望んでは縱穢多非人たりとも、是を用ひて聞事を正す事有なん、それは其事一件のみにして、其事過ぬれば又取事なし、近年の日あかしは果ての御扶持人にひとしく、名を御役人衆と稱し、民間へ出て奢り誇る事、右に云がごとし、偖是等をも不殘停止して、國家を拂ひ淸

め、是より新に命令下り、一つの賢慮有て公門に木あり鼓ありて、民間清淨の御代とならば、何ぞかかる邪曲の種子を拂ひ盡さゞる事あらんや、猶口傳多し

一 近年所々村々に小屋の者と云あり、是は初めこもかぶりにして、其大頭は車善七の徒なりしが、其村々の内にはなれず、人に見知られてなじみも付て、人も情けを懸け、喰物もくれて後も所の出口入口、又は空地芝間などのいらぬ河原など、明地にこもばりの小屋かけて居たりしが、殊の外其所のてうほふと成る故、段々今は此類の者いづれの村々も無之所はなし、年中村中の食物の餘り、佛事、諸祝儀をもらふても、其所の者にしてねだり事もいはず、他の乞食非人のあやしきを不入、夏秋の作りの落ちこぼれを貰ひ、極月の餅は喰餘りて貢程の事なれば、後は相應に妻子を持、二代過れば則其所出生の者たり、今は田地を預りて小作し、或は馬を持家の門表の所見と違ひ、さつぱりとはき立て、きれいにして廣く、中々大體成百姓の及ぶ所にあらず、只死人をとぶらひしくわんのふた、はや桶などの赤く色々の繪どりし板にして、所々にひさしなどのふきし斗にて、座敷抔は青疊に女房下女共有て、奇麗に造り立て、それ／＼仕業し、或はざうりのはなを、人形の衣裳などこしらへて、かしこまりて居るもあり、是皆世上の人の子のどら打ども、男女奉公人の缺落、はづしもの、或は勘當に逢、又は其主人／＼に構はれて行所なき者共、今は皆是等の類と成て小屋の中へ入て、彼が手下に成事なれば、所によりて惣人數集る時は、三四十人其餘も寄ること多し、尤是に成る内には、人にすぐれて諸事藝

能有ものも有事なれば、田舍芝居など仕立て、祭禮等に所々村々にても其藝を初め、月待日待にも行て藝をする事あれば、中々乞食非人とも見へぬあり、是には常に物もらひにも不出、愼て居る内に、構、勘當など免されて、忽ち元の人と成て歸るも多し、何も其地に害をなす事はなし、能々敬ひかしこまるなり、彼等が其所へ奉公には、第一能く夜廻りして火の用心を守る、其勤る事律義なり、夫れ百姓役にする夜廻りは、人々の心により夜もすがら勤る有、又子供童用に不立ざる老人抔ばかり出して不勤の者も多しといへば、毎日の事なれば、度毎に其長へ呼付てせめしかりも仕にくし、又仕置も大體の事には成がたし、名主年寄の廻る時ばかり勤て、間には寢てのみ居る事多ければ、小屋の者どもの勤めには中々及びがたし、殊にあやしき者を見付ても遠慮なくとがめ、又酒狂、又いたづら者共が刀脇差を拔てとりても、彼等の内には事共思はぬ者共集り居て、是をしづむるによし、百姓の内打くさりたる年寄、髮ゆはずの小野良抔の働の類にあらず、且又所に不慮の倒れ者、或は首縊、自害人、御仕置ものなどの込事有時は、是等が出て番をもし、取置て百姓のたすけと成、其外往還の街道へ懸りたる所は、年中宿なし乞食たふれ死夥敷有事なるも、皆是等の手に懸りて取かくす、其所の世話にして勿論相應に錢の入事あり、且つ又田舍の大難は疫病なり、百姓此難に懸りては、既に一家にして二三人も死す、出る時は人におぢ恐れて隣の五人組を初め、諸親類迄一切通路を斷て見殺しにする程の事多し、夫れ百姓と云者は夏冬寒暑をいとはずして業を勤め、淡味を食して臟腑常に補ふなく、濕地

に座臥して諸病を請る事多き内に、冬寒にかんじて春に至て熱を發する事多ければ、熱病を煩事尤多し、元より愚にして其心をも悟らざれば、只此病の移り易きとのみ知て居るにより、見廻時は必ず移る事皆己れ〳〵の心より引出す事なり、間には義を思ひ好みを捨ずして、其病家を助けて見廻、忽其氣を請て、五日三日煩て本の病人より先きに命を落し、其家内へ廣がりて妻子皆死果るもひた物有事なれば、親類縁者舊好の者迄道を絶へて出入る事なし、見殺しするにひとしきばかりなり、既にかく成行事になれば、死人も捨て置、病人に食藥をよする者もなく、村中只祈がちのみして身のふせぎを專らする外なきにも、彼小屋の者來て僧と共に死人を取置手傳し、跡の看病もする事有、兎角百姓のたすけ成事多し、さして盗もせず、又不法成事もなし、是かり初にも人間の内へ不ㇾ入して、權威をかるべきなきがゆへなり、且又口あかし杯の己れが御法度のばくち打をさして、公所へ召捕る爲の犬鷹の身にして、其詮議に諸方へ出、直に金を取斗なき時は、近國へふれて其道の筋よりばくちうつ程の者を不ㇾ殘相寄、下知して打せるにいなむ事ならず、其者の下心は寺と云事をしてもらはんがためなり、寺と言は己れは不ㇾ打して人の打金の内を一度〳〵にはねて、夥度金を取る品のよし也、是等は其類のごとくならず、所々に小屋と云物有てよくしまる事なり、只いつとなく三ヶ年以來初りてかくのごとし

凡そ關東乞食の頭車善七が富は、穢多の頭彈左衛門と肩をならべて、その大き成事述べがたきよし、

よつて近年は國土の罪人を御預け有りて國土へ又奉公し、穢多もそれ〴〵役を勤むといへど、其財の聚る所と散る所とを考へ見れば、凡そ國家の金銀の入て不ㇾ出事、年々歳々更に小さき事にも關西にも、又此類相同じ、嗚呼

第十九 諸道中所々川越船渡し場の事を辨へて、旅人の惱みを可ㇾ救事

附 造り道、蝦の松の事

一 諸道中の大難は、船川の渡し〳〵成といへど、別て東海道の歩行越しの川々には、川越し人足を賴む事なれば、大分に錢の出る事なり、輕き旅人は第一是に差閊へ、逗留すれば雜用諸入用も、更に應じて多くかゝる、且又諸家の大人數はそれ〳〵に隨て入用多く、或は五十兩百兩、又は二百兩三百兩五百七百餘千に及ぶの金の入事は、川一つにしても費る事ぞかし、いかに大家なればとて、豈その費をいたはざるあらんや、殊に近年所々川々に變有りて、淵瀨替り砂などを押しひらき、人馬の足立惡敷地水にも、兎角川越しと云物を相付けねば不ㇾ叶樣に成り、次第に旅人の物入も多ぞかし、爾のみならず雨などに逢ふて逗留すれば、一と所に五日も十日も留られて、凡そ川々の爲に路銀皆遣切て難儀する事のみ多し、よつて近年は旅人只木曾路へかゝらん事を好む、夫れ諸國の川々に、掟の川渡し無ㇾ之所へ懸りては、旅人の怪我有事心外なり、ひたすら往來の難は、只此川と成る事と知られたり、此事古しへより沙汰有て歩行越しの川々を船渡しに致度願、所々より出るといへど、色々の障り

有、又は眞實の願人にあらず、けんあん手れんの輩の利を貪る事にして、誠に往還の爲ならず、或は御安害の筋なるよし、取沙汰して事を遂げぬべきなし、凡そ又川越しの所々定れる賃錢有りて、水の淺深によりて時に應じて、所々或は二瀨三瀨にて渡るも有、又一瀨にして越すも有といへど、濤き水勢のすさまじきを渡して見ては、中々壹人前の賃錢高直成る物にもなし、常に其川に馴て其水の心をしらずんば、爭か他國より來て初て越し得べきやと思ふ事共多し、又賃錢の定めなき小川藪川共の俄に滿水したるには、それ程もなき水勢をおどしすかして、過分に錢を取もあり、かゝるよしあしは、川端に生れて常々水の心を知りたる者にあらずしては、能く察し知るべき處にあらず、凡そ駕籠のり物、本荷から尻長持分持の品々に至迄、それ〳〵に川役人の差圖にまかせて川越を相付て渡すに、さりとは肩を越す程の水にもぬらさずして、よく持事大かたならず、働きにくらべ水にくらべて更に高直成る物にあらず、是をとやかくいふは無理なり、初心なり、或る道中記に大井川切者錢を不レ惜と書きしこそ尤なれ、とかく川々に臨み出水に逢はゞ、定れる人の外にも、川越しをかけて危く、無レ之様にして通るを功者とすべし、是等は目に見へぬ、得有つて損はなし、少の錢を惜んで其身は云に不レ及、大切の荷物の一箇も水に打込み、若しながしなどする時は、其損いくばくぞや、損の上の耻多しとはいへど、又輕き旅人は段々其賃錢のかさ增りて、錢に逼りくるしむ故、心外の是非を捨て危きを渡り、川越しを減じて折々難に逢ふこそ悲しけれ、重なる大川の外、間々の小川にも願は出水の節の掟有て、

其所の役人立出、御定の通りの賃錢取て、無滯渡らんこそあらまほしけれ

一　凡海上入江などを渡る船渡しは、風波の難のみにして、さのみ久しき逗留なしといへど、只川々の船渡しは天氣によつて出水して箇々差□□□時によりひたもの降續て多不止、いやが上に水かさ增りて旅人川端に逗留する事有時、水の落口見繕ふて渡し初る、是を渡し場の秘事とす、縱ば明け六つ時より渡さば可渡を、四つ時晝過迄も、見合せ引下げて渡し初むるなり、其ゆへは外の海道脇道などと違ひ、東海道の往還繁きは一日二日共滯れば、兩方に上り下りの旅人公用私用武家がらに、我をとらんとしせり合、のり込て荷物持運びて積入るゝゆへ、いづれを先後と分けがたく、皆一番船と心がけて諍ひさはいで、人の物云事も耳に不入、肝煎船頭の差圖も不用、偏に見物すもふなどの場のごとくおし合、せり込て舟を川岸にして、忽五艘も三艘もふみ込、水主の乘るべき處もなし、危き事限りなし、依之力に不及、少しづゝ時刻を引下げ水を手に入て危からざる仕形なり、往來の旅人公用の人、かゝるわけをしらずして、其所の役人をおこたりしかりして、不勤なりとせむる、是全く怠れるにあらず、不勤にあらず、公用の人の氣儘にして、けんせき成ると、往還の人の不作法成は、かくのごとし、勿論往還の人の不作法は所の者の云ひ樣によりて、是れを正すに安く、公用の人の邪はいかんともすることかたし

一　夫れ川支にて往還の逗留の節、先づ従御狀箱を一番越とし、次に御三家の御狀箱、夫より諸家の

飛脚を渡して急を辨ず、是は御飛脚船とて所々別に船有物なり、扨歩行越と成ては所々の御番衆惣て公用人渡す、是には諸事の荷物長持乗物駕籠等迄渡す事、前後の差別なく無理をいはれ、打たゝかれて外の妨と迄成る事多し、此分を渡し盡して諸家の家中を渡し、跡に地下の往來を渡す、人間の性いづれも旅中には今少し成て家急ぎし、氣取のぼせて前後の事もかへり見ず、むせうに腹立がさつ出るもの成るに、上よりは只馬士船頭、惣て道中の者がさつがましき成仕間敷に觸流すのみなり、何ぞ下賤の輩の武士に向てがさつあらんに、十に八九は皆逆なる事共なり、併船頭馬士と云物、地下人へ對しては、殊の外大へい成る物なれば、宿々の長、問屋、年寄より示して、堅く停止して可なり、惣て道中所々の船渡し歩行渡しの事を、同じ川の上み下もに有る田舍道などの、小さ私の渡し場にくらべて、是非を辨ずる事なかれ、皆如斯謂也、且又所々より官人出て裁許する渡し場には、往來の人もひかへて其差圖を得て、前後を守て渡すもあり、是等は危き事なくしてよし

一 川々の渡しに瀨の指引つよくして、一日に幾度も乗り場上り場替り有り、不自由成所あり、夫れ潮秋（マヽ）のばの潮など云は、大體出水より水かさ強く、人の力を以て中々防ぎ難し、日々乗り場揚り場を大勢かけてこしらへても、忽に押崩して跡形もなき物なり、かゝる所の土地は石出にはあらずして、大形砂ばがりなればなり、夫れ船頭と云物、深き所は自由にして船よく岸へ付て痛事なく、淺みは無理にやるに手木（テコ）を以ていち入、こち出すにより、高直成船共一度〳〵に破損して、其物入大かたなら

ず、小揚もとらぬ場所にして、誰か乘り場上り場に油斷すべき、第一船頭共の冬さむきに、足ふみ込事をいやがりて、及ぶ限りは無二油斷一拵る事なり、しかれ共船賃の外に揚げ錢を取る所は、川中に舟をすへて、わざと人を肩に負、荷物を持運んで其賃錢を取樣に仕懸る事多し、是等の内にも船賃を殊の外下直に請負て、過分の小揚げを目あてにするもあり、一樣ならず

抑道中渡し場所御定の賃錢、纔の事をばとやかくと云觸れて、小揚は時により舟賃の五倍十倍かゝる事をば、何とも云事なくて出す事何ぞや、しかも過分の小揚に武士も出し、少しの舟賃は町人百姓商人のみ出す、夫れに揚げは御定の外なれば、いやならをりて行給へといふに困ればなり、冬氣に成り、星淸く、から風吹夜など、足袋はき、わらんじふみ込みて水中へ入らんに、乘り場揚り場にして、誰か五十三十の錢をいとはん、言者も亦夜もすから、火を焚、酒吞で川風にふかれて居る事なれば、過分の錢なくて何ものか其事を勤めん、かゝる業は皆其所に栖でとくと互の辛苦不レ知して、此是非は論じがたし、然ば所々乘り場揚り場を能くして、小あげとらぬ渡し場をば、舟賃少し高直成とも、是非を言事なかれ、况や同じ賃錢などは三度立戻りて、心中に禮して過ぬべし

一　凡そ渡し場の評あらましかくのごとし、公制是より旅客へ御心あらば、川々の賃錢は縱二錢もましても、荷あげと云物一切なく、其場所より物を入れて、其乘り場揚り場を日々こしらへ、船の多く岸へとくと相着樣にして、往來の者足をぬらさぬ樣に命令あらんこそ、誠に旅人の爲とは成ぬらん

附自今若此し命令有とも、乘り場上り場の事は、人の知らぬ日々の物入なれば、舟ちん少づゝ增す事なくしては其こと行はれじ、旅人も又少の事をいとふ心あらば、是一文惜みの百損とやいはん

一 川々の川越人足賃の高、年中夥敷事なれば、往來の難儀不ㇾ過之、輕き旅人は先々へ上下する程の入用を、川々の爲に出し盡し、伊勢參り抔は途中に一衣を喰盡して、物貰ひと成て歸るも多し、依て近年諸侯大夫も木曾路の川なき所へ、不自由ながら廻りて東海道を忌み嫌ふ心有は、此川々の難より起りてなり、御番衆一切公用人、皆先々に御用有時は定れる日ありて、役所の代り日には互に其日の用意貯のみして、彼所に川々の爲に、或は五日十日も及二延引一事有る時は、双方の難儀諸事筆に盡しがたし、武家の金銀とて別に涌く所なく、皆其祿より出て限り有事なれば、一倍の餘計ある人はすくなし、或は途中に差閊て追々京大坂江戶表へ人を遣し取らせ給ふも有、間には無二是非一其斷言て、道中宿々の拂ひを殘して、跡より送り來るもあり、諸家の飛脚才料等の金銀遣ひ切て、行詰る事多くは川川の難より起る、かゝる度每に其所の問屋名主本陣など言もの、諸埒明能くしていづれの御名の出たる事更になし、是等の事は誰人の御身の上にも又有間敷事になし、有といふも心外の是非、恥とするに足らず、かやうの事迄考へ給ひ、公用の人も少の思慮を寬仁にして、常に物を堪忍がたに、人を愛憐して過給ふにしくはなし、少違ふ事あれば打たゝき、或は針程の事も棒やうに云ひなし、せめいかられて、遠く引ずらるゝ事を見聞こそ心ぐるしけれ、且又川越しの場へ夥敷金銀落込といへど、是も又

其所々の助成と、是等の餘計を以して年中の御用を勤む、勿論百姓の農の時に至り、是に出る者は是を渡世とし、危き業をして川中に立事、さして彼等が身のうへをうらやむべき人もあらじ

右に云往來の武士、川々の船渡しにしては、纔なる賃錢を出す事なく、其上いがつがましくして通り、川越し場に至りては大きに錢をとらるゝ事、いづれの御時よりかゝる掟にや有けん、凡そ江戶廻り抔は、武士の腰に錢の持合なしともいわんと、何ぞ旅中にして纔の錢の有無を論ぜん、抑川越しの場は出水の節のみ、人出て勤て錢をとる、舟渡し場は不ㇾ斷勤る小船有、人有、殊に船と言物、入用近年浪々諸色に隨て、分に過て高直なり、然るをけんせきを以て過行事大根無理ならんか、併出水の勢、川其所に差閊て逗留する事あらば、誰に恨みもあらじ、一夜の雜用遣ふは、其人一代其所の船賃を出さるるに及んや、只是この事も其正理を改めて、小きをおして其身も苦みせず、其所の爲にもなり、又大事なるを減じて其身の爲となり、其所の痛みとならぬこそあらまほしけれ

右段々の事を書き顯すといへども、其所のまち〳〵成、十が一にも及びがたし、是を又詳にせん事を思はど、是のみにも筆は禿なんよしなし、たゞ近年川々におゐて旅客の惱む事を見聞もつらし、抑時至て明君の御心あらば、所々其事を正し川越しの船渡と、可ㇾ成をば舟を以し、船渡しの分も出水に可ㇾ渡船を仕立、且又往來公用の人のけんせき不法を制し、諸家中の掟を定め、前後を守て行儀よく順々に是を渡して危き事なからしめば、縱今迄五日逗留せし所も、二日三日にては渡り、三日の逗留も一日にし

て渡る事とならば、川々所々にしては多の遅滞有べからず、總て所々に危き事なく、夥しき川越賃も減じ、諸侯大夫末々の輕き旅人迄の御故、道中何をこれに比すべきにあらん

併此こと改んの時に至て、所々是非を正し善惡を尋んと欲するに望み、異說多端の事共に障隔せられて、たやすく行はれじ、明君賢臣の德によらずんば、爭か成ことあらん、別て口傳の卷に讓る

一 抑道中川々船渡しの内にも、江戸近くほど諸方より願出て、縱ば今迄定れる賃錢の内を引下げても、請負奉らん事を欲する事多し、是にいくらくれてか樣の得用有や否、或人答ていはく、江戸中諸方のけいあんてれん者の皆よりたかりてする事にして、其根のしまりたる事は更になし、依ㇾ之公邊にして取上給ふ事はなしといへど、世界廣ければ只廿口なる金元下を語り付て、金子引出し喰廻しにして、是にてさしあたる渡世を送らん迄の計略にして、實は其得失損益にさして構ふ事なし、惣じて諸事願の事に懸り居る内は、其金元の物を皆遣ひ喰ふて、彼等に損なき故なるのみならず、頃日は又在在村々に、身帯輕き名主年寄の田舍けいあんなどゝ云物、村中の百姓を迷はし勸め、ぬれ手に粟の付ごとく云ふらし、惣連判を取つて其願に懸り居て、其入用を村中へ懸け、極月に至り御年貢尻割かけの淺ましき百姓共をしぼり取、村中の歎きと成る事ども有、惣じて諸方に徘徊するけいあんてれん者共のくせとして、無益の願に取懸りて針を棒にはやし立て、一向埒の明ざるにも、昨日はかくして今日は叶ふ事のよし、手に取樣に言が商賣の常なり、公邊此の事を知しめして、近き頃より無益の願ひを

御停止有、犯レ之者は晒されて追放され、又は獄につくも多しとかや、且又渡し場によりて得用多きと少なきと有事は、皆其場所によらず、其所の長の常々の仕形のしまりによる事なり、とかく其處迄に立者各自分〳〵の慾をはなれ、事を直に執行すれば、其得用の有分も急度相見ゆる物なりといへど、かかる所は世にすくなし、多くは其しまり惡敷、上下打寄て不分明成はいたし方少し、得用有といへど所詮なし、よりて所の爲に成事すくなし、漸々只其場所其年々の諸入用を一盃に仕置て、何事なく勤る事をよしとするのみ、只何事も其物によらず、人による也

一 道中所々造り道の事、御城下〳〵の領分の內は、諸事奇麗にして道よし、畢竟公用の人、別て御名代、御代參、御順見杯の御馳走として、其節毎々御人を出され、それ〳〵奉行有て急度被二仰付一によればなり、御料所の分は御手前の事故、さして御馳走なし、只其所の官吏の下知有て、村々より出て造り拵る事なり、鄉才料など云もの出て、世話するの名主年寄の付來て、云付る迄にして常に麁末なり、官吏より下奉行の出る事は、各別の御用ならではなし、ある御料所の分、際立て所々不掃除にして道あしきのみならず、所々ふみ切れて、多く夫には人足の足踏込て轉び倒るゝ所多し、夫れ海道の道造り掃除等は、其領其霞（マヽ）の村々高に應じて、間數を割付けて造る事成るに、近年江戸廻りの土地能き所はぬきとなく、寺社領と成定成事を鼻にかけて、お寺百姓の癖氣儘云て、諸事郡役に懸る御用諸普請に、一つとして身に不レ入れといへど、駝と仕置事なければ、郡中の大き成邪魔と成事、路の左右に

ひとしヽ打て有杭木に、村々の名所を尋て知り給ふべし

一　道中畷の並木松は、誠に今道と見へて枝葉繁り合、夏は旅人の暑を覆ひ、冬朝風を凌て生長し榮る事をのみ思ふといへど、所により能榮へ、又は幾度植ても不レ榮處有、夫れ山中へ懸る土地の厚き所は其根深く挿込、風にも不レ倒、代々を經て大木と成て、五里へ出たる田耕地抔の畷は土地薄く、三尺下は皆水なるにより、其根ざし淺くして少しの風にも並木共は十間二十間もかへり倒るを見れば、下は圓座の如く牛房根せり、根と云事無ければ幾度植ても生長せざる事こそ理りなれ、是亦近年關東所々の御繩入りしを見しに、海道畷の松の下といへど、打詰てゆるしなく、年中日のあたる事なきことさといへど、御年貢かゝる事なれば、一度植れば後又々植次被二仰付一といへど、更に生長する事なきは、多くは道端の田地主、或は小作造り共のとかく生成せぬ樣に祈りて、植次事と知られたり、近年ひたヽ植付被二仰付一、或は御入用にして請負人有、入札にて被二仰付一、又は所役にも被二仰付一、度々御世話有といへど、一度大木の枯て跡は再び成長する事なし、山中野邊の田地の障りと不レ成所は子細なし、凡そ四十年以來世上の松蟲付きて喰枯らす事夥し、一年武藏野の松の此蟲に喰枯されて、殘りすくなく成しと覺へし、近年道中畷の松の所々多く枯るゝ事、皆是蟲の付し故なりといへど、公邊未此沙汰なく、ひた物植次斗を被二仰付一、蟲拾ふ事の命令を不レ聞、忠臣是より心あらは何ぞ拾ひ盡さずと言事あらず、しかれ共小松の分は拾ひ安く、大木に至ては中々拾ひがたし、併是を拾ふ事なく、捨置日を經て惣て段々

皆枯盡さん事、誰か是を惜まざらん
右松蟲を拾ふの術、小松の分は村々の道造りの場所の分は其村々へ被仰付、是を拾ふ時は拾ひ盡さん事易し、又はしご抔も不及、大木の分は百姓のからくりに及がたし、是は江戶表の諸普請に馴て足代を上手にからくるといふものならでは、能拾ひ盡す事不能
附往來の旅人所詮なく植次の小松をこぎ捨、又は酒狂してぬいて切折る多し、これ等の事晝夜の程を不知、命令の防ぎ難き所なりと知るべし
一　御靜謐の君德によつて、四海に盜賊の患なしといへど、御膝本にして品川を離れ、鈴が森の海原程すさまじき所はなし、常に此所にあやしき事共有といへど、忽に其人の行衞知れ難し、抑此所は江戶中より馬捨場なれば、犬の集りたかる事限りなし、死馬一匹を捨て半刻に不過内に、忽白骨のみ殘る、ましてや人間にをゐてをや、衣類ごた〳〵に喰さき、骨もちり〳〵にくはへ散りて、跡より尋ねてもその俤もなし、或時武家方の輕き人々七八人、主人に先達て川崎迄來りしに、其內一人道より蟲疾んで跡へ下りしを、人を賴み遣しければ、半刻も漸く不過間に、衣と骨ばかりに成りて有りしを見たりし、常に此所を往來してあやしき事共數々多かりし、よつて其所案內知りたる者は暮れては品川川崎に人を待合せつれを得て、此所を過る事なりといへど、おし出して公邊へ訟へる程の大事もなければ、官よりも亦さしておし立たる言上も難成にや、此所に番所なきこそ悲しけれ、今とても物まへ抔には

折々あやしき者共居て、人の懷中をさがし、さいふなどとらるゝ沙汰多しといへど、跡を隱し名をつつしみて、さらぬよしにて有多し、不知案内の遠客一人旅などの内には、いか樣に成行人有しやらん、知りがたし、只時至ては公邊此沙汰有て、此所に番所あれかし

民間省要 中編卷之四 終

民間省要 下編卷之一目次

第一 一 中古より國土に術と言事起りて、諸道の妨と成、國に害をなす事、附國土金銀の變、鎗刀に有レ罪事、並外國人來聘の事

第二 一 御用木の費を觀る辨 附山の材木の盡たる辨

第三 一 城築、門塀、佛閣、神社御普請の事、 附上代は人能く力を竭して大儀成就する事、中古より人能く金を費して跡より及ニ破損一事、向後むかしに可レ歸仕形の事、並石橋の事

一第四一切の諸普請に、上中下の奉行宰領を用ふる事

一第五諸普請に天の時、地の利、人の和なくして、成就することかたきを、人々知りて不レ用事、附能用樣の事

一第六或翁近年難所の普請を考たる事、附百分一の事

民間省要 下編卷之一

第一中古より國土に術術と云事起りて、諸道の妨と成、國に害をなす事

附國金土銀の變、鈴刀に有レ罪事、並外國人來聘の事

一開國の君智仁勇兼備して、御治世すでに百有餘年、國富み人榮へ、猶萬歲の御餘光を可レ奉レ仰のところに、四民安樂の慾に、いつしか身をかへりみることなく、君道のありがたきを忘れて人々身に奢り、恣に誇りて、三十年已來世上に術術と云ことを言出し、世を惑し人を誣、諸道の妨と成て、國

家に害をなすこと大形ならず、その業たること萬物實に爲ることなくして、只舌口の辯を以て僞り紛らかすの術なり、年に月にその法世に行はれて、大は官庫の金銀を傾け費し、終には諸家の國代を煩盡すること、凡蘇秦張儀のことをも嘲るばかりなり、この事專ら元祿年中に盛にして、世の患とはなりし

一　其比は本所の御藏へ、ひたと御用木の御買上有、彼の街商の輩を御用達と稱し、若輩の者ども御免駕籠に乘て肩に風を切て、所々へ徘徊しける體など、至て美々敷かりき、縱ば木一本にて百兩二百兩、限りなき直段の材木を納むるには、職役の官者多く立合、疵ふし腐り等を吟味有事成るに、此見せ樣も種々の術ありて、朽くさりたるも納り、節ある木もふしなしに成事、人の耳目の及ぶ所にあらず、其頃一納に價萬兩を越るの御用は、更に重き事にあらず、凡そ御用木御買上一年中の高七八十萬百萬兩に及ぶ事、年々定れる御用の由聞傳へし、且又其頃は諸侯大夫それ〴〵へ、ひたと御成有しにより、御目通の諸普請皆檜にあらざれば不ㇾ用事と成て、ふしなしを以て經營するに及ては、高直成事すさまじ、縱ばひの木の二間物を一寸の棟に廻して、兩に何本とするの價段々の割り法ありて、長四五間にも上れば、其直段伽羅ほどの目かへにひとしき由沙汰ありし、一度〳〵の御成にて、金銀かゝる事を辨數も及がたし、凡そ國々城府の貯へ、所々官庫の金銀、皆江戸へ下りて、街商の手に散亂する事雲霞のごとし

一　惣じて其頃諸事の請負事するに、其物の見たて直段よりはるかに入札を引下げて落し、頭から損の相立事知れながら、且その數を夥敷紛はして、大きに利を得る計略のみを術とす、縱ば人足一人れん直に雇ふ時は、仕事により一日ふちなしに百五十錢より下にては來らず、其場其人によりては二百錢も取る事を、入札にては漸四つ置限にして、六分七分とせざれば落札とならず、諸色皆是に慣て知るべし、其頃の職役の家人いかに高く生ひ立といふとも、是程の事を知しめされざるはあらじ、惣じて事の急度して正しきをば公儀と言、それにかく紛はしき入札して、底意に邪あることを察せざるにはよもあらじ、且天地の能く其氣感て、世上の人間高きも賤しきも共に穢心になればなり、其頃は年々御用木御買上の分、御藏にみち／＼ぬれば、又是をとゞめ奉りて、古き材木くさりたる分を不用なりとて、御拂にせしことありしが、是れ又彼街術商の輩所々馴合て、かきとやらの入札して、其價捨たるにひとしくして申請る事、初め己等が納め奉りし時の、直段の百分の一にも不ㇾ當候へ共、取らぬと言誓文の爲、追々價を差上候と言心迄なり、しかも此木元より朽くさりたる惡木ばかりあらず、頓ての御普請には必ず御尋にも可二相納一、ふしなしの上木共を兼て商量して紛らし入、頓て木形りを直し、黑印を削り捨、上々の新木として、次の御用に則是を納め、如ㇾ斯の術を以て千度萬度する時は、材木商と言事、實に深山へ杣を入て、木出しすると言ふ斗りになし、只江戶の中に居て御免駕籠に乗り、奴ぞうり取をつれて徘着て、不斷北里に遊行し、金銀を泥沙のごとくまきちらすの術を以てすれば、木

を伐るに斧を不ㇾ用、筏を下ろすに水を流る事なく、一日一夜の間にて南部津輕飛驒信濃四國の材木ども、不ㇾ勞ㇾ力をして深川へ流れ寄る事、仙家の秘術を盡すとも、豈衒商の手に及ばんやと思ふ斗の世なりけり、惣じて其頃の御用聞一切の品々、皆此筋の衒のみならといへど、材木の衒商に及べきなし、凡そ天下の金銀を半ば傾にいたして、此輩の分限成事、今に至て四民誰か肩をならべつべき

一　且又其頃は國々所々に至る迄、御建立の御普請、幷諸侯大夫の御手傳度々にして、國大に金銀の散亂する事雪のごとく、又霰に似たり、乾坤皆衒術と成行事こそ道理なれ、倩々其節の御入用高を傳へ聞に、其物に應じて不都合に過分の御入用懸り、官庫の費る事夥數、縱ば自分〳〵に引請ば、我が物にして費なく、千兩にして五十年も修覆に手をつけずとおもふ程に、諸色吟味して造り立べき事も、すでに御建立の御入用普請となれば、御手傳へ懸りては、二萬三萬の金にしては不ㇾ及、段々高下に隨て如ㇾ斯、しかも十年過れば、板はめは指の入る程にすき、所々に柱たる木、高梁等の朽たるを見出し、屋根は損じ初め、塀垣などは傾きかゝる類のみ多く、今に堅固なるはすくなし、諸人廻國順禮して、國々所々の御建立地を見て、此事を悲しむのみなり、江戶廻りの事は皆人所見の如し、是又其頃入札事と成、表むき諸色下直に落して、其物每に員數を紛らして、諸事とかく當座の仕のき、金銀を貪ると、儲るの事を業とする衒術商の手を以てしぬる事なれば、只上塗のみ能して、誰か下地より是に念入れん、皆以斯の如し、結句していまだ願ふ時、御建立もなき堂宇宮寺の破れたるは、其所のみくさりて傾く

事なく、古しへの普請なればなり、何ぞ世上自分〳〵の事にして、入用輕くして長くこらい、公用の御普請をいへば、十倍二十倍懸りて早く傾き倒るゝ事、是誰があやまちぞや、其外國々所々に川さらへ川除等田地へかゝる諸普請、皆以て段々前に記すごとし

一　抑衛術の押出して專ら世に行はれし事は、中野の犬小屋よりの事と言傳へし、初め此所の圍と被㆓仰出㆒事、急御用にして、其體誠にあわただしかりし、先諸國の官吏へ仰て、俄に三四寸五六寸廻りのから竹を集て、惣圍の矢來と成事夥しきもの、武藏野も是が爲に狹めらるゝがごとく、廣野俄に市をなし、犬の置場、それ〳〵職改の居所小屋がけに至まで、銘々に仕切町割ありて、田地も被㆓召上㆒限の身と成る百姓も多かりし、其竹木段々村々へ高に應じて、百石に付何十本宛と役に懸て觸流しあるにより、遠境の郷村は急御用の間に合ずして、皆江戸中の竹を買盡し、是を納て猶足らず、九里十里の近在より馬に乘、中野へ持込事晝夜引もきらず、其ゆへ又江戸中の町々の犬どもを、ぎつしり入て持込事なれば、四つ谷口より中野迄行程二里の大路、身を側ても行違ふべき透間なし、江戸中の町々よりは名主相副多くのけいごを付け、夫れ〳〵町の名をしるし、御用犬といふ幟をさし、打むれ〳〵つれ行ば、在々所所の馬車は御用竹御用木に、是又其村々の名を印し、名主年寄相付て幟を立て札をさして、行違ふ馬車の響は雷の如し、人足の音は地震に似たり、然のみならず、此外芝表板橋川崎金川葛西口稻毛世田ヶ谷青梅川越八王寺の谷々より、晝夜の境なく竹木を付込事、蠅の如く、蟻の如し、且又牛込の御堀

通りは、船手の竹木上總下總の村々川岸に積上る、錐を立るに所なし、江戸初まりて後、かゝる夥敷事は人いまだ聞事もなく、見るは猶初めなりし、百年に及ぶ老人共舌をまかぬはなかりけり、かゝる混亂の中に、彼衒商の輩時を得て入來り、遠境の村々の買に納むる分をは皆請負て金を取、近郷の村村より納置たる竹木の山のごく成を、幾度も取ては納め〳〵、只取事共のありて專らてれんと言名は、世に廣くなりし事ぞかしといひあへりき

惣圍の矢來所々の仕切、御小屋の分出來して、後に又同じく閑の爲に根付竹のあたりて、是を種立候事あり、是は最前夥敷百姓費有るにより、皆御買上と成て夥敷御金を被ㇾ下事なり、所々の官吏へ被二仰付一て、日々それ〴〵より相納て、彼場所に積上ること山のごとし、各札を立て何の某し納めと、米をそへて請取候人多有しに、件の衒商どもはや最前より其場の案内に能知り、人に馴合事親子よりむつまじければ、彼是行ひ安く、夥敷木と見へて、積置たる傍に取揃て、納り有分の根竹を、夜の中に所をかへて、積ありし新敷札を立替て、只今他所より持來るごとくの風情して相納るに、少も無二相違一請取人ありて、手形を取て懐中し歸る、御金所へ差上れば、二百兩三百兩、或は五百兩七百千餘の御金、手に落る事塵芥を拾ふが如しといへど、利かくのごとくの術、幾等幾度といふを知りがたし、かゝる大なる衒術を遣ふも、其種子と言物なくては不ㇾ叶、皆相槌馴合と言ふことありて、ともに夜は北里に遊んで何事も自由に物のいはるゝ故、其法行はれずと言ふ事なしと聞し、是又其所へ御手傳に被二仰付一し御

大名衆數多有て、是又夥敷金銀費、其國其領分へ懸りて遠國に至迄、此難の民間へ懸りし事ぞうたてけり、抑公邊それ〴〵の職役の人の、各職承りの事に吟味つよく有てだに、彼術を見顯はさるゝ事難き事と聞へしによりて、國々より來て初て大切の場所の御用を勤る諸家の役人、只公邊の言葉尻に付て、寛て事をなす事なれば、彼術商の者共猶以て其法行心安く、無量の方便をなして田舎の役人を誘惑し、又は黄口の童等迄、此術の手ならひをなし、其領所の御手傳方に夥敷金銀を費さしめ、多の切切の渡し仕事を成すなり、彼輩共の請負し事を見たりしに、皆無益不埒の事共多く見聞したることそうたてけれ、諸家の内にも、此時の疵癒へずして夫より病に成り、其家あしう成りて終りしもの有るよしなりしを聞侍りし

評にいはく、悲哉、夫れ天下國家の金銀だも天より降るにあらず、地より涌にもなし、若又その君の胎内より握りてうまるにもなし、只それ〴〵の民間より出て膏をしぼりて、辛苦をかへり見ず、是をうること玉のごとく、是を捨ん事砂のごとくすることは何ぞや、夫れ民間にも限り有、賦稅又數を以てす、年の貢物大に身に隨て量り有ことを不辨して、民間を却掠する術商の術こそ口惜けれ、いましめずんばあるべからず、已に彼術術行はれて金銀を手に入るゝに及んでは、これを橋としていか樣の難所要害をも渡り越さずといふことなし、後は段々金銀を以て金銀をとるの工み、縱ば戰國の畑に一城を得て一國を取の術に似たり、昔より此の術にかゝつては、大國の俸祿を請て君恩の爲に、世に身を養

ふの士たりといへど、眼前に能この寇を防ぐ事難しとかや

一　其頃彼御小屋の御犬の扶持米を請負し事を聞に、其高の夥敷事は江戸中の米やに三ヶ月の間懸り入れ續て、よくたもつ者はなかりしよし、是を以て其犬の數を考へ知るべし、夫れ犬は陽獸にして火氣つよく、常に糞を食し、草露を渡り山野に走りて、其性を全くする物成るに、いつしか小屋に詰入られて、白米を食事人間にひとしくなり、山野に糞土の戀しきのみにして、何ぞ身の全き事を得ん、段々に其色さしあひぬけ、病犬死犬夥敷、一年の間に其數中半に不レ及といへど、其節の犬馬の事は國々の一大事に似て、むざと言ふ事もならず、殊に大分の損犬訴人出べき言葉に逼り、只無事堅固成沙汰して其食事を減ずる事なければ、日々朝夕の炊出しの食も減すべき樣なく、皆穴にして是を埋捨る事にて勿體なけれ、此節高直成米の費算數も及ぶ限りなし、旁々是を思ふに、世上此時よりして米穀高直成る事と成て、以來米の直段むかしに歸らず、況や其間に金銀吹替られて、猶以て金銀の德薄く、米穀總じて倍値をなせり、右術の世を迷亂する事凡そ三十年、是より諸道の妨と成て、四海の金銀術の手に落、或は三百萬兩、五百萬兩、千萬兩の分限に聞へし町人共出來たる事、古今いまだ其例をきゝ傳へず、其の外一萬二萬五千七千の身帶と成事、五日十日の內にも取付たるなど、江戸中升を以て斗つべし、中古者は楠が再來かといわれ、所々御普請に名譽の大功を竭し、一生御忠節成事を仕置、卑賤より召出されたる何村の某と聞へし人だに、一生の內二十萬兩の分限ならんと世に沙汰せられたりし、誠に奇異

の事なりしも、いづれ物仕の業ならん、夫れ今の術商は身に一寸の功もなく、一事智謀顯わして、手柄に一つ打ても千兩萬兩金を得候事、時代とは言ながら不思議成事共なり

一　其頃より直成る、忠臣は其操を不ㇾ亂、色かへぬ松のごとく、春も花咲ず秋にも色を不ㇾ變して、今に至て替る事なし、且奸佞のもの術商の輩と馴合て、時の名譽に誇り一旦立身して富榮へ、其の道の輩門前に市をなして金銀は土礫のごとく、國家の珍寶不用に庫藏に滿ち餘り、天下の事に付指をさせば法に成り、言葉を出せば則とするいへど、邪は久敷正に勝事なく、いつしか年來の不正を改められて、其身を全くせずして終る有、惜哉、是等の臣盛なりし頃は、八つ年の臣と稱し、上宮太子の智惠をも欺く斗りに沙汰せしも、身死して後に賢者の爲に徧褒せらるゝなし、或人評していはく、世人の才力天下無雙なりといへど、是術術の元祖にして官庫の金銀を傾け盡し、國々城藏を空虛とせし罪はのがれがたし、其子細は家子の某等纔の緣して彼人に仕へしに其頃其者の臺所を一年宛術商に入替へて賄ふに、千兩にしては中々に足る事なかりしと、漸五十石五百石に足らぬ身帶のかゝる奢りは、是もいかに成事にやとおそろし、說曰、是等の家の家子其主人勢威成し頃は、天下の術術商を引廻し、或は手引媒に成て諸運上事、諸山の御用等願種々樣々の願望、又は金銀吹替等に至る迄、悉馴合て中間と成、其割を取て分限に成るに隨て後は金元と成、居ながら、術商の利を分け取る事、誰か異議に及ばん、御意次第にして畏るの外なし、如ㇾ此して段々其分限成事は、誰か其實を知らんと、此評無ニ

覺束ニと思ふの處に、今に至て其餘類には、所々に夥敷分限成る者多し、中にもすぐれたるは、町屋敷を所持し婦妻を多貯置、常に快樂を爲し、或時は京大坂へ登りて種々の樂を盡し、所々の溫泉に遊行して、異なる遊樂に世上の眼を驚し、さし物太鼓など言ふもの丶類大勢召具して、目立耳立事を好み、金銀を塵芥のごとく遣ひ捨る事を樂みとすといへど、事共せず、子はやんごとなき御家の仕官になし、身は歷々の浪人と成て家名を改かし元と成、主人の惡名を年々歲々日々月々に顯はすといへど、更に身のうへをかへり見る事もなし、是皆金銀の澤山成に醉て昔しを忘れ、身上を愼事なし、主恩を早く忘れたりと、此評人の富貴を妬むにやと思ふの處に、かゝる事共の眼に見しにくらべていかんとも論じがたし、彼等が奢り若し公邊の御沙汰あらば、行すへ無ニ覺束ニといへど、併金銀の力に對して鬼神にも罪をあつる事ならん歟

一 其の頃衙術を以て分限に成り輩の凶惡、段々洩れ聞へて世上にて歸れる所へ被ニ召出ニ、邪を改られて其懷を改められしも、おかしはのがれて其難をもまぬかれたり、其事過ぬればうさと見し世を□□打わすれて今に入札事といへば、是等か手へ落さずと言事なし、然共當時明君の德に感じ、忠臣又は質素にして潔白成御代なれば、たやすく窺ふ事不レ能といへど、元來衙商に生ひ立て若干の分限に成し者どもの手に、今時拂底成金銀はあり、いか成方便をか廻らしぬらん、覺束なし

附 天下の御普請のことは入札を以てせざれば、何角と失却のみ懸りて御損あるにより、入札請負に成

こと可なり、然るに入札に成て其金を越るときは、敷金或は金元へ不二差出一(マヽ)ていかず、その道に功者たんれん成ものも、是に力不レ及して皆彼者の手に落事無二是非一、この後の事入札の場所を随分好だけは、ふみ切〳〵幾箇にもして、金高を分て入札する時は、人々手に入易く、術術の法行はれじ、金高千に越へ萬にあまる事にて、それ〳〵に此病さつしなん、此外口傳、忠臣察し給へ

一　其頃の御法度諸事急嚴にして、刑罰火よりも烈しく、諫臣閉レ口棄レ哀、何事も只上意の儘にし執行せしにより、人々事を大切にする事より、上々を仰出されば、又一をくはへて二を下知し、二は四に成、四は八に成、五段倍にして來て十六と成、惣じて御用上意より民間へ至るに、其位階段々取次し、五段六段にしては不レ通事共なれば、一を被二仰出一ては忽に段々にして、十倍、九倍の事と成て、纔の事も忽ち驚レ目公事と成故、足下に夥敷國家の費も立、又不慮の死刑流罪とも成る者、朝夕難レ斗事共多かりき、生類商類抔の事に至る迄、右にいふのごとく年々日々の御費に術術の邪に懸て、國家の金銀山を崩すが如く、國用の備へ薄く成果て、世界の金銀を吹替らるゝ事すでに三度、其内銀は五度に及ぶ、此事の術術又天地を動す斗にして、鬼神も哭するにたへたり、然るに乾坤を不レ省して國人深くするに無二是非一、其節を正されて其の罪ありといへど、其積惡にくらべて、海内猶其罪科を足らずとす、いまに至て海内其肉を喰ざる事を恨る而已

一　其後朝鮮琉球の外國人來聘せしに、其内琉球人は其國の守被二召連一て、其賄たるにより民間の煩と

成事なかりし、夫々朝鮮人の此堺に來る時は、公邊の御饗應夥敷、何れも善盡し美盡して御入用無量なりき、凡道中一泊の御入用、諸普請道橋舟川船橋、川浚諸道具食物菓子酒諸色、惣じて諸役人の入用に至迄、所々よりあらまし考て、凡二三萬兩餘入し所も有ㇾ之よしの事なれば、まして御城内旅館諸事誰か能く此入用の算數を斗り知るべき、此節又專ら街商の手へ諸入用落て、其術を行ふ事盛なりき、道中道橋所々より大分の御入用は懸りて、是より殊の外惡く成て今に止事なし、其節の諸事御馳走夥敷、御費成事は多かりき

酒食は所々請負有て出すといへど、諸役人それ〳〵に承り、各其事を勤に大勢なり、御馳走方の大名衆は又是各その場所に夥敷人數を出して、其きら美しき次第なり、御馳走方御賄方、互に唯公邊への請開き見分相聞への宜しく、各その役々の手廻しのみに心厚くして、更に外國の人に對して誠の志を盡して、實に心に叶ふことに薄ければ、偏に只日本人の互に付合を宜しくし、目付奉行などの見聞の方斗を專にして、大切成賓客、先年是程になき御馳走に比べては、何を賞翫すべきこと更になかりき、互に讓り合ひ酒食す、みち〳〵て有ながら賓客の口へ入こと、更に心に叶ふなしと、私言を能く言ふ内に色々のこと物語りせしに、唐人なりとて油斷ならず、世の中はかしと笑ひし其菓子などの直段を聞て、その比較に砂糖の直段高直にして、それ〳〵の上菓子共物に應じて殊の外高直成も、彼の街商の手くせとして見せ口のみを能して、外はさとうをあめとなして、上々の干菓子と見へながら下々も喰

ことなく、猪鹿の御馳走は唐人の好物雖レ不レ過レ之、日本には俗に忌嫌ふ事にして、引かへてしびそぐろなど成る風情のこともあるこそうたてけれ、酒又是にひとしく、見せる酒囲酒の上々を引替て、悪酒にしてのまれぬこと多し、是等の類畢竟時代衒術の差故、天地皆此氣に慣れて、是のみに不レ限、一切の事皆これなり、殊に賄の役人あまり諸事多きにより、一色に一人〳〵に皆其僻あればしまるべき様更になし、その頃の來朝は諸事無造作にしてよし

所々通り道共は、彼の衒術商の入札に落て、下地に有所の砂利を振出し、新規にて入口共の事を略し、左右の土はね込で何の手もなく埒明けて、大分の金に成により、其の折節大雨つゞき所々造り道の分、前におとりて馬足深くふみ込、轉々倒て往來の煩ひなりといへば、さして公邊は廣く此沙汰なし、且又其所の長共にかしこきもの共のあるは、中々左様の事にて合點せず、元來道の事は其所より書き上て、過分の御入用被レ下被ニ仰付一ものなれば、御證文の通に少も相違あらば、可ニ申上一とせめられて、無ニ是非一二割をはねて其所へ頼で、所の者共の金を吹、砂利土の案内能き所より取出して念入て、御證文の外に能く造り立たるは、今に至て其所の道よし、かゝる内にも其所に衒商に馴合て、利得に心有る長、其有者物毎に口程なく、うるさき事も有レ之ぞかし、且又一向に其所の長共、落札の衒商の者に諸事をいたされて、一言にも不レ及、ぬら〳〵と儲られて、今に至るまで道路の常に歩きがたき所多し、橋も又道にひとしく、其節かけ替られし分は、皆松樅檜木などのくされ所を以、當分斗の仕のき

なれば、五年過ては段々朽腐り、今往還の煩と成、其所にて衣類に繼てあつるごとく板切木切を以て、穴の明次第打付置事多かりし

人馬繼の事は入札事に入らずといへど、此節の仕方にして其事は國の疲となると大なるが故、其後の事は入札と成て、國主へ此入用かゝること多くして、賄ふ事至極の御慈悲なり、向後の大き成往還の賄は返し馬の入札して可なり、併此入札又其實に相あたらず、其子細は大分の金高押くゝりて、一色の事と成りぬ、世界廣しといへど、正金二千兩の敷金に兩度金かけて、四五千兩といふ金につかへて、入札出來ず、かゝる事にては、皆彼の街商の手に落て、人を欺く事と成、況やかゝる下には、人間不思議の隱れたる術共有て、忠臣も知ると不㆑能、縦街商の札を除て、其筋を以て難㆑被㆓仰付㆒、過分の敷金に入用金彼是に差出、金元を頼る事に色々費多、折角御思召を以被㆓仰付㆒事、不埒むざんの事と成て、御用勤方の手ぎわも不㆑宜、其者共畢竟何の爲ともならず、一旦の榮華にこり失し事こそ口惜けれ、總て此後かゝる筋の事あらば、其場所ごとをふみ切、入札の金高を減じ、人々持出しの金過分不㆑入して、其所々の者の手に仕能き程として、人馬の繼立有時は、隱れたる入用のかゝる事なく、札は一色より百所に成り、人民の爲とならば、猶かゝる事共は口傳多し

右外國人の辯あらまし如㆑此、是は前に言御下向の辯に評論するがごとし、御馳走の諸役人諸賄、それ〴〵、且大勢の人付居て、物毎に讓合品々の物は、皆請負事と成て街商に懸る、何事に付ても事實

なければ、御入用の費夥し、是を以て考に此後かゝる大儀あらば、諸事の御入用都合、其節の相場を以て悉改め正し、品により時に隨て其半分、又は三分の一にして宿り、亭主にて銘々に旅籠の心に被仰付、各此手よりして諸色諸道具相調賄事とならば、いか樣に結構なる事も出來る、さはがしからずして、諸事手廻しも能、酒食肴肉類菓子に至る迄、具備する事なるべし、是其身卑賤にして御威光を借らざれば、衒術盜骨て不成、其上改め役人も諸事吟味仕よからん、上よりして段々の御詮議輕く成て、御氣骨の折るゝ事あらじ、彼等の爲にも何事も念入て嗜むが故に少宛は所得あり、又諸道具跡へ殘り一生の寶になれば、是れ又天下の民、天下の爲の御得用、旁以て益多くして損なし、しかする時は諸道具紛失破損して、御買上の直段、十分の一にも不成事もなく、且諸役賄方の御ふち諸入用、幷にそれぞれへ出る民間の人步諸入用、總じて是れへけいあんてれんの費ゑ、其の品々を上げて見ば、都合したる御入用十分の一、二十分の一には相あたらじ、忠臣深くは察したまへ、其の大概を述るにかくのごとし

第二　御用木の費を觀る辨

附山の材木の盡たる辨

一　抑國土賣買の內金高上る事、米屋呉服屋材木屋の三つなり、夫れ米と言物は常住の商事にして、いづれの所にも無くて不叶もの、朝夕民間に用ひて止事なき故、一旦の相場に過分の上り下りは各別、

常は儲くる事纔にして、さして大き成術術もなし、只不斷にかさを以つて利を得ん事を心とす、呉服木綿の類、年々上中下の人夫々に不レ用と言事なく、民間知る所なれば、此利各木にひとし、只材木商賣には、前に言ふ各別の手段術術有て、國家は惱亂する事ども多し

夫れ衣食住の三つは、人間是に據て相宜品にして、一日も無レ之不レ叶物也、其内衣食は年々月々生じて年々月々に用ひ盡す、住所獨り久き物にして、一度造立すれば一代も二代も有る物なれど、纔あれば忽に大滅す、造レ之の材木又一度伐盡して、たやすく生長するなしといへり、たやすく生ぜざる物は、たやすく滅する事なく、似合て天地の間均く過不及無きも、いつしか近年大難し、人事の常變じて、一日一夜にも數萬の人家燒亡し、所々津湊川岸端の材木場、國土藏抔に火入ては、山を嘲の材木も一時の灰燼と成て消失する事其限りなし、仍て次第にも小山々の材木も伐盡して、今は昔に歸る事なし

一 江城下の大難所、別て二十年以來年々月々の大火不レ得レ止、凶荒の備にも、是のみ制し止め難きは、御代長久の一得一失の利無ニ是非一、今は時々唯火難を常とのみ思ふて、家を造るに能き材木を用る事なし、小屋がけにして只松杉の丸太を用る、やねは苫萱わらにて覆ひ、偏に田舎の家のごとし、これは猶以少の火も留りがたし、風に隨て家有限り燒てゆく、仍て能き材木さして拂底成にくらべて、高直とも言がたし、松杉の丸太類は、近年武藏野の新田所々夥敷植廣げて、幾度江戸に大火有とも事の缺る事なく、其外近國の山々より、年々伐出して下す川々の筏ども、更に盡る期あらじ

一　總じての材木の山々は伐盡る事、頃日の大火の爲斗にあらず、只元祿年中、世に衒商の類金銀を以て橋として、及ぶ限り至らぬ限り隈もなし、山入して伐盡したるより、山々の木悉く盡たり、今世上の材木拂底なりといへど、世人事を略して家宅に驕りなく、丸太類を以てする時はあまり事の缺る事なし、然れ共無くてならぬ屋根杉檜などの甚に用る分は、前に言國々に御林を仕立べき辨によりて、山々にも及ぶ限り上木を仕立る術を行はゞ、從レ是國用の不足あらんや

附國土の法、材木やの古檜の分は、一通り御停止たりし所に、彼の三日法度の類と成て、總て此の沙汰ゆるがせに成行しゆへ、今は夫皆以檜に成ことと夥敷、木の費國土の損いくばくぞや、是等は松にしても何の障り有まじ、忠臣能その根を吟味して、是より命令あらん、制禁全くして國土に一つの費たる事を防ぎ得ん、この外に能き材木の御用木等成分、所々御普請毎に無益に費る事夥し、是又皆諸職人の衒術にして、御普請小屋へむせうに大勢入込み、御急ぎの事に、これいやが上に、大工木引板ぶき屋根ぶきなど大分入て、品により夜も仕事する故に、間にこれ皆何ぞ知らぬ素人のみ多くして、細工はすることならず、皆大切の御用木の伽羅にひとしき直段の木を、むげに情けなく挽切、打破りて木端とし、節なしの杉檜栂などの五六間宛廻りしも、おしげなく木の切れにして、己れ／＼の家へ持運て薪とす、その上本大工棟梁も、天下普請と云て、いか樣成上木をも少も惜む事なく、一尺のくさびにも二間木を引切て取、跡は木の切れとするとゆへ、惣じて御用木を以てする天下の御普請には、

縱ば百丁にてたやすく埒明ことも、中々千丁にしても不レ足なり、元祿年中山々より伐出せし材木の費たること、火事よりも此邪に多し、諸大名の普請は此類にあらず、その家々に忠臣有て、始末調の費なしといへど、その又地下の普請にくらべては其費多し

一 御藏納の御用木、段々前に書く如く年々の御入用夥敷、國家より貢納の御金子に、あたりがたき程の事となりて、衒商の術に紛れたることとなく、明君の御代と成て益々此事を御停止す、御用の節は一時には御買上の事成しこと、日出度御智惠とは申べけれ、總じて竹藏、小普請方、川船、御用木小屋迄、衒術の源なれば、悉く改正有て、そろ〳〵國土てれんも薄く成、段々世上昔の質素成事に歸せんとす、あなかしこ

第三 城築、門塀、佛閣、神社御普請の事

附 上代は人能く力を竭して大儀成就する事、中古より人能く金を費して跡より及二破損一事
向後むかしに可レ歸仕形の事幷石橋の事

一 抑古しへより國々の城郭、並神社佛閣堂塔伽藍の結構、其夥敷事共人々所見出盡ても、或は亂世の砌又は天下いまだ一統せずして、一國一人の力を以てかゝる大儀共の成就したるも多し、況や其節より大工諸道具もすくなく、諸國の人間も亦多からじ、金銀の乏しき事又所々に言ふごとし、一國一城の大守たり共千金を得る事は中々ぞかし、然るに其中にしてかく末代に至ても、たやすく傾き倒さ

ぬ樣に念入て造立し事こそありがたけれ、是れ皆畢竟人の心眞實にして力を竭し骨を碎く、萬物其物の應ずる働ありしより、事に成就するものなり、古しへの事猶奥ゆかしとかや

或人曰、善哉、是世上に目前の事にして、人の氣を付る所なり、古しへも今とても人一人の力に替る事なし、只人の心剛强成ると柔弱成る者間々有、夫れ亂世の時分は世に貧乏しく、金銀又拂底なれば、人間禽獸にひとしく朝夕寒暑を渡り、常に惡處難所を越して、其業に勤更に倦み疲るゝ事なし、今までも片山里山中にすむ人間は皆如㆑斯なり、薄衣にして寒さもいとはず、裸にして暑をもおそれず、一度食して一日の飢を凌ぐ、身は痩形ゆがんでも、力强さにて事を作事大也、且又御治世久き歡樂に生るゝ人間は、金銀酒食に不足なく、飽は美食を喰ひ、暖に好衣を着て、常に安樂に誇り、身肥て形麗くして寒暑に弱く、幾度食て、飽きたらず、柔弱也、如㆑斯その時代に應じて、人間に不同ありし所に、別て三十年來彼の街衞のみに相馴れても、人々盡く唯辯舌を以て大儀を計事を尤とし、力を竭し骨を碎くの用に不㆑足、今の世にむかしのごとく大成御普請あらば、中々以て此通の人間にして、成事不㆑能と云々

評して曰く、夫れは又さありし頃の事なり、當時諸事明君の人をきり用ひ給ふ事、この御心あれば中々以てさにあらじ、傍々今の人を見るに、其智段々とかしこく、色々の仕事を能工夫して、世上に段々その得有に、諸道具を案じ出して拵置、何事に懸つてもあまり力を不㆑勞して、小勢して大勢の及が

たき事共を仕て取こと、奇なり妙なり、或は水中の砂淡泥土の掻きあげ、大木大石などの上げ下げ、大屋を其儘に他所へ引移し、船中に操る萬事の計策、中々以其事に至ては、昔の人の及ぶ限りなし、而るを近年彼の街商の賊是等が業と銀とを以て、自由に我爲とし、上を犯して下をあなどり、中途に立て、彼等が手をして大膽成業を作す、忠臣これに御心あらば、何ぞ他の手を假りて事を執行せん、明慮すみやかに成るは、萬事果して夫々に歸せんか、猶口傳

一　抑東武城の御闕、西の丸紅葉山數量の御堀、淺草牛込外櫻田芝口御門へ押廻したる、惣て御構堀櫓石垣土手堀に至迄、亂世の砌東武の人民いまだ盛ならず、當時の十分の一にて砌にかゝる、大儀悉成て、其外國々川々の水除堤田代用水の池樋抔まて、手厚き御普請共、中々當時の人の力の可ㇾ及處にあらず、人實に世正しくして、誠の身骨を折て成就したるにやと、今見る毎に感心不ㇾ斜

一　當時元祿年中に大地震、堀崩れて御城の闕所ㇾ及ニ破損一天下の諸侯大夫御手傳として、其領分の出入の堀々漸にして成る、又東叡山中堂御建立有しに、薩摩の兩太守其外の大名衆、數を盡して被ニ仰付一是又各領國共勤めにて、半天下の人民を勞し、新規御城を被ㇾ築、御普請の百分一もあらじ、中堂なりといへど、むかしより建立有し増上寺の大堂、京都南都の大佛殿、三ヶの津の兩御門跡にくらべて、更に勝れたりと言ひ難し、此外國々所々の大伽藍、夫程に天下鳴事なくして一段〳〵相建成は何ぞや、是を以て彼を思へば、今天下にむかしのごとく大儀あらば、何れの國の人力を以てし、何れの

庫藏の金銀を出して國家の大事を計るべき、只人々の奢り段々に長巳上りに長じ、身柔弱して術商の貪欲に、いつしか君道の厚恩を忘れ果て、世をかへり見ざることうたてけれ

一　明君の智水のごとく、忠臣是に賢慮開け萬事に亘るに、此頃の入札事御普請の被_レ仰出_一奇計妙策の事は、たやすく術商の類相伺ふ不_レ叶、命令それ〳〵に適中する事書くに恐れ有、しかれ共今の世の金銀は、多く賊中の手に落殘て有事なれば、外道樣々の術限りなければ、油斷すべきにあらず、惣て彼の外道仕よりを付て事をなすに、時めく出頭の方々又は罪ある女中の筋より、種々樣々に變化して多の費をいとはず、金の輿金の車を以するに、事を不_レ勤と言事なかりし、明君只此門に御聖慮を御盡し寄らんにて、一寸の暇をも豈伺はざらん、口傳重し

一　神社佛閣等の御建立には、地頭の命令大きに的中せり、抑佛社へ人間步を運ぶ事は、其加護救ひに與らん爲に、其神靈を貴んてなり、しかるに佛神の御領上々より御寄附有_レ之處を、年貢地代店賃運上等まて悉く取立て、一事の建立もせず、且又神佛へ夥敷布施初穗有しをも、猥りに取て別當神主己れ己れの遊樂の用具とす、然るに頃日の建立も有べし、命令下て見事に是を修理する事、其別當神主へ對して至極の御慈悲、神佛もさこそ御納あらんと有難し、今迄世々の住僧地獄に落て有なんと、自_レ是此罪をまぬがるべき御救こそ目出度けれ、然ども夫々の佛神數へ不_レ盡の內に、不繁昌の者有、又境內社寺段々好不好あり、餘慶有と切詰りたる有て、品により神主別當それ〳〵の諸役者共の食祿に不足

成も多し、此類は一向に又自建立と成ては、退轉するに至らん
諸國に御建立地の分多して、年々所々より無二油斷一雖レ奉レ願、御取上げなく、段々差出て夥し、殊に是等の事も、又彼衒術も言より大分に御費相立、假初御建立御修復と言ても、其分量に過て御金の高上る事故、口入取上げずくなし、其間に年月おし移りて、國々の神社佛閣堂塔伽藍夥敷朽くさりて、用に立事不レ能惜哉、有來分の御建立を幾千萬の金銀を以て、重て是を計量せんと欲すと云とも、爭か元々の俤に似るべきにあらじ、當時金銀の中々難レ及材木諸色にて建立したる事なればなり、凡此書は諸國を巡歷して此事をなげき、是を元として書つけぬる事なれば、此書の本意とやいはん、傍々是をおもふに、明君の德澤四海にみち、我が朝の舊跡を捨給はず、國々へ人を出され、御建立地の分一通り委細御吟味有て、自力して叶ふ分は、其通りに被二仰付一、又自分に難レ斗分は、或は造立或は修復、夫れ〳〵の御入用積りを以て、小破の分輕き方より、段々御取立有ば可ならん歟

但し此仕樣、其寺領社領に餘慶有分は、是より其の入用或は半分、或は三分の一を內より償、外は公邊より被レ下レ之、御建立とせずして、其寺院神主等へ被二仰付一、自分〳〵の職役にして造立させ有、今迄御建立成來りし御入用の半分にもあたらじ、しかも後々迄能持こたへなん事必ずなり、其事成て後又相應に前方より御金被二下置一、是を大切に引廻して、重ての修復迄も守り立る、重ても又如レ此すべし、此後大變なくして御建立御修復無レ之に極る分は、誰か油斷すべき、小破を不レ構ば皆修理を

加ふべく、是上々の御無理もなく、その神主別當も佛神への御奉公、其上に繕ふ時は、大破なくに堂社長く不㆓損毛㆒、豈によからざらんや、勿論今迄の如くして、段々御事多く御取上げ及㆓延引㆒、此上朽くさりて退轉に及ぶ神社ありとも、誰が過ちとせんや、然共その別當神主の中には段々衰へ果て取たたず、立甲斐なき者も有なん、是等は其職役を其人を代へ、幷近邊の重き百姓町人抔を入用て、事を決斷せば可ならん歟、且又此事御沙汰に及ぶ内は、所々の堂社及㆓破損㆒之分は大小によらず、それぞれ相應に、先づ萱、藁の類を以てなりとも、此上雨の不㆑漏樣に、かり屋して置、其上段々の御吟味ならんは、一年ましに朽くさり、彌以て千金萬金の御費は一年の内にも有なん、惜哉世上に御建立地といへど、相願の不㆑叶内は、この雨漏もふさぐ事不㆑成して、板一枚持つて上り、塞げば成事の捨置故、忽に及㆓大破㆒、天下の御苦勞と成こそくやしけれ、いづれの御代よりかゝる掟にはなりけん、覺束なし

一　中破損の分も右の小破にひとしく、先早々かく雨のもらぬ樣にこしらへ置、此上の破損を凌ぎ時を得て可なり、天下の事といへど一度には大儀難㆑斗、段々御吟味次第、右の格に被㆓仰付㆒事とならば、小破にひとしく終には成就しけん

一　大破の分幷に變に逢ふて、社地はかりにして堂社無㆑之分など、御吟味の上無㆑據難㆓捨置㆒分は、其御金をそれぞれ相應に被㆓下置㆒、別當神主立會て是を正し、或は五年或は十年とも年を延て、事を計る

可きなり、其の內には材木諸色諸事見合、金抔もふへて事成なん、勿論社領寺領の內餘慶有し分は、各社等の爲に年々是をさし加へてよし、別當神主の輕き分は好なりの修復料の次第、皆前の小破中破の仕形に相同からん

但し御建立地の借金向後廻の爲に、所々借して此利重り、建立成に付その借し金滯事有共、公邊の御沙汰にして執行する上は、外の出入と違ひ何の危き事かあらん、併これ等とて又世に似せ物有なん、只是を防ぐ心あらん歟

一　前に述るごとく、別當持の神社は其法正し、寺領神領共に其山々の所務に成て、それ〳〵の法事祭禮等年々怠りなしといへど、只唯一の神主持の社の多ニ破壞一して、剩へ其神主社領の田地を所々質に入て、手形には一切名斗殘り、社中末社の竹木迄伐拂て賣喰し、過分の知行を領して、朝夕の煙だに立兼る類多し、殊に其身代淺ましき體故、衣冠だに不レ嗜、それ〳〵の官位にも上る事なし、旁以て不忠不道の事共うたてけれ、誠にかく成行ては世々文盲のみにして、神道の片はしも不レ得レ學、常に愚癡暗昧なれば、彌以て神應の慮もなし、是等の輩又御吟味有て、向後は人を選ばれんにいづれ

一　御建立地にあらんとも、御朱印御差置有し分は、一々御吟味有其是非差免を御正し有て、褒貶の御沙汰に及、其後國土に有來舊跡の分は、永く退轉なき命令こそ有まほしけれ、則日本神國の大幸な

らん

一　去し年西國順禮せし頃に、畿内を過侍しに、古しへの帝代々の御陵墓共の、田の中畑の内の原などに草深く荒たる多かりし、河内國山城の國などには、竹にてもかり結廻したるも有し、大和の國は是抔もなく、それ共見へぬ塚ども多けり、しかるに御當代是を改めて、各右の居垣の御沙汰ありし、十四部の御奉行所へ召るゝなど、物語せし所々有し、床しけり、さる御沙汰を覺へし

享保六丑年春江戸表大火切にして寺院多く燒亡なし、此節新に命令下りて寺院の間數を縮られ、惣じて美麗成普請は御停止たり、佛法元來何の奢りをか要とせん、只法事毎の驕りを止て、佛像本尊旦方の位牌所、僧侶の雨を覆ふ迄にしても足りぬべし、是より萬事僧の身持仕よし、釋氏の大幸にならん、此辨猶筆にてしがたし、口傳

一　所々石橋の事、公邊の御普請に、是程御得成事は更になし、一度成て永く朽る事なく、縱一度の御入用の多とも、曾て術術の可レ伺なし、長一間六間迄の橋は、皆そろ〳〵と石橋にしてよし、よりより公邊の事は毎ニ立居ニ御費のみ相立事なれば、一事宛も事の減じて永々の御苦勞無きにしくはなし、惣じて城下〳〵諸海道の橋々、且又田地の圦樋、埋樋、水門等に至迄、小くして石にて成分は、石にして可なり、是上に益有と、下にも得有るの一つなり

且地建立の神社佛閣不レ及ニ破壞ニ仕方上編第二十九の辨にあり

第四 一切の諸普請に、上中下の奉行宰領を用ふる事

一 大道すたれて仁義の名あり、智惠出て大盗起ると云、老子の說末代に至て正に的中せり、抑一切の諸普請は奉行と云ふ者善からずして、何を以て公用と私用とを分別せん、はかるに前段所々に述るごとく、近年の諸普請公用の事は勿論、諸家の事に至迄、皆衒術の難に懸つて不直不法の事共、進退度を失ふ風情、只是國家治中の亂世、古しへより國に賢臣あれば亂中にも治あり、和漢以其の例多し、然るにかゝる治中亂ある事は何ぞや、倩々民間に居して其樣を聞に、惣じての奉行宰領に立て□□此病は末世に至て盡期あらじ、古しへより又絕へずといへど、近年別て衒商の手より、かく手堅き事共仕出したる事なり、此外右に言初めより仕官の身として、衒商の中間にも入て居ながら、商をする事共あるが、此事たとへば男女の不義などのあるにひとし、男は衒商の輩、女は宰領奉行のごとし、是女の方より初め言よるにあらず、多は皆男の方より言出すに似たり、然共事を作すに及んでは女は男よりよし、其恥をおもひ名をはゞかつて、身を捨る程の事に至ては命をなげ打に、男子も不ㇾ及ごとし、一度約しては其事を不二變改一、大儀を治る事、衒商の道も如ㇾ斯なり、(マヽ)中頃より衒商世に盛にして、一切の諸普請其の外公事訴訟の事に至る迄、へ皆此立物とするより奸邪滯隔せられて、速に可二相濟一事どもの勝負も知つ

て、或は證文或は言渡し一件の事と成り居る、なん〳〵と引する事共は、皆此立て物の取はがし）、公事人願人も、其是非をあらましさぐり知り、理なき方は（立を物を差扣（マヽ）へて不ㇾ出をとらんと欲して）、彼是に引懸て、事をおかしく延引する底の事、皆其懸りの下役人又古役の（外人色々のけい（マヽ）なん）、表趣諸事きびしきと見ゆる家内に、此模様色々多く有物なりと知るべし、或所の出入に、明日遠島する公事に（人人之間迄、大成立（マヽ）を物の能納りて）喜び勇み出て、すぐに宿へ不ㇾ歸、罪せられし事もありしよし、且又表趣あまりきびしくも見へず、むせうに人をもしかりいからず、物やわらかに見へて決て此品の事を下役人共のする事ならぬも有、是等は上々に立人の智慮の程、推察せられて奥ゆかし

併し奉行と言に、上中下の品三段有といへど、民間には是を辨へ知ることなし、普請場へ出る下役人の類までも、二腰を帶すれば皆出奉行樣と稱す、仍て所々に紛るゝことあり、何ぞ人の上みに立、國家の政事をも決斷し給ふ奉行所へ對しての名にあらんや、よむ人その心ありて事を察せん事勿論也

此事世々君道の難たり、賄賂の事は古しへより國土に止事無、治亂共に不ㇾ絕、大なる時は國を以てし地を以す、小なるは金を以し、是を正さんに人を選事を專らにすと雖、世になき物は人なり、多くして人すくなき事は、古今和漢の賢才評して歎せる所なり、凡そ人を改むに期なし、只其事を改るに有、其事にも期なし、只是を知るに有、是を知ると言事、明君忠臣の御心にする所なり、時至て□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、おそれて爰に略し、猶私の趣き口傳の卷に讓る

のみ

一　夫君道は日月のごとく常に明々然たりといへど、其の覆ふ所をば不ㇾ照といへり、上一人より下萬民に至迄、それ〳〵の家を守り、其の所を作る心持は皆如ㇾ此ならざれば、又一方に不二相立一事共は大小吏に相同じ、人々唯それ〳〵の家事を能く知て、身に修行し得て其上に諸事見ぬふりして、告る大將をば人のおそれつゝしむ事、鬼神を畏るが如くす、家事に心うとく、家業身に拙くして愚成人に限り萬事知り惡くして、其臣其家子へむざに不審し、別に疑の言葉を出す人多し、是等の筋の人をば下嘲り恨て、諸事齊ふ事なき物也、是人々相應に大將たる人の第一可ㇾ愼事共也

一　凡下奉行宰領夫々かゝはる役人は、主人より給はる祿に其の身の渡世金銀の遣ひ樣、平生のくらし、妻子家來等迄の身の形り、旁以考へて其邪正を斗知べし、少宛は其餘慶御影のなくしてはならぬ物とするべし、纔の扶持切米を取りて、其知を取人より曖にくらし、大切の金銀を身の驕りに塵芥のごとく遣ひ捨る輩は、心を付て事の大事に不ㇾ成物に、其非を正すにしかじ、此品は只諸手代諸賄人下奉行の類には、とかく勝手方の物に在る事にして、邪非の事成るべし、事長じては大小其主人を倒し、果は其身も罪せらるゝ事世に多し、年に月に事に物に油斷すべきにあらず

但かゝる下役の所得有の輩は、上々に立人よりすぐれし一器量有、一げい有者共多し、是は皆元より其事を見込てすゝめばなり、其事なくして何ぞ故なくして人の下に立たんや、とにかく是等の事共迄能

能考合して、强からず弱からず、其中を取て世を覆ひ給はんこそ、誠の忠臣とも言ふべし

惣じて下奉行目付と言に色々有中に、去る頃一天下の人民どもにおそれながら、愁涙むせびつゝ十日の御法事有し、中に某寺の近所は、其間火の用心諸事けいごのために、下官の輩其筋の町々へ御付置有しに、其愁傷は次にして、むせうに權高人をしかりねめ廻して、町人ども(足を立んきたりし)(マヽ)漸々すかしこしらへて酒食抔出して、機嫌を取らし、下勤は遠慮して、精進の心してもてなす者に任せ、やうやう機嫌成し間、外れたる心ありと取はづしたる風情して、なまぐさ物を出したれに、其方をいよ〳〵めさるゝにより、段々跡より魚肉を引替へたりしかば、次第〳〵にきげん直り、それより跡は日々に魚肉を出して、御法事果に、其上人々それ〳〵の者有て事濟たりしよし、是等の類田舍へむけて、其ためしの物がたりは、所々に聞事多かりし

第五
諸普請に天の時、地の利、人の和なくして、成就する事かたきを、人々知りて不ㇾ用事

附能用様の事

一　夫諸の普請と言事は國家安全の初にして、軍戰要害の元たり、且つ田地、用水、井堰、堤、川除、川浚等は國家安全の業、城築、門塀、柵、石垣、等は軍戰の事たり、是古へより開國の君臣、其身の家事にして、朝夕是に心を砕き思念を費し、晝夜寢食を忘給ふにあらずして何ぞ、其品々の術を

覺へ得て、其奥儀を手中に握り、其事理を發明するの位に至らん、抑此大業皆天の時、地の利、人の和にあらずして、其用の難ㇾ辨事は智仁勇の士として、誰か是を辨へざらん、しかれ共是を口に能くいふて心に不ㇾ識、又心に知るといへど身に行はざるものゝ多し、凡そ治國平天下の盛成御は、諸國の譬へ多、其上時の君の差當る遊戯歡樂の御用のみに、臣官晝夜無ㇾ暇して、かゝる粹き事は心によするに暇なし、漸只其事の品々をそれ／＼の職役の耳に入て、いか様にも裁許決斷の相濟迄の事を幸とのみして、其場に至る事なく、其法行はれずして、空しく過行事こそ口惜けれ、傍々民間に栖て所々の御普請を察し見るに、其地の利は其所の人の和、天の時を得てする普請は稀なり、凡そ此三利に稱ふ事は成就し、是に反する普請の色皆御入用年々多く費て、確と成就するはなし

一 惜哉、近年所々の御普請に、國家の御金の夥敷費て、其の用に不二相立一、國人の膏油空しく成果し事共を、惣じて御普請一度街商の手に落ては、三利の行はるゝと言事は、更に不ㇾ及二沙汰一、只彼等に勝手の能様にのみ仕なして、一旦御場所の見分宜しき節斗を仕馴て、引渡しだに相濟すは、後日の事抔は曾て構事などなし、初め入札の落るやいなや、はや街法のみ行て、色々に紛はし、遂に三利は、王邪に變じてやりはなし、はやくも成事所々に迯るがごとし

一 天の時は不ㇾ如二地利一、地の利は不ㇾ如二人和一とかや、實なるかな、夫に城門垣等の諸普請は、あへて天の時を得事なし、材木諸色皆先達て用意備りて滯候事なければなり、是は只地の利を專らにすといへ

へど、夫れも其將の心にて、家々の軍術品々の法あつて、各其時至て宜きに隨ふ事を要とす、只執る所は人の和なり、惣じて此所かの御普請材木、諸色諸職人の手に至迄、天下に無上至極の上手仕樣を盡して、地下の普請に不ㇾ及、入用は百倍にして早速傾き倒れ、朽腐る事不ㇾ得二十年之間一、所々眼前多ければ、證據を引に不ㇾ及、是人の和なきによればなり、且又海邊通所々潮浮び堤土手柵杭木等、大川の水除土手堤の類、惣じて年々其普請場所の不ㇾ變分は、あへて天の時を待にもよらじ、且地の利を專らとし人の和得されば、これは成事なし、是又所々前々述るがごとし

凡そ所々石川砂川等の川除川浚諸普請の、年々其場所に變有る所に至ては、全く天の時、地の利、人の和一つも缺て、大儀成就する事になし、倩考へ見るに近年世上の御普請、所々大儀を作るに至ては、此事皆缺け、たゞ只街商の徒は世界に充て、世を迷し民を欺く御入用のみ莫大と成て、御用を辨ぜざること所々にに述るがごとくなり

附三利を能可ㇾ用の術は、形なくしては難ㇾ辨、この事上編第二十五地方の諸普請の辨に、大概を述て直實を口傳の卷に讓るに、或書に曰、萬物初より形を顯す時は邪能窺ㇾ之、抑明君の人を用給ふこと此心あるもの歟

一　夫れ諸の普請方に天の時有るは、先城下〳〵の御入用普請方に、日傭人足を以てする事は、人に限らずして天の時によるべからず、田舍普請も同じく御入用と成ては、皆江戸中よりそれ〳〵の仕事し

共入込て勤るにより、さして天の時に忤ふ事なし、然ども是は其所の百姓どもの内より、骨強く其土地の案内を能知て、江戸の者優りに勤る者共、せり合てすれば思ひの外普請もはかどり、且又しめくくり鎰などゝ云ふ事のてれん事なきためなれば、百姓農の時を考へてよし、且又前に立てゝ其所の跡普請は、皆以畢竟其所御救の爲として被二成下一候事なれば、入札などにして無益の衒商の手に落散り、飲酒色欲の爲に費て其の場所へ入て、實に其事と成事は只相應の御積りを以て、其所へ被二仰付一候者にはなし、縱それにも費有といふとも、元より其所御救の爲なれば、何の費とやいふべき、しかも一錢も費とは成事なし、皆以て用に立つの仕様上編地方普請の下に述べし如し、これ等の事には其時節を考へて、無成事無き命令こそ天の時を能するとは言ひつべし

一 抑地の利と言事、御入用の諸色、杭木、さし竹、から竹、川くし、石わく等の竹木を以てする事に、先づ天の時あり、其には木の伐る時によりて、木性各別のわけ有、縱ば六月より八九月頃迄に伐木は性よくして蟲も不レ喰、年數をこらへて朽腐らず、又春より夏へかゝりて伐たる木は性あしく、蟲も喰、三年とこらゆる物にあらず、忽雨露に朽くさる、是等を先は天の時によると云なり、其の外の竹木皆是に準ずべし、且又總ての木竹は不レ及レ言、俵莚等も、所の諸色を調候事も、時によりて大分直段に高下有、總ての諸色先々より賣度と言出すと、此方より買度と望には、五わりも三わりも立ち所に直段の高下有事、世上の常同前の事なり、況や田舍筋は殊更なり、人の上々に立人、是等の事を心に

懸てひたと下間を納て悉知せずんば有べからず、國々所々山川江海の不レ同有、天の時を不レ考して斗りし各別の相違有事共、猶口傳多し

一　抑地の利と言ば、其所又樣々なり、凡そ山海岸地、石地沼川谷泥地、砂地砂利場眞土野土、其土地なりに隨て、其模樣次第、事を思量するを、地の利によると言なり、且又海川共に遠淺の地あり、水深の場所、風波のあたる所、纔百歩の間にも極の次第あつて、一樣の仕懸にして不二埓明一事共、皆其所に居て其土地に粹しからずしては、密に其心を知る事非じ、夫れ遠淺にて敷地沼泥眞土の場所には、杭成に打、さし竹として、此上によしあしを放し置く時は、人力を不レ用して自然と塵埃たまりて、洲と成島と成て忽集り、出しのごとく年を不レ徙して大儀と成ると、河海共に此時にしくはなし、勿論杭の打樣、杭木の長短大小の次第、海と川とに各別の傳受有、凡そさし樣よしあしのはなしやう有、其土地に隨て口傳色々あれば、敎レ之に筆を以てし難し、且又砂地にして水に掘れ易し、水勢に隨て瀬に甚と深く掘に、得る所る中々以杭の中に難レ叶、是海川共に第一の難所なり、かゝる場所又橋杭に橋杭を用ざれば、深く不レ立して水にあたりして忽に掘れぬく物なり、泥や杭木などの持こらゆべき樣更になし、是等の地は只かや羽口の出しを以て、年々に修復し、夏秋に至ては日々月々に土にて小破の度毎に其所より修復し置かざれば、縱いか樣の術を以てすといふとも、一概にして成就する事叶ひがたし、若捨置ても成就する事有といはゞ、やがて水筋などの替りて、其所のあたりは、自然となく成る物と知るべ

し、しかもかゝる川日々夜々淵瀬の替る物なれば、是等をや今も飛鳥川とは言つべし、同じく又山等より落來る水有り、石川の川除を以て難事たりとす、是等は多く、世間は蛇籠石、わら川倉等を以て石にて築留るなど、一年〳〵に持こたゆるは稀なり、其外地の利によるの諸普請、千變萬化限りなし、是天の時は不レ如二地利一事多し

夫れ人の和と言事は天の時、地の利を能辨へ知て、年毎に其術の法に不レ背して、其地に應じて人を用ひ、事を成す事、是人の和なり、此二つを能知る事は、其所に住在して、朝暮に其地の海川の心を斗り、風波のあたり所、水勢の治亂、出水指水の水かき、潮汐の浸し引、旁以心を叶ば、いか樣とも馴れ來りて諸普請の理に通達せんといふ事非じ、是等の人を知り選み用に、又は用て足る人なくんば、隨分それ〳〵に下聞を尋ね求めて、其所の者の智を執用にて事は作る事、是等又人の和に稱ふの理なるべし、其外街商の賊の爲に諸事ほれきるの心遣ひを專らにして、郡役の人歩を遣ふ時は、さすが屋室の雨も漏さゞるが如く心より勤め、又日傭賃人足を用るの普請にも內外の費なく、人々其艱難の事に働き、私怨の事なからしむるをも、又人の和によるとすべし、惣じて其地に善者有て國の用に立事は、是國家の幸なり、又不善者のみ多くして、君道の用に不二相立一品、是國家の不幸成と雖、明君上に立時は(マヽ)賢君の臣必下に出る事、古今天地の常なれば、山野に遺賢無きにしも非じ、縱令其人を不レ用といふとも、何ぞ其智を取て備へざる、是を能するを上利に稱ふとやいはん、此事上編の地方諸普請の下に述といへど、猶筆の

みにて其眞實を盡しがたし、口傳多し

附近年所々の御普請功者の名世に聞へて、時めく人の其の術を賞美するを聞に、たとへば一度大木の杭木にて、海瀨の難を防し術を以て、砂川の水除にあてゝ、年々取樣に命令して、曾て不ㇾ辨二其用一を、萬民の笑ひ草と成つても、その沙汰遠隔して耳に不ㇾ入、一生柱に膠するの病有て、是を顧み補ふ事なく、同職の人にも後ろ指をさゝれながら、一生功者ぶりして、終りをとらざる人などもありと思へば、さこそ國家には、是等の類の了簡違ひ多かりなん、むかし宇（マヽ）を吹、官へ竊吹して祿を食みしなど、大家にはかくる紛れもさこそ有なんと覺へし、かゝる人の用られて下々のくるしむ世をば、人の和に不ㇾ叶時とやいはん

第六 或翁近年難所の普請を考たる事

附百分一之事

一 爰に名にしおふ川有、海邊近く、潮のさし引强く、土地砂川成けれ共、出水には至て水勢の荒强成事亦無類也、仍て古へより有り來りし大橋も、出水の度每に押流されて、終には舟渡と成りし、夫より川筋惡敷成、其邊の驛宿田地年々に缺失て、不ㇾ得ㇾ止天命下りて、一年御手傳相附、杭木、さし竹、御掘替抔の御普請有しに、凡そ都合之御金七千兩餘の御入用懸りしも、風前の塵と成て、終に二年を經ずして埒もなく成行し事、是又砂川の者より無き所によればなり、しかるに其邊に一人の老翁有、年

來此場所川の様子、己れが胸中を流るゝごとく會得して、其所の村長に教へて、重て其普請の終始必成就すべき秘術を一々教へて、再び官吏へ是を願出たり、其願に曰く、是より御金七百兩被下置ば、右の場を引請て慥に成就いたさせ、重て此外に御願申上間敷候由の事なり、則官吏へとくと御聞召分て、其節の地方御内寄合村長を召され御出有しに、村長大□にして一々次第を御尋に隨て申上しが、一點も滯事なく其是非得失を言上せしは、是皆天の時、地の利、人の和至極の理によればなり

公所御立合の旁も被聞取分御應諾の上、殊に一度の御入用の十分の一にして成就すべき事、御尤に思召、既に御検使下り可被仰付趣に成し所に、不幸にして御上々に費有、國家の害と成て御沙汰及延引、其内時は物變じて職役の官も段々移替り、先にとくと御きゝ有し人も共に成行き、いつしか杜に膠する人の手に懸り、其事かくして御耳にふれて、埒明く果は漸く、又七十兩の御金被下、大木を以て杭木として所々へ相繕しに、それはたやすく川缺は島と成と、したり貌の被仰出、可相背様は無といへど、元來七千兩餘の御入用有てだに、二年をこらへぬ御普請場を、翁の教へを以て其十分一に下げ漸七百兩として引請の願す、又其年十分一に成、僅に七十兩の御金に成時は、段々して凡そ始めの百分一なり、抑世上の事を思ふに、何事か其價の百分一にして、其用を辨ずる物ならんやと、怫然として是を官吏へ伺ふ、官吏も其意難得御心なりといへど、時の職役人、金は難償、先御請して、普請に懸る、併大木を以所々に可打事は、一度の出水にもこらへまじき眼前に御費をいかんともするとなし、古しへ御

橋のありし時、一本の橋杭なも夥敷御造作にて、幾日も懸りてゆり込みしだに、出水の勢に幾度かぬけて流失したる砂川なり、惣じて砂地と言物の水底へ入て、堅き事は橋杭の先に鐵をきせてゆり込むに、其鐵はゆり切ても深く入事なき程にしまりて、扨又水に當りて搖れやすく、何の手間も入事なく、節々拔出流失せし所がかりそめに立置、杭木の出水迄は扨置、朝夕潮のさし引にも、持こらへべき樣更になし、又是橋柱のごとく造作して、ゆり込は纔七十兩の御金、此入用にも屆くまじくと、委曲官吏の御伺兎角表向は命令の如くしたると申もの、空きに隨て上々の御費にならざる樣にと、御內意の御示しに付、彼翁に此術を聞しに、翁答ていはく、夫れ事少々なりといへど、公恩の難ㇾ有事を何ぞ一毛も徒に費る事あらん、夫天地の間に限りなし、物として不ㇾ成と言事更になし、併萬物の事に付、或は五分一、三分一抔に略して事を成すは聞くに、百分一にして其用を辨る事を未だ聞事なし、乍ㇾ去天地の間限りなければ、何ぞ物としてする事なき事あらんや、翁年來此所に住して民間の難を心として、不斷工夫して、此大川を東の間に流し、老し事に折々其根をさがし其源を極む、豈に其術なからざらんや抑被二下置一御金七十兩も場所に應じて、小き成にいへど、天恩を荷ふ所は重し、殊に此金世の入札事に成て、街商の手に落下、奉行下才料の惡金などの馴合の普請、十金に及ぶといふとも、中々それに替へがたし、只所の者仰二公恩一眞實を盡し、骨を碎き身をくるしむるをかへり見ずんば、何の不ㇾ成事かあらん、其元は皆是村長の心一つに有、己れ一人愼しみて事を執行時は、無寄にして人隨ひ伏て、己れ一人

心中に邪なれば、人々皆直ならず、先此金を首にかけて、自分の方へ走り廻り、我が物を欲する心にて、
或は眞木山を見立、又は金に詰り手前より賣度など言、後商人共の山林の立木を買ふて、上の木をば
伐る故、其下木斗り殘り、木枝を薪の直段にふみて下直に賣事多し、是等の品を開立て、とかく場所
迄引付て爾にいか程と直段して買求る時は、凡そ公邊に積り上し一倍の木員を得べし、惣じて杭木に
長短あり、根入り五人を限り、其餘は打込次第少しも深く入をよしとす、土の上は水の淺深によるべし、
とかく土上三尺を限り、皆それより内にして、杭の頭の難きをよしとすべし、杭木の頭長く太きは水
あたりて、忽に掘れ行なり、短く細きは水に不レ構、只一本も杭木員多きに宜し、尤買取所の木細く、長
短、山田構なし、長き杭有、短き杭有、皆夫々に見合を切て用る時は、少しも費えなし、縦ば一木に
して杭木二本三本宛、又五六本に成も有べし、しかれば杭木數が思ひしより多かるべし、善不善は唯
其所の人の和と、村長一人の心に聽て、是を勤る、且又地の利を考へて、とかく遠淺の地より杭木を
打出して、岡より段々よしをそろ〳〵、其中へ柳を所々さし置べし、當分水勢強く土中を掘に、岸深く
成所へは力を以爭ふべからず、無二是非一ば捨置べし、弱き方よりふせぐによろしく、且斯の仕かけし
て段々と芳葦柳發向し、洲と成に隨はゞ、川下の川缺も止み、深き處もそろ〳〵埋りて後は、一面の
洲と成、後は田地も立歸るべし、此杭いか樣の大水にも一本も流す事あらじ、水は杭の上を越へ行、
下は泥砂塵芥に埋りて、杭の木の頭一畜に地形と成べし、其上に又段々如レ斯の仕かけを以杭木を打續

きなば、岡よりよく又發向して彌以て地形高く成べし、所により地形に四五尺も高く成は、水向へうけて此度の川缺相止べし、それよりは又たとひ水の當り出來て地上掘るといふとも、其内にはよしの根さし込み、そろ／＼たるは大きなる川缺はあらじ、夫れよしと言物其の根深く土中へ一丈餘もさし込て、竹に根を繼合たるごとく、地をしばり古根腐るに春根を生じ、地下水中の防ぎにはしくもの更になし、所々にさしたる柳、年々に苅りとるべし、新枝はよしと共に水の力をゆるくす、水來ればふして上を越させ、水引けば立て根を生ず、泥砂の地、別しては此術にこゆるなし、其内には年内迄世改りて、彼の片意地の人も其老に絕えず、限りあればいやながら役を辭するの時至らん、殊に此人天上の沙汰もあやしければ、頃日の願發すべきにしもあらず、其間を愼んで居、期來て又打繼の願を催すべしと、爾云

附かゝる片意地の奉行に横益あり、縱ば其の身正直なる心に僞せて上へ對して、人々すぐれたる言葉を出して、身をかへり見ず、その事稱美せられて其御名を顯也、諸事功者の譽れ聞へて一益ありといへど、下へ對して限りあるとなり、かゝる潔白成人の屋敷へ出事、訴訟人入込む時に、裏門だに制せられて表門のみ出入し、然れども怪しき事あらじと思ふに、此の屋敷に限り上下の諸役人民間へ對し、すべて大へいにゆへなきも大きくすり、ねめ廻してむざと用事を言ひ出だすことさへ恐れて、たやすくこれよりすべき便に心を惱す所に、あやうき門番の類の氣色を見て、ひそかに手招きしてすみへつ

れ行、私語していかなる訴訟、いかなる願など尋て、えもいはれぬ手引し物し、侍などかして変人のさゝやきたりしを、ためしてきゝ侍らじ、大かたならぬ事ども成よし、是等有べき事と覺へず、或はその家への主人に恨みなどありて、かゝるあだ名をもらしつなれ、又は頃日武相の境なる邊にして、ふへつゞみならして、他物どもはやし立たるゝのことにして、猫や狐の仕業に多くの役人に化て、かくあだなるふるまひのありしか覺束なし、世にひそめきあへりき、是等のことは人々心得てよし、惣じて至て潔白を鼻にかけ、民をのゝしりしかり、大面して人を悩ますの下には、必しも此の病ありと知るべし、又表深くさして强からず、笑ひ廻して人を撫する下には、底に入て問知仕聽くことのみ多くし、これ民間に栖む事なくして、千變萬化を知る事あらじ

かくて敎のごとく、役人は翁が言しに不レ違、先づ年の内に芳柳發向して、二年目には夥敷山をなす、杭木皆埋りて地形一盃頭斗りつゞいて、洲と成て此外下段に埋め、次第に芳の根ふして川缺順々に止事と成しかば、官吏も御見分の勇みありて相繼ぎの願ひも叶ひ、再又外に杭木を打つ事前の御金高に少し足し、翁又敎へて曰、此御普請千一石の御金七十兩斗にて、次て願不二相叶一といふとも、必以て心を勞し、捨置くなかれ、畢竟無二是非一に及ばゞ、官吏へ願、此場所へ御高札被二申請一相立置べし、

御受言に曰く

此御普請之邊へ無用之者、一切立寄べからず

船筏等掘口へつなぎ申間敷候、若令二違札一者あらば、可レ爲二曲事一者也

年號　月　日　　行

此御高札相立て後、如レ斯して段々に力を竭して止事なくんば、決して川缺も相止み、田地昔に立歸らん事掌の内に握るが如し、是天の時、地の利、人の和の三つを以てする普請にして、たやすく人の智惠の察すべき事にあらず、凡そ萬物十分一の價にして、其用を辨へきは世に稀なり、然るも是卑賤の身の功なれば、空しく隱れて知る人非じ、豈上々に立つ人のかゝる功を作すは、其名國土に鳴るのみならず、能く國家の大用を辨ずるならん

附御高札を願請て相立事、是至極の秘事の望、その心如何と、翁の答へに言、今聞事なかれ、此事は至極公邊の再願不二相叶一節歟、又は彼の地洲と成て後は、必川兩の村々及二爭論一事あらん、この御裁許片付て地敷極りて後に、この術を行ふべし、其身用ふる時は利有るといへど、又變有る敎へを背く事なかれ、秘していまだ不レ敎二其奧業一

一　其、其所の田地の悪水吐き落し、堀を新規に二百間餘深さ一丈餘の新堀の願相叶ひて、此御入用積御金百三十八兩餘を出たりしを、其村長其内を減じ、金高九十八兩にして被二仰付一なば、御目錄の外にもかしこ安堵をよくし其上後々迄、此御普請成就いたすべきよし願出ければ、官吏尤と被二聞召一、則彼の村長に願之通被二仰付一、村長承りて其所へ下割へ壹人にいか程に間數を割付て、人々思無レ邪、

身骨を粥して勤し、各其働に應じて、それ〱賃錢を拂ひ、堀の深さ廣さ共に御注文の寸法を越して能出來たりしに、殘所の金三十九兩ありける、村長所のものを集めていはく、この御普請我等に被₂仰付₁、如ₗ斯勤て殘金是程を得たり、年來の所願相叶ひ田地の爲をするのみならず、その上に斯く御金を戴く事、天恩猶おそれあり、思へば官吏の御恵恩勞以て疎にすべき樣なし、所詮この御金の内五兩は、此こと色々骨折りしゝの共に酒のませ、錢三十兩は長々所の助成金として、田地を質物に取りて村中の金としてかし置き、この利を以て永々この堀の浚、又は所々の押切を修理して、再び公邊への御苦勞になさじ、永々是を願ふことなかれと、口帳面に認め其の品を書付け、村中連判を取りて執行するに、田舍は金が拂底なれば、年々よく二割宛の利に廻りて、一兩年の間は其の堀浚所々の築留、右の利合の内を遣ひ用ひたりしに、其後はさして破損もなく、早々恭に至て、右の利六兩を總百姓人ならして割渡す、一度〱に天恩を頂戴すること不朽なりし、それ等の事小きことなりといへども、諸普請の仕形公邊を荷ふ處、皆その心に准なれば、國土の御救くわしく費と成ことあらじと、爰に書する者也

民間省要下編卷之一終

民間省要下編卷之二目次

第七　一古しへの放鷹四巡の辨、附古しへの鷹部屋の事

民間省要下編卷之二

第七　古しへの放鷹四巡の辨

附古しへの鷹部屋の事

一　或書曰「抑本朝放鷹の始は、仁德帝四十三年九月、依網屯倉阿弭古異き鳥を献ず、時に百濟王子酒の君來朝して在しが、彼鳥を和泉國百舌野の御狩に擎出多くの雉子を執る、」是本朝鷹狩の始とかや、故に今の代に至ても押出し鷹の鳥と云、是雉子に限る例成よし、此時酒の君鷹經八十一卷を奉と云々、同四十六年鷹を東西北の三方に放て求二其種一、此鷹鷂 山鳥野禽孳尾奇異の逸物出來也

又曰、「五十二年百濟より六十二卷の鷹書幷に秀逸の鷹を献ず、其使を兆方吏と云」

其後平城嵯峨の兩帝殊に放鷹の事を好み、芥川野大原栗前水生大堰川に毎度□□□□□□□□□□

貞觀年中勃海國より摩訶鷹經數卷を渡す、吾朝鷹術の人の古例新式を論じ、述作の書尤多し、交野少將季綱の鷹成錄菟道國の日來記、持明院基家の三考傳、定家卿の鷹百首、基房の四方傳等、皆鷹人の古例なり、紅の鷹白尾の鷹あり、續尾の鷹有ると云々

是等皆代々の帝王の御遊興に御事よせ、畢竟時の民間の業を、かゝる御幸の先々に御眸に觸れ、御身に思召合する事共の、且は御政務の御心の端とも淵へ渡らせ給はんとての事ぞかし

一　抑周の文王の囿は方七十里、蕃二育鳥獸一之所、皆於二農隙一以講二武事一、然不レ欲下馳二騖於稼穡場囿之中上、故度二閒曠地一以爲レ囿、夫囿は七十里なりといへども、芻蕘の者も往き、雉兎の者も往て與レ民同レ之、民以爲レ小不二亦宜一乎と云々、又齊の宣王の囿は方四十里、民猶以爲レ大と、夫れ囿は雖レ不レ大、殺二其麋鹿一者如レ殺二人之罪一、爲二阱於國中一也、故に民に苦んで爲レ大なりと、不二亦宜一乎と云々、かく同じ國家の爲の囿として、其人の仕形により民間の慈愛と成、又困苦と成事、上一人の御心毫髮の違ひより起る、愼まずんば有べからず

一　異國には殊更田獵巡狩の四巡を、專ら聖賢の御世の政の第一とし、禽獸の爲に民家の耕作を妨げざるを心とし、又は山野江海を馳走して講二武事一を事とす、是治中兵法を不レ怠の名將勇士の所レ志な

りと云々

抑倭國朝家の御政務、放鷹の御遊の事は萬の文にも見へ、又源氏伊勢物語などにも書付畢ぬ、しかれば、むかしより此事は世に行はれし事、ゆゝしき御代のためしにこそ、今もをもひやられける、夫より武家の掟に移り、先鎌倉の右大將富士の牧狩りに、八州の諸大名を伴ひ給ひ、御狩りありしをり、代代の將軍家諸國の大小名、各其國其領の田獵は皆軍敎の根本たり、よつて古しへの武士は各武術に粹し、弓法は妙有て自ら勤て、今の代迄も所々に奇妙の名を殘し稱美すること多かりし、爰に東照神君專ら放鷹の御遊を好せ給ひ、數度の軍戰の勞を忘れて、終りに攝州大坂表へ御出陣の砌りも、道々御鷹擎させられしより、御代々の君猶々此御遊に所々の御成、或時は御馬に召され、又或時は御歩行の御遊獵いみじかりし事共、語り傳へし如く成しに、段々にして中古の君の御代に成、此事の業のみにし御成御出馬の沙汰はなく、只御鷹匠餌指など、在々所々を徘徊して民間の惱みと成し、此事偏に苛政の虎よりも烈しかるごとく成りし

抑四十餘年以前御鷹の事にて、慶かりし民間の事を思ひつゞけ侍りし、夫れ御鷹匠と云は民間へ出ては、御用誇り身に驕り、國人を犬鼠のごとく賤しめ、罵詈打擲して、己れ〳〵の有度儘を事とす、御鷹を擎ながら、泥わらじをもぬがず、在々の名主年寄、それ〳〵可ㇾ然すみなしたる座敷の青疊の上へも、はばからず走り上り、わらじの儘火たかせて、いろりへ遠慮なくふみ込、ねだり喰して大酒呑み、人の

妻女に戯れ、下女等に不義し、色々無心を云、或時は田舍に住居するの鷹師は、無盡などを云かけて、村々より金を集めとり、夜半ともいはず門たゝき明け、わめき歩きなど、今思ひ出しても身の毛もよだち、つばきはきすると共かぞへがたし、且又餌さし共の田舍へ出て人を攻せだくる事、同じくそれにひとしかりし、或時鷹師放埓の餘りに、或田舍に出、そのあるじの留守をおして徘かり、其妻女に戯れ拆し、夜更閨室に忍び入しに、妻女氏有ものにて、あへなく長刀に懸けられ、頓死の沙汰にして耻をさらしゝ類の事所々に多かりし、其餘の無禮不義數ふるにいとまあらず、其頃田地にかゝしと云物有、さして御構もなく葉竹しめ繩、十重廿重十文字に網して張るといへど、雁鴨諸鳥の國々に群る事蝿よりも多かりければ、かゝりし斗にして耕作ならざるにより、村々にて雁追ひと云物を仕立、晝毎日野に付て雁を追ふ、若誤て鷹師餌さしに見付らるれば、或はしばられ又は禁獄の身と成、名主は痛められての上閉門寺入り能き仕合なり、其時の事を覺へたりし、朝夕野畠より水田河海沼地の邊へ、飛來り飛歸る雁鴨の羽音、雷よりもすさ凄じく、其響き山を崩し地を動かす如く成し、是より四十餘年御鷹止めて、在々迄鉄砲御免にて、猪鹿心の儘に打れしより諸鳥驚き立て、今の世は雁鴨其比の十が一もなし、其比山の根に御鷹部屋と云物あり、御鷹多く是に差置、預り人下司多かりし、諸國の大小名よりも、此所へ仕込の鷹來りて其數夥し、去るにより日々に、是より出る鷹師餌さし四方に徘徊し、色々不法邪非民間の惱みと成し事、筆紙に盡すべきなし。彼御鷹部屋屋敷の惣圍の垣を山の根の御料所役として

年々一度づゝ新敷結廻しけるに、其垣の厚さ六七尺、高さ一丈餘にして、五通りのどうふち大さ三尺も廻りぬべし、是皆赤ソヨと云ふ木の麁朶を以て、篠斗にして結立る事也、其見事なる縦ば朱を以染出るが如に彩し、其入用小間一間に、むかし諸色隨分下直成頃さへ、金二兩餘宛も懸り、毎年十月に至て百姓及二難儀一し事、昨日けふの樣に覺へしぞかし、其上にも中間小者の其下奉行として、付居る者共に喜ぶ事をなさゞれば、村才料人足抔は打たゝきたゝかれて辛き目に逢、せつかく心を盡して繕立し垣を、忽鎌を以切崩し、幾度結直しても納事なし、果は其所の名主年寄召れて、それ〳〵の仕置に逢事、御鷹部屋預り人の心儘成し、依て例年九月に入ては在々所々より、彼門前に名主年寄の市をなし、前くねと號し、物を遣ふて追ひ屆み、無二相違一請取の場所のくねを結納て歸る事を祈るのみなりし、其頃御鷹部屋に勤る、中間小者道具持などの類は、此垣の下奉行と成事を切米として濟、又其預人幾二百俵迄に不レ及身代にして殿樣と稱し、家老に十人口程の者を持ち、それより段々の家來皆民間の膏油をして相立る事の憂迄さして、違からぬ事なり、時去世變じて今は誰も立出る人なし

附此の時代の事を思ふに、人只强邪のみにして民間を貪り取ること、今の世の柔和成に不レ及事共成し、その頃殿樣と聞けば鬼神かとをぢられし、家老も正金にして賄賂するとはなし、或は米大豆小豆蕎麥抔の類、五升一斗程宛、鉢かよひに入て、その上に其所にてすぐ塵紙鼻紙など五束拾束程づつ添て進物にするに越たることもなく、中間小者の荒れたるは、錢百文を紙に包みて、懐中か袖の内に押入

は早速機嫌も直りし、二百錢ともするものは稀成ことに覺へし、をもへば少も古しへ程、大根人の心律義なることしられたり

殊に其頃は國土に盗賊多く、切取り强盗往來の人を悩し、其上武士は驕て、自由に家來百姓を手打成敗の我儘を専らとし、町々には辻切意趣切の男立、色々のあぶれ者ども巷にみち〳〵し、世は御靜謐にして、人々更に穏かならず、斯てはいかゞ世の行末も無覺束と、心ある人は云あへりしに、物換り星移りて御代又改り、勇猛强直の臣と仰て、國々の盗賊を搦捕、世上のあぶれ者の分、異名有男立、通り物抔言くせ者共をとらへ來りて、罪によりて誅罰し流罪し、武士は貴重の家によらず、大小共に罪を正されて、死刑流罪親疎を不論、是より武士のみだりに人を殺害するとならず、辻切强盗絶て世上安穏に、戸ざゝぬ御代に成て、國民初めて山呼萬歳をとなふ、猶御仁慈悲の餘り殺生の道を斷じ、御鷹の事を御止め、彼の民間の悩に相成し山の根の御鷹部屋をも御掃き捨、屋敷跡を田地に成、御鷹は放たれ、國家の害と成し鷹師餌さしの類、皆ちり〳〵に成侍し事、御三代の間星霜都て四十餘年、殊此時程國家の賦税寛にして、國土安穏成事はなしといへど、一得一失の習ひ、鳥類畜類の爲に却て人間の殺害せらるゝ事夥しかりし

しかのみならず、其頃又鷲鷹をとりて島へ流さるゝの官人に、古しへの鷹師餌取指の類を用られ、在在に出て害をなす事、萬事昔の癖止む事なかりし、且又鷲鷹を船に乘せて島へつれ行、豆州より陸へ

上りて歸るの官人に至て、皆道中にて御用に誇り邪をなす事大かたならず、泊り〳〵にては遊女を集て大酒し、其入用を拂ふ事なく、剰へ其頃通用せぬ大錢を持來て、無理にをしつけて金を取、色々樣々の邪非筆につくしがたかりし、倩一得一失の世の中をわたりくらべて見るに、其頃の御制法は犬の子一つ雀一羽の中にも、寢耳へ水が入がごとく死刑流罪に逢て、生類の爲に心を惱み、人間常住の心もなく、民間不斷只其日を無㆓何事㆒過事のみを息つく世の中なりし、又御鷹の爲に人民の惱候事は、民間の心、さして驚程の事にはあらずといへど、此難は萬人に萬人ながらもるゝ事なければ、いづれをか是とし、いづれをか非とせん、ともに明君の採る所にあらじ

いつしか是等の事も時至て、又兼て國家の惱みをしろしめされしより、新君の御代となり、忽に先鳥類畜類の難を御省有て、天地始て開けたるがごとし、人民ほつと息をつき、俄に網をかして秋の日の短き事を惜む、家々に飼鳥の數を盡して樂み、犬は打れても構ふ人なく、御鷹の事も御前代の風に慣ふて、猶何事の御沙汰もなく、誠に國家安穩の思ひをなしゝ處に、有爲轉變の世の中、是も又御代長からずして、纔十年の間に二君を拜し奉りしこそ悲しけれ

且鄕巡放鷹の御遊のことは、元來國家の政事にして畢竟民間御慈愛の事、抑武將の家事なれば善不善一概に論じがたしといへど、只その役に懸る鷹師餌指の類、民間に害をなす事虎狼よりもすさまじく、蛇蝎よりもうるさし、是を正して民間に妨げなからしめんことは、末世に明君出るといふとも豈

たやすく制し止ることを得んや、久しく憂き目に逢たるものにあらずして、何ぞ能く其委き事を知らんや、併制し之口傳なきにしもあらず

一　爰に明君御代を知しめして、萬事古代の質素に立歸り、百有餘年御治世の御恩徳に誇り、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□して耳有命令もなく、御一身の徳行に天下の民心雖て歎ひ、惶れ慎みて、自然と萬民各身の驕りに心付て、年を不ㇾ經して、段々と國家餘慶に徙り替し御代長久のしるしこそめでたけれ、且四民各家業に柔弱成に御心付有て、第一民家の爲やらん、四十餘年絶にし鷹放田獵の御遊行はれ、國家また目覺しき心地こそすれ、抑御治世の代々を重て星霜既に百有餘年、歡樂武門に極りて百石をとれば殿樣とよばれ、千石を得ては土を踏事を不ㇾ知、馬に乘ては口付に任せ、鑓を持ても道具持に預くるのみにして、徒に俸祿を食み乍ら、武術を忘るゝ輩無きにしもあらず、夫れ幕中の健士は皆君道の手足股肱耳目の近臣にして、不ㇾ殘當千ならずして、何ぞ望期の大事を辨へん餘力有んや、抑人間の力量は其身に隨て、其業毎に限り有物なりといへど、不斷勤れば其限をも越へ、勤ざれば其中半にも至事なし、まして手足走行の働は常に馴て、節々行路を經ざれば、不斷に身儘につかれて用に立事なし、是人間の常なり、夫れ人々己れの身なりといへど、己を誇すと致さるゝとの二つ有て、萬事只柔和して滅る一つもなし、然るに明君の御教へにて山谷廣野を渉り、長途に踏馴て始て人々武門の男子と生れたる心地する御代と成こそゆかし

けれ、猶又文王の囿に慣ふて、御成の先々諸事寛大の被ニ仰渡一、稼穡場囿の中に御心有、民間の惱みを御袖にかけて覆はせ給ふ御觸流し共、年々月々に樣々の命令下りしに、只御慈悲は御威光にかくれ、露は雨と成雨は雪と變ずるがごとく、命令立所に替り、民間の持重りし御餘光の陰後には、國家の惱事又多かりし

一　始て御鷹師田舍へ出たりし時は、官長或は驛役止宿して、夜もすがらの歡樂、いか成見込有けるにや、街商の輩共付來て亂舞せしに、いか成るゆへか有けん、又異なる人來て三つのしらべを立聞し、所の者に尋て、御鷹の御用にあやしき物の音は如何、此所よりもてなしける事にやと尋有しを、しらぬ事は知らぬよしのあいさつに、程なく其官の長役を制せられて、再出る事はなかりき、是等のことをかへり見ては、事改りぬべく覺へしに、それより猶此事の官者達段々事むづかしく、民間の惱みと成て、段々其罪を改られしこそうたてけれ

或人評して曰、かく最初に其官長戒られて、是前車の敎たるに、後車の輩更に其の心疎かにして、君道の大根を守る事なし、命令出る度每に皆食のうへの蠅のごとく、跡より其詮なきことは、幾世經るとも限りあらじといへど、嗚呼、明君家臣の徒に御心を惱るゝ事をいかんせん、□よりして大地を見る事の暗きがごとしと

一　村々に先御鷹番と號して、其村の入口に番小屋を造り、每年八月より三月まで、二人宛百姓出て

是を勤る、其役たる事御鷹師衆御出の節毎に、村中所々案内に召れぬ、或は堀、溝、深田、谷地などに至ては、彼者共負ひ越すにより、先番人に老童も撰はるゝ事なり、かくする内には又跡より外の御鷹師來りて初のごとし、二人宛被ㇾ召れ、時により沼地近き村方は四組も五組も落重り、銘々に人をとられ、十人七人程人足の入事常なり、是を少も遅成と其人により事六ヶ敷、名主年寄うき目に逢、且又野廻りよりいましめられなど、所々へ訴訟詫言して、物入骨折る上、漸いやなる手形のみして、埒明事共なれば、二人宛の番人には打て替るの人足、外に又二人宛毎日費る事なり、其外には村の定不斷付居、近所へ御鷹の入込し砌は、惣百姓をむざと遠野へも出す事なし、且又鶴代りなど相附る村々は、御鷹師付居給ふにより、晝夜其廻りの野道迄詰め切、其所より道々に番人を付置により、毎日此人足又夥し、其上名主年寄は急度被ニ呼付一てかしこまり、其事のすまぬ内は幾日もくるしみつかれて、外事をすることならず、御機嫌をとりて這ひ屈す、酒食薪等の入用其村々の費油成事、誰か能知る人あらん

一 御鷹在々所々へ御出し、村々にて御宿相勤る所には、御指又付來てともに誇る事大かたならず、抑木錢と云事前にも述るかごとく、上に立人の大き成思召違ひ成物なり、惣じての公用人木錢を給はらずして、民間の役に只勤る事なれば、是程民間の痛みとはならじ、抑木錢と云事古しへ諸色下直に錢拂底にして、大切成切米味噌野菜等を遣し、薪代斗を以木錢とは號したりしに、いつしか公用の人も木錢と米斗の價を出して大角して居るにより、無ニ是非一汁菜等を宿主よりこしらへ出し、とかく御

機嫌能一夜を勤ることよりして、段々に悪には徒り易く、當時に至つては上一人は三十五錢、下は皆十七錢を出して、大面して上下一汁五菜の料理を嘲し召事こそうたてけれ、今の諸色の直高き、木錢は居風呂にも殘らず、又やさもの一つ出しても三十四五錢は時によりて入ぞかし、かゝる御用に限り酒は猶はかりなし、下戸と云は稀なり、其の上其所の名主年寄長百姓皆夫れ等皆付居て晝夜追廻され、品によりて宿へ歸る事もならねば、おのづから酒食をもして、彼是の入用壹人により、一夜にても初は貳貫文三貫文宛はかゝりしぞかし、凡木錢と言事をとらず、一汁一菜のみにして御奉公に勤る事とならば、少々づゝの遠慮もありて、是程には機嫌もとらず、人も付居にして物入は十分一もありし、頃日節々の御改めにして隨分人々の御けんせき、邪非の事段々に減ずといへど、木錢の難レ有、如レ斯村々の入用止事にし、其又往還筋路の宿にとりては御馬御用に限らず、常に公用人の木錢は十七錢宛請取、其日々過の淺ましき旅籠屋どもへは百五十錢、品により段々二百錢程づゝのはたごにして、所に入用して拂により、此入用年中には夥し、如レ斯せざれははたごやども潰れて、御用家に事を缺くによつてなり、田舍の事は旅籠にする事ならず、昔よりたかりて賄ふ事故、猶以入用多く懸り、木錢茶代相拂帳面に其家來念入て、其所の名主年寄問屋等の印形迄つも取、御主人の義は不レ及レ申、末々迄御非分御難少も無二御座一と言、文言當の事成といへど、聞には證文は先に取て、忘れて一錢も拂事なきも有ぞかし、しかもかゝる帳面に限り、所々に□紙ありて跡より何事を書込事も仕か

け見ゆるもあれば、其主人へ對しての邪も計りがたし、主人は此事夢にも知り給はず、何も角も丁寧に挑て其所に恩なし抔しらぬ事こそ口惜けれ、かゝる事迄書つゞけて、はしたなけれども、士たる人の下々には結句して紛はしき者多ければ、心あらん人は心あれかし

一 餌差共の御鷹師と共に木錢十七文を出して、在々所々を費す事こそ心得ね、是等は多く往還驛宿へ出て、十七錢を以百五十貫の旅籠を喰ひ、剰へ色々の荷物を人足に持せ、御定の人足賃の半分を出し、貫目の重さ一倍を持たす抔、彼是の不法大方ならず、殊に本餌さしの下げ札の者所々に大分ありて、餌さしの多き事限りなし、皆如此の邪をなして民間を費す事、いまだ御沙汰なし、とにかく民間の惱み果てしなければなり

附驛館の長、驛場の下役人等へ詮議して曰、惣じて往還公用人といへど、如何様なる御法度に急度被仰出之事ども、只壹人の言に隨ひて被仰出の法に背てことを辨じ、且又御鷹師の御ことは各別にして、無是非といへど、餌さし如きの輩に、度毎にはたごのたしまへし、別では御定の人足賃、自分にして半分宛取て、しかも重荷を負ふせてすること、有べきことにあらんと不審しあへりしに、帳付月行持の答に、我等は不斷往還のちまたに面をさらし、譬ば人を引く遊女のごとし、公用の衆に意趣をふくまれて、一日も相立ことなし、右らへより此役前る者たゝ宿々にして、公用人に打たゝかれ、或は骨を碎かれ筋を絶れ、一生片輪に成、又は夫れを秘して終に相果し者其數らと言事なかりしか、

一事公邊へ訴ることもならず、皆打れ損なり、去し頃或る御家の七里衆、金の無心を言かけて果さぬを元として、問屋場へ夜中押込、戸共相折れ諸道具蹈み割て、居合たる者共さん〴〵に打れて、剩へその上に各酒もたせて、却て詫言し給ふなど、下もとして上々に對する事なき至極を知り、誰か强てこれを論すべき、夫れ公用に出る人は小身なりといへど、皆御直參なり、道中御奉行所大小以御傍輩たり、古しへより是又少のことも告られて、よき物夫にとられ、罪に逢事ありしも、誰か一言の言わけせしためしなし、又下々へ御尋もなし、且御さし共の仕形不届なりといへど、その頭にをそれ有、殊に所々村々を徘徊して、木錢人足賃半分宛の手形を取來、己れが方より旅籠して宿主へ言付、木錢計を拂ふ、人足賃も半分づゝ拂ふこと、この所斗りにして改べき樣なし、拙者共の勤いつ迄も此外に可レ仕樣なし、たゞ〳〵外の者へ役割被ニ仰付ニ可レ給由申に付、驛ともすべき樣なく、先づ其分にいたし置きぬ

一　凡御鷹匠の宿稈村々に悲しき物はなし、是當世の行路難なり、一夜にしても生き物の御宿、縱へか樣の失有ても及ぶ限りは、先其宿の難にかゝりて、所の滅却と思へば、名主年寄惣百姓共の上みに立つ如く、是より何事も只違ひ屈んで、當分如何樣の物入にも不レ構、人々其場を首尾能勤て、速に御立有事をのみ祈る、人より了簡の外の事ども、所の困窮筆に竭ぬ事とは成物ぞかし、初所々へ御鷹の出しに、むせうに誇り、腹立て人を打いかり、或は其所の名主年寄を足蹴にし、刀を拔て追廻すなど、樋

口の次郎がふるまいせし人も多かりしが、段々御掟ありて、此日はそれ程の事は久敷聞事なし、又ともなき人々ありけり

一　御鷹鶱れる時は其村中の人足を出させて、所々を尋て共に苦勞す、且又從二先年一橋なき堀、溝、谷地等に至迄、急に橋を可レ渡由の事有て、俄に村中集て橋をかけ、或は池沼の諸鳥の爲に、俄に船を被二仰付一由、其夜中水なき陸地をも、遠方より部役の人足して、船を荷ひて持運ぶ人々共、つぶやきて船の損するにも不レ構、なげちらして忽に損するものゆへ、船主どもは淚を流すといへど、只急御用のみにして、誰ありて是を大切にするはなし、人足は其丈けも不レ及、沼へ追入られて、大勢立ならんで鳥を追ふに、水を呑菱を蹈んで、煩ひあやまちすると共あり、且又田地の畔、谷地、芝地、堤、土手抔の空地に植たる竹木を、俄に伐取べきよしにて、村々さわぎ立て伐取も有、或は大河の川邊通、野方の村々などには、耕作の土地にならずして、百姓專ら植木を業とし、年來心を盡して植置し竹木を俄に觸來て是を伐取、竹のごとくにそだちかゝりし松杉など伐は、百姓の心には父母妻子に別るゝごとくなげき悲しむ所もあり、是等の事伐盡して後、又外の鷹匠衆御鳥見衆など來りては、是は何事をせし、誰が言付しなど、御上の御心には不レ叶事をなどゝ、さゝやき給ふ人もありし、いづれをか取り、いづれをか捨べき、下として知る事なし、惣じて公用と言事源は知らず、末に至てまち〳〵なる事、一事多說、只其人々の心に有て、更に其物無き事多し

一 惣じて御鷹師衆といふ物、寒氣の節を專らとして、雪霜氷を蹈分け、深田泥沼をふみ込んで、未明より走り廻る事を事とし給ふにより、人家に至りては、先其所の名主年寄の家へ、案内なしに入て、爐中へわらじの儘足ふみ込、焼火させて火に當るにあらずしては、勤りがたき事知られたり、況や老人抔甲斐〳〵敷見ゆるにしのびず、生酒あたゝめ取あへぬ爲して、扨て若きは人情の常なれば、此事止べき様なし

一 御成の先々御入用御普請の事は格別、其外百姓懸り御普請觸よせ、土手駒場野の小き御普請ども、掘上げ道造りなど、さまで目立程もなき事共に、いつにけかしの衒賣の氣味相殘りて、小き事も急御用と稱し、大分高直成請負事と成て、民間の物入と成、纔は自分の物にして纔に二三兩にてはたやすく出來なんと見ゆるも、二三十兩の割の郡中へ懸る事こそ心得ね、且又御成の度毎に大分の枝を船に積み來、村々所々へ荷ひあるき、又荷ひ返して船に積み、度々に人足多く費ゆる事有、是等は其所々へ御預り、急御用に相立様にしても可濟か、如此の類外にも有なれ

附 百姓御普請の事、惣て請負事にして一向に悪敷きと言にもあらず、其品正道にして、その物々相應の直段にして請負ことあれば、百姓の爲に立し事なり、然るに各別に衒商の事に懸り、少の事大分の金高と成こと故、民間の惱と成事と知べし、纔は遠方の普請場へ、夜中より夜中迄かゝりて人足往來し、又は其内歸りに不成は、先々に宿かり泊り居ては大分の入用かゝり、中々勤まる物にあらず、この所

の事は近所の者に渡してする事下直にて宜し、一概に論しがたし

一 御鷹匠衆野先き御用筋度々御見合、所々に御小屋を被二御付一、内夫人足は御自分やとひにして、一切民間へかゝわらざる事とならば、何の妨げも有まじ、其入用の分民間より差出して可レ奉レ願の旨、所々役々より内々にて云合へるといへども、いまだ誰か進み出て願の発端と成べき、皆譲り合見合はせ居るのみなり、畢竟是に極らずして民間の悩み絶る事あらじ

但し内夫人足等を村々より差出し勤る事と成ても、はや手懸りと成て色々の悩みとなれば、一向その入用を割合て出すに宜し

一 御鳥見衆在々に住居して何の妨なしといへども、御扶持方の米其領内より相渡る事に付、一俵に付米三升餘宛の米賃かゝりして、金納に成事有、之に當る村々の百姓大きに難儀に及ぶ、是等は有間敷事どもなり、但しは其村々の軽き名主、又其領の割本の身帯軽き輩などの事、又は其領の才料等に至者どもゝ入仕事にもや有らん、難渋なし、其うへ此事止事なくば、不レ計百姓に名主の出入になり、悪敷名や立なん、其前御心付有て可ならんか

一 野廻りと云ふ者を在々の百姓の中より被二御付一事、至極の御了簡御尤なり、若し是等を官人の中より被二仰付一なり、今時はいか程の驕りに長じ、民間の悩みとは成なん計りがたし、抑是等の不法の事度々上々へ聞へて、或は役は御召放又は首を刎らるゝ事も有りし、併これを官人にくらべて其罪軽し、

畢竟頭立者の罪の小賣所と成こそ口惜けれ、元來百姓の身の淺ましさ、其期に至ては罪を己が身に受て中宿る人もなし、抑此世廻りに成者、百姓の中に祿有智有て、一生邪の事の心なく、身重き者の分の是を勤る物になく、縦ば祿ありといへど智なくして、うつかりと心得たる者、前後の考なく此役を蒙るか、又は祿薄き者の一物見込所有之、望て是に成るも多し、夫れ纔二人扶持を蒙りて年中村々を走り廻り、大切の御用を勤、餘多の御鷹匠衆に家來のごとく追遣はれ、しかりねめ廻されての上、本餌さしの者共にも、あしく立廻れば打擲に逢、偖年中御鷹匠餌差入込て、大きにつかみもの所得が有様に酒食にたをれ、其入用いくばくぞや、殊に先此役に人と、其身〳〵の身帶に應じ、十兩廿兩或は五十兩百兩宛の金子口入の入事、旁以御ふちを百年分一度に被ㇾ下といふとも、爭か其價に及ぶべき、是を勤て年を送る事、更に以岡目の月算に及ぶ事なし、且又彼等が民間へ邪を仕懸るといふ事、元來百姓たれば、皆五里七里の間には諸親類多く恥をつゝみ、後日を思ふてむざと云出す事不ㇾ成、悪敷言出して更に用る事なれば、日比夫れより久上は手の者どもも村々に多ければなり、しかるに一二年以來在々百姓の屋作ふき替等に至迄一度に吟味し、御鷹先の田畑へ百姓出て耕作し、作り物にこやしなどするを、御鷹のさわり成よしにて百姓の家業を留め、田畑の畔に林谷地の竹木を一朝一夕の間に伐らせ、古代も御制禁なかりし田畑のかゝしを堅くいましめ、旁以民間稼穡の妨と成事どもありといへども、皆をのれをのれが所爲にあらず、畢竟是ら成をかしかさを取て、兎角人のをそれ敬ひ參詣立願するの仕かけ、本

地いづれの所より出て、供物何れの所へ納るや、凡夫にして更に不レ有ニ知所一

或人評して曰、倩これを觀ずるに、夫れかくれたる得益あり、此の役を勤るは當時潔白成世の中に薄氷を蹈がごとし、且又その事なくして顯れたるゆへ、年中如レ此なりに祿薄き者どもの、是を勤めんとするは何ぞや、これ智有者のとる所にあらず、是等又禍を國中に爲の類にあらずや、たゝなくても有まほしき事にや有なんか

一 御鷹の事關八州の民間へ命令を下知する役人と聞しあり、此人は元來或驛の街賣女屋のものなりしが、其所を出奔し或家に奉公し、武士と成て又缺落し、彼驛のむかしの菩提寺へかけ込しを、主人より預けられて又其寺を欠落し、其所の者の苦勞と成て、御尋の部に入りしが、いかなる手筋にや、いつしか彼の大役に被ニ御召抱一、大面して八州を下知し、いろ〱の邪をなして多くの人を惱せしに、段々邪非顯れて、果は禁獄せられて誅せられし物も、かゝる公邊の大事、右の筋の者たやすく其役に召抱へられしこそ不思議なれ、抑關八州へ天下の命令を傳ふる事はかりそめながら、輕き役にあらず、然るを、かゝるあやしき邪非の者の、いかゞして取入しやらん、是上を誣し下を誣に非ずや、かゝる類の輩多くの官人の上に主人の代りに下知して、事を取扱ひしにて、諸事を察し給へかし

一 開國の君より中古の君に至迄、代々放鷹の御遊を翫び給ひ、其後鷹師御差權威に誇り、山の根に御鷹部屋有て、事六ヶ敷時だにも、田畑にかゝしと云物は御構なくて、葉竹しめ繩綱の如く引はへて透

間なかりしに、頃日まで仁夫度の御制法に、野廻りとて御鷹匠衆の御觸のよしにて、つよくいましめて、田畑に竹一本繩一筋はることもならず、むごと不便得ふて、こやしを耕作へかくることもならず、惣じて御鷹師の入込給ふ村々にては、百姓田畑へ出る事を止られ、日々手を空しふして暮すにより、百姓の習ひ止む事を得ず人目を忍んで、田畑へ見出されて預けられ、いましめに逢ふ、難日あく訴訟訖言して足を運び、八重の手形してゆるされしこそ心得ね、近年の百姓段々御年貢に二倍三倍くるしむ、諸役御鷹御用のかゝる田畑へ作物を仕付て、すぐにそれを鳥の餌差にして、何を以か百姓可ニ相續、是は何ぞ明君の御心に稱ふべき、上下遠隔の爲に、咫尺千里の患是に過たる事はなし、忠臣是を察し給へ

附 去りし年かゝしのこと、俄に嚴しく制せられし由来を聞に、或人御鷹を放て雁をはりしに、あやまつて鷹の爪を損さしければ、その役として不功者の失あらん事ををそれて、罪をかゝしに負せて、其所の畑主科を蒙りしより、この事を野廻り共に沙汰して、嚴敷急に止られしよし、中間の事ながらさゝやき笑はれしよし言傳へし、實は古しへよりいか樣にあほふなる鷹も、かゝしに爪を引かけて其爪を拔きしためしをば、いまだ聞事なかりしぞかし

惣じて雁など捉たる鷹の爪のはなし樣には習有るよし、あしくすれば爪を損さす物のよし、古き功者成る人は言あへりし、頃日は新參の衆はかゝる事にも、心あれかしと聞へし

一抑御鷹匠衆野先きの勤も御心村薄きゆへは、民間を費す事有、所詮御あてがひを増して被下にをいては、民間へ出て人を煩はす事不宜と命令して、去る子年より各御ふちを増して被下、かくては民間の悩みも滅じなんと、さして上に立御方にも思召、下々も其御沙汰の難有きを仰ぎ奉りし所に、戌亥兩年の在々町々村々の入用と、よく年の入用高をくらべ見て、結句して前の戌亥兩年分を合して、後の子の年分に不及事は何ぞやと、村々寄合問合せて不審しあへりしに、或老翁の言しは、是尤成事なり、既に上みより御用有て御扶持を一倍に増被下時は、官人それだけの權威内に伏して有により、徒者の子其氣に從ひ、村々へ出て大面を増す事、御扶持の増が如し、夫れ公用の人といへは所々に逃るごとく、民間に出て一度にらみ一度いかる度毎には、忽錢の入事手を返すより安し、年中を積りてはさこそあらん、外に何の不審なしと言しに、皆合得して去り畢ぬ

一冬田へ水を引事は田地のこやしと成て、百姓一つのかけきたるに、是も制せられて引事不成所有、御成の場所は各別、其餘の田地は御心有度事と祈るのみなり

一御鷹御川に付、けら、とおやらの類、村々高役にあたる事有、是も又有所無所有て、所により難儀に及ぶ、殊に隣々に百姓一人割の役に當り、名主へ持參り、名主より領々の割本へ持寄、割本より官吏の手代へ持參、夫より御代官へ上りて段々にして納るによつ、時により多くは損じて用不立、是又大き成費相立により、一升入事は五斗も一石も品によりて損用す事、是等は江戸廻りにして、入

札を以て正味可〻入程を、てれんなき樣にして御買上げに被〻成、其代高へ割て民間より差出すに宜し、惣じて民間より御用の物を集るに皆此心有べし、村々より取集して不〻叶筋の物は各別、買上げにして濟む筋の分は、皆買上げにしくはなし

一　抑田獵の御遊は、民間を問訊するの政事、民事を覆はざるの業にして、武將の專ら翫び給ひし所なり、よつて民間ともに勇心有、始は事に不〻馴して、人くるしむといへど、次第に事に馴て、今は民間の喜ぶ事多し、併いまだ只山々に多くして、山方へ懸る村々は耕作を荒されて難儀に及ぶ、彼是民間の望を稱べき事どもも有といへど、筆に盡しがたし

右放鷹巡狩の御遊の事、見及所あらましかくのごとし、然に頃日又段々御慈愛の命令下りて、村々鷹番を御免有事の上に、野廻りにめされて事を正され、向後百姓に不〻構のよし、災害先づ二つながら御免有て、萬民何ぞ百拜して悅ばさらん、惣じて御鷹師衆、餌差、野廻り抔の百姓を自由に遣ふ事不〻成由の御定、旁以難有事どもなり

一　猪鹿の御狩りは猶以て下ざまの人のみ多く出て、御犬などは下司の輩なれば、是等の不法はいかに制しかたかるべしといへど、大根のしまりの能き所に用ひ給ふ人に害者有て、總じてをし出して不法なく、少づゝ其もやう出れば、其事となく早く制せらるゝ、且御鐵砲方の人々の上意を重んじ、各身の御愼み少も民間にけんせきなく、萬事質素なることこそ賴もしけれ

一 御鷹師衆野先ニ御扶持米、村々に御年貢米を殘して、年中渡す事六升壹斗、或は貳斗三升宛の事なり、しかるに此手形を一度〳〵に村々へ受取置て、御代官所へ差出して勘定に立る時、其御頭衆の裏判無レ之分は不ニ相立一、是を遙々と尋てそれ〴〵御扶持渡したる御鷹匠衆へ、御裏判御取給り候樣に願に至て、早速相濟分にても上下三日と懸る事、且又其人其御頭により却てしかりちらし、五日七日宛通ひて、手足を屈して無益の事に這ひ廻りて、漸裏判を申請て歸るも多し、又間には律義に先樣より裏判を取て、便りに引替給はるも有といへど、是等又上には御存知なきめいわくなり、時により纔五升か一斗の手形に五七日宛隙をかぎ遣、雜用彼是金二三分宛遣ひ捨て、是何の御奉公ぞや

附 頃日この事上達しけるにや、其御ふれながし有て、苦勞は休し畢ぬ、少づつの名代貢あるは、御奉公にしてもよし

一 頃日命令下りて御鷹匠御鐵砲御犬方の衆迄、在々村々の人足むざと遣ふ事不レ叶、遣事用る事あれば、皆それ〴〵に手形を出て御扶持被レ下由、誠に難レ有御心付、御ふちとり、惣じて人足むざと不レ費事どもと聞へし、然所に是を吟味して勘定に立る官人、或は右の手形を村々より、十日目〳〵又は三十日目毎に、江戸へ持參りて勘定に可ニ切組一由、村々の名主共よばれて纔に五合一升、又は五升七升の事に遙に往來し、或は其役人隙入が留守に及べば、二日三日と逗留して埒明て歸る、其入用にくらべて中々以却て百姓の痛に成事有、是等に又御心あらば四五ヶ月に一度づゝも、領々の觸本より一所に取

集て差出す事になれば猶めとなれども、とに角物の行届かぬ事共こそ是非なけれ、米五升七升壹斗迄の事に金武兩三兩かゝりて、御慈悲の爲に却てくるしむあり、萬事如レ此なり、是にて民間の事を禁し給へかし

一 私領寺社領にて頃日人々ふだの手形を被レ下、又は御代官陣屋泊にて米御受取、其手形の分村々にて申請、何方へ勘定に可レ立様もなし、御地頭方にて可レ被レ成様もなく、近村の御料所にて自分〳〵の手形さへ、右の通り持あつかひ居る上に、外に引受べき様もなし、申出れば一度〳〵に物入有て米高少の手形なり、同じくは損にして差置によしといへど、御印形有手形を隱しても難レ置と、是亦其村々の苦と成こそ笑止なれ

一 頃日又御成先きの御用に、前夜より御賄被レ遣事あり、御賄は山もと御宿は五軒可レ申付レ由、上より御觸有て、絹の夜具も五人分用意し置候て、假に廿五人御宿、用意相違して人數のふへ、夜具又所々の質屋へ人を走らかして、損料一人前壹分宛にして漸にかり出し、旅籠代一人前百廿錢宛にして、酒斗も一軒に七八升づつ懸り、惣じての入用夥敷事のよし、是又駕籠も入事毎度多ければ、是又大分に所々よりかり寄て置、入用次第に御用立、殘る駕籠も又多かりきよし、とにかく大分の物入は皆其領内の村々の高へ懸りて止事なし、此外是に似たる事の費、民間の物入の止べきなし、色をかへ品をかへ、盡ねは人間の苦界なればなり

明君時熟して、山野の君子補佐の功成るを待て、四海悉く平安成らんかし

一　上げ鳥諸事の御用三里、次にして五合宛の御扶持米雖レ有御慈悲といへども、是久下聞不レ達して、下の痛み御情の罪科とも成けり、抑人足御ふち給はると云より、むざと自由無益の事に遣ふ事ならぬは、夥敷御慈悲の的中せる一得なりといへど、人足割合は前々の如く、段々村次にして書留る、極月に至り其官吏へ書出して、それ〴〵の村々道程を都合して、三里に付五合積下事とならば、大き成御救とは成なん、畢竟此御米を以て百姓の助成に成らずといへど、只此御米故に人足非道に遣れさる御慈悲、夥敷事なればなり

夫れ田舎道は三里と限りて斗はなし、三里半四里、或は六里を通じて継合するもあれば夜中にかゝり、僅に駄壹つも人足貳人宛ならねば不レ叶事なり、殊にしらぬ山野の道にかゝり、不案内にして終夜さまよいなど憂き目して歸る多し、人々三里の先きは誰とても確と案内を知らずなり、殊に六里往くにをいてをや、凡此御入用には途中にて継合ならず、急度持駄先々より請取を取て歸る事なれば、先々迄食を認め、持錢を遣ふて歸る、夫に三里は上下六里、六里は上下十二里なり、六里往來しても御米五合、十二里往來しても、品により五合なり、霜雪の夜も、風雨の日をもいとはず走り行に、いかに下々なればとて、飲食は限り有、一人の晝の酒食にも不レ及事としられたり、凡當時世間の人を雇、斯る大事なる御用に遣はれて、三里の所は二人の日傭、六百文宛内にしても有くまじ、六里は又中々其積りにては行

くまじ、彼是の善惡、民間の片便りたる事をいかんせん、今日この通村次ぎしては、十五以下の童、五十以上の年寄迄、一人にして勤るに安し、三里以上六里、次に至ては盛成男二人宛して勤る事なり、旁以是等の味ある事ぞかし

民間省要下編卷之二終

民間省要下編卷之三目次

一第八一得一失、小利大損、有益無益、諸事心得違の辨、附百姓永代地、錢高直、無盡、過錢等の辨
一第九倭國妖術の辨

民間省要 下編巻之三

第八 一得一失、小利大損、有益無益、諸事心得違の辨

附百姓永代地、錢高直、無盡、過錢等之辨

一 寒來暑往は天道の常なれば、萬物一を得ては一を失ふ、天地陰陽の造化何事か是にもれんや、抑國に大幸有て國主の目出度事重るは、必以其下の愁と成物なりと心を付給ふべし、惣じて御隱居方奥方の定れる有、下て若子方御部屋方多く有國は、其國の年々の物成して不レ足成ゆへ、定れる外の軍用費て過役皆民間へ懸り、心ならず百姓の膏油をしぼりて綺羅と成、粉黛となり、美酒食と成、珍器と成、音樂遊戯の事に成、上々に居て下を惱み、富ては說を知らずとは、かゝる事をや申すべき、夫々賢明の君はよく此事を察し、愚昧の人は不レ辨レ之、下民の思ひ天に通じて臣は必ず愁を生じ、眼前に憂き事のみ又重り、事古今多きためしぞかし、惣じて國々の諸侯大夫先此事に心あらば、いくらの兒孫多く、いか斗の樂みをなすとも、民間へ其愁なかるべき、智慮無んば有べからず、さする時は其富其榮樂を民とともにして、其家長久ならん事影ゝ鏡に寫がごとし、諸家右の兒孫を愛し、其家永く大運時分といふも、皆此善不善によるなり、抑明君鑑國の大慮にいみじくましくて子孫多しといへど、□□□□□□□□□□□□□、宇宙限り心に從ざらんや、誠に隱德の末々久しからん事、四海の大幸

なりと言つべし、かゝる一得一失の理有といへど、皆其人の心によりて、得は失にかへり、失も得に成らん、只一人の御心こそ大事なれ

一　惣じて輕き事にも心を付ざれば、大きに費の有事多し、是は御入用御普請所々、杭橋打かけ替、伏せ替などの節、古來古板を江戸表へ相廻し、役所へ納る事となるなり、纔の朽木くされば、板にて上は乘りと言者相濟て遣す、其入用に川岸迄の持出し、役所迄の持込駄賃、彼是物入多かゝる事なく、是を費掛て見ては金一歩にもならぬものに、二三四五兩づつも其所の入用にて、遠くも届るなどの類、世に多き事なり、抑小利大損をば、かゝる事とや申すべき、ましてや大分の木數抔とては、又大分の入用かゝるといへど、ケ樣成る小き事は、更に上々主人のしろしめさるゝ所にあらず、且又去し年、道中並木松、并所々御木の虫喰て立枯に成しを、風にあぶなしとて伐らせて御拂に成、入札御立有し上にて、木數寸法の注文御見合、直段にくらべて、餘り下直成事と言御吟味により、江戸表淺草邊へ相廻し可二相納一命令下り、所々よりして船にて持送り、所々より大木の有所に、長六七八間、目の上七八尺一丈餘も廻る大木共を長木の儘、一里二里づゝ川岸へ引出して船に積み、江戸にて大分に日傭人足を賴み、車などにて持運び、漸くにして役所へ納る、其入用大小隨て夥しくかゝりし、纔二三本有しも公用に無二是非一は、上乘一人宛急度付て納る事なり、扨其場所に積て置、諸役人が立合の上、新にたに成事なし、抹香には可レ然物哉と笑われしよし、其行衞を不レ知、是等はいか成人か、さらぞ御忠節の心にて言出し給はんといへ

ど、遠方見ぬ事は無二是非一、皆無恙の事と成て、扨其所々の入用は百姓へかゝり、當分出す事不レ成、利付の金をかりて賄、極月御年貢勘定の帳面へ割懸けられて、俄に四壁の竹木をしろがへ、妻子の衣類迄質に置など多かりし

附惣じて上に立人、少の事も其の所の役としてむざと言付る事なかれ、上には是れ體の虫の子と思ひながら、下々には大き成痛みと成事、多きことある物ぞかし、又生を不レ知して恥を知る事なし、下を不レ知して上々に誇る事なかれとす

民間御仁慈の餘り、御代々の御掟に、百姓の田地永代賣と言ことを、御停止に仰出され、世々之を愼といへど、夫百姓と云物渡世誠に淺ましき物にて、中々百姓にして百姓斗をかせぎ、心易く渡世の相立つ物にてなし、年々大風大水旱魃等の災難にかゝり、或は病惱に伏し、おもひの外成事に逢ふて、時時心當のはづるゝ事のみ多き物なり、耕作の外にかせぎ無レ之ものは、不レ斗右の難に逢ふて、御年貢時に至て其償つぐのふべき樣なし、所持したる田地山林等を以て名主方へ差出して、其代にあつるの外なし、夫れ田地と言ものゝ永代に賣拂と、質物に入て金子借るとは各別成損得あり、縱ば質物にして借用する金の利足、何方も田舍筋は二割か二割半成物なり、又永代に賣てはなす時は、所々より品によりて、七八歩と一割まての利に上る物なれば、同金高にして田地を一倍半出さゞれば、都合せぬ事なり、元來賣る程の困窮、百姓段々殘所すくなき田地の内多く出しては、跡にて又渡世すべき樣なし、依て

親類寺方抔頼みて、其内半分永代渡して殘る分を所持し、渡世いたし度段訴訟すといへど、名主年寄むざと合點せず、さすれは段々其百姓の數を減じ、餘は潰るゝの外なし、不レ被レ成と頭をふり腹を立といへど、御年貢役等のすべき樣なく、其年の賄さしあたる事どもの致方にこまり、後は無二是非一夫れに成て、段々に古來よりの百姓の潰るゝ事多かりし、惣じて百姓に限らず、京大坂江戸表、其外國々永代と質物とは、右の品同前たり、然ども永代の文言は御法度たるにより、手形の文言をば質物として、代金を一倍に書付、重て請出るの不二相成一樣にして、賣買する世の中となれり

然るに是等の事、又上達しけるとや、頃日永代文言の外、倍金手形も御法度に被二仰出一候、しかれどもとにかく百姓に田地の賣買なくしては、是を百姓の寶とするに足らず、惣じて人間の財寶たる事、皆代の付は、何ぞの時には金として用を辨ぜん爲成を以、高直に成迄寶とはする事也、凡連城の璧、初花の茶入、定家の色紙たり共、賣にならぬ事と知らば、誰人のよく是を賞愛せんや、田地是にひとしく、別ては差當りて御料私領にも御年貢諸役差閊候事なれば、名をかへ品をかへて、とにかく此事非じ、惣じて田地高多く持百姓程は、年貢米金共無レ滯相濟事故、名主年寄の苦勞もなく、且御城米の納方は澤山に手前へ取米數の內より、能き米斗り撰出して拵へ、上納する事故御年貢米も勝れて能納なく、纔の田地所持し、米は一俵の內、金は壹分に不レ滿程の御年貢を納る百姓程年々滯り、名主年寄の世話のみ多く知るも、此類又村々に多き物ぞかし、是等の內後家鰥の類、纔の所持の田地を作り、種物年々取物

を殘して、少斗りの米をば年貢に納むるに、惡米たりと雖も引替て可ㇾ納米もなし、代方金壹歩にみたず
といへど、段々して四五年も重れば、無ニ是非ニ五畝三畝の地も質として、一子にはなるゝ思ひ、見るも
哀なりといへど是非もなし、惣じて世はあざなへる繩のごとし、潰るゝ者あれば仕出すもあり、村々
代り〳〵て古來よりの百姓は稀なり、江戸町方猶又三十年過れば、一町に古來の家持はすくなし、何
事か常住ならん、是等は又御仁慈の至極ながら、一得一失一概に論じ難し、忠臣察し給へ
附或百姓の萬事に功者成が言しは、夫百姓の分限段々位詰に成て落懸らゞ連りに潰れんことを思惟し、
是非に一般に其格を切替んと欲ること心あらば、先一番人の目立家を賣、其次に四壁の竹木を伐て賣、
夫でこと不ㇾ足は段々門田より初て、とかく人の目に立所を賣べし、陰に有の田地を跡へ殘して隨分
かせぎ見れば、又再び仕直して元の身帶に立歸ることも有なん、然るに逆に心得て是を人につゝみか
くし、先づ人知らね陰の田地山林より段々と賣て、身帶の損じ減ずることを不ㇾ知、世間の勤むかしに
ひとしくせずして仕直す事を得んやと、宜成哉、此言
一　金銀の吹替近年度々に及び、多くの炭藏其奉行諸役人、惣じての御入用夥敷費へ、剰へ度々の吹
直しに、人不ㇾ知金銀の茸目、火の爲に消滅する事又多かりなん、就中乾の字の小形金抔、しばらくの
間世上へ出て、程なく吹潰されし御得用夥敷樣にして、皆銜商の手に空して消失せ、彼是を都合して、
御上の御益と下々の損失と小利大損、いづれをか是とし、いづれをか非とせん、嗚呼

一　或人の曰、百姓永代田地賣買御停止の事は、東照宮國を開き給ひし砌、國土の田地草分けの百姓辛苦して功有しを直覧の上、御仁慈の深きより出たるよし、誠に難レ有御慮とこそ聞へし、然ども世上の年光止る事なく、三十年を過れば天地の間目に見へずして段々と事改り、或は上に立人變有ては、撫民の政令時々に變じ、萬物皆其物に非ずして、其人によるなれば、一國の中一郡の間にて、其官吏其地頭守護人の仕方により、善惡邪正一樣ならず、一方は順にして喜び榮へ、一方は逆にして悲しみ衰へ、隣に寛に隣は急に、其品々書中に所々述がごとし、更に筆に盡しがたし、況や御治世既に百有餘年なれば、諸國の鄕村開國の砌、田地草分けの百姓の末々、いまに相續して有は稀なり、或は初富る者は後に衰へ、初の貧き者は後に榮へ、又は人に召仕はれし者、他所より來りて纔成商事などして、小事より段々身帶を仕上げ、田地山林を買ふやして富家に成る世に多し、それも又上代程過れば必しも富に身を忘れて父祖の功を費盡し、榮枯地をかへて環の端なきがごとし、諸國の田地と云物かくかなたこなたへ離散合徙して、何れの村の御水帳も皆百姓の名段々と變り、今は幾重の張紙に成て名寄帳と言も、悉く十年目〳〵には村々の百姓打寄て相改、書替て年々の御年貢に判帳をば仕上る事と知るべし、世間如レ是なれば、古しへ草分けの百姓の一度衰へて、又其兒孫仕出し父祖の田地を段々に買返す事も又世上に多し、彼是を考へくらべて、民間の事其身に成てこそかゝる事とも知られたり

永代賣買田地の事一得一失かくの如くなれば、一概に命令下るといへど、國家ののさかりと成故に、

下々の智、いつしかこれをくゞりて、一倍金の手形と言事を思ひ付、上の法を守りて自由に田地賣買は成來りしに、近年又彼倍手形をも命令有て止られ、其上に又年季の定法なども御下知有しよし、御慈愛還て國家大惱みと成る、前々も述るがごとく、夫れ國土の田地山林と言物、自由賣買有レ之を以こそ、百姓の寶とは成事なり、世界に常に變ることのあればこそ、日月と共に盡る期なし、何事か常住なり、殊に田地自由に賣買なくして、いづれの國、何れの郡、御料私領ともに、御年貢米金の無レ滯相濟事ありなんや、是上に立人、下々の意味を、とくと辨へ知り給はざるの一失なりと言ふべし

夫下賤民間の智慮は塵芥の如く、上に立つ職役の人の心には、思召方もありなんといへど、それ〳〵の事に對しては、遙か上みに立人の考へに優れる事も多し、時に上よりの命令にして出るに差間る事あれば、それにさはらずして、文言を能變じて其用を辨じ、其序を亂さず、此上にも又下々よりいか成思案をしてか、命令の外に計策をか爲さん知がたし、然ればかゝる事も詮議なくして、事を一旦に極め、上に立人は皆下々の事不案內成物と言て、かへり見る人なくして、幾度も下聞を納れざることは、天下の輕さに似たり、是何の言事ぞや、此上證文の文言いかゞ可レ仕哉と、下より官吏へ御伺を出すなり、いづれの御咎か有らん、覺束なしと、國君の御心にはあらじやと言人も多きぞ、もし上智ありといへ共一人なり、下愚なくといへど千萬人なり、上の命令は理なり、下の行ふ処は事なり、事理一致にあらずして何ぞ事毎に的中する事あらん

附此事專ら御仁慈の御心より出ると、却て下々の百姓等差當り金銀の才覺すべき樣なく、妻子器財農具、それ〳〵相應の物を現金に賣放つて、後日の事をかへり見ず、果は田地山林を、或は本證文にして、高利の金をかり用ひて賣、又は前に作たどして渡すに其品限りなし、爭か筆紙を以て盡すべき、皆橫着の望次第になりて、貧しき者の助けと成事露もなし、還て寇と成こそ悲しけれ

一　夫れ民間の內、十に八九は、皆道を守て直成物なり、大切の人の金銀をかりて一方の用を辨じ、其恩をつひに打ちたくりて置は稀なり、世の法令にも不レ構、それ〳〵に相濟す事なり、是は其身人の下に立て卑賤成るゆへに人ゆるさず、又は一度人をこらしては、重ての用事不レ辨が故に、自分に直成物なり、只一村の中に五人三人宛常に身を不行跡に持なし、不孝不忠の輩ら公事工みを業とし、人の惡事の尻おしして人に用ひられ、かゝる命令を是として、民間の害と成事多し、しかればかゝる命令の民間の不直を引出すの端ともなりなんか、忠臣心を付給ふべし

夫一國一郡の守に限らず、其重き大祿の人の內に身の分限に過、平生不行跡に國民を費し、其の家々不相應成る借金して、命令の費に乘り、數多の町人なとを潰して、金銀を橫に寢かして塵芥の如くする多し、是等の內には或は父祖の難を受けて心ならぬ事も有歟、しかし差當御軍用の事を缺事は私ならぬことなれば、自分の驕を略し、常の用を節として、(人を付て(マヽ)する事あらはれて)、其の元金を返しあたふ事は成なん、あながちに御威光を笠に着て、無體に民を苦ることなかれ、是等も又世上の一得

一失と成り、仁義の道ふみしにあらずして何ぞや

或人問て言、近年世間商事も末に成、金持の町人ども工み、所々へ金をかし、田地質ながしと成て、百姓の田地多く町人の有と成、民家御慈愛の御心に背く事あり、此事いかんと、答て曰、御心付尤難有といへど、是又百姓の實事を不レ知して、此評論も又的中すと言難し、夫れ百姓と言物、所見を放るゝに似て又邪智多し、百姓の身にてさへ其儘所をはなれて、他村に所持するの買田地は、色々の村役々懸け、小作人の寄合て樣々に地味を掠め、只作得の餘慶を以、御年貢諸役に不レ及樣に仕懸け、或は少の風雨旱魃の年にも、いろ〳〵の訴訟事言て物むづかしく言かけ、年によりては其作得にしても、年貢諸役に足らず、地主より米金を足して公務をつかふなど、當時所々に多事なり、段々あき果て、後には元の地主へ少少の金をとり、又は品々により只くれて返る事、又世上に多し、百姓の中間にしてさへ此類多きに、まして町人、浪人抔の、むざと田舍に田地を買て持事、十年とは持こらへがたし、若し其所へ引込住居する身にあらずして、何ぞ能く持ちこらへゞき、能々是等の事に心なくして、此評論に難レ及、願くは命令を輕くして、町人の一所に集れる金銀を、田舍の掃底成所へちらして國の用としなば、國家の幸福と成なり、殊に田地買の町人ぉ、段々十年ぉ作得をとり、前後の損益を見る時は、一家などにかして丸々損するに優る事有なん、又民間の幸たる事百姓中間にて質に入、金をかりたる事より、町人などの方に田地質にしてかりたる方に益多事、其意味筆に盡しがたし

附かゝる命令の出て國人に盗をおしへ、民間の迷惑と成、貧乏の困窮と成賞事を、貴堂の人の知しめされぬ事こそ悲しけれ、猶民間の口傳多し

一諸國の官吏は百姓より口傳と言ふを給はる事、年中諸事世話に成るの禮謝、恩報、旁以其理に當れりと雖、又大勢の人の是を心とせざるは格別、終に祿の人の此恩に預ると忽に大名と成心地して、其奢甚敷、諸事美麗遊樂を好み、良もすれば大き成引負して尻を得る人多し、其心を論ぜば只常にとらぬ先より、百姓の口米をあてにして暮らす事の外、又他事あらじ、しかれば民間の辛苦に心薄く賦稅を誤て、杜に膠して年々只御取箇の進事のみを專らとして、ひたすら天氣の宜のみをとりて、下々の痛みを不顧は無きにしもあらじ、近年旱損風損水損の年も、一歩苅を事として出して御取ヶを極、私領方よりも拔群高免成類所々に多きは、此心にあらずして何ぞや、是を君へ忠とすといはど、又何ぞ音物を私して、過分の口米の上に引負をばせし、傍以世の中の一得一失なり、君道の曲事是に不過、かかる事は唐にも例しあればこそ、聚斂の君あらんよりは、むしろ盗臣あれとなし、且又或官吏の賢なりしは、一生自ら戒めて百姓を不責、聊身の奢りを愼み、萬事質素にして秋の檢見に出にも、乘物を止めて馬にのり、下司の輩皆歩行にして、主從皆やきめしを腰にし、いづくと所を不定、行あたり次第に飲食して過給ひし、今の世の青砥左衛門にやと百姓今に稱美し奉りしなり、其兒孫品宜しく勤てましますといへど、さしなき人の立身にくらべては足らざるがごとし、大命何ぞかゝる人に心薄きや

一 凡たばこほうづきの類の、人間の食にも不成、世上の遊戯の徒づら事を、大切の國家の田畑を潰して作り出す共、世界の費なり、無きとても濟事に、無益に用る一事と知られたる、倭此事百年來の事と聞へし、併去年段々と國々の土地の性を尋出して、此事に依て其所の田地より、大分の金銀餘て民間の助けとも成事多く、且又此道具にして世界の金帛の費候事夥敷といへど、是を業として世を渡る商客國中いくばくぞや、急に事を正さんとせし一方に害あらん、是等又國家の一得一失なり

一 夫得失損益の多事、酒に過たるはなしといへど、たばこ好物はひたすら酒を禁じてよしと言、併酒は神代よりの物にして、往古よりして何れの國にも無き處はなし、祭禮婚禮、物の定め、萬事皆酒に極む、百藥の長たり、殊に倭國酒に費る米なくんば米の直段下直にして、却て四民に苦をなさん、只其亂に及ざる一つの愼みの外なし

一 片田舍にして盆にはそれ〴〵相應に玉祭りと言事有、是古代の風にして、殊に人間は父祖の舊恩を思ふの心なり、是なくば爭か四時休む間なし、農業の爲に身骨を碎くの村人等、遠き古人の名をとなへ、愛情悲欲の志は生ずべきとやとしても覺へけるのに、其心に引替、玉棚の飾りするとて、先人の田畑へ往て、人の作り置し稻粟稗等穗をちぎりもて來て、枝豆芋がら栗柿に至りて、悉く己れがことはさし置て、ひたすら他人の物を採來て、生靈の手向にするこそおかしけれ、抑地獄極樂の沙汰に及ばゞ、遙に靈魂の一年に一度、此世に來り兒孫の祭を受んとするに、何ぞ情なく罪を負せて歸る事やあ

る、爾のみならず、年の始のことぶきとして、門に松竹を立る事、是又なべて國家の風俗成も、賤敷百姓等は誰人の林の松竹、又は御林の松の枝抔盜取て松にかまして、己れ〴〵が門々に立て、是を千秋萬歳の家例にするこそ本意なれけば、何ぞ一年の始めに顯はるゝ獄につくの不吉なる罪を犯して、いはひ喜ぶ事をするや、猶又慾に心有者共は、此惡嘉例の席に、枝のみならず、人目を忍んで身木をも伐取、松の内の薪迄を門松にそへて、馬して盜み來るなど、猶更えもいはぬ心得違の所も多し、是等は畢竟小利大損、無益非道の事共なり、村里の官長等、とくと利害を說き聞せて、改るに可なり

一　道中宿々に出火有て、驛の御傳馬役人類燒する節は、馬役に金三兩、步行役に壹兩貳步づゝ御拜借下て、先早速小屋をかけ、御傳馬を無㆑滯に勤さす事の用にして、從㆓古來㆒の御定法成し、近頃其職に事知り貌の人出來て、是を分割と言事にせんと、寸志を申出されしに小き事も御爲づくの事と言名づけ舊官の人々口を開て、それより五七年の間段々出火類燒の訴へに、此分割宿々の公事出入と成、段々差閊へて事濟ながら、纔二三軒の燒亡にも事六ヶ敷入組、遠方の宿々は久しく江戶に留られ、近所は度々召呼れて御拜借を只申請ても、遣ひ入用の半分にも當る事なかりき、御救の却て痛みと成事になれば、後には宿々是を悟り、少の出火をば御傳馬役人にては無㆑之に、地かり店かりの輩にして御拜借に不㆑及の由書上、早速只事の濟を專らとす、物燒たる者へは宿中より御拜借程の金を、町中より集て出すに、其者も返上納に不㆑及、町中も拜借被㆓仰付㆒し入用の半分にも當らず、旁以御益有に相畢ぬ、總じて此

火事拜借は官吏より早速取立有て、早々相濟事なれば、畢竟上の御損にもならずして、段々宿々よりは相濟來りし事なり、惣じて公邊の事は隣家ふみつぶされし家共迄、類燒の分に入て御救有らんこそ公の事と言べきに、何ぞ却て眼前に燒たるも不ㇾ燒分にして事を濟ます、是を天下の得益とはいわれざる事に、いつしか其人もむかしになり、頃日又舊官の人に此事をば正されて、むかしの如きの心得違、世の職役の人に多き習ぞかし

且分割と言こと、凡驛々に馬役人百軒、歩行役人百軒、都合貳百軒の御傳馬屋敷有ㇾ之、倉々のみ心得て、是人も火事拜借も可ㇾ有ことなりと公事なり、前道中の辨に述るが如く、貳百軒の外に宿々に名主、問屋、年寄、組頭、帳付け、馬さし、定使に御迎役、書留役、作り役等の役人、一宿に四五人宛無くして、一驛の用事の晝夜可ㇾ辨樣なし、二百軒の傳馬役人は晝夜隙なければ、用に不斷不足成の故なり、依て所により、總じて御傳馬屋敷三百軒餘有ㇾ之もあれば、又漸く二百軒に足らぬ所もあり、然るを一通事を心得て、むざと上に立つ人の言語を言出す事なかれ、九思一言とは是ならんか、猶千歳の笑を殘す事勿れ

一 百姓の田地むかし曠野に、地取し、或は堤、土手等の御用地の左右に有分、段々私に竹木を植出して、國土道路を狹る事多く、所々の大道の近年段々細道と成て、田舍の田畑へ通ふ野道など別て、次第〳〵に狹められ、馬に乘ては木の枝に笠をむしられ、不ㇾ斷雨露をあび、車馬に荷を負ふせて行違ふ事不ㇾ成、旁以世界の一つの患難、是賤しき百姓共の心得違なり、古へより治れる御代のためしを

こそ、道廣しとは言傳へし、而も畔堤等は御年貢地の外たり、小慾の道に淺ましき心根成といへど、人我互に其通りに仕來て、是非なき所のみならず、總じて己れは地に生じたる竹木の他の家屋敷、又は大切の御年貢地の田畑へ覆懸り、こさと成て人害を成す類、又世々に限りなし、是等の事名君の時、幸として世に命令し一々正し給へかし

一　外國人來朝には御上路の御用として、川により舟橋懸ん所は、常に其道具鐵鎖など、納りて有所あり、其期に臨では入札不ㇾ成て、御物入懸る事なり、是等は古代よりの例のみと聞し、併或は古代より損有し所も、舟渡しと成、又川越に渡しの川に、其模樣品々に替る事もあれば、物は定れる例斗にも限るべからず、殊に船橋の事、生涯に三度迄見聞及しに、其川至て滿水とならば、中々以て船橋にして用べき樣なし、縱能く持怺へて遣ふとも、其船橋とて又船に乘て通路せずんば通得る事ならじ、滿水には長橋より外は一二町宛も水勢押上ればなり、況や又夫れ程の滿水をば、船橋動きゆられて危き事限りあらじ、何ぞ數多の人を渡し、外國の人を見て何ぞ危き事を用ふべけん、然ば此後船渡しの儘にして置くこそ得益多からんか

一　近年世上に錢と言物高直にして、四民是に困窮するよし、抑此錢は近年いづれの所へ引け、何れの所に留りて、かく段々高直に成事ぞといひあへり、或人の曰、是は近年切に金銀の狂ひ浮世の變に隨て、得失損益の理をとくと考へ、旁以心有て國々の諸侯買ふ事多く、庫々に納て不ㇾ出故、世上に錢拂底に

成けるかや、云々、又或翁が曰、夫れ世上の人々錢高直成といへど、更に高直にあらず、其故は前慶長金の時を覺へて考へ見るに、過し庚申の年頃迄、金壹歩に五貫貳三百文なりしに、段々夫れより上りて四貫八九百文に成りし、其後金銀吹替られて、初め元の字の內は、さして過分の違もなし、四貫六百文位なりしが、後の乾金に至て俄に上り立つて、乾金の兩に貳貫貳三百文の相場とは成りしぞかし、此時世上の人、乾金は一兩はいつもの一兩なりと思しゆへ、錢高直成るに俄に驚けるは、此事誤り、是錢の上りたるにあらず、金の兩目半分に成るがゆへなり、元の字金は位惣じていへば、兩目慶長にひとしく、御威光によりて一兩の役をなし、しかく相勤るといへど、是も今迄あらば何ぞ乾の字に替べきや、頃日又むかしの慶長金に立ち歸り、錢も四貫六百文に成事なれは、何ぞ大に高直成とやいはん、且又乾金の□吹つぶさる事こそ惜けれ、是を貳朱金にして其儘に差置時は以て國家の調法なり、途中に錢を買て重からず、別して武家の爲によろし、是も吹替られて如ㇾ左減じ給はん、あはれ今の世に殘分は其儘あれかしといひし、是も又一得一失成べし

附錢の高直成こと、世上の人の爲半ばあしくといへど、又商人などの爲に一段是より宜しきはなし、皆其日過のほていふり、日雇とり、駕籠かきの類、近年果報の高直成に、見事乞食不ㇾ成過行ことは、一つは錢の高直成によつてなり、縱ば米穀金壹分に九升して、隨分高しといへど、錢又同壹分に六百文の內なれば、米は百文に一升五合餘とも成て、昔の飢饉にくらべて高直にもなし、百文の錢はいつ

も同じ位にて、是を得るは常の如し、下々の息つく事錢の高直によればなり、一得一失又如レ斯

一　翁又曰、夫錢の狂ひ今迄如レ斯さして替事なしといへど、是よりは又段々に上べし、是誠の上りと言物にして、世上の人の爲に宜しからじ、其ゆへは日夜朝暮、世間にて段々夥敷減ずる錢を、世々錢座有て鑄出るにより、生滅相ともに出入相同じく、世に通用ありし頃が、久敷錢座は止られて出生するはなく、滅失する事は不レ止、是拂底成に隨て高直成いわれ分明なり、抑異國には漢の明帝の御代、和國にも聖德太子御政務の頃より、佛法世に行はれ、段々諸宗起て今は國家第一の掟と成、四民各先それぞれの宗旨による、何れの家に限らず、人死して六道錢と號して、一人に六錢づゝ是を首にかけてやる、或はからと共に土中に埋み、又は火中に燒て此錢消失て、人々ともに再び此世に歸る事なし、其始よりして此員數いか程とか首にかけん、更に知る人あらじ、凡世界の人間のはかなきをおもへば、此錢に預の人の壽命をならして、三十歲にはよもこさじ、多くは是少年の塚とむかしの人の筆の跡を思ひつづけても、古今相同じ、凡一村一町の人も、三十年の內に不レ殘入替る樣にしてさへ、所により一百人三百人五百千人の人數は有事也、まして一國をすべ、四海をよせ合たる人間、其數量り難し、是を以て見る時は、世々六道へ持行の錢の數々也、是を測量り錢出すにあらずして、何ぞ不行常住萬事あらん、其外諸國の火難每に燒失する員數、海川へ落失有、海へちり失て朽腐れなど、年々歲々小き事に非ず、よつて次第〳〵に國土錢減少して、後は拂底ならん事、豈に常を爲すがごとくならずや、是格言なら

んやといへば、側なる人の曰、夫太古佛法も未レ渡、六道錢も首にかけざる時は、とても地獄より此罪を責られて、言葉に歸り來る事も不レ聞、しかるに是を僧侶に任せて宗門の家に秘文を顯し、是より是を紙錢となし、末代の費を補ひ給はゞ可ならんかといへば、翁曰く、あながら頓て死して鬼の喰はれん物をといひ、口をふさいで言去り畢ぬ

一　凡世上に金銀の山は次第に掘盡し、奥州の金、佐渡の金山も名のみして、昔にひとしき事はなし、しかるに金殿、畫屏、金銀の諸器、女人の衣裳、男女遊樂の諸道具、五節一時の翫び、雛の道具、破魔弓、人形、其外一切無益の諸道具に金銀を費し用る事、年々其高又無益になり、是等又なくても事の濟、用替へても、萬の間それ〳〵になれなれて、事の足る分は命令ありて可ならんか、惣じて世上此類の費悉くあげてかぞへがたし、且又一旦の驕りに無益の唐物を愛して、古しへより多くの金銀銅鐵を異國に渡しぬることそ口惜けれ、其年々に作り出して出生する物は、いくら渡しても更におしからじ、亂世の砌は其限りあらじといへど、只治れる世に至りて四民富貴榮花にほこり、異なる器物を寵愛して金銀を不レ惜して買求む、抑金銀は和國萬代の不朽の寶なる事を不レ辨、外國の器物に替へ失ひしこそくやしけれ、是を管見の沙汰に見ん人もあらじなれ共、其國に生れて其國の事を永く思量せざるは、豈に忠恕の志なきに似たらんか、有益無益何れかとらん

一　頃日明慮有けるにや、無益の器物の類御用となし、藥種類抔の世に用ひて、なくて不レ叶物の分斗に

御心付て有、廻船の買にまで命令有けるとかや、且又藥種の類は專ら倭國を御詮議有て、用に可ㇾ足分を國々より御取出し、我朝萬代の後迄御深慮を盡させ給ふこそ難ㇾ有けれ、只近年長崎奉行、衣の□□□とやら、御制禁國々浦々何れの所となく、樣々の術有て品を替て悉く制し難きよし沙汰せしも、今はさうぞ拔目なく、すく手は非じ、物をなど思ひやるこそ目出度けれ、是等を國々大盆有事共とやいはん

一 世上に無盡といふ事に一得一失にして、其品樣々なれば、善惡邪正一概に論じ難し、先武家分の無盡程、いか樣に斗り八幡を書入ても不慥成物がなく、夫士たる身は主君の命によりて明日の事も難ㇾ斗身に、色々の變多くして、一所に住する無き物也、是士たる者のする事にあらずといへど、又事により一命を捨て、助太刀は打とも金銀の事刀に難ㇾ斗事あれば、手を出してくはゝれず、親類緣者親しき傍輩などを賴て無ニ是非一賴母子講などと稱し、大勢の力を賴て無ㇾ據用事を辨ずる抔は有間敷事にもあらず、しかれども是をこらへて、すき好む心は士の本意にあらず、街商の心に等しからん、且又町人抔のしかるべき者はする事なし、よからぬものとは浮べる雲の如し、只近年は此事になぞらへて、色々ばくちにひとしき會合し、頓て末とげずして人をかたり、人をたをしだまされて身代を打し類は、いくらと云限りなし、此種類猶三笠付と成ていまに此事なし、かゝる御制禁ども所々に抑出して不ㇾ絕よしなり、抑田舍筋にて百姓の無盡は是に異なり、夫民間にしてなくてならぬ物の一つ也、併少も宜しき者のする事はなし、たゞ淺ましき小百姓等、後家鰥孤獨の類、色々の變に逢ふて富分の夫

食もなく、其年の御年貢諸役を勤る事ならず、既に田地屋敷に放れて、散ら〳〵に成り行體の者を、村中より合てすくふも有、又は殘べき百姓の不慮成難儀懸り、一方の田地山林にもはなれなんと欲する時、日頃人をも救ひ來りし友々打ち寄て、是をいさめ無盡して其賣べき田地をも、すぐに中間へ質に出して執行する事も多し、惣じて田舍の無盡は、とかく其所の名主年寄の頭立者たる聢として邪なければ、潰さるゝと言事更になし、皆田地質物に入れての手形なればなり、且又少も中々に暮す百姓の男女に子供數多有等は、彼等のために好んでも入れてやる事有、是等は田舍の金銀不自由成に、百日百盃の心にて、年々にいつとなくかけ置時は、一人宛も此影にて相應に仕付る抔、又寺座頭抔の出世金も是に入て置、一度大金を取て望を懸るもあり、旁以双方に一得有事なり、先きに取し上は、又貳割か一割半の下直成利斗を年數の間かけ送り、其後は元金の不レ出、自分の物と成れば、是に過たる宜きはなく、然るを早く取し者邪を出して、懸金懸滯る事出入に成に及て是ぞ無盡事と知しめして、御取上げなきは非なり、夫れ常に質物田地は數年も利をとられても、元金は其儘ありて減ずる事はなし、纔の年數の間利斗出して元金消る事なれば、嚴敷被二仰付一て質物は取上、かしこへ御渡し有レ之ても、年數過れば速にて其田地は地主へ歸るなり、天下の事を決斷する人、是等の邪正を察し給はずんは有るべからず

一　近年御法令過錢の事、尤古代の例にしては慈悲の至極なり、下賤の者の身として、とにかく錢の出

る程身にあしきことはなし、殊に五人組其所の名主年寄迄、それ〳〵に出して且又さらさるゝ時は番人と成事ゆへ、互に無遠慮諸惡事の吟味も仕よく、强て前方より吟味に逢ふても恨なし、旁以得益多し、抑其人の首を刎るゝ分にしては、いつも惡人は隱れて非をなす事絶えず、大勢の過錢はなはれてめいわく多し、且又身重き者に猶以難有、人々其恥をつゝみ、外聞を重んじて、萬事の御仕置に的中するといへど、併是も又頃日は下々色々の邪術ありて、上を抑へ入奉る仕方の有よしこそうたてけれ、此事口傳多し

一　頃日兩國の橋杭を見るに、新敷内より水際を包んで有り、古しへよりの摺杭大なりといへど、□□□□□□□□□□□□□□水際にて埋て、中にぶらつく多く、是より彼包杭をだに切々取替ば、永く柱に失あらじ、大成得益の眼前に有事、いかに今迄心付人のなかりき、いづれの人智によりけるや、かゝる事の類、段々に外にもありなんとゆかし

一　淺草御藏中にて御切米給はる人々の内には、常々不始末の人多く、無益非道の費に日頃の物入、其分限不相應の事ども有て、人の積り考への外に身代逆返して、えも云れぬ拙なき事のみ筆にも述がたき品々多し、朝夕の烟もうとし、衣食住ともに興のさめたる事ども、有分の俸錄はそれ〳〵有ながら、いかにしても有間敷事と沙汰する程ぞかし、是等は只生れながらの殿樣と呼ばれ、浮世の是非善惡に心なく埒もなく生立て、しかも家の藝能も曾て勤る事なく、徒に日をくらして跡へも先へも進みがた

し、偶然と一生を小普請抔にて過るも有、或は又それ程ならねど、人々常の不勝手不仕合の事ども重り、段々跡引に成、當分働に力不レ及、前々の借金に籠宿の米宿へ引きとられ、今年の御切米は一粒も不レ殘、皆又暮の米質として常にかゝりこして、段々年を送るも多し、或は又ふち米は殘し置ても、年中諸入用段段かり越の品も多し、斯る有樣の人々十が六七有は、世の常也、是等の內に是其身の不始末斗もなし、祖父親父、又は養子實子諸親族の段々の、不幸不始末の重り來て、其身はいか程心を盡しても急に力に不レ及、不幸に暮す人々有、其品々無盡にして一槩に論じ難し、無二餘儀一事共多し、笑止なるも限りなし

一　夫れ籠宿と言物、無理に金をかして高利に取潰す斗の事にもなく、間には其人の家潰れて年來のかし、段々大分に成て此類にも成もあり、又人によりて少の事にもかこつけ、日頃の借金しかも年中のふち米雜用、或は父母妻子など葬し時の金、又は子どもを仕付、或は急難急御用の命ともかへ難き時の恩借ともいはず、少のかゝりの言種を事として、無理無體に打なぐらるゝ事ども多ぞかし、元來皆人々手前の奢り不始末より借金して、是を一概に潰すも武の道の强き事といはれまじ、又此通にして其數の人々の祿はかしこ爰へ引とられ、君恩空しきがごとし、武道の用術受くべき力なし、抑年中無レ據供出するの金銀は、其月より利のかゝる事は商家の常、其上には米を請取て、此直段時の相場より少宛の得を見、又年中のふち米を渡すにも少宛利を見る事、家業なればなり、少づゝとおもへど所にて利をとられ、小身の衆の不如意無二是非一といへど、すべき樣なし、爰に當丑年に至り、尤世間一同

の洪水凶年にして、御藏入の米常年より少なからんとにや、御張紙の直段も例の格より宜しく、皆御金にて被レ下事、彼の藏宿へ引取事不レ成人々の勝手にも宜しければ、命慮的中するにあらずやと、世の人評しければ、又武人も言ひし

夫れ御藏前にして玉と言物ありて、日々にふり出し、其人の名にあたれば、其日米を請取事なり、去るにより日々に人を出し樣子を聞、縱人を出しても其玉の落たる時、三聲呼んで答無レ之時は、其日の玉は除かるゝ由なり、毎日〳〵可レ然人を手形持せて出るに、小身の衆は可レ出人無くして、無二是非一藏宿と言を賴ねば不レ成事なり、所のならひ玉の落たる時、急に其米を引取事難レ成、とにかく藏宿と言物の其所に住して、日々の玉の左右を聞、玉落ても自由に米を引取、又賣て金とするにも金を米とするにも、少宛跡を付て置、替々にす共、自由自在成事、影の形に應ずるが如し、然るに今度米を金に被レ成被レ下といふとも、此玉のおしかたにて、毎日の人を出し置事不レ叶、手形を藏宿へ預け置て賴む上は、金にて引とらるゝ事、更に替る事あらじ、哀願は此後玉の事は御藏開の初に、御藏前にして御米被レ下分の御人數の名をふり合せ、毎日の玉を一度に御極め置き、何月何日誰れ〳〵と日限極る事と成ては、其日に至り縱自身に皆人出て請取よふとも、只一日の事は是又家錄の事なれば、勤ても恥ともならじ、又人を賴みて出すも易かりなん、皆人の爲豈に宜しからざらん哉

且又此事上編御城米の言の下に述るがごとし、江戸廻りの御城米の分は其所の願次第に、御張紙の相

場を以て、石代に上納被ニ仰付一、且又御切米請取人にも米を以て、年中に雜用ともする事こそ、迚〻米を御拂候事ゆへ、それ〳〵の扶持米程は米にて御渡し、其外は御金を以被レ下事とならば、双方の爲宜からん、縦ば百姓の爲には御張紙の相場より少高直にしても、諸事を懸けては金納に得あり、又請取有人にても米の斗り切等を都合して損ならず、是双方に得益有の事とならん、斯る事と成て後、是より人々藏宿の世話にもならずして事改り、分限相應に萬事質素にくらして、軍用を不レ缺、誠の武の心と成て、君道を守る事ならば可ならんか

且又藏宿の跡々の借金にも、段々その邪正善惡の筋を正し、年賦にして返濟するにあらずんば、正道とは言がだし、御切米の事はとかく年々三度づゝに被レ下、一度に御渡し無レ之事、人々奢り制するの一術とも成なんか

一 世上地方に分付、永小作と言事有り、是は昔日其所銀元の百姓の持來りし、芝地山林等を其砌好み有者共の借りて、開發して田地となし、すぐに其者共作り來りて、今に子孫に至る迄に永小作とは言なり、御檢地入時は分付と言に成る事なり、此田地縦ば武士の幕下のごとし、御公儀へ上納する事は年貢の外に其員數の三わり宛も、分時の地親へ又別に年貢を出す、且又古しへの田舍大繁昌の地となり、町屋などゝ成て土地の賣買高直に成所は、御年貢の二倍三倍宛地頭へとらるゝも有事なり、其品様々有事、職役の人として辨へ知らずんは有べからず

一　郡中の大名も大庄屋、割元、檢斷、右年寄の類、或は町屋の町地、月行持、物荖等の事は其所々によりて、有益、無益、是非、得失樣々成物にて、一概に論じ難し、只其所に住し其事にふれずしては、其是非を分明に知りがたし、惣て是等の事として其所の人を執用ひて是を正すに宜し、尤口傳多し、異說多端なり、命令あしからずして、跡より切改る事となれば、君言輕きに似たり、官者是を察し給へ

一　國々の御朱印地に新古の二つ有て、古來よりの御朱印地には其地面無〻相違、しかも所により段々切開き餘慶有、百石の地二百石三百石にむかふも多し、又斯御朱印とは中古の仰出にて、それ〳〵の寺社に付來りし、山林買地の儘にして有しあり、色々の紛はしき事にして、只御朱印御證文にのみ所持し、地面の無きも多き物ぞかし、是等に又一得一失有、世間の聞へは宜しく有といへども、三年御朱印書替の砌は、纔の御朱印殊に地面もなき、寺社方ともに久敷相詰居て、其物入にこまり、捨ても迯去り度所存の方も多かりき、其頃は僧俗の輩ともいはせずして、樣々賄賂の沙汰世に隱もなかりし、近年御年禮たる段々其格に隨て御用捨ありし、御心付有がたくと申あへり、とかく僧侶の勤、さして無益の事は猶御省きあらんこそ願はしかるべけれ

一　夫れ百姓の急にゆるがせに成るも又一得一失あり、或は所々地頭の夥敷高免にあふて、年來くるしみ疲れて、寸隙もなく沓を作り莚を織て、油斷なく渡世せし村方、俄に御料などと成て、右に比べて御取毛も減じ、百姓ほつと息つく處にも、賤輩いつしか心弛み、渡世疎に成行き、剰へ少は隙も有にま

かせ、重々の手ずさみにばくち抔打て、段々家業に怠り、二三ヶ年の内には、田地を賣り身代を潰す者、必多き物ぞかし、皆又近年の御料所諸役多懸り、困窮至極の村方、百石百兩の金を出して御佛殿領となり、年々定めに百石百俵だに上納すれば、何の役もなく、百姓勝手に宜しき事雖レ不レ過レ之、只百姓の心ゆるみ怠れるに、漣々と衰へ、殊に豐年の田地の餘慶をば、其年切に遣ひ切、碌々旱損、水損、風損此類にかゝりて、其年の御年貢の間を合せかね、定免に差閊、田地を質に出して金をかり、漸々其年の年貢の間をあわせ、すぐに其借金ぬけがたし、段々利分重り果は田地にはなれ、身帶を潰す様に、いくらと言限りなし、其所の名主年寄了簡薄くして是等の慮りすくなく、うつかりとして定免を守らば、其所の困窮久しからずして極りなん、上々に又此心ありて凶年の分を豐年に御越、又は凶年にはそれ〴〵に隨て用捨を加へ、豐年に其分をぼとり、とかく五年〳〵にして定免の都合するに非ずしては、右の難多かりなん、且又是等の理事を能くして定免とならば、末世不易の政要と被レ成なん、猶此事に付て外に口傳多し

一　國々の大社の神領などには、往古よりして御年貢諸役も輕く、或はそれ〴〵に少づつの神事の役を蒙て、徒に神領の田地を費して過るは、社人の外にも有物なり、かゝる所は惣じて法令しまらず、農業のおこたりがちに空しく月日を送り、却て及二困窮一事多き物なり、是等をいましめて教へ諭し、其地住者に能く農事を勤させ、其所を富饒にして神事祭禮の怠りなく、永く神徳を仰奉らん方、專ら

其長官神主の心によるべし、人々おこたる事なかれ

一 一國一郡或は一領一村たり共、地頭に百姓の出入は、百姓身命を捨て漸々言出す事なれば、年來言外の非道多し、迚も其所に住居ならぬ程の事なくて、此騷動は起らぬものなり、是多くは人の所作にあらず、天地の氣伺に、怒り立て人を動搖するならん、尤國の一大事にして、君道の我事なり、かゝる所へはいろ〳〵聞を入てとくと是非善惡を聞しめ、中正成命令有て民間の困苦を訊ひ給はんこそ、日月一體の餘光とは申べけれ、一旦上聞に入て跡に其御な〻(マヽ)、其百姓に御省み無レ之は却て其者の患難と成、雪の上に霜を加るがごとし、悲しみ多し、此說の恐多成る又筆に盡しがたし、何地か天下の民ならぬ、忠臣察し給へ、是らも亦有益無益の事なり

第九 倭國妖術の辨

一 抑異國には從二往古一樣々に妖術有て、時として中國に禍を作す事の多さ、歷代の史に載るかごとし、和朝又上古より此禍國家に害をなし、王道を妨る事多しといへど、邪は久敷正に勝事なく、終には亡びて其餘類を斷ち、家國となく神孫を崇め奉るといへど、中古より佛法盛に行はるゝの費に乘て、良もすれば宗門に紛れて國を傾んと欲するに、よく段々御制禁の實、第一として十宗の分を正され、四海各其宗旨による故に海內堅く守る、妖術の賊手脚をつくるに所なし、しかりといへど妖術は斷絕して、又それに似たる類多し

抑倭國の妖術といふは、前に言ふ近年衒商の輩等、是異國の妖術の及ぶ處にあらず、夫れ異國の道士等は雲に乘り、山中に居て採二松花一餐レ霞て、風と共に過行すといへど、其術樣々にして事むづかし、倭國人はかゝる仙術をは不レ好、只其身其儘にして立ち處に、或は銅を以て金銀とし、材木を分身させて金とする、忽一を百とし、百を千萬とするにあやしくむつかしき術をからず、其身は常々北里に細腰を友とし、遊樂金にあきみち、中々萬事自由成る事、仙家の及ぶ所にあらず、其術たるに金を以て金を出し、口に一言を誦して忽ち千金萬金を得、天地の造化をも掌内に奪ふ事、更に妖術のなまぬるき業を待つ事なし、是等國家に禍して妖術の下に不レ立事如レ斯、委しくは衒術の段にしるして爰にもらしつ

一　博奕の世の人に害をなす事、所々に迯るが如し、是上又我が國の妖なり、人の氣質を斗知るは四民それ／＼の心に應じて、其通りに引導して其徒となす事、矢よりも早く、しかるを當時の制令的中して、頃日さらし物と成、過錢を出すに其時に名主年寄組の者とも店を追はれ、其筋の者ども段々田舍へ散亂して、所々にむらがりて蠅のごとし、田舍はわけて此方のはつる物なれば、所により其地の名主、年寄抔の頭立者どもの好むには、是に便りて徘徊し、尙頃日專ら在々に此妖多し、所により名主年寄の內へ來有て深く是をきらひ、制し止めんとすといへど、又相役どもの內すき好んでする者あれは、制しがたくて、無二是非一しらぬよしゝて置く事あり、是四民共に入々身の妖怪とは是なり、此事

前にも言ごとく、むかしより盡る事なし、此後とても止む事あらじ、上足(マヽ)、又名は異にして心は相同じくとも、取集の家内にして子とすれば、人の氣を付るにより、船中抔沖(マヽ)へ出て其事をさばくよし、とにかく其道にかしこし、是等の事能々制し止んの術、更に口傳すといへど、おかしく書つゞけぬれば、其道の知る人にまとひぬべくもやと、口傳の卷に讓る

一　ごまのはい、はとの只、惡山伏、行人、言觸、願人は、正にこの類前に述がごとし、人の爲に能き事は少もなく、只何ともして人の言葉の末々にも、其身不吉の惡事等を見出して、己れ〳〵が業に引懸けおどしすかして、金銀を貪り取事のみを渡世とする事なれば、是等が又倭國妖術の端にあらずして何ぞや、世になくて事の缺ざる物なしと聞へし

十宗の內釋門の徒に怪しき一派の宗旨、表趣は世に遊て、內證は別意を立、國主の地に栖ながら作の施物を不受と稱し、自宗旨衒賣し、他宗をそしり、旁以古しへより御制法に有し事により、或は本山を破却せられ、僧侶を流罪せらるゝといへど、良もすれば此餘類世に殘りて、所々に其志を顯さんとする事多く、此宗又旦那をおかしくすゝめ、入口にかしこく、惡味成者共の片意地に成事常也、國所により是等が內には人死して葬ば、一旦掟に隨て旦那寺を賴みといへど、跡には又俗どもも打よりてとむらひ直すなど、怪しき事共ありしも、御詮議有て法度に逢、今はなしといへど人は眞實を知る事なし、且又同じく十宗の內に無二餘念一其本地を尊び、生ながら人々佛に成たると稱し、一心不亂に其有がたき

事のみ思ひ入て、宗門の事といへど、武士も忽に主人に對して弓を引き、代々の主恩を忘て是をかへり見る事なし、況や親類兄弟朋友の交は言に不ㇾ及、仁義禮智悉皆宗門の責に代へて、目の明事更になし、且法の爲に金銀を抛事、芥よりも輕しとす、四民其宗に歸して思無ㇾ邪、頃日所々に此の類多く黨を結んで、男女大勢集り、人の嫁娘などの後生、心のいかに覺束なしと見ゆるも、よもすがら爰かしこに徘徊し、浦方網引の大男、又はえもしれぬ男ども上座に居て法を說くに、其近所の僧等もともに末座に辨居て夜中禮拜し、斯して果は男女聲を立て、時々、あらありがたし〳〵と言ことの幽に聞ゆる斗り、いか成奇特不思儀の有けるにや、其宗に入らねば、其眞實を知ること更になし、別して田舍にはやるなり、各同宗のものといへど、親子よりむつまじくもてなす事斜ならず、其會合の家々にては、己れが身代輕くして、明日御年貢米の出づべき無き樣もかへり見る事更になし、是等の類主從の禮に背き、五常の第一をかへりみざるより、餘は悉く亂るべし、豈妖術に遠からずといはんや、且宗門の罪にあらじ、惡徒惡虫共のよりたかりて事を設くるならん、其本山は又制法の人より早く是を正さずんば、必ず宗門に禍あらん物歟

一　五十年以前に山の根に希に來る事有し、其名をば右衞門と言し俗人なりしが、出所いづことも知らず、不ㇾ計世上にはやり出て、諸人もてはやし、尊敬する事神の如し、此人に一度相見すれば、諸病忽平癒し、諸願悉く滿足すと、旦夕に死を待つの病人も、其枕へ立寄る時は立て歩く抔、盲目、啞子、聾の類立處

に其驗ありと、誰となく風のなびく如く、村里名主年寄の子供抔、病成は立願し皆其弟子と稱し、後は二三十人宛人を召具して所々へ徘徊するに、今日は何れの村、明日はかしこの郷へ御出有ㇾ之とてそいへ、其道筋野ゐ山々も皆人にして是を禮拜す、其所に至て酒食の餘り茶の泡などを奪ひ合て、目へぬり腫物へ付け、口へ吞んで有難しとし、且又店風呂行水の跡をば、手々に竹の筒へ入ていだし、其を捧げてもてはやす、其わけいかゞと言ふに、各別なし、只むせうに有難し尊としとのみ言あへり、其砌は何も角も不思議神變の沙汰に言立行しに、いつしか其奇特失て、段々有し事ども詮議して見れば一人も懸けてある驗るあはなかりき、結句して是が爲に、右病人の攻め殺されて、後悔先へ立ざる類限りなし、その信敬さめていつしか人ににくまれ、かご乗物にのりてしばらく榮華せしも、歩行はだしと成りて、剩へ一朝一夕の宿借す者もなし、かしこ爰にさまよひ歩きて、果てはいかなる筋やありけん、牢獄の身と成しよし、その行末を不ㇾ知、これ等の類是に不ㇾ限、僧にも俗にも多し、或は念佛題目などあやしく仕懸けて、いろ／＼奇特を見て、人をたぶらかすこと止むことなし、これ等も亦妖怪の一つと言ひつべし

民間省要 下編卷之三 終

民間省要 下編卷之四目次

一 第十 佛法神道を誤る事

一 第十一 北里の辨

一 第十二 天地の變災火難、並多葉古の辨

一 第十三 御代々德光の國家を照し給ふ事、附 七廟功臣閣の事

一 第十四 時賴公箱傳授の事

民間省要 下編卷之四

第十 佛法神道を誤る事

一 抑我が國は神の代人の代始りてより、其源遠く其根深くして、國々所々に跡をたれ玉ふ神多く、國

家の守として國泰く人平かに、神孫を九重に崇め奉り、日月と共に淸光盡るなき事、是日の本の名譽なり、何れの國か是を羨ざらんや、然るに中古より佛法專ら國中にみち、明道の諸祖蜂の如くに起り、過去の七佛を引て本地垂跡の理に落、神社多くは兩部と成て、寺院別當の主る所と成りし事、佛法東漸の讖文によるにや有けん、適々唯一の神社殘て有といへど、神書を取失ひ、御師神主の類、國家の初穗を乞得て營とし、その祭祠に怠り、其道學に疎かにして、神事を誤る事多し、殊に世々の亂逆に規則を取失ひ、その時々に人散り、いつしか段々に其子孫たへ、その所領に放れて、當分の渡世過るのみ、道を論ずるに足らざるも有、その職の次第に、心卑劣に成行、神明の冥鑑を忘て、氏子を旦那場と稱し、奪ひ爭て其心只金銀を貪り、初穗を取に有のみ、或は身の驕り長じ、無きは渡世に苦しむ、國々の名所舊跡追レ年及ニ破壞ニ三輪の松の印の邊も、草茫々としてむぐらを思はれ、ひだちの奥三の輪の御歌など尋ても、しか〳〵答る人もなく、立田に詣でゝ、神木と見るべきもみぢの木もなく、たづさわれる宮人をとらへてゆかりを問へば、何事もしらず、神木の楓などは無きかとせめて聞けば、植てもつかぬわいのと斗いらへして、笑止なる事どもせぬ貌つきなり、何ぞ名高き紅葉等の名所として、今更植てもつかぬためしやは有べき、所々この類多して、神道を設ると云所迄に、往き着かぬ事のみそこ悲しけれ

一　御裳川の流の末を渡りて、神路山の麓を打眺め侍れば、誠に木立物ふりて、かたじけなきになみ

だもこぼれぬべく覺へたりしに、内外宮の百二十末社、夏も尙寒けく見ゆるこそ、社人共付居てゑもいはれぬ奇しき事共云散して、ひた物錢をほしがる事、其形勢間の山の非人共より劣れり、且は社毎に色々に繪どりて、埒もなき町繪どもを張置て、樣々不都合成云立とも、偏に堺町所々にして、稀有の見世物抔よび立るにひとし、夫れ唯一の根元として、樣々佛の事迄をのせて、とかく愚成參道者の錢をむさぼるをのみ役とす、扨も〳〵有まじきふるまひ、何れの神の前にも、かゝる有さま成るや有ると、興さめて覺へしに、又かゝる事も物とがめましまさず、（月夜見の）神は光の和か成ることよと思へば、却て又貴くもおもはれたりし、且又内宮と外宮と度々爭論有て、跡々より公事出入の事なりしも、度々の亂世事に亂り、道を取失し事ありし故やらむ、且神領も夥しき事ながら、何れの人何れの職ありて、之を悉締りたる沙汰もなし、只從二古來一有の儘の事にして、末には賣買と成もあり、神事は國々騷と云事なきも、あらましをいひあへり、是に限らず、すべて大社にかゝる多きよし、其所に住てしらねば、とくと其子細には難レ及、和光同塵とは、かゝる事をや云ならし

一 惣じて國々所々に、淫祠の類次第〳〵に多く成、頃日命令的中して此事御停止たり、依て是よりむざと新規に、宮祠を仕立る事成まじき事乍ら、猶世上の人民妖術の爲に迷はされて、間には此事なきも有なん、縱ば狐一疋死して有しそのからを見付て、人によりては、おいなりさまと稱し、赤飯などして祠に祭り、すぐに段々森林として、寺院の持とし七五三抔引て、札を以ては御水帳に現はし、動

す事ならぬ古跡分と成事世に多し、且又男女の童抔、不斗物に犯されて、妖氣付口走りて色々の事をいへば、扨よりて、ふしはかせを付てはや里人共取り囃し、飛神なんどゝ號して、宮祠を建て祟め敬ひ、或は國中より群集して、其跡はすぐに古跡に成るの類、段々して置所なきがごとし

一　古しへ諸寺諸山に多くの所領を付られ、國取大名のごとく軍役を勤め、或は天下の武士に對して敵となり、所々軍戰に臨しゆへ、代々の名將の爲に、段々退治せられ、夫より所領悉く取放されて、今は僅づゝの御朱印を蒙るのみなり、古しへよりかゝる事成せば、佛法神道の本意も不亂、倭國の舊跡共連續して世に傳來しなん物を、兵火の爲に燒るゝ事こそ口惜けれ、神社すらなく、寺院には多し、是等第一に佛法を誤る事ならん、然れども佛法には、世々器量の人多く出生して禁庭へ發向し、猶國の制禁の用具と成て、人々宗門なくば不叶事故、繁榮年々にまして又驕りの事立歸り、萬事美々敷事を以表とす、只神職唯一のみに、世々吉き人も不出、次第に衰へ果ぬるぞ悲しき、寺院の事、頃日其廣大成ると美麗成を禁ぜられて、彌以是佛法繁昌の福田といふものならんか、是を不幸とせんは、猶又佛法の誤ならん

一　所々村里に有來寺院堂塔の外に、新佛の形像を建立し、或は人々ひたと寮を立て、或は席を結んで、後は堂として美麗を盡し、或は辻々に地藏、菩薩、庚申の石像を建立して、幾らも並べ置、是を信じ是を好む者は多しといへども、其所に自ら古來に有來の寺院、己れ〳〵が代々のからを納る菩提寺など零

落し、渡世にだに穏かならざる事をば、苦にもする事なし、是等先世話の輩の佛道を誤るなり、其外僧俗の男女によらず、不審すくなき正道の事をば不レ信、只あやしげなる日に立つことをのみすき好む、人日を忍び家業を缺ても、至らぬ隈もなく走り廻る事、是俗情の常なり、頃日世に地藏念佛といふ事初り、其源は下野國岩船山より出しより、段々田舎の村々にして、是を勤て順々に村送りにして、送り迎へす、そい事初はあさくさ紙にて、船やうの物造りて、其中へ地藏尊を入れ、村中相催して念佛申、或は一七日二七日宛勤て、五三里の間村々に遊行し歩きしに、いつしか事たじて後は、船も地藏尊も、大きく美麗に拵へ、金人の水引かけ廻し、色々造花を飾り、笠ほこ出し拵造立、村中の男女人の娘嫁拵迄、衣類笠一樣にして、ひとへに祭りの行列の如く、綺羅を盡して出立ち、長持拵かゝせ、中食入れて、茶辨當など爲レ持、手々に松虫の小き鉦子を首にかけて、念佛の聲おかしく揃へて、おどり樣の音頭の如くに仕なし、所々へ徘徊して、或は寺方又は名主〱の庭を借りて、おどりはねて晝夜させよびあるく、折節其頃世上飢饉にしても人民くるしむといへども、かくの如くの入用は、何處よりも出る事にや有けん、見事勤て順々に是を送る、適々村里に大學の片はしをも見聞もの、かゝる無益の事こそなけれとて、制し止る所をば、領内色々にふしはかせを付て、あしく批判して、すは見よあのやふに少しことする村へは、決して疫病神御入ましますなど云ふらし、近村の出入をはづして、又は付合をせぬなど云 し、使を立て断はる、かゝる品に及べば、無二是非一事を人並に勤るも有、能々群のぬけ

出て、かゝる事ハ用程の大量のものは世に又稀なり、一年又遠州秋葉山より出たるよしにて、秋葉祭りといふ事有、右ハ如くに國々より段々關東へむけ、村々をして祭り來りしも、早速御停止と成て、中途にして相止め、地藏祭りはいまだ上達のなかりけるや、御沙汰に不ㇾ及して其内相止め、むかしより佛法神道のとりそこなひとして、如ㇾ斯の類發向する事はいくらといふ限りなし、此後又さこそありなん、能く是を制し止る口傳有なんか

一　古しへ導師の教も、直に世俗に聞ものあらざる時分は、禮義說法といふ事も、人の心の戒めと成りし故、高德の師所々に說法有しに、今はそれに引かへて、大學の一卷も不ㇾ知、大藏名目の上卷たに、更によめぬ程の若僧等、何事を云やら、上手下手の評判を專らとし、其心佛法にあらず、偏へに狂言役者の色言、其身ぶりを覺へて、是を責る事をのみ修行す、且又佛理は別けて廣大にして、或時は有と說き、或時は無と說き、是非、善惡、黑白、邪正、皆是一心抔と、同じ經同じ傳の內に、其說まち〳〵なる由を聞、只其物にはよらず、其の人による事と知れたりしに、同じ釋迦の下流として、互ひに誹り爭ひ、人と惡口雜言して、他の祖師を呵責し、其面魂偏に狂氣の如し、更に佛道の捌きとは見へぬ僧徒等世に多し、是等は勿論かゝる事を商賣として、何事も取に足らぬ事とはおもひながら、良ともすれば、且那いさかひと成て、果は公事出入と成、無益の費に困窮し、公邊の御沙汰を汚す事、所々に多し、是等の事に付ては、樣々世上に害をなす事、筆に盡しがたし、皆以佛法を誤るなり

一　近年の談議說法は、偏に佛法の理に不ㇾ構、只商事に似て、兎に角利の有事をのみ工夫す、勸化と稱して、袋を出して文庫のふだ、色々の云立に錢を集めとる事、初は大かた成しが、次第〳〵にうるさくのみ見ゆる程也、惜き末世の僧侶、只此商の爲に其家々の學問に疎く、小僧よりひた物此事のみを心として、かな書の談議本、色々の口車のはなし本など買集め、町々油見世の言立て、役者の口上を學問の第一と下心に習ひ、是を修練すると、弘通者說法者抔とよばれて濟ものをと、目あてとするこそ口惜けれ、是を異見する人あれば、一寺の建立皆是によると云、抑世に談議說法も無く、旦那にさして諂はぬ宗門ありといへど、結句して寺持も能く、外に障る事もなければ、見事に學問も勤め、境内寺院の掃除等迄、きれいにするに多きぞ知し、斯る宗には表立て僧侶の不埒すくなし、又男女晝夜取込て佛法を賣る宗旨には、不埒の事共多し、殊に佛前境内までふみちらされてむさき事、常にいふばかりなし、是さらに無益の事なり

一　世に木食と稱してそれに誇る有、是等に正身の人すくなし、只五穀を不ㇾ食事をいかめしき事として、是を在家に賣て殊勝がらせ、大き成勸化を事とす、其食たる事第一に蕎麥を用によつて、先そばを大分に用意して、持あるく事先むづかし、惣じて誠の道山居の人などは、五日七日に一度食し、且食といへど多く不ㇾ食、とかく事すくなく、やかましからぬを常の行とす、頃日の木食是に異なり、大食する事牛馬の如く、何ぞ只世上にむつかしからぬ五穀を能き程に食して、やすらかに世を渡らず

して、かゝる異樣の事をして、人を勞する事を心とするや
頃日上野の宮樣よりの仰を蒙りたる由して、年齡七十斗の眉毛八文字をなせる老翁、木食成と稱し、白馬に乘りて、村々を廻り勸化しけるに、村々にて宮樣との聲に名主年寄共り、村中へ役々あてゝ錢を集め、輕少成をば恥て、それ〳〵に力を竭したりしに、有村にこざかしき者ありて、一向に不ㇾ信ㇾ之、是全くかたり者ならん、何ぞ宮樣より輕々敷木食やうの者一人御出しあるべきや、殊に此白馬毎日乘せて步く事こそ心得ね、いか樣宿ありて、駄賃を取て勤るならん、かゝる事を用るは却て御詮議に逢はば、何を以てか云ひ披かん、是を止るにしかじとむづかしく云ひ懸られて、其行方を不ㇾ知成にけり、後には世におそろしき木食哉とぞ沙汰しあへり、且又時々顯れて其罪を正され、いましめに逢ふといへど、良もすれば座頭世上に北風をして、村々を誹かし迫り、色々人のおそれ用る御方をうりてせき立てもさする、盲目なれば是も相手となりて取あひぬに、其にこまり果るものは座頭なり、夫れ座頭には世にかゝるくせもの、いくらといふ限りなし、世上に害をなす事多し、是等又皆佛道神道の紛れもの、其道を誤る類なり
一律僧と號して常々齋に誇る僧あり、是等は晝の四つ過に、一食して居るといふ事を賣て、殊勝がらるゝ事を業とす、先朝とく小食と號して白粥を食ふ、それより食に至りて色々の菜を好み、酒麴となづけて、大天目を以て吸ふ事の上に、又小詰として餅菓子の類うち喰ひ、人によりては不行跡の事共多

し、夫れ唐僧を學ぶ僧には、又色々似せ者ありて、おかしき冠者錫杖に木魚たゝひて、釋迦達摩何人ごとのゝしりてあるき、是を賣て大きに人を誣る類甚多し、勿論其内には善者もありといへど、かゝる輩のおかしく法を說て、賣物とする事こそ口惜けれ

一 夫れ精進と云ふは、心を正しくして惡事を愼むを專らとし、さして口に魚肉を食のみの事にあらじ、而るに人により、一日の精進にも魚肉を待兼、又は色々料理好にして、口の爲にむづかしく、器物のうつり香にも怒り腹立、召仕の男女をしかりおどし、精進にひた物誇る事はけしき者あり、又或人精進せずして諸事正しきも有、ひそかに其心をとへば、我外の人を召仕といへど、是も又人の事なり、いやしくも家の主としては、家内擧て貴むゆへ、精進日々誇る時は、はやそれに家内皆心遣ひ有、一生精進は嫌ひなりとして、有し肴は付て出し、無時は成次第と云より、何の六ヶ敷事なし、扨自分には心有、精進日には汁だに腥ければ不レ吸、湯漬にしても何のつかひたる事なし、夫れ我口は我自由にして、他所へ行ては、折角人の馳走として出す肴は打喰ひ、宿へ歸れば落ても亦精進す、或は其志の日に、人おもひもふけて呼ぶ時は、跡て思ふ樣に喰ひ、其替りに翌日又精進するに、人知る事なく、一生安らかにして過しぬと云し、實は精進に誇るも、一つの誤れるにこそ

附 或翁語て曰、精進日に限らず、上下萬人惣じての食事に心を付て可なりと、即一生珍味のみを食して、終に無味の物を不レ喰と云し、人そのゆへを問へば、答へて曰く、食事も兎角常に彼を致すと、い

たさるゝとにあり、進む時は能彼を致し、不ㇾ進時は却て彼に致さるゝ、致時は麁食も甘露の如くにして、過たりといへどあたることなし、不ㇾ進時は好味も口につかへ、小き食といへど是を能化する事かたし、縦ば朝夕三度の食事たりとも、進む心なき時は膳に向はずて、一刻二刻を過去ときは、時刻至て内より必食を乞物なり、その時に膳に向へば、淡飯麁食も嫌ひなく、食になれて腹合よし、是一生食を致すの秘術、この外になしと言し

一 古しへの僧徒には、その生得の人を撰んで、勝れたらん者を乞求めてなし、ゆへに諸家に碩徳の人も多かりし、さて近代は引かへて四民各子を持て、其内懦弱にして何の用にも難ㇾ立を、是は僧に成ともせよとてする事成しより、段々世界に諸家の僧侶むざとふへ來て、少の手懸りあれば、柴の庵室をはや寮などに立て、彼是古跡に仕なし、段々國々、里々、郷村の間に大小の寺夥敷、いか樣の小村にも二ヶ寺三ヶ寺、堂寮の一二ヶ所宛無き所はなし、惣じて世界段々僧に合ては、寺すくなし、旦那又不足也、よつて皆寺ども渡世をくるしみ不如意成多し、凡今の世の僧侶の世渡りにあがき、金銀に差間へて營みたる事、更に俗へ劣れる多く、近年の僧行、段々前に記が如く、佛法と佛心を破却し、經卷を以て經意を破り、見ぐるしき付合とも、更に佛法を誤る事のみ多し、抑是により諸家に弟子取事をゑらみ、其生得を見立、佛法の用に聢と立まじき者を止め、とかく無用の僧侶餘有り、深山に出來ざる體の事とならば、寺ども自然と、それ／＼相應の僧侶すわりなん、且村々に小寺多き所の渡世成がたきは、或はかけ

持にし、又は段々隱居所などゝせば可ならんか、寺々に隱居當住中あしきなど世上に多し、無用の坊主世に多き時は、佛法を誤る事となれり、人を付る時は、改る事とも成なんか

一 惣じて宗門に依り僧侶に依て、俗人に對してむざと樣を付て遣ひ屆み、諂におもねる事を表とする有、是法を誤る事ならん、夫れ出家は在家に屆すべき事にあらず、元來樹下石上を栖とし、麻衣草座の身と思はゞ、何ぞ旦那に媚て諂事をせん、裏に徳有僧侶等、人に諂ふ心なしといへど、人亦是を貴ぶ間には、大面をして似せ者多し、是等は取に不足事なり、且又旦那の心近年大きに不可成事多し、少しの布施を持參して、其價ほど飲食て歸る事をし、若少も不挨拶の事あれば、色々惡口して腹を立の類、又は寺方にて法事を取行ひても、大勢入込、其失却に不及類の布施物などし、還て寺の物を費す品の事も有、とにかく寺へ無心云旦那は、皆佛法を旦那の誤る事と知るべし、僧は只常に勤行を實にして、宗々の學問精出して可、有體にして過る時は、旦那も心を合し、其村々に有來る處の神社佛閣の事を、心を付て破壞せざる樣に修理し、金、石、木、畫像の佛たり共、舊寺の本尊を建立し、各別外に一切新規の建立を止るによし、世上の人間只此事を誤り、己れ〳〵が一分を立て、新知の事をひたすらにすき好み、舊事を缺所にする類、是今時の人情の邪也、殊に諸方諸山へ大き成金石木佛と、幾らといふ限りなく近年寄附し、大勢して講をむすび、其建立所々に多し、其外樣々の異類の金木の面、大太刀、大長刀の類多く懸し、跡より段々積み重りて、其社頭に置所なく、段々と朽腐るの類、無益の事共ぞ多き

附或驛里に新法の事を不レ好して、舊跡を心とする村長ありて、その所の氏神として一社の宮ありしを心付て、見事に建立せしあり、彼宮古跡にて二十石の御朱印あり、田地もよく、境内も又廣し、唯一のつたなき神主持にして、貧窮又無類なりし、夫れ二十石の御朱印地の年貢は、五年三年宛前より質物に出して、借こし取盡して、身は朝三暮四の猿よりも哀れなりし、諸事ふつゝかの事をして、段々宮祠及二破壞一多かりしを、村長等是をなげき、一つの計を出して、或時彼社の枯竹を切て筒として、これを其驛の町屋へ持廻り、家々に告ていわく、汝等能く聞け、夫れ通り一遍の衆の修行者、乞丐の輩すら門に立入ときは、是をいなむにたへず、戸々一錢一掬を出してくるゝは人の情なり、此事日々いくらといふ限りなし、これ目に立事なくて一年の數いくばくぞや、是より氏神のために信を起して、日々汝等これを勤よと、抑氏子の内商家農家の上たるは、一日一錢づゝを出すべし、中なるは三日に二錢、下なるは二日に一錢づゝ出すべし、夫より下つかたは、或は十日に一錢づゝを出して、この筒の内へ入置べしと告、その筒に壹ヶ月の錢員を書付て、是をかべに打付て廻るに、その事輕しといへど、斷絕するなきときは上なる者一ヶ月三十錢、一年三百六十錢、下なる一月に十五錢、一年百八十錢なり、この地海道第一の貧乏たりといへど、一年に集る方凡金二十兩に餘るなれ、誰も一人の苦と成にあらずして、段々宮社の建立、諸人驚二耳目一に成就せり、その外石の鳥居石の瑞籬敷石迄、通りと皆調畢ぬ、さして町中の苦と成ことなければ、段々次で此術を以てして、拜殿の末社迄無二殘所一建立し、修覆

を段々するに易ふして、村長等が眞實の志をして、見事に宮殿玉輿共に成といへど、神主は一向に一錢の働きもなく、剰へ御朱印地の田畑を喰盡し、いまだ一階の官にもすゝまずといへり、嗚呼衰たる哉、末代の唯一誇る哉、濁世の神職是等又神道を誤るとは謂つべし、所々の氏子此心にして無邪する事あらば、御建立地の外なりとも、爭か及ニ破壞ニ事あらん、とかく所々の村長等、又は神職の菅祿有邪なくして、國家の事に志あるにあらずして、たやすく行じがたき事成といへど、又明君のかしこき命令、下々は、物として何のならざる事かあらん

第十一 北里の辨

一 賢を賢として色にかへよとは、傾城傾國をいましめし聖人の敎とかや、抑遊君遊女の國に有事、和漢尤其例多し、古代は唯貴重人に用ひられて、貴名世に重かりし島のせんざい、和歌の前、龜菊、靜、妓王、妓女、佛御前抔と言て名を顯したるより、其外に至迄押出しての遊びもの、さこそと思ひしられたり、然れ共是等が類ひ、深く寵愛せし人を見るに、皆不吉の例なりとぞ聞へし、惣じて此津津浦々の纂花の地、都々には先なくてならぬ物と聞へしと、且其理無きにしもあらず、抑江武城いまだ開國の砌は、北里と云事、今の尾張町の邊に有て、それより大門通りへ移され、又新吉原へ引れしよし、その砌は御評定所御用日の度毎には、彼の遊女ども召呼れて、其重の人の給仕などを役とし、往來には乘物あされて、彼等が紋所を大きく染て、六人の者に着せたるを始て、かんばんと言しに、いつ

しか此事公家武家の面々、寺院方迄に押しうつりて、今は皆家々の目印、是を以て見知る事と成りと、或る人の物語りに聞し、併夫れ古しへの遊女どもは、皆やさしくして、或は音樂に長じ、和歌を專らとし、今の世迄も其辭も殘り、又有る内には、男女の貞心を守り道を違へぬも有しに、今時の遊女の風は、それには引替へ、大酒不作法を表とし、少もやさしき唱しなどはなし、初心なりなど笑ひて、ひたすら情けを金銀の輕重に賣ることを樂とする事に成り來れば、其志の可ㇾ賞もすくなしといへど、世上ハ人人其風を愛する時節なれば、人々の心一分にくらべて、一概に論じがたし、併夫れ國中の人の密事、世上の批判を尋聞んに、その里にして詳成事を知る事多しとかや、治亂ともに此所に心を付けば、言外の密事を悟て、早く官人の邪非を正し、還て人を利するの得益も多からん、名將の不ㇾ取不ㇾ捨の所、又口傳多かりなん

一　近年街術の起りと言は、皆此所により生ずといへり、一度此所會合しては、平生十年の交りより心易くなり、二會三會共經ては、いか樣に堅き武士の、遠國の片田舍に生立し侍たりとも、忽心解け情くつろぎて、聊も隔心の思ひなく、互ひに只無禮を先として、足をもじ合、一器の食物を互のはしにて、むしり喰ふ體の事と成ては、只何事も立よるに安し、依て近年の街商妖術の輩までも、多くは是を媒し、此所を根城とするにあらずして、目にあまる大儀の成るといふ事は、更になきものと知るべし、貴賤尊卑の會斗、此里ありて自由なり

一　人此所を苦界なりとして、爰に入る者はひた物此所の外義理なしとのみおもふあり、夫れ忠孝の道疎かなる者も能く此所の義理を守り、約を不レ變事金石のごとく、終には大き成惡事を仕出す事、あげてかぞへがたし、仕官の身は主人を忠に背き、子は親に恩を忘れて、人間一生の幸を失ふ事と成、又此所により彼の邪の事によりて、幸を得る者世上にありといへど、行末をたもつはすくなし、一概に論じがたしといへり

一　むかしは官吏國々の御年貢を年々に取立て、公邊へは三年五年宛、段々追迯りに勘定有しゆへ、大分の金銀我が物の如くにして、此人々專ら北里に名高くえもいわれぬ驕り長じ、樣々美麗成事ども有し、いつしか上みより正されて、其人々身亡び失たり、其後は只小普請方の竹杖の官人、金銀を芥の如くしたりしを聞し、元祿頃は彼の街商の輩、又夥敷驕り出て、此所を持しよし、此等の金銀を此所にして遣ひ捨る事水の如く、芥の如く、其品一々繪に書くよりも更に及ぶ限あらじ、彼等は是を以專ら街商の種などす、其心偏に神佛に物事をかへりみ惜まず、果して其報ひに預り、忽ち千金萬金を得る事、其頃は手を返すより易し、畢竟皆官庫を費すの外他事なし、委は所々に述るが如し、古へは仁和寺の六本杉にして天狗とも會合し、世上騷動させん事を斗る、今は街商北里に誘引して、欲レ傾二金庫一事其品異なりといへど、其理以て相同じ、あつぱれ勇士と聞へし人も、皆此所に忠義を奪はれ、主恩を忘れて其職を全くする事なし、去るによりて世々此所に時々法令下りて、奢を戒しめ給ふ事定

なる哉

一　古しへより代々名將勇士たりといへども、よく色の爲に犯されて政事を亂し、且又謀略に逢ふて命を捨て、忽國家の傾き覆する事、古しへより傾城傾國の號は有しよし、貴賤尊卑相同じ、聖經賢傳所々に戒教する事勿論なりき、併邪は正に勝事なし、深く忠孝に志す者尊卑に限らず、何ぞかゝる所のかりそめの好色に決する事はあらん、或翁少年より父母に事へて、其志を竭す事厚かりき、晝は終日芽を苅、夜はよもすがら繩なひて、爲二父母一身力を碎く事他に越たり、其間には獨り螢雪を採て書を好む、妹弟多く是を愛して、勞を父母に代りて悉くそれ〳〵に仕付て、父母に事る十有五年、其心に追隨する事影の形に應ずるが如くなりし、或時母事を合て曰、汝子として父母に恩有と、此眞言の重き事人の子としてたとふべきなし、心中是を禮拜して涙をながし、自レ是一生此言を身に守る、一日に三省して更に忘るゝ事なし、殊に生前身に失事有ても、父母更に疑ふ事なく、只能きものとのみ思ふ事を心に恥て、又身を愼むを家珍にす、父母沒して妹弟を皆仕付て、後身幸を得て他の家を繼ぐ、二六時中又彼父母の事を不レ忘、段々愛にも幸ありて其家を起す、故有て北里に遊行する事十有餘年、是其地に願ありて是が爲に行通ふといへど、彼古しへの父母の一言心中にありて、表には人と共に犯して、願望の爲に金銀をなげ打といへど、心中更に不レ動して、戯言戯動の内に色々の工夫を凝し、人の騷しき事にせず、秘するの書面などは皆この所に行て、心閑に一人居て勤たりしに、扨も一人の心に

よりて、爰も又天地の一方色々の戯れ、千變萬化面白き事も面白ければ、實には世上の人の心に一つの碇綱なき者は、風波の難に懸りて、其心の船の行衛を定め兼たることそ尤なれと云し、又身に忠孝の一つの大碇をおろして、千筋の綱堅固成は此湊にかゝりても、更に誠の心靜成事を人知る事更になしといへり、又曰く、夫れ世上の人此所へ行ては人々只其場の興に乘じ、兒女子の心に叶はん事をのみ心として、或は酒に長じ得もねず、萬事只彼等に致さるる事よりして、後朝もねむたし、宿に有て頭痛み、其日主君の用を缺き、父母の命に逆ふ事是に過たるはなし、惡所と名けらるゝ號の尤なる哉、彼翁は是に異なり、先此所へ來るは、更に自分の事にあらず、公用のひとつなりと心得、殊に大切の金銀を出して何ぞ兒女子の爲に身を勞する事をせんや、酒も身に應じ、ねむたくなればよくねて、後朝の痛み更になく、宿所へ歸りて一事も缺く事なし、氣色不レ變人不レ知、千度百度行通ふ共何の別事なし、且此所の樣子を知てよし、人を下知する身の殊の外諸事修行に成し事多しと說りし、又職役の人は一通り此所の品を知て、色々の訟へ又はてれん事の根元、盜賊目あかし等の事理、色々の惡事を發明して、裁斷の節早速の用に立事多し、卑賤惡事の品を不レ知人を誠に屋暮と云は、此里より云出したる言葉と聞へたり、佛說に地獄の沙汰をあげ、聖書春秋、書して國々の褒貶あり、善惡心に不レ徹して、萬人の上みに立事難しといへど、しかりとて歷々の人の學問にとて行通ひもならじ、又それを名として大きに失ある人もありなん、又或時彼翁、其時時々行通ひし方より年の暮の事ども、さま〴〵に書て遣しけ

れば、いなむによしなく〱して、小判五兩を文に包みて使のものこしらへて、是を持行かんとせし處へ、山里に住佗し一人の妹の後家なりける方より文來り、披き見るに、世の有様とざまかふざまなど見る目も忍びかたし、翁心に思ふ樣、扨も古しへの母の御言に今日背にや成なん、何ぞ骨肉同胞の兄弟と且の邪色の戯れ事、年を同ふしてかたらんや、誤るか〱と頭をふつて獨り打笑ひ、彼の文を引ひろげ火になげ捨、頓て金を封じかへて妹の方へ送りたりけるよし、おかしき物がたりなれども、忠孝の色にかへがたき事を、彼の賤翁すら爾かなりと物語りせしを、思ひ出しても是を顯し殘し畢ぬ

一 或翁いはく、片田舍邊の年を經し公事有しに、互に無益の事なりと知りながら、中頃よりあやかしが付てやめさせず、無是非互に困窮していひつのりしに、或時先さまよりあやかしを北里につれて遊ぶ事を開出し、その夜其宿をともにして、酒興に乘ずる最中におしかけて其座へ出しに、日頃はあやかし双方へ密事を通じ來て、此所に同遊せしことなれば、今更いなむに辭なし、皆打交りて夜もすがら遊戲し、去る物その後に双方出會し砌、其事を談り出して、今迄無用の事に大分の金銀を費し、互に勝ん事を思ひしこそ果なけれとて、夫より和談し事を濟したりしに、いひつのる時は互に理も有、非も有事を、濟して見ればたがひに理もなし、非も無しと笑ひに成て中よく勤たり、畢竟此所によつてつのり、此處によつて濟む事なれば、世には品かわりて、是等の類さこそ有ぬべしと覺ゆれ

第十二 天地の變災火難并たばこの辨

一　抑天地は三十年にして改るといへど、三十年の齢の内には國々大小の變樣々にして、世はむかしの俤に似るべくもあらぬ事のみ多し、其内近年耳目立て覺へしは國々の大變地震、同じく所々の洪水津浪度々成しに、分て猿ケ股の堤切れて、葛西本所まで水あぶれして、且又富士の火の燃上りて國中へ砂を降せし變、是等只希代の珍事なりと覺へし、是を防ぐに術なし、皆一旦の事にして、いつしかむかしがたりと成行しに、且今に至て止事なし、年々歳々幾度といふ限りなし、盡る期なきは江城下の火難なり、其人により其所によりて、年々二度三度づゝ此難に逢ふ、又間には段々其去りし所を追て、年々五度七度まで此難に懸りし人も有とかや、近年世上に是に過たる患なく、よつて君臣只此事を御心として、或は定火消しの衆命じ、又或時は臨時の大小名に仰付られ、方角火消し、御奉書火消しなど時に應じ變に隨ひて、それ〳〵命令下り、又或時は町々へ仰て是より又火消を出し、其術其法、色をかへ品をかへて、思慮を盡さるゝといへど、火難に又變有昔は春ならでは、大火其無き事樣に覺しに、近年の火事は夏を專らとして、火を消すに革裝束にして著にたへかぬる事、火よりもこまれり、又或時は大雨の中もいとはず、出火有て簑笠をきて火を防ぎ兼、古へより西北の風をのみ大火の難とおそれ多かりしも、今は引かへて南風に大火あり、とにかく逆に頓に、横に竪に、火氣の自由を得たる事、恰も神の如し、火消是に術竭て、頃日は只大風の風下は燒次第にして、三方の防のみをし、御城の方の防ぎを心とするの外なしとかや

一抑天地も同じ天地、人も同じ人間、御代も同じ御代なるに、いかにして互に近年國土の火難多き事は何ぞや、殊に多く、所による成に、あまり成火難を、凡そ一代二代に此難に逢ふか、或はせめて五年七年に一度も此うき目に逢ふ事さへ、是に過しなげきは有まじと思ふに、是はいか成珍事にやと、人々打寄つて歎息する所に、或人の曰く、夫れ火難の世に繁く成事、段々人の上に立つ人の榮樂此時に極り、中人以上の輩も、又同じく其恩澤にこたへて、人々の遊樂爰に滿たり、天地開けてより以來、倭國いまだ當時の如き太平の逸樂なし、天道は陽日を缺、此一闕なくしては、又外に一失有なん、是定まりたる道理なり、必以諸人是を歎く事なかれ、且又商家も其土地に利を得る事甚しければ、難に逢と云事も又切々なり、武藏野ヶ原中に居て火難のおそれなくとも、百年を經るといふとも一錢の儲も又あらじ、二つには地の利、又みち多く、漸々六十年以前までは、今の芝口御門迄は皆芳葦おひしげりたる野原にて、駄賃とる馬士共皆馬を草むらにつないで、よりあつまりて賽を投げし所なりと、年寄りし馬士等は云侍りし、四つ谷は漸家四軒有しの名なりし、小日向の築地又は田を埋立し所とかや、無縁寺に芳原の水源の所へ、酉の年の火事に數萬の死人を投入て、築立てし舊跡成しに、今は段々と所見の如く、地の利十分にみちて缺べき樣なし、天是を助けて火難とす、豈に御代の長久に代へば、何ぞ火難の一方人民の惱とするに足らんや、三つには人の和又滿たり、抑前に述る如く、近年世の中安樂に長じて、人心骨を勞して世を渡る事を忘れ、只口先手先の謀斗を、宗として世を造り、民を誣る

の事毎に主君の物をかすめ、或は官庫の金銀を費す事火よりも烈しく、水よりも疾し、人々分に過て遊樂其身に餘るに似たり、天より是を缺て年々歳々此難を下す事不止、見よ〳〵頓てのうち、近年かかる事の業火を燒盡して、下々昔の困窮もならば、火難は自らしづまりなん、且明君の智、水のいよいよ是を防ぐの術有ば、江城是より濠を缺て、所々の町家に大道を通じ、町家方角の地利に隨て、段々に限りを立、飛炬ならで家より家へ直に移る事なからしめ、火消は皆其一國〳〵の限りを守て、是より防ぐ事をせば、縱出水有とも他へもるゝ事すくなからん、此論筆を以て一々述べ難し、口傳多しと、云々

一 或人霜月の末、昌平坂を過たるに、其頃牛込の邊に火事有て、餘煙天を覆へりしに、其あたりに知人有て、すぐに見廻んとて足早に步き行しに、傍に大工童のやう成もの三四人うちより居て、彼の火事を心能げに打ち見てほゝ笑みしが、一人のいはく、見よ〳〵、よほどの事ぞといへば、又一人のこたへに、やみね〳〵、是等如き事、物の員ならず、是より外に日立程の事、年内に四五度もなくて、爭か心よく年は取なんといへば、又一人言葉を打出して、何やらあやしげなる物がたりし、互にうなづき合て心いそぐ折から、足早に過行ば其餘の言を、こまかにとも見聞する不能して過たりし、後に是が言葉の末を考へ、又彼等の面魂を思ひ出して、いぶかしき有樣、扨は世上の火事に、自火のみはあらじ物をと、覺へたりしと語りし

一　夫れ博奕の御詮議古しへより御法制强しと雖、更に止事なし、抑火消、博奕打、盜賊の類は、縱ば三足のかなへの如し、同事別名にして、三笠附などゝ云物近年出來て、是等は博奕の別名なり、是を論ずる時は佛說の三惡道の如し、別れて一百三十六地獄の所作、皆此中にあり、又色々の別品有て今生に邪惡をなす事、無量の事と見るべし、夫れ佛力の不ㇾ及事はなしといへど、過去遠くより地獄を止る事は不ㇾ叶、國には聖賢ありといへど、古しへより此三惡を制し盡す事不ㇾ能、只食の上の蠅に似たり、追へば立去、退ば來る其種類多く、其根深し、三惡一致して國主の力に不ㇾ及事こそ口惜けれ、中にも三笠といふ事、俳諧前句附けより起りて、世上にはやる事漸く十年以來なり、其形至極のばくちの術より出て、愚成少童、尼法師杯のだまさるゝ仕懸けゆへ、いか程御制禁有てもいまに止事なし、第一小身者の奧方、諸家中の家老用人の妻女等、專ら此事を好みて段々附けもて行、從ㇾ是夫にかくして、衣類等まで質として、事を作す類世に多し、末世の女中の博奕是なり、しかも是等の事を制すべき家々に此品有ば、是煩惱の道、僧侶にたへぬ事に似たり、忠臣能其種類を斷ち盡すの術なくんば、長く世に殘りて當時に此惡業の初祖を生む事とや成なん、しかも婦女子の好む所なれば、爰に不ㇾ止時は、後にはいか成惡事をか生じて、國の害ともなりなん、惣じて古しへより禁戒皆其所へ懸り、其端と成、人を惱し、兎に角人の煩ひと成事、民間に忌み恐れて、眞實の法制に至りがたからん、天下の命令として不ㇾ及事あらじといへど、一旦嚴にして跡は皆ゆるみ、三日法度の筋と成事多きけり、彼の

輩心にくゝり知て、海上捜せば山へ入、山を捜れば里に下り、國家に其種類多く、心を合せて隱し負ふせ、幾度も官人の力難ㇾ及、且又其内には彼の妖術の術を以て、人の耳目を打潰し、見れ共見へず、聞けども聞へず、法に犯されて眼前に有といへど、其姿を見、其聲を聞事なき風情して歸る多し、頃日御仁慈の餘りに、斯る惡徒捕へ出されて、一旦は首を繼ぎ晒し物などゝ成、過料の事にて宥事至極の御慈悲を不ㇾ顧、始は過錢に痛みおそるゝといへど、外道どもも又術を以て三笠の賊隱し、遊女持の類などの能々錢の集る商には、初より其覺悟して日々に其過料分の錢をかけ置、無盡などの如くして所々大勢の中間より持合事をすれば、罪より先きに此用意して是をいれ、上の筋と心得、是とも又不ㇾ痛よしの事こそにくけれ、此後も又段々御制禁によつて、其術有なんも知りがたし、惣じて惡事によりて外道どもの思慮工夫は、古しへより知者云ㇾ難ㇾ及よし

一　明君御代を知しめして、萬事の道に的中するの命令多き中に、火札の取捨、是國家萬民腹心に徹して、一を以て萬を知るといへり、御取上なくして何ぞ誰か人に寇をなすべき、末代此金言を以て張べき樣なし、縱惡人有て意趣意恨報にといふても、先此志念は盡る事となれり、人をも勞せず、自ら苦まずして、豈に兩つながらなき事あらずや、民の父母たるの御慈悲有がたしなど、おそれ有ていゝあへり、或人のいはく、近年の出火十にして五つはあやしき火、五つは手あやまちとも見へたり、しかるを皆あやまちなりとするは、御詮議の徒、横に入組て事むづかしく、人の惱みによればなり

且又手あやまちの五つの内、四つは皆たばこの火の失と見へたり、夫れ田舍などの出火と云は、十にして八つはたばこの失なり、其ゆへは田舍の男女つねの立居の仕業、二六時中のたばこのはなるゝ事更になし、當時人間たばこに長じて、五六歳の童男童女、早きせるくはへて、けぶりを吹事を習は田舍の常々也、散したる麥から、わら、粟から、稗から等、色々の乾ける物からの中とも、不斷火をくはへて走りあるくにも、火のいづれの所にぬけてか見へざる事を不辨、又吹がらを消すと云事もなく、やりはなしにして是をおもんばかる事はなし、惣じて下々の分、いつ迄もべん〳〵ときせるくはへて立事なく、主人の損の立事には少もかまはず、大勢の仕事も一人是を初れば、蠅の集る如くによりたかりて食ひ、皆互ひに面を見合て一人先に立事をせずして、永き日も是が爲に暮す、諸普請、農業の事に至る迄、大勢ほど埒の明かぬ事と成は、皆たばこの失とゆるべし、惣じての請負仕事、商家抔の物の員を以て、直段手間を極る類は、此失なしといへど、武家方の下々のする普請、百姓大勢してする業して、誰か斯かる淵底の事を知らんや、諸職人又殊更色々の木のはし、かんなくづなどの能く燒き付に至て、右の失甚以て防ぎがたし、是等の事又其下々と一所に、諸事卑賤の業を勤て見たるにあらずの有中に、きせるくはへてかけあるき、更に愼みなし、是をいへば、大工の火は火事に不成物なり抔、取るに足らぬ事のみを云物ぞかし、惣じて寺院屋敷方抔の出火、大工小屋より出る多し、夫れに世間にたばこの火の下々にして、麁末なるを思ひ較べて見れば、日々に出火せぬと不思議成とのみ思は

る丶程なり、又上の所の人は不レ知、中の人迄を見るに、其所より（マヽ）ありて常は靜か成人の、又はさもあ
る尼法師なども、是をすく人は目もあかず、きせるくはへながら咄して、又おもしろきと思ふ事にか
かりては、いつか火のぬけて疊を焦し、ふとん衣類など燒く類目前たり、しかれば下々斗この失ある
にもなし、田舍などの草屋根をふくとて、藁、茅を上げ下す手傳の男ども、すべて屋根のうへにして
まで、きせるくわへて何心もなく働くを思へば、扨々言語同斷の事のみなり、抑たばことといふもの只百
年已來の事にして、むかしは聞事更になし、なくても神代より人間の種子も盡る事なし、しかるにい
かなるうつけものが是を仕出して、今人界の止事なき煩惱とはなせる事ぞかし、當時人間さしあたる
饗應とする物、たばこ茶酒の三つ成りといへど、其內たばこを以て第一とす、外二つは縱止事と云と
も、たばこにおいては人々に止がたしと云へり、遊君遊女の媒と成り、ばくちの場におしてならぬ事
とするよし、各邪非便る所に專ら用る事となれり、夫れ下々の懷中に火道具などいふもの持事、皆た
ばこより起りて、田舍往來の旅人、馬士、かごかき、雲助などのあやしき物もらひの部の者迄、すり火
打所持して、雨にも笠の內に急火を出し、袖裏にすり付て用を辨ず、旁以下々の常なり、たばこに馴
て火を自由にする事、あだかも妙を得るが如し、依て火付是に依りてその事をよくす、第一たばこと
云物なくして、下々に火道具を持者はあやしめられて、何の云分けあらん、皆たばこを以てその種と
す、爾かのみならず、國土の田地是が爲に費ることを考見るに、世上段々に名物を作り出して、其高

いくばくと言事を量りがたし、初は世上にきつきを好みて、舘といふ名を上州高崎に作り出し、世以て是を賞翫する處に、次第に世の人口奢り長じ、やわらか成をよしとし、又風味の事にかゝり、後は匂ひを第一とす、依て國々所々の地面すぐれたる所より、色々の風味を作り出し、頃日に至ては、はつとりけんに、小松いづみ、しんでんなど、其外色々の名を呼で、高直成を愛して下々迄驕りに長じて、煙管たばこ入に至迄、只金入どんす等の、頃日迄世人守袋にて見たる事なき結構を、多葉粉の爲に切費す事、いくらと云限りを不レ知、當時無益の驕り是に過たるはなし、是何といふぞや、間には又是をすはぬ人有といへど、其人を見るにさして何事もおとりたる事なし、利根發明にして世上にすぐれておし渡る多し、且幼少よりたばこ吸ふ者に、又あほうたわけも多し、中古世上の飢饉なる事に、此事堅く御停止ありて、在々所々官吏より人を出されて、仕付け置くたばこを皆田地見分けの上、拔捨られしを覺へたりしが、三十五六年以來凶年にも其の御沙汰に不レ及、夫れより夥敷發向して、人々懷中たばこと云事初りけるなり、是を若今民間へ命令下り、切支丹宗門同前の御法度と成、二三年の内に其種子の盡る事とならば、人間に不レ吸レ之して死に及ぶ者、いか程ありなんや、又無事にして過さんや、其損益斗難からん、是併當時是によつて過相立者、商家の内には數多からん、又國々の田地に是を作りて、其土地にあひ、外の耕作をして得用は不レ及所も多かるべし、しかれども百姓は早速外の耕作をしても、其地はそれ〴〵に用ひて、さしてのめいわくもあらじといへど、只商家に當分及ニ難儀一

者多かりなん、一得一失何れをとり、何れを捨べき、此行衛を知る人あらじ

第十三 御代々德光の國家を照し給ふ事

附 七廟功臣閣の事

一 中古海內瓜の如く分れて、人民各其所を定めず、四時雲水と共にとゞまる事なきの如く、諸親分離して生死の間〻辨る事、元弘建武より凡そ三百餘歲、四民其業を樂しむ事を不〻知して、七部の猛將各其威乾坤を動し、據〻山臨〻海背〻川隔〻江、軍略智謀を以て挑み爭ひ、乘〻氣乘〻勢、千變萬化、軍戰止事なかりしを、終には寬仁大度の君の爲に天下一統して、忠臣軍勢の功を成、四海太平にして國家安寧なり、是皆開國の神君御仁慈の德澤によればなり、しかれどもすでに耳順御齡の限り有て、天下の人民幼して父母を失ふの如く、及ばぬ歎にふししづみたりしに、同二代の明君御代をしろしめし、又安堵の思ひをなし畢ぬ、此君初より神君と共に度々の軍勞をともにし、久しく國人も恩澤に馴れ奉りぬれば、二度父母を見て奉る心なりと、此君の御代に、四海の法令悉く備りて、人間五常の交りを知り、三教の道、四民の業、國々に絕たるを繼ぎ、廢れたるを起す事と成、是治れる御代とは申たりし由、其次ぎの御代は、萬業專ら世に行はれて、國土ゆたかに民安じ、此君能く人を知しめして、下よりして忠臣を選みあげ用ひ給ふに、その人永く御目鏡にはづるゝ事なかりしよし、此時を御代の盛りとは申けるとなり、其次ぎの君は、又何事も御構なく溫和にして、御代永く三十餘年を御たもち、人の國迄治

まりし、誠に太平の御代とぞ聞へし、かく四代の君德國家に功ある事多して、民又安穩成りし、しかりといへども前段にも述る如く、久敷き太平の御餘光に誇りて、武士勢ひに乘じ、民間を犬鼠の如くないがしろにして、百石とれば士といふ名に臂をはり、少の科をもゆるさず、人を自由に手打にし成敗するより、色々の邪惡をなし、民間の歎き云ばかりなりし事、段々前に述るが如く成し、五代の明君御代をしろしめしてより、始て武士の奢りを御停止あり、國々の諸侯大夫幕中の健士に至る迄、親疎輕重の隔なく、法を正さる事破竹の如く嚴なりしより、武士の邪惡を止られて、剰へ國土の盜賊辻切あぶれ者などの百難を悉く拂盡して、民間の患を除き國人誠の安穩に歸する事、上古未聞の光澤、御代長久中興の名君とや言つべし、惜哉、此時諸家の功臣其暴にあたり、其厄にたへずして斷滅する事多かりし、誠に治中の猛將と聞へしに、末に至て功臣佛法を誤り、生類畜類の爲に多くの人間の患と成ぬ、是全く君の御惠みの逆なるにはあらじ、殺生戒を御愼みの御心からは、生類畜類にかへて豈に人間の露命に御心なかるべき、たとへば事誤りて善の名をして惡に成事有とも、其時の近臣寵遇の人、何ぞ是を諫るに身をかへり見ざるは臣子の道也、一人の諫にして不レ及事あらば、同じく愛に預るの近臣心を合せて、一同に諫をば奉らざるや、臣又不レ及事あらば、其時の戒師は何の爲ぞや、夫も遠くして難き戒律の法を說きながら、近くして易き國家の歎きをば解く事不レ能の爲體なきにしもあらじ、近くして易きを救ふ不レ能は、身を退るも易かりなん、富貴榮花に縛繫せられて、空しく見果奉りしこそ口惜

けれ、夫れ戒は佛法の天地にして、殺生戒は儒の仁にあらずや、佛法を王道武道に用ひて、更に罪あるにもあらじ、只一人の用ひ様により禍にも成り、福にも成りなん、抑古しへ藤原の仲光は、我子の首を切て王の美丈御前の命を救ふ、夫れ美丈御前を助くるは私の意、是迄殺すは時の主命なりしに、眞忠の志を切にして、悲しき子にかへて其の心を勤たり、是節に臨んで諫を奉給ふ間なければ也、又唐土の范蠡は越王を諫て、不レ納時は死を共にす、會稽山の恥を雪て、終りに越王の命を不レ待、呉王を誅して五湖に身退き去る、是等皆末代迄の明鑑にして、君臣ともに其名清し、君は船、臣は水と云へり、水によりて能く船を浮め、水によりて船をくつがへす、波濤は臣にあり、臣何ぞ悟らざるや其頃評定衆の列にして、座上に立し智徳の人有ける、或時雀の子の落たるを訟へ出る事ありし時しも、燕一羽に多くの智人の亡し砌なれば、満座見合て互に言葉なかりしに、彼の役人自立て雀の子を取り給ひ、此鳥未だ温か也、扨も／＼麁末なる致方、不届き取斗りなし、此鳥若し死たりせば、汝が罪のがれまじきにと、大きにしかりて追立られ、近習の人を呼仰ていはく、綿に包みさとう水などくれて、随分大切に致すべし、かゝるものは早速又能く成物なりとの給ひしに、満座興に入て退散し給ひしよし、爾のみにあらず、大小の職役の人々、此志の人多かりし由、是等を眞忠の人とや申べし、身を吸ふの蚊を打、蚤をひねる事には、起臥に紛るゝ所も有なん、それらまで悉く見とがめ、是を訴へられて、色々憂き目に逢し人其限りなき由、是を見出し是を取次ぐの人、何も物を云ふやうなかりし、夫

れ横目と云は目を横にするの名なりと、此書は又一理あり、惣じて罪を見出しても、坐急に事を正すは品に寄るといへども、多くは明君の取所にあらず、古しへより治亂ともに其罪を知て、見ぬふりし、事を緩くして是と成事多し、物を急にして却て寇と成事又多し、其心づかひなき職役の人は、無益の事に多くの人の罪を見出し、聞出して人を亡し、永く君の汚名を後世に傳るなど、みな其臣の罪なり、財散ずる時は民聚ると、聖賢の御教へにひとしければ、此御代衛商の爲に多の金銀費て、官庫を開しも一失一得にして、陰德を後代の君へ植置き給ふ事ともなれば、猶以て國家の長久、猶賴母敷目出度ければ、殊に此御代程百姓の賦税の寛か成事はなかりし、是も又三十年餘の御代なれば、世々の君に此御二代程久しかりしは稀也、夫れ民間の幸と云は、只君の壽き久しきに勝れるはなしといへり、君と生れて御代の愼み深く、天を招くの極樂に御かへり見あらん、かへすがへすも御政務仁慈の根元と云べし、夫より又新君御代をしろしめして、兼て四海の事を御恩惠に深く懸けさせ給ひけるにや、日に月に早く民間の是非御心付有て、命令新に下り、四海の人民別世界にて連の出でたるが如く、久しく屈するに伸、乾けるに濕へるが如し、久しくしてほつと息つくの所に、纔十年の間に二君見奉り、蒼生又父母を失ひし心地して、暗夜に灯消ゆる世と成行し所に、又神君の德澤四海に滿て、祖君再來の主を得て、國家又新に開けたるが如し、萬事只上を尊ぶの下となれば、四民段々質素成風儀になり、男子たるは貴賤共木綿の上着、木綿のもゝ引、足袋わらじして走り歩く、丈夫成るを專らとして、

不相應に美麗を餝り、僞りを體とする風情の事は、いつしかむかしと成行ぬ、只かりそめ事も、當時は誠實を以てせざれば、まぐる事なき公邊の御捌となれば、是より世上の人の心も、段々其誠實に歸して、自然と僞りなき世と成りなんこそ目出度けれ、御政務の萬事的中する事、膽に銘じ腑に響くが如し

一 世の人評して曰く、かゝる賢明の君として、何ぞ世上に金銀の出入、賣掛け等の事を御取上げなく、國土に只公事訟のなからん事をのみ御心にし、諸問屋金かし等及二難儀一の事をば、御かへり見もなきやと云あへりしを、或人答へていはく、言事なかれ、夫れは只自己の油斷を以て、國家の事にあつるに不レ及の管見なり、抑今年御評定所より初、所々決斷の御役所に、公事訴訟の多き事年々月々增りて夥しく、其内只金銀の出入間の内七八十（マヽ）餘有、公邊此事にのみ隙費て、大切の國家の御政務に、御思慮有べき御隙なし、抑國土の御政務と云は、年々先國々の田地用水、堰、川缺、潮除、堤土手往來の橋々、驛路の御沙汰、四民の業に色々公事訴訟、武家方の御詮議抔、限りなき君道の家事、天下の御沙汰に御隙事なき程、御苦勞に成てだに、御手の不レ屆品々も有間敷物にあらずと、思ひ斗るも限りなき事なる中に、何ぞ商家の一方に、天下の御政務を費し給ふべきいはれなし、其理的中せる御大慮、おそれながら尤至極せり、殊に近年彼衒商の術行はれしより、民間の金銀十にして八つは皆商の手に有て、金銀の出入多き事を御察し有り、一旦其驕りをも制し給はんの御心にや知りがたし、其上此命令下り

て、看す〳〵世の諸色賣物段々昔に立歸り、下直に成行事を、其故は萬物の商皆現金の賣買と成しゆへ、金銀は惣じて拂底成物にして、近年はやりとりするに、手をひとつ打て、居ながら他の庫藏の物を賣買し、遠國の事迄、座中に口先の噂のみにして、金銀を出すに不ㇾ及商量し、大分ゝ損利を手を懷にして成し來り、僞りの事どもすたれて、皆誠の事と成しより、諸問屋の商荷物とく〳〵現金に賣て、事を捌くを第一とす、買人又金を首にかけては、所々にあたりくらべて、少し下直成を買事と成れば、次第〳〵に世の中質直に立歸り、世の中君の御代長久のしるし、是に過たる事や有りし、實體成世の中とならば、家來は主人に損をかけ、子は親をたほしてうき目を見する體の事、おのづからすくなからん、さして世の中に事の缺る事更になし

且又百姓の田地質物御取上なくして、御年貢諸役に至迄て、一年も相調物にあらず、民間亂れ可ㇾ成事、又町屋の質物等御取上げなくてならぬ分は、御吟味ありて急度被ㇾ仰付ㇾよしを聞、此上に何の滯事かあらん、的中せる命令、是より國土の公事訴訟など段々滅じて、公邊の誠の御政務の妨げなからん事、豈に國家長久の根元、過ㇾ之たる事あらんやと、頭をふりて云あへりき

一　抑七廟の事、和漢聖賢の御代の例に御心をよせられ、御魂屋の被ㇾ仰出、大德を萬代の末迄御あふきあらんとの御深慮こそ難ㇾ有けれ、是を明君御改なくして、盡期なきに及ばゝ、其地其所の領內、武藏野廣しといふ共、何ぞ錐を立るの地を殘さんや、夫れ漢の世の長き、唐の世の久しき、文帝太宗の御

身持質素にて、宗廟の祭具に至迄、皆瓦器を以てし、彩畫の事を不ㇾ好して、徳を兒孫に殘し給しより、四海も長久なりし、是等の辨書くに猶おそれ多し、只民間の大幸、かゝる君を天より下し給ふ時に生れ逢しこそうれしけれ

一　古しへ一宗の祖と成し人に、賀茂川に水をあび給ひし、其内一人は心の儘水の深みにつかりてあび給へば、一人は岡に居て久敷ひさくにて汲てあびられしよし、人其故を問てかくも大河の澤山なる水に、何ぞ深みに入て心のゆく斗にあび給はざるといへば、徳を兒孫に殘すなりと答へ給ひしよし、そのごとく同じ一流を廣め、しかも岡にて汲てあびし人は、師弟ながら今に其法國家に廣く榮へて、追日繁昌し、又心の儘水につかりてあびし人は、師兄ながら其法末衰し由、此心かりそめながら、萬事に亘て、更に水の事にあらず、夫れ人間の一生の福分、生得より其極り有事、貴賤尊卑によらず、それぞれ皆相同じ、しかるに是を幼少の時、前へ引越して遣用れば、必ず以て老い福すぎて、終りに至り衰微する者多し、凡そ天下の主と成る人も、又國々の諸侯大夫と生るゝ果の人も、それぞれの位に應じて夫程の福限りあり、大に得る格の身は、大きに失ふ格あり、結句して下々より上に生るゝ人程、得る値より失ふ徳に費多し、是を知る人は智あり、是を不ㇾ知人は愚なりと云々

一　凡そ所々に書く如く、和漢共に古しへより國家亂るに於ては、必勇猛大度の君を下して天下を治る事、世々以て相同じ、億兆の君主なり、然れども、古しへよりいづれの代の祖君も、一生矢石を犯

し苦辛碎骨して、諸の忠臣ともに應レ機隨レ變の斗事に、歳月を用ひ盡して、漸く國家を御手に入て、安樂の期すくなし、いつしか雲に隱るゝ事と成給ふも、皆兒孫の榮を御心とし、蒼生の撫育を念とし思召事の外はなかるべし、かゝる賢明の恩澤を旦暮に拜し思ふ事なきは、民間の邪見天罪、遁るゝ所あらじ

一　夫れ臣として事レ君、忠臣志を竭すといへど、人々不意の難ありて、不レ任レ意事有は世の習なり、縱ば其人の生得一器量有て、あつぱれ可レ然職役に預りても、其祿其品共に、惜き人哉と思ふが中に、或は其先二代も三代も不行跡か、又は色々の不仕合ありて、困窮仕來、借金の爲に武具の類迄を失ひなくして、當分に被二仰付一役も心ならず、勤ん事不レ能も有、且又近年は所により、續けて數年の内數度の火難に懸りて、急に不如意に成下り、勤來りし奉公にも、無二是非一御斷云立て引込、小普請にて朽果るも多しとかや、是等は皆心外の身の不幸成と言つべし、此外其身より出たる不幸、押出して不行跡抔して小普請へ入り、且押込められて入て朽果るも多し、是等にも又明察有て、一々御吟味有よし、いかゞしき御事にやと、世の人申あへり、惣じて國務のことは、皆其物にあらずして、其人による事を急とし給はゞ、猶善有ことは御力を被レ添、職役人を御ゑらみ有て、御用ひ給はんの御賢慮こそ、あらまほしけれ

一　異國には功臣閣忠臣殿ありて、代々開國の君と共に、骨を碎き命を捨て大功ありし人の分けて其

功を賞美して、數を撰み畵像木像として、宮殿樓閣に置て、代々の君臣再拜頓首して、永く使レ不レ忘といへり、抑當家の君臣は、其むかし祖先より常に代々爲レ國身命を捨て大功を立、或は二代三代打死して其操を不レ易を、偏に爲ニ忠貞一にせし家々も、いつしか時去て其子孫絶え、其家名は御掟の例に隨て、空しく斷絶する事、其員限なきこそかなしけれ、凡そ人間に生れて、今世の所願と云は、大名小名の身に生るゝをこそ至極なりとするに、其福其安樂は、當分世にくらべん物なく、諸人尊敬して羨む所なりといへど、倩々あだなる身のうへを思へば、その終の所によりて、目前にはかなき有樣を見し事共、只大名小名の御身の上に極れり、惣じて武家と生れては、いか程大祿を先祖より持來りて、七珍萬寶庫藏に滿ち、數萬人の甲兵を持といへど、一身死して家を繼ぐの長子幼年にして、同じ次て亡するに及ては、國も城も空しく差上げて、其下に有りし限りなき人も、皆ちり／＼に成、世々積貯へし七珍萬寶も其行方をしらず、哀れなりし有樣、きのふは人の身の上、明日は誰とも知りがたし、凡そ異國まで武勇の名譽を顯し、その功金石に書かされしも、一時の夢物がたりとひとしく、榮花は只槿の日影を待ぬが如し、諸家の大守、先是を朝夕に不レ忘して、萬事心當り者を愼み、邪惡の事を日々に省見て、其家をも憐み、其國民を撫育すべし、此陰徳を賴み、君臣を心とするに非ずして、何ぞ此難の不意に來る事を防ぐに便あらん哉、凡そ小家一つ潰れてだに、其下に立果葉の男女、いくばくの歎きの斗り難かるべきに、まして大家潰るゝ抔、世の歎きかぞへ盡しがたし、かへす／＼武家の面々、

後世菩提地獄極楽の遠き沙汰より、先眼前人々朝夕の命露の上に懸り、此無常を觀じて、其下々をあなどり誇る事なかれ、この難の世にあらん限り、遲く疾く誰か心の易き期あらんや、凡そ人を殺すの罪、天其死をゆるさずといへり、人の末を斷る事、其報ひ身に對してまた相同じからずや、夫れ國々の夫の內、舊功を捨て給はぬ家々に、其祖と身命をともにせし功臣の分は、其數を改め其諸侯大名を金石にしるして、祖廟の前に置き、其祭りをともにして忘るゝ事なし、いかに四海を開きし大臣の舊功をやといへば、或人いはく、やみね〳〵、萬物一得一失あり、開國の神君明慮に通ず、此事君道の家事第一の儀なれば、豈凡人の思量する所に及ばん、時至て又萬事的中するの明君の德及ぶあらん、あなかしこ云事なかれと云々

一　或人のいはく、天地の理萬物日月と共に、盈虧の二つにして、缺る物あれば滿る物あり、天地廣しといへど、猶限りあり、潰るゝの地を以て、又給はるの所領と成る、是君道の家事なり、初め有物は必終り有、潰るゝも時節到來、取立らるゝも相同じ、誰に恨もなし、誰にかこつべき樣なしといへど、只祖君共に矢石を犯し、碎骨粉身して代々戰功死功を遂し人々をば、其數を御正し、其名を金石にしるして、功臣閣忠臣殿、それ〳〵の忠勤に隨て、畫像木像に顯し、七廟の祭と共に是を祭りて、世世の鑑とし、たとへば其兒孫の絕る事あるにも、君命各別の愛命として、家名の永く相續する事ならば、遠き功臣の志を顯し、近き諸臣のはげみとも成なん、萬民の望所も又此心有ぞかし、一年本多の

家繼子幼にして亡し、例に隨て潰るゝ事ありしに、世上の人民擧て愁傷しあへりき、是只天性人間（マヽ）誠の天に滅する所より出たりし、此家の祖、功世に隱れなく、外國に對して倭國の傍り、御家の武器成と犬打童迄知り沙汰せしゆへぞかし、爰に其頃或馬士の愚成しが、此沙汰を聞て悲しみて云ひしは、是は偏に上樣の御無理なり、おのれらの三百無盡してなりとも、御家は其儘に立度事なりと、埒もなき了簡いひ侍りしを、おかしくもかたはらいたく覺へしに、後に打通して見れば、又涙のこぼるゝと聞へし、陰德の天地にみちし忠功の誠こそ有がたけれ

第十四 時頼公箱傳授の事

一 易に曰、說以使民、民志其勞と云へり、無東山（無東山は武洲伊奈に有）の嶺に、古へ異なる翁有し、予少き頃、時々往き訪て、古き物語共聞く多かりしに、公の起る時は和漢の事共、限りなく語り聞せしかども、只徒に聞なして多は皆忘れたりし、或時の物語に、抑三皇五帝の如き神人は、評論するに不レ及、中古の君に至ては、唐の太宗、後漢の光武帝、宋元明の開祖抔、能く／＼その身を愼み、萬事奢りをかへり見、一生質素を事として功臣を思ひ、蒼生を撫し國政を身づから聞しめして怠る事なく、誠に天下の父母たりしよし聞傳へし、倭國帝王の天下を知めす頃は、穩かに人の心も安かりし、攝政關白諸の忠臣、それ／＼に國事を重て、四海も安穩なりしが、遠國波濤の末々には、只王法に隨ふのみにして、出仕も怠らず勤るも多かりしに、段々世の人の心もはげ敷なり來り、公卿殿上人の下知も背

きがちなり、其後武政の政務と成て、その鋒先きに當りがたく、八島の外迄一統して、賞罰殊に明らかに、日本の風俗に的中して、人の國より手ざゝぬ一世界には成しなり、然れども、夫れ治る事嚴なれば、亂るゝも又疾し、只其時の武將の善惡によりて、國の幸不幸も又手の裏をかへすが如く成し抑賴朝公の武德、世に武將の鼻祖として、其功古今に獨步せるの名將たりといへど、天下漸三代將軍に不レ滿、是何と云ふ事ぞやと今に至る迄、世以て是を評す、夫れ賴朝の武術智謀寬仁大度たる事、漢の高祖にひとしく、天運も又同じ、是等の善相似たるのみならず、一生兄弟諸親にうとし、開國の功臣多くは果は皆誅殺せられて、倭國武門第一の祖として、國家の大功終に三代にして亡ぬ、是又漢高にひとしきこそ口惜けれ、其跡を不レ亂して、北條九代執權と稱して世を治め、國泰く人靜なりしは、偏に泰時、時賴、時宗、貞時公の賢慮によればなり、中にも時賴公の智は國家に的中して、其根深く源淸きこと、古今に獨步せり、殊に身は執權職として、身にあたる祿もさして多からず、今の世の國取大名に不レ及といへど、一生身の奢をはぶき、民を惠み諸親にむつまじく、山野の賢人を上げ、功臣を愛する事、此時の政務にしくはなかりし、爰に時賴公箱傳受と云事あり、是居ながら下萬民の事を知て、國家の政務に的中するの秘術なり、是を汝に語りて聞せんとて、一々に物語りせし其條目斗を、かして爰覺へて書付たりし

一　上一人の身は鼎よりも重き事を心とせずして、飲食色慾の爲に忘二其身一て、下萬民の歎きを不レ顧事

一　上に居て能く下の惱みを、委細に知る事を心とすべき事

一　人の上に立つ人、二六時中爲二國家一勞レ心勤る時は、常に無量の安樂に住して、福を窮め理を可レ知事

一　萬事は皆事によらずして、人によるといへり、其人を用ひて是非得失を可レ知事

一　人に邪正の生得所々ありといへども、用ひ樣によつて、邪を變じて正とし、正を以て邪となす事、皆其上に立つ人の善惡による事を、不斷工夫すべき事

一　萬物の事に人を用ひて、大邪大惡に不レ至內、早く是を正して、不レ顯二其失一仕形の事

一　萬人の上に立つ人、諸藝の筋并卑賤の業を一通宛心懸けて、色には不レ顯可レ嗜事

一　貴賤ともに、己れが嗜嫌所の物事の缺けたる程を善として、物の滿たるを可二恐忌一事

一　山野の賢人を心に懸けて、民間を不レ可レ慢事

一　女の便宜をかたく停止して、一切の決斷その沙汰に及間敷事

一　佛法の理を用ひて、むざと國家の政事にあて間敷事

一　國土の密事を辨るに箱を以する口傳する事

一　國古に有來舊跡の神社佛閣、不レ及二破壞一命令の事

一　獵狩放鷹は武備に同じくして、民間の辛苦を問ふべき用具なるに、還て(費民間可職委悉の(マヽ))事

一　國々の田地諸普請心に懸けて、年々怠事なく命令可レ下事

一　民間の年貢課役を心として、時々國土へ巡見を出して邪を可レ改事

一　巡見の用ひ樣、色々口傳有を可レ知事

一　五畿七道の驛路を可レ懸レ心事

一　祖廟を祭るに貞實を以てして、不レ可レ好二美麗一事

一　國々大功有忠臣の家を不レ可レ滅事

一　命令を欲レ傳二天下一自先可レ愼二其身一事

時頼公常に此等の條目を心として、藤綱等と密に評論しあへりとぞ聞へし、又時頼公宣し候、夫れ一國一城に限らず、萬民の上に立つ人は、たとへば大樹の下に安座して、其下をふる上中下一切の士、常に大綱を大樹に結びて、其國主の首邊に卷き、そのすへを手々に分けて、千萬人是を挽くが如し、其國人へ對して善を作すものは、その綱をゆるめ、惡を作すものは其綱を縮む、夫れ善を作すものはすくなく、惡をするものは多し、能惡に應じて曳つめられずと云事なし、依て上に立つ人未久しきはなし、二六時中是を忘れずといへど、不レ及事多し、況や是を以て心に不レ思人をやと、宣ひ侍りしとかや

民間省要下編卷之四　終

大正三年六月五日印刷
大正三年六月八日發行

日本經濟叢書 巻一

非賣品

編者 瀧本誠一

發行者 佐藤卯兵衛
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地

印刷者 中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所
東京神田駿河臺鈴木町拾六番地
電話本局三一八五・振替口座東二六八一〇
日本經濟叢書刊行會

理事
高木範之丞
鹽谷壽作
佐藤卯兵衛

CONTENTS

of the first volume

1. **HONSAROKU,** *or the political memoirs*

   by **HONDA MASANOBU**

   (1538–1616)

2. **HŌNEN ZEISHO,** *or considerations on taxes and taxation.*

   1685 by **AN ANONYMOUS**

3. **KŌTETSU MONDŌ,** *or queries and answers on the adoption of the "Tetsu" (Tenth) system*

   by **YAMAZAKI ANSAI**

   (1618–1682)

4. **DAIGAKU WAKUMON,** *or queries and answers on the political and economical doctrines of DAIGAKU*

   by **KUMAZAWA RYŌKAI**

   (1619–1691)

5. **MŌSHI SEIDENBEN,** *or the discourse on the "spring-field" system as expounded by MŌSHI (MENCIUS).*

   1692 by **MŌRI TEISAI**

6. **KŌSANKI,** *or considerations on constant earning*

   1664 by **YAMANAKA**

7. **MINKAN SEIYŌ,** *or essentials of civic life, chiefly discourses on taxes, water regulation and communication*

   by **TANAKA KYŪGŪ**

   (1662–1729)

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. I

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI
1914.

BIBLIOTHECA JAPONICA ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. I

TOKIO
NIHON KEIZAI SÔSHO
KANKÔKWAI
1914.